

稲 沢 市 地 域 防 災 計 画

—風水害等災害対策計画—

—地震災害対策計画—

(令和5年度修正版)

稲沢市防災会議

稲沢市地域防災計画 目次

第Ⅰ部 風水害等災害対策計画

第1編 総則

第1章	計画の目的	1
第1節	計画の目的	
第2節	計画の性格	
第3節	計画の構成	
第4節	災害の想定	
第5節	地域防災計画の作成又は修正	
第2章	基本理念及び重点を置くべき事項	4
第1節	防災の基本理念	
第2節	重点を置くべき事項	
第3章	各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	6
第1節	実施責任	
第2節	処理すべき事務又は業務の大綱	

第2編 災害予防

第1章	防災協働社会の形成推進	15
第1節	防災協働社会の形成推進	
第2節	自主防災組織・ボランティアとの連携	
第3節	企業防災の促進	
第2章	水害予防対策	21
第1節	河川防災対策	
第2節	雨水出水対策	
第3節	浸水想定区域における対策	
第4節	地下空間の浸水想定	
第5節	農地防災対策	
第6節	地盤沈下の防止	
第3章	事故・火災等予防対策	29
第1節	鉄道災害対策	
第2節	道路災害対策	
第3節	放射性物質及び原子力災害予防対策	
第4節	危険物及び毒物劇物等化学薬品類保安対策	
第5節	高圧ガス保安対策	
第6節	火薬類保安対策	
第7節	地下街等の保安対策	
第4章	建築物等の安全化	35
第1節	交通関係施設対策	

第2節	ライフライン関係施設対策	
第3節	文化財保護対策	
第4節	防災建築物整備対策	
第5章	都市の防災性の向上	42
第1節	都市計画のマスタープラン等の策定	
第2節	防災上重要な都市施設の整備	
第3節	建築物の不燃化の促進	
第4節	建築物の耐風対策	
第5節	市街地の面的な整備・改善	
第6章	応急対策活動のための施設、資機材、体制等の整備	45
	防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	
第7章	避難行動の促進対策	51
第1節	気象警報や避難情報の情報伝達体制の整備	
第2節	避難場所の確保及び避難路の指定等	
第3節	避難情報の判断・伝達マニュアルの作成	
第4節	避難誘導等に係る計画の策定	
第5節	避難に関する意識啓発	
第8章	避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	58
第1節	避難所の指定・整備等	
第2節	要配慮者の支援対策	
第3節	帰宅困難者支援体制の整備	
第9章	広域応援・受援体制の整備	67
第1節	広域応援・受援体制の整備	
第2節	応援部隊等に係る広域応援・受援体制の整備	
第3節	支援物資の円滑な受援供給体制の整備	
第4節	防災活動拠点の確保等	
第10章	防災訓練及び防災意識の向上	70
第1節	防災訓練の実施	
第2節	防災のための意識啓発・広報	
第3節	防災のための教育	
第11章	防災に関する調査研究の推進	75
	防災に関する調査研究の推進	

第3編 災害応急対策

第1章	活動態勢（組織の動員配備）	76
第1節	防災組織	
第2節	防災活動	
第3節	非常配備体制	

第4節	職員の派遣要請	
第5節	災害救助法の適用	
第2章	避難行動	83
第1節	気象情報等の伝達	
第2節	避難情報	
第3節	住民等の避難誘導	
第4節	広域避難	
第3章	災害情報の収集・伝達・広報	97
第1節	被害状況等の収集・伝達	
第2節	通信手段の確保	
第3節	広報	
第4章	応援協力・派遣要請	110
第1節	応援協力	
第2節	応援部隊等による広域応援等	
第3節	自衛隊の災害派遣	
第4節	ボランティアの受入	
第5節	防災活動拠点の確保等	
第5章	救出・救助対策	120
第1節	救出・救助活動	
第2節	消防防災ヘリコプターの活用	
第6章	医療救護・防疫・保健衛生対策	122
第1節	医療救護	
第2節	防疫・保健衛生	
第7章	交通の確保・緊急輸送対策	127
第1節	道路交通規制	
第2節	道路施設対策	
第3節	鉄道施設対策	
第4節	緊急輸送手段の確保	
第8章	水害防除対策	133
第1節	水防	
第2節	防災営農	
第3節	流木の防止	
第9章	避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	141
第1節	避難所の開設・運営	
第2節	要配慮者支援対策	
第3節	帰宅困難者対策	
第10章	水・食品・生活必需品等の供給	147
第1節	給水	
第2節	食品の供給	

第 3 節	生活必需物資の供給	
第 11 章	環境汚染防止及び地域安全対策	154
第 1 節	環境汚染防止対策	
第 2 節	地域安全対策	
第 12 章	遺体の取扱い	156
第 1 節	遺体の搜索	
第 2 節	遺体の処理	
第 3 節	遺体の埋火葬	
第 13 章	ライフライン施設等の応急対策	159
第 1 節	電力施設対策	
第 2 節	ガス施設対策	
第 3 節	上水道施設対策	
第 4 節	下水道施設対策	
第 5 節	通信施設の応急措置	
第 6 節	郵便業務の応急措置	
第 7 節	ライフライン施設の応急復旧	
第 14 章	航空災害対策	166
第 15 章	鉄道災害対策	169
第 16 章	道路災害対策	171
第 17 章	放射性物質及び原子力災害応急対策	173
第 1 節	放射性物質災害発生時の応急対策	
第 2 節	特定事象発生時の応急対策	
第 3 節	緊急事態応急対策	
第 18 章	危険物、毒物劇物等化学薬品類及び高圧ガス災害対策	177
第 1 節	危険物等施設	
第 2 節	高圧ガス災害対策	
第 3 節	火薬類災害対策	
第 19 章	大規模な火事災害対策	181
第 20 章	住宅対策	183
第 1 節	被災宅地の応急危険度判定	
第 2 節	被災住宅等の調査	
第 3 節	公共賃貸住宅等への一時入居	
第 4 節	応急仮設住宅の設置及び管理運営	
第 5 節	住宅の応急修理	
第 6 節	障害物の除去	
第 21 章	学校における対策	189
第 1 節	気象警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置	
第 2 節	教育施設及び教職員の確保	
第 3 節	応急な教育活動についての広報	
第 4 節	教科書・学用品等の給与	

第4編 災害復旧・復興

第1章	復興体制	192
第1節	復興計画等の策定	
第2節	職員の派遣要請	
第2章	公共施設等災害復旧対策	193
第1節	公共施設災害復旧事業	
第2節	激甚災害の指定	
第3節	暴力団等への対策	
第3章	災害廃棄物処理対策	196
	災害廃棄物処理計画	
第4章	被災者等の再建等の支援	198
第1節	罹災証明書の交付等	
第2節	被災者への経済的支援等	
第3節	住宅等対策	
第5章	商工業・農林水産業の再建支援	203
第1節	商工業の再建支援	
第2節	農林水産業の再建支援	

第Ⅱ部 地震災害対策計画

第1編 総則

第1章	計画の目的・方針	204
第1節	計画の目的	
第2節	計画の性格	
第3節	計画の構成	
第4節	地域防災計画の作成又は修正	
第2章	稲沢市の特質と災害要因	207
第1節	自然的条件	
第2節	社会的条件	
第3章	被害想定及び減災効果	210
第1節	基本的な考え方	
第2節	地震・津波被害の予測及び減災効果	
第4章	基本理念及び重点を置くべき事項	214
第1節	防災の基本理念	
第2節	重点を置くべき事項	
第5章	各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	217
第1節	実施責任	
第2節	処理すべき事務又は業務の大綱	

第2編 災害予防

第1章	防災協働社会の形成推進	226
第1節	防災協働社会の形成推進	
第2節	自主防災組織・ボランティアとの連携	
第3節	企業防災の促進	
第2章	建築物等の安全化	232
第1節	建築物の耐震推進	
第2節	交通関係施設等の整備	
第3節	ライフライン関係施設対策	
第4節	文化財の保護	
第5節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	
第3章	都市の防災性の向上	250
第1節	都市計画のマスタープラン等の策定	
第2節	防災上重要な都市施設の整備	
第3節	建築物の不燃化の促進	
第4節	市街地の面的な整備・改善	
第4章	液状化対策・地盤災害等の予防	253

第 1 節	土地利用の適正誘導	
第 2 節	液状化対策の推進	
第 3 節	被災宅地危険度判定の体制整備	
第 5 章	応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備 ……………	255
	防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	
第 6 章	避難行動の促進対策 ……………	262
第 1 節	津波警報や避難情報の情報伝達体制の整備	
第 2 節	緊急避難場所の確保及び避難路の指定等	
第 3 節	避難情報の判断・伝達マニュアルの作成	
第 4 節	避難誘導等に係る計画の策定	
第 5 節	避難に関する意識啓発	
第 7 章	避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 ……………	268
第 1 節	避難所の指定・整備等	
第 2 節	要配慮者の支援対策	
第 3 節	帰宅困難者支援体制の整備	
第 8 章	火災予防・危険性物質の防災対策 ……………	276
第 1 節	火災予防対策に関する指導	
第 2 節	消防力の整備強化	
第 3 節	危険物施設防災計画	
第 4 節	高圧ガス大量貯蔵所防災計画	
第 5 節	毒物劇物取扱施設防災計画	
第 9 章	広域応援・受援体制の整備 ……………	280
第 1 節	広域応援・受援体制の整備	
第 2 節	応援部隊等に係る広域応援・受援体制の整備	
第 3 節	支援物資の円滑な受援供給体制の整備	
第 4 節	防災活動拠点の確保等	
第 10 章	防災訓練及び防災意識の向上 ……………	284
第 1 節	防災訓練の実施	
第 2 節	防災のための意識啓発・広報	
第 3 節	防災のための教育	
第 4 節	地震相談の実施	
第 11 章	震災に関する調査研究の推進 ……………	291

第3編 災害応急対策

第1章	活動態勢（組織の動員配備）	292
第1節	防災組織	
第2節	災害対策本部の設置・運営	
第3節	職員の派遣要請	
第4節	災害救助法の適用	
第2章	避難行動	300
第1節	津波警報等の伝達	
第2節	避難情報	
第3節	住民等の避難誘導等	
第3章	災害情報の収集・伝達・広報	307
第1節	被害状況等の収集・伝達	
第2節	通信手段の確保	
第3節	広報	
第4章	応援協力・派遣要請	319
第1節	応援協力	
第2節	応援部隊等による広域応援等	
第3節	自衛隊の災害派遣	
第4節	ボランティアの受入	
第5節	防災活動拠点の確保等	
第6節	南海トラフ地震の発生時における広域受援	
第5章	救出・救助対策	330
第1節	救出・救助活動	
第2節	愛知県防災ヘリコプターの活用	
第6章	消防活動・危険性物質対策	333
第1節	消防活動	
第2節	危険物施設対策計画	
第3節	高圧ガス大量貯蔵所対策計画	
第4節	毒物劇物取扱施設対策計画	
第7章	医療救護・防疫・保健衛生対策	338
第1節	医療救護	
第2節	防疫・保健衛生	
第8章	交通の確保・緊急輸送対策	343
第1節	道路交通規制等	
第2節	道路施設対策	
第3節	鉄道施設対策	
第4節	緊急輸送手段の確保	
第9章	浸水・津波対策	351

第 1 節	浸水対策	
第 2 節	津波対策	
第 10 章	避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	353
第 1 節	避難所の開設・運営	
第 2 節	要配慮者支援対策	
第 3 節	帰宅困難者対策	
第 11 章	水・食品・生活必需品等の供給	359
第 1 節	給水	
第 2 節	食品の供給	
第 3 節	生活必需物資の供給	
第 12 章	環境汚染防止及び地域安全対策	366
第 1 節	環境汚染防止対策	
第 2 節	地域安全対策	
第 13 章	遺体の取扱い	368
第 1 節	遺体の搜索	
第 2 節	遺体の処理	
第 3 節	遺体の埋火葬	
第 14 章	ライフライン施設の応急対策	371
第 1 節	電力施設対策	
第 2 節	ガス施設対策	
第 3 節	上水道施設対策	
第 4 節	工業用水道施設対策	
第 5 節	下水道施設対策	
第 6 節	通信施設の応急措置	
第 7 節	郵便業務の応急措置	
第 8 節	ライフライン施設の応急復旧	
第 15 章	住宅対策	381
第 1 節	被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定	
第 2 節	被災住宅等の調査	
第 3 節	公共賃貸住宅等への一時入居	
第 4 節	応急仮設住宅の設置及び管理運営	
第 5 節	住宅の応急修理	
第 6 節	障害物の除去	
第 16 章	学校における対策	388
第 1 節	津波警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置	
第 2 節	教育施設及び教職員の確保	
第 3 節	応急な教育活動についての広報	
第 4 節	教科書・学用品等の給与	

第4編 災害復旧・復興

第1章	復興体制	391
第1節	復興計画等の策定	
第2節	職員の派遣要請	
第2章	公共施設等災害復旧対策	392
第1節	公共施設災害復旧事業	
第2節	激甚災害の指定	
第3節	暴力団等への対策	
第3章	災害廃棄物処理対策	396
	災害廃棄物処理対策	
第4章	震災復興都市計画の決定手続き	398
第1節	第一次建築制限	
第2節	第二次建築制限	
第3節	復興都市計画事業の都市計画決定	
第5章	被災者等の再建等の支援	400
第1節	罹災証明書の交付等	
第2節	被災者への経済的支援等	
第3節	住宅等対策	
第6章	商工業・農林水産業の再建支援	405
第1節	商工業の再建支援	
第2節	農林水産業の再建支援	

第5編 南海トラフ臨時情報発表時の対応

1.	南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応	406
2.	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応	406
3.	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応	408

別紙 東海地震に関する事前対策

第1章	対策の意義及び東海地震に関連する情報	411
第1節	東海地震に関する事前対策の意義	
第2節	東海地震に関連する情報	
第2章	災害対策本部等の設置等	414
第1節	災害対策本部の設置等	
第2節	警戒宣言発令時等の情報伝達	
第3節	警戒宣言発令時等の広報	
第4節	警戒宣言後の避難状況等に関する情報の収集、伝達等	

第3章	発災に備えた資機材、人員等の配備手配	420
第1節	主要食糧、医薬品、住宅等の確保	
第2節	災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備	
第4章	発災に備えた直前対策	423
第1節	避難対策	
第2節	消防、浸水等対策	
第3節	社会秩序の維持対策	
第4節	道路交通対策	
第5節	鉄道	
第6節	飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係	
第7節	生活必需品の確保	
第8節	金融対策	
第9節	郵政事業対策	
第10節	病院、診療所	
第11節	百貨店等	
第12節	緊急輸送	
第13節	警戒宣言発令時の帰宅困難者対策	
第5章	市が管理又は運営する施設に関する対策	436
第1節	道路	
第2節	河川	
第3節	不特定かつ多数の者が出入りする施設	
第4節	工事中の建築物等に対する措置	
第6章	他機関に対する応援要請	439
第1節	防災関係機関に対する応援要請等	
第2節	自衛隊の地震防災派遣	
第7章	市民のとるべき措置	440
第1節	家庭においてとるべき措置	
第2節	職場においてとるべき措置	

第Ⅰ部 風水害等災害対策計画

第１編 総則

第１章 計画の目的

第１節 計画の目的

この計画は、市民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある大規模な風水害等の災害に対処するため、総合的かつ計画的な防災対策の推進を図り、市民のかけがえない生命、身体及び財産を風水害等の災害から守ることを最大の目的とするものとする。

また、この計画はこの目的を遂行するため、次の事項に関する基本的な内容について定めるものとする。

- 1 市並びに市の地域に係る関係機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱
- 2 風水害等の災害の予防、応急対策及び復旧に関する計画

第２節 計画の性格

- 1 この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、稲沢市防災会議によって作成される「稲沢市地域防災計画」の「風水害等災害対策計画」として、風水害等の災害に対処すべき措置事項を中心に定めるものとする。
- 2 この計画は、市民の生命、身体及び財産を守るため、各防災関係機関がとるべき基本的事項等を定めるものであり、各防災関係機関はこれに基づいて細部計画等を定め、その具体的推進に努めるものとする。
- 3 この計画は、本市を取り巻く諸条件の変化及び愛知県地域防災計画の修正等により、必要に応じて修正を加えるなど、その弾力的な運用を図るものとする。
- 4 稲沢市地域強靱化計画との関係

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成 25 年法律第 95 号）第 13 条において、市が策定する国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本計画や愛知県地域強靱化計画と調和・連携を図りつつ、本市の強靱化の指針となるべきものとされている。

このため、この計画の国土強靱化に関する部分は、愛知県地域強靱化計画を指針とし、同計画の基本目標である次の事項を踏まえるものとする。

ア 市民の生命を最大限守る

イ 地域及び社会の重要な機能を維持する

ウ 市民の財産及び公共施設、愛知県を始め中部圏全体の産業・経済活動に係る被害をできる限り軽減する

エ 迅速な復旧復興を可能とする

第３節 計画の構成

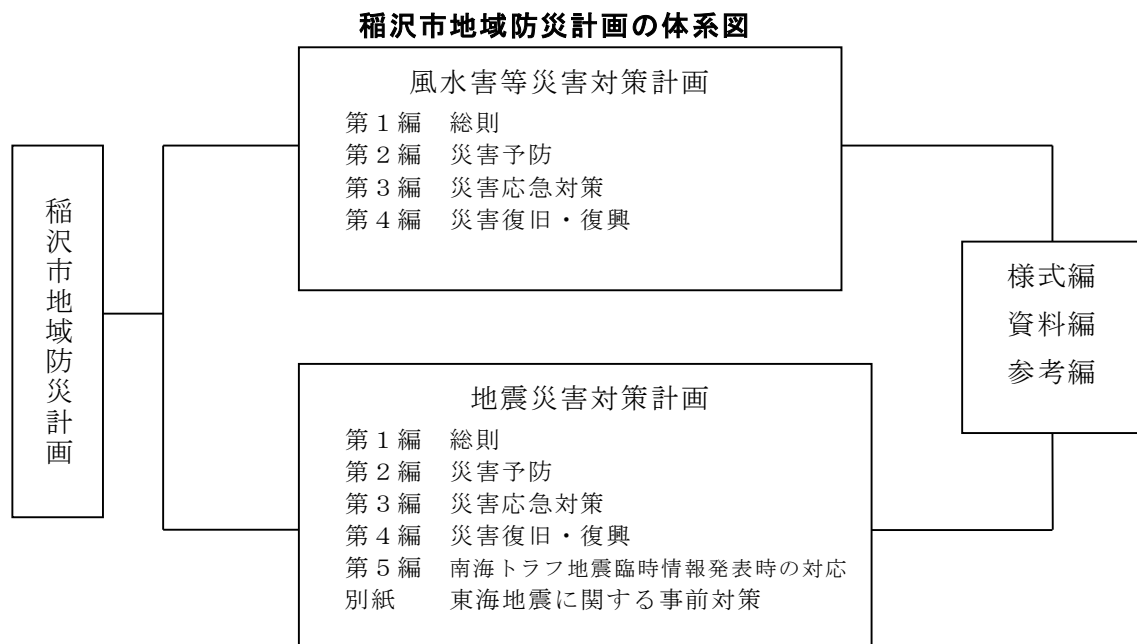
災害対策の基本は、「災害を予防し」、「事に臨んで対処し」、「事後の復旧に努める」ことで、この 3 本の柱で本計画を構成するものとする。

第１編 総則

第2編 災害予防

第3編 災害応急対策

第4編 災害復旧・復興



第4節 災害の想定

この計画の策定にあたっては、本市における地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、都市化の状況、産業の集中等の社会的条件並びに過去における各種災害発生状況を勘案し、発生し得る災害を想定してこれを基礎とした。

(1) 想定した主な災害

この計画作成の基礎として想定した主な災害は、次のとおりである。

- ア 台風による災害
- イ 集中豪雨等異常気象による災害
- ウ 大規模な火災
- エ 危険物の爆発等による災害
- オ 可燃性ガスの拡散
- カ 有毒性ガスの拡散
- キ 航空機事故による災害
- ク その他の特殊災害

(2) 水防対策において参考とする浸水想定

台風や集中豪雨等による洪水、雨水出水や高潮による災害について、本計画等の具体的な対策を策定・修正する際には、次の資料を参考とする。

- ア 水防法第14条、第14条の2及び第14条の3に基づき指定された各浸水想定区域
- イ 高潮氾濫による浸水が想定される区域(水防法に基づく浸水想定区域等)

第5節 地域防災計画の作成又は修正

稲沢市防災会議は、毎年本計画に検討を加え、必要あれば見直しを行う。

また、見直しにあたっては、「愛知県地域防災計画」を参考として本市の実情に応じて細部の検討を行うものとする。

第2章 基本理念及び重点を置くべき事項

第1節 防災の基本理念

「ステージアップ 稲沢」をスローガンに、市民との協働によるまちづくりの推進をめざしている本市において、地域、関係機関及び行政が一体となり、大規模災害に対し、迅速かつ的確に対応できる安全なまちを構築することも重要な施策である。

近年、気候変動の影響に伴う台風の激化や局地的な大雨の頻発、市街化の進行などといまって、洪水、高潮、土砂災害などの災害リスクが高まっている。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、災害に備えていかなければならない。

県、市町村を始めとする各防災関係機関は、過去の災害から得られた教訓を踏まえ、適切な役割分担及び相互の連携協力の下、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、市民や事業者、自主防災組織、ボランティア等と一体となって取組みを進めていかなければならない。

また、女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れるとともに、科学的知見及び災害から得られた教訓を踏まえ絶えず改善を図っていくこととする。

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があるが、それぞれの段階における基本理念は次のとおりである。

1 災害予防段階

災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせ一体的に災害対策を推進する。

2 災害応急対策段階

- (1) 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握する。また、時間の経過に応じた的確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。
- (2) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

3 災害復旧・復興段階

発災後は、速やかに施設を復旧するとともに、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。なお、大規模災害時には、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める。

第2節 重点を置くべき事項

防災基本計画を踏まえ、本市の地域の防災対策において、特に重点を置くべき事項は次のとおりとする。

1 大規模広域災害への即応力の強化に関する事項

大規模広域災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、県及び市町村間の相互支援体制を構築するとともに、実践的な訓練の実施に努めること。その際、効果的・効率的な対策を行うため、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るなど、災害対応業務のデジタル化の促進に努める。

また、県及び市町村と企業等との間で協定を締結するなど、各主体が連携した応急体制の整備に努めること。

2 被災地への物資の円滑な供給に関する事項

被災地への物資の円滑な供給のため、被災地のニーズを可能な限り把握するとともに、ニーズの把握や被災地側からの要請が困難な場合には、要請を待たずに必要な物資を送り込むなど、被災地に救援物資を確実に供給する仕組みを構築すること。

3 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項

住民等の円滑かつ安全な避難行動を支援するため、ハザードマップの作成、避難情報の判断基準の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えての必要に応じた「緊急安全確保」の指示、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成及び活用を図ること。また、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保（以下、「避難情報」という。）等の行動を促す情報に警戒レベルを付して提供することにより、避難のタイミングや住民等がとるべき行動を明確にする。

4 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項

被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の発行体制の整備、積極的な被災者台帳の作成及び活用を図ること。

また、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図ること。

5 事業者や住民等との連携に関する事項

関係機関が一体となった防災対策を推進するため、市地域防災計画への地区防災計画の位置付けなどによる市と地区居住者等との連携強化、災害応急対策に係る事業者等との連携強化を図ること。

6 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興に関する事項

大規模災害が発生した場合に、円滑かつ迅速な復興に資するため、住宅復興計画・体制の検討を進めるなど、住民の意向を尊重しつつ、計画的な復興が図られる体制を整備すること。

第3章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1節 実施責任

1 稲沢市

災害対策基本法の基本理念にのっとり市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を風水害等の災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、県関係機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

また、市民の防災事業への関心を喚起して知識の普及・啓発に努めるとともに、防災に対応できる地域づくり、人づくりへの取り組みを市民とともに進める。

2 愛知県

災害対策基本法の基本理念にのっとり県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を風水害等の災害から保護するため、災害が市町村の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが不相当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

また、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助してその調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、災害対策基本法の基本理念にのっとり地域住民の生命、身体及び財産を風水害等の災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、県及び市の防災活動が、円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、災害対策基本法の基本理念にのっとりその業務の公共性、又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市の防災活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

また、指定公共機関及び指定地方公共機関は、市長に対して応急措置の実施に必要な労務、施設、設備又は物資の確保について、応援の要請を求めることができる。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、災害対策基本法の基本理念にのっとり平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害が発生した場合は、応急措置を実施する。

また、市及び防災関係機関の防災活動に協力する。

第2節 処理すべき事務又は業務の大綱

1 稲沢市

- (1) 災害予警報を始めとする災害に関する情報の収集伝達を行う。
- (2) 災害による被害状況の調査及び報告を行う。
- (3) 災害広報を行う。
- (4) 避難の指示を行う。
- (5) 被災者の救助を行う。
- (6) 災害が発生した場合における清掃、防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。
- (7) 消防活動及び水防活動を行う。
- (8) 被災児童、生徒等に対する応急の教育を行う。
- (9) 公共土木施設、農地及び農業用施設等の新設、改良及び防災対策並びに災害復旧を行う。
- (10) 農作物、家畜等に対する応急措置を行う。
- (11) 水防、消防、浸水対策、救助その他防災に関する施設及び設備の整備を行う。
- (12) 危険物等施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。
- (13) 交通整理、警戒区域の設定、その他社会秩序の維持を行う。
- (14) 自主防災組織の育成、ボランティアによる防災活動の環境整備を行う。
- (15) 防災上必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及を行う。
- (16) 洪水予報、水防警報、水位周知河川の水位、排水調整対象河川の水位通知等の伝達を受けた際、必要な措置を行う。

2 県関係機関

【愛知県尾張県民事務所】

- (1) 災害に関する情報の収集伝達を行う。
- (2) 市の実施する災害対策業務に対する支援を行う。
- (3) 災害対策基本法施行令第33条の規定による緊急通行車両等の確認及び確認証明書の交付を行う。

【愛知県一宮建設事務所】

- (1) 公共土木施設に対する応急措置を行う。
- (2) 公共土木施設の新設、改良及び災害復旧を行う。
- (3) 雨量、水位及び流量の観測及び水防警報の発表、解除を行う。
- (4) 交通の制限及び規制を行う。

【愛知県清須保健所】

- (1) 医療、助産に関する情報の収集及びその確保を行う。
- (2) 災害が発生した場合における防疫、その他保健衛生に関する応急措置を行う。

【愛知県尾張農林水産事務所一宮支所】

- (1) 農地、農業用施設等の被害状況に関する情報収集を行う。
- (2) 農地、農業用施設等の災害が発生した場合における応急措置について指導を行うとともに、これらの災害復旧事業の実施及び指導を行う。

【愛知県稲沢警察署】

- (1) 災害が発生した場合における警備対策、交通対策の企画、調整及び推進に関するものを行う。
- (2) 警察で使用する災害警備に関する災害非常用物資及び装備資機材の整備を行う。
- (3) 被害実態の早期把握と情報の伝達を行う。
- (4) 災害を拡大させるおそれのある設備又は物件の除去を行う。
- (5) 避難の指示又は警告及び誘導を行う。
- (6) 人命救助を行う。
- (7) 行方不明者の捜索及び遺体の検視を行う。
- (8) 災害が発生した場合における交通秩序の保持を行う。
- (9) 広報、相談活動を行う。
- (10) 災害が発生した場合における犯罪（不法事案）の取締りを行う。
- (11) 他の機関の行う災害応急対策に対する協力を行う。
- (12) 緊急輸送の確保のため、車両の通行を禁止・制限する。
- (13) 災害対策基本法施行令第33条の規定による緊急通行車両の確認を行う。

3 指定地方行政機関

【名古屋地方気象台】

- (1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。
- (2) 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。)及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。
- (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。
- (4) 地方公共団体の行う防災対策に関する技術的な支援・協力を行う。
- (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努める。

【中部地方整備局】

- (1) 災害予防
 - ア 降雨、河川水位などについて観測する。
 - イ 木曽川・庄内川に洪水のおそれがあるとき、名古屋地方気象台と共同して洪水予報〔(木曽川・庄内川) 氾濫注意情報、氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報〕を発表して関係機関に連絡する。
 - ウ 木曽川・庄内川の水防警報を行う。
 - エ 災害が発生した場合における応急復旧を円滑に進めるため、災害応急復旧用資機材について備蓄等を推進する。
 - オ 防災訓練は、実践的な方法をもって実施する。
 - カ 大規模災害による被災施設の復旧等をより迅速、確実、効果的に行うため、公共土木施設等の被災状況モニター制度、ボランティアによる活動で被災状況把握及び応急対策等に対する防災協力活動を行う防災エキスパート制度を活用する。
- (2) 初動対応

ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。

イ 情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う。

(3) 応急復旧

ア 災害が発生した場合又はおそれのある場合には、必要な体制を整え所掌事務を実施する。

イ 災害が発生した場合における応急対策を実施するときは、防災関係機関と密接な連絡を保ち、協力を行う。

ウ 災害が発生した場合における緊急輸送道路の確保として、関係機関と調整を図りつつ、路上障害物の除去等を実施する。

エ 災害が発生した場合における体制を速やかに整えて、所管施設の緊急点検を実施する。

オ 要請に基づき、中部地方整備局が保有している防災ヘリコプター、災害対策車両等を、被災地域支援のため出動させる。

4 指定公共機関

【日本赤十字社】

(1) 必要に応じて、所定の常備救護班が迅速に出動できる体制を整備するため、平常時から計画的に救護員を養成・確保するとともに、医療器材、医薬品、血液製剤の現有数の確認、救護資材の整備点検等を行う。

(2) 避難所の設置に係る支援を行う。

(3) 医療、助産、死体の処理（一時保存を除く。）の業務を行う。

(4) 血液製剤の確保と供給を行う。

(5) 日頃から備蓄してある赤十字救援物資（毛布、緊急セット等）を被災者のニーズに応じて配分する。

なお、配分にあたっては県、市及び防災ボランティア等の協力を得ながら行う。

(6) 義援金等の受付及び配分を行う。

なお、配分については県、市及びその他関係団体と配分委員会を組織して義援金の迅速公正な配分に努める。

【東海旅客鉄道株式会社・日本貨物鉄道株式会社】

(1) 線路、ずい道、橋りょう、停車場、盛土、電気施設等その他輸送に直接関係ある施設の保守・管理を行う。

(2) 旅客の避難、救護を実施する。

(3) 災害により線路が不通となった場合、列車の運転休止、又は自動車による代行輸送及び連絡社線による振替輸送等を行う。

(4) 死傷者の救護及び処置を行う。

(5) 対策本部は、運転再開にあたり、必要により抑止列車の車両の検査、乗務員の手配等を円滑に行う。

【日本郵便株式会社】

災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。

また、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施するものとする。

- (1) 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。
- (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。
- (3) 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施するものとする。
- (4) 被災地の被災者の救助を行う地方公共団体等にあてた救助用の物を内容とするゆうパックの料金免除を実施するものとする。
- (5) 被災者の救助を行う団体が被災者に配付する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付き郵便葉書等寄附金を配分する。

【稲沢郵便局】

- (1) 地方公共団体又は自らが収集した被災者の避難場所開設状況及び（同意の上で作成した）避難者リスト等の情報の相互提供を行う。
- (2) 郵便局ネットワークを活用した広報活動を行う。
- (3) 郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の地方自治体等への情報提供を行う。
- (4) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置を行う。
- (5) 株式会社ゆうちょ銀行の非常時払及び株式会社かんぽ生命保険の非常時取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱いを行う。

【中部電力株式会社（※1）・株式会社J E R A・関西電力株式会社（※2）・電源開発株式会社（※3）】

- (1) 電力設備の災害予防措置を講ずるとともに、被災状況を調査して、その早期復旧を図る。
- (2) 電力に不足を生じた場合は、他電力会社との電力の融通を図る。
（※1）中部電力パワーグリッド株式会社及び中部電力ミライズ株式会社を含む。（以降同じ。）
（※2）関西電力送配電株式会社を含む。（以降同じ。）
（※3）電源開発送変電ネットワーク株式会社を含む。（以降同じ。）

【東邦瓦斯株式会社（※）】

- (1) ガス施設の災害予防措置に努める

- (2) 災害が発生した場合には、被災施設の復旧を実施し、供給停止等の需要者に対して、早期供給再開を図る。

(※) 東邦ガスネットワーク株式会社を含む。(以降同じ。)

【日本通運株式会社・福山通運株式会社・佐川急便株式会社・ヤマト運輸株式会社・西濃運輸株式会社】

国、地方公共団体等からの要請に応じて、災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の輸送を行う。

【西日本電信電話株式会社】

- (1) 災害が発生した場合における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。
- (2) 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、通信設備を優先的に利用させる。
- (3) 防災応急対策を実施するために、必要な公衆通信施設の整備を行う。
- (4) 災害が発生した場合に備えて、災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。
- (5) 災害が発生した場合における公衆通信の確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。
- (6) 気象等警報を市へ連絡する。
- (7) 電話サービス契約約款等に基づき、災害関係電報電話料金等の免除を行う。

【エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社】

- (1) 災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。
- (2) 災害応急措置の実施に必要な通信に対し、通信設備を優先的に利用させる。
- (3) 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。
- (4) 災害時における通信の確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。
- (5) 電話サービス契約約款等に基づき、災害関係電話料金等の免除を行う。

【ＫＤＤＩ株式会社】

- (1) 災害対策本部を設置し、直ちに災害応急対策を行う。
- (2) 災害時における電気通信の確保、被災施設及び設備の早期復旧を図る。
- (3) 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請により優先的に対応する。

【株式会社ＮＴＴドコモ】

- (1) 災害が発生した場合における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。
- (2) 防災応急措置の実施に必要な通信に対して、通信設備を優先的に利用させる。
- (3) 災害が発生した場合に備えた、災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。
- (4) 災害が発生した場合における携帯電話の通信確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。
- (5) 携帯電話等サービス契約約款等に基づき、災害関係携帯電話料金等の免除を行う。

【ソフトバンク株式会社】

- (1) 災害時における重要通信の確保、及び被災した電気通信設備等の早期復旧を図る。
- (2) 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請により優先的に対応する。
- (3) 災害時における情報等の的確かつ迅速な収集、伝達を行う。

【楽天モバイル株式会社】

- (1) 災害時における携帯電話の通信確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。
- (2) 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請を優先的に対応する。
- (3) 災害対策本部を設置し災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。

【株式会社イトーヨーカ堂、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブンーイレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディングス】

国、地方公共団体等からの要請に応じて、災害応急対策の実施に必要な物資の調達又は供給等を行う。

5 指定地方公共機関

【愛知県尾張水害予防組合】

- (1) 水防施設、資機材の整備と管理を図る。
- (2) 水防計画の作成とその実施を推進する。

【名古屋鉄道株式会社】

東海旅客鉄道株式会社・日本貨物鉄道株式会社に準じる。

【報道機関】

- (1) 気象等予警報及び被害状況等の報道を行う。
- (2) 平常時から防災知識の普及に関する報道を行う。
- (3) 放送施設の保守を行う。

【愛知県 LP ガス協会西部支部】

- (1) LP ガス設備の災害予防措置に努める。
- (2) 災害が発生した場合には、LP ガス設備の災害復旧をする。

【一般社団法人愛知県病院協会】

医療及び助産活動に協力する。

6 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

【社会福祉法人稲沢市社会福祉協議会】

- (1) ボランティア活動の体制づくりに協力する。
- (2) 高齢者、障害者、傷病者、乳幼児、外国人等の災害対応能力の弱い者（以下「避難行動要支援者」という。）の救援活動に協力する。

【一般社団法人稲沢市医師会】

- (1) 医療及び助産活動に協力する。
- (2) 防疫その他保健衛生活動に協力する。

【稲沢市歯科医師会】

- (1) 歯科保健医療活動に協力する。
- (2) 身元確認活動に協力する。

【稲沢市薬剤師会】

- (1) 医薬品等の供給及び保管管理活動に協力する。
- (2) 医薬品等の適正使用に関する活動に協力する。

【各土地改良区】

土地改良区の管理する農業用施設、その他農地の保全又は利用上必要な施設の補強、廃止又は変更を行うとともに、災害復旧を行う。

なお、市域に関係のある土地改良区は、次のとおりである。

- (1) 稲沢市土地改良区
- (2) 祖父江町土地改良区
- (3) 平和土地改良区
- (4) 宮田用土地改良区
- (5) 福田悪水土地改良区
- (6) 領内川用悪水土地改良区
- (7) 海部土地改良区

【産業経済団体】

農業協同組合、商工会議所等は被害調査を行い、対策指導並びに必要な資器材及び融資の斡旋について協力する。

【区・自治会等】

関係区域内の被害調査及び救援物資の配布等に協力する。

【自主防災組織】

地域内の被害調査等応急対策に協力する。

【文化・厚生・社会事業団体】

文化事業、厚生事業及び社会事業を行う行政関連団体は、応急対策について協力する。

【危険物施設の管理者・その他重要な施設の管理者】

危険物施設の管理者及びその他重要な施設の管理者は、防災管理上必要な措置を行い、防災活動について協力する。

7 自衛隊

自衛隊は、災害派遣要請者（県知事等）からの要請に基づき、防災活動を実施するとともに、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要して要請を待ついとまがないときは、要請を待つことなく防災活動を実施する。

なお、実施する防災活動を例示すると、概ね次のとおりである。

- (1) 被害状況の把握を行う。
- (2) 避難の援助を行う。
- (3) 遭難者等の搜索救助を行う。
- (4) 水防活動を行う。
- (5) 消防活動を行う。
- (6) 道路又は水路の啓開を行う。
- (7) 応急医療、救護及び防疫を行う。
- (8) 人員及び物資の緊急輸送を行う。
- (9) 給食及び給水を行う。
- (10) 入浴支援を行う。
- (11) 救援物資の無償貸付又は譲与を行う。
- (12) 危険物（火薬類等）の保安及び除去を行う。
- (13) その他自衛隊の能力で対処可能な防災活動を行う。

第2編 災害予防

第1章 防災協働社会の形成推進

基本方針

- 自然災害からの安全・安心を得るためには、行政による公助はもとより、市民一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近なコミュニティ等による共助が大切であり、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」を踏まえ、社会の様々な主体が連携して、災害被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みを、構築していかなければならない。
- 大規模災害が発生した場合に、被害を最小限にとどめ災害の拡大を防止するには、平素から住民等による自主防災組織を設けて、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等を組織的に行うことが重要である。
- 企業は、顧客・従業員の生命・財産を守るとともに、企業にとって中核となる事業を継続あるいは早期に復旧させるための事業継続計画（Business Continuity Plan）（以下「BCP」という。）の策定に取り組むなど、予防対策を進める必要がある。

第1節 防災協働社会の形成推進

1 市における措置

(1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り

市は、「新しい公」という考え方を踏まえ、市民、事業者、自主防災組織等と一体となって、より幅広い連携による防災活動の推進や市民の防災意識の高揚を図るため、防災活動の継続的な取り組みを推進する枠組み作りに努めるとともに、あいち防災協働社会推進協議会が策定した「災害に強い地域づくりに向けた活動方針」に基づいた活動を実施する。

(2) 災害被害の軽減に向けた具体的行動

市は、様々な主体を通じた防災知識の普及啓発に努める。

また、各主体が連携して防災活動に参加できるよう配慮するとともに、家庭や事業所等における安全に対する備えの促進を図る。

2 市民の基本的責務

- (1) 「自らの身の安全は自ら守る」が防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、平常より災害に対する備えを心がけるとともに、災害が発生した場合には自らの身の安全を守るよう行動しなければならない。
- (2) いつどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減するための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進するよう、地域での働きかけ等に努めるものとする。
- (3) 災害が発生した場合には、初期消火を行い、近隣の負傷者、避難行動要支援者を助ける、緊急避難場所や避難所で自ら活動する。あるいは、国、公共機関、県、市等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めなければならない。

3 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

- (1) 市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。
この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととする。
- (2) 市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携

1 市における措置

- (1) 自主防災組織の推進
 - ア 自主防災組織の設置・育成
市は、「稲沢市自主防災組織設置推進要綱」（昭和54年6月1日施行）に基づき、地域住民、施設及び事業所などによる自主防災組織の設置・育成に努める。
その際、女性の参画の促進にも努める。
 - イ 自主防災組織等の環境整備
市は、自主防災組織の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。
- (2) 防災ボランティア活動の支援
 - ア ボランティアコーディネーターの確保
市は、行政、市民、自主防災組織などに対応困難な大規模災害の発生した場合に、ボランティアがその力を十分に発揮するため、ボランティアと被災地からの支援要請との調整役となるボランティアコーディネーター（以下「コーディネーター」という。）の確保に努める。
 - イ 防災ボランティア活動の環境整備
市は、社会福祉協議会、日本赤十字社及びNPO・ボランティア等（以下「NPO・ボランティア関係団体等」という。）との連携を図り、災害時においてボランティアの活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。
- (3) 連携体制の確保
 - ア 日頃から地域の防災関係者間の連携を取ることが重要である。そのため、市は、平常時から自主防災組織、NPO・ボランティア関係団体等との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野のNPO等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努めるものとする。
 - イ 市は、自主防災組織がNPO・ボランティア関係団体等、消防団、企業、学校、防災ボランティア団体など防災関係団体同士と顔の見える密接な関係（ネットワー

ク)を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施、支援及び指導に努めるものとする。

2 自主防災組織における措置

自主防災組織は、地域の実情に応じた防災計画に基づき、平常時及び災害の発生した場合において効果的に防災活動を行うよう努める。

(1) 平常時の活動

- ア 情報の収集伝達体制の確立
- イ 防災知識の普及及び防災訓練の実施
- ウ 火気使用設備器具等の点検
- エ 防災用資機材等の備蓄及び管理
- オ 地域内の要配慮者の把握

(2) 災害の発生した場合の活動

- ア 初期消火等の実施
- イ 地域内の被害状況等の情報の収集
- ウ 救出救護の実施及び協力
- エ 地域住民に対する避難情報の伝達
- オ 集団避難の実施
- カ 炊き出しや救援物資の配分に対する協力

なお、自主防災組織が結成されていない地域については、行政区等が上記に準じた活動を行うよう努める。

3 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進

(1) 防災リーダーの養成

市は、地域防災の中心として情報の収集や伝達・発信を行える災害に対する知識や防災活動の技術を習得した地域の実践的リーダーを養成に努めるものとする。

(2) 防災リーダーのネットワーク化の推進

防災リーダーが、各々の地域において自主防災活動を展開するのを支援するため、市は、防災リーダーの継続的な資質向上に努めるとともに、防災リーダーのネットワーク化を推進する。

また、防災リーダーが地域や企業等の自主防災活動等において円滑な活動ができるよう、市は防災リーダーを積極的に活用するものとする。

4 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進

(1) ボランティアの受入体制の整備

ア 市は、あらかじめ平常時において定期的に次の(ア)から(イ)等の災害発生時の対応や連絡体制について、NPO・ボランティア関係団体等との意見交換に努める。

(ア) 市は、ボランティアの受入にに必要な机、椅子及び電話等の資機材を確保し、稲沢市社会福祉協議会と協力して、災害ボランティアセンターを設置する。

(イ) 市は、災害時にコーディネーターを派遣することを協力するNPO・ボランテ

ィア関係団体（以下「協力団体」という。）にコーディネーターの派遣を要請する。

(ウ) 市の災害ボランティアセンターに派遣されたコーディネーターは、ボランティアの受入れを行う。

イ 市は、防災訓練等において協力団体の協力を得て、広域ボランティア支援本部及び災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練を行う。

(2) ボランティアコーディネーター養成講座の開催

県及び市は、NPO・ボランティア関係団体等と相互に連絡して、ボランティアとして被災地の支援をしたい者と支援を求める者との調整役となるコーディネーターの確保に努める。このため、県及び市は、ボランティアコーディネーターの養成に努めるとともに、養成したボランティアコーディネーターに対して、コーディネート知識、技術の向上を図るためのレベルアップ研修等を実施する。

なお、市は、養成したボランティアコーディネーターに県が実施するレベルアップ講座等を受講させるものとする。

(3) NPO・ボランティア関係団体等との連携

県及び市は、災害時におけるボランティアの円滑な受入れ及びボランティアの効果的な活動を担保するため、平常時からNPO・ボランティア関係団体等と連携して、受援体制の構築・強化を図る。

県は、災害時にNPO・ボランティア関係団体等が効果的・効率的に活動するために開催される情報共有会議が円滑に運営できるよう、平常時から、「ボランティアの受入体制の整備とネットワーク化の推進等に関する協定」を締結した団体を構成員とした「防災のための愛知県ボランティア連絡会」及び多様な民間支援団体・組織等と一層の相互協力・連絡体制を推進する。

また、市は、地域での連絡会の設置・協定の締結などにより、NPO・ボランティア関係団体等との連携に努める。

(4) 防災ボランティア活動の普及・啓発

県及び市は、ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、災害の発生した場合にボランティア活動が行いやすい環境づくりを進めるために、普及・啓発活動を行う。特に、「防災とボランティアの日」及び「防災とボランティア週間」においては、啓発活動等を行うように努める。

また、若年層の活動がとりわけ期待されていることから、教育委員会や学校等と連携し、学生等が日常生活で災害について学ぶ機会を充実させるものとする。

第3節 企業防災の促進

1 企業における措置

(1) 事業継続計画の策定・運用

企業は、災害が発生した場合の企業の果たす役割を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともにリスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において、災害が発生した場合に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、損害保険等への加入や融資枠の確保等に

よる資金の確保、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保、災害に起因する廃棄物の早期処理等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、の防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

(2) 生命の安全確保

顧客及び自社、関連会社、派遣会社、協力会社などの役員・従業員の身体・生命の安全を確保するものとする。また、事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

(3) 二次災害の防止

落下防止、火災の防止、薬液の漏洩防止、危険区域の立入禁止など、自社拠点における二次災害防止のための安全対策の実施が必要である。

(4) 地域との共生と貢献

緊急時における企業・組織の対応として、自社の事業継続の観点からも、地域との連携が必要であることから、地元地域社会を大切にする意識を持ち、地域との共生に配慮するよう努める。

企業の社会貢献の例としては、義援金・物資の提供、帰宅困難者等への敷地や建物の一部開放、被災地域の災害救援業務を支援するために必要とされる技術者の派遣等がある。また、被災時に救護場所や避難場所となる可能性が高い施設を企業が有する場合、当該施設の自家発電・自家水源・代替燃料などを平常時から確保することが望ましい。

(5) 洪水、雨水出水及び高潮浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設及び大規模工場等の所有者又は管理者における措置

第2章 水害予防対策 第3節 浸水想定区域における対策 4、5、6 参照

2 市及び商工団体等における措置

市及び商工団体等は、トップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、事業継続計画（BCP）等の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により企業の防災力向上の推進を図る。

また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえて、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

(1) 事業継続計画（BCP）等の策定促進

ア 普及啓発活動

市及び商工団体等は、企業防災の重要性や事業継続計画（BCP）の必要性について積極的な啓発に努める。また、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取

組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

イ 情報の提供

企業が事業継続計画（BCP）等を策定するためには想定リスクを考える必要があり、そのため、県及び市はそれぞれが策定している被害想定やハザードマップ等を積極的に公表する。

(2) 相談体制等の整備

市及び商工団体等は、企業が被災した場合に速やかに相談等に対応できるよう、相談窓口・相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援について、あらかじめ整理に努める。また、市は、あらかじめ商工団体等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

資 料	1 稲沢市防災ボランティアグループ	資料編 第 8-1 (P171)
	2 自主防災組織	資料編 第 8-2 (P171)
参 考	1 各種応援協定	別冊 参照

第2章 水害予防対策

基本方針

- 洪水による災害を防止するため、河川維持修繕、河川改良等の改修事業を実施して、維持管理の強化と併せ、河川改良等について、水系の一貫とした河川改修の推進に努めるものとする。
- 水災による被害の軽減を図るため、浸水想定区域の指定等、水防法等に基づく減災対策を推進するとともに、準用河川等の水位について、ICT等を活用した監視システムの構築を推進する。
- 住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供に努める。
- 農地及び農業用施設の災害の発生を未然に防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図り、あわせて市域の保全を図るものとする。

第1節 河川防災対策

1 市における措置

(1) 河川維持修繕

平常時から河川を巡視して河川施設の状況を把握して、必要に応じて対策を実施するとともに、洪水に際して被害を最小限に止めるよう堤防の維持・補修、護岸、水制、根固工の修繕、堆積土砂の除去等を河川管理者と協力して進める。

(2) 河川改修

市内の一級・二級河川、準用河川及び普通河川については、狭さく部の拡幅、堆積土砂の掘削、しゅんせつ、護岸、水制等を施工し、河積の拡大、河道の安定を図り、地盤沈下による治水機能の低下に対応して、排水機場設置などにより低地河川としての整備も併せて、河川管理者と協力して実施する。

現在、三宅川、光堂川では、地盤沈下対策河川緊急整備事業、緊急防災対策河川事業等によりそれぞれ整備されている。

また、福田川は、河道改修と治水緑地を併せた改修方法で実施している。

(3) 流域水害対策

新川流域などについては、都市化の進展が著しく、従来どおりの治水施設の整備のみでは、早急に治水安全度を向上させることが困難となっていることから、総合的な治水対策として、治水施設の整備を早急に実施するだけでなく、流域関係機関と連携して、雨水貯留施設の整備や、農地の保全など流域が従来から有している保水・遊水機能の確保等に努める。

なお、東海豪雨などを契機に、平成18年に新川流域を特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川流域に指定している。

(4) 流域治水プロジェクト

気候変動の影響による災害の激甚化・頻発化に対応するため、国、県、市、地元企業、住民等あらゆる関係者が協働してハード・ソフトの両面から「流域治水」を推進する。

(5) 予想される水災の危険の周知等

市長は、区域内に存する河川のうち洪水時の避難を確保することが特に必要と認められる河川について、過去の浸水状況等を把握することに努め、予想される水災の危険を住民等に周知させなければならない。

(6) 水災害連携の連絡会・協議会

ア 洪水予報連絡会

県内の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生じるおそれがあるものとして国又は県が指定した洪水予報河川について、国管理河川については中部地方整備局、气象台、関係市町村等と連携した洪水予報連絡会を開催し、水位等の観測通報に協力し、水害の軽減に努めるものとする。

また、県管理河川についても、それに準じた担当学会議を開催する。

イ 大規模氾濫減災協議会(水防災協議会)

水防法第15条の9及び10に基づく大規模氾濫減災協議会として、県及び国が県管理河川、国管理河川等を対象に設立する水防災協議会において、各圏域、流域の関係市町村、气象台等とともに氾濫特性、治水事業の現状等を踏まえて、円滑な避難水防活動、減災対策等のため連携して一体的に取り組むこととする。

ウ 流域治水協議会

近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、一級河川及び二級河川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策（「流域治水」）を計画的に推進するため流域治水協議会において必要な協議・情報共有を行う。

2 水防管理者における措置

水防管理者は、洪水浸水想定区域（近接する区域を含む）かつ輪中堤防等の区域であって、浸水の拡大を抑制する効用があると認められたときには、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区として指定することができる。また、委任を受けた民間業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ災害協定等の締結に努めるものとする。

3 関係調整事項

- (1) 水源より河口にいたる水系全流域について、重要水防か所の実態を一貫して把握する。また、維持修繕や改修計画の策定に当たっては、慢性的、持続的な破壊作用（河床変動、天井川の形成と排水の不良化）等についても考慮する。
- (2) 総合排水的見地より都市の下水道事業、農地排水など排水改良事業との調整を行うよう考慮する。
- (3) 堤防及び附属施設の管理の徹底についても考慮する。

資 料	1 主要河川位置図	資料編 第4-1 (P139)
	2 水防上の注意箇所	資料編 第4-2 (P140)
	3 水防施設・設備等	資料編 第4-3 (P143)
	4 風水害	資料編 第15-1 (P233)

第2節 雨水出水対策

1 市における措置

公共下水道事業

生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図るとともに、市街地における雨水排除を図るため、ポンプ場、下水管渠の新設又は改修を行い、予想される被害の未然防止に努める。

また、必要に応じて調節池等を設ける。排水ポンプ場施設の新設、改修にあたっては、氾濫、浸水時の機能確保のために必要な耐水対策を行う。

2 関連調整事項

- (1) 過去の浸水状況等を参考の上、慢性的排水不良地域の実態を十分調査把握しておく。
- (2) 側溝、下水道、中小河川等は一体となり排水するので、計画、事業に当たり相互の調整を図るよう考慮する。
- (3) 下水道管理者（県（建設局）及び市町）は、浸水被害対策区域において、民間の雨水貯留施設等の整備と連携して浸水被害の軽減を推進する。
- (4) 地盤沈下地帯では排水不良化の傾向が顕著であるので、地盤沈下対策との調整を図るとともに、排水機等を完備するよう考慮する。
- (5) 排水機場の運転管理者は、排水機の運転及び停止に関し、河川水位を基準として操作規則を定める。

第3節 浸水想定区域における対策

1 洪水浸水想定区域の指定（中部地方整備局、県（建設局）における措置）

(1) 区域の指定

中部地方整備局及び県は、水防法に基づき、洪水予報を実施する河川、洪水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する河川として指定した河川及び洪水による災害の発生を警戒すべき河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。

(2) 市町村への情報提供

中部地方整備局及び県は、洪水浸水想定区域を指定したときには、関係市町村に洪水浸水想定等の情報を提供することにより、市町村の洪水ハザードマップ（防災マップ）作成を支援する。

○ 洪水予報を行う河川

国土交通大臣 指定	木曽川（中流・下流）、長良川（下流）、庄内川、矢田川、 矢作川、豊川、豊川放水路
愛知県知事指定	新川、天白川、日光川、境川、逢妻川（5河川）

○ 水位情報を周知する河川

愛知県知事指定	八田川、矢田川、香流川、内津川、扇川、山崎川、大山川、五条川、青木川、領内川、蟹江川、福田川、阿久比川、矢作古川、乙川、広田川、猿渡川、籠川、逢妻女川、音羽川、柳生川、梅田川、佐奈川（23河川）

2 雨水出水浸水想定区域の指定（県（建設局）、市における措置）

(1) 区域の指定

県又は市は、水防法に基づき、雨水出水による災害の発生を警戒すべき公共下水道等の排水施設について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。

(2) 市町村への情報提供

県は、雨水出水浸水想定区域を指定したときには、関係市町村に雨水出水浸水想定等の情報を提供することにより、市町村の雨水出水ハザードマップ（防災マップ）作成を支援する。

3 浸水想定区域のある市における措置

(1) 市地域防災計画に定める事項

市防災会議は、浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）の指定のあったときは、市地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定め、避難体制の充実強化を図る。

ア 洪水予報等の伝達方法

イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

ウ 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項

エ 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地（ただし、ウの施設については所有者または管理者から申出があった場合に限り。）

(ア) 地下街等（※）でその利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

※ 地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であつて、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）

(イ) 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

(ウ) 大規模な工場その他の施設であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市

町村の条例で定める用途及び規模に該当するものでその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

オ エを定めるときは、施設の区分に応じ、洪水予報等の伝達方法

(2) ハザードマップ（防災マップ）の配布

浸水想定区域をその区域に含む市の長は、市地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ（防災マップ））の配布その他の必要な措置を講じるものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。

また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう、周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

(3) 市長の指示等

市長は、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設が作成する避難確保に関する計画について、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して必要な指示をすることができ、また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(4) 市長の助言・勧告

市長は、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができる。

4 地下街等の所有者又は管理者における措置

浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、次の措置をとらなければならない。

(1) 計画の策定

単独で又は共同して、当該地下街等の利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時、雨水出水時又は高潮時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成、公表。

なお、避難確保・浸水防止計画を作成しようとする場合においては、接続ビル等（地下街等と連続する施設であって、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのある施設）の管理者等の意見を聴くよう努

めるものとする。

(2) 訓練の実施

地下街等の利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時、雨水出水時又は高潮時の浸水の防止のための訓練の実施。

(3) 自衛水防組織の設置

地下街等の利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を行う自衛水防組織の設置及び市町村への設置の報告。

5 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置

浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次の(1)、(2)をしなければならない、又は(3)のとおり努めなければならない。

(1) 計画の策定

要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する具体的計画の作成及び市長への報告。

(2) 訓練の実施

要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施及び市長への報告。

(3) 自衛水防組織の設置

要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織の設置及び市への報告。

6 大規模工場等の所有者又は管理者における措置

浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、次の措置をとるよう努めなければならない。

(1) 計画の策定

大規模工場等の洪水時、雨水出水時又は高潮時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成。

(2) 訓練の実施

大規模工場等の洪水時、雨水出水時又は高潮時の浸水の防止のための訓練の実施。

(3) 自衛水防組織の設置

大規模工場等の洪水時、雨水出水時又は高潮時の浸水の防止を行う自衛水防組織の設置及び市への報告。

第4節 地下空間の浸水対策

1 地下空間の所有者・管理者・占有者、県（建設局）及び市における措置

(1) 地下空間の実態調査の実施

地下空間の災害が発生した場合における人的、物的被害を最小限に食い止め、諸対策樹立の基礎資料とするため、各機関の立場から実態調査を実施して、相互に情報交

換を実施する。

(2) 地下空間での豪雨及び洪水に対する危険性の事前の周知、啓発

市及び地下空間の所有者等は、豪雨及び洪水が発生した場合における地下空間への水の急激な流入、水圧によるドアの開閉障害等の危険性について、周知、啓発を図る。

2 県（建設局）及び市における措置

(1) 浸水防止施設設置の促進

県及び市は、地下空間の浸水防止施設の設置を推進するため、施設等の具体的事例等、必要な情報を地下空間の浸水防止施設の設置する民間事業者等に提供する。

(2) 浸水対策事業の集中的実施

県及び市は、地下空間利用が高度に発展し、災害が発生するおそれのある地区においては、雨水対策下水道事業及び河川事業と連携して重点的な対策に努める。

第5節 農地防災対策

1 市及び土地改良区における措置

(1) たん水防除事業

流域の開発等立地条件の変化によりたん水被害の恐れのある地域において、これを防止するため排水機、排水路等の新設又は改修を行う。

(2) 老朽農業施設等整備事業

各施設を随時点検して、災害発生が予想される老朽化施設、整備を必要とする施設については、その施設管理者に対し、改修、保全、整備、補強等適切な管理がなされるよう指導して、災害の発生を未然に防止するよう努める。

(3) 用排水施設整備事業

農業用施設の脆弱化等により被害を未然に防止するため、水路等の改修を行う。

また、大江、大塚の二幹線用水路は、国営事業にて用排水分離の整備がなされたが、これから分流する主用水路及び末端用水路の水質汚濁に対し、県営水質保全対策事業にて、用排水分離を促進して、併せて市管理の用排水路の整備促進を図る。

2 関係調整事項

農地防災・河川改修事業相互の連絡調整をするように考慮する。

第6節 地盤沈下の防止

1 措置

地盤沈下の主要原因と考えられる工業及び農業などを用途とした過剰な汲み上げに伴う乱掘などにより、濃尾平野では、海拔0m地域が拡大して、高潮や洪水などによる災害の危険性がある。

そのため、地下水の採取を規制し、地下水転換用の代替水の整備を図るとともに、既に地盤沈下して被害の発生のおそれのある地域については、防災対策等必要な措置をとる。

2 対策

(1) 地下水の採取規制

工業用水法に基づく指定地域内及び県民の生活環境の保全等に関する条例（平成 15 年愛知県条例第 7 号）に基づく規制区域内の井戸及び揚水設備について地下水揚水の規制指導をしており、当市は揚水規制区域として指定され、規制が実施されている。

今後は、他の区域の地盤沈下に影響を及ぼし、若しくは及ぼすおそれがある区域も含めて揚水規制区域として指定して、地下水採取の規制を強化する。

(2) 代替水の整備

地下水汲上げの代替措置として、工業用を始めとする各用途に必要な代替水の確保及び供給に係る事業の促進を図る。

(3) 防災対策等

地盤沈下による河川排水の機能低下を防ぐため、排水ポンプの増強、堤防のかさ上げ、漏水防止などの防災対策を推進する。

第3章 事故・火災等予防対策

基本方針

- 関係機関において、事故・火災等に対する連絡体制の整備、必要資機材の備蓄、訓練等の予防対策を実施することにより、発災時における被害拡大防止を図るものとする。

第1節 鉄道災害対策

1 鉄道事業者における措置

- (1) ポスターの掲示、チラシ類の配布
鉄軌道事業者は、全国交通安全運動等の機会を捉えて、ポスターの掲示、チラシ類の配布を行い、事故防止に努める。
- (2) 保安設備の点検
鉄軌道事業者は、保安設備の点検等の運行管理体制の充実に努める。
- (3) 乗務員等に対する教育訓練体制の整備充実
鉄軌道事業者は、乗務員及び保安要員に対する教育訓練体制の整備充実に努める。
- (4) 鉄道施設の防災構造化
鉄軌道事業者は、鉄道施設の防災構造化や安全施設等の整備に係る防災対策を第4章「交通関係施設対策」により実施する。
- (5) 広報活動
鉄軌道事業者等は、踏切事故を防止するため、広報活動に努める。

2 警察及び市における措置

- (1) 資機材の整備
稲沢警察及び市は、大規模鉄道災害に対処できるように救急救助用資機材の整備に努める。
- (2) 情報通信手段の確保及び運用・管理
稲沢警察及び市は、大規模鉄道災害が発生した場合の情報通信手段について、平常時よりその確保に努めるとともに、運用・管理及び整備等に努める。
- (3) 防災体制の強化
稲沢警察及び市は、大規模鉄道災害を想定し、鉄軌道事業者と連携して防災体制の強化を図る。

資 料	1 消防活動用資機材	資料編 第6-2 (P156)

第2節 道路災害対策

1 道路管理者における措置

- (1) 道路パトロールカー等による道路構造物の定期点検
道路管理者は、道路パトロールカー等による道路構造物の定期的な点検を行い、事故防止に努める。
- (2) 道路の防災対策
道路管理者は、道路の防災対策について、第4章「交通関係施設対策」により実施

する。

2 道路管理者、警察及び市における措置

(1) 実践的な訓練の実施

道路管理者等は、大規模道路災害を想定し、関係機関と連携した、より実践的な訓練を実施するよう努め、防災体制の強化を図る。

(2) 情報通信手段の確保及び運用・管理

道路管理者等は、大規模道路災害が発生した場合の情報通信手段について、平常時よりその確保に努めるとともに、運用、管理及び整備に努める。

3 警察及び市における措置

(1) 緊急救助用資機材の整備

稲沢警察及び市は、大規模道路災害に対処できるよう救急救助用資機材の整備に努める。

第3節 放射性物質及び原子力災害予防対策

1 事業者における措置

事業者は、関係法令（放射線障害の防止に関する法律等）を遵守するとともに、施設等の防災対策を実施することにより、安全管理に万全を期する。

- (1) 施設の不燃化等の推進
- (2) 放射線による被ばくの予防対策の推進
- (3) 施設等における放射線量の把握
- (4) 自衛消防体制の充実
- (5) 通報体制の整備
- (6) 放射性物質を取り扱う業務関係者への教育の充実
- (7) 防災訓練等の実施

2 予防対策実施機関における措置

予防対策を実施する各機関は、必要に応じて、放射線測定器（個人用被ばく線量測定器具を含む。）、放射線防護服防護資機材の整備を図る。

3 市における措置

市は、放射性物質に対する防災対策を円滑に実施するため、放射性物質を保有する事業者、放射線防護資機材の保有状況等防災対策資料の把握に努める。

4 放射線被ばく者診断医療機関（専門医）の確保

放射線被ばく者の措置については、放射線に関する専門医の診断が必要とされるので、事業者等は、あらかじめ専門医を置く医療機関の把握に努める。

資 料	1 放射性物質保有事業所	資料編 第 6-9 (P160)

5 災害に関する知識の習得及び訓練等

防災関係機関は、放射性物質や原子力災害に関する基礎知識、参考資料等を収集するとともに、災害が発生した場合の状況に即した訓練及びシステム維持等に努める。

第4節 危険物及び毒物劇物等化学薬品類保安対策

1 市における措置

(1) 立入検査の強化及び危険物等施設の実態把握調査

市は、危険物等施設に対する保安法令の定めるところにより、立入検査の強化を図るとともに、危険物等施設の実態把握調査の実施を図る。

(2) 危険物施設管理者、保安監督者等に対する保安指導の強化

市は、危険物施設管理者、保安監督者等に対する保安指導の強化を図るとともに、法令等の講習会等を実施する。

(3) 化学消防車等の整備

市は、化学消防車等の整備を図り、化学消防力の強化推進を図る。

2 危険物等施設の所有者・管理者・占有者における措置

(1) 事業所の自主点検体制の確立

ア 日常の点検事項及び点検方法等あらかじめ具体的に定める。

イ 自衛消防組織の編成を推進して、自主的な災害予防体制の確立を図る。

ウ 隣接する危険物等事業所の相互応援に関する協定を推進して、効率ある自衛消防力の確立を図る。

(2) 必要資機材の備蓄

事業所は、化学消火薬剤及び必要資機材の備蓄に努める。

(3) 安全性の確保

危険物等の貯蔵・取扱いを行う事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等の実施に努める。

3 危険物等施設の所有者・管理者・占有者、危険物等輸送機関、中部近畿産業保安監督部、県（防災安全局、保健医療局）及び市における措置

防災関係機関及び関係企業は、それぞれ又は、共同して災害防止技術及び防災用設備・資機材の研究開発に努めるものとする。

4 関係調整事項

防災関係機関は、それぞれ保安法令の定めるところにより、立入検査を実施するとともに、可能な限り相互に協力してこれらを行い検査結果の交換に努める。

資 料	1 危険物大量保有事業所	資料編 第 6-5 (P158)
	2 毒物・劇物大量保有事業所	資料編 第 6-7 (P159)

第5節 高圧ガス保安対策

1 高圧ガス施設における措置

高圧ガス施設は、貯槽、反応塔等の過熱、爆発、延焼を防止するため、散水冷却装置、ウォーターカーテンの完備又はガス放出装置（不燃ガスの場合）の整備に努める。

2 高圧ガス施設等の所有者・管理者・占有者、市における措置

防災関係機関及び関係企業は、それぞれ共同して、災害防止技術及び防災用設備・資機材の研究開発に努める。

3 関係調整事項

防災関係機関は、それぞれ保安法令の定めるところにより、立入検査を実施するとともに、可能な限り相互に協力してこれらを行い検査結果の交換に努める。

資 料	1 高圧ガス大量保有事業所（液化石油ガス事業所）	資料編 第6-6（P159）

第6節 火薬類保安対策

1 市における措置

市は、事業者との間で災害防止協定を締結して、立入検査や勧告などの必要な措置を行い、事故防止に努める。

2 火薬類施設等及び火薬類の所有者・管理者・占有者における措置

火薬類については、火薬庫から速やかに安全な場所に移転しうる体制を確保して、あらかじめ安全な一時保管所を定める。

3 火薬類施設等及び火薬類の所有者・管理者・占有者、市における措置

防災関係機関及び関係企業は、それぞれ共同して、災害防止技術及び防災用設備・資機材の研究開発に努める。

4 関係調整事項

防災関係機関は、それぞれ保安法令の定めるところにより、立入検査を実施するとともに、可能な限り相互に協力してこれらを行い検査結果の交換に努める。

資 料	1 煙火製造所	資料編 第6-8（P159）

第7節 地下街等の保安対策

1 地下街等の所有者・管理者・占有者、ガス事業者、中部近畿産業保安監督部、県（防災安全局、建築局）、県警察及び市における措置

万一、地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）

の災害が発生した場合における人的、物的被害を最小限に食い止めるため、諸対策樹立の基礎資料とするため、各機関の立場から実態調査を実施し、相互に情報交換を実施する。

2 地下街等の所有者・管理者・占有者における措置

(1) 防火避難施設の点検整備

- ア 耐火構造、防火構造及び防火区画の点検整備
- イ 内装等建築材料の不燃化及び内装制限
- ウ 避難施設等（階段、通路、出入口、排煙設備、非常用の照明装置及び非常用の進入口）の点検整備

(2) 防火管理体制の強化及び消防用設備等の点検整備

- ア 消防計画の整備充実
- イ 自衛消防組織の整備充実
- ウ 防火管理者、火元責任者等の防災に関する知識の向上
- エ 共同防火管理体制の確立（統括防火管理者の選任等）
- オ 消防用設備等、火気使用設備及び器具の点検整備
- カ 工事中における従事者への監督強化と防災のための計画の協議
- キ 非常用進入口の確保
- ク 照明設備等の落下、倒壊の防止措置の徹底
- ケ その他防災上必要な事項

(3) 非常用通信設備の整備充実

施設内の非常通信設備及び消防機関への通報設備の整備充実

(4) 利用者に対する責務

利用者に対し、平常時から非常出口、非常階段、避難設備の設置場所等の広報に努めるとともに、非常時に利用者が効果的に避難できる情報及びその伝達方法の確立に努め、従業員に対して消防計画の周知徹底を図り、所要の訓練を行って、特に利用者の避難誘導體制に万全を期する。

3 消防機関（市）における措置

(1) 査察の強化

消防法に基づく査察を強化し、災害予防に万全を期する。

(2) ガス事業者との連携強化

ガス事業者との連絡通報体制、出勤体制及び現場における連携体制等を申合せ平常時から実施する。

(3) 消防施設の整備充実

地下街等の災害に対処するため消防用設備等の整備、充実に努めるものとする。

4 県警察における措置

(1) 情報収集・連絡体制等の整備

消防機関等関係機関と連携し、情報の収集、連絡体制等防災体制の整備を図る。

(2) 保安施設の整備指導

消防機関と連携して、保安施設の整備について指導を行う。

(3) 救出救助用資機材の整備

大規模地下街災害に対処できるように救出救助用資機材の整備に努める。

5 ガス事業者における措置

安全型機器・遮断装置等の安全設備の普及促進を図る。特に特定地下街等に対しては次の事項を行う。

- (1) 燃焼器の設置された場所には、ガス漏れ警報設備（集中監視型）を設ける。
- (2) 燃焼器は金属可とう管、両端に迅速継手の付いたゴム管又は強化ガスホースでガス栓と接続する。
- (3) 管理室から遠隔操作できる緊急ガス遮断装置を設置する。
- (4) 導管は、1年に1回以上漏えい検査を実施するほか、毎年度1回以上安全使用の周知を行う。

6 関係調整事項

- (1) 地下街等における災害を想定し、管理者、消防機関、警察等の協力を得て地下街ごとに防災訓練を実施する。
- (2) 防災関係機関及び関係企業等は、それぞれ又は共同して、災害防止技術及び消防用設備・資機材の研究開発に努めるものとする。
- (3) 防災関係機関は、それぞれの保安法令の定めるところにより、立入検査を徹底的に実施するとともに、可能な限り相互に協力してこれを行い、検査結果の交換に努めるものとする。

第4章 建築物等の安全化

基本方針

- 災害が発生した場合における施設の防災構造化に努めるとともに、災害が発生した場合における各施設の被害を最小限にとどめるため、被害軽減のための諸施策を実施して、万全な予防措置を講じるものとする。

第1節 交通関係施設対策

1 施設管理者等における措置

災害が発生した場合における交通の確保と安全を図るため、各交通施設の防災構造化に努めるとともに、各種施設の整備を推進して、被害を最小限にとどめるよう予防措置を講じる。

2 道路

市又は道路占有者は、次の対策を実施又は推進する。

(1) 道路の交通機能の拡充及び防災構造化

幹線道路の交通機能の拡充に努めるとともに、被災した場合に交通の隘路となるおそれが大きい橋梁等道路施設の整備と防災構造化を推進する。また、道路の冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示板等必要な施設の整備を図るとともに、警察及び消防等との連携の下で、適切な道路管理に努めるものとする。

(2) 浸水時の転落防止対策及び占有者に対する指導

浸水時の転落防止のため、占有者に対してマンホールや水路側溝蓋の浮上飛散防止等必要な対策を指導し、安全性の向上を図る。

3 鉄道

鉄道事業者は、次の対策を実施する。

(1) 施設の防災構造化

大雨による浸水あるいは盛土箇所の崩壊等による災害を防止するため、路線の盛土、法面改良等を実施する。

(2) 安全施設等の整備

列車事故による災害を防止するため、道路との立体交差化、自動制御装置の設置など、安全施設整備事業を推進する。

第2節 ライフライン関係施設対策

1 施設管理者、市における措置

(1) 施設の代替性及び安全性の確保

電力施設、ガス施設、上水道、工業用水道、下水道、通信施設等の管理者は、ライフライン関係施設等について、浸水防止対策等災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

(2) 早期復旧や予防保全の迅速化に向けた相互の連携

市は、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路啓

開作業等の支援など、電気事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と早期復旧のための協力体制の整備を推進する。

2 電力施設

電気事業者は、次の対策を実施する。

(1) 変電設備

変電設備は、地盤の強度や機器等の強度・設置場所・防水性等を考慮した設計がされているが、過去に発生した災害に伴う被害の実態等を考慮した、各設備の被害防止対策を講じる。

(2) 送電設備

送電設備は、台風を考慮した風圧荷重で支持物や電線の強度設計がされているが、飛来物による被害が考えられることから、破損・飛散しやすい工事用防護ネット、ビニールハウス等の補強又は一時撤去について施設者への協力依頼に努める。

(3) 配電設備

配電設備は、安全を考慮した電気設備技術基準に基づき設計されているが、集中豪雨などによる対策とし、建設ルートを選定に当たっては土砂の流出、崩壊を起こしそうな箇所を極力避けて、迂回するよう慎重な配慮をしている。

(4) 保安の確保

設備の巡視・点検を行い、保安の確保を図る。

(5) 資機材等の確保

災害が発生した場合に備えて、日頃から資機材等確保の体制を確立する。

ア 応急復旧資機材及び車両

イ 食料その他の物資

(6) 電力融通

災害が発生した場合発生に供給力が不足することもあると考えられるので、他電力と電力融通体制を確立する。

3 ガス施設

ガス事業者は、次の対策を実施する。

(1) 風水害対策

ア ガス製造設備

(ア) 浸水のおそれがある設備には、防水壁、防水扉及び排水ポンプ等の設備及び機器類・物品類の嵩上げによる流出防止等必要な措置を構じる。

(イ) 風水害の影響を受けやすい箇所の補強又は固定を行うとともに、不必要なものは排除する。

(ウ) 風水害の発生が予測される場合は、あらかじめ定めるところにより巡回点検する。

イ ガス供給設備

風水害の発生が予測される場合は、あらかじめ定めた主要供給路線、橋梁架管及び浸水のおそれがある地下マンホール内の整圧器等を巡回点検する。

(2) ガス事故対策

ア ガス製造設備

消防関係法令、ガス事業法等に基づき所要の対策を講じるとともに、防消火設備の整備・点検、火気取締法等の実施による火災防止を図る。

イ ガス供給設備

(7) 大規模なガス漏洩などのガス事故を予防するため、ガス工作物の技術上の基準等に基づきガス遮断装置の設置、導管防護装置、他工事に係わる導管事故防止措置等を行う。

(4) 供給所には防消火設備を設置するとともに、架管及び地区整圧器等については、一般火災に対しても耐火性を確保する。

(3) 防災業務施設の整備

ア 検知・警報設備等

災害が発生した場合において速やかな状況把握を行い所要の措置を講ずるため、必要に応じて製造所、供給所等に検知・警報設備等を設置して遠隔監視する。

イ 設備の緊急停止装置等

緊急時の保安確保を図るため、高・中圧ガス製造設備への緊急停止装置の設置、液化ガス貯槽、大型の油貯槽、球形ガスホルダー、高圧誘導管への緊急遮断装置の設置を行う。

ウ 防消火設備

液化ガス貯槽、油貯槽、ガス発生設備等には、必要に応じて防消火設備を整備する。

エ 漏洩拡大防止設備

液化ガス等の流失拡大防止を図るため液化ガス貯槽、油貯槽については、必要に応じて防液堤を設置するとともに、オイルフェンス、油処理剤等を整備する。

オ 緊急放散設備

緊急放散設備及び導管の減圧を安全に行うため、必要に応じて緊急放散設備等を整備する。

カ 連絡・通信設備

災害が発生した場合の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うとともに、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の連絡通信設備を整備する。

キ 自家発電設備等

常用電力の停電時において防火業務設備の機能を維持するため、必要に応じて自家発電設備等を整備する。

(4) 災害対策用資機材等の確保及び整備

ア 災害用資機材の確保

製造設備、供給設備の配管材料、工具類必要資機材は、平常時からの確保に努めるとともに、定期的に保管状況を点検整備する。

また、資機材リストの整備に努めるとともに、調達先等をあらかじめ調査する。

イ 車両の確保

非常事態における迅速な出動及び資機材の輸送手段の確保を図るため、重要なガ

ス施設においては、工作車、緊急自動車等の車両を常時稼働可能な状態に整備する。

また、掘削車等の特殊な作業車及び工作機械等は関係工事会社等と連携して、その調達体制を整備する。

ウ 代替熱源

ガス供給停止時における代替熱源の供給について、移動式ガス発生設備の確保に努めるとともに、カセットコンロ類の調達ルートを明確化する。

(5) 協力体制の確立

一般社団法人日本ガス協会、協力会社等との間の非常時の連絡、応援について事前に体制を強化する。

4 上水道

水道（用水供給）事業者は、次の対策を実施する。

(1) 主要施設の強風に対する安全構造化

主要な水道施設については、必要に応じ、強風に対して安全な構造とする。

(2) 河川区域内施設の洪水に対する安全構造化

取水施設等の河川区域内施設については、洪水による流水の作用に対して安全な構造とする。

(3) 浸水被害のおそれのある施設に対する浸水防止措置

浸水被害のおそれのある水道施設及び水道用薬品貯蔵施設等については、浸水を防止する構造、かさ上げするなど、給水に支障がないよう必要な措置を講じる。

(4) 緊急遮断弁の設置

災害が発生した場合において、被害の拡大の防止と飲料水を確保するため、必要に応じて緊急遮断弁を設置する。

(5) 洪水汚染の防止措置

洪水による水道施設への汚染を防ぐため、必要な措置を講じる。

(6) 濁度上昇に対応できる体制整備

地表水を水源とする場合、濁度上昇に対応できるよう体制を整備する。

(7) 自家発電設備等の整備

商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する。

(8) 応援協力体制の確保

飲料水の供給又は施設の復旧が困難な場合は、近隣市町村又は県へ応援を要請する。

また、応援の要請を受けた場合は、これらに積極的に協力する。これらの応援の基本に関する事項は、愛知県及び県下全市町村による「水道災害相互応援に関する覚書」に基づき、その実効性を確保する。

参 考	1 水道災害相互応援に関する覚書（県内自治体等）	別冊 23 (1) (別冊 P157)

5 下水道

下水道管理者（県（建設局）及び市）は、次の対策を実施する。

(1) 主要施設の安全構造化

主要な下水道施設については、必要に応じて強風、浸水等に対し安全な構造とする。

(2) 災害対策用資機材の確保

可搬式排水ポンプその他災害対策用資機材の確保に平時から努めるとともに、定期的に保管状況を点検し、整備する。

(3) 自家発電設備等の整備

商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する。

(4) 協定の締結

発災後においても下水道施設の維持又は修繕が、迅速かつ円滑に行われるよう民間事業者等との協定締結などに努める。

6 一般通信施設

通信事業者は、次の対策を実施する。

(1) 施設の防災構造化

災害のおそれのある地域の電気通信施設整備等の耐水機能を高めるなど防災構造化をすすめる。

(2) 重要地域、施設等への伝送経路の分散化及び二重化

主要区間、主要地域及び市民の生活上、福祉上重要な施設、設備等の防災化、伝送経路の分散化、二重化等防災対策を実施する。

(3) 施設・設備の構造改善

災害が発生した場合に、迅速に復旧できるよう施設、設備の設置基準を設けるとともに、構造の改善をすすめる。

(4) 定期点検・整備の実施

定期的に施設、設備等の点検、整備を実施する。

(5) 応急対策計画及び設備・資機材の整備

災害が発生した場合に備えて、あらかじめ応急対策計画をさだめるとともに、代替機能設備、応急対策用資機材を整備する。

第3節 文化財保護対策

1 本市の文化財の状況

本市には、往古尾張の国府、国分寺、国分尼寺が置かれた関係上、数多くの文化財が生み出された。これら先人が残した文化遺産は、所蔵者、管理者のみでなく市民が一体となって後世に伝えなければならない。

(1) 国指定文化財 24 件

(2) 愛知県指定文化財 35 件

(3) 稲沢市指定文化財 132 件

2 市における措置

(1) 防災思想の普及

文化財に対する市民の愛護精神を高め、防災思想の普及を図る。

(2) 管理者に対する指導・助言

管理者に対する防災知識の普及を図るとともに、管理、保護について指導、助言を行う。

(3) 連絡・協力体制の確立

災害が発生した場合に備えて、管理者等は、市及び消防関係機関等との連絡・協力体制を確立する。

(4) 適切な修理の実施

適時、適切な修理を実施して、予想される被害を未然に防止する。

(5) 防火・消防施設等の設置

自動火災報知設備、貯水槽、防火壁、消防道路等の施設の設置を促進する。

(6) 文化財及び周辺の環境整備

文化財及び周辺の環境整備を常を実施する。

3 平常時からの措置

(1) 県が作成した国指定、県指定文化財の所有者ごとの「文化財レスキュー台帳」を活用し、文化財の保存（保管）状況の掌握に努める。

なお、文化財レスキュー台帳の内容は次のとおりとする。

ア 所有者名・所在地・連絡先・所轄消防署名・変更履歴・所有者住所

イ 所有文化財名（指定区分、種別、員数、指定年度、構造形式、時代、年代、代表者氏名、座標、解説、備考、記号及び番号、指定解除年月日、解除理由、その他）

ウ 防災関係の状況（防災組織、消火設備、通報設備、避雷設備、管理状況、警備方法、周辺の状況、周辺の環境、収蔵庫の状況、所有者の緊急連絡先、所有者以外の緊急連絡先、被災歴、無人時の警備方法、消火方法他特別な設備等、その他）

エ 所在地内の地図・周辺地図・広域地図・写真

(2) 文化財防災台帳（非常災害時以外は非公表）を本庁に配備して、大規模災害が発生した場合に備える。

(3) 所有者（管理者）に対する防災知識の普及を図るために県が発行した「文化財の防災の手引き」を利用して、その管理・保護対策について指導・助言する。

(4) 自動火災報知設備、消火栓、放水銃、貯水槽、避雷設備等の防災・防火設備の設置を促進する。

(5) 県文化財保護指導委員及び市文化財保護審議会委員と協力し、文化財に関する定期的な点検を実施する。

4 応急的な対策

被害発生時の現場保存や緊急的保存措置の指導を行い、火災・散逸などの二次災害防止に努める。

5 災害時の対応

災害時には、次の対策を実施する。

(1) 被害状況の把握と報告

(2) 事後措置の指示・伝達

6 応急協力体制

市は、緊急避難用保管場所（収蔵庫、資料館等）の提供など文化財の安全確保に努めるとともに、県に文化財の専門知識を有する者の派遣を要請して、適切な対応が図れるよう応急協力体制の確立を図る。

第4節 防災建築物整備対策

市における措置

(1) 公共建築物の不燃化

公営住宅、学校、病院等の公共建築物の不燃化を図る。

(2) 優良建築物等整備事業の推進

市街地の環境の整備改善を行うとともに、良好な建築物の整備を図る。

(3) 防災上重要な施設の耐水性能の確保

防災上重要な施設については、浸水等の水害により大きな機能障害を発生させない必要があり、当該建築物の機能確保の観点から、新設等に対して必要な浸水対策設計・施工を講じるなど必要な浸水対策等を促進する。

(4) 公共建築物における雨水流出抑制機能の確保

河川への雨水流出抑制を図る必要があることから、公共建築物を新設する場合は、必要な雨水流出抑制機能の確保を推進する。

(5) 文教施設の耐震・耐火性能の保持

文教施設及び設備を、災害から防護し、児童生徒等の安全を図るため、これらの建物の耐震性能・耐火性能を保持することが必要であり、そのため改修工事等を促進する。

また、校地等の選定・造成をする場合には、災害に対する適切な予防措置を講ずる。

(6) 文教施設・設備等の点検及び整備

文教施設・設備を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。

災害が発生した場合の施設・設備等の補強等、防災活動に必要な器具等については、あらかじめ必要な数量を備蓄するとともに、定期的に点検を行い整備する。

(7) 危険物の災害予防

化学薬品及びその他の危険物を取り扱う学校等にあつては、それらの化学薬品等を関係法令に従い適切に取り扱うとともに、災害の発生した場合においても安全を確保できるよう適切な予防措置を講じる。

第5章 都市の防災性の向上

基本方針

- 都市計画のマスタープラン等に基づき、適切に土地利用計画を定め、道路・公園等の防災上重要な都市施設の整備や建築物の不燃化を促進し、さらに都市基盤施設が不足する密集市街地では、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の面的整備事業を促進する。
また、これらの整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。

第1節 都市計画のマスタープラン等の策定

1 市における措置

(1) 都市計画のマスタープランの策定

市都市計画マスタープランにおいて、都市の防災性の向上に関する方針等を示すとともに、マスタープラン等に基づき、道路・公園等の防災上重要な都市施設等の整備を促進する。

(2) 防災街区整備方針の策定

地域の実情に基づき、必要に応じて防災街区整備方針を策定し、防災再開発促進地区等を定める。

2 関係調整事項

都市計画は都市改造、土地区画整理、公園、緑地の整備、上下水道の整備等の都市計画事業に基づき火災、風水害対策等の防災面にも重点をおいて土地や水の性状等を十分配慮し計画するよう考慮する。

第2節 防災上重要な都市施設の整備

市における措置

都市における大規模火災に対する安全確保のためには、建築物の耐震不燃化とともに、緑地、公園、街路等の防災空間（オープンスペース）を整備することが必要である。

市は、防災空間の整備として、緑地の確保、公園、街路等の都市施設の整備を推進して、都市全体の安全性の向上に努める。

(1) 防災対策に資する公園緑地の配置計画

市は、緑のマスタープラン等に基づき、都市公園等の整備を積極的に進める。

(2) 緑地の保全

市街地に残された緑地は、災害が発生した場合における遮断地帯、緩衝地帯、避難地等として、有効な機能を果たす。

また、住民の健康で安全な生活環境を確保するためにも、良好な自然的環境を有する緑地は、積極的に保全する。

(3) 都市公園の整備

公園は、過去の例が示すように災害が発生した場合の避難場所、避難路あるいは救済活動の拠点として、防災上重要な役割を持っており、都市公園の量的拡大そのものが、防火帯や避難場所等の防災機能の増大を果たすことになることから、その整備を積極的に推進する。

(4) 街路の整備

都市内道路の整備、拡幅により都市内に空間を与え、火災の延焼を防止して、災害が発生した場合においては、緊急輸送路及び避難路としての機能を確保する。

(5) 公園緑地の整備

主に市街地の公園緑地の規模と配置の適正化に留意しつつ拡充整備を図る。

また、施設面で外周部に植栽して緑化を行い、火災の拡大防止及び非常災害時の一時避難場所、被災者の収容地として、災害の防止並びに復旧に対処する。

第3節 建築物の不燃化の促進

市における措置

(1) 防火地域、準防火地域の指定

市は、市街地における建築物の不燃化を促進し、火災の危険を防除するため、防火地域及び準防火地域を指定して必要な規制を行う。

現在では、防火地域約 24ha、準防火地域約 123ha を指定している。

(2) 建築物の防火規制

ア 防火地域、準防火地域の指定

市は、火災が起きた場合に、その火災を極力他の建築物に及ぼさないように、地域によって集団的な防火に対する規制を行い都市防火の効果を高めることを目的として、建築物の密度が高く、火災危険度の高い市街地の区域を防火地域・準防火地域に指定し、建築物の不燃化を促進して安全な市街地の形成を図る。

(3) 建築物の火災耐力度増強策の促進

市は、建築物自体の耐火・防火について、建築基準法を中心とする各種法令により、地震が発生した場合にも、火災ができるだけ拡大しないような措置をとる。

特に、大規模建築物や不特定多数の人が使用する人命に危険性の多い建築物は、防火上、避難上の各種の措置の徹底を図る。

(建築基準法の防火規制)

ア 不特定多数の使用に供する特殊建築物等は、階数が3以上であるものあるいは規模に応じて、また、一定の数量を越える危険物の貯蔵及び処理の用に供する建築物は、耐火建築物又は準耐火建築物とする。

イ 不特定多数の使用に供する特殊建築物等は、階数が3以上である建築物、無窓建築物、延べ面積が1,000㎡を越える建築物は、避難階段を設けるなど、避難上又は消火上支障がないようにする。

ウ イに掲げる建築物、火気使用室等は、その壁、天井の室内に面する部分は、防火上支障がない仕上げとする。

第4節 建築物の耐風対策

市における措置

(1) 建築物の耐風対策

近年、突風や台風の上陸により、建築物への被害が多く発生している。本市においても、特に老朽化した建築物の屋根材や外壁材などの飛散が危惧される。また、建築基準法の瓦屋根の緊結方法が令和4年1月1日から強化されたことにより、安全確保のため建築物の耐風対策を計画的に実施する。なお、本市における耐風対策の区域は市内全域とする。

第5節 市街地の面的な整備・改善

1 市における措置

(1) 土地区画整理等

土地区画整理事業等によって計画的に整備された地域においては、既存の良好な居住環境の維持を図る。既存市街地において基盤整備が十分でない地域においては、土地区画整理事業や地区計画制度等の活用により、道路、公園及び上下水道等の生活基盤となる施設を誘導し、良好な都市環境の整備を図る。

・稲沢西土地区画整理事業 41.53ha

(2) 住宅地域改良事業

住環境の整備改善をするとともに、集団的に改良宅地を建設し、都市における災害防止を図る。

(3) 市街地再開発事業

都市における災害防止を図るとともに、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る。

2 関係調整事項

防災街区の整備のみでは都市防災対策は十分目的が達せられないので、他の諸施設の防災対策と関連させ総合的な防災計画を樹立して、大きく都市計画の問題として扱うよう考慮する。

第6章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備

基本方針

- 風水害等災害が発生した場合における応急対策活動等を円滑に実施するためには、防災施設及び災害対策資機材の整備、物資等の備蓄、業務継続計画や各対策分野における計画やマニュアルの策定、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等による体制の整備、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させるための研修の実施等の人材育成を行う必要がある。

防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備

1 市及び防災関係機関における措置

(1) 防災施設等の整備

風水害等災害が発生した場合における救助・消火活動等を円滑に実施するための防災施設及び災害対策資機材の整備を図るとともに、これらの防災施設等の円滑な運用を図るように努める。

併せて、防災に携わる者に高度な知識・技術を習得させるよう努める。

(2) 防災用拠点施設の整備促進

市及び防災関係機関は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備する。

特に、防災上重要な施設に対しては、早期に復旧できるよう体制等を強化する。

(3) 公的機関の業務継続性の確保

ア 市及び防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

イ 市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、少なくとも次の事項について定めておくものとする。

- ① 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- ② 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- ③ 電気・水・食料等の確保
- ④ 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- ⑤ 重要な行政データのバックアップ
- ⑥ 非常時優先業務の整理

(4) 応急活動のためのマニュアルの作成等

市及び防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

また、市は、男女共同参画の視点から、地方防災会議の委員に占める女性の割合を

高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局の役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。

(5) 人材の育成等

ア 市は、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させ、応急対策全般への対応力を高めるため、研修制度・内容の充実を図るとともに、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図る。

イ 緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるとともに、市及びライフライン事業者等は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

ウ 市は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むとともに、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。

(6) 防災中枢機能の充実

ア 市及び防災関係機関は、保有する施設、設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車等の活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努める。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図るものとする。

イ 市は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努める。

(7) 防災関係機関相互の連携

ア 市は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努める。

イ 市及び防災関係機関は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

ウ 市及び防災関係機関は、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

(8) 浸水対策用資機材の整備強化

市は、浸水注意箇所等について具体的浸水対策工法を検討して、浸水対策活動に必

要な、くい木、土のう袋、スコップ、カケヤ等の防災資機材の確保並びに水防等浸水対策用倉庫等の整備及び点検を行う。

(9) 防災用拠点施設の屋上番号表示

市は、庁舎等の屋上に番号を標示して、ヘリコプターからの災害応急活動の効率化を図る。

2 消防機関における措置

消防ポンプ自動車、救助・救急用資機材等の消防機械、消火栓、防火水槽等の消防用水利、火災通報施設、その他の消防施設・設備等の整備、改善及び性能調査を実施することにより、有事の際の即応体制の確立を期する。

特に、特殊火災（危険物施設、高層ビル等）に対処するため、化学車、はしご車、消火薬剤等の資機材の整備を図る。

また、自主防災組織の消防施設の強化を稲沢市消防施設等補助金交付要綱（昭和52年4月1日施行）により促進する。

資 料	1 消防施設・設備等	資料編 第6-1（P155）
	2 化学消火薬剤の備蓄状況	資料編 第6-3（P158）

3 水防機関における措置

水防法及び災害対策基本法の趣旨に基づき、洪水による水災を警戒、防御し、これによる被害を軽減するため、重要水防地域、危険箇所等について具体的な水防工法を検討して、水防活動に必要なくい木、土のう袋、スコップ、カケヤ等の水防資器材を備蓄する水防倉庫を整備改善並びに点検する。

資 料	1 水防上の注意箇所	資料編 第4-2（P140）
	2 水防施設・設備等	資料編 第4-3（P143）

4 名古屋地方气象台における措置

気象、水象等の自然現象の観測又は予報に必要な気象等観測施設、設備を整備し、観測体制の充実、強化を図るとともに、取得した観測情報等を関係機関に提供する。

（注）気象業務法では、気象庁以外の政府機関又は地方公共団体が気象観測を行う場合は、検定に合格した観測機器を使用するとともに、観測施設を設置した場合は、これを気象庁へ届けることを義務付けている。

資 料	1 名古屋地方气象台	資料編 第3-6（P120）

5 情報の収集・連絡体制の整備等

(1) 情報の収集・連絡体制

市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくとともに、必要に応じ航空機、無人航空機、船、車両等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備する。

(2) 通信手段の確保

ア 通信施設の防災構造化等

県、市及び防災関係機関は、通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策及び危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、有線・無線化、地上・衛星系によるバックアップ対策など、大規模停電時も含め災害時に通信手段が確保できるよう通信施設を防災構造化するほか、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。

イ 通信施設の非常用発電機

万一通信施設に被害が発生した場合に備え、非常用電源設備を、耐震性があり、かつ浸水する危険性が低いなど堅固な場所（風水害においては浸水する危険性が低い場所）に整備し、その保守点検等を実施する。

ウ 同報系防災行政無線

避難情報などの緊急情報については、同報系防災無線設備により、瞬時に放送できる設備と、放送内容の問合せに自動音声案内できる設備を整備する。

エ ヘリコプターテレビ電送システムの整備

被災現場の状況を迅速かつ、的確に収集・伝達するため、ヘリコプターテレビ電送システムを整備する。

(3) 被災者等への情報伝達

電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努める。

また、通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

資 料	1 通信施設・設備等	資料編 第 5-1 (P151)

6 救助・救急等に係る施設・設備等

人命救助に必要な救急車、救命ボート等の救助機械、担架、救命胴衣等の救助用資機材について、有事の場合にその機能等が有効適切に運用できるよう整備、改善並びに点検する。

また、県及び市は、負傷者が多人数にのぼる場合や輸送が途絶し、又は困難な場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

資 料	1 消防活動用資機材	資料編 第 6-2 (P155)
	2 資機材等・飲料水・食料・生活必需物資の備蓄	資料編 第 9-1 (P172)

7 道路河川等の復旧等に係る施設・設備等

災害のため被災した道路河川等の損壊の復旧等に必要な土木機械等の調達について、稲沢建設協同組合との連絡体制の整備を図る。

また、特に防災活動上必要な公共施設等及び避難所に指定されている施設の防災点検を定期的実施するとともに、あらかじめ輸送ルートの確保計画を検討する。

資 料	1 建設機械の調達	資料編 第7-6 (P168)
	2 指定避難所	資料編 第10-2 (P181)
参 考	1 災害時における応急対策の協力に関する協定書 (稲沢建設協同組合)	別冊 23(3) (別冊 P162)

8 物資等の備蓄、調達供給体制の確保

- (1) 市及び県は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水（ペットボトル等）、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

なお、備蓄を行うに当たっては、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のように実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮する。

また、避難生活で特に重要となる仮設トイレについても、備蓄に努めるものとする。

- (2) 市及び県は、広域応援による食料の供給が開始されるまでの期間に対処するため、家庭において7日分以上食料を備蓄しておくよう啓発する。
- (3) 市及び県は、災害時に迅速に食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資を調達、輸送できるよう、平常時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平常時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。

9 応急仮設住宅の設置に係る事前対策

- (1) 県は、事業者団体と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能性を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくものとする。
- (2) 市は、応急仮設住宅を迅速に供与するため、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておく。

なお、用地の選定に当たっては応急仮設住宅の用地に関し、災害に対する安全性や洪水、高潮、土砂災害の危険性に配慮する。

10 災害廃棄物処理に係る事前対策

- (1) 稲沢市災害廃棄物処理計画

市は、稲沢市災害廃棄物処理計画（令和元年8月）に基づき、災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、市町村間や民間事業者、他県、国等との連携を整備する。

(2) 広域連携、民間連携の促進

中部地方環境事務所、県（環境局）及び市は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。

また、市は、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時に整備する廃棄物処理施設の処理能力について災害廃棄物への対応として計画的に一定程度の余裕を持たせる事や処理施設の能力の維持を図る。

なお、県は、次の協定を締結している。

ア 災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定

- ・内 容 一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援
- ・相手方 県内の市町村、ごみ・し尿処理関係一部事務組合及び下水道管理者（平成 26 年 1 月 1 日）

イ 災害時における廃棄物の処理等に関する協定

- ・内 容 災害廃棄物等の撤去、収集・運搬、処分
- ・相手方 愛知県衛生事業協同組合（平成 17 年 4 月 1 日付け）
一般社団法人愛知県産業資源循環協会（平成 17 年 4 月 1 日付け）
一般社団法人愛知県解体工事業連合会（平成 21 年 3 月 25 日付け）
一般社団法人愛知県建設業協会（平成 29 年 2 月 17 日付け）
一般社団法人愛知県土木研究会（平成 29 年 2 月 17 日付け）
一般社団法人日本建設業連合会中部支部（平成 29 年 2 月 17 日付け）

ウ 災害時等におけるフロン類の回収に関する協定

- ・内 容 被災地で廃棄される冷凍空調機器等のフロン類回収
- ・相手方 愛知県フロン類排出抑制推進協議会（平成 17 年 4 月 1 日付け）

また、災害廃棄物の撤去等を円滑に進めるため、市町村の廃棄物担当部局、災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会及びNPO・ボランティア関係団体等が平常時から連携を図り、災害時に緊密に連携して災害廃棄物の撤去等に対応するものとする。

1 1 罹災証明書の発行体制の整備

- (1) 市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。
- (2) 市は、罹災証明書の交付業務を支援するシステムを活用し、効率的な交付に努めるものとする。
- (3) 県は、市町村に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。

また、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。

資 料	1 所掌事務	資料編 第 1-2 (P94)

第7章 避難行動の促進対策

基本方針

- 避難情報は、空振りをおそれず、住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に発令する。
- 防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供するとともに、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。
- 災害情報共有システム（Ｌアラート）の活用による報道機関等を通じた情報提供に加え、緊急速報メール機能等を活用して、気象警報や避難情報の伝達手段の多重化・多様化を図る。
- 市長は、あらかじめ緊急避難場所の指定及び整備、避難計画の作成を行うとともに、避難に関する知識などの普及を図り、市民の安全の確保に努める。

第1節 気象警報や避難情報の情報伝達体制の整備

1 市における措置

市は、さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設の施設管理者等が、災害のおそれがある場合に適時的確な避難行動を判断できるように、平常時から継続的な防災教育やハザードマップ等を活用した実践的な訓練を実施し、とるべき避難行動等の周知を図る。また、気象警報や避難情報が速やかに確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、コミュニティFM放送、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ＩＰ通信網、ケーブルテレビ網等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。

また、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。

2 県（防災安全局）、市及びライフライン事業者における措置

県、市及びライフライン事業者は、災害情報共有システム（Ｌアラート）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

第2節 避難場所の確保及び避難路の指定等

市における措置

1 緊急避難場所の指定

市は、災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所として災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定し、災害の危険が切迫した場合における住民の安全な避難先を確保する。

なお、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

また、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくとともに、必要に応じて指定緊急避難場所の中から広域避難場所や一時避難場所を選定する。

(1) 広域避難場所（避難場所）の選定

市は、市民の生命・身体の安全を確保するため、必要に応じて次の基準により避難場所を選定して、確保する。なお、選定した場合には、広域避難場所（避難場所）及び周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置し、平素から関係地域住民に周知を図る。

ア 広域避難場所は、大規模火災からの避難を中心に考え、公園、緑地、グラウンド（校庭を含む）、公共空地等が適当と考えられる。

イ 広域避難場所における避難者1人あたりの必要面積は、概ね2㎡以上とする。

ウ 広域避難場所は、要避難地区住民（昼間人口も考慮する。）を収容できるよう配置する。

エ 広域避難場所内の木造建築物の割合は、総面積の2%未満であり、かつ、散在していなければならない。

オ 広域避難場所は、浸水などの危険のない所、及び付近に多量の危険物等が蓄積されていない所とする。

カ 広域避難場所は、大火輻射熱を考慮する。

キ 地区分けをする場合においては、行政区単位を原則とするが主要道路、鉄道、河川等を境界として、市民がこれを横断して避難することはできるだけ避ける。

(2) 一時避難場所の確保

市は、広域避難場所へ避難する前の中継地点として、避難者が一時的に集合して様子を見る場所又は集団を形成する場所並びにボランティア等の救援活動拠点となる場所として、公園、グラウンド（校庭を含む）、公共空地等を一時避難場所として選定し、確保する。

なお、避難者1人あたりの必要面積や地区分けについては広域避難場所と同様の取扱いとする。

資 料	1 指定緊急避難場所	資料編 第10-1 (P178)

2 避難路の選定

緊急避難場所を指定した市は、市街地の状況に応じて次の基準により避難路を選定し、日頃から住民への周知徹底に努める。

ア 避難道路は概ね8m～10mの幅員を有して、なるべく道路付近に延焼危険のある建物、危険物施設がないこと。

イ 地盤が堅固で、地下に危険な埋設物がないこと。

ウ 避難道路は、相互に交差しないこと。

エ 浸水等の危険のない道路であること。

オ 自動車の交通量がなるべく少ないこと。

第3節 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成

1 市における措置

(1) マニュアルの作成

市は、避難情報について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達

方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。

ア 豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性に留意すること

イ 収集できる情報として次の情報を踏まえること

(ア) 気象予警報及び気象情報

(イ) 河川の水位情報、指定河川洪水予報

ウ 「避難情報に関するガイドライン」(内閣府)を参考にすること

エ 区域の設定に当たっては、次の区域を踏まえるとともに、いざというときに市長自らが躊躇なく避難情報を発令できるよう具体的な区域を設定すること

(ア) 河川氾濫による浸水が想定される区域(水防法に基づく浸水想定区域等)

(イ) 高潮氾濫による浸水が想定される区域(水防法に基づく浸水想定区域等)

オ 情報の提供にあたっては、危険の切迫性に応じて5段階の警戒レベルを付記するとともに避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

カ 洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで、居住者等が自らの判断で「緊急安全確保」の措置をとることも可能であることや、既に災害が発生又は切迫している状況([警戒レベル5])において、未だ避難が完了していない場合には、現在地よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等を開始する必要があることにも留意すること

キ 避難情報の発令基準等については、次の点に留意すること

(ア) 避難の指示等を発令する基準について、降水量や河川水位などの数値あるいは防災気象情報、指定河川洪水予報、水位周知河川の避難判断水位到達情報、水防警報の発表など該当する警戒レベル相当情報を基に、具体的・客観的な内容であらかじめ設定するよう努める。

また、避難情報の発令基準の設定にあたっては、避難のための準備や移動に要する時間を考慮して設定するものとする。[警戒レベル4] 避難指示については、災害が発生するおそれが高い状況において、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して発令する。居住者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了することが期待できる。

[警戒レベル5] 緊急避難確保は、災害が発生又は切迫している状況において、未だ危険な場所にいる居住者等に対し、立退き避難を中心とした避難行動から、緊急安全確保を中心とした避難行動への変容を特に促したい場合に発令する。ただし、災害が発生・切迫している状況で、その状況を必ず把握することができるとは限らないことなどから、本情報は必ず発令されるものではない。

なお、一旦設定した基準についても、その信頼性を確保するため、災害の発生の都度、その適否を検証し、災害履歴と照らしあわせ、継続的に見直しを行っていく必要がある。

(イ) 高潮に係る避難情報については、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の範囲を段階的に定めておくなど、高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に避難指示を発令できるよう、

発令範囲をあらかじめ具体的に設定すること。なお、高潮による堤防等の倒壊や異常な越波・越流を把握した場合や、潮位が危険潮位を超え、浸水が発生したと推測される場合など災害が発生直前又はすでに発生しているおそれがある場合には、〔警戒レベル５〕緊急安全確保を可能な範囲で発令すること。

(2) 判断基準の設定等に係る助言

判断基準や発令対象区域の設定については、必要に応じて、専門的知識を有する中部地方整備局・県（水防、砂防所管）や名古屋地方気象台に助言を求めることとする。

(3) 事前準備

市は、避難情報を発令しようとする場合において、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

また、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

2 県（建設局）、名古屋地方気象台及び中部地方整備局における措置

県、名古屋地方気象台及び中部地方整備局は、市が、避難情報の判断基準や発令対象区域の設定及び見直しを行う場合について、必要な助言等を行うものとする。

第４節 避難誘導等に係る計画の策定

1 市及び防災上重要な施設の管理者における措置

市及び防災上重要施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、あらかじめ避難誘導等に係る計画を作成しておくものとする。その際、水害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

(1) 市の避難計画

市の避難計画には、原則として次の事項を記載するものとする。

ア 避難情報を行う基準及び伝達方法

イ 緊急避難場所、避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口

なお、指定緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

ウ 緊急避難場所、避難所への経路及び誘導方法

エ 緊急避難場所開放、避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項

(ア) 給水措置

(イ) 給食措置

(ウ) 毛布、寝具等の支給

(エ) 衣料、日用必需品の支給

(オ) 負傷者に対する応急救護

オ 緊急避難場所、避難所の管理に関する事項

- (ア) 緊急避難場所や避難所の秩序保持
- (イ) 避難者に対する災害情報の伝達
- (ウ) 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
- (エ) 避難者に対する各種相談業務

カ 災害時における広報

- (ア) 広報車による周知
- (イ) 避難誘導員による現地広報
- (ウ) 住民組織を通ずる広報

(2) 防災上重要な施設の管理者の留意事項

学校、病院、工場、その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図ると同時に、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。

ア 学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮した上で、想定される被害の状況に応じた対応ができるよう、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示伝達の方法等を定める。

イ 義務教育の児童生徒を集团的に避難させる場合に備えて、学校及び教育行政機関においては、緊急避難場所及び避難所等の選定及び保健・衛生、給食等の実施方法について定める。

ウ 病院においては、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集团的に避難させる場合における、他の医療機関又は避難所の確保、移送の方法、保健・衛生、入院患者に対する実施方法等について定める。

2 浸水想定区域のある市における措置

浸水想定区域（水防法に基づくもの）の指定を受けた区域のある市は、市地域防災計画において、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項や予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

市地域防災計画で具体的に定めるに内容については、第2章第3節に定めるところによる。

3 避難行動要支援者の避難対策

第8章第2節 要配慮者の支援対策 (3) 避難行動要支援者対策 (P61) 参照

資 料	1 指定緊急避難場所	資料編 第10-1 (P178)
	2 指定避難所	資料編 第10-2 (P181)

第5節 避難に関する意識啓発

市、県（防災安全局、建設局、関係局）及び名古屋地方気象台における措置

市及び県は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、避難場所・避難所・災害危険地域等を明示した防災マップ、洪水時の浸水想定区域及び浸水深を示した

ハザードマップ、広報誌・PR紙などを活用した広報活動、並びに研修を実施し、住民の意識啓発を図るものとする。

(1) 緊急避難場所等の広報

緊急避難場所や避難所の指定を行った市は、次の事項につき、地域住民に対する周知徹底に努めるものとする。

ア 緊急避難場所、避難所の名称

イ 緊急避難場所、避難所の所在位置

ウ 避難地区分け

エ 緊急避難場所、避難所への経路

オ 緊急避難場所、避難所の区分

カ その他必要な事項

- ・緊急避難場所と避難所の役割が違うこと
- ・緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること

(2) 避難のための知識の普及

市、県及び名古屋地方気象台は、必要に応じて、次の事項につき住民に対して、普及のための措置をとるものとする。

ア 平常時における避難のための知識

イ 避難時における知識

- ・避難情報が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所等や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の自主的な避難先への立退き避難を基本とすること。あらかじめ、避難経路や自主避難先が安全かを確認しておくこと
- ・避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること（特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があること）
- ・洪水等及び高潮については、住宅構造の高層化や浸水想定が明らかになってきていることなどから、災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等においても上階への避難や高層階に留まるなど、居住者等がハザードマップ等を確認し自らの判断で、計画的に身の安全を確保することが可能な場合があること。あらかじめ、ハザードマップ等で浸水深や浸水継続時間等を確認し、自宅・施設等で安全を確保でき、かつ、浸水による支障を許容できるかを確認しておくとともに、長時間の孤立に備え、備蓄等を準備しておくこと。
- ・市長から〔警戒レベル5〕緊急安全確保が発令された場合、未だ避難できていない住民は、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でいる場所よりも相対的に安全な場所へ直ちに移動等すること。急激に災害が切迫し発生した場合に備え、あらかじめ、自宅・施設等及び近隣でとり得る次善の行動を確認しておくこと。

ウ 緊急避難場所、避難所滞在中の心得

(3) その他

ア 防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害

からの避難に対する住民等の理解の促進をはかるよう努める。

イ 市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する際に、愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とし、指定緊急避難場所の場合には、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

ウ 市及び県は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

第8章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

基本方針

- 市長は、あらかじめ指定避難所の指定及び整備、避難所の運営体制の整備を図り、災害時における市民の生活環境の確保に努めるものとする。
- 県、市及び要配慮者が利用する社会福祉施設等の管理者は、「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」（平成6年愛知県条例第33号）の目的に従い、真に人にやさしい施設整備に努めるとともに、要配慮者に配慮した情報伝達体制の推進及び教育・広報活動などに努める。
- 市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、児童福祉施設等事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。また、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。その際には、内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」や、県が作成している「市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル」などを活用するものとする。
- 社会福祉施設等の管理者は、その施設を利用するものを適切に避難誘導するため、市、地域住民、ボランティア団体等の多様な主体と協力体制を図るものとする。
- 令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するものとする。
- 県及び市は、公共交通機関の運行状況によっては、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という基本原則を積極的に広報することにより、帰宅困難者の集中による混乱発生の防止に努める必要がある。また、一斉帰宅を抑制するため、事業者等に対して従業員等を職場等に滞在させることができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。

第1節 避難所の指定・整備等

市における措置

(1) 避難所等の整備

市は、地域の実情に応じた避難者数を想定して、さらに市町村相互の応援協力体制のバックアップのもとに避難所等の整備を図る。

また、避難者が最寄りの避難所へ避難できるよう、必要に応じて町丁界や行政界を越えての避難を考慮して整備する。

なお、都市農地を避難場所等として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定の締結や当該農地における防災訓練の実施等に努めるものとする。

(2) 指定避難所の指定

ア 市は、避難所が被災した住民が一定期間滞在する場であることに鑑み、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、学校や公民館等の住民に身近な公共施設等を災害対策基本法施行令に定める規模条件、構造条件、立地条件、交通条件等の基準に従って指定する。

イ 上記アの基準に加え、避難所として指定する施設は、耐震性、耐火性の確保、天

井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、バリアフリー化しておくことが望ましい。

ウ 避難者の避難状況に即した最小限のスペースを、次のとおり確保するとともに、避難所運営に必要な本部、会議、医療、要配慮者等に対応できるスペースを確保する。

《一人あたりの必要占有面積》

1m ² ／人	発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積
2m ² ／人	緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積
3m ² ／人	避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積

※ 介護が必要な要配慮者のスペース規模は、収容配置上の工夫を行う。また、避難者の状況に応じた必要な規模の確保に努める必要がある。

＜新型コロナウイルス感染症対応時の必要占有面積＞

一 가족が、1区画を使用し、各区画（一 가족）の距離は1～2m以上空ける（※人数に応じて区画の広さは調整する）。

エ 指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。

オ 必要に応じて県と連携を取り、社会福祉施設、教育機関、公共宿泊施設等の管理者との協議により、配慮を要する高齢者、障害者等が相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の選定に努める。なお、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等に係る医療機器の電源確保等に配慮するよう努めるものとする。

カ 指定にあたっては、原則として、防災関係機関、教育機関の管理諸室、病院等医療救護施設、ヘリポート、物資集配拠点などの災害対策に必要な施設を避難所として使用しない。

また、災害が発生した場合に複数の避難者がやむを得ず、指定避難所以外の施設に避難した場合は、その場所を新たに避難所として追認、登録することが必要である。

キ 市は、指定管理施設を指定避難所とする場合には、施設の設置者及び指定管理者との間で、あらかじめ避難所運営に関する役割分担等を明確にしておくものとする。

(3) 二次的避難所（福祉避難所）

二次的避難所（福祉避難所）は、災害時に必要に応じて開設される二次的避難所と位置づけて、災害発生時からは、開設をしない。

災害が発生した当初においては、学校等の避難所を中心とし、武道館、教室及び会議室等を活用し、一般避難者と要配慮者の区分けを行う。武道館等の使用については、児童及び生徒の授業を優先しつつ、教育委員会等との協議を行う。

災害が発生し、避難所生活が長期化した場合には、老人世帯については、老人福祉センター・老人憩いの家、祖父江ふれあいの郷及び特別養護老人ホーム、乳幼児世帯については、公立・私立保育園、認定こども園、幼稚園、障害者世帯については、障害者支援施設を二次的避難所（福祉避難所）として開設する。

また、二次的避難所（福祉避難所）用の資機材整備（簡易ベッド、ポータブルトイレ等）及び施設の改修等は、施設管理者等の協力を得ながら実施するものとする。

なお、資機材整備及び施設改修は、社会資本総合整備計画（防災まちづくり関連の基幹事業である都市防災総合推進事業）等の活用を推進する。

さらに、乳児については、愛知文教女子短期大学との災害協定により、施設を利用する。

(4) 自主避難所

予測可能な台風、大雨等の災害において、避難情報などが発令される前の段階で自主避難をする住民に対し、一時的な避難先として、各支所及び各市民センターに自主避難所を状況に応じて開設することができる。

なお、避難生活が長期に渡る場合や自主避難者が収容可能人数を上まわる場合は、安全を確保して避難者を指定避難所へ移動させることができる。

(5) 避難所が備えるべき設備

避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布、段ボールベッド、パーティション等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。

なお、バリアフリー化がされていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう障害者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。

また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、緊急時に有効な次の設備については、平常時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくよう努める。

ア 情報受発信手段の整備 : 同報系防災行政無線、半固定局、特設公衆電話、携帯電話、ファクシミリ、パソコン、拡声器、コピー機、テレビ、携帯ラジオ、ホワイトボード、コミュニケーション支援ボード・カード・文字盤等

イ 運営事務機能の整備 : コピー機、パソコン等

ウ バックアップ設備の整備 : 防災備蓄倉庫、かまどベンチ、避難誘導灯、投光器、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等

(6) 避難所の破損等への備え

市は、避難所として指定した施設等の破損に備えて、避難用テントの備蓄等を図る。

(7) 避難所の運営体制の整備

ア 市は、県が作成した「愛知県避難所運営マニュアル」や「妊産婦・乳幼児を守る災害時ガイドライン」などを参考に、各地域の実情を踏まえ、避難所ごとに運営体制の整備を図るものとする。

イ 市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。

ウ 避難所の運営にあたっては、現に避難所に滞在する住民だけでなく、在宅や車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる住民への支援も念頭に置いた運営体制を検討する。

- エ 市は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討する。
- オ 市は、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。
- カ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染者が発生した場合の対応を含め、市が作成した「避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」などを参考に、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。
- キ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

資 料	1 指定避難所	資料編 第10-2 (P181)

第2節 要配慮者の支援対策

市及び社会福祉施設等管理者における措置

(1) 社会福祉施設等における対策

ア 組織体制の整備

施設等管理者は、災害の予防や災害時の迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自衛防災組織等を整備して、動員計画や非常招集体制等の確立に努める。

また、市との連携のもとに、近隣施設間、地域住民やボランティア組織等の協力を得て、入所者の実態に応じた体制づくりに努める。

イ 緊急連絡体制の整備

市及び施設等管理者は、風水害等災害の発生に備えて、消防機関等への緊急通報のための情報伝達手段の整備を図る。

ウ 防災教育・防災訓練の実施

市及び施設等管理者は、要配慮者が自らの災害対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

エ 防災備品等の整備

施設等管理者は、災害に備えて、食糧や生活必需品の備蓄を図るよう努める。

オ 非常用電源の確保等

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。

(2) 在宅の要配慮者対策

ア 緊急警報システム等の整備

市は、要配慮者の対応能力を考慮した緊急警報システムの整備を進めるとともに、地域ぐるみの避難誘導システムの確立を図る。

イ 応援協力体制の整備

市は、被災時の要配慮者の安全と入所施設を確保するため、医療機関、社会福祉

施設、近隣住民、自主防災組織やボランティア組織、県及び他の地方公共団体等との応援協力体制の確立に努める。

ウ 防災教育・防災訓練の実施

市は、要配慮者が自ら災害対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

(3) 避難行動要支援者対策

ア 市は、要配慮者のうち災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者の対象者を下記に該当するものとする。

- (ア) 身体障害者１・２級、療育Ａ判定、精神障害者１級の手帳が交付されているもの。
- (イ) 介護保険要介護３以上のもの。
- (ウ) ７５歳以上の高齢者のみの世帯のもの。
- (エ) ６５歳以上のひとり暮らし高齢者で市に登録されているもの。
- (オ) 上記(ア)～(エ)に準ずるもの。

さらには、名簿に登載する避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための個別避難計画を作成するよう努めるものとする。ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りではない。

なお、個別避難計画の作成に当たっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努めるものとする。

※人工呼吸器や酸素供給装置、胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な医療的ケア児等、保護者だけでは避難が困難で支援を必要とする障害児等も対象となりうる点に留意すること。

イ 避難行動要支援者名簿の整備等

(ア) 要配慮者の把握

市は、災害時に要配慮者に対する援護が適切に行われるよう、関係部署等が保有している要介護高齢者や障害者等の情報を把握するものとする。

なお、障害児の場合、支援区分がないが、保護者のみでは避難行動が困難である可能性の高い重症心身障害児や医療的ケア児は、障害児通所支援における基本報酬や加算の情報により把握する方法もある。

(イ) 避難行動要支援者名簿の作成

市は、要配慮者の中から、要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮し、避難行動要支援者の要件を設定し、市内部組織及び県その他の関係者の協力を得て、氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等必要な事項を記載した避難行動要支援者名簿を作成する。

その際、設定した要件にあてはまらない者であっても、要配慮者自らが名簿への掲載を求めた場合には柔軟に対応できるものとする。

(ウ) 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

名簿に登載される要支援者は、転出・転入、出生・死亡、障害の発現等により絶えず変化することから、避難支援に必要となる情報を適宜更新し、関係者間で共有する。

(エ) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

市は、対象者本人もしくは、対象者の保護者からの申請に基づき、市の関係部署、消防本部、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、個別支援者に対し、避難行動要支援者名簿に登載された情報を事前に提供できる。ただし、市条例に特別な定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて当該名簿情報によって識別される特定の個人の同意が得られない場合は、この限りではない。

併せて、これらの名簿情報の施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への名簿引き渡し時に誓約書の提出を求めるほか、研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置を講じるものとする。なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

また、市は、避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思確認により、平常時から、名簿情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。

ウ 個別避難計画の作成等

(ア) 個別避難計画の作成

市は、避難行動要支援者に関する氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等のほか、避難支援等実施者の氏名又は名称・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項等必要な事項を記載した個別避難計画を作成するよう努める。ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りではない。

なお、個別避難計画の作成に当たっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努めるものとする。

(イ) 避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供

市は、対象者本人もしくは、対象者の保護者からの申請に基づき、市の関係部署、消防本部、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、個別支援者に対し、個別避難計画に登載された情報を事前に提供できる。ただし、市条例に特別な定めがある場合を除き、個別避難計画情報を提供することについて当該情報によって識別される特定の個人の同意が得られない場合は、この限りではない。

併せて、これらの個別避難計画情報の施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への名簿

引き渡し時に誓約書の提出を求めるほか、研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置を講じるものとする。なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても個別避難計画の活用を支障が生じないよう、情報の適切な管理に努めるものとする。

また、市は、条例の定めにより、または、避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思確認により、平常時から、情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。

(ウ) 個別避難計画と地区防災計画の整合

市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

(エ) 市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

(4) 外国人等に対する防災対策

市及び防災関係機関は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人市民と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人旅行者は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努める。

ア 避難場所や避難所、避難路の標識等については、ピクトグラム（案内用図記号）を用いるなど簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。

イ 外国人を支援の対象としてだけでなく、地域の担い手として活躍できるよう、地域全体で災害時の体制の整備に努めるものとする。

ウ 多言語ややさしい日本語による防災知識の普及活動を推進する。

エ 外国人も対象とした防災教育や防災訓練の普及を図るよう努める。

オ 災害時に多言語情報の提供を行う愛知県災害多言語支援センターの体制整備を推進する。

(5) 浸水想定区域内等の要配慮者利用施設に対する対策

ア 浸水想定区域内の施設等の公表

市は、浸水想定区域内に主として高齢者等の要配慮者が利用する施設で、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、これらの施設名称及び所在地について市地域防災計画に定めるとともに、市民への周知を図る。

イ 洪水時等の要配慮者が利用する施設への洪水予報等の的確かつ迅速な伝達

市は、市地域防災計画において、浸水想定区域内の要配慮者が利用する施設で、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう

洪水予報等の伝達方法を定めるとともに、市民への周知を図る。

ウ 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施

(ア) 計画の作成等

市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の管理者等は、水害が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用しての円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、避難確保計画を作成し、市長に報告するとともに、当該避難確保計画に基づき避難訓練を実施し、その結果を市長に報告するものとする。

(イ) 施設管理者等に対する防災知識の普及

市は、市地域防災計画に要配慮者利用施設の名称及び所在地を定めた場合に、当該要配慮者利用施設の管理者等に対して、水害の危険性を説明するなど、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施の重要性を認識させるよう努める。

(ロ) 施設管理者等に対する支援

県及び市の関係部局は、当該要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について、当該要配慮者利用施設の管理者等を、連携して支援するよう努める。

(エ) 市長の指示等

市長は、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設が作成する避難確保に関する計画について、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の水害が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して必要な指示をすることができ、また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由なくその指示に従わなかった時は、その旨を公表することができる。

(オ) 市長の助言・勧告

市長は、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができる。

資 料	1 洪水時の避難確保が必要な要配慮者利用施設一覧	資料編 第4-3 (P147)

第3節 帰宅困難者支援体制の整備

1 市における措置

市は、公共交通機関が運行を停止した場合、駅周辺等において、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する可能性があることから、次の対策を実施する。

(1) 帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段に係る広報

「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段の家族間等での事前確認等の必要性について、平常時から積極的に広報するものとする。

(2) 事業者による物資の備蓄等の促進

企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。

2 支援体制の構築

帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、一時滞在施設（避難場所）の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。

また、帰宅困難者対策は、行政のエリアを超えかつ多岐にわたる分野に課題が及ぶことから、これに関連する行政、事業所、学校、防災関係機関が相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、発災時における交通情報の提供、水や食料の提供、従業員や児童生徒等の保護などについて、支援体制の構築を図っていくものとする。

第9章 広域応援・受援体制の整備

基本方針

- 市は、大規模な災害等が発生した場合において、速やかに災害応急活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図るとともに、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れるための受援体制の整備に努めるものとする。

なお、相互応援協定の締結にあたっては、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、近隣の団体に加えて、遠方に所在する団体との間の協定締結も考慮するものとする。

第1節 広域応援・受援体制の整備

1 市における措置

市長は、災害応急対策に必要な職員の派遣の措置が講じられるようあらかじめ関係資料を整備しておく。

2 県及び市における措置

(1) 応援要請手続きの整備

県及び市は、国又は他の地方公共団体への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えるものとする。

(2) 応援協定の締結等

ア 相互応援協定の締結

県及び市は、災害対策基本法第49条の2に基づき、県、市町村等との相互応援に関する協定の締結に努めるものとする。

なお、県は、次の協定を締結している。

(ア) 災害時等の応援に関する協定（中部9県1市（富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県及び名古屋市）

(イ) 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定

また、市は、次の協定を締結している。

① 愛知県西尾張市町村の災害対応に関する相互協定（稲沢市、一宮市、津島市、犬山市、江南市、岩倉市、愛西市、弥富市、あま市、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛島村）

② 災害時における相互応援に関する協定（清須市、愛西市、あま市、飛島村、富山県射水市及び熊本県美里町個別の協定）

イ 技術職員の確保

県及び市は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努める。

ウ 民間団体等との協定の締結等

県及び市は、災害対策基本法第49条の3に基づき、民間団体等と応援協定を締結するなど必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的

な災害応急対策を行えるよう努める。民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意すること。

(3) 受援体制の整備

県及び市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行うものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。

また、県及び市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

(4) 訓練、検証等

県は、広域的な受援に係る計画や相互応援協定等の実効性を高めていくため、各種訓練等を通じた検証を行うとともに、検証結果や国、県、市町村、その他防災関係機関等の体制変更、施設、資機材等の整備の進捗に応じて、随時、計画等の必要な見直しを行うものとする。

参 考	1 災害時における相互応援に関する協定書 (清須市)(愛西市)(あま市)(飛島村) (富山県射水市)(熊本県美里町)	別冊 26 (2)～別冊 26 (5) (別冊 P236～P243) 別冊 26 (7)(別冊 P248) 別冊 26 (10)(別冊 P256)
	2 愛知県西尾張市町村の災害対応に関する相互協定(稲沢市、一宮市、津島市、犬山市、江南市、岩倉市、愛西市、弥富市、あま市、大町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛島村)	別冊 26 (9)(別冊 P252)

3 防災関係機関における措置

防災関係機関は災害応急対策又は災害復旧の実施に際し、相互応援や民間団体等の協力を得るため、災害対策基本法第 49 条の 2 及び同条の 3 の規定等により、応援協定を締結するなど必要な措置を講ずるよう努める。

第 2 節 応援部隊等に係る広域応援・受援体制の整備 市における措置

(1) 緊急消防援助隊

市は、大規模災害が発生した場合に、人命救助活動等の消防応援を行う緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて消防活動能力の向上及び受援体制の確立に努める。

(2) 広域航空消防応援

市は、大規模特殊災害が発生した場合において、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援が、円滑かつ迅速に実施できるよう実践的な訓練等を通じて活動体制の整備に努める。

(3) 県内広域消防相互応援

市は、愛知県下で大規模災害等が発生した場合において、「愛知県内広域消防相互応援協定」に基づく消防応援活動が、迅速かつ的確に実施できるよう実践的な訓練等を通じて活動体制の整備に努める。

参 考	1 各種応援協定	別冊 21 消防相互応援協定 (別冊 P112～P151)

第3節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備

県及び市における措置

(1) 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討

県及び市は、円滑に国等からの支援物資の受入・供給を行うため、広域物資輸送拠点や地域内輸送拠点等（以下、「物資拠点」という。）の見直しを始め、物資拠点における作業体制等について検討を行うとともに、関係機関との情報の共有に努める。

また、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努める。この際、県及び市は、災害時に物資拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資拠点を選定しておくよう努める。

(2) 訓練・検証等

県及び市は、災害時に支援物資を円滑に搬送するため、連携して物資拠点等における訓練を行うとともに、訓練検証結果や国、県、市町村、その他防災関係機関等の体制変更、施設、資機材等の整備の進捗に応じて、随時、計画等の必要な見直しを行うものとする。

第4節 防災活動拠点の確保等

県及び市における措置

市は、円滑に国等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要な拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努める。

なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。

第10章 防災訓練及び防災意識の向上

基本方針

- 市は、防災週間、水防月間、全国火災予防運動、文化財防火デー等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練を実施するものとする。
- 市は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスク、正常性バイアス等の必要な知識及び災害時にとるべき避難行動等についての市民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、市民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。
- 防災訓練、教育等の実施にあたっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮して、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。
- 様々な複合災害を想定した図上訓練等を行い、各種対策や計画の見直しに努める。

第1節 防災訓練の実施

1 市における措置

市は、できる限り多くの民間企業、ボランティア団体及び要配慮者を含めた住民等の協力、連携のもとに大規模災害に備えて防災訓練を実施する。

訓練の実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明確にするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど、より実践的な内容となるように努め、次のとおり実施する。

(1) 基礎訓練

ア 水防訓練

水防管理団体は、水防計画に基づき、水防活動の円滑な遂行を図るため、地域の河川状況を勘案した水防訓練を実施する。

また、必要に応じて広域洪水等を想定して、水防管理団体が連合するなど防災関係機関が合同して実施する。

(ア) 実施時期

出水期を前に最も訓練の効果のある時期に実施する。

(イ) 実施地域

河川の危険地域等洪水のおそれのある地域で実施する。

イ 消防訓練

市は、消防法に基づく消防活動が円滑に実施できるため、消防に関する訓練を実施するほか、必要に大火災を想定し、市及び県等が合同して実施する。

ウ 避難・救助訓練

市及びその他防災関係機関は、関係の計画に基づく避難その他救助の円滑な遂行を図るため、水防、消防等の災害防護活動と併せ、又は単独で訓練を実施する。

また、学校、病院、鉄道、社会福祉施設、工場、事業所、百貨店、高層建築物等にあつては、学生、利用者、従業員等の人命保護のため、避難施設の整備を図り、

避難訓練を実施する。

なお、都市型水害対策訓練、地下空間からの避難訓練についても実施に努める。
特に自主防災組織、地域住民の参加による地域に応じた訓練を徹底して行う。

エ 通信訓練

市及びその他防災関係機関は、災害が発生した場合における通信の円滑化を図るため、非常通信協議会等の協力を得て、各種災害を想定して、通信訓練を実施する。

オ 非常召集訓練

市及びその他防災関係機関は、各災害を想定し、勤務時間外における職員、消防団等円滑な参集、非常配備体制の万全を期するため、必要に応じて実施する。

(2) 総合防災訓練

上記各種の基礎訓練を有機的に組合せ、防災関係機関が合同又は連携して、同一想定に基づき総合的な訓練を実施する。

ア 実施時期

災害発生が予想される前の訓練効果のある時期を選んで実施する。

イ 実施場所

災害のおそれのある地域又は、訓練効果のある適当な場所において実施する。

ウ 実施の方法

県、市、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関及び地元住民・事務所等が一体となって、又は連携して、同一想定に基づき予想される事態に即応した実践的な内容の災害応急対策活動を実施する。

また、災害応援に関する協定に基づき、他県等との訓練の相互参加及び共同訓練の実施に努める。

さらに、ボランティア団体に対しても、総合防災訓練への参加を求める。

(3) 広域応援訓練

市は、市が被災し、十分な災害応急対策の実施が困難な状況に陥った場合を想定し、県と他の市町村が連携し、広域的な応援を行う防災訓練を実施する。

(4) 防災訓練の指導協力

市は、居住地、職場、学校等において、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、きめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

また、防災関係機関あるいは自主防災組織が実施する防災訓練について、計画遂行上の必要な指導助言を行うとともに、積極的に協力する。

さらに、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行うものとする。

(5) 訓練の検証

市は、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講じるとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。

(6) 図上訓練等

市は、職員の災害対応能力の向上を図るため、災害対策本部及び各部において応急対策活動に従事する要員に対して、実践的な図上訓練や実際の災害対処訓練（ロー

ルプレイング方式）等を実施する。

2 市及び各種学校等管理者における措置

児童生徒等及び職員の防災に対する士気の高揚を図り、災害が発生した場合に迅速かつ適切な行動を取り得るよう、必要な計画を樹立するとともに訓練を実施する。

(1) 計画の策定及び周知徹底

災害の種別に応じ、学校等の規模、所在地の特性、施設設備の配置状況、児童生徒等の発達段階を考慮して、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法の計画をあらかじめ定め、その周知徹底を図る。計画策定に際しては、県、市防災担当部局等の関係機関との連絡を密にして専門的立場から指導・助言を受ける。

(2) 訓練の実施

学校における訓練は、教育計画に位置づけて実施するとともに、児童会・生徒会等の活動とも相まって、十分な効果をあげるように努める。

(3) 訓練の反省

訓練実施後は、十分な反省を加えるとともに、必要に応じて計画の修正・整備を図る。

第2節 防災のための意識啓発・広報

市及び名古屋地方気象台における措置

(1) 防災意識の啓発

市は、市民が「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとることができるよう、防災関係機関、民間事業者等と協力して、次の事項を中心に正しい知識、防災対応等について啓発する。

また、災害に関するビデオなどを学校等に貸し出して、防災教育の推進を図る。

名古屋地方気象台は、市民が防災気象情報を活用し的確な防災行動をとることができるよう、市及び防災関係機関と協力して、次の事項のＡ、オ～キについて解説を行い、啓発を図る。

さらに、市は、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。

Ａ 災害に関する基礎知識

イ 正確な情報の入手

ウ 防災関係機関が講じる防災応急対策等の内容

エ 地域の避難所、避難路に関する知識

オ 警報等や避難情報の意味と内容

カ 警報等発表時や避難情報の発令時にとるべき行動

キ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動

ク 避難生活に関する知識

ケ 家庭における防災の話し合い（災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと）

コ 応急手当方法の紹介、平素から市民が実施すべき水、食料その他生活必需品の備蓄等の対策の内容

サ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

(2) 防災に関する知識の普及

市は、防災週間、水防月間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防・二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努める。

また、市は、地域と連携を図り、地域の実情に応じて防災の教育及び普及促進を図るとともに、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。

さらに、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー、障害福祉サービス事業者等）の連携により、要配慮者（高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者）に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

(3) 家庭内備蓄等の推進

市は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されるため、飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の生活必需品について、7日以上以上の家庭内備蓄を推進するとともに、マスク、消毒液、体温計等の感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。さらに、自動車へのこまめな満タン給油を呼びかける。

また、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るものとする。

(4) 過去の災害教訓の伝承

市は、市民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行う。

また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民が閲覧できるよう公開に努める。

さらに、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

第3節 防災のための教育

1 市及び各種学校等管理者における措置

学校等での災害を未然に防止するとともに、災害による教育活動への障害を最小限にとどめるため、平素から必要な教育を行う。

また、災害が発生した場合において、迅速かつ適切な対応を図るため、学校等では平素から災害に備えて、職員等の任務の分担及び相互の連携等について組織を整備する。

なお、児童生徒等が任務を分担する場合は、児童生徒等の安全を最優先する。

(1) 児童生徒等に対する防災教育

児童生徒等の安全と家庭への防災思想の普及を図るため、学校等において防災上必要な防災教育を行う。災害リスクのある学校においては、避難訓練と合わせて防災教育を実施し、その他の学校においても防災教育を充実し、子供に対して「自らの命は

自らが守る」意識の徹底と災害リスクや災害時にとるべき避難行動（警戒レベルとそれに対応する避難行動等）の理解を促進する。また、防災教育は、教育課程に位置付けて実施して、とりわけ学級活動（ホームルーム活動）、学校行事及び訓練等とも関連をもたせながら、効果的に行うように配慮するとともに、消防団員等が参画した体験的・実践的な教育の推進に努めるものとする。

(2) 関係職員の専門的知識の涵(かん)養及び技能の向上

関係職員に対する防災指導資料の作成、配布、講習会及び研究会等の実施を促進して、災害及び防災に関する専門的知識の涵(かん)養及び技能の向上を図る。

(3) 防災思想の普及

PTA、青少年団体、女性団体等の研修会及び各種講座等、社会教育の機会を活用して、防災思想の普及を図る。

(4) 登下校（登降園）の安全確保

児童生徒等の登下校（登降園も含む。以下同じ）途中の安全を確保するため、あらかじめ登下校の指導計画を学校ごとに樹立して、平素から児童生徒等及び保護者への徹底を図る。

ア 通学路の設定

(ア) 通学路については、市教育委員会、稲沢警察署、一宮建設事務所、市関係機関及び地元関係者と連携を図り、学区内のさまざまな状況下における危険箇所を把握して点検を行う。

(イ) 平常の通学路に異常が生じる場合に備えて、必要に応じた緊急時の通学路を設定する。

(ウ) 異常気象時における通学路の状況の把握について、その情報収集の方法を確認する。

(エ) 児童生徒等の個々の通学路及び誘導方法等について、常に保護者と連携を取り確認する。

(オ) 幼児の登降園については原則として個人又は小グループごとに保護者が付き添うものとする。

(カ) 高等学校及び特別支援学校における登下校については、児童生徒等の安全が確保できるよう、学校ごとに(ア)から(エ)までに定める事項を考慮しながら、具体的な方法を点検して確認する。

イ 登下校の安全指導

(ア) 異常気象時の児童生徒等の登下校について、指導計画を綿密に確認する。

(イ) 通学路における危険場所については、児童生徒等への注意と保護者への周知徹底を図る。

(ウ) 登下校時における危険を回避できるよう、児童生徒等に対して具体的な注意事項をあげて指導する。

2 防災関係機関における措置

防災関係機関は、それぞれ又は他と共同して、その所掌事務又は業務について、防災教育の実施に努める。

第11章 防災に関する調査研究の推進

基本方針

- 災害は広範な分野にわたる複雑な現象で、かつその実態は地域的特性を有するので、防災に関する研究は、広範多岐にわたる研究部門相互の緊密な連繋を図るとともに、各地域の特性に応じた総合的かつ一体的研究体制を確立して、その効率的推進を図るものとする。

防災に関する調査研究の推進

1 市における措置

(1) 危険地域の把握

法により災害危険地域の指定を受けた地域の現況調査を行うとともに、これだけにとどまらず、水害危険地域及び火災危険地域について、広範囲にあらゆる角度から調査して、その実態を把握する。

(2) 危険地区の被害想定

災害が発生した場合において、迅速かつ的確な災害対策が実施できるように、社会的要請が強くかつ調査の促進が必要とされている上記の危険地域について、関係機関、学識経験者等と共同して実態調査を行い、この調査結果並びに過去に受けた災害状況等から被害想定をする。

(3) 防災アセスメントの実施及び防災カルテ等の整備

市においては、地域の水害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに、危険地域の把握、危険地区の被害想定等各種の調査研究による成果を活用し、災害危険性を地域の実状に即して的確に把握するための、防災アセスメントを積極的に実施する。

また、コミュニティレベル（行政区、自治会、学校区、自主防災組織単位）でのきめ細やかな防災カルテ・防災マップの作成を積極的に推進する。

(4) 地籍調査

市は、防災化の推進や円滑な災害復旧に資するため、土地の最も基礎的な情報である面積や境界等を世界測地系による数値情報により正確に把握して、記録する地籍調査の推進を図る。

2 調査研究成果の活用

調査研究の成果を将来の具体的防災施策樹立の参考に資するよう計画するとともに、教訓となるべき要素を収録して広く関係者に配布して、一般防災意識の高揚を図る。

第3編 災害応急対策

第1章 活動態勢（組織の動員配備）

基本方針

- 市長は、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、応急対策の推進を図る中心的な組織としてそれぞれの災害対策本部を速やかに設置して、その活動態勢を確立するものとする。
- 一定規模以上の災害が発生した際における災害救助事務について、県又は救助実施市（令和元年12月2日名古屋市指定）が救助の主体となり災害救助を実施する。
- 各防災関係機関は、災害の発生を防御して、応急的救助を行う等災害の拡大を防止するための活動態勢を整備するものとする。
- 要員（資機材も含む。）の配置等については、複合災害の発生も念頭において行う。

第1節 防災組織

1 稲沢市防災会議

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条の規定に基づき、防災行政を総合的かつ計画的に運営するため、市長の附属機関として稲沢市防災会議条例（昭和38年稲沢市条例第7号）に基づき組織運営されるもので、稲沢市地域防災計画の作成、及びその計画の実施の推進等を図る。

参 考	1 稲沢市防災会議条例	参考編 1 (P255)
	2 稲沢市防災会議運営要綱	参考編 2 (P257)

2 稲沢市災害対策本部

市の地域に、災害が発生した場合又は災害が発生するおそれがある場合で、市長が必要と求めた時は、災害対策基本法及び稲沢市災害対策本部条例（昭和38年稲沢市条例第8号）に基づき稲沢市災害対策本部（以下、「災害対策本部」という。）を設置する。

なお、災害が発生するおそれが解消し、又は災害応急対策が概ね完了したと認めたときは、これを廃止する。

第2節 防災活動

1 市における措置

市長は、市の地域に、災害が発生した場合又は災害が発生するおそれがある場合に、応急対策の推進を図るため、速やかに災害対策本部を設置する。

(1) 災害対策本部の組織及び運営

災害対策本部の組織及び運営は、本部員会議を置き災害応急対策の基本的事項について協議決定するほか、災害対策本部の業務を処理するための本部事務局を置く。

資 料	1 組織図（第3非常配備体制）	資料編 第1-1 (P93)
参 考	1 稲沢市災害対策本部条例	参考編 3 (P259)
	2 稲沢市災害対策本部要綱	参考編 4 (P260)

(2) 災害対策本部の設置及び廃止時期

ア 災害対策本部の設置基準

災害対策本部は、原則として次の基準により設置する。

(ア) 次の警報のいずれかが発表され、本部長が必要と認めるとき。

- a 大雨特別警報
- b 暴風特別警報
- c 大雨警報（浸水害）
- d 暴風警報
- e 洪水警報
- f 木曽川氾濫警戒情報
- g 庄内川氾濫警戒情報
- h 新川氾濫警戒情報
- i 日光川氾濫警戒情報

(イ) 市域に、災害が発生した場合又は災害が発生するおそれがある場合で、特にその対策又は防災の推進を図る必要があると認めるとき。

イ 災害対策本部の廃止基準

災害対策本部は、予想された災害が発生するおそれが解消し、又は災害応急対策が概ね完了したと本部長が認めた時に廃止する。

(3) 災害対策本部の開設場所

ア 東庁舎が使用可能な場合

(ア) 本部員会議

本部員会議の開設場所は、災害対策本部室とする。

(イ) 災害対策本部事務局

災害対策本部事務局の開設場所は、災害対策本部室又は災害対策室又は防災安全課事務室とする。

イ 東庁舎が使用できない場合

消防庁舎3階とする。

(4) 組織の所掌事務

各部課は、災害対策本部が設置された場合、部班として災害応急対策を実施する。

部班の所掌事務及び運営は別に定めるほか法令等に定めるところによる。

資 料	1 所掌事務	資料編 第1-2 (P94)

(5) 災害対策本部の表示

災害対策本部の表示の種別は、次のとおりとする。

ア 災害対策本部の設置を表示する標識

イ 災害対策本部の本部長、副本部長、部長、部長代理、班長、副班長及び班員の身分を表示する腕章及びヘルメット

ウ 災害応急対策に出動する車両の標識

資 料	1 標識等	資料編 第1-3 (P104)

2 防災関係機関における措置

(1) 組織及び活動体制

防災関係機関は、災害発生時においてその所掌する災害応急対策を速やかに実施するとともに、他の防災関係機関が実施する災害応急対策が円滑・的確に行われるよう、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の緊密な協力体制を整えておくものとする。

また、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。

(2) 勤務時間外における体制の整備

防災関係機関は、休日及び夜間の勤務時間外における災害発生に備えた情報連絡体制をあらかじめ整えておくものとする。

(3) 惨事ストレス対策

ア 搜索、救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

イ 消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

第3節 非常配備体制

(1) 配備区分

市は次の基準により、あらかじめ市職員の非常配備体制を定めて、迅速な動員の確保に努める。

(2) 伝達方法

ア 平常勤務時の伝達系統及び方法

名古屋地方気象台及び愛知県から災害が発生するおそれのある気象情報又は異常現象が発生するおそれのある情報を収受した場合、あるいは災害が発生した場合に、直ちに応急措置を実施する必要があると認められる場合等には、指揮者（建設部長）は、必要に応じて本部長の指示により配備体制を決定し、該当する職員に対しては、庁内放送等により徹底させる。

イ 休日又は勤務時間外における伝達

防災安全課職員は、非常配備に該当する気象予警報を把握し、又は災害の発生が予想される事態が生じた場合には、直ちに指揮者に連絡する。指揮者は、必要に応じて本部長、副本部長等に報告し、配備体制の指示を受け、市緊急情報配信システムにより、該当する職員に対して連絡する。

[非常配備の基準]

種 別	配 備 時 期	配 備 内 容	摘 要
第1 非常配備	1 次の各注意報のいずれかが愛知県尾張西部若しくは稲沢市に発表されたとき。 (1) 大雨注意報 (2) 洪水注意報 (3) 木曽川中流氾濫注意情報 (4) 庄内川氾濫注意情報 (5) 新川氾濫注意情報 (6) 日光川氾濫注意情報 2 名古屋地方気象台が愛知県西部における震度を4と発表したとき。 3 その他必要により、市長が当該非常配備を指令したとき。	情報の連絡及び収集のため建設部、まちづくり部職員及び当該災害に対処する必要がある部課の所要の人員を配備する。状況により、更に高度な配備体制に円滑に移行できる体制とする。	
第2 非常配備	準備体制 1 次の各警報のいずれかが愛知県尾張西部若しくは稲沢市に発表されたとき。 (1) 大雨特別警報 (2) 暴風特別警報 (3) 大雨警報（浸水害） (4) 暴風警報 (5) 洪水警報 (6) 木曽川中流氾濫警戒情報 (7) 庄内川氾濫警戒情報 (8) 新川氾濫警戒情報 (9) 日光川氾濫警戒情報	災害応急対策に対処できる人員を配備する。事態の推移にともない、特に当該災害に関連する部課の所要の組織による災害応急対策を開始できる体制とする。	災害対策本部を設置する。
	警戒体制 2 名古屋地方気象台が愛知県西部における震度を5(弱)又は5(強)と発表したとき。 3 南海トラフ地震臨時情報（調査中）又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき。 4 その他必要により、本部長が当該配備を指令したとき。	相当規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は相当規模の災害が発生したときなどに対処できる体制（「第2 非常配備班員構成表」による当番非常配備班）とする。	
第3 非常配備	1 市域に災害が発生し、被害が特に甚大と予想されるとき、又は大規模な災害が発生したとき。 2 名古屋地方気象台が愛知県西部における震度を6(弱)以上と発表したとき。 3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。 4 その他必要により本部長が、当該配備を指令したとき。	災害応急対策に万全を期するため全職員を配備する。	災害対策本部を設置する。

資 料	1 非常配備の基準	資料編 第1-4 (P106)

(3) 職員の非常参集

職員は、勤務時間外又は休日等において、市域に災害が発生した場合又は災害の発生するおそれがあることを知ったときは、以後の状況の推移に注意し、非常配備の基準により配備の伝達を受けて、あるいは自らの判断で登庁して、所要の配備につかなければならない。

(4) 非常配備の活動

災害に対処するための事務又は業務は、他の一般事務に優先して処理するものとして、非常配備体制下における活動は、次のとおりとする。

ア 第1非常配備

建設部及びまちづくり部の職員及び当該災害に対処する必要がある部課の所要の人員により配備する。活動は、気象情報の収集及び連絡等を実施する。

イ 第2非常配備（当番非常配備班における活動）

当番非常配備班は、建設部防災安全課が別に定める「第2非常配備員別構成表」により当番制として配備する。活動は、「稲沢市災害対策実施要領」に定める災害対策本部事務局の事務分掌により実施する。

ウ 第3非常配備（各部班別体制下での活動）

各部班は、災害対策本部の各所掌事務により当該災害で対処すべき活動を行う。部班の活動は、第2非常配備の活動に優先して処理する。

資料	1 所掌事務	資料編 第1-2（P94）

(5) 非常配備の報告及び動員要請（第3非常配備）

ア 各部長は、非常配備体制に入った場合は、常に各班の職員の動員状況を把握するとともに、その状態を指揮者に報告する。

イ 各部長は、災害応急対策活動を実施するにあたり職員が不足して、他部の応援を必要とするときは、指揮者に動員を要請する。

第4節 職員の派遣要請

市における措置

(1) 国の職員の派遣要請（災害対策基本法第29条）

市長は、災害応急対策又は災害復旧を実施するにあたり市の職員のみでは不足する場合は、指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

(2) 他市町村の職員の派遣要請（地方自治法第252条の17）

市長は、市の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の市町村長に対して、職員の派遣を要請することができる。

(3) 職員派遣の斡旋要求（災害対策基本法第30条）

市長は、知事に対して、災害対策基本法第29条の規定による指定地方行政機関の職員の派遣について、斡旋を求めることができる。

また、市長は、知事に対して、地方自治法第252条の17による他の市町村職員の派遣について、斡旋を求めることができる。

(4) 被災市町村への市職員の派遣

市は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

第5節 災害救助法の適用

1 市における措置（災害救助法第13条）

(1) 救助の実施

市長は、当該市の区域に災害救助法が適用され、知事の委任を受けた場合、災害救助法に基づく救助を行う。

(2) 県が行う救助の補助

市長は、知事から委任を受けた救助以外に県が行う救助の補助を行う。

2 県における措置

(1) 災害救助法の適用

知事は、災害救助法に定める程度の災害が発生した市町村（救助実施市を除く。以下この節において同じ。）の区域について、災害救助法を適用する。なお、災害が発生するおそれがある場合、国に設置された特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部の所管区域内においても、災害救助法を適用することができる。

(2) 救助の実施

知事は、災害救助法が適用された市町村において、現に救助を必要とする者に対して応急的に必要な救助を行う。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。ただし、この基準により救助を適切に実施することが困難な場合は、知事は内閣府に協議し、その同意を得て特別基準により実施するものとする。

なお、災害が発生するおそれがある段階において、災害救助法が適用された場合に行う主な救助の種類は、次表のとおり。

救助の種類	実施者	
	局地災害の場合	広域災害の場合
避難所の供与	市町村（県が委任）	
要配慮者の輸送	市町村（県が委任）	

(3) 市町村への委任

知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長に委任する。

なお、委任は災害救助法が適用された都度、市町村に通知することにより行うものである。事務委任により想定している各救助事務の実施者は次表のとおり。

救助の種類	実施者	
	局地災害の場合	広域災害の場合
避難所の供与	市町村（県が委任）	
要配慮者の輸送	市町村（県が委任）	
応急仮設住宅の設置	県（建築局）	
食品の給与	市町村（県が委任）	
飲料水の供給	市町村（県が委任）	
被服、寝具の給与	市町村（県が委任）	
医療、助産	市町村（県が委任）	県（福祉局、保健医療局） 日本赤十字社愛知県支部
被災者の救出	市町村（県が委任）	
住宅の応急修理	市町村（県が委任）	県（建築局）
学用品の給与		
市町村立学校児童生徒分		
県立学校、私立学校等児童生徒分		
埋葬	市町村（県が委任）	
死体の搜索及び処理	市町村（県が委任）	
住居又はその周辺の土石等の障害物の除去	市町村（県が委任）	

(4) 救助の委任の留意点

市町村へ事務を委任した場合であっても、その救助の実施責任は県にあるので、県は常にその状況把握に努め、万一、市町村において、事務の遂行上不測の事態が生じた場合等には、県において委任元としての責任を持って市町村に対する助言を行う等、適切な事務の遂行に努めることとする。

(5) 日本赤十字社愛知県支部への委託

知事は、医療及び助産等の実施に関して必要な事項を日本赤十字社愛知県支部に委託する。ただし、必要がある場合は、知事は委任に関わらず医療及び助産等のために必要な措置を講じる。

(6) 災害救助法が適用された場合の留意事項

知事は、救助実施市を含む複数の市町村に災害救助法が適用されるような大規模災害時には、災害救助法に基づき県の広域調整の下で救助を実施するため、被災者に公平かつ迅速な救助を行えるよう、災害救助に係る愛知県資源配分計画に基づき、救助実施市の長と必要な情報を共有し、救助を行うものとする。

第2章 避難行動

基本方針

- 被害を最小限にとどめるため、気象業務法に基づく、警報、注意報及び情報、水防法に基づく洪水予報及び水防警報等を迅速かつ確実に住民等へ伝達する。
- 災害応急責任者（災害対策基本法第50条）は、気象警報等の発受伝達が、迅速かつ正確になされるよう、自らの機関の体制及び関係機関との連携体制を整備するものとする。
特に、休日・夜間における体制及び通常伝達系統の災害が発生した場合における体制に留意するものとする。
- 「高齢者等避難」の発令により、高齢者や障害者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進する。
- 市長は、災害対策基本法等に基づき必要に応じて避難のための可能な限りの措置をとることにより、生命及び身体の安全の確保に努めるものとする。

第1節 気象警報等の伝達

1 市における措置

市は、地域防災計画の定めるところにより、必要事項を市民及び所在の官公庁へ周知する。

2 西日本電信電話株式会社における措置

西日本電信電話株式会社は、公衆通信施設等により一般通信に優先して警報を関係市町村に通知する。

3 日本放送協会名古屋放送局における措置

日本放送協会名古屋放送局は、警報を直ちに放送する。

4 気象予警報等の種類

(1) 気象予警報

名古屋地方気象台が、異常気象等によって県下に災害が起きるおそれがあると予想したとき発表する。（該当する警戒レベル相当情報含む）

(2) 洪水に関する予報

ア 木曽川洪水予報

中部地方整備局と名古屋地方気象台が共同して、木曽川に洪水のおそれがあると予想したとき（氾濫注意情報（警戒レベル2相当情報〔洪水〕）、氾濫警戒情報（警戒レベル3相当情報〔洪水〕）、氾濫危険情報（警戒レベル4相当情報〔洪水〕）及び氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報〔洪水〕））発表する。

イ 新川洪水予報

新川に洪水のおそれがあると認められるとき（氾濫注意情報（警戒レベル2相当情報〔洪水〕）、氾濫警戒情報（警戒レベル3相当情報〔洪水〕）、氾濫危険情報（警

戒レベル 4 相当情報 [洪水]) 及び氾濫発生情報 (警戒レベル 5 相当情報 [洪水])) 尾張建設事務所と名古屋地方気象台が共同で、その状況を水位又は流量を示して発表される。

なお、洪水予報を発表する区域は、庄内川からの分派点から河口までを対象として、発表する基準地点は、木曽川外水位である。

ウ 日光川洪水予報

海部建設事務所と名古屋地方気象台が共同して、日光川に洪水の恐れがあると予想したとき (氾濫注意情報 (警戒レベル 2 相当情報 [洪水])、氾濫警戒情報 (警戒レベル 3 相当情報 [洪水])、氾濫危険情報 (警戒レベル 4 相当情報 [洪水]) 及び氾濫発生情報 (警戒レベル 5 相当情報 [洪水])) 発表する。

エ 水防警報

国土交通大臣又は知事が、それぞれ指定する河川の水位が警戒水位に達するか若しくは警戒水位を超えると、又は洪水による災害の発生が予想される場合に、水防を必要とする旨の警報を発表する。市が警戒を要する対象河川及び対象水位観測所並びに警戒水位等は、別表 (資料編 第 3-1～3-4、3-6) のとおりである。

(3) 火災気象通報

ア 実施官署等

火災気象通報の実施官署、担当区域、通報先及び通報手段は、次のとおりとする。

実施官署	担当区域	通報先	通報手段
名古屋地方気象台	愛知県	愛知県防災安全局防災部 災害対策課	専用 FAX

イ 通報基準

名古屋地方気象台が発表する「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一とする。

ウ 通報方法等

(ア) 定時に行う通報

名古屋地方気象台は、午前 5 時に発表する天気予報に基づき、向こう 24 時間先までの気象状況の概要を気象概況として毎日朝 (午前 5 時頃を想定) に県に通報する。県は、通報を受けた内容を市へ通報する。

(イ) 随時に行う通報

(ア) で通報した内容と異なる「乾燥注意報」または「強風注意報」の発表があった場合は、その発表をもって火災気象通報に代えることとする。

(4) 火災警報

稲沢市消防本部が、火災予防のための気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めたとき発する。

様 式	1 洪水予報（木曽川中流洪水予報）	様式編 様式 1（P1）
	2 水防警報（水防警報発表受報用紙）	様式編 様式 2（P3）
資 料	1 気象等観測施設・設備等	資料編 第 3-1（P112）
	2 洪水予報	資料編 第 3-2（P113）
	3 水位情報の周知	資料編 第 3-3（P115）
	4 水防警報	資料編 第 3-4（P117）
	5 名古屋地方気象台	資料編 第 3-6（P120）

5 気象警報等の伝達系統

次の気象警報等の伝達は、図 1～7 のとおり行う。

(1) 気象・水象に関する特別警報・警報等 … 図 1

(2) 洪水予報

ア 国土交通大臣・名古屋地方気象台の発表する洪水予報 … 図 2 のア

イ 知事・名古屋地方気象台の発表する洪水予報 … 図 2 のイ

(3) 水防警報

ア 国土交通大臣の発表する水防警報 … 図 3 のア

イ 知事の発表する水防警報 … 図 3 のイ

(4) 水位周知河川の水位情報

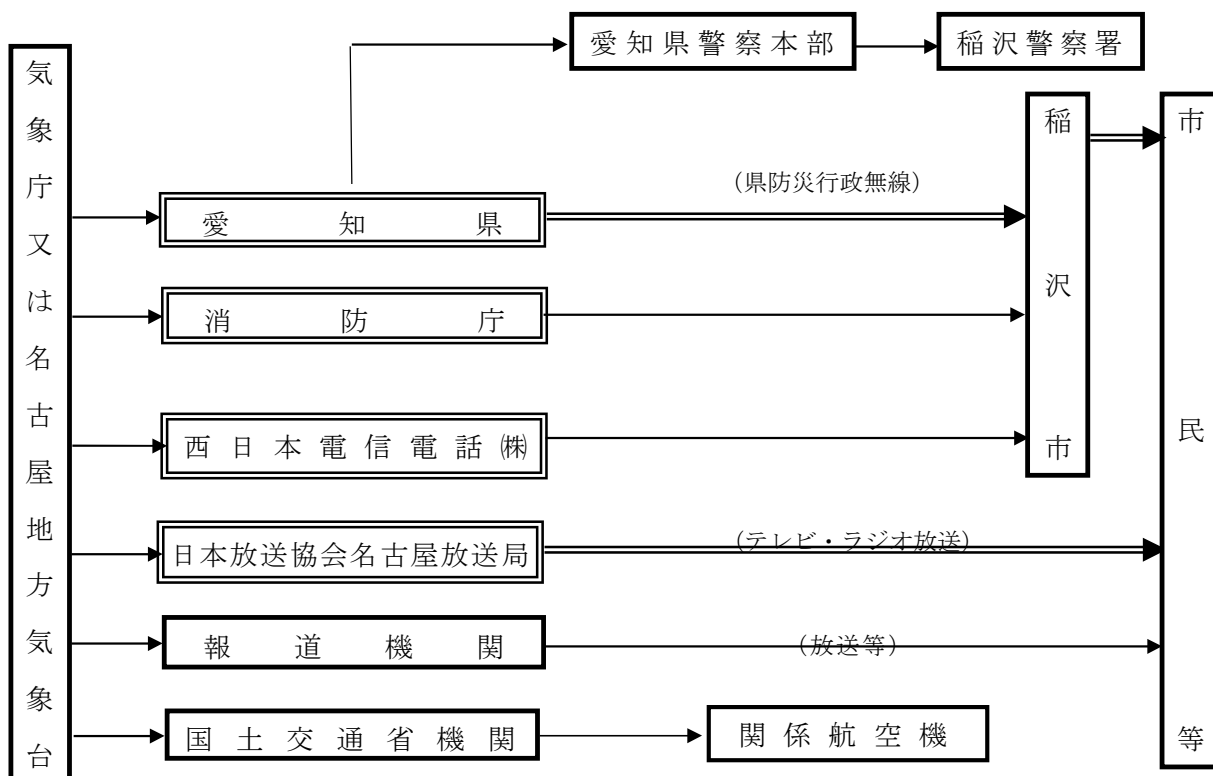
（避難判断水位、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）、氾濫発生）… 図 4

(5) 高潮氾濫発生情報…図 5

(6) 火災気象通報 … 図 6

(7) 火災警報 … 図 7

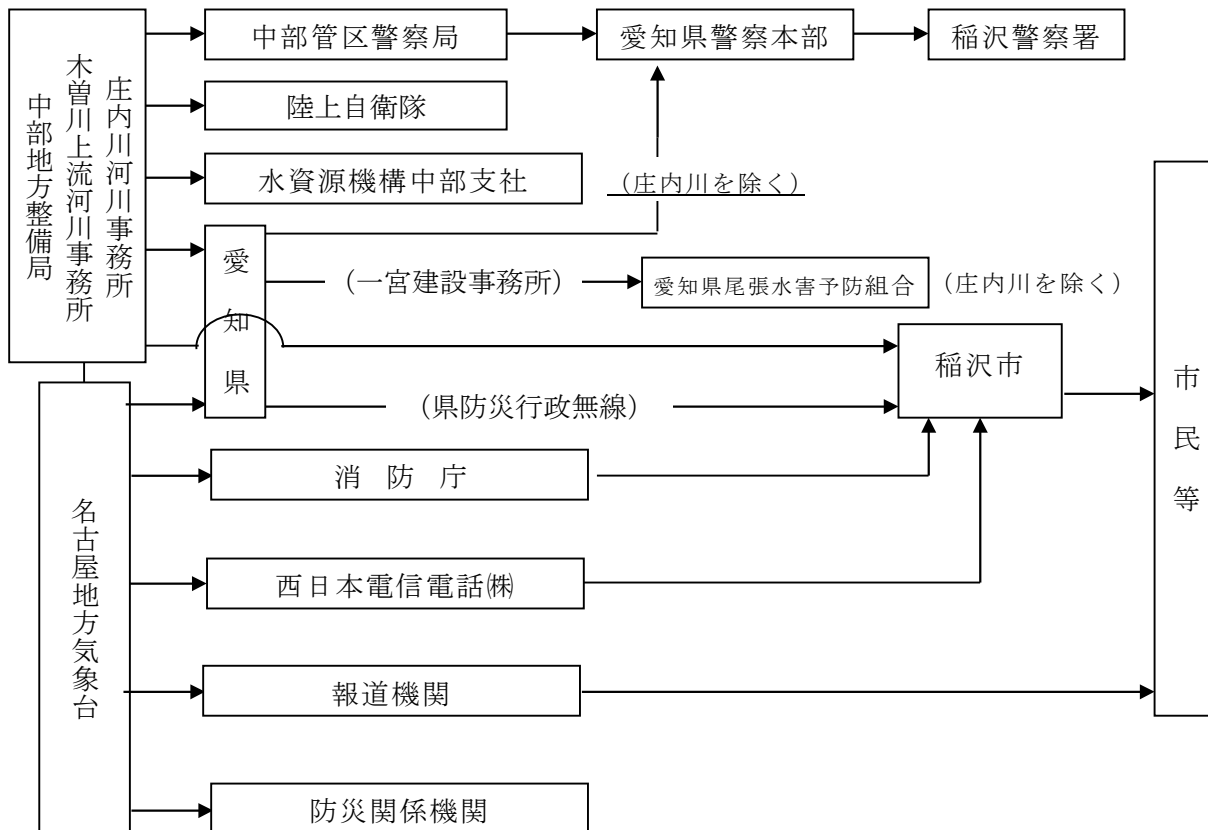
図 1 気象警報等の伝達系統図



※気象庁から東日本電信電話(株)又は西日本電信電話(株)には、特別警報及び警報についてのみ伝達を行う。
注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。
注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路

図2 洪水予報

ア 国土交通大臣・名古屋地方気象台の発表する洪水予報
・木曽川（中流）・庄内川洪水予報



イ 知事・名古屋地方気象台の発表する洪水予報
・新川・日光川洪水予報

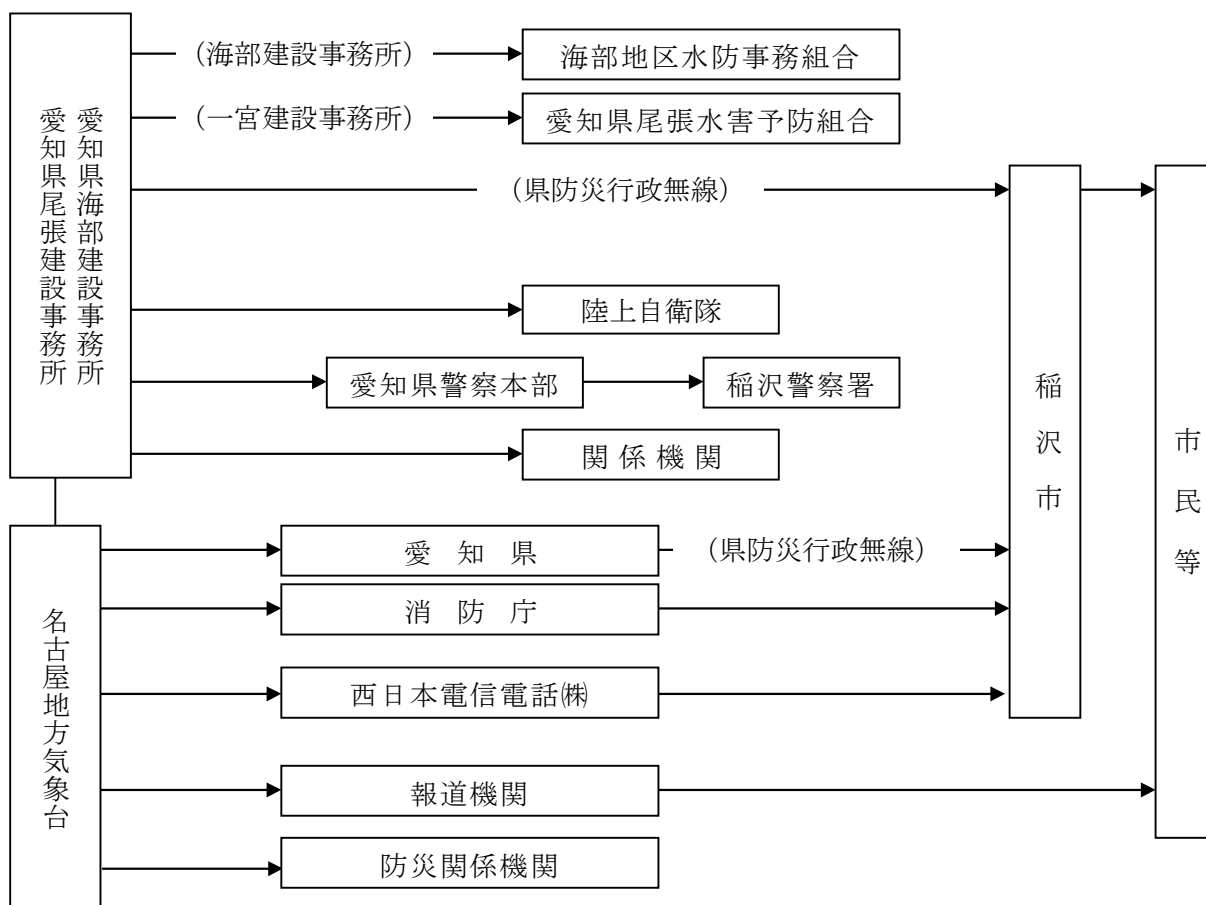
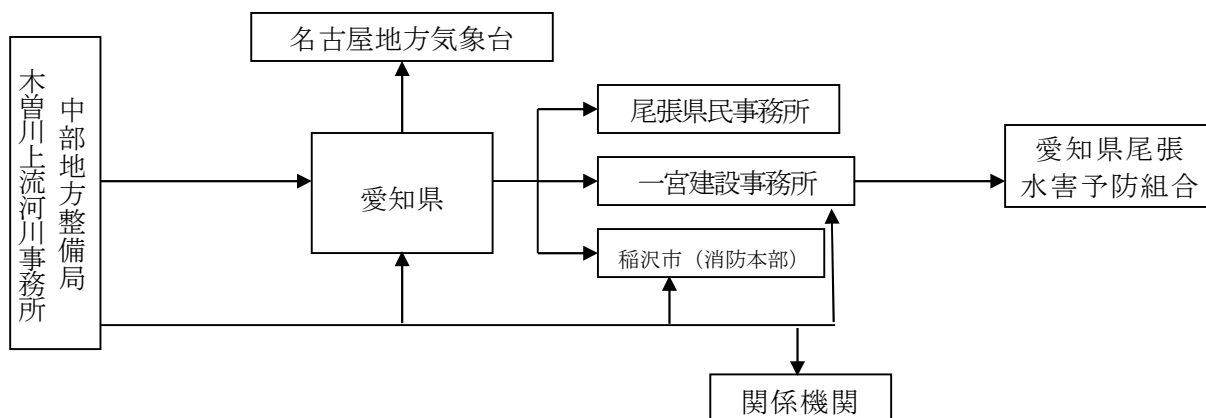
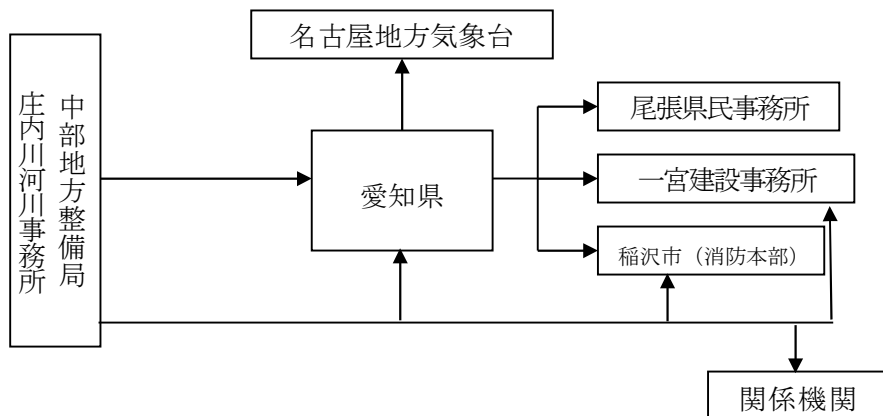


図3 水防警報

ア 国土交通大臣の発表する水防警報
・木曽川水防警報

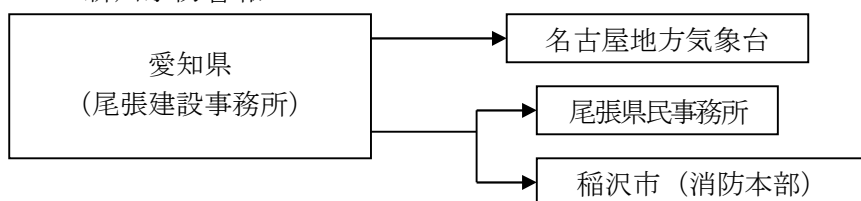


・庄内川水防警報



イ 知事の発表する水防警報

・新川水防警報



・日光川水防警報

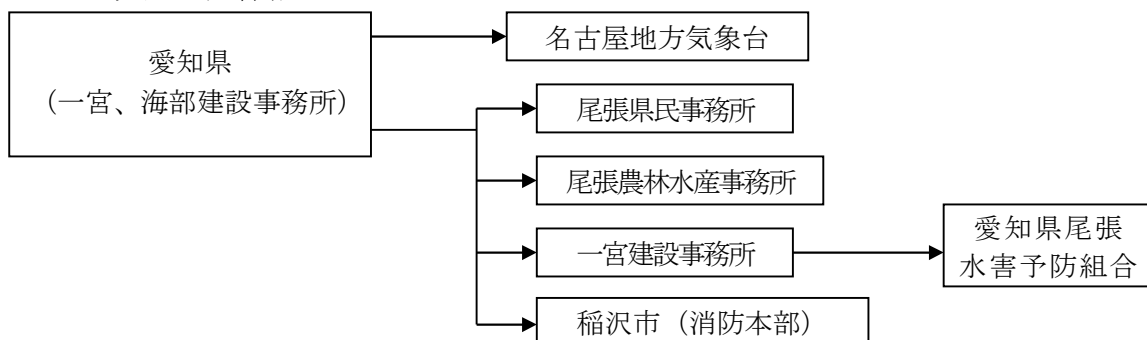
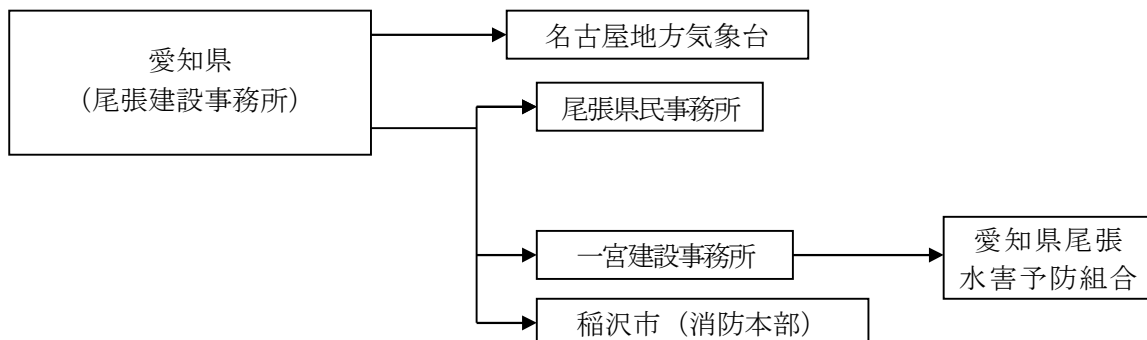


図4 水位周知河川の水位情報

(避難判断水位、氾濫危険水位、(洪水特別警戒水位)、氾濫発生)

■知事が通知する水位周知河川（避難判断水位（警戒レベル3相当情報〔洪水〕）、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（警戒レベル4相当情報〔洪水〕）、氾濫発生（警戒レベル5相当情報〔洪水〕））

・五条川



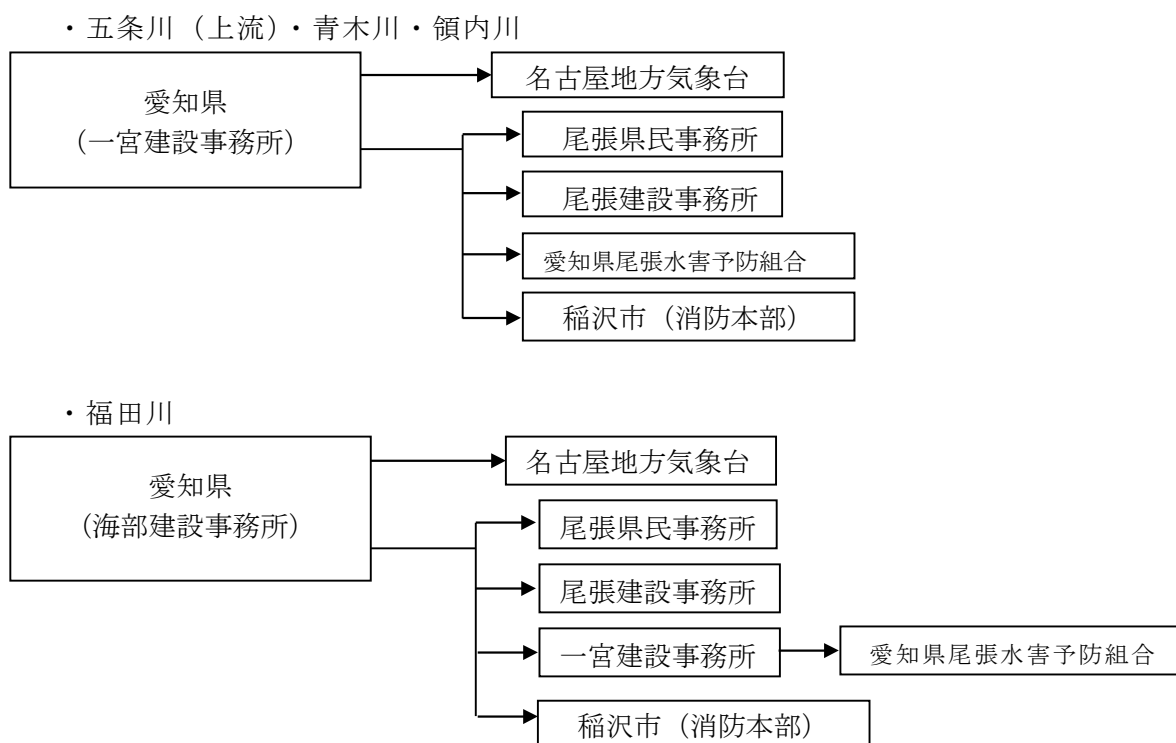


図5 水位周知海岸の水位情報（高潮氾濫発生情報）

■知事が通知する水位周知海岸

（高潮氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報[高潮]）

・三河湾・伊勢湾沿岸

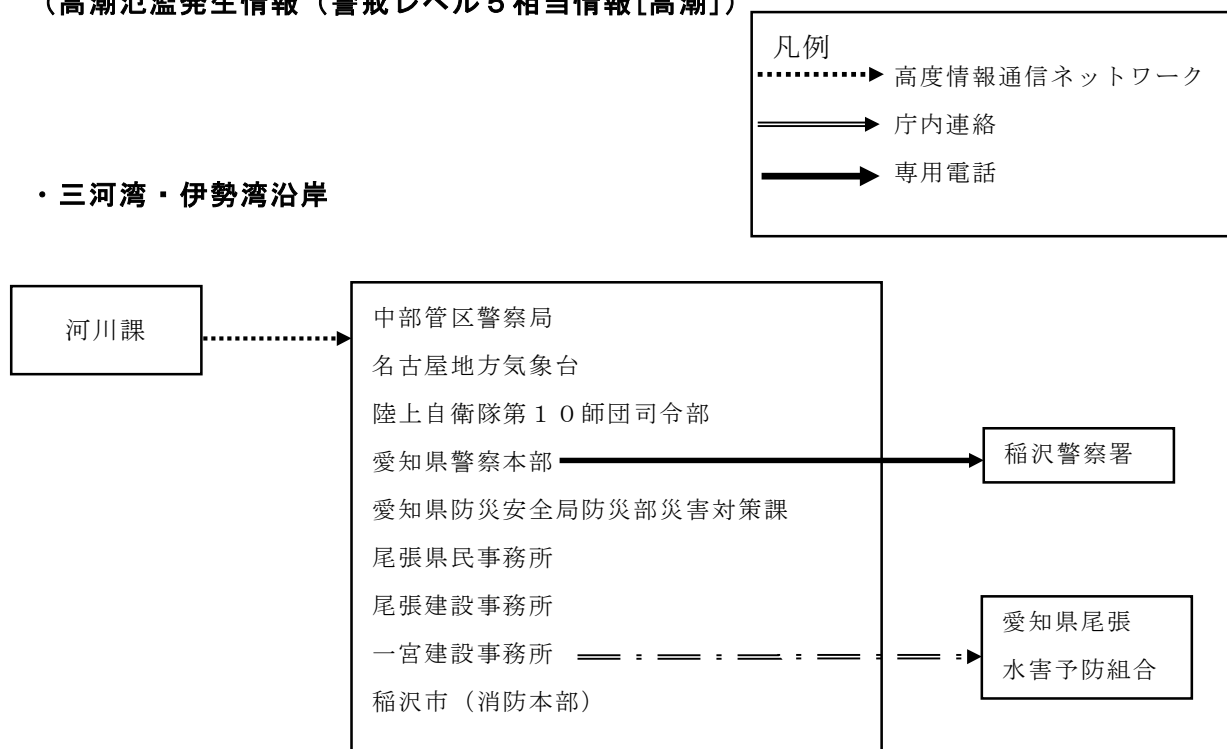


図6 火災気象通報

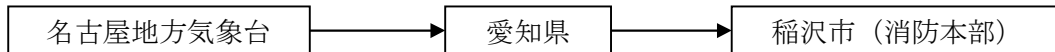
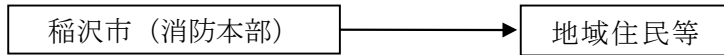


図7 火災警報



6 異常現象の通報

災害の発生が予想される異常な現象（以下「異常現象」という。）を発見した者は、直ちに市長又は警察官若しくは海上保安官に通報するものとする。

なお、警察官又は海上保安官が通報を受けた場合は、その旨を速やかに市長に通報するものとする。

また、異常現象を承知した市長は、直ちに名古屋地方気象台その他関係機関に通報するものとする。

第2節 避難情報

1 市における措置

(1) 避難情報

速やかに立退き避難を促す情報は、[警戒レベル4] 避難指示とし、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、発令するものとする。洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで、居住者等が自らの判断で「緊急安全確保」の措置をとることも可能である。

また、既に災害が発生又は切迫している状況[警戒レベル5]において、未だ避難が完了していない場合には、現在地よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等を開始する必要があることにも留意すること。

ア [警戒レベル5] 緊急安全確保

災害が発生又は切迫している状況において、未だ危険な場所にいる居住者等に対し、立退き避難を中心とした避難行動から、緊急安全確保を中心とした避難行動への変容を特に促したい場合に発令する。ただし、災害が発生・切迫している状況で、その状況を必ず把握することができるとは限らないことなどから、本情報は必ず発令されるものではない。

イ [警戒レベル4] 避難指示

気象警報等の発令、河川の水位や雨量等あらかじめ定めた避難指示の発令基準に基づき、速やかに的確な[警戒レベル4] 避難指示を発令するものとする。

その他、河川管理者や水防団等と連携して警戒活動を行った結果、災害が発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを指示する。

避難指示の発令の際には、避難所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発

令するものとする。

また、夜間、早朝に避難指示を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において避難指示を発令する。

ウ [警戒レベル 3] 高齢者等避難

避難行動要支援者等に早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の人にも避難準備や自主的な避難を呼びかける。

また、必要に応じ、[警戒レベル 3]「高齢者等避難」の発令等とあわせて避難場所を開設する。

なお、夜間、早朝に高齢者等避難を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において [警戒レベル 3] 高齢者等避難を発令する。

エ 対象地域の設定

避難情報を発令するにあたっては、対象地域の適切な設定等に留意する。

オ 避難情報の伝達

避難情報を発令するにあたっては、危険の切迫性に応じて 5 段階の警戒レベルを付記するとともに避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

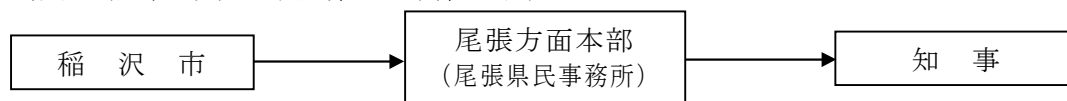
カ 事前の情報提供

避難情報の発令に至る前から、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、それぞれの地域における時間雨量、今後の降雨予測等、気象状況に関する具体的な情報を提供し、住民への注意を促す。特に、台風や線状降水帯等による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

(2) 知事等への助言の要求

市長は、避難のための立退きを指示し、又は「緊急安全確保」の安全確保措置を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、中部地方整備局、名古屋地方気象台又は知事に対し助言を求めることができる。さらに、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断するものとする。

(3) 報告（災害対策基本法第 60 条第 4 項）



(4) 他市町村又は県に対する応援要求

市は、自ら避難者の誘導及び移送の実施が困難な場合、他市町村又は県へ避難者の誘導及び移送の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要求する。

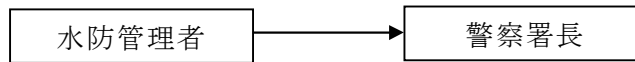
2 水防管理者における措置

(1) 立退きの指示

洪水、氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、立退くことを指

示する。

(2) 通知（水防法第 29 条）



3 県（知事又は知事の命を受けた職員）における措置

(1) 洪水等のための、立退きの指示

水防管理者の指示と同様

(2) 市長への助言、ホットラインによる情報提供・共有

ア 市長への助言

知事は、市長から避難情報の対象地域、判断時期等について助言を求められた場合は、必要な助言を行う。

また、時機を失することなく避難情報が発令されるよう、市に積極的に助言するものとする。

イ ホットラインによる情報提供・共有

「洪水時等危険情報伝達ホットライン」により水位情報等を河川管理者（建設事務所長）から市長へ直接電話連絡を行い、避難情報に資する情報提供を行う。

(3) 市長の事務の代行

知事は、当該災害の発生により市が避難の指示等の事務を全部又は大部分実施できないときは、市長に代わって立退き等の指示を行う。

(4) 自衛隊、県警察に対する応援要請

県は、市からの避難者の誘導及び移送の実施又はこれに要する要員及び資機材の応援要請事項の実施が困難な場合、自衛隊、県警察へ応援を要請する。

(5) 他市町村に対する応援指示

県は、市の実施する避難の誘導及び移送につき、特に必要があると認めたときは、他市町村に応援するよう指示する。応援の要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。

4 警察官における措置

(1) 警察官職務執行法第 4 条による措置

災害で危険な事態が生じた場合、警察官は、その場に居合せた者、その事物の管理者、その他関係者に必要な警告を発して、及び危害を受けるおそれのある者を避難させ、又は必要な措置をとる。

(2) 災害対策基本法第 61 条による指示

市長による避難のための立退き若しくは「緊急安全確保」の措置を指示することができないと認められるとき、又は市長から要求があったときは、警察官は必要と認められる地域の居住者、滞在者その他に対して、避難のための立退き又は「緊急安全確保」の措置を指示する。

(3) 報告・通知等

ア (1)の場合（報告・警察官職務執行法第4条第2項）

警察官⇒公安委員会

イ (2)の場合（通知及び報告・災害対策基本法第61条第3項及び第4項）

尾張方面本部

警察官⇒稲沢市⇒（尾張県民事務所）⇒知事

5 名古屋地方気象台及び中部地方整備局における措置

(1) 市長への助言

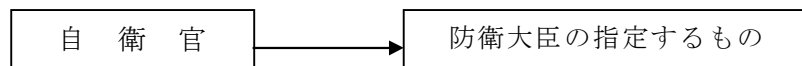
名古屋地方気象台及び中部地方整備局は、市長から避難指示の対象地域、判断時期等について助言を求められた場合は、必要な助言を行う。

6 自衛隊（自衛官）における措置

(1) 避難等の措置

自衛隊法第83条により、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にいない場合に限り、4(1)「警察官職務執行法第4条による措置」による避難等の措置を執る。

(2) 報告（自衛隊法第94条）



7 避難の指示の内容

市長等の避難指示等を発令する者は、次の内容を明示して実施する。

- (1) 避難対象地域
- (2) 避難先
- (3) 避難経路
- (4) 避難指示の理由
- (5) その他の必要な事項

8 避難の措置と周知

避難の指示をした者又は機関は、速やかに関係各機関に対し連絡するとともに、当該地域の住民に対してその内容の周知を図る。

(1) 住民への周知徹底

ア 広報車による伝達

広報車により、関係地区を巡回して伝達する。

イ 電話・携帯電話による伝達

電話・携帯電話を利用して伝達する。

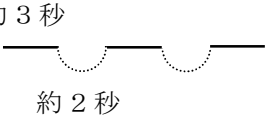
ウ 災害情報共有システム（Ｌアラート）による伝達

災害情報共有システム（Ｌアラート）に情報を提供することにより、テレビ・ラジオや携帯電話、インターネット等の多様で身近なメディアを通じて住民等が情報を入手できるよう努める。

エ 信号による伝達

警鐘信号及びサイレン信号により伝達する。

避難信号

打 鐘 信 号	余いん防止つきサイレン信号
	

オ 戸別訪問による伝達

避難を勧告、指示したときが夜間であったり、通信途絶の場合においては、自主防災組織、消防団等を通じ家庭を戸別に訪問して、伝達の周知を図る。

カ 同報系防災行政無線による伝達

同報系防災行政無線を利用して伝達する。

キ 夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討する。

(2) 関係機関の相互連絡

県、県警察、市及び自衛隊は、避難の措置を行ったときは、その内容につき相互に通報連絡する。

第3節 住民等の避難誘導等

1 住民等の避難誘導等

- (1) 市職員、警察官、消防職員その他の避難措置の実施者は、住民が、安全かつ迅速に避難できるよう避難先への誘導に努める。
- (2) 誘導に当たっては、できるだけ自主防災組織・行政区ごとの集団避難を行うものとし、避難行動要支援者の避難を優先して行う。
- (3) 避難行動要支援者の安否確認、避難誘導の実施にあたっては、社会福祉施設等を含め、民生委員や自主防災組織と連携して行うものとする。
- (4) 市は、指定緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるものとする。

2 避難行動要支援者の支援

(1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導

地域住民、自主防災組織、民生委員等の避難者支援の協力を得つつ、避難行動要支援者へ情報伝達を行うとともに、安否確認・避難誘導を実施する。

(2) 避難行動要支援者の避難支援

ア 避難のための情報伝達

避難行動要支援者に対しては、防災無線や広報車、携帯端末の緊急速報メールなど複数の手段を組み合わせるとともに、障害者等にあってはその障害特性等に配慮した多様な手段を用いて情報伝達を行う。

イ 避難行動要支援者の避難支援

平常時から名簿情報及び個別避難計画情報を提供することに同意した避難行動要支援者については、名簿情報及び個別避難計画情報に基づいて避難支援を行う。その際、避難支援等関係者の安全の確保、名簿情報及び個別避難計画情報の提供を受けた者に係る守秘義務等の措置を講ずる。

また、平常時から名簿情報及び個別避難計画情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、避難支援等関係者その他の者に協力を求めるものとする。

ウ 避難行動要支援者の安否確認

避難行動要支援者の安否確認を行う際には、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を有効に活用する。

エ 避難後における避難行動要支援者への対応

地域の実情や特性を踏まえつつ、名簿情報及び個別避難計画情報について避難場所等の責任者に引継ぐとともに、必要に応じて避難支援等関係者とともに避難場所から避難所への移送を行うこと。

第4節 広域避難

1 広域避難に係る協議

(1) 市における措置

市は、災害が発生するおそれがある場合において、避難指示の発令による避難先を当該市内の指定緊急避難場所その他の避難場所とすることが困難であり、かつ、居住者等の生命又は身体を災害から保護するため当該居住者等を一定期間他の市町村に滞在させる必要があると認められるときは、当該居住者等の受入れについては、避難先市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、避難先都道府県との協議を県に要求する。なお、他の都道府県の市町村への受入れについては、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、他の都道府県の市町村に直接協議することができる。

第3章 災害情報の収集・伝達・広報

基本方針

- 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努める。
- 災害応急責任者（災害対策基本法第50条）は、災害に関する情報の収集及び伝達が、迅速かつ正確になされるよう活動体制を整備するものとする。
特に、休日・夜間における体制及び通常伝達系統の災害が発生した場合における体制に留意する。
- 市は、災害情報を一元的に把握するとともに、関係機関を含めて災害に関する情報を共有することができる体制のもと、相互に連携して適切な災害応急対策が実施できるよう努める。
- 市及び防災関係機関は、重要通信の疎通を確保するとともに、効果的な通信の運用を図るため、有線・無線の通常の通信手段を利用するほか、携帯電話や衛星通信施設、電話・電報施設の優先利用、放送事業者への放送の依頼等を行う。
- 被災者等への確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により、住民等からの問い合わせに対応する。
- 各防災関係機関は、広聴活動を通じて災害地域住民の動向と要望事項の把握に努める。

第1節 被害状況等の収集・伝達

1 市における措置

(1) 被害情報の収集

市長は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害、火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集する。

特に災害発生直後においては、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関にいる負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。

なお、収集に当たっては119番通報に係る状況等の情報を積極的に収集するとともに、必要に応じ、画像情報の利用による被害規模の把握を行う。

(2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告

市長は、災害の状況（被害規模に関する概括的情報を含む）及び応急対策活動情報（応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等）について、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

報告にあたり、市長は、県防災情報システムを有効に活用する。

(3) 安否不明者・行方不明者の情報収集

捜索・救助体制の検討等に活用するため、市は、住民登録の有無に関わらず、市の区域内で安否不明・行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、安否不明者・行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ国を通じて大使館等）に連絡するものとする。

(4) 火災・災害等即報要領に基づく報告

ア 市は、火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日消防災第 267 号。以下「即報要領」という。）に定める即報基準に該当する火災、災害を覚知したときは、原則として、30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、その第一報を県に報告し、以後、判明した事項のうちから逐次報告する。（第一報に際し、県に連絡がとれない場合は、直接消防庁に報告して、連絡が取れ次第、県にも報告を行うことに留意する。）

また、一定規模以上の災害（即報要領「第 3 直接即報基準」に該当する火災、災害等）を覚知したときは、第一報を、直接消防庁に対しても原則として、30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、報告を行う。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第一報後の報告についても、引き続き、消防庁に対しても行う。

なお、消防機関への 119 番通報が殺到した場合については、即報要領様式にかかわらず、最も迅速な方法により県及び国に報告する。

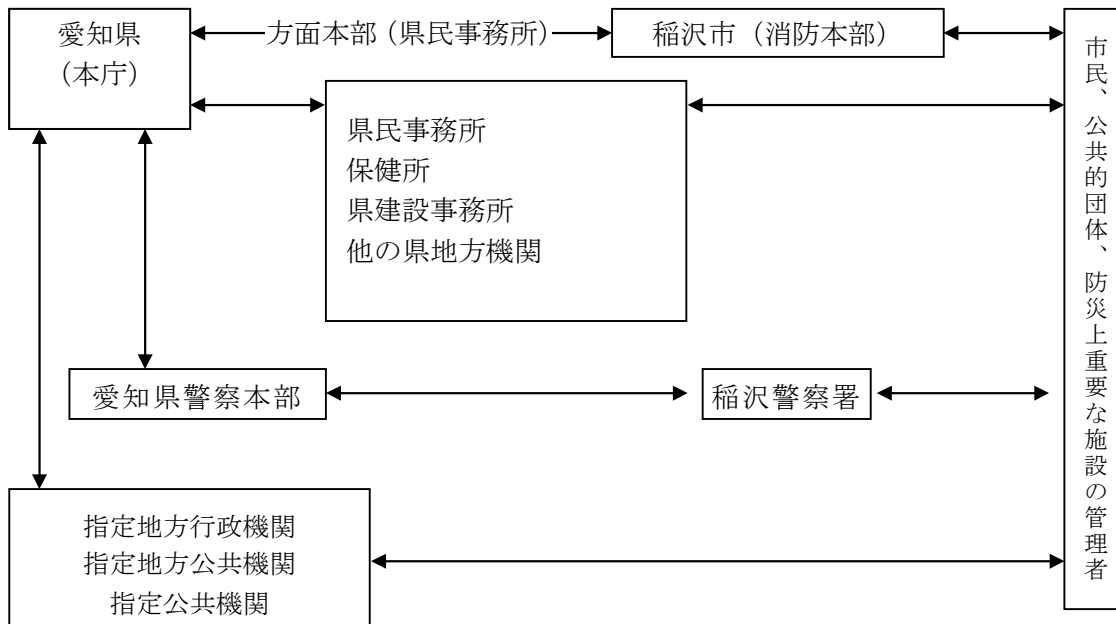
イ 確定報告にあつては、災害応急対策完了後 15 日以内に文書により県に報告する。

(5) 被災者台帳の作成

被災した住民に公平な支援を効率的に行い、支援漏れや、同種の支援・各種手続きの重複を避けるため、個々の被災者の被害の状況や支援の実施状況、支援における配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を整備し、その情報について関係部署間で共有・活用するよう努める。

2 被害状況等の一般的収集・伝達系統

(1) 被害状況等の一般的収集・伝達系統は次のとおりである。



(2) 各機関は、自己の所掌する事務又は業務に関し、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するのに必要な情報（画像情報を含む）及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。ただし、気象条件等を踏まえ、巡視等に当たる職員等の安全を最優先として情報収集に当たるものとする。

- (3) 情報の収集伝達については、第2節「通信手段の確保」に記載した各種の方法を有効に活用するものとして、防災行政無線及び一般電話等のほか、あらかじめ災害時優先電話を登録したうえでの非常通話や緊急通話の取扱、あるいは、携帯電話を利用する。
- (4) 同時多発的に災害が発生した場合には、電話が輻輳するので直接電話、災害時優先電話により防災関係機関相互の回線を確保する。
- (5) 通信連絡用機器の設置にあたっては、非常用電源を備えるとともに、災害時に途絶しないように設置箇所等に留意する。
- (6) 災害が発生した場合に市民へ確実に情報を提供するため、複数の情報伝達手段を利用することとし、地域性やそれぞれの手段の特性を考慮しながら整備を進める。
- (7) 報道機関と緊密な連携を図り、効率的な情報の伝達に努める。

3 重要な災害情報の収集伝達

(1) 国に対する逐次の情報伝達

関係機関は、自己の所管する事項について、当該災害の状況及びこれらに対して執られた措置の概要を、逐次、電話等により県又は、国（内閣総理大臣）に対して速やかに伝達を行う。

(2) 災害の規模の把握のために必要な情報

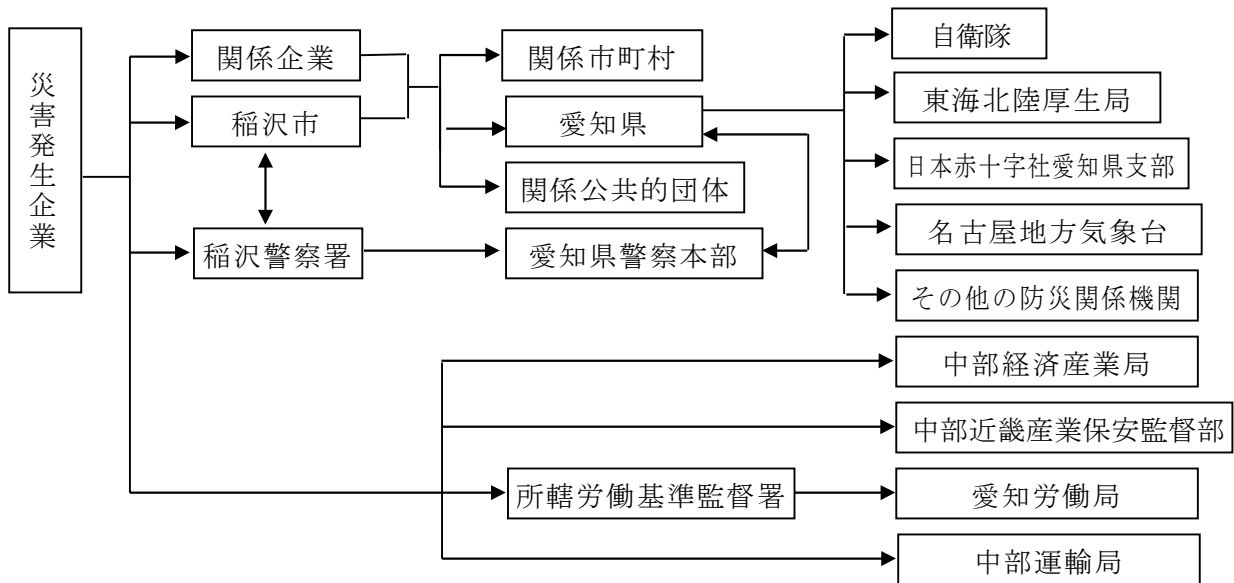
市長は、非常災害であると認められるときは、災害の規模の把握のために必要な情報の収集に特に留意する。

(3) 安否情報

市は、被災した住民の生死や所在等、いわゆる安否情報について、その身を案ずる近親者、当該住民を雇用する企業、在籍する学校等からの照会に対応するため、安否情報の収集に努める。ただし、安否情報の提供については、応急救助や施設の応急復旧等災害による被害拡大防止に直結する他の重要業務に支障を与えない範囲で行うとともに、実際の安否情報の提供にあたっては、被災住民及び第三者の権利権益を不当に侵害することのないよう配慮する。

4 特殊災害に関する情報の収集及び伝達の系統

陸上災害の場合



5 その他の情報の収集伝達

- (1) 各機関は、自己の所掌する事務又は業務に関し、収集した被害状況等災害に係る情報については、内容を検討して、関係機関に伝達する。

伝達の対象となる被害		伝達内容
災害発生状況等	被害状況・災害対策本部の設置状況・応急対策状況（全般）	様式3～6によること
人、住家被害等	人的被害	様式7によること
	避難状況・救護所開設状況	様式8によること
公共施設被害	河川・貯水池・ため池等	様式9によること 確定報告は、被害か所数、被害額、被害地域名等について各関係機関の定める様式により行うものとする。
	道路被害	
	鉄道施設被害	
	電信電話施設被害	
	電力施設被害	
	ガス施設被害	
	水道施設被害	
	公共土木施設被害	

様式	1	災害概況即報を始めとする被害報告様式	様式編 様式16 (P18)
	2	災害概況即報	様式編 様式17 (P19)
	3	避難指示等の発令状況	様式編 様式18 (P20)
	4	災害発生状況等（速報・確定報告）	様式編 様式19 (P21)
	5	人的被害	様式編 様式20 (P22)
	6	避難状況・救護所開設状況	様式編 様式21 (P23)
	7	公共施設被害	様式編 様式22 (P24)
資料	1	洪水予報	資料編 第3-2 (P113)
	2	水位情報の周知	資料編 第3-3 (P115)
	3	水防警報	資料編 第3-4 (P117)
	4	名古屋地方気象台	資料編 第3-6 (P120)

(2) 被害状況の判定基準

被害状況を判定するに際しての基準は、別表「被害判定基準（資料編 第1-5）」のとおりとする。

資 料	1 被害判定基準	資料編 第1-5 (P107)

6 報告の方法

- (1) 被害状況等報告は、最も迅速確実な通信手段を活用するものとするが、県防災情報システムを有効に活用するとともに、県防災行政無線設置機関にあっては、原則、県防災行政無線により報告する。

なお、県防災行政無線未設置機関にあっては、原則、有線電話を使用する。

また、県防災行政無線が途絶した場合は、有線電話を使用する。

- (2) 県防災行政無線及び有線電話が途絶した場合は、各防災関係機関が所有する専用電話の利用や警察無線等他機関の無線通信施設を利用する。
- (3) すべての通信施設が不通となった場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段を尽くして報告するように努める。

7 報告を行う基準

- (1) 人、住家、河川、道路施設等の被害が発生した場合、次に掲げる事項の一に該当したときとする。

ア 稲沢市災害対策本部を設置したとき。

イ 災害救助法適用基準に該当する程度の災害が発生したとき。

ウ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響の状況等からみて、報告の必要があると認められるとき。

エ 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に該当する程度の災害が発生したとき。

オ 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に該当する程度の災害が発生したとき。

- (2) 水道施設、鉄道施設、電信電話施設、電力施設、ガス施設等の被害の場合、稲沢市災害対策本部を設置した場合で、重大な被害が発生した場合及び応急復旧したとき。

8 被害状況の照会・共有

- (1) 各機関は、他機関所管の被害状況を把握する必要があるときは、原則としてそれぞれを所管する関係機関に照会する。
- (2) 全県的な被害状況については、県防災情報システムを有効に活用して把握・共有するとともに、愛知県災害対策本部災害情報センター（河川、道路被害、水道施設被害については、関係課）へ照会する。

第２節 通信手段の確保

市及び防災関係機関における措置

(1) 専用通信の使用

防災関係機関は、情報連絡手段とし、無線を利用した専用通信を使用することとして、災害情報の収集伝達のために設置した、稲沢市防災行政無線網を使用する。

なお、通常は、その設備を他人の通信のために使用してはならないこととなっているが、災害が発生した場合の通信連絡を行うにあたり緊急を要する場合は、所定の手続きを経て、これを他人に利用させることができる。

(2) 防災相互通信用無線局の使用

市及び防災関係機関は、防災対策に関する通信を相互に行うために設置した防災相互通信用無線局を活用して、災害現場等で円滑な情報の受伝達を図る。

(3) 衛星通信施設の利用

市及び防災関係機関は、地上系の防災行政無線網に障害、輻輳や混信が発生した場合には、地域衛星通信ネットワークを活用した衛星通信施設により、映像を含む情報の受伝達に努める。

(4) 移動系無線局の使用（MCA無線）

各防災関係機関は、移動系無線局を防災拠点や被災地域に重点配備するとともに、有効な運用を図り、地域の円滑な情報の受伝達を行う。

(5) 非常通信

無線局は、免許状に記載された目的又は通信の相手方、若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならないことになっている。

ただし、災害が発生した場合等において有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信（以下「非常通信」という。）については、当該無線局の目的以外にも使用することができる。

ア 非常通信の通信内容

(ア) 人命の救助に関する通信

(イ) 災害の予警報（主要河川の水位を含む）及び災害の状況に関する通信

(ウ) 緊急を要する気象、火山等の観測資料に関する通信

(エ) 秩序維持のために必要な緊急措置に関する通信

(オ) 遭難者救護に関する通信

(カ) 電信電話回線の復旧のため緊急を要する通信

(キ) 鉄道の復旧、道路の修理、被災者の輸送、救助物資の緊急輸送等のために必要な通信

(ク) 県・市町村の防災会議及び災害対策本部相互間に発受する災害救援、その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資、資金の調達、配分、輸送等に関する通信

(ケ) 電力設備の修理復旧に関する通信

(コ) 知事が医療、土木、建築、工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関する通信

イ 非常通信の発受

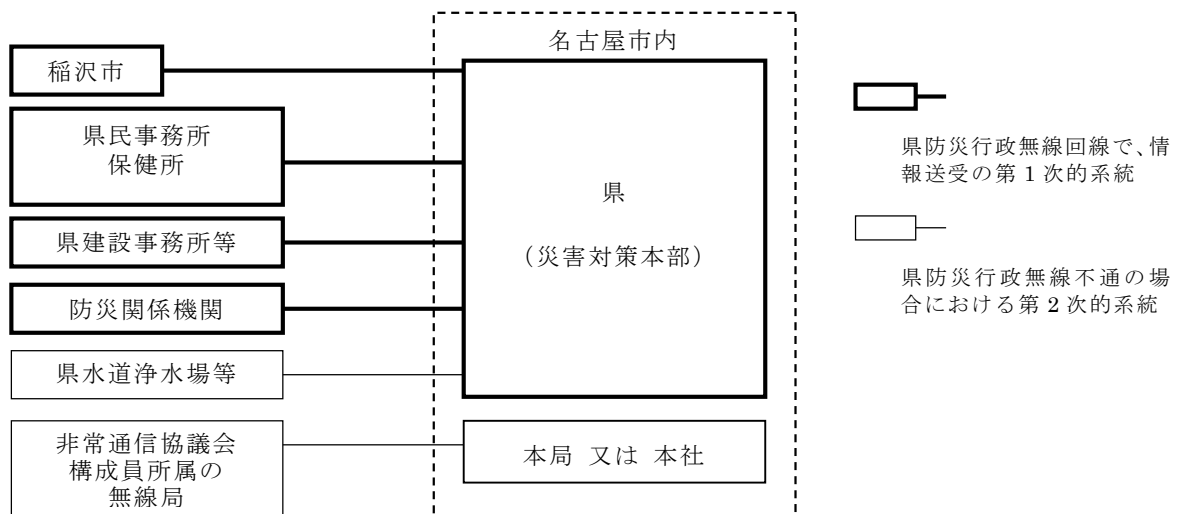
非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、災害対策関係機関からの依頼に応じて発受する。

また、無線局の免許人は、災害対策関係機関以外の者から人命の救助に関する通報及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信を実施すべきか否かを判断のうえ発信する。

ウ 非常通信の依頼

非常通信は、最寄りの無線局に依頼する。依頼する無線局の選定にあたっては、非常通信協議会構成員所属の無線局を選定することが望ましい。

なお、市が県災害対策本部へ通ずる非常通信ルートは、次のとおりとする。



(6) 電話・電報施設の優先利用

災害等で電話が混み合うと、発信規制や接続規制といった通信制限により、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続は制限されるが、あらかじめ固定電話・携帯電話事業者に登録された「災害時優先電話」はこうした制限を受けずに発信や接続を行うことができる。

ア 一般電話及び電報

(ア) 災害時優先電話の登録

各防災関係機関は、災害が発生した場合における非常扱いの通話等の運用の迅速性及び電話の輻輳の回避のため、あらかじめ発信する電話番号を電気通信事業者に「災害時優先電話」として相談する。

(イ) 非常扱いの電報

天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする電報については、非常扱いの電報として、すべての電報に優先して取り扱われる。

(ウ) 緊急扱いの電報

非常扱いの電報で発信できるものを除き、公共の利益のため通報することを要する次に掲げる事項を内容とする電報については、緊急扱いの電報とし、非

常扱いの電報の次順位として取り扱われる。

イ 専用電話

災害が発生した場合の通信連絡を行うにあたり緊急を要するときは、各機関の所有する専用電話を利用して行う。利用できる施設としては、警察電話、消防電話、水防電話、鉄軌道電話、電気事業電話があり、その利用方法としては、一般電話に準じて行う。

(7) 放送の依頼

知事及び市長は、緊急を要する場合で、かつ、特別の必要があるときは、あらかじめ協議して定めた手続により放送事業者（受託放送事業者を除く。）に災害に関する通知、要請、伝達、警告及び予警報等の放送を依頼（市長は、知事を通して依頼する。）することができる。

なお、放送事業者との連絡にあっては、放送局ホットラインにより、円滑な放送の依頼を確保する。

(8) 県防災情報システムの使用

各防災関係機関は、被害状況等の報告及び把握、応援等の要請などを、迅速かつ的確に行うため、県防災情報システムの効果的な使用を行う。

資 料	1 通信施設・設備等

資料編 第 5-1 (P151)

<県(防災安全局・災害情報センター)への連絡先>

		平常 時	第 1 非常 配備	第 2 非常配備 (準備体制)	第 2 非常 配備 (準備警 戒体制)	第 2 非常配備 (警戒体制)	第 3 非常配備
		本庁舎 2 階防災安全局内			本庁舎 6 階災害情報センター		
勤務時間内	NTT	052-961-2111 (代表) 内線 2512 (災害) 内線 2512 (特殊災害) 内線 2522 (火災) 内線 2522 (危険物) 内線 2539 (救急・救助) (直通) 052-954-6193 (災害・特殊災害) 052-954-6141 (救急・救助) 052-954-6144 (火災・危険物)			052-971-7104 (広報部広報班) 052-971-7105 (総括部総括班) 052-961-2111 (代表) 内線 5302～5304 (総括部総括班) 内線 5306～5307 (総括部渉外班) 内線 5314～5316 (総括部復旧班) 内線 5308～5310 (広報部広報班) 内線 5311～5312 (情報部整理班) 内線 5313、5320～5322 (情報部局・公共機関班) 内線 5317～5319 (情報部方面班) 内線 5339、5340 (情報部調査班) 内線 5323～5324 (運用部庶務班) 内線 5325～5327 (運用部運用班) 内線 5324 (運用部財務会計班)		
	NTT FAX	052-954-6912 (2 階災害対策課内 (災害・特殊災害)) 052-961-6922 (6 階災害対策課通信グループ) 052-954-6994 (1 階消防保安課内 (火災・危険物)) 052-954-6913 (2 階消防保安課内 (救急・救助))			052-971-7106 052-971-7103 052-973-4107		
	防災 行政無線	600-2512 (災害) 600-2512 (特殊災害) 600-2522 (火災) 600-2522 (危険物) 600-2539 (救急・救助)			600-1360～1362 (総括部総括班) 600-1363 (総括部渉外班) 600-1376 (総括部復旧班) 600-1364 (広報部広報班) 600-1365 (情報部局・公共機関班) 600-1366 (情報部方面班) 600-1322 (情報部調査班) 600-1321 (県警連絡員) 600-1324 (自衛隊連絡員)		
	無線 (FAX)	600-1510			600-1514		
勤務時間外	NTT	052-954-6844 (宿日直室)			上記勤務時間内の欄に同じ		
	NTT FAX	052-954-6995 (宿日直室)			同上		
	防災 行政無線	600-5250、5251、5252、5253 (宿日直室)			同上		
	無線 (FAX)	600-4695 (宿日直室)			同上		
e-mail		saigaitaisaku@pref.aichi.lg.jp					
		sginfo@pref.aichi.lg.jp					
		aichi-saitaihonbu21@lion.ocn.ne.jp					
防災 web メール		kensaitai@bousai.pref.aichi.jp (高度通信ネットワークメニュー「防災 web メール」参照)					

＜愛知県災害対策本部尾張方面本部連絡先＞

(区 分)		平常時	第 1 非常配備	第 2 非常配備 (準備体制)	第 2 非常配備 (準備強化体制)	第 2 非常配備 (警戒体制)	第 3 非常配備
(設置場所)		愛知県三の丸庁舎 4 階 (尾張県民事務所 防災安全課内)			愛知県三の丸庁舎地下 2 階 (災害対策室内)		
勤務時間内	NTT 電話	[代表]052-961-7211 [内線]2432, 2436, 2437 (防災) 2434, 2438 (消防) 2433, 2435 (保安) [直通]052-961-1474 (防災) 052-961-1464 (消防) 052-961-1519 (保安)			[代表]052-961-7211 [内線]2901, 2428 [内線]052-973-4595		
	NTT FAX	052-951-9106			052-973-4596		
	無線 電話	無線発信番号-602-1101, 2432, 2436, 2437 (防災) 無線発信番号-602-2434, 2438 (消防) 無線発信番号-602-2433, 2435 (保安)			無線発信番号-602-2901 (総括班) 無線発信番号-602-1101 (総務班) 無線発信番号-602-1102, 1105, 1106, 2428 (情報班) 無線発信番号-602-2271, 2313 (緊急物資チーム) 無線発信番号-602-1107, 2211, 2296 (支援班)		
	無線 FAX	無線発信番号-602-1152			無線発信番号-602-1150		
	勤務時間外	NTT 電話	[代表]052-961-7211 [直通]052-961-1474			上記勤務時間内の欄に同じ	
NTT FAX	052-951-9106 (別室に設置の FAX のため送信時は要連絡)						
無線 電話	無線発信番号-602-1101, 2432, 2436, 2437						
無線 FAX	無線発信番号-602-1152						
その他	E-mail	owari@pref.aichi.lg.jp					
	ファイル 交換	次のシステムが利用可能です。 ・「愛知県防災情報システム」内のファイル交換機能。 ・愛知県高度情報ネットワークメニュー上の「防災用グループウェア」。					

※ 尾張方面本部は、第2非常配備(準備強化体制)でも尾張県民事務所防災安全課内に開設される場合があります。

※ 尾張方面本部(尾張県民事務所)と連絡が取れない場合は、県災害対策本部へ連絡してください。

※ 県災害対策本部は、県防災安全局の災害対策課内又は宿日直室内に開設される場合があります。

< 消防庁への連絡先 >

通常時（平日（祝日、年末・年始除く）9：00～17：00）（消防庁防災課応急対策室）

（NTT 回線） 03-5253-7527 03-5253-7537 （FAX）	（消防防災無線） 9#-92-90-xxx（無線専用電話のみ） 9#-92-9049033（無線専用 FAX のみ）	（地域衛星通信ネットワーク） 9-048-500-90-43xx （43xxx の下 3 桁は衛星電話番号簿を参照） 9-048-500-90-49033（FAX）

夜間・休日等（消防庁宿直室）

（NTT 回線） 03-5253-7777 03-5253-7553 （FAX）	（消防防災無線） #-92-90-102（無線専用電話のみ） 9#-92-90-49036（無線専用 FAX のみ）	（地域衛星通信ネットワーク） 9-048-500-90-49102 9-048-500-90-49036（FAX）

第3節 広報

1 防災関係機関の措置

- (1) 各防災関係機関が広報活動を行うに当たっては、関係機関との連絡をできる限り密にして行うものとする。
- (2) 各防災関係機関は、できる限り相談窓口等を開設し、災害住民からの相談、要望、苦情等を聴取の上、必要な応急対策の推進に当たるものとする。

2 報道機関の措置

報道機関は、各防災関係機関から災害広報を実施することについて依頼があった場合、積極的に協力する。

3 各機関の措置

- (1) 各機関は、報道機関から災害報道のための取材活動を実施するに当たり情報の提供等について依頼を受けた場合、積極的に協力する。
- (2) 各機関は、次の広報手段を有効に組み合わせて、住民への災害広報を実施する。
 - ア 報道機関（テレビ・ラジオ放送局、通信社、新聞社）への情報提供
 - イ 同報系防災行政無線
 - ウ 緊急情報配信システム
 - エ 緊急速報エリアメール、緊急速報メール
 - オ ケーブルテレビ
 - カ Web サイト掲載及びフェイスブックなどのソーシャルメディアによる情報
 - キ 広報誌等の配布
 - ク 広報車の巡回
 - ケ その他広報手段

4 広報内容

- (1) 事前情報の広報
 - ア 気象に関する状況
 - イ 河川の水位の情報
 - ウ 公共交通機関の情報
 - エ その他の情報
- (2) 災害発生直後の広報
 - ア 災害の発生状況
 - イ 地域住民のとりべき措置
 - ウ 避難に関する情報（避難場所、避難情報）
 - エ 医療・救護所の開設状況
 - オ 道路情報
 - カ その他必要事項
- (3) 応急復旧時の広報
 - ア 公共交通機関の状況
 - イ ライフライン施設の状況
 - ウ 食糧、水、その他生活必需品等の供給状況
 - エ ごみ処理方法等に関する情報
 - オ 公共土木施設等の状況
 - カ ボランティアに関する状況
 - キ 義援金、救援物資の受入れに関する情報
 - ク 被災者相談窓口の開設状況
 - ケ その他必要な事項

5 広報活動の実施方法

- ア 報道機関への発表
 - (ア) 各防災関係機関は、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に対し、情報及び必要な資料を速やかに提供し、広報活動を要望する。
特に避難情報等については、災害情報共有システム(Lアラート)を活用して迅速かつ的確に情報発信を行う。
 - (イ) 外国人等情報伝達について特に配慮を要する者に対する対応として、可能な限り多言語による情報提供等も合わせて行う。
- イ 広報車、航空機等
 - 各防災関係機関は、他の防災関係機関、報道機関等の車両・航空機等による広報について協力を要請する。
- ウ 多様な情報手段の活用
 - 各防災関係機関は、臨時広報紙等の配布、掲示板や緊急速報メール機能、Webサイト、ソーシャルメディアの利用等あらゆる媒体を有効に活用して広報活動を行う。特に、停電や通信障害発生時は、被災者が情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの貼り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提

供を行うなど、適切に情報提供を行う。

エ 災害報道

報道機関は、次の有効適切な災害関係記事又は番組を編成して報道する。

- (ア) 災害関係記事又は番組
- (イ) 災害関係の情報
- (ウ) 災害対策のための解説、キャンペーン、記事又は番組
- (エ) 関係機関の告知事項

参 考	1 災害時における災害情報等の放送に関する協 定書（稲沢シーエーティーヴィ株式会社）	別冊 31(2)a（別冊 P297）
	2 災害に係る情報発信等に関する協定書（ヤフー 株式会社）	別冊 31(3)（別冊 P299）

第4章 応援協力・派遣要請

基本方針

- 各機関はあらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、災害時にあたっては相互に協力して、応急対策活動を円滑に実施するものとする。
- 陸上自衛隊第10師団は、知事等の要請を受けて、まず東海地方所在部隊をもって人命救助を第一義とする緊急救援活動を行い、引き続きその他の部隊を集中して、組織的救援活動を行う。状況により、中部方面隊区域内諸隊の増援を受ける。航空自衛隊もこれらに準じた処置を講じるものとする。
- 被災地の速やかな自立や復興を進めるために、事前に登録されたボランティアグループなどの受入はもとより、災害時に全国から集まるボランティアについての窓口を設置して適切な受入を行うことにより、ボランティア活動が円滑に行われるよう努めるものとする。

第1節 応援協力

1 市における措置

(1) 知事に対する応援要請等（災害対策基本法第68条）

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、知事に対して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

(2) 他の市町村長に対する応援要求等（災害対策基本法第67条）

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対して応援を求めることができる。

なお、市長は、あらかじめ災害が発生した場合の応援に関する協定を締結して、その協定に基づき応援を求めることができる。

また、協定に基づく応援が不足する場合には、協定外の市町村に対して応援を要求する。

この場合、応援を求められた市町村は、県が行う市町村間の調整に留意するとともに必要な応援をする。

(3) 「被災市町村広域応援の実施に関する協定」に基づく応援

市長は、当協定に基づき行われる応援について、県、県市長会、県町村会及び他の市町村と調整・連携した上で実施するものとする。

2 県における措置

(1) 市町村に対する応援

ア 知事は、市からの災害応急対策を実施するために要請を求められた場合は、県の災害応援対策の実施との調整を図りながら、必要と認められる事項について最大限協力する。

イ 知事は、市の行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施の確保をするため、特に必要があると認めるときは、市長に対し、災害応急対策の実施を求め、又は他の市町村長に対して、当該市の災害応急対策の実施状況を勘案しながら、市町村間の応援につい

て必要な指示又は調整を行う。さらに、県と一体となった応援が効果的であると認められるときは、県市長会及び県町村会の協力を得て、県及び他の市町村が連携した応援の実施について調整を行う。

ウ 知事は、被害状況の現地調査や災害応急対策活動を支援するため、県職員を派遣する。県職員は、被災市町村に赴いた際には、災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて、被災市町村から積極的に人的支援ニーズを把握し、関係省庁及び都道府県との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努める。

(2) 市町村の応急措置の代行（災害対策基本法第73条）

県は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、被災により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため市町村に与えられた次の権限のうち、実施すべき応急措置の全部又は一部を、当該市町村に代わって行う。

ア 警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限

イ 他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限

ウ 現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限

エ 現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限

3 災害緊急事態

内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発し、愛知県内が関係地域の全部又は一部となった場合、県、市町村をはじめ防災関係機関は、政府が定める対処基本方針に基づき、応急対策を推進し、市の経済秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に適切に対応する。

4 経費の負担

国から市に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法並びに他県、他市町村から市に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は所定の方法による。（災害対策基本法施行令第18条）

第2節 応援部隊等による広域応援等

1 市における措置

- (1) 市長は、大規模な災害等が発生した場合は、「愛知県内広域消防相互応援協定」に基づく応援要請及び緊急消防援助隊の応援要請を行う。
- (2) 応援部隊の宿営場所及び活動拠点を確保する。
- (3) 消防本部庁舎において緊急消防援助隊指揮支援本部の設置・運営に協力する。

2 県における措置

県は、県内において大規模災害が発生した場合、消防庁長官に対して、人命救助活動

等にあたる他の都道府県で編成している緊急消防援助隊の応援、ヘリコプターによる広域航空消防応援等の要請を行うものとする。

また、愛知県消防応援活動調整本部を県庁に設置して、緊急消防援助隊及び「愛知県内広域消防相互応援協定」に基づく消防活動の調整等を実施するとともに、「愛知県緊急消防援助隊受援計画」による的確な受け入れ体制を早期に確立する。

3 応援要員の受入体制

防災関係機関が災害応急対策を実施するにあたり、各機関が県外から必要な応援要員を導入した場合、知事及び派遣先の市町村長は、これらの要員のための宿泊施設等について、各機関の要請に応じて、可能な限り準備する。

参 考	1 愛知県消防広域応援基本計画	参考編 16 (P329)
	2 愛知県内広域消防相互応援協定（県内自治体等）	別冊 21 (1) (別冊 P112)
	3 尾張西北部地区消防相互応援協定書（周辺自治体等）	別冊 21 (2) (別冊 P116)
	4 高速道路における消防相互応援協定（周辺自治体等）	別冊 21 (3) a (別冊 P118)
	5 高速道路における消防相互応援協定に基づく覚書（周辺自治体等）	別冊 21 (3) b (別冊 P120)
	6 木曽川流域消防相互応援協定書（周辺自治体等）	別冊 21 (4) (別冊 P121)
	7 消防相互応援協定（海部東部消防組合）（愛西市）	別冊 21 (6) (別冊 P124) 別冊 21 (7) (別冊 P125)
	8 愛知県下高速道路における消防相互応援協定（県内自治体等）	別冊 21 (9)a (別冊 P127)
	9 愛知県下高速道路における消防相互応援協定に基づく覚書（県内自治体等）	別冊 21 (9)b (別冊 P129)
	10 災害時における宿泊施設等の提供に関する協定書（OYADO 和陽館・ビジネスホテルワコー）（プリンセスコートホテル）	別冊 30 (1) (別冊 P293) 別冊 30 (2) (別冊 P295)

第 3 節 自衛隊の災害派遣

1 市における措置

(1) 市長は、自ら保有する手段では対応が困難と判断し、自衛隊の災害派遣を必要と認めるときには、速やかに災害派遣要請者に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

この場合において、市長は、必要に応じ、その旨及び災害の状況を関係自衛隊に対して通知する。

(2) 事態が急迫し、文書によることができない場合は、口頭又は電信若しくは電話により連絡して、事後速やかに文書を提出する。

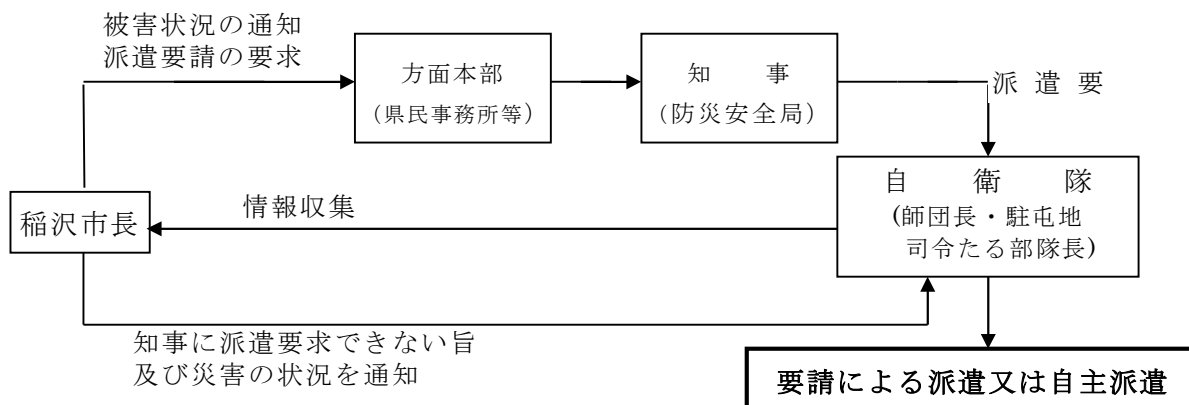
(3) 市長は、災害対策基本法第 68 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定により災害の状況等を自衛隊に通知をしたときは、速やかにその旨を知事に通知する。

(4) 市長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したときは、速やかに災害派遣要請者に対して撤収要請を依頼する。

2 災害派遣要請者における措置

- (1) 災害派遣要請者は、市長の依頼を受けたとき、あるいは依頼がない場合でも周辺市町村の被害、通信の状況等の全般状況から判断し、明らかに要請の必要性があると認められる場合は、直ちに関係自衛隊に対して派遣要請の手続きを取る。
- (2) 事態が急迫し、文書によることができない場合は、口頭又は電信若しくは電話により連絡して、事後速やかに文書を提出する。
- (3) 災害派遣を要請した場合並びに要請が予想される場合で、特に自衛隊との連絡を密にする必要があると認めたときは、あらかじめ自衛隊連絡幹部の派遣を依頼し、情報の交換、部隊の派遣等に関して連絡調整を図る。
- (4) 災害派遣要請者は、市長の自衛隊の撤収要請依頼を受けたときは、速やかに撤収要請を行う。

3 災害派遣要請等手続系統



(注) 市は、時間にいとまがない場合等、やむを得ない場合は、直接知事（防災安全局）に派遣要請を依頼する。この場合も、できるだけ速やかに、方面本部（県民事務所等）へも連絡すること。

4 災害派遣の要請を受けられる者及び担任地域

災害派遣の要請を受けられる者及び担任地域は次のとおりである。

災害派遣の要請を受けられる者		担 任 地 域
陸 上 自 衛 隊	第 10 師団長	県内全域
航空自衛隊第 1 輸送航空隊司令（小牧基地司令）		県内全域
海上自衛隊横須賀地方総監		県内全域

※県西部（尾張北東部、尾張西部、名古屋、知多）の連絡・調整は、第 35 普通科連隊担任

〔派遣要請依頼書〕

愛知県知事 殿		発簡番号 年 月 日
		稲沢市長
部隊等の派遣要請依頼書		
災害を防除するため、下記のとおり自衛隊の災害派遣要請を依頼します。		
記		
1	災害の情况及び派遣を要請する事由 災害の状況（特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。） 派遣を要請する事由	
2	派遣を希望する期間	
3	派遣を希望する区域及び活動内容 (1) 区 域 (2) 活動内容（遭難者の捜索援助、道路啓開、水防、輸送、防疫等）	
4	その他参考となるべき事項 その他の細部については、 において調整する。	

（用紙の大きさは、A4判縦使用）

（注）2項に関しては、具体的に表現することが不可能な場合には、「救援活動終了するまでの間」等の定性的な表現

〔災害派遣部隊撤収要請依頼書〕

愛知県知事 殿		発簡番号 年 月 日
		稲沢市長
災害派遣部隊撤収要請依頼書		
自衛隊の災害派遣を要請中のところ、派遣目的が達成されたことに伴い、 月 日をもって派遣部隊等を撤収要請されるよう依頼します。		

5 災害派遣部隊の活動範囲

災害派遣部隊の活動範囲は、概ね次のとおりである。

項 目	内 容
1) 被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
2) 避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合 が必要があるときには、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を 援助する。
3) 遭難者等の捜索救 助	行方不明者、負傷者等が発生した場合には、通常他の救援活 動に優先して捜索救助を行う。
4) 水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み 等の水防活動を行う。
5) 消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具をもっ て、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、通常 関係機関の提供するものを使用する。
6) 道路又は水路の啓 開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合には、そ れらの啓開、除去にあたる。
7) 応急医療、救護及び 防疫	被災者に対して応急医療、救護及び防疫等を行うが、薬剤等 は通常関係機関の提供するものを使用する。
8) 人員及び物資の緊 急輸送	救急患者、医師その他救援活動に特に必要な人員及び救援物 資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は特に 緊急を要すると認められるものについてのみ行う。
9) 炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
10) 物資の無償貸付又 は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省 令」(昭和 33 年総理府令第 1 号)に基づき、被災者に対し生活 必需品等は無償貸付し、又は救いゆつ品を譲与する。
11) 危険物の保安及び 除去	自衛隊の能力の範囲内における火薬類、爆発物等危険物の保 安措置及び除去を実施する。
12) その他	その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力で対処可能なものにつ いては、要請によって所要の措置をとる。

〔関係自衛隊長 連絡先〕

連 絡 先	電 話 番 号
陸上自衛隊 第 10 師団司令部	(加入電話) 0 5 2 - 7 9 1 - 2 1 9 1 課業時間内：内線 5 3 1 (防衛班) 課業時間外：内線 3 0 1 (当直室) (防災行政無線) 8 - 8 2 3 0 - 3 1 (作戦室) 3 2 (当直) 3 3 (防衛班) (衛星電話) 9 - 同上
陸上自衛隊 第 35 普通科連隊	(加入電話) 0 5 2 - 7 9 1 - 2 1 9 1 課業時間内：内線 4 6 0 (第 3 科) 課業時間外：内線 4 7 7 (当直室) (防災行政無線) 8 - 8 2 3 0 - 3 4 (衛星電話) 9 - 同上
航空自衛隊 第 1 輸送航空隊司令 (小牧基地司令)	(加入電話) 0 5 6 8 - 7 6 - 2 1 9 1 課業時間内：内線 4 0 3 2 (防衛部) 課業時間外：内線 4 0 1 7 (基地当直) (防災行政無線) 8 - 8 2 5 0 - 3 1 (作戦室) 3 2 (当直)

	(衛星電話) 9－同上
海上自衛隊 横須賀地方総監部	(加入電話)
	課業時間内 046－822－3522 (第3幕僚室)
	課業時間外 046－823－1009 (オペレーション直通)
	(衛星電話) 9－012－637－721

6 災害派遣部隊の受入れ

(1) 災害派遣要請者は、自衛隊の災害派遣が決定（自衛隊の自主派遣を含む。）したときは、市長に受入体制を整備させ、必要に応じ職員を派遣して、派遣された部隊長及び派遣を受けた市の連絡にあたりるとともに、自らも自衛隊と緊密に連絡をとる。

(2) 市長は、次の点に留意して、派遣部隊の活動が十分に達成されるように努めなければならない。

ア 職員の中から派遣部隊との連絡責任者を指名する。

イ 応援を求める内容、所要人員及び資機材等の確保について計画をたて、部隊到着後は速やかに作業を開始できるようあらかじめ準備する。

ウ 部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに、部隊指揮官と協議して、作業が他の機関の活動と競合重複することがないように最も効果的に作業が分担できるよう配慮する。

エ 自衛隊の宿泊施設又は野営施設及び車両等の保管場所を確保する。

オ ヘリコプターによる災害派遣を受入れる場合は、次の事項を準備する。

(ア) 事前の準備

a ヘリポート用地として、基準を満たす地積を確保する（基準の詳細は資料 7-6 参照）。その際、土地所有者又は管理者との調整を確実に行う。

b ヘリポートの位置確認のため、ヘリポート及びその周辺地域を含む地図(縮尺 1 万分の 1 程度のもの)を提供する。

c 夜間等の災害派遣に備えて、ヘリコプターの誘導のための照明器具を配備するとともに、緯度・経度によりヘリポート位置を明らかにする。

d 自衛隊があらかじめ行う各ヘリポートの離着陸訓練の実施に対して協力する。

(イ) 受入時の準備

a 着陸地点には、**ⓗ** 記号を風と平行方向に向けて標示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。

b ヘリポート内の風圧に巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。

c 砂塵の舞い上がる時は散水、積雪時は除雪又はてん圧を実施する。

d ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離着陸等について広報を実施する。

e 物資を搭載する場合は、その形状と重量を把握して、事前に自衛隊と調整を行う。

f 離着陸時のヘリポートには、関係者以外立ち入らせない。

資 料	1 ヘリポート可能箇所	資料編 第 7-5 (P164)

7 災害派遣に伴う経費の負担区分

- (1) 自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市が負担するものとして、下記を基準とする。
 - ア 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
 - イ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため通常必要とする燃料を除く。）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費含む）及び入浴料
 - ウ 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資機材等の調達、借上げ、その運搬、修理費
 - エ 県・市が管理する有料道路の通行料
- (2) 負担区分について、疑義が生じた場合あるいはその他の必要経費が生じた場合は、その都度協議して決める。

第4節 ボランティアの受入

1 市における措置

- (1) 市は、災害ボランティアセンターを速やかに設置して、コーディネーターの派遣を協力団体に要請する。併せて、机、椅子及び電話機等必要な資機材を確保する。
- (2) 災害ボランティアセンターに配置された市職員は、ボランティアの受入に関し、コーディネーターの自主性を尊重して、市災害対策本部との間の必要な情報提供や資機材の提供等を行うなどの支援を行う。
- (3) 所掌事項
 - ア 被災者ニーズ（ボランティアの派遣要望場所、人員数、種別又は内容等）の把握
 - イ ボランティアの受入れ及び登録
 - ウ ボランティアコーディネーターの派遣要請
 - エ ボランティアの派遣要請の受付及び派遣
 - オ ボランティアに関する情報提供

2 ボランティアコーディネーターの役割

- (1) 市の災害ボランティアセンターに派遣されたコーディネーターは、ボランティアの受入れ（受付、需給調整など）やボランティアへの支援要請の内容把握等を行う。
- (2) 県の広域ボランティア支援本部に派遣されたコーディネーターは、災害ボランティアセンターのボランティアの受入れが円滑に行えるように、次の支援を行う。
 - ア 市災害対策本部やボランティア関係団体等を通じて得たボランティアへの支援要請の内容やボランティアの確保・斡旋などの情報を提供する。
 - イ ボランティアの受入れに必要な物資等の調整を行う。
 - ウ 協力団体やその他NPO・ボランティア関係団体等と連携して、コーディネーターの交替要員の確保・斡旋を行う。
 - エ NPO・ボランティア関係団体等と連携して、必要なボランティアの確保・斡旋を行う。
 - オ 必要に応じ、広報班を通じて、ボランティアの受入れに関する情報を報道機関に

提供する。

- (3) コーディネーターは、行政機関、協力団体、NPO・ボランティア関係団体等と相互に連携して、ライフラインの復旧や仮設住宅への入居等の状況を踏まえ、適当な時期以降、被災地の自立をより一層進めるために、ボランティア活動から地元の自主的な相互扶助等への円滑な移行ができるように努める。

- (4) ボランティアを受け入れた場合、整理保存すべき書類は、次のとおりとする。

ア ボランティア等受入記録簿（様式 49）

様 式	1 ボランティア等受入記録簿	様式編	様式 77 (P88)

3 NPO・ボランティア関係団体等との連携

市は、県内及び県外から被災地入りしているNPO・ボランティア関係団体等と、情報を共有する場において、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。

4 協力が予測されるNPO・ボランティア関係団体等

社会福祉法人稲沢市社会福祉協議会（災害ボランティアセンター開設協力協定締結）

防災ボランティア稲沢

学校法人足立学園愛知文教女子短期大学（災害協定締結）

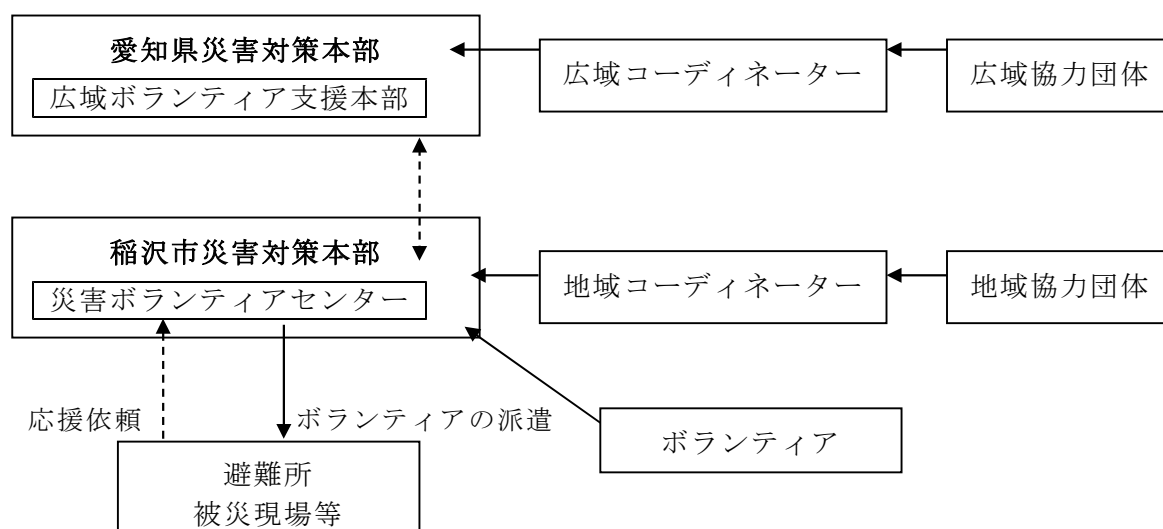
学校法人愛知真和学園愛知啓成高等学校（災害協定締結）

稲沢スカウト協議会（災害協定締結）

稲沢市赤十字奉仕団

一般社団法人稲沢青年会議所

ボランティア受入れの流れ



参 考	1 災害時における応急対策業務に関する協定書（稲沢スカウト協議会）	別冊 19（1）（別冊 P4）
	2 災害時におけるボランティア活動に関する協定書（社会福祉法人稲沢市社会福祉協議会）	別冊 19（3）（別冊 P8）
	3 災害時における協力体制に関する協定書（学校法人足立学園愛知文教女子短期大学）	別冊 19（4）（別冊 P9）
	4 災害時における協力体制に関する協定書（学校法人愛知真和学園愛知啓成高等学校）	別冊 19（21）（別冊 P55）

第5節 防災活動拠点の確保等

1 市における措置

- (1) 市は、大規模な災害が発生し県内外からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、・資機材・物資の集結・集積に必要な活動拠点について、関係機関との調整の上、確保を図る。
- (2) 当該拠点は、市が応援活動を行う場合の活動拠点としての活用を図る。
- (3) 物資の輸送拠点について、県及び市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

2 防災活動拠点の確保

市は、受援及び応援のための集結・集積活動拠点として、地区防災活動拠点の確保を図る。

3 防災活動拠点の区分と要件等

区分	地区防災活動拠点	
災害想定規模	市町村区域内 ・風水害等	
応援規模	隣接市町村等	
役割	被災市町村内の活動拠点	
拠点数	市町村で1か所程度	
要件	面積	1ヘクタール程度以上 できればヘリコプターの離着陸が可能
	施設設備	倉庫等 できれば宿泊施設

第5章 救出・救助対策

基本方針

- 市長は、災害により生命及び身体が危険となった者を早急に救出して、負傷者については医療機関に搬送するものとする。
- 救出にあたっては、要配慮者を優先するものとする。
- 発生直後の上空からの情報収集活動、救急救助活動、災害応急活動等を、迅速かつ円滑に行うために、名古屋市消防航空隊へ要請して、防災ヘリコプターを活用するものとする。

第1節 救出・救助活動

1 市における措置

- (1) 市は、警察等と緊密な連携のもとに救出を行い、負傷者については、医療機関等に搬送する。
- (2) 市は、自ら救出の実施が困難な場合、他市町村又は県へ救出の実施又はこれに要する要員及び資機材の応援を要求する。
- (3) 広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより消防相互応援を行う。
- (4) 市長は、緊急消防援助隊の派遣を受けたときは、これを指揮して、迅速に重点的な部隊の配置を行う。

2 整備書類

救出を実施した場合、整理保存すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 救助実施記録日計票（様式 68）
- (2) 救助日報（様式 69）
- (3) 物資受払状況（様式 45）
- (4) 被災者救出状況記録簿（様式 55）
- (5) 被災者救出用関係支払証拠書類

様 式	1 救助実施記録日計票	様式編 様式 68 (P72)
	2 救助日報	様式編 様式 69 (P74)
	3 物資受払状況	様式編 様式 45 (P49)
	4 被災者救出状況記録簿	様式編 様式 55 (P59)

3 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、市における措置は県が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

資 料	1 消防活動用資機材	資料編 第 6-2 (P156)
参 考	1 災害救助法施行細則	参考編 8 (P270)

第2節 消防防災ヘリコプターの活用

1 市における措置

市長は、消防防災ヘリコプターの応援要請をするときは、名古屋市航空機隊支援出動要請要領に基づき、名古屋市に対して、口頭により、次の事項について通報し、かつ、FAX通信により航空機隊支援出動要請書を通報する。

- ア 災害の種別
- イ 航空機隊に求める活動の内容
- ウ 災害の発生場所
- エ 災害発生場所の気象及び地形の状況
- オ 離着陸場所の所在地（削除）
- カ 現場指揮本部の無線の呼出名称
- キ その他必要な事項

参 考	名古屋市航空機隊支援出動要請要領	参考編 12 (P304)

2 緊急時応援要請連絡先

区 分	通 報 先	
8時45分から17時30分	名古屋市消防航空隊	電話：0568-54-1190 FAX：0568-28-0721
17時30分から8時45分	名古屋市防災指令センター	電話：052-961-0119 FAX：052-953-0119

資 料	1 ヘリポート可能箇所	資料編 第7-5 (P164)

第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策

基本方針

- 医療救護については、災害医療コーディネーター、一般社団法人稲沢市医師会、稲沢市歯科医師会、稲沢市薬剤師会、日本赤十字社愛知県支部、災害拠点病院、市等広範囲な協力体制の確立に努めるものとする。
- 稲沢市災害医療対策会議において、関係機関との連携・調整を図り、地域における災害医療が円滑に実施できる体制を確保するものとする。
- 災害の発生した場合における防疫措置は、生活環境の悪化、り災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件下に行われるものであるため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）に従い迅速に実施して、感染症流行の未然防止に万全を期するものとする。

第1節 医療救護

1 市における措置

- (1) 市は、自ら公的医療機関において医療活動を行うほか、医療救護所を設置し、必要に応じて一般社団法人稲沢市医師会、稲沢市歯科医師会、稲沢市薬剤師会等に対して協力を求め、地域の医療体制確保に努めるとともに、市内の避難所等における医療ニーズの把握に努めるものとする。
- (2) 市は、保健医療調整会議に参画して、市内の医療ニーズや医療救護活動を報告するとともに、関係機関との情報の共有を図り、また、必要に応じて医療チーム等の派遣や、医薬品供給等の支援を要請する。

参 考	1 災害時の医療救護に関する協定書（社団法人稲沢市医師会）	別冊	28(1)a（別冊 P274）
	2 災害時医療救助実施細目（社団法人稲沢市医師会）	別冊	28(1)b（別冊 P276）
	3 覚書（社団法人稲沢市医師会）	別冊	28(1)c（別冊 P277）
	4 災害時の医療救護活動に関する協定書（稲沢市薬剤師会）	別冊	28(2)a（別冊 P278）
	5 災害時の医療救護活動実施細目（稲沢市薬剤師会）	別冊	28(2)b（別冊 P280）
	6 災害時の医療救護活動に関する覚書（稲沢市薬剤師会）	別冊	28(2)c（別冊 P282）
	7 災害時の歯科医療救護に関する協定書（稲沢市歯科医師会）	別冊	28(3)a（別冊 P283）
	8 災害時の歯科医療救助実施細目（稲沢市歯科医師会）	別冊	28(3)b（別冊 P285）
	9 災害時の歯科医療救護に関する覚書（稲沢市歯科医師会）	別冊	28(3)c（別冊 P288）

2 一般社団法人稲沢市医師会・災害拠点病院における措置

- (1) 一般社団法人稲沢市医師会、災害拠点病院は保健医療調整会議に参画して、情報の共有を図る。
- (2) 初期においては、一般社団法人稲沢市医師会及び付近の災害拠点病院が臨機応急な医療活動に努める。
- (3) 災害拠点病院は、一般社団法人稲沢市医師会の医療活動を支援するとともに、被災地からの重症患者等の受入拠点及び広域搬送の拠点となる。
- (4) 一般社団法人稲沢市医師会の医療救護班は、「災害時の医療救護に関する協定書」、「同災害時医療救助実施細目」に基づき活動する。

資 料	1 災害拠点病院	資料編 第 11-1 (P186)
	2 救急病院・救急診療所の認定状況	資料編 第 11-2 (P188)

3 医療救護班の編成・派遣等

- (1) 一般社団法人稲沢市医師会は、市の要請により稲沢市災害医療対策会議を設置して、医療救護班を派遣する。
- (2) 医療救護班の編成は、1 班あたりおおむね医師 1～3 名、看護師 2～3 名、事務員等（薬剤師等を含む）1～2 名とする。
- (3) 医療救護班は、原則として中学校及び稲沢市医師会館に設けられた救護所又は避難所において業務を行う。
- (4) 医療救護班において応急手当後、医療機関での診療を必要とする者については、的確な情報に基づき最適な医療機関へ搬送する。
- (5) 避難所が設置された場合は、医療救護班による巡回診療を実施して、避難者及び市民の医療の確保に努める。
- (6) 一般社団法人稲沢市医師会の医療救護班の派遣でもなおかつ対応が不可能である場合は、知事に広域な協力体制の応援を要請する。

4 救急搬送の実施

- (1) 患者の搬送は、原則として地元（行政区・自主防災組織）及び応援消防機関の救急車両等及びヘリコプター等の航空機により実施する。
- (2) 消防の救急車両が手配できない場合は、市、医療救護班、災害拠点病院で確保した車両により搬送を実施する。
- (3) 道路や交通機関の不通時等又は遠隔地及び S C U へ搬送する場合については、要請に基づき、県、県警察、自衛隊等がヘリコプター等により空輸する。
- (4) 重症患者の緊急空輸については、ドクターヘリを活用する。

5 医薬品その他衛生材料の確保

- (1) 医療救護活動に必要な医薬品等は、市が調達することを原則として、災害の状況等により不足する場合は、2 次医療圏等の区域ごとに設置される保健医療調整会議に調達の要請をする。

- (2) 稲沢市薬剤師会は、市の要請に基づき医薬品等の供給及び支援薬剤師の派遣に協力する。

様 式	1 医療品等要請書 [FAX 送受信用]	様式編 様式 52 (P56)
	2 医療品等要請書 [電話送受信用]	様式編 様式 53 (P57)
参 考	1 災害時における医薬品等の確保に関する協定書 (株式会社スギ薬局) (株式会社ユタカファーマシー)	別冊 20 (14) (別冊 P88) 別冊 20 (15) (別冊 P90)

6 医薬品等の適正使用に関する活動

稲沢市薬剤師会は、市、一般社団法人稲沢市医師会及び稲沢市歯科医師会と協力し、避難所等において、被災者に対する医薬品等の服薬指導及び医薬品等に関する相談を行う。

7 整備書類

医療又は助産を実施した場合、整理保存すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 救助実施記録日計票 (様式 68)
- (2) 救助日報 (様式 69)
- (3) 物資受払状況 (様式 45)
- (4) 救護班活動状況 (様式 50)
- (5) 病院診療所医療実施状況 (様式 51)
- (6) 助産台帳 (様式 54)
- (7) 医薬品衛生材料等購入関係支払証拠書類
- (8) 病院、診療所における診療報酬に関する証拠書類

様 式	1 救助実施記録日計票	様式編 様式 68 (P72)
	2 救助日報	様式編 様式 69 (P74)
	3 物資受払状況	様式編 様式 45 (P49)
	4 救護班活動状況	様式編 様式 50 (P54)
	5 病院診療所医療実施状況	様式編 様式 51 (P55)
	6 助産台帳	様式編 様式 54 (P58)

8 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、市における措置は県が同法に基づく救助の実施機関となる。ただし、当該災害が局地災害の場合は、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。また、当該災害が広域災害の場合は、日本赤十字社愛知県支部への救助事務の委託を想定している。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

参 考	1 災害救助法施行細則	参考編 8 (P270)

第2節 防疫・保健衛生

1 市における措置

(1) 防疫組織

市は、県に準じて、市災害対策本部の中に防疫組織を設ける。

(2) 防疫活動

ア 県の指示及び指導に基づき感染症の病原体に汚染された場所の消毒、ねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。

イ 感染症法による生活の用に供される水の供給を実施する。

ウ 避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるように努める。

(3) 臨時予防接種の実施

市は、知事から臨時予防接種の実施の指示を受けた場合には、その指示に従い確実に実施する。

2 栄養指導等

市は、避難所等における炊き出しの実施に際し、栄養指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。また、避難所等における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

3 健康管理

(1) 市は、必要に応じ、避難所等に保健師、歯科衛生士等を配置して、被災者等の健康相談や口腔ケアを行うとともに、保健師、歯科衛生士等による巡回健康相談を行う。

(2) 要配慮者の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ、医療を確保するとともに、福祉施設等での受入れや介護職員の派遣等、保健・医療・福祉・介護関係者と協力し、健康維持に必要な支援を行う。

4 健康支援と心のケア

(1) 被災状況の把握と避難所・地域の保健活動

ア 市は、地域の被災状況を把握し、避難所等へ保健活動方針と方法を決定して、それに基づき避難所・地域での巡回健康相談及び家庭訪問を実施するなど、市民の健康状態の把握と対応を行う。

イ 県は、保健活動に必要な災害情報を収集して、市に情報提供と支援を行う。

(2) 長期避難者等への健康支援

ア 避難生活が長期にわたるとストレスが蓄積して、心身ともに様々な問題が生じやすいため、健康増進への支援、ストレスなど心の問題等を含めた健康相談体制の充実、自治活動の支援等を行う。

イ ストレス症状の長期化・悪化、あるいはPTSD・うつ病・アルコール依存症の人を適切に専門機関への橋渡しを行うなど、市民のニーズに沿った精神保健福祉相

談体制を充実させる。

(3) 子供たちへの健康支援活動

学校において健康診断を実施するとともに、スクールカウンセラーによる学校内でのカウンセリングや家庭訪問等で心のケアを行う。

(4) 職員等支援活動従事者の健康管理

支援活動従事者が過重勤務等から心身のバランスを崩すことを未然に防ぐため、定期的なミーティング等により心身の健康状態を把握して、適切な勤務体制を整える。

5 避難所の生活衛生管理

(1) 市は、避難所の生活衛生を確保するため、飲料水等の衛生指導を行う。

(2) 市は、避難所等における被災者に対する健康対策のうち、巡回栄養相談等を必要とする場合は、「災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定」に基づき、県を通じ公益社団法人愛知県栄養士会へ支援の活動を要請するなど、避難所等における適切な食事の確保及び提供について、専門性を有した支援の協力が得られるよう努める。

6 応援協力関係

(1) 市は、県の実施する臨時予防接種についての対象者の把握、対象者への連絡等必要な協力をする。

(2) 市は、自ら防疫・保健活動の実施が困難な場合、他市町村又は県へ防疫・保健活動の実施又はこれに要する要員及び資機材について応援を要請する。

(3) 応援の要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。

(4) 市は、保健活動により、心のケア対応が必要と認める場合は、県に対してD P A Tの派遣要請を行う。

資 料	1 防疫用器具機材	資料編 第11-5 (P191)

第7章 交通の確保・緊急輸送対策

基本方針

- 災害応急対策が、的確かつ円滑に行われるようにするため、道路交通法及び災害対策基本法に基づき、応急措置及び交通規制等の措置を推進するものとする。
- 災害時においては、対策要員及び資機材の輸送を迅速に行うことが必要であり、このための交通の円滑を期するよう道路、鉄道、港湾、空港等交通施設に対する応急復旧活動を実施するとともに、輸送機能の確保に努める。
- 災害が発生した場合には、別に指定する緊急輸送道路等を他の道路に優先し、復旧作業等を実施して確保するものとする。
- 市は、応急対策の実施にあたり必要な人員、物資等を迅速に輸送するため、各々が保有する車両等を動員するとともに、運送関係業者等の保有する車両等を調達して、緊急輸送体制を確保するものとする。

第1節 道路交通規制

1 警察における措置

県警察は、危険防止又は災害の拡大防止を図るとともに、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。

この場合において、被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には、被災地域周辺の県警察の協力により、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施するものとする。

(1) 緊急交通路の確保

ア 人命救助、災害の拡大防止、政府・自治体・インフラ関係、負傷者搬送等に要する人員及び物資の輸送を優先した交通規制を行う。

イ 緊急交通路として交通規制を実施する範囲は、道路の交通容量（復旧状況）、交通量等に応じて段階的に見直しを行う。

ウ 通行を認める車両の範囲は、交通状況、被災地のニーズ等を踏まえ、優先度を考慮しつつ段階的に見直しを行う。

(2) 緊急交通路の通行を認める車両の分類

分類	態様
緊急通行車両	・ 緊急自動車 ・ 緊急自動車のほか、災害応急対策に使用される車両
規制除外車両	・ 災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両であって特別のナンバープレートを有しているもの ・ 上記のほか、民間事業者等による社会経済活動のうち災害発生時に優先すべきものに使用される車両

(3) 交通規制の実施

分類	態様	
初動対応	交通情報の収集	・ 道路の損壊状況、交通状況等の交通情報の収集に努め、特に緊急交通路に予定されている道路の状況は、通行に支障がないか優先的に確認する。

		・道路の損壊が見込まれる場所においては、警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、歩行者及び車両の安全を確保しつつ、道路管理者等と連携し、道路情報の収集を行う。
	緊急交通路の指定等に係る連絡及び調整	・災対法第76条第1項の規定に基づく交通規制の実施に向け、緊急交通路の指定又は検問体制に係る関係機関との連絡及び調整を行う。 なお、必要に応じて警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、被災区域への車両の流入抑制を行う。
第一局面（災害発生直後）	・緊急通行車両及び規制除外車両（民間事業者等による社会経済活動に使用される車両のうち、人命救助及び輸送施設等の応急復旧に必要な車両に限る。）以外の車両については、原則として、第一局面での緊急交通路の通行を禁止する。 ・交通規制の方法は、災害対策基本法施行規則（昭和 37 年総理府令第 52 号）別記様式第 2 の標示を設置して行う。 なお、信号機の滅灯等がある場合は、信号機電源付加装置の活用等に配慮する。	
第二局面（交通容量は十分ではないが、第一局面で通行可能な車両以外の車両の通行も可能となった局面）	第一局面において交通規制の対象とした車両について、必要に応じた見直しを図る。	

別記様式第 2 の標示



備考

- 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは、1 cm とする。
- 3 図示の長さの単位は、cm とする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の 2 倍まで拡大し、又は図示の寸法の 2 分の 1 まで縮小することができる。

(4) 強制排除措置

- ア 緊急交通路を確保するため必要な場合は、緊急通行車両の通行の支障となる車両その他の物件の撤去等の措置等を行う。
- イ 緊急通行車両の通行の支障となる車両その他の物件の撤去等の措置命令に従わない場合又は当該車両その他の物件の運転者等が現場にいないことから措置命令をすることができない場合は、警察官自ら当該措置を行うことができる。この場合やむを得ない限度で当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。
- ウ 警察官の措置命令では車両等の移動ができないとき、一般社団法人日本自動車連盟中部本部愛知支部との「災害時における車両等の除去活動についての協定」に基づきレッカー車等による車両等の除去活動の協力を要請することができる。
- エ 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、港湾管理者又は漁港管理者（本節において「道路管理者等」という。）に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動について要請することができる。

(5) 緊急通行車両の確認等

- ア 県公安委員会が災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、同法施行令第33条の規定により緊急通行車両の確認を行う。
- イ 緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用人は、「緊急通行車両等確認届出書」を、県又は県公安委員会の事務担当局等に提出するものとする。
- ウ 緊急通行車両であると確認したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」を、標章とともに申請者に交付する。
- エ 規制除外車両に対する確認事務については、県公安委員会が行う。

(6) 交通情報の収集及び提供

交通管制機器、交通情報板等を活用した交通規制及び道路の被災状況等に係る情報の収集及び提供を行う。

2 自衛官及び消防吏員における措置

災害派遣を命じられた自衛官及び消防吏員は、警察官がその場にいない場合に限り、それぞれの緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、緊急交通路において災害対策基本法76条の3の規定により、緊急通行車両の通行の妨害となる車両その他の物件に対して必要な措置をとることができる。その場合、措置命令、措置通知書により当該命令及び措置を行った場所を所管する警察署長に、直接又は警察本部交通規制課経由で通知しなければならない。

3 自動車運転者の措置

災害対策基本法に基づき緊急通行車両以外の車両の通行が禁止される交通規制が行われた場合、同法第76条の2の規定により、緊急交通路内の一般車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。

- (1) 速やかに車両を次の場所に移動させること。

- ア 緊急交通路に指定された区間以外の場所
- イ 緊急交通路の区域に指定されたときは、道路以外の場所
- (2) 速やかな移動が困難なときは、車両をできるだけ道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。
- (3) 警察官又は道路管理者等の命令や指示を受けたときは、その命令や指示に従って車両を移動等する。

4 相互協力

- (1) 車両の通行を禁止し、又は制限する場合には、できるだけ道路管理者等及び関係機関が相互に緊密な連絡を保ち、適切な交通規制を行う。
- (2) 交通規制のため車両が滞留し、その場で長時間停止することとなった場合は、関係機関が協力して、必要な対策を講じる。

様 式	1 緊急通行車両等届出書	様式編 様式 78 (P89)
	2 緊急通行車両確認証明書	様式編 様式 79 (P90)
参 考	1 緊急通行車両等の事前届出・確認手続等要領	参考編 11 (P302)

第2節 道路施設対策

1 市における措置

- (1) 道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有
 - ア 巡視等の実施により、被害情報及び交通状況を速やかに把握する。
 - イ 道路情報システムの活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。
- (2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保
 - ア 道路、橋梁等の応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。
 - イ 管理道路における緊急輸送道路及び重要物流道路（代替路及び補完路を含む。）について、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を確保する。
 - ウ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として区間を指定して、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転手がない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。
 - エ 応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保について応援を要求する。
- (3) 情報の提供

緊急輸送道路及び重要物流道路（代替・補完路を含む。）の確保状況、通行規制、迂回路等の情報について関係機関、道路利用者等に対して情報提供を行う。

資 料	1 緊急輸送道路網	資料編 第 7-2 (P161)
参 考	1 稲沢市防災地図 図-1 防災施設及び緊急輸送道路図	参考編 33 (P362)

2 二次災害防止のために交通規制

道路の被害状況に応じて、安全が確保できるまでの間、二次災害防止のため通行止め

等の措置を適切に行う。

3 応急復旧

緊急輸送道路としての機能確保を最優先とし、被害の状況、本復旧までの工期、施工量、資機材の有無等を考慮して適切な工法により速やかに応急復旧工事を行う。

第3節 鉄道施設対策

鉄道事業者における措置

(1) 列車の避難並びに停止

鉄道事業者は、災害により列車運転に直接支障を生ずる事態が発生した場合は、列車の避難並びに停止を行う。

(2) 鉄道新設改良工事現場における被害防止措置

鉄道新設改良工事現場においては、使用資機材の倒壊、盛土又は掘削現場の崩壊等の防止を重点に適切な措置をとる。

(3) 仮線路、仮橋の架設等の応急工事

線路、橋梁等関係施設に被害を生じた場合、緊急度により仮線路、仮橋の架設等の応急工事により、とりあえず交通を確保する。

(4) 他の鉄道事業者に対する要員・資器材確保の応援要求

鉄道事業者は、応急工事の実施が困難な場合、他の鉄道事業者に対する要員・資器材確保につき応援を要求する。

(5) 県又は自衛隊に対する応急工事实施の応援要請

鉄道事業者は、応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保につき応援を要請し、又は自衛隊に対して応急工事の実施につき応援を要請する。

第4節 緊急輸送手段の確保

1 市における措置

(1) 市は、人員・物資等の輸送手段を確保する。

(2) 市が運用又は調達する輸送車両等で不足が生じた場合は、次の事項を明示して他市町村又は県に調達斡旋を要請する。

ア 輸送区間及び借上げ期間

イ 輸送人員又は輸送量

ウ 車両等の種類及び台数

エ 集結場所及び日時

オ その他必要事項

資 料	1 市の所有する自動車	資料編 第7-4 (P163)

2 緊急輸送の対象となる人員、物資の範囲

(1) 応急(復旧)対策作業に従事する者

(2) 医療、通信、調達等で応急(復旧)対策に必要とされる者

(3) 食糧、飲料水等、その他生活必需物資

- (4) 医薬品、衛生機材等
- (5) 応急（復旧）対策用資材及び機材
- (6) その他必要な人員及び物資、機材
- (7) 被災者（滞留者、要配慮者、傷病者等）及びボランティア

3 緊急通行車両の事前届出及び確認

- (1) 緊急輸送等を行う計画のある車両にあつては、緊急通行車両であることの確認を迅速かつ円滑に受けるため、県公安委員会（県警察本部）が別に定めるところにより、県公安委員会（県警察本部）へ緊急通行車両の事前届出を行う。
- (2) 災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限が行われた場合の、緊急通行車両であることの確認については、第1節1(5)「緊急通行車両の確認等」に定めるところによる。

様式	1 緊急通行車両等届出書	様式編 様式 78 (P89)
	2 緊急通行車両確認証明書	様式編 様式 79 (P90)
参考	1 緊急通行車両等の事前届出・確認手続等要領	参考編 11 (P302)

4 整備書類

輸送を実施した場合、自動車等の活動状況を把握し、効果的な使用を図るものとして、整備保存すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 救助実施記録日計票（様式 68）
- (2) 救助日報（様式 69）
- (3) 物資受払状況（様式 45）
- (4) 輸送記録簿（様式 67）
- (5) 輸送関係支払証拠書類

様式	1 救助実施記録日計票	様式編 様式 68 (P72)
	2 救助日報	様式編 様式 69 (P74)
	3 物資受払状況	様式編 様式 45 (P49)
	4 輸送記録簿	様式編 様式 67 (P71)

第8章 水害防除対策

基本方針

- 災害による農業関係被害の防除活動を的確に実施するため農地、農業用施設、農作物等に対して、なすべき措置を実施するものとする。
- 洪水による水害が発生した場合又は発生が予想される場合、これを警戒、防御し、及びこれによる被害を軽減するよう、水防活動を実施するものとする。
- 洪水による木材の流出から安全を確保するため、流木の防止措置を実施するものとする。

第1節 水防

1 水防管理者（愛知県尾張水害予防組合）における措置

(1) 水防計画

水防管理者が行う水防が円滑に実施されるための水防に関する計画は、愛知県水防計画を基礎とし、愛知県尾張水害予防組合の地域特性に応じて適宜修正したうえ、必要事項を網羅して定める。

(2) 水防活動

ア 水防団等の出動

水防管理者は、水防警報が発表される等、水防上危険が予想される状態に至ったとき、県及び愛知県尾張水害予防組合の水防計画に定める基準により水防団等の出動準備又は出動の指令を出して、水防体制の万全を図る。

イ 監視及び警報

水防管理者は、水防体制が発動されたときから水防区域の監視及び警戒を厳重にし、既往の被害箇所その他特に重要な箇所を中心とし、堤防を巡視して、異常を発見した場合は、直ちに当該河川等の管理者及び県に連絡する。

河川管理者においても監視及び警戒を行い、異常を発見した場合は、水防管理者に連絡する。

ウ 水門等の操作

水門等の管理者は、気象等の状況の通知を受けた後は水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の適正な開閉を行い、放流の際、下流地区に対する迅速な連絡を実施する等の操作の万全を期する。

エ 水防作業

河川等が漏水、欠け崩れ、越水等の状態にあり、放置しておくと危険となった場合、水防管理者は、その応急措置として現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮し、主として、積土のう工、月の輪工、釜段工、折返し工、シート張工、抗打積土のう工、五徳縫い工の水防工法を実施する。

オ 水防情報

適切な水防活動と避難体制を講じるにあたって重要となるのが河川等の情報であることから、水防管理団体、河川管理者及び関係機関はそれぞれ情報入手につとめるとともに、相互に情報提供を行い、状況把握に万全に期する。

カ 決壊等の通報及び決壊後の処理

水防管理者は、堤防その他の施設が破堤及び決壊したときは、直ちにその旨を県及び氾濫する方向の隣接水防管理者に報告しなければならない。

また、決壊箇所等については、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

キ 水防資材等の使用

(ア) 組合資材等の使用

団員が水防に従事する場合は、自分団内の組合倉庫に備蓄する資材及び備蓄土砂を使用することを原則とする。

搬出した分団長は、速やかに搬出倉庫名・資材名・数量・使用場所等について副本部長を通じ本部長に報告する。自分団内倉庫の資材を使用して、なお不足するときは、分団長は、副本部長を通じ本部長に連絡する。

(イ) 県資材使用の要請

組合資材を使用して、なお不足するときは、県資材使用の要請をすることができる。

この場合、分団長は、副本部長を通じて本部長に必要資材名・数量・使用場所（到着場所）・到着目標等を連絡する。

ク 非常輸送

水防作業時、団員の応援並びに水防資器材等の輸送のため必要あるときは、他分団又は県へ輸送活動の実施又は輸送車両の確保につき応援を要請するものとする。

要請するときは、道路の冠水、決壊等による交通不能の場合が多いので、警察署・一宮建設事務所等とよく協議のうえ、通常の経路のほか、予備の経路をも指示するものとする。

ケ 舟艇の使用

(ア) 組合所有舟艇の使用

a 区域内に災害が発生した場合、堤防の決壊・人命救助・資材輸送等により、舟艇が必要となったときは、組合所有の舟艇を使用する。

b 使用者は、分団長から舟艇・船外機等を受理し、燃料を調達して使用する。その燃料代価については、使用後、請求書の提出により組合において支払う。

c 舟艇に乗り込むときは、必ず救命胴衣を着用して、身体の安全を図る。

d 舟艇・船外機等の返納については、分団長の点検を受けたのち、もとの場所に格納する。

(イ) 舟艇の緊急借上げ

組合所有の舟艇を使用しても不足する場合は、管内の舟艇所有者から緊急に借り上げる。

コ 緊急通行

水防団・水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場合に赴く時は、一般交通や公共用に供しない空地や水面を通行することができ、水防管理団体はそれにより損失を受けた者に対し、損失を補償しなければならない。

サ 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、次の権限を行使できる。

- ①必要な土地の一時使用
- ②土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- ③車両その他の運搬用機器の使用
- ④排水用機器の使用
- ⑤工作物その他の障害物の処分

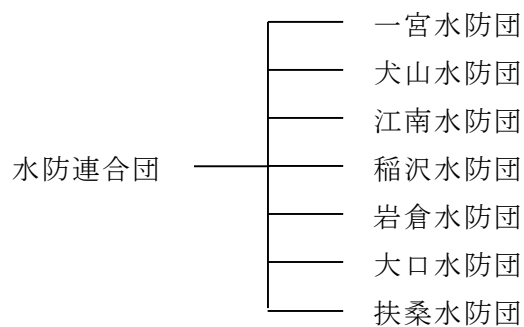
また、水防管理から委任を受けた者は、上記①～④（②における収用を除く。）の権限を行使することができる。

水防管理団体は、公的負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、その損失を補償するものとする。

2 水防組織

(1) 水防団の組織

水防団の組織は、次のとおりである。



(2) 稲沢水防団が防御すべき主な河川

区分	河川名	岸別	堤防延長 (km)	水防倉 庫(棟)	量水標 (基)
木曽川水系 (1級)	木曽川 (1級国)	左	5.9	1	
庄内川水系 (1級)	青木川 (1級指定区間以下同じ)	右	2.7		(県) 1
	緑葉川	右 左	0.1 0.1		
	五条川	右	0.6		
	小 計	右 左	3.4 6.0	1	(県) 1
日光川水系 (2級)	日光川 (2級以下同じ)	右 左	6.8 9.0	2	(県) 3
	三宅川	右 左	10.8 10.6	1	
	光堂川	右 左	3.0 3.0		
	福田川	右 左	3.8 3.6	1	
	目比川	右 左	1.6 1.6		
	領内川	右 左	5.1 8.0		
	小 計	右 左	31.1 35.8	4	(県) 3
準用河川	赤池川はじめ8川	右 左	7.0 7.0		
計		右 左	41.5 48.8	5	(県) 4

資料：「令和4年度水防計画（愛知県尾張水害予防組合）」より抜粋

(3) 水防団の非常配備体制の基準

区分／意義		時 期	措 置
第1段階 「出動準備」	出動の必要が予想されるとき、事前に準備体制に入ることを行う。	1 木曾川（犬山・笠松・起）・日光川（戸茱）に水防警報（準備）が発せられたとき。 2 大雨・洪水警報が発せられ、本部長又は水防団の所属する市町を統轄する副本部長（以下「副本部長」という。）が必要と認めて指示したとき。 3 水防団長又は水防副団長がその必要を認めたとき。	1 団員の自宅待機通知 2 幹部及び堤防巡視班員の招集 3 水防倉庫内の資器材点検及び搬出即応体制の確立 4 量水標の観測及び堤防巡視 5 通信施設の再確認
第2段階 「出動」	本部長又は副本部長から出動の命令が発せられたとき及び水防団長又は水防副団長が、事態の急迫を認めたときにおいて、団員を水防に従事させるため、現地に赴かしめるもの。	1 その地区に水防警報（出動）が発せられたとき。 2 所轄量水標が出動水位となり、なお上昇のおそれがあるとき。 3 堤防からの水のあふれ（越水）や漏水等の危険が予想され、団員出動の必要を認めたとき。	1 団員の非常招集 2 必要資器材の搬出運搬 3 適切果敢な水防作業の実施 4 万全な通信連絡 5 避難誘導等万全の配慮
第3段階 「解除」	危険が去ったことを関係者並びに一般住民に通知し、警戒体制を解除するもの。	1 水防警報が解除され、水防監視、水防作業の必要がなくなったと認めたとき。 2 中小河川・ため池等に決壊・氾濫の危険が去ったとき。	1 本部長又は副本部長の解除の通知により、警戒体制下にある水防関係者の末端に至るまで、その旨通知する。

3 たん水排除

市又は土地改良区は、河川の決壊等によりたん水した場合、たん水排除を実施するほか、排水ポンプにより排水作業を実施し、下水道施設が損壊した場合は直ちに応急措置を講じる。

4 応援協力関係

(1) 水防活動

ア 水防管理者は、水防作業の実施が困難な場合、他の水防管理者又は市へ水防作業の実施のための要員、資機材の確保につき、又は県へ資機材の確保につき応援を要請する。

なお、広域的な応援要請を行う必要が生じた場合、水防管理者が「愛知県内広域消防相互協定」に該当する市長であるときは、同協定及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めところにより、相互応援を行い、前記以外の水防管理者については、県へ応援を要請する。

イ 県は、水防管理者からの応援要請事項の実施が困難な場合、その他必要があると認めた場合、自衛隊へ応援を要請する。

ウ 水防管理者は、水防のための必要があると認めたとき、県警察に対して出動を要請する。

エ 応援要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

(2) たん水排除

第2節4「応援協力関係」(P139)を参照のこと。

資 料	1 気象等観測施設・設備等	資料編 第3-1 (P112)
	2 洪水予報	資料編 第3-2 (P113)
	3 水位情報の周知	資料編 第3-3 (P115)
	4 水防警報	資料編 第3-4 (P117)
	5 名古屋地方気象台	資料編 第3-6 (P120)
	6 主要河川位置図	資料編 第4-1 (P139)
	7 水防上の注意箇所	資料編 第4-2 (P140)
	8 水防施設・設備等	資料編 第4-3 (P143)
参 考	1 稲沢市防災地図 図-2 水こう門及び排水機場図	参考編 33 (P362)

第2節 防災営農

(農地及び農業用施設に対する応急措置)

1 市及び土地改良区における措置

(1) ポンプ排水による農地の湛水排除

市及び土地改良区は、河川等の氾濫により農地にたん水した場合は、ポンプ排水による、たん水排除を行い、できる限り被害が拡大しないように努める。ポンプ排水を行うにあたっては、排水河川の状況を十分把握する。

また、県は、一方の実施するたん水作業が他方に影響を及ぼす場合は、両者間の調整を行う。

(2) 土のう積等による排水機の浸水防止

市及び土地改良区は、排水機場に浸水の恐れのある場合は、土のう積等により浸水を防止して排水機場の保全に努める。被災により機能を失ったときは、応急排水ポンプ(移動用ポンプ)によりたん水の排除に努める。

(3) 用排水路の決壊防止

市及び土地改良区は、取水樋門、立切等の操作あるいは応急工事を実施することにより、水路の決壊防止に努める。

なお、被災した場合は、通常の通水に支障のない程度の応急復旧を行う。

(4) 頭首工の保全措置

市、独立行政法人水資源機構中部支社及び土地改良区は、頭首工の保全についても必要な措置をとるとともに、決壊するおそれがある場合は、応急工事を行う。

(農作物に対する応急措置)

2 市及び農業協同組合における措置

(1) 災害対策技術の指導

被害の実態に即し、必要な技術対策を樹立して、県及び農業協同組合等農業団体と

一体となって技術指導を行う。

(2) 種子粃の確保

非被災農家、農業協同組合等で種子粃、野菜種子の供給が困難な場合は、国又は県に協力を要請するとともに、県種苗協同組合等に依頼して苗及び種子を収集し、被害農業協同組合ごとにこれを割り当て、配布する等の措置を講じる。

(3) 病虫害の防除

ア 防除指導等

病虫害の異常発生、又はそのまん延を防止して、農作物の被害の軽減を図るため、その対策を検討したうえ、県、農業協同組合等農業団体と一体となって具体的な防除の実施を指示指導する。

イ 農薬の確保

農業協同組合等農業団体において農薬の供給が困難である場合、県経済農業協同組合連合会又は県農薬卸商業協同組合に対し、農薬を農業協同組合等農業団体へ売却するように依頼して、農薬を確保する。

ウ 除去器具の確保

緊急的に大面積の防除の必要が生じ、市内の防除器具のみでの対応が困難な場合は、県に防除器具の貸与を依頼して、防除器具を確保する。

(4) 凍霜害防除

名古屋地方気象台から発表される霜に関する注意報が発表された場合は、事前に対策を講じるよう指導するとともに、農家に注意を喚起して、事前に対策を講じる。

なお、注意喚起期間は原則として毎年4月1日から5月10日までとする。

(家畜に対する応急措置)

3 市及び畜産関係団体における措置

(1) 家畜の管理指導

災害発生に伴う家畜の管理について、地域の実情に応じた指導を行う。

(2) 家畜の防疫

各種家畜伝染病の発生のおそれがある場合、県、家畜防疫員の協力を得て、畜舎等の消毒を行い、必要があると認めたときは、緊急予防注射を実施して、また家畜伝染病が発生した場合は、家畜等の移動を制限する等の措置をとる。

(3) 飼料の確保

被災時に緊急を要する飼料は、国又は県に協力を要請するとともに、愛知県飼料工業会等に依頼して飼料を確保する。

4 応援協力関係

(1) 農業用施設に対する応急措置

ア 市及び土地改良区は、たん水排除の実施にあたり、必要に応じて、県へ可搬式排水ポンプの貸与を依頼する。

イ 市及び土地改良区は、用排水路について応急工事の実施が困難な場合、他市町村、土地改良区へ応急工事实施のための要員、資機材の確保につき、又は県への資機材

の確保につき応援を要請する。

ウ 応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

第3節 流木の防止

流木に対する措置

ア 河川区域内に漂流する流木については、河川管理者及び市は、その所有者が判明している場合は、当該所有者に直ちに除去させ、所有者が不明の場合は、直ちにこれを安全な場所に除去する等被害の軽減を図る。

イ たん水又は浸水地域に漂流する流木については、警察及び市は、その所有者が判明している場合は、当該所有者に直ちに除去させ、所有者が不明の場合は、直ちにこれを安全な場所に除去する等被害の軽減を図る。

第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

基本方針

- 市長は、災害対策基本法等に基づき必要に応じて避難のための可能な限りの措置をとることにより、生命及び身体の安全の確保に努めるものとする。
- 市は、高齢者、障害者、医療的ケア児、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者への支援体制を整備するものとする。
- 帰宅困難者対策は、帰宅困難者等の発生による混乱を防止することが重要であり、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という基本原則の徹底を図るものとする。

第1節 避難所の開設・運営

1 市における措置

(1) 避難所の開設

市は、災害のため避難した居住者や滞在者等や被災した住民等を、一時的に滞在させるための施設として、避難所を必要に応じて開設する。また、避難所を開設する場合は、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

また、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努める。

(2) 多様な避難所の確保

要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

(3) 他市町村又は県に対する応援要求

市は、自ら避難所の開設が困難な場合、他市町村又は県へ避難所の開設につき応援を要求する。

(4) 避難所の運営

市は、避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るため、避難所には市職員等を配置するとともに、避難所の運営に当たっては、次の点に留意する。

ア 避難所運営マニュアルに基づく避難所運営

市が作成した避難所運営マニュアルに基づき、避難所の円滑な運営を図ること。

イ 避難者の把握

必要な物資などの数量を確実に把握するため、避難所に世帯単位での登録を求め、避難所ごとに避難している人員の把握に努めること。なお、収容能力からみて支障があると判断したときは、速やかに適切な措置を講ずること。

また、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるものとする。

ウ 避難所が危険になった場合の対応

避難所が万一危険になった場合、再避難等についての対策を把握して、混乱のないよう適切な措置を講じる。

エ 避難者のニーズ把握と生活環境、プライバシーへの配慮

避難者のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保に配慮すること。

オ 避難所運営における女性の参画等

避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

カ 避難者への情報提供

常に市災害対策本部と情報連絡を行い、災害に関する正しい情報を避難者に知らせて流言飛語の流布防止と不安の解消に努める。

特に、自宅での生活への復帰を避難者へ促す目安となるよう、ライフラインの復旧状況等、日常生活に関わる情報を避難所にも提供するように努めること。

また、目の見えない人や耳の聞こえない人、外国人等へ情報提供方法について、「稲沢市避難所運営マニュアル」の「避難所利用者の事情に配慮した広報の例」を参考に配慮すること。

キ 要配慮者へ支援

避難所内に要配慮者や負傷者がいることを認めた場合は、民生委員・児童委員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講じること。なお、必要に応じて、福祉施設等への入所、保健師、ホームヘルパーなどによる支援を行うこと。

ク 物資の配給等避難者への生活支援

給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給等、避難者への生活支援にあつては、公平に行うことを原則として、適切迅速な措置をとること。

なお、食物アレルギーや宗教上の理由等により食べられないものがある者について、「稲沢市避難所運営マニュアル」を参考に配慮すること。

ケ 避難所以外の場所に滞在する被災者への対応

避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、在宅や車中、テントなどでの生活を余儀なくされる要配慮者や、災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった被災者に対して、その避難生活の環境整備に必要な措置を講じること。

コ 避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力による運営

避難所における情報の伝達、生活物資の配給、清掃等について、避難者、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPOやボランティア等の協力が得られるよう努めること。

サ ペットの取扱

必要に応じて、ペットの飼育場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。また、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

シ 避難所を開設した場合、整理保存すべき書類は、次のとおりとする。

- (ア) 救助実施記録日計票（様式 68）
- (イ) 救助日報（様式 69）
- (ウ) 物資受払状況（様式 45）
- (エ) 避難所収容台帳（様式 34）
- (オ) 避難所設置及び避難生活状況（様式 33）
- (カ) 避難所利用者登録票（様式 35）
- (キ) 避難所設置に要した支払証拠書類及び物品受払証拠書類

ス 公衆衛生の向上のための事業者団体への要請

市は、災害発生後、一定期間が経過し、避難所の被災者に対する理容及び美容の提供、被災者に対する入浴の提供、及び避難所等で被災者が使用する自治体所有の毛布、シーツ等のクリーニングの提供を必要とする場合は、「生活衛生同業組合との災害時における被災者支援に関する協定」に基づき、県を通じ生活衛生共同組合へ要請する。避難所の衛生的な環境の確保が困難となった場合は、「災害時における避難所等の清掃業務の支援に関する協定」に基づき、県を通じ一般社団法人愛知ビルメンテナンス協会へ業務の提供を要請するなど避難所の公衆衛生の向上に努めるものとする。

セ 感染症対策

市は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

参 考	1 災害時における民間賃貸住宅の情報提供に関する協定書（株式会社ブルーボックス）（株式会社ウィズコーポレーション）（株式会社ニッソー稲沢支店）（株式会社ミニミニ稲沢店）	別冊 29（1）（別冊 P289）
		別冊 29（2）（別冊 P290）
		別冊 29（3）（別冊 P291）
		別冊 29（4）（別冊 P292）
	2 災害時における宿泊施設等の提供に関する協定書（OYADO 和陽館・ビジネスホテルワコー）（プリンセスコートホテル）	別冊 30（1）（別冊 P293）
		別冊 30（2）（別冊 P295）

2 県における措置

県は、市の実施する避難所の開設につき、特に必要があると認めたときは、他市町村に応援するよう指示する。応援の要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。

3 広域一時滞在に係る協議等

(1) 市における措置

市は、災害が発生し、被災した住民の、当該市町村の区域又は県域を越えての避難が必要となる場合は、同一都道府県内の他の市町村への受入れについては、避難先市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、避難先都道府県との協議を県に要求する。

(2) 県における措置

県は、県域を越える避難について、避難先である都道府県と協議を行う。県は、市

から求められたときは、広域一時滞在に関する事項について助言を行う。

また、県は災害により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合であって、避難の必要があると認める場合には、市に代わって協議を行う。（県もその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合は、必要に応じて国が協議等を代行する。）

4 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、市における措置は県が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

また、県は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

様 式	1 救助実施記録日計票	様式編 様式 68 (P72)
	2 救助日報	様式編 様式 69 (P74)
	3 物資受払状況	様式編 様式 45 (P49)
	4 避難所収容台帳	様式編 様式 37 (P41)
	5 避難所設置及び避難生活状況	様式編 様式 33 (P36)
	6 避難所利用者登録票	様式編 様式 35 (P38)
資 料	1 指定避難所	資料編 第 10-2 (P181)
参 考	1 災害救助法施行細則	参考編 8 (P270)

第 2 節 要配慮者支援対策

1 市における措置

(1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導

第 2 章 第 3 節 住民等の避難誘導等 1 住民等の避難誘導等 (P95) 参照

(2) 避難行動要支援者の避難支援

第 2 章 第 3 節 住民等の避難誘導等 2 避難行動要支援者の支援 (P95) 参照

(3) 障害者に対する情報提供

障害者には災害情報や支援情報等が伝達されにくいことから、複数の手段を組み合わせるなど伝達方法を工夫して、情報の提供を行う。

(4) 避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保

市は、被災した要配慮者の生活状況と福祉ニーズを把握し、必要な専門的人材を確保し、ニーズに応じたサービスを提供する。

(5) 福祉避難所の設置等

自宅や福祉施設が被災した要配慮者については、福祉避難所への移送や、被災を免れた社会福祉施設等への緊急入所等、適切な支援を実施する。

また、施設の特性に合わせた要配慮者が避難できるよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。

前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

(6) 福祉サービスの継続支援

福祉サービス提供者等と連携を図り、福祉サービスが継続されるよう支援する。

(7) 県に対する広域的な応援要請

保健・医療・福祉等専門的人材の確保等において、広域的な応援が必要な場合は、県へ要請する。

(8) 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握

次の方法により災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必要な支援ニーズを収集する。

ア 稲沢市国際友好協会や各種ボランティア団体との連携

イ 愛知県災害多言語支援センター（大規模災害時に設置）が発信する多言語情報の活用

ウ 通訳ボランティア等の避難所等への派遣

2 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、市における措置は県が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、避難所の供与等の事務については、市が実施することとなる。ただし、災害派遣福祉チーム（DCAT）の編成・派遣については、県が実施する。

また、県は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第3節 帰宅困難者対策

1 県及び市における措置

(1) 「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報及び一時滞在施設（滞在場所）の確保等

県及び市は、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報等により、一斉帰宅を抑制し、帰宅困難者の集中による混乱の抑制を図る。

また、必要に応じて、一時滞在施設（滞在場所）の確保等の支援を行う。

(2) 災害情報、徒歩帰宅支援ステーションの情報提供

県及び市は、安全な帰宅のための災害情報を提供するほか、企業、放送事業者、防災関係機関等との連携により、徒歩帰宅者に対して支援ルートやコンビニエンスストアなどの徒歩帰宅支援ステーションの情報提供に努める。

(3) その他帰宅困難者への広報

県及び市は、各種の手段により、徒歩帰宅に必要な装備等、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅経路の確認、事業者の責務等、必要な広報に努める。

(4) 帰宅途中で救援が必要となった人等の対策

市は、帰宅途中で救援が必要になった人、避難所での受入れが必要になった人への救助対策、避難所等対策を図る。

2 事業者や学校等における措置

事業者や学校などは、発災時には組織の責任において、安否確認や交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めた上で、従業員、学生、顧客等の扱いを検討し、帰宅する者の安全確保の観点に留意して、順次帰宅させるものとする。

第10章 水・食品・生活必需品等の供給

基本方針

- 被災住民に対して、最低限必要な水、食糧、生活必需物資を提供するものとする。
- 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達・供給に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するものとする。
- 被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮するものとする。

第1節 給水

1 市における措置

- (1) 被災者等へ飲料水、生活用水等を供給する。
- (2) 断水が生じた場合、目標水量を目安にして、必要な措置を講じる。
- (3) 応急給水は、公平に行うものであるが、医療機関や避難所等を優先的に行うよう配慮する。
- (4) 取水の水源については、最寄りの非被災水道事業者と協議して確保し、これらによることが不可能の場合は比較的汚染の少ない井戸水、河水等をろ水機によりろ過したのち、塩素剤により滅菌して給水する。

2 応急給水

- (1) 市は、実施主体として、給水体制の組織についてあらかじめ編成を考慮して、それぞれの分担を明確にしておく。
- (2) 給水の方法は、石橋浄水場、祖父江配水場、耐震管布設消火栓等の非常用水源からの「拠点給水」、又は給水車、給水タンク等で輸送する「搬送給水」を原則とし、その選択は、災害の程度、内容等により臨機に対応する。

3 水質の確保

供給する飲料水の水質を確保するため、塩素剤で滅菌する等の措置を講じて給水する。この場合、給水時の遊離残留塩素は $0.1\text{mg}/\ell$ （結合残留塩素は $0.4\text{mg}/\ell$ ）以上保持する。

また、水質基準に関する省令（平成15年度厚生労働省令第101号）に定める基準の内容は、概ね次のとおりである。

- (1) 病原生物に汚染され、又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を含むものでないこと。
- (2) シアン、水銀その他の有毒物質を含まないこと。
- (3) 銅、鉄、ふっ素、フェノールその他の物質をその許容量を超えて含まないこと。
- (4) 異常な酸性又はアルカリ性を呈しないこと。
- (5) 異常な臭味がないこと。ただし、消毒による臭味を除く。
- (6) 外観は、ほとんど無色透明であること。

4 整備書類

飲料水の供給を実施した場合、整理保存すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 救助実施記録日計票（様式 68）
- (2) 救助日報（様式 69）
- (3) 物資受払状況（様式 45）
- (4) 飲料水の供給簿（様式 42）
- (5) 飲料水供給用支払証拠書類

様 式	1 救助実施記録日計票	様式編 様式 68 (P72)
	2 救助日報	様式編 様式 69 (P74)
	3 物資受払状況	様式編 様式 45 (P49)
	4 飲料水の供給簿	様式編 様式 42 (P46)

5 応援給水体制の確立

- (1) 市町村相互の応援体制については、「水道災害相互応援に関する覚書」に定める内容を基本として給水活動を実施する。
- (2) 市長は、自ら飲料水の供給の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ飲料水の供給の実施又はこれに要する要員及び給水資機材につき応援を要請する。

資 料	1 応急給水用資機材	資料編 第 12-3 (P193)
参 考	1 災害時における支援協力に関する協定書(株式会社サカイナゴヤ)	別冊 19 (7) (別冊 P15)
	2 災害時における緊急支援施設等支援に関する協定書 (株式会社ヨシヅヤ新稲沢店)	別冊 20 (5) (別冊 P74)
	3 水道災害相互応援に関する覚書 (県内自治体等)	別冊 23 (1) (別冊 P157)
	4 災害時における生活用水の供給に関する協定書 (東朋テクノロジー株式会社)	別冊 27 (1) (別冊 P260)
	5 災害時における生活用水の供給等に関する協定書 (株式会社小菱屋) (アイコクアルファ株式会社) (本多金属工業株式会社 稲沢工場) (株式会社矢田工業所 稲沢工場) (株式会社フジミインコーポレーテッド) (有限会社尾張商事)	別冊 27 (2) (別冊 P262) 別冊 27 (3) (別冊 P264) 別冊 27 (4) (別冊 P266) 別冊 27 (5) (別冊 P268) 別冊 27 (6) (別冊 P270) 別冊 27 (7) (別冊 P272)

6 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、市における措置は県が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

また、県は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

参 考	1 災害救助法施行細則	参考編 8 (P270)

第2節 食品の供給

1 市における措置

(1) 炊き出しその他による食品の供給

市は、自ら炊出して、その他による食品の供給を概ね次のとおり実施するものとする。

ア 備蓄物資、自ら調達した食品、(2)の応援要求等により、県、他の地方公共団体、国等によって調達され引渡された食品を、状況に応じて被災者に供給する。

イ 熱源の使用不可能時には、調理が不要な食品及び飲料水（ペットボトル等）を供給する。

ウ 熱源の使用可能時には、簡単な調理を前提としたレトルト食品、包装米飯等の食品を供給する。

エ 高齢者や乳幼児等に対しては、雑炊、おかゆ、粉ミルク等の食品を供給する。

また、食物アレルギー等にも配慮し、食品を供給する。

オ 在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

カ 給与を受ける被災者の範囲

(ア) 避難所に収容された者

(イ) 住家の被害が全焼、全壊、流失、半壊、半焼又は床上浸水等であって炊事ができない者

(ウ) 旅行者等で食品の持参又は調達ができない者

(エ) 被害を受け縁故先等へ避難する者

キ 炊出しは、避難所又はその近くの適当な場所を選んで実施する。

(2) 他市町村又は県へ応援要求

備蓄物資や自ら調達した食品では、被災者への食品の供給の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要求するものとする。

なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による物資輸送が開始される場合があることに留意する。

(3) 米穀の原料調達

ア 市は、炊き出しを実施する場合の米穀の原料(玄米)調達にあたっては、「愛知県応急米穀取扱要領」に基づき実施する。

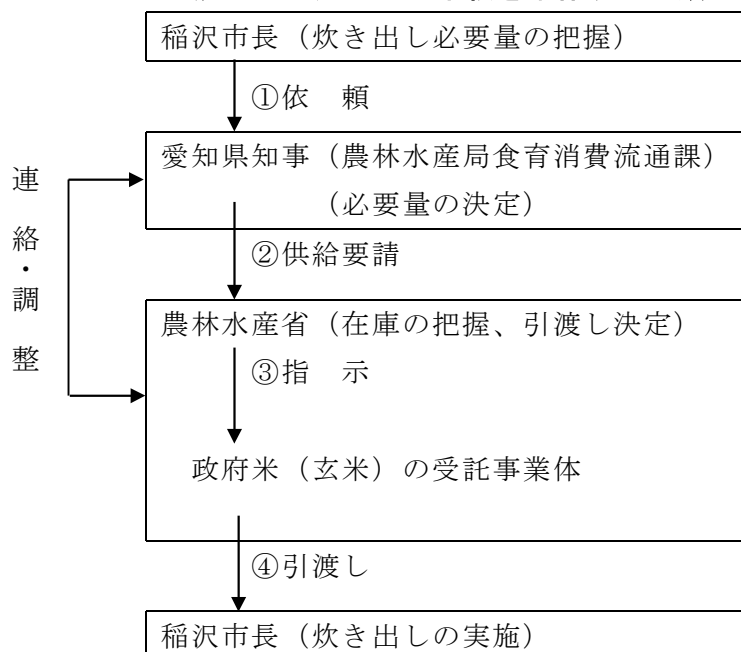
イ 市は、米穀届出事業者等から米穀の原料(玄米)調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急用米穀取扱要領」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（第4章Ⅰ第11の2に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続き）」により調達を図る。

ウ 市は、緊急に必要とする場合は、電話等により知事に依頼することができるほか、通信途絶などの場合には、農林水産省（農政局長）に要請を行う。

ただし、事後、速やかに知事に報告する。

エ 市は、活用可能な精米施設を確保する。なお、長期停電により県内に稼働施設がない場合は、他県施設の活用を申し入れる。

炊き出し用として米穀を確保する手順図



2 整備書類

炊出し等を実施する場合、整理保存すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 救助実施記録日計票（様式 68）
- (2) 救助日報（様式 69）
- (3) 物資受払状況（様式 45）
- (4) 炊出し給与状況（様式 43）
- (5) 炊出し用物品借用簿（様式 44）
- (6) 炊出しその他による食品給与のための食糧購入代金等支払証拠書類

様 式	1	救助実施記録日計票	様式編	様式 68 (P72)
	2	救助日報	様式編	様式 69 (P74)
	3	物資受払状況	様式編	様式 45 (P49)
	4	炊出し給与状況	様式編	様式 43 (P47)
	5	炊出し用物品借用簿	様式編	様式 44 (P48)

3 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、市における措置は県が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

また、県は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

資 料 参 考	1	資機材等・飲料水・食料・生活必需物資の備蓄	資料編	第 9-1 (P172)
	1	災害救助法施行細則	参考編	8 (P270)

2 災害時に備えた支援協力に関する協定書(稲沢商工会議所)(祖父江町商工会・平和町商工会)	別冊 19 (9) (別冊 P19) 別冊 19 (10) (別冊 P21)
3 災害時における食品・食糧・生活必需品等の確保に関する協定書(ユニー株式会社アピタ稲沢店)(愛知西農業協同組合)	別冊 20 (3) (別冊 P71) 別冊 20 (18) (別冊 P99)
4 災害時における緊急支援施設等支援に関する協定書(株式会社ヨシヅヤ新稲沢店)	別冊 20 (5) (別冊 P74)
5 災害時における食品・食糧・生活必需品等の確保に関する協定書 (株式会社ヨシヅヤ平和店) (株式会社平和堂) (株式会社山彦 南大通店) (株式会社フィールコーポレーション) (UDリテール株式会社)	別冊 20 (6) (別冊 P75) 別冊 20 (7) (別冊 P76) 別冊 20 (8) (別冊 P78) 別冊 20 (9) (別冊 P79) 別冊 20 (23) (別冊 P108)
6 災害支援協力に関する協定書(生活協同組合コープあいち)	別冊 20 (10) (別冊 P80)
7 災害時における食品・食糧の確保に関する協定書(タカラ食品株式会社)	別冊 20 (12) (別冊 P84)
8 名古屋市近隣市町村と生活協同組合コープあいちとの災害時応急生活物資供給等の協力に関する協定(生協法人生活協同組合コープあいち)	別冊 20 (16) (別冊 P92)

第3節 生活必需物資の供給

1 市における措置

- (1) 市は、被災者に対して生活必需品の供給を行うこととする。生活必需品は、備蓄物資、自ら調達した物資、(2)の応援要求等により、県、他の地方公共団体、国等によって調達され引渡された物資から、状況に応じて被災者に供給する。
- (2) 供給することが困難な場合は、他市町村又は県に対して必要な応援を要請する。
なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による物資輸送が開始される場合があることに留意する。

2 給与又は貸与を受ける被災者の範囲

生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼若しくは床上浸水等により生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又は破損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

3 給与又は貸与の方法

- (1) 住家の被害状況、世帯の構成人員及び夏季、冬季の別によって一時的に急場をしのぐ程度の生活必需品を給与、又は貸与する。
- (2) 被害の実情に応じ、次の品目の範囲内において現物をもって行う。
 - ア 被服(肌着等)、毛布
 - イ 日用品(タオル、石けん、ちり紙等)
 - ウ 炊事道具及び食器類
 - エ 光熱用品

オ 医薬品等

- (3) 給与又は貸与する生活必需品の調達は、応急救助用として必要最小限の数量を備蓄するほか、関係業者との密接な連絡により調達する。

- (4) 救援物資の受入れ

ア 集配拠点の確保

全国各地から送られてくる救援物資を分散して受け入れ、効率的に配分できるよう、次の施設を所有者又は管理者の協力を得て集配拠点として整備する。

(ア) 市内主要公共施設

(イ) 運輸倉庫業者等が保有する倉庫等

イ 仕分け要員の確保

集配拠点における仕分け作業については、他市町村の応援職員、各種ボランティア、行政区等の地域住民等の協力を得て実施する。

- (5) 生活必需品の供給

ア 輸送車両の確保

各避難所への輸送は、公用車を優先活用して行う。輸送車両が不足する場合は、輸送事業者（宅配業者など）の協力を求めて行う。

イ 生活必需品の供給方法

(ア) 備蓄している生活必需品については、必要に応じて行政区や自主防災組織等の地域住民の協力を得て、各避難所等へ輸送する。

(イ) 緊急調達物資及び救援物資については、公用車を優先活用し、必要に応じて輸送事業者等の協力を得て、各避難所等へ輸送する。

ウ 応援協力関係

市は、自ら生活必需品等の給与又は貸与の実施が困難な場合、他市町村又は県へ生活必需品等の給与もしくは貸与の実施又はこれに要する要員及び生活必需品等につき応援を要請する。

また、応援要請があったときはこれに積極的に協力する。

4 整備書類

救助物資は、配給段階ごとに必ず受払いの記録及び受領書を徴しておかなければならない。整理保存すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 救助実施記録日計票（様式 68）
- (2) 救助日報（様式 69）
- (3) 物資受払状況（様式 45）
- (4) 物資配給簿（様式 46）
- (5) 物資受入簿（様式 47）
- (6) 炊き出し給与状況（様式 43）
- (7) 物資購入（配分）計画表（様式 49）
- (8) 救助物資受領書
- (9) 物資購入関係支払証拠書類

様 式	1 救助実施記録日計票	様式編 様式 68 (P72)
	2 救助日報	様式編 様式 69 (P74)
	3 物資受払状況	様式編 様式 45 (P49)
	4 物資配給簿	様式編 様式 46 (P50)
	5 物資受入簿	様式編 様式 47 (P51)
	6 炊き出し給与状況	様式編 様式 43 (P47)
	7 物資購入(配分)計画表	様式編 様式 49 (P53)

5 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、市における措置は県が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

また、県は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

資 料 参 考	1 資機材等・飲料水・食料・生活必需物資の備蓄	資料編 第 9-1 (P172)
	1 災害救助法施行細則	参考編 8 (P287)
	2 災害時に備えた支援協力に関する協定書(稲沢商工会議所)(祖父江町商工会・平和町商工会)	別冊 19 (9) (別冊 P19) 別冊 19 (10) (別冊 P21)

第11章 環境汚染防止及び地域安全対策

基本方針

- 市は、被災状況を的確に把握して適切な措置を講ずるとともに、環境調査・モニタリング等を迅速に実施する。
- 市は、被害状況を的確に把握し、被災状況に即した廃棄物の処理を迅速に実施する。
- 災害発生時には、災害現場の混乱、人身の動揺等により不測の事案の発生が予想されるので、災害現場及び避難地域を中心とした犯罪等の予防、警戒活動を推進する。

第1節 環境汚染防止対策

市における措置

工場・事業場の損壊等に伴い、有害物質が環境中に漏出して、二次的な災害及び環境汚染が発生することが予想される。

また、倒壊建築物等の解体に伴い、粉じんの飛散等による環境汚染が発生することが予想される。

市は、被災状況を的確に把握して適切な措置を講じるとともに、環境調査・モニタリング等を迅速に実施する。

(1) 大規模災害が発生した場合の対策

県及び近隣市町村と協力し、環境調査、環境汚染モニタリング等により、環境汚染状況及びその発生源の的確な把握に努める。

(2) 激甚な大規模災害が発生した場合の対策

早急に被害状況を把握し、県及び周辺市町村等との情報交換を行い、環境調査・モニタリング等を行うために必要な人員、機材等の援助について応援を依頼するとともに、事業者に対して応急対策の実施を指導する。

第2節 地域安全対策

1 市における措置

市は、警察の実施する地域安全活動に対して、積極的に協力する。

2 県警察における措置

(1) 社会秩序の維持対策

ア 被災地及びその周辺において、独自に又は自主防犯組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努めるものとする。

イ 地域防犯団体等に対して、窃盗の防止、交通整理、関係機関が行う諸活動の補助、情報の伝達に関する事項等について、協力要請する。

ウ 災害に便乗した犯罪、生活必需物資等の欠乏に伴う悪質業者の買占め、売り惜しみ、暴利販売等については、取り締まりを強化する。

エ 災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び県民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

(2) 広報、相談活動

ア 広報活動

被災者の不安を解消して、混乱を防止するため、被害の規模・区域、避難場所、避難経路、救護所の設置場所、交通規制状況等について積極的な広報を行う。

イ 相談活動

警察本部、警察署に災害相談窓口を開設し、又は避難所等を訪問しての各種相談活動を推進する。

第12章 遺体の取扱い

基本方針

- 周囲の状況から判断して、災害により死亡したと思われる者は、速やかに捜索・収容し、所要の処理をした後、埋葬又は火葬（以下「埋火葬」という。）する。
- 遺体の取扱いに当たっては、礼意を失わないように注意するとともに、遺族等の心身の状況、その置かれている環境等について適切な配慮を行う。

第1節 遺体の捜索

1 市における措置

(1) 遺体の捜索

市は、警察と密接な連絡をとりながら遺体の捜索を実施する。

(2) 検視（調査）

遺体を発見したときは、警察官の検視(調査※)を得る。

現場での検視(調査)を得ることができない場合は、発見の日時、場所、発見者、発見時の遺体の状況、所持品等を明確にする。

※ 「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」に基づき、警察等が死因及び身元を明らかにするために行う調査（外表の調査、死体の発見された場所の調査、関係者に対する質問等）

(3) 応援要求

自ら遺体の捜索の実施が困難場合、他市町村又は県へ遺体の捜索・収容の実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要求する。

2 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、市における措置は県が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

また、県は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第2節 遺体の処理

1 市における措置

(1) 遺体の収容及び一時保存

遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時日に埋火葬ができない場合等においては、総合体育館に遺体安置所を開設するとともに、棺、ドライアイス等を調達して、埋火葬の措置をするまで遺体を一時保存する。また、必要に応じて他の施設（寺院などの施設の利用、又は寺院、学校等の敷地に仮設）を確保する。

なお、遺体安置所は、十分な広さがあり、遺体安置に適した施設をあらかじめ選定しておくよう努めるものとする。

(2) 遺体の検視（調査）及び検案

警察官の遺体の検視（調査）を得るとともに、医師による遺体（医師の診察中に死亡した者を除く）の検案（死亡の確認及び死因その他の医学的検査）を受ける。

(3) 遺体の洗浄等

検視（調査）及び検案を終了した遺体について、遺体の識別のため又は遺族への引き渡しまで相当の期間を要する場合の措置として、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。

(4) 遺体の身元確認及び引き渡し

身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡して、その調査に当たる。身元が判明して、引き取り人があるときは、速やかに遺族等へ引き渡す。

なお、被災地域以外に漂着した遺体のうち身元が判明しない者は、行旅死亡人としての取扱いとする。

(5) 応援要求

自ら遺体の処理の実施が困難な場合、他市町村又は県へ遺体の処理の実施、又は実施に要する要員及び資機材につき応援を要求する。

2 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、市における措置は県が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

また、県は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第3節 遺体の埋火葬

1 市における措置

(1) 死亡届書の受理、火葬（埋葬）許可証の交付

死亡診断書又は死体検案書が添付された死亡届書を受理するとともに、火葬（埋葬）許可証を交付する。

(2) 遺体の搬送

遺体安置所又は火葬場までの遺体の搬送を行う。

(3) 埋火葬

火葬（埋葬）許可証を確認し、遺体を埋火葬する。

(4) 棺、骨つぼ等の支給

棺、骨つぼ等を現物で遺族に支給する。

(5) 埋火葬相談窓口の設置

速やかな埋火葬を要望する遺族のため、必要に応じ、埋火葬相談窓口の設置を設置して、火葬場、遺体の搬送体制等に関する適切な情報を提供することにより、円滑な埋火葬の実施を支給する。

(6) 応援協力関係

自ら遺体の埋火葬の実施が困難な場合、「災害発生時の火葬場の相互応援協力に関する協定」に基づき、他市町村へ遺体の埋火葬の実施、又は実施に要する要員及び資機材につき応援要請する。また、必要に応じて県へ応援要請する。

2 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、市における措置は県が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

また、県は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

整備書類

遺体の搜索、処理及び埋火葬を実施した場合、整理保存すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 救助実施記録日計票（様式 68）
- (2) 救助日報（様式 69）
- (3) 物資受払状況（様式 45）
- (4) 死体の搜索状況記録簿（様式 64）
- (5) 死体処理台帳（様式 65）
- (6) 埋葬台帳（様式 67）
- (7) 遺体搜索用関係、処理費及び埋葬費の支出関係証拠書類

様 式	1 救助実施記録日計票	様式編 様式 68 (P72)
	2 救助日報	様式編 様式 69 (P74)
	3 物資受払状況	様式編 様式 45 (P49)
	4 死体の搜索状況記録簿	様式編 様式 64 (P68)
	5 死体処理台帳	様式編 様式 65 (P69)
	6 埋葬台帳	様式編 様式 63 (P67)
資 料	1 火葬場	資料編 第 11-4 (P190)
参 考	1 災害時における葬祭業務の協力に関する協定書（愛知県葬祭業務協同組合）	別冊 19 (5)a (別冊 P10)
	2 災害時における葬祭業務の協力に関する実施細目（愛知県葬祭業務協同組合）	別冊 19 (5)b (別冊 P12)
	3 災害発生時における火葬場の相互応援協力に関する協定（県内自治体等）	別冊 26 (11) (別冊 P258)

第13章 ライフライン施設等の応急対策

基本方針

- 被害復旧対策にとって必要不可欠な条件となっている電力を円滑に供給するため、災害が発生した後は被害状況を早期的確に把握し、要員及び資機材を確保するとともに、機動力を発揮して、応急復旧を迅速に実施するものとする。
- ガス供給施設に甚大な被害を受けた場合、的確な情報の把握により被害規模を迅速に総合判断し、被災地域へのガスの供給を停止して、火災、爆発など二次災害の防止を図るとともに、早期復旧の措置を講じる。
なお、都市ガスにおいては、被災地域以外へは、可能な限りガスの供給を継続する。
- 水道施設の被災により、水道の供給機能を継続できなくなった場合は、住民が必要とする最小限の飲料水の応急給水を実施するとともに、被害施設を短期間に復旧するため取水、導水及び浄水施設の十分な機能を確保する。
- 下水管渠、ポンプ施設、終末処理場の被害に対して、機能回復を図るための応急措置を構ずる。特に排水機能の被害については、住民生活に多大な影響を及ぼすばかりか、衛生的にも悪い状態を招くため、優先的に応急復旧させる。
- 復旧にあたり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。

第1節 電力施設対策

中部電力株式会社、株式会社JERAにおける措置

(1) 非常災害対策本部の設置

災害が発生した場合には、各電力会社は非常体制を発令して、本店等に非常災害対策本部を設置する。

(2) 情報の収集と伝達

非常災害対策本部は、通信の確保を図り、情報の収集と伝達を行う。通信方法は、社内電話・N T T加入電話、衛星通信、移動無線等の施設を利用する。

(3) 危険防止措置の実施

災害が発生した場合において、危険があると認められるときは、直ちに当該範囲に対して、送電遮断等の適切な危険防止措置を講じる。

(4) 応急復旧活動の実施

ア 優先的に復旧する施設、設備

(ア) 電力会社側

a 送変電設備

(イ) 利用者側

a 人命にかかわる病院

b 災害復旧の中核となる災害対策本部、官庁、警察、自衛隊、ガス、水道、交通、通信等の機関・民心の安定に寄与する報道関係、避難施設

イ 復旧方法

(ア) 変電設備

変電所は、重要度、被害状況等を勘案して早期復旧を図る。

(イ) 送配電設備

被害を受けた線路の重要度、被害状況等を勘案し、保安上支障のない限り、仮設、他ルートからの送電、移動用発電機の利用等で順次送電区域を拡大しながら早期復旧を図る。

ウ 関係機関との連携

路上障害物により被害箇所への到着や復旧作業が困難な場合には、道路啓開について関係機関と連携、協力し、迅速な復旧に努める。

(5) 要員・資機材等の確保

ア 要員の確保

災害が発生した後、復旧要員を確保するとともに必要に応じて、請負会社等及び他電力会社へ応援を依頼する。

イ 資機材の確保

災害が発生した後、復旧資機材が不足する場合は、他電力会社へ融通を依頼する。また、大規模な災害発生のおそれがある場合、所有する電源車、発電機等の現在時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努める。

(6) 広報活動の実施

ア 利用者に対する広報

(ア) 災害時における P R

電気の復旧状況、公衆感電事故防止 P R を主体とした広報 P R を広報車及びテレビ、ラジオ、Web サイト等の広報機関その他を通じて P R する。

(イ) 臨時電気相談窓口の設置

被災地域における需要家の電気相談を実施して、公衆感電事故防止を図るため、臨時電気相談窓口の設置を検討・実施する。

イ 地域防災機関との協調

地域復旧体制への協力と被害状況の把握のため地域防災機関へ要員を派遣して、連携の緊密化を図る。

(7) 広域運営による応援

電力広域的運営推進機関と協調すると共に、必要に応じて他電力会社へ応援を依頼する。

(8) 電源車等の配備（株式会社 J E R A を除く）

大規模停電発生時には直ちに、国及び県と調整を行い、電源車等を県が決定した配備先に配備するよう努める。

参 考	1 災害時における応急対策の協力に関する協定書（中部電力株式会社一宮営業所）	別冊 23（6）（別冊 P170）

第 2 節 ガス施設対策

1 東邦瓦斯における措置

(1) 災害対策本部の設置

災害が発生した後、速やかに各ガス会社は災害対策本部等を設置する。

緊急動員については各社において、災害対策規定等によって定める動員体制によっ

て行う。

(2) 情報の収集

供給区域内の導管網の主要地点における供給圧力の変化、移動無線車及び各事業所からの需要家等の被害状況、漏洩通報等の情報に加え、関係諸官庁、報道機関の情報を得て、総合的に被害程度を把握する。

(3) 緊急対策措置の実施

導管等のガス施設の被害箇所付近では、必要に応じて供給停止を行う。

また、火災が発生した場合により被害が集中して発生する地域にあつては、低圧ブロック単位でガスの供給停止を行う。

また、被害が著しく集中している地域を中心に、広域的な中圧ブロック単位でガスの供給停止を行い、二次災害の防止を図る。

(4) 応援の要請

被害の程度に応じ、一般社団法人日本ガス協会に要請して他ガス事業者の応援を受ける。

(5) 応急復旧活動の実施

供給を一時停止した地域に対しては、直ちに次の順序で復旧する。

ア 需要家の閉栓の確認

イ 導管の被害箇所の調査及び修理

ウ 需要家の内管、消費機器の被害箇所の調査及び修理

エ 需要家の開栓、試点火

なお、災害対策本部、避難所、病院等の社会的優先度の高い施設については、可能な限り早急復旧に努める。

また、復旧用資機材置場や仮設用地等が必要となる場合は、関係機関と連携し、迅速な確保に努める。

(6) 広報活動の実施

ガス施設の被害状況、ガス供給停止のお知らせ、復旧の見通し、ガス使用上の注意、マイコンメーターの復旧方法等を広報車等の巡回、チラシ類の配布等により周知するほか、報道機関を通じて呼びかける。

参 考	1 災害発生時における災害復旧用オープンスペースに関する協定書（東邦ガス株式会社）	別冊 23 (2) (別冊 P160)

2 一般社団法人愛知県 LP ガス協会における措置

(1) 災害対策本部の設置

災害が発生した場合、速やかに一般社団法人愛知県 LP ガス協会内に災害対策本部を設置する。

必要に応じ、各支部に現地対策本部を設置し、あらかじめ定められた動員計画に基づき応援要員を召集する。

(2) 情報の収集

県内 5 支部のあらかじめ定められた情報ルートを通じ、災害の規模、被害程度を推

察するとともに、被害通報、関係諸官庁、報道関係の情報を得て、総合的な被害状況を把握する。

(3) 応急対策措置

愛知県 LP ガス災害対策マニュアルに基づき、被害状況の確認と二次災害の発生防止の措置を講じる。二次災害のおそれがある施設に対しては、使用停止又は容器撤去を行うとともに、安全確認が完了するまで、容器バルブを閉止してガスの使用の中止するよう消費者に要請する。

(4) 応援の要請

被害の状況により、特定の地域に被害が集中した場合は、本部長の指示により他の現地対策本部は相互支援体制に移行する。

必要に応じ、一般社団法人全国 LP ガス協会に対し、速やかに全国規模で救助隊の派遣を要請する。同時に、他地域からの応援要員がその機能を十分発揮できるよう受入体制を整備する。

(5) 応急復旧活動の実施

愛知県 LP ガス災害対策マニュアルに基づき、緊急対応措置の後、応急的な使用のための安全確認をして、可能な限り速やかに使用再開の措置を講じる。

なお、災害対策本部、避難所、病院等の社会的優先度の高い施設については、可能な限り早急復旧に努める。

(6) 広報活動の実施

使用再開に当たっての注意、設備一斉点検の実施等について、チラシ類の配布及び報道機関等を通じて呼びかける。

参 考	1 災害支援協力に関する協定 (社団法人愛知県エルピーガス協会西部支部)	別冊 20 (1)a (別冊 P61)
	2 一宮市消防本部及び稲沢市消防本部と愛知県エルピーガス協会西部支部との LP ガス災害対策に関する業務協約 (一宮市消防本部、愛知県エルピーガス協会西部支部)	別冊 20 (1)b (別冊 P63)
	3 一宮市消防本部及び稲沢市消防本部と愛知県エルピーガス協会西部支部との LP ガス災害対策に関する業務協約に基づく協議事項 (一宮市消防本部、愛知県エルピーガス協会西部支部)	別冊 20 (1)c (別冊 P64)

第 3 節 上水道施設対策

水道事業者における措置

被害施設を短期間に復旧するため取水、導水及び浄水施設の十分な機能を確保し、浄水場から主要給水所に至る送配水幹線を最優先として配水本管、配水支管、給水装置の順に復旧を進め、給水の再開に努める。

なお、給水拠点までの各管路も最優先管路として復旧する。

(1) 応急復旧活動の実施

ア 配管設備破損の場合

(ア) 応急修理により給水を開始するほか、弁操作により他系統の管網からの給水を図る。

- (イ) 大規模な配水管が破損し、復旧が困難な地区に対しては、応急配管を行い、仮設給水栓を設置する。
- (ロ) 県の施設に大きな被害が発生し、受水ができない場合は、浄水場や広域調整池等を拠点とした給水と連絡管による給水を図る。

イ 水源破壊の場合

復旧が困難な水源では、河川水路の最寄りの地点に応急的ポンプ設備を設けて、仮設配管によって導水路へ連絡する。

(2) 応援の要請

水道事業者は、施設の復旧が困難な場合は、近隣水道事業者あるいは県へ応援を要請する。

(3) 応援・受援体制の確立

施設復旧の支援が円滑に行えるように、県外水道事業者への応援要請を含めた広域応援体制を整える。

また、受援体制と緊急時の窓口を整え、その実効性を確保する。

参 考	1 緊急連絡管の使用に関する協定書（愛知県）	別冊 18 (1) (別冊 P1)
	2 災害時等緊急連絡管の使用に関する協定書（周辺自治体）	別冊 18 (2) (別冊 P3)
	3 水道災害相互応援に関する覚書（県内自治体等）	別冊 23 (1) (別冊 P157)
	4 災害時における水道施設の応急給水、応急復旧に関する協定書（稲沢市上下水道工事指定店協同組合等）	別冊 23 (7) (別冊 P172)
	5 相互応援給水に関する協定（名古屋市）	別冊 26 (1)a (別冊 P232)
	6 覚書（名古屋市）	別冊 26 (1)b (別冊 P235)

第4節 下水道施設対策

下水道管理者における措置

下水道管理者は、災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、次の措置を講ずる。

(1) 応急復旧活動の実施

ア 下水管渠

管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンドによる圧送管の止水、可搬式ポンプによる下水の送水、仮水路、仮管渠の設置等を行い、排水機能の回復に努める。

イ ポンプ施設、終末処理場

各施設の被害状況に応じて、関係機関に情報伝達の上、緊急措置を講じる。

また、停電、断水等による二次的な被害に対しても速やかな対応ができるように努める。

なお、排水機能や処理機能に影響が出た場合、まず市街地から下水を排除させるため、仮設ポンプ施設や仮管渠等を設置し、排水機能の応急復旧を図る。

次に、周辺の水環境への汚濁負担を最小限にとどめるため、処理場内の使用可能

な池等を沈殿池や塩素消毒池に転用する等により、簡易処理を弾力的に行うとともに、早急に現状の処理能力回復に努める。

(2) 応援の要請

応急対策要員、応急対策用機械器具及び資材の確保については、稲沢市建設協同組合、排水設備指定工事店、機器・資材納入メーカー等の民間団体等に協力を要請する。

第5節 通信施設の応急措置

1 通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置

西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有する。

(1) 西日本電信電話株式会社

ア 可搬型無線装置、応急復旧ケーブル等を使用して、伝送路の応急復旧を図る。

なお、可搬型無線装置の使用については、電波干渉を考慮して、総合的な判断により設置する。

イ 交換機被災ビルには、災害対策機器等を使用して、応急復旧を図る。

ウ 電力設備被災ビルには、非常用移動電源車あるいは大容量可搬型電源装置を使用して、復旧を図る。

エ 幹線伝送路の被災については、可搬型無線装置による復旧を図る。

(2) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

ア 応急用ケーブル等を使用し、回線の応急復旧を図る。

イ 電力設備被災ビルには、移動電源車を使用し、復旧を図る。

2 移動通信事業者（ＫＤＤＩ株式会社、株式会社ＮＴＴドコモ、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社）における措置

緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意して、速やかに応急復旧を行う。また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有する。

(1) 基地局の故障により利用できなくなった地域を救済するために、周りの基地局から対象地域を補完する。

(2) 周りの基地局から補完できない場合は、移動無線基地局車を出動させて救済する。

(3) 電源供給が停止した基地局へは、発動発電機又は移動電源車を出動させ、電力供給を実施する。

3 市及び防災関係機関における措置

無線通信施設に障害を生じた場合は、認められた範囲内において通信系の変更等必要な臨機の措置をとるとともに、移動系無線局を防災拠点や被災地域等に重点配備して、地域の円滑な情報の受伝達を行う。

なお、無線中継局の障害は、関係の全施設の通信を不能にするため、速やかに各機関は、応急措置をとる。

また、携帯インフラが広範囲に被害を受け、携帯電話やスマートフォンが利用できない状態が長時間継続する場合で、県が無料公衆無線 LAN を認証フリーにすべきであると判断した場合には、SSID「Aichi_Free_WiFi」について、通信事業者（株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス）に災害時モードへの切替えを指示し、通信事業者は認証フリーでインターネットに接続できるように設定情報を変更する。

第6節 郵便業務の応急措置

日本郵便株式会社の措置

(1) 郵便物の送達の確保

ア 被災地における郵便物の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様及び規模に応じて、運送又は集配の経路若しくは方法の変更、郵便物の区分方法の変更、臨時運送便又は臨時集配便の開設等機宜の応急措置を講じる。

イ 災害が発生した場合、重要な郵便物の送達の確保又は交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合は、災害の規模及び郵便事業施設の被災状況に応じて、地域及び期間を限って郵便物の運送若しくは集配便を減便し又は運送業務若しくは集配業務を休止する。

(2) 郵便局の窓口業務の維持

災害が発生した場合、被災地における郵便局の窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった店舗について、仮店舗による窓口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講じる。

なお、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じて、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱を実施する。

ア 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

ウ 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。

第7節 ライフライン施設の応急復旧

県、市及びライフライン事業者等における措置

(1) 現地作業調整会議の開催

ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、関係する省庁、県、市、ライフライン事業者等は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催する。

(2) ライフラインの復旧現場等へのアクセスルート上の道路啓開

合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、道路管理者は、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開を実施する。

第14章 航空災害対策

基本方針

- 航空機の墜落炎上等による災害から地域住民等を守るため、防災関係機関は早期に初動体制を確立し、緊急な協力のもとに各種応急対策を実施することにより、被害拡大を防御し、被害の軽減を図るものとする。

1 市における措置

(1) 航空機事故発生の通報

航空機事故の発生を知ったとき又は発見者等から通報を受けたときは、「情報伝達系統図」により県及び関係機関に通報する。

(2) 警戒区域の設定及び一般住民等の立入制限、退去等の命令

空港事務所等と協力して危険防止のための措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民等の立入制限、退去等を命ずる。

また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

(3) 救助及び消防活動

必要に応じ関係防災機関、関係公共団体の協力を得て救助及び消防活動を実施する。

(4) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等

負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。

また、必要に応じ救護所、被災者の収容所及び遺体収容所等の設置又は手配を行う。

なお、死者が発生した場合の遺体の収容、搜索、処理活動等は、本編第12章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。

(5) 食料・飲料水等の提供及び資機材の確保

必要に応じ被災者等へ食料及び飲料水等を提供するとともに、応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。

(6) 他の市町村に対する応援要求

災害の規模が大きく、市で対処できない場合は、相互応援協定に基づき、他の市町村に応援を要求する。

なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。

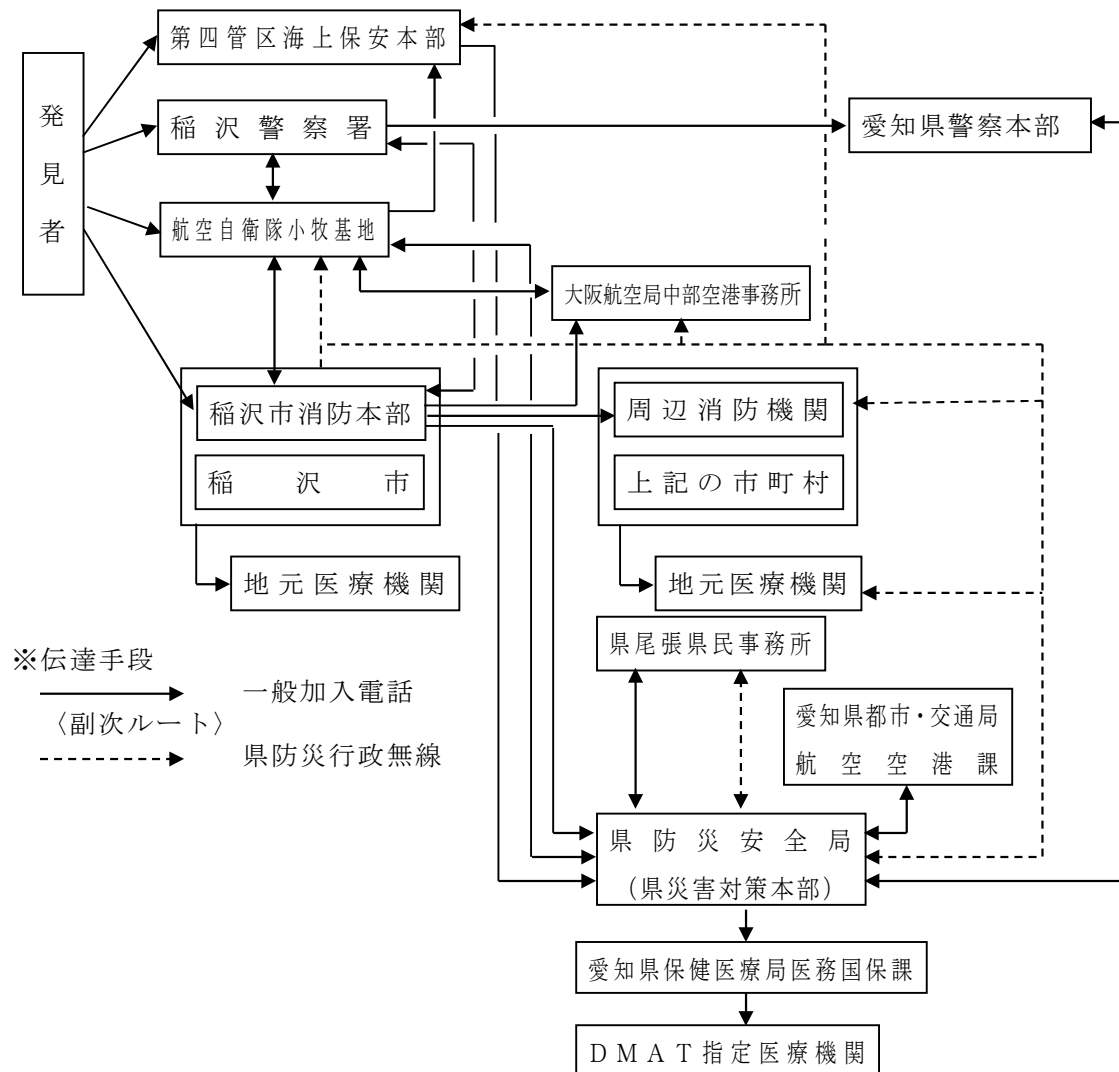
(7) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請

被災者の救助及び消防活動等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤等必要資機材の確保について応援を要請する。

また、必要があると認める時は、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請するとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。

参 考	1 愛知県内広域消防相互応援協定（県内自治体等）	別冊 21 (1) (別冊 P112)
	2 愛知県消防広域応援基本計画	参考編 16 (P328)

(2) 自衛隊機の場合



第15章 鉄道災害対策

基本方針

- 鉄軌道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害(以下「大規模鉄道災害」という。)に対する救助・救急活動等の応急措置を迅速に実施するものとする。

1 鉄道事業者における措置

- (1) 県、中部運輸局又は国土交通省への連絡
大規模鉄道災害が発生した場合は、被害規模の把握等迅速な情報の収集に努め、速やかに県、警察、市、中部運輸局又は国土交通省に連絡する。
- (2) 関係列車の非常停止等及び乗客の避難
大規模鉄道災害が発生した場合は、災害の拡大の防止のため、速やかに関係列車の非常停止及び避難の手配、乗客の避難等の必要な措置を講じる。
- (3) 救助・救急活動及び消防活動
大規模鉄道災害が発生した直後における負傷者の救助・緊急活動、初期消防活動を行うよう努めるとともに、救助・救急活動及び消防活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努める。
- (4) 代替交通手段の確保
大規模鉄道災害が発生した場合は、他の路線への振替え運送、バス代行運送等代替交通手段の確保に努める。
- (5) 鉄道施設の応急措置
鉄道施設の応急措置については、第7章「交通の確保・緊急輸送対策」により実施する。
- (6) 他の鉄道事業者への応援要請
応急工事の実施が困難な場合、他の鉄道事業者へ要員、資機材の確保の応援を要請する。

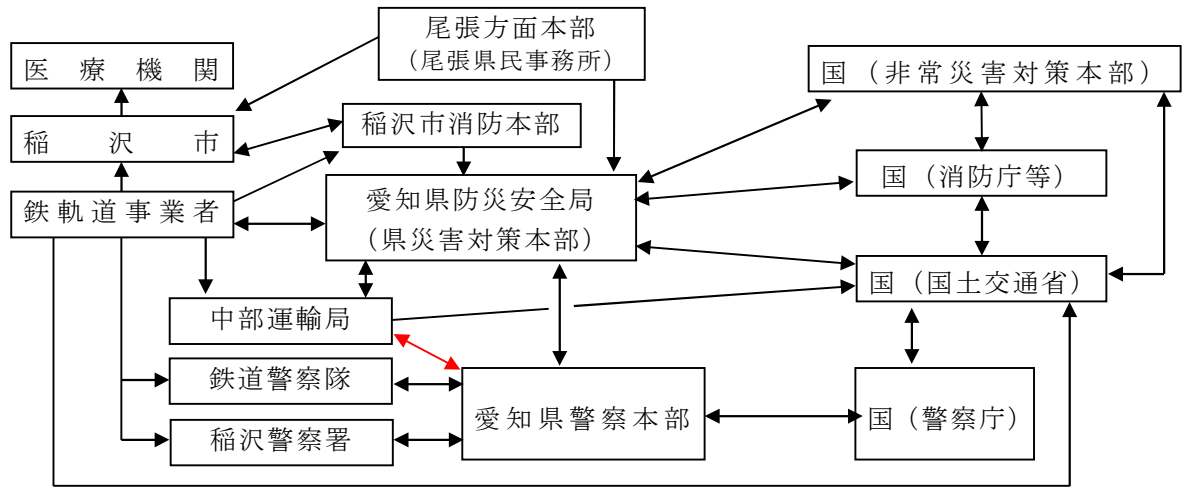
2 市における措置

- (1) 県への連絡
鉄軌道事業者から大規模鉄道災害の連絡を受けたとき、又は自ら発見した時は県に連絡する。
- (2) 警戒区域の設定及び一般住民等の立入制限、退去等の命令
必要に応じ警戒区域を設定して、一般住民等の立入制限・退去等を命令する。
また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。
- (3) 救助・救急活動及び消防活動
必要に応じ関係防災機関、関係公共団体の協力を得て、救助、救急活動及び消防活動を実施する。
- (4) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等
負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣して、応急

- 処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。
- また、必要に応じ救護所、避難所及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。
- なお、死者が発生した場合の遺体の収容、搜索、処理活動等は、本編第12章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。
- (5) 食料・飲料水等の提供及び資機材の確保
- 必要に応じ被災者等へ食料、飲料水等を提供するとともに、応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。
- (6) 他の市町村に対する応援要請
- 災害の規模が大きく、市で対処できない場合は、相互応援協定に基づき、他の市町村に応援を要請する。
- なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。
- (7) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等
- 被災者の救助及び消防活動等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤等必要資機材の確保について応援を要請する。
- また、必要があると認める時は、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請するとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。

3 情報の伝達系統

大規模鉄道災害が発生した場合の情報収集、伝達系統は、次のとおりとする。



4 応援協力関係

- (1) 鉄道事業者は、応急工事、救助活動等の実施が困難な場合、県へ要員の確保の応援を要請し、又は県を通じて自衛隊に対し応急工事の応援を要請する。
- (2) 救助及び消防活動等の応援要請を受けた機関は、積極的に協力する。

参 考	1 鉄道災害時における安全対策に関する覚書 (愛知県消防長会の消防機関と鉄道事業者)	別冊 22 (1) (別冊 P152)
	2 鉄道災害時における安全対策に関する覚書 (愛知県消防長会の消防機関と鉄道事業者等 (上記 1 とは異なる事業者))	別冊 22 (2) (別冊 P155)

第16章 道路災害対策

基本方針

- 橋梁等の道路建造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害(以下「大規模道路災害」という。)に対する救助・救急活動等の応急措置を迅速に実施するものとする。

なお、タンクローリーの転倒等による事故災害については、第18章「危険物・毒物劇物等化学薬品類及び高圧ガス災害対策」による。

道路災害対策

1 道路管理者（中部地方整備局、県（建設局）、市、中日本高速道路株式会社、愛知県道路公社、名古屋高速道路公社）における措置

- (1) 道路パトロールカーによる巡視並びに国土交通省及び愛知県への連絡
大規模道路災害が発生した場合は、道路パトロールカーによる巡視等を実施し、被害規模の把握等迅速な情報の収集に努め、国土交通省及び愛知県に連絡する。
- (2) 交通規制
大規模道路災害が発生した場合は、通行の禁止・制限又はう回路の設定、代替路線の指定等の交通規制を実施する（第7章「交通の確保・緊急輸送対策」参照）。
- (3) 初期の救助及び消防活動への協力
県、市町村等の要請を受け、初期の救助及び消防活動に協力する。
- (4) 危険物の防除活動及び避難誘導活動
危険物の流出が認められたときには関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、二次災害の防止に努める。
- (5) 他の道路管理者への応援要請
応急工事の実施が困難な場合、他の道路管理者へ要員、資機材の確保の応援を要請する。

2 市における措置

- (1) 情報収集及び県、国土交通省等関係機関への連絡
大規模道路災害が発生した場合は、道路パトロールカーによる巡視等を実施し、被害規模の把握等迅速な情報の収集に努め、県、国土交通省等関係機関に連絡する。
- (2) 警戒区域の設定及び一般住民等の立入制限、退去等の命令
必要に応じ警戒区域を設定して、一般住民等の立入制限・退去等を命令する。
また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。
- (3) 救助・救急活動及び消防活動
必要に応じ関係防災機関、関係公共団体の協力を得て、救助、救急活動及び消防活動を実施する。
- (4) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等
負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣して、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。

また、必要に応じ救護所、避難所及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。

なお、死者が発生した場合の遺体の収容、搜索、処理活動等は、本編第12章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。

(5) 食料・飲料水等の提供及び資機材の確保

必要に応じ被災者等へ食料、飲料水等を提供するとともに、応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。

(6) 他の市町村に対する応援要請

災害の規模が大きく、市で対処できない場合は、相互応援協定に基づき、他の市町村に応援を要請する。

なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。

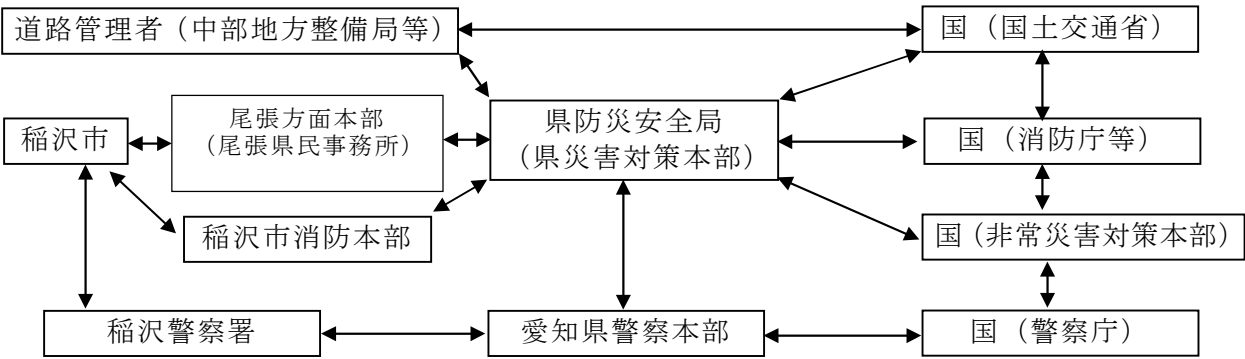
(7) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等

被災者の救助及び消防活動等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤等必要資機材の確保について応援を要請する。

また、必要があると認める時は、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請するとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。

3 情報の伝達系統

大規模道路災害が発生した場合における情報の収集・伝達系統は次のとおりである。



4 応援協力関係

- (1) 市は、応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保の応援を要請し、又は県を通じて自衛隊に対し応急工事の応援を要請する。
- (2) 救助及び消防活動等の応援要請を受けた機関は、積極的に協力する。

参 考	1 愛知県内広域消防相互応援協定（県内自治体等）	別冊 21（1）（別冊 P112）
	2 愛知県消防広域応援基本計画	参考編 16 （P328）

第17章 放射性物質及び原子力災害応急対策

基本方針

- 放射性物質に関し、放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合は、地域住民等を放射線から守るため、第一次的責任者である事業者のほか、防災関係機関も放射性物質災害応急対策を実施する。
- 地震、風水害等の大規模災害に伴い放射性物質災害が発生した場合は、停電等により情報収集・連絡活動、モニタリング、屋内退避・避難誘導等の防護活動等に支障が出る可能性があることから、市地域防災計画の地震災害対策計画又は風水害等災害対策計画も踏まえて対処するものとする。

第1節 放射性物質災害発生時の応急対策

1 市における措置

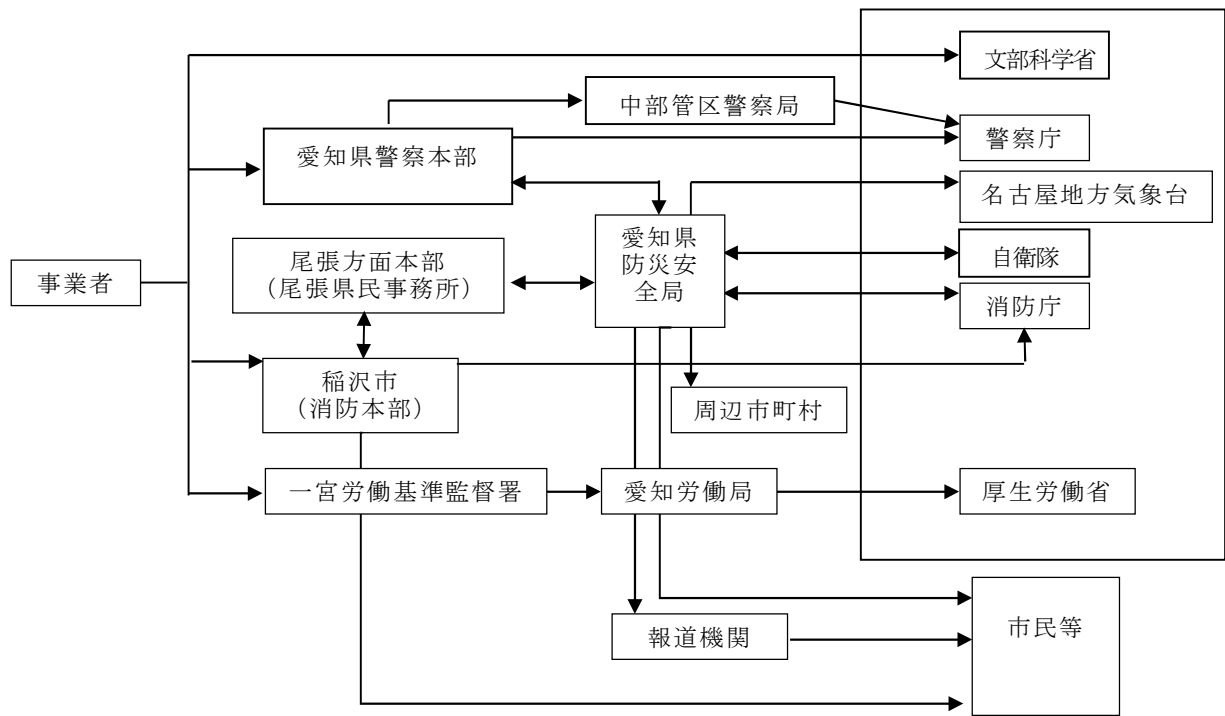
- (1) 事故等の発生に係る県への通報
事業者から事故等の発生の通報を受けた場合、県へ事故等の発生について、直ちに通報する。
- (2) 警戒区域の設定及び一般住民等の立入制限、退去等の措置
市は、事業者に対して、災害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があるときは、警戒区域を設定し、住民等の立入り制限、退去等の措置を実施するとともに、地域住民に対し広報活動を行うものとする。
- (3) 消防活動及び救急救助
市は、放射性物質に係る消防活動（消火・救助・救急）については、「原子力施設等における消防活動対策マニュアル」を例に実施するものとする。

2 放射線障害に対する医療体制

- (1) 放射線被ばく及び放射線汚染がない場合は、通常の診療体制で実施するものとする。
- (2) 放射線被ばく及び放射線汚染の可能性が認められるような場合は、放射線計測器、除染設備等を有する診療施設での対応が望ましいので、あらかじめ当該医療機関に協力依頼等の措置を講じるものとする。

3 情報の伝達系統

放射性物質災害が発生した場合における情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



第 2 節 特定事象発生時の応急対策

放射性物質の輸送中に原子力災害対策特別措置法第 10 条、同法施行令第 4 条、同法施行規則第 2 条及び第 8 条の規定に基づく放射線量の異常等の特定事象が発生したときは、上記対策に加えて次の対策をとるものとする。

1 市における措置

(1) 事故の概要等の確認及び県等への情報伝達

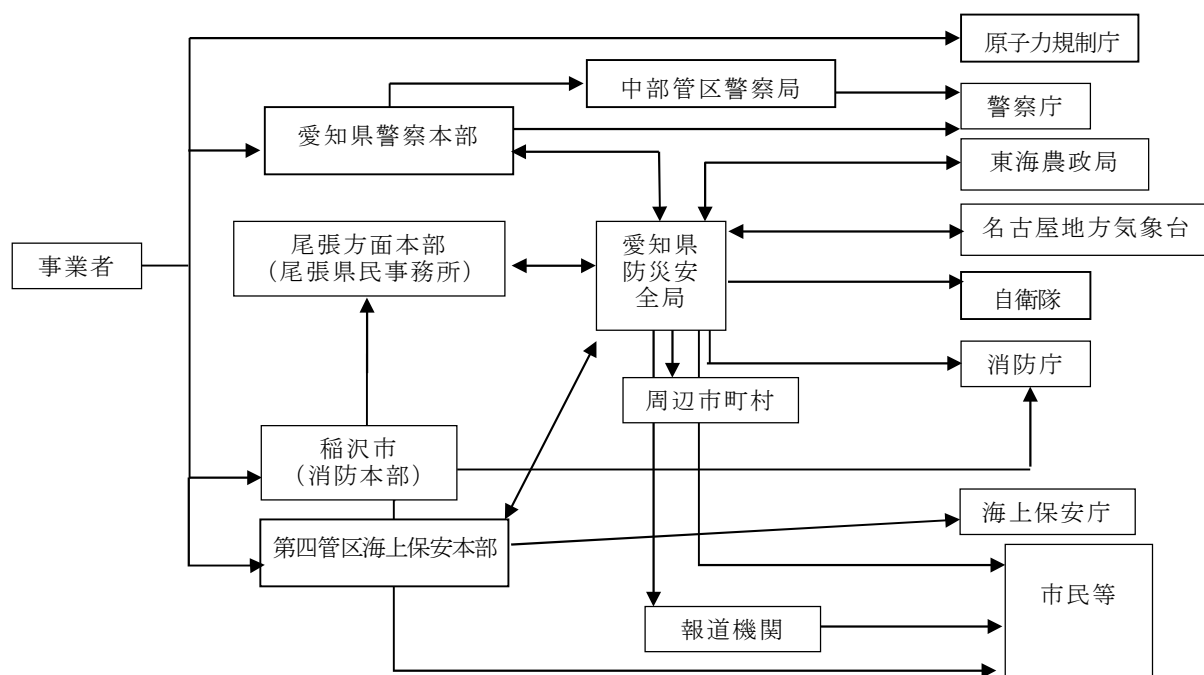
事業者等から、事故の概要、放射線、防除活動の状況、負傷者の有無等の確認を行い、県、稲沢警察署、消防庁等関係機関に情報伝達を行う。

(2) 専門家の派遣要請

特定事象発生 of 通報を受けた場合は、直ちに国に専門家の派遣を要請する。

2 情報の伝達系統

原子力災害対策特別措置法第 10 条に規定する災害が発生した場合における情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



第3節 緊急事態応急対策

放射性物質等の輸送中に災害が発生した場合の被害の範囲は、施設から概ね半径 10 km 程度が目安とされている、原子力発電所等の防災対策を重点的に実施すべき地域よりも相当狭くなるものと考えられる。

しかし、放射線等は人間の五感に感じられないという特性があることから、国が原子力緊急事態宣言を実施したときは、住民の二次災害防止を基本として、防災関係機関との連携をより緊密にしながら、上記対策に加え次の対策をとる。

1 市における措置

(1) 災害対策本部の設置

原子力緊急事態宣言があったときは、市災害対策本部を自動的に設置する。

(2) 住民に対する屋内退去、避難指示

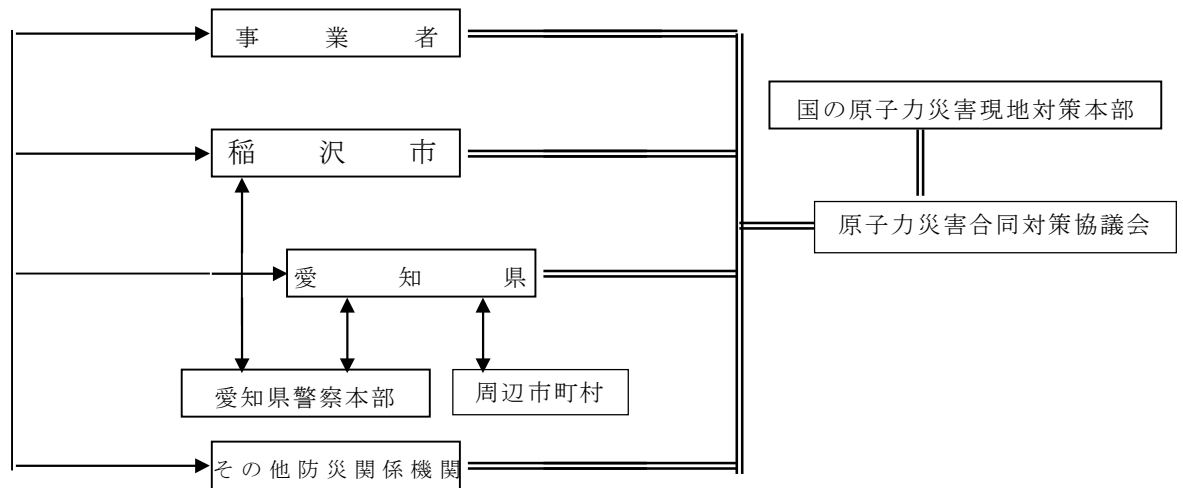
原子力緊急事態宣言に際して国が示した避難すべき地域の居住者等の屋内退避、避難指示を速やかに実施する。

(3) 原子力災害合同対策協議会への出席

国の設置する原子力災害合同対策協議会に出席し、情報や対策の調整を行う。

2 情報の伝達系統

原子力災害対策特別措置法第 15 条に規定する原子力緊急事態宣言がなされた時以降における情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



資 料	1 放射性物質保有事業所	資料編 第 6-9 (P160)

第18章 危険物、毒物劇物等化学薬品類及び高圧ガス災害対策

基本方針

- 危険物等施設、高圧ガス製造施設及び火薬類施設等が火災等により危険な状態になり、又は爆発する等の災害が発生した場合は、地域住民に多大な危害を加えるおそれがあるので、これらの危害を防除するための応急的保安措置を実施するものとする。

第1節 危険物等施設

1 危険物等施設の所有者、管理者、占有者における措置

- (1) 危険物又は毒物劇物等化学薬品類の安全な場所への移動等の安全措置
施設が危険な状態になったときは、直ちに危険物又は毒物劇物等化学薬品類を安全な場所に移動し、あるいは注水冷却する等の安全措置を講じる。
- (2) 災害の発生に係る消防署等への通報
消防署及び市の指定した場所、警察署へ、災害の発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。
- (3) 自衛消防組織その他の要員による初期消火活動
自衛消防組織その他の要員により、初期消火活動を実施するとともに、必要に応じ、他の関係企業の応援を得て延焼防止活動を実施する。
なお、消火活動等を実施するにあたっては、河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行うものとする。
- (4) 消防機関の受入
消防機関の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して消防機関を誘導するとともに、爆発性、引火性、有毒性物品の所在、並びに品名、数量、施設の配置及び災害の態様を報告し、消防機関の指導に従い積極的に消火活動を実施する。

2 市における措置

- (1) 災害の発生に係る県への通報
県へ災害の発生について、直ちに通報する。
- (2) 危険物及び毒物劇物等化学薬品類の所有者等に対する危険物防止措置の指示
危険物及び毒物劇物等化学薬品類の所有者、管理者、占有者に対して、危害防止のための措置をとるように指示し、又は自らその措置を講ずる。
- (3) 警戒区域の設定及び一般住民等の立入制限、退去等の命令
必要があると認めるときは、警戒区域を設定して、一般住民の立入制限、退去等を命令する。
また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる
- (4) 消防隊の出動による救助及び消火活動
消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生企業の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じて、関係企業及び関係公共団体の協力を得て救助及び消火活動を実施する。
なお、消火活動等を実施するにあたっては、河川、農地等への危険物の流出被害防

止について、十分留意して行うものとする。

(5) 他市町村に対する応援要請

災害の規模が大きく、自己の消防力等では対処できない場合は、他の市町村に応援を要請する。

なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、応援要請を行う。

(6) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等

被災者の救助及び消防活動等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等必要資機材の確保等について応援を要求する。

また、必要があると認める時は、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請するとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。

3 応援協力体制

その他の防災関係機関及び関係企業等は、市又は県若しくは災害発生企業から応援の要請等を受けたときは、積極的に協力して消火活動等を実施する。

第2節 高圧ガス災害対策

1 高圧ガス施設等の所有者、管理者、占有者における措置

(1) ガスの安全な場所への移動等安全措施

製造施設が危険な状態となった場合は、直ちに作業を中止して、設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出して、充てん容器が危険な状態になったときは、直ちにこれを安全な場所に移し、又は水（土）中に埋める等の安全措施を講ずる。

(2) 災害の発生に係る所管消防署等への通報

消防署又は市長の指定する場所へ災害の発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の市民に避難するように警告する。

2 市における措置

第1節「危険物等施設」の場合に準じた措置を講ずる。

3 応援協力体制

その他の防災関係機関及び関係企業等は、市又は県若しくは災害発生企業から応援の要請等を受けたときは、積極的に協力して消火活動等を実施する。

第3節 火薬類災害対策

1 火薬庫又は火薬類の所有者、管理者、占有者における措置

(1) 火薬類の安全な場所への移動等安全措施

火薬類を安全地域に移す余裕のある場合には、これを移し、かつ見張人をつけ、移す余裕のない場合には水中に沈め、あるいは火薬庫の入り口を密閉して、防火等安全

な措置を講ずる。

(2) 災害の発生に係る所管消防署等への通報

消防署又は市長の指定する場所へ災害の発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の市民に避難するように警告する。

2 市における措置

(1) 災害の発生に係る県への通報

県へ災害の発生について、直ちに報告する。

(2) 火薬類の所有者等に対する危険物防止措置

火薬類の所有者、管理者、占有者に対して、危害防止のための措置をとるように指示し、又は自らその措置を講じて、必要があると認めるときは、警戒区域を設定して、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

(3) 消防隊の出動による救助及び消火活動

消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生企業の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係企業及び関係公共団体の協力を得て救助及び消火活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するにあたっては、河川、農地等への危険物の流出被害防止について、十分留意して行うものとする。

(4) 他市町村に対する応援要求

災害の規模が大きく、自己の消防力等では対処できない場合は、他の市町村に応援を要求する。

なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、応援要請を行う。

(5) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等

被災者の救助及び消防活動等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤等必要資機材の確保等について応援を要求する。

また、必要があると認める時は、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請するとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。

3 応援協力体制

その他の防災関係機関及び関係企業等は、市又は県若しくは災害発生企業から応援の要請等を受けたときは、積極的に協力して消火活動等を実施する。

資 料	1 消防施設・設備等	資料編 第 6-1 (P155)
	2 化学消火薬剤の備蓄状況	資料編 第 6-3 (P158)
	3 NBC 災害対応資機材保有状況	資料編 第 6-4 (P158)
	4 危険物大量保有事業所	資料編 第 6-5 (P158)

5	高圧ガス大量保有事業所（液化石油ガス事業所）	資料編 第 6-6（P159）
6	毒物・劇物大量保有事業所	資料編 第 6-7（P159）
7	煙火製造所	資料編 第 6-8（P160）

第19章 大規模な火事災害対策

基本方針

- 大規模な火事による多数の死傷者等の発生といった大規模な火災等（以下「大規模火事災害」という。）の被害拡大を防御し、被害の軽減を図るものとする。

1 市における措置

(1) 大規模火事災害に係る県への連絡

発見者等から大規模火事災害の連絡を受けたとき、又は自ら発見したときは、県に連絡する。

(2) 避難情報

地域住民等の避難の指示等については、本編第9章「避難者・要配慮者支援・帰宅困難者対策」の定めにより実施する。

(3) 警戒区域を設定及び一般住民に対する立入制限・退去等命令

必要に応じ、警戒区域を設定して、一般住民等の立入制限・退去等を命令する。

また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

(4) 消防ポンプ自動車等による消防活動

直ちに火災現場に出動し、消防ポンプ自動車等の消火用資機材を活用して、消防活動を実施する。

(5) 県及び他市町村への応援要請

市で対応できない場合は、県及び他の市町村に応援を求める。

なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、応援要請を行う。

(6) 救助・救援活動

必要に応じ、関係防災機関、関係公共団体の協力を得て、救助、救急活動を実施する。

(7) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等

負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣して、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。

また、必要に応じ救護所、避難所及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。

なお、死者が発生した場合の遺体の収容、搜索及び処理活動等は、本編第12章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。

(8) 食料・飲料水等の提供及び資機材の確保

必要に応じ被災者等へ食料、飲料水等を提供するとともに、応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。

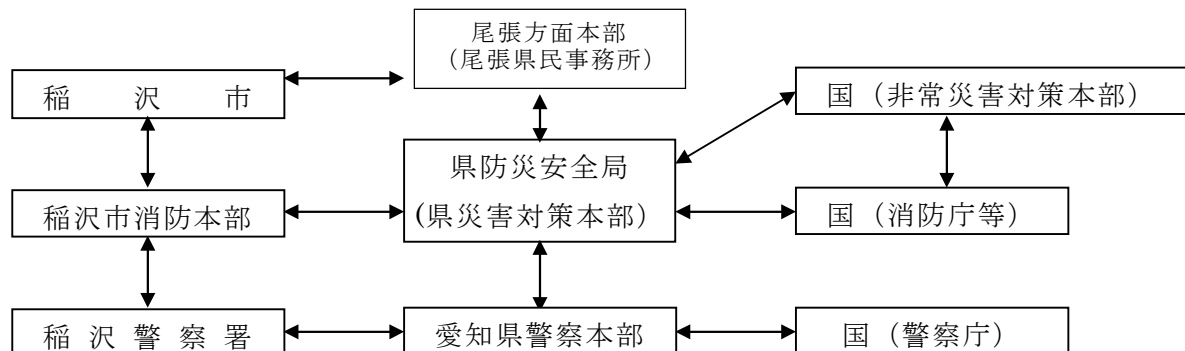
(9) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等

被災者の救助、救出及び消火活動等に際し、必要があると認めたときは、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤等必要資機材の確保について、応援を要請する。

参 考	1 愛知県内広域消防相互応援協定（県内自治体等）	別冊 21（1）（別冊 P112）
	2 愛知県消防広域応援基本計画	参考編 16 （P328）

2 情報の伝達系統

大規模な火事災害が発生した場合の情報収集、伝達系統は、下記のとおりとする。



3 応援協力体制

- (1) 市は、遠隔地から化学消火薬剤等緊急必要資機材を輸送するにあたって、必要があると認めるときは、愛知県警察本部へ先導等を依頼する。
- (2) 救助及び消防活動等の応援要請を受けた機関は、積極的に協力する。

第20章 住宅対策

基本方針

- あらかじめ登録された判定士を現地に派遣し、技術的な危険度判定をして、その危険性を周知することにより、二次災害を未然に防止して、市民の生命の保護を図るものとする。
- 災害により、自らの資力では住宅を確保することが困難な被災者のために、短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空き家を提供するものとする。
- 市は平常時から、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。また、災害時には適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。
- 家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保することが困難な被災者のため、応急仮設住宅の設置や被災住宅の応急修理、障害物の除去を実施して、住生活の安定に努めるものとする。
- 応急仮設住宅の設置については、民間賃貸住宅等の空き家・空室が存在する地域においては、民間賃貸住宅等の借上げによる方法を積極的に活用する。

第1節 被災宅地の応急危険度判定

市における措置

- (1) 被災宅地危険度判定実施本部の設置
被災宅地危険度判定を実施するにあたり、市災害対策本部の中に被災宅地危険度判定実施本部（以下「実施本部」という。）を設置する。
実施本部は、判定実施計画を作成し、必要に応じて県の支援本部へ支援要請を行う。
- (2) 被災宅地危険度判定活動の実施
実施本部は、判定士、資機材等の確保をして、被災宅地危険度判定活動を実施する。

第2節 被災住宅等の調査

市における措置

- 市は災害のため住家に被害が生じた場合、罹災証明書の交付、公共賃貸住宅等への入居、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理、障害物の除去及び被災者生活再建支援金の給付等に必要な次の調査を実施する。
- (1) 住家の被害状況
 - (2) 被災地における住民の動向
 - (3) 応急仮設住宅建設現地活動上の支障事項等
 - (4) その他住宅の応急対策実施上の必要事項

第3節 公共賃貸住宅等への一時入居

市、県、地方住宅供給公社及び都市再生機構における措置

市、県、地方住宅供給公社は、家屋に被害を受けた被災者の短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空き家を提供する。

また、都市再生機構は、県からの要請に応じて、提供可能な空家を選定・確保し、空家の提供に協力する。

(1) 提供する住宅の選定・確保

提供する住宅の選定にあたっては、地域の被災状況をできるだけ考慮して、利用可能な空き家を確保する。

(2) 相談窓口の開設

入居相談窓口は被災地域の状況により適宜開設する。

(3) 一時入居の終了

この被災者対策は、応急措置として被災者の一時的な居住場所を提供するものであるので、一定期間をもって終了とする。

なお、終了に際しては被災者個々の状況を考慮して適宜対応するものであること。

(4) 使用料等の軽減措置

被災者が被災による多額の経費負担を伴うことを考慮し、一時入居する住宅の使用料等については、できる限り軽減措置を図るものとする。

(5) 応援協力の要請

被災者数が多く、市内で用意した戸数では対応が難しい場合は、県を通じて他の市町村に被災者の受入れについて協力依頼を行い、必要な戸数の確保に努める。

参 考	1 災害時における民間賃貸住宅の情報提供に関する協定書（株式会社ブルーボックス） （株式会社ウィズコーポレーション） （株式会社ニッショー稲沢支店）（株式会社ミニミニ）	別冊 29（1）（別冊 P289） 別冊 29（2）（別冊 P290） 別冊 29（3）（別冊 P291） 別冊 29（4）（別冊 P292）
	2 災害時における宿泊施設等の提供に関する協定書（OYADO 和陽館・ビジネスホテルワコー） （プリンセスコートホテル）	別冊 30（1）（別冊 P293） 別冊 30（2）（別冊 P295）

第4節 応急仮設住宅の設置及び管理運営

1 県（建築局）及び市における措置

県は、災害救助法に基づき、家屋に被害を受けた被災者の一時的な居住の安定を図るため、応急仮設住宅を設置する。

応急仮設住宅の設置は、建設又は賃貸住宅の借り上げによるものとし、災害の特性等に応じて供与方法を選択する。

(1) 応援協力の要請

市は、住宅の被災状況等から応急仮設住宅の設置が必要な場合は、県に対して、設置を要請する。

県は、応急仮設住宅の設置にあたっては、協定締結団体に協力を要請する。

(2) 建設用地の確保

ア 市は、応急仮設住宅の建設用地を、災害時の状況により、原則として市が予定した建設用地の中から、①公有地、②国有地、③企業等の民有地の順に選定し、報告する。

なお、企業等の民有地については、公租公課等の免除を前提とし、原則として無償

で提供を受けられる土地とする。また、二次災害に充分配慮する。

(3) 応急仮設住宅の建設

県は、応急仮設住宅を次のとおり建設する。

ア 建物の規模及び費用

(ア) 一戸当たりの建物面積及び費用は、災害救助法施行細則（昭和 40 年愛知県規則第 60 号）に定める基準とする。

ただし、世帯の構成人数、資材の調達状況等により、基準運用が困難な場合は、市町村ごとに基準内において調整し、その規模及び費用の追加ができるものとする。

(イ) 建設資材の県外調達により、限度額での施工が困難な場合は、内閣総理大臣の承認を受けて当該輸送費を別枠とする。

イ 建設の時期

災害が発生した日から原則として 20 日以内に着工するものとする。

ただし、大災害等の事由により期間内に着工できない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて、必要最小限度の期間を延長するものとする。

ウ 建設方法

所定の基準により直接建設業者に依頼し、原則としてリース又は買取りにより設置する。

ただし、状況に応じて知事の事務の一部を行うこととされた市町村長が当該事務を行うことができる。

(4) 賃貸住宅の借上げ

県は、「災害時における民間賃貸住宅の活用についての手引」（平成 24 年 12 月国土交通省・厚生労働省）を参考に賃貸住宅の借上げを行う。

(5) 被災者の入居及び管理運営

市は、応急仮設住宅への入居対象者の選定とその管理運営を次のとおり行う。

ア 入居対象者

風水害により被災し、原則として次のいずれにも該当する者とする。

(ア) 住家が全壊、全焼又は流失した者であること。

(イ) 居住する住家がない者であること。

(ウ) 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができないものであること。

イ 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、県が行う救助の補助として当該市町村に委託し、当該市町村がこれを行う。

なお、入居者の選定にあたっては要配慮者に十分配慮する。

ウ 管理運営

(ア) 応急仮設住宅の管理運営については、県が行う救助の補助として当該市町村に委託し、当該市町村がこれを行う。

(イ) 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心の

ケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入に配慮するものとする。

エ 供与の期間

入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から2年以内とする。なお、供用期間終了後は、県が譲渡又は解体撤去の処分を速やかに行う。

2 整備書類

(1) 応急仮設住宅の設置、入居させた場合

- ア 救助実施記録日計票（様式 68）
- イ 救助日報（様式 69）
- ウ 応急仮設住宅入居申請書（様式 36）
- エ 応急仮設住宅台帳（様式 37）
- オ 応急仮設住宅入居予定者名簿（様式 38）
- カ 応急仮設住宅入居者選定調書（様式 39）
- キ 決定通知書（応急仮設住宅入居用）（様式 40）
- ク 応急仮設住宅用敷地賃貸借契約書及び使用貸借契約書
- ケ 誓約書（応急仮設住宅入居用）（様式 41）
- コ 建築のための原材料購入契約書、工事契約書その他設計書、仕様書等
- サ 建築のための工事代金等支払証拠書類

様 式	1 救助実施記録日計票	様式編 様式 68 (P72)
	2 救助日報	様式編 様式 69 (P74)
	3 応急仮設住宅入居申請書	様式編 様式 36 (P40)
	4 応急仮設住宅台帳	様式編 様式 37 (P41)
	5 応急仮設住宅入居予定者名簿	様式編 様式 38 (P42)
	6 応急仮設住宅入居者選定調書	様式編 様式 39 (P43)
	7 決定通知書（応急仮設住宅入居用）	様式編 様式 40 (P44)
	8 誓約書（応急仮設住宅入居用）	様式編 様式 41 (P45)

(2) 住宅の応急修理の実施をした場合

- ア 救助実施記録日計票（様式 68）
- イ 救助日報（様式 69）
- ウ 物資受払状況（様式 45）
- エ 住宅応急修理申請書（様式 56）
- オ 住宅応急修理申請者名簿（様式 57）
- カ 住宅応急修理対象者選定調書（様式 58）
- キ 決定通知書（住宅応急修理用）（様式 59）
- ク 住宅応急修理記録簿（様式 60）
- ケ 住宅応急修理のための契約書、仕様書、設計書等

コ 住宅の応急修理関係支払証拠書類

様式	1	救助実施記録日計票	様式編	様式 68 (P72)
	2	救助日報	様式編	様式 69 (P74)
	3	物資受払状況	様式編	様式 45 (P49)
	4	住宅応急修理申請書	様式編	様式 56 (P60)
	5	住宅応急修理申請者名簿	様式編	様式 57 (P61)
	6	住宅応急修理対象者選定調書	様式編	様式 58 (P62)
	7	決定通知書(住宅応急修理用)	様式編	様式 59 (P63)
	8	住宅応急修理記録簿	様式編	様式 60 (P64)

(3) 障害物の除去を実施した場合

- ア 救助実施記録日計票(様式 68)
- イ 救助日報(様式 69)
- ウ 物資受払状況(様式 45)
- エ 障害物除去の状況(様式 66)
- オ 障害物除去支払関係証拠書類

様式	1	救助実施記録日計票	様式編	様式 68 (P72)
	2	救助日報	様式編	様式 69 (P74)
	3	物資受払状況	様式編	様式 45 (P49)
	4	障害物除去の状況	様式編	様式 66 (P70)

3 災害救助法の適用

- (1) 災害救助法が適用された場合に県が行う救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。
- (2) 災害救助法が適用されない場合の応急仮設住宅の設置及び管理運営は、市が行う。

第5節 住宅の応急修理

1 市における措置

住宅の応急修理に係る申請の受付、修理業者の指定と斡旋等の業務、請求書のとりまとめ並びに県への各種情報提供等を行う。

2 災害救助法の適用

- (1) 災害救助法が適用された場合、市における措置は県が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。
なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。
- (2) 災害救助法が適用されない場合の住宅の応急修理は、市が行う。

第6節 障害物の除去

1 市における措置

- (1) 障害物の除去の実施

被災住宅の障害物の除去は、日常生活に欠くことができない部分等に 運び込まれた土石、竹木等の除去を行うものとする。

ア 障害物除去の対象住家

土石、竹木等が居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分又は玄関等に運び込まれているため、居住者が現実に当面の日常生活を営むことができない状態にある住家とする。

イ 除去の範囲

居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

ウ 除去の費用

障害物の除去に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

エ 除去の期間

災害が発生してから 10 日以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に除去ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。

オ 除去の方法

障害物の除去は、直接又は建築業者、土木業者に請負わせて実施する。

カ 給付対象者の範囲

住宅に土石、竹木等が運び込まれる被害を受けた者で、自らの資力では障害物の除去を行うことができない者とする。

(2) 他市町村又は県に対する応援要求

市は、自ら障害物の除去をすることが困難な場合は、他市町村又は県へ障害物の除去の実施又はこれに要する要員及び建築資機材につき応援を要求する。

2 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、市における措置は県が実施機関となるが、当該事務は市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

参 考	1 災害救助法施行細則	参考編 8 (P270)

第21章 学校における対策

基本方針

- 災害が発生するおそれのある場合は、関係機関との連絡を密にするとともに、ラジオ、テレビ等の放送に留意して、災害に関する情報の把握に努めるものとする。
- 災害のため児童生徒に対して、平常の学校教育を実施することが困難となった場合には、教育施設及び教職員の確保については、県、市教員委員会等が、教科書、学用品等の給与については、市長が応急措置を講じて、応急教育を実施するものとする。

第1節 気象警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置

市における措置

(1) 気象情報等の把握・伝達

学校に対して特定の対策等を伝達する必要がある場合は、次の区分により行う。

また、学校等にあつては、家庭（保護者）への連絡方法をあらかじめ定めておく。

ア 市立学校

災害に関する情報は、同編第3章「情報の収集・伝達・広報」に基づき市に伝達されるので、市教育委員会が、各学校等に対して伝達する。

イ 私立学校

各学校長は、関係機関と連絡を密にして、災害予防の適正を期する。

(2) 臨時休業等の措置

授業を継続実施することにより、児童生徒等の安全の確保が困難であると思われる場合には、次により臨時休業等の措置をとる。

ア 市立学校

災害の発生が予想される場合は、教育委員会又は各学校長等が行う。

ただし、各学校長が決定し行う場合は、市教育委員会と協議して、市教育委員会があらかじめ定めた基準による。

イ 私立学校

学校の置かれている地域の気象・水象に留意して、各学校が定めた基準により、各学校長が行う。

(3) 避難等

学校等において災害が発生し、又は発生するおそれのある場合には、事態に即応して、各学校等であらかじめ定めた計画により避難する。

市から、避難所の開設の要請を受けた学校等にあつては、市と緊密な連絡をとるとともに、これに積極的に協力する。

第2節 教育施設及び教職員の確保

1 市及び私立学校設置者（管理者）における措置

(1) 応急な教育施設の確保及び応急な教育の実施

ア 校舎等の被害が軽微な場合

速やかに応急修理を行い、授業等を実施する。

イ 被害が相当に大きいが校舎等の一部の使用可能な場合

使用可能な校舎において安全を確保して、授業等を実施する。

なお、一斉に授業が実施できない場合は、二部授業又は地域の公共施設利用による分散授業を実施するなどの措置を講じる。

ウ 校舎等が被災により全面的に使用困難な場合

市内の公共施設あるいは近隣の学校の校舎等を借用して、授業等を実施する。

エ 特定地域内の教育施設の確保が困難な場合

他地域の公共施設あるいは校舎等を借用して、授業等を実施する。

オ 校舎等が集団避難施設となる場合

授業実施のための校舎等の確保は、イからエの場合に準ずる。

また、校舎等での避難生活が長期にわたる場合は、応急教育活動と避難活動との調整について市と協議を行い、授業の早期再開を図る。

なお、利用できる施設の確保が困難な場合は、応急に設置された仮校舎で授業等を実施する。

(2) 教職員の確保

校舎が全面的な被害を受け、復旧に長期間を要するため、児童生徒等を集団的に避難させた場合は、原則として当該校の教職員がそれに付添って行くものとするが、教職員の人的被害が大きく、応急教育の実施に支障があるときは、他の教育機関の了承を得て他校の教職員の援助を求める等、必要教職員の確保に万全を期する。

2 市（教育委員会）における措置

自ら学校教育の実施が困難な場合、他教育委員会又は県教育委員会へ教育施設及び教職員の確保につき応援を要求する。

第3節 応急な教育活動についての広報

市及び私立学校設置者（管理者）における措置

応急な教育活動の開始にあたっては、開始時期、方法等について児童生徒、保護者等へ周知を図る。

第4節 教科書・学用品等の給与

1 市における措置

(1) 児童・生徒に対する教科書・学用品等の給与

市は、災害により教科書・学用品等を損失又はき損し、就学上支障を来した市立学校の児童・生徒に対して、教科書・学用品等を給与する。

ただし、教科書については、給与するために必要な冊数等を「事故発生等の報告について（平成22年3月26日付け21教総第947号教育長通知）」様式6により、速やかに（7日以内）に県教育委員会に報告する。

(2) 他市町村又は県に対する応援要請

自ら教科書・学用品等の給与の実施が困難な場合、他市町村又は県へ教科書・学用品等の給与の実施調達につき、応援を求める。

(3) 整備書類

学用品の給与を実施した場合、整理保存すべき書類は、次のとおりとする。

- ア 救助実施記録日計票（様式 68）
- イ 救助日報（様式 69）
- ウ 物資受払状況（様式 45）
- エ 学用品購入（配分）計画表（様式 61）
- オ 学用品の給与状況（様式 62）
- カ 学用品購入関係支払証拠書類

様 式	1 救助実施記録日計票	様式編 様式 68 (P72)
	2 救助日報	様式編 様式 69 (P74)
	3 物資受払状況	様式編 様式 45 (P49)
	4 学用品購入（配分）計画表	様式編 様式 61 (P65)
	5 学用品の給与状況	様式編 様式 62 (P66)

2 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、市における措置は県が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

また、県は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

参 考	1 災害救助法施行細則	参考編 8 (P270)

第４編 災害復旧・復興

第１章 復興体制

基本方針

- 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興を図るため、復興体制を整備する。
- 大規模災害により被災した地域の再建を可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、計画的に復興を進める。
- 市は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国や県、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣等の協力を求める。
- 被災地の復旧・復興に当たっては、復旧・復興のあらゆる場・組織に、障害者や高齢者、女性等の参画を促進する。

第１節 復興計画等の策定

市における措置

市復興計画の策定

特定大規模災害（災害対策基本法第 28 条の 2 第 1 項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害）によって土地利用の状況が相当程度変化した地域や多数の住民が避難等を余儀なくされた地域など、「大規模災害から復興に関する法律（平成 25 年法律第 55 号。以下「復興法」という。）」に定める要件に該当する地域をその区域とする市は、国の復興基本方針及び県復興方針に則して、市復興計画を策定し、これを着実に実施することにより、被災地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

第２節 職員の派遣要請

市における措置

(1) 国の職員の派遣要請（復興法第 53 条）

市長は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

(2) 他の普通地方公共団体の職員の派遣要請（地方自治法第 252 条の 17）

市長は、市の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の普通地方公共団体の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

(3) 職員派遣のあっせん要求（復興法第 54 条）

市長は、知事に対し復興法第 53 条の規定による指定地方行政機関の職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

また、市長は、知事に対し地方自治法第 252 条の 17 の規定による他の普通地方公共団体職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

第 2 章 公共施設等災害復旧対策

基本方針

- 公共施設等の復旧にあたっては、原形復旧を基本とするが、再度の災害防止等の観点から必要な場合は、改良復旧や関連事業を取り入れて実施するものとする。
- 大規模な災害が発生した場合において、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受ける場合の手続き及び指定を受けた場合の手続き等を行なうものとする。
- 暴力団等による復旧・復興事業への参入・介入等を防止するため、県警察と関係機関が連携して暴力団排除活動に努めるものとする。

第 1 節 公共施設災害復旧事業

1 各施設管理者における措置

各施設管理者は、災害の原因を詳細に調査して適切な復旧計画を策定し、被害の程度や経済的、社会的影響を踏まえて、緊急度の高いものから速やかに復旧事業を実施する。

2 災害復旧事業の種類

- (1) 公共土木施設災害復旧事業
 - ア 河川災害復旧事業
 - イ 道路災害復旧事業
 - ウ 下水道災害復旧事業
 - エ 公園災害復旧事業
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業
- (3) 都市災害復旧事業
- (4) 水道災害復旧事業
- (5) 住宅災害復旧事業
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業
- (7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業
- (8) 学校教育施設災害復旧事業
- (9) 社会教育施設災害復旧事業
- (10) その他の災害復旧事業

3 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査の結果等に基づいて決定されるものであるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業並びに激甚法に基づき援助される事業は、次のとおりである。

- (1) 法律
 - ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和 26 年法律第 97 号)
 - イ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法(昭和 28 年法律第 247 号)
 - ウ 公営住宅法(昭和 26 年法律第 193 号)

- エ 土地区画整理法(昭和 29 年法律第 119 号)
- オ 感染症法(平成 10 年法律第 114 号)
- カ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)
- キ 予防接種法(昭和 23 年法律第 68 号)
- ク 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和 25 年法律第 169 号)
- ケ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置法(昭和 30 年法律第 136 号)

(2) 要綱等

- ア 公立諸学校建物その他災害復旧費に対し、公立諸学校建物其他災害復旧費補助金交付要綱に基づき予算の範囲内で事業費の 2/3 又は 4/5 を国庫補助する。
- イ 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき予算の範囲内で事業費の 3 分の 2 又は 2 分の 1 を国庫補助する。
- ウ 水道施設の災害復旧費に対し、予算の範囲内で、災害復旧事業費の 2 分の 1 を国庫補助する。

4 重要物流道路（代替・補完路を含む）の指定に伴う災害復旧事業の代行

重要物流道路（代替・補完路を含む。）に指定された道路で、災害復旧に関する工事に高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるものについては、県又は市からの要請により国が代行して実施することができる。

第２節 激甚災害の指定

１ 市における措置

- (1) 激甚災害の指定に係る県調査等への協力
県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について、協力する。
- (2) 指定後の関係調書等の提出
激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成して、県関係各局に提出する。

２ 激甚災害に係る財政援助措置

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
 - ア 公共土木施設災害復旧事業
 - イ 公共土木施設災害関連事業
 - ウ 公立学校施設災害復旧事業
 - エ 公営住宅等災害復旧事業
 - オ 生活保護施設災害復旧事業
 - カ 児童福祉施設災害復旧事業
 - キ 老人福祉施設災害復旧事業
 - ク 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業

- ケ 障害者支援施設等災害復旧事業
- コ 婦人保護施設災害復旧事業
- サ 感染症指定医療機関災害復旧事業
- シ 感染症予防事業
- ス 堆積土砂排除事業(公共的施設区域内)(公共的施設区域外)
- セ 湛水排除事業
- (2) 農林水産業に関する特別の助成
 - ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
 - イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
 - ウ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
 - エ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- (3) 中小企業に関する特別の助成
 - ア 中小企業信用保険法(昭和 25 年法律第 264 号)による災害関係保証の特例
 - イ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例
 - ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (4) その他の財政援助及び助成
 - ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
 - イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
 - ウ 市が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
 - エ 母子及び父子並びに寡婦福祉法に関する国の貸付けの特例
 - オ 水防資材費の補助の特例
 - カ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
 - キ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
 - ク 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第3節 暴力団等への対策

県警察における措置

- (1) 暴力団等の動向把握

災害発生時には、暴力団等が復旧・復興事業に介入するなどの資金獲得活動を展開することが予想されるため、暴力団等の動向把握を徹底する。
- (2) 暴力団等の取締り、復旧・復興事業からの暴力団排除

暴力団等による不法行為の取締りを徹底するとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等との連携を強化し、暴力団等による復旧・復興事業への参入・介入を防止するための取組を推進するなど、暴力団排除活動を徹底する。
- (3) 暴力団排除に関する広報活動等

暴力団等による復旧・復興事業への介入状況等に関する広報を積極的に行うとともに、暴力団員の不当要求行為等に関する情報提供、相談に対して的確な対応を行う。

第３章 災害廃棄物処理対策

基本方針

- 市は、被災状況に即した災害廃棄物の処理を迅速に実施する。

災害廃棄物処理計画

市における措置

(1) 災害廃棄物処理実行計画の策定

市は、被災状況を調査し、発生した災害廃棄物の種類、性状等を勘案し、その発生量を推計した上で、災害廃棄物処理実行計画を策定する。

(2) 災害廃棄物の迅速かつ適正な処理

ア 市は、災害廃棄物の処理を迅速かつ適正に実施するため、収集運搬機材、十分な大きさの仮置場、中間処理施設及び最終処分場を確保するとともに、県及び周辺市町村と密接な連絡の下に処理体制を確立し、災害廃棄物の計画的な収集・運搬、処分を行う。

イ 倒壊家屋等災害廃棄物処理に当たっては、作業現場においてできる限り分別を実施し、仮置場及びリサイクル施設への分別搬入を行い、仮置場等でも選別を行うことにより、可能な限り再生利用と減量化を図りつつ、適正な処理を行う。また、フロン使用機器の廃棄処理にあたっては、適切なフロン回収を行う。

ウ 環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。

エ ボランティア、ＮＰＯ等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、ＮＰＯ等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

(3) し尿・ごみの収集・運搬、処分

し尿・ごみの収集・運搬は、被災地の状況を考慮し、避難所や緊急を要する地域から実施する。収集・運搬したし尿は、し尿処理施設等に投入し処分する。また、収集・運搬したごみは、焼却処分を原則とするが、不燃性又は焼却できないものについては、できる限り分別、資源化を行い、破碎処理や埋立処分等を行う。なお、これらの収集・運搬、処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に定める基準に従って行う。

(4) 有害な廃棄物等の処理

アスベスト等有害な廃棄物による環境汚染の未然防止に努めるとともに、市民及び作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮する。

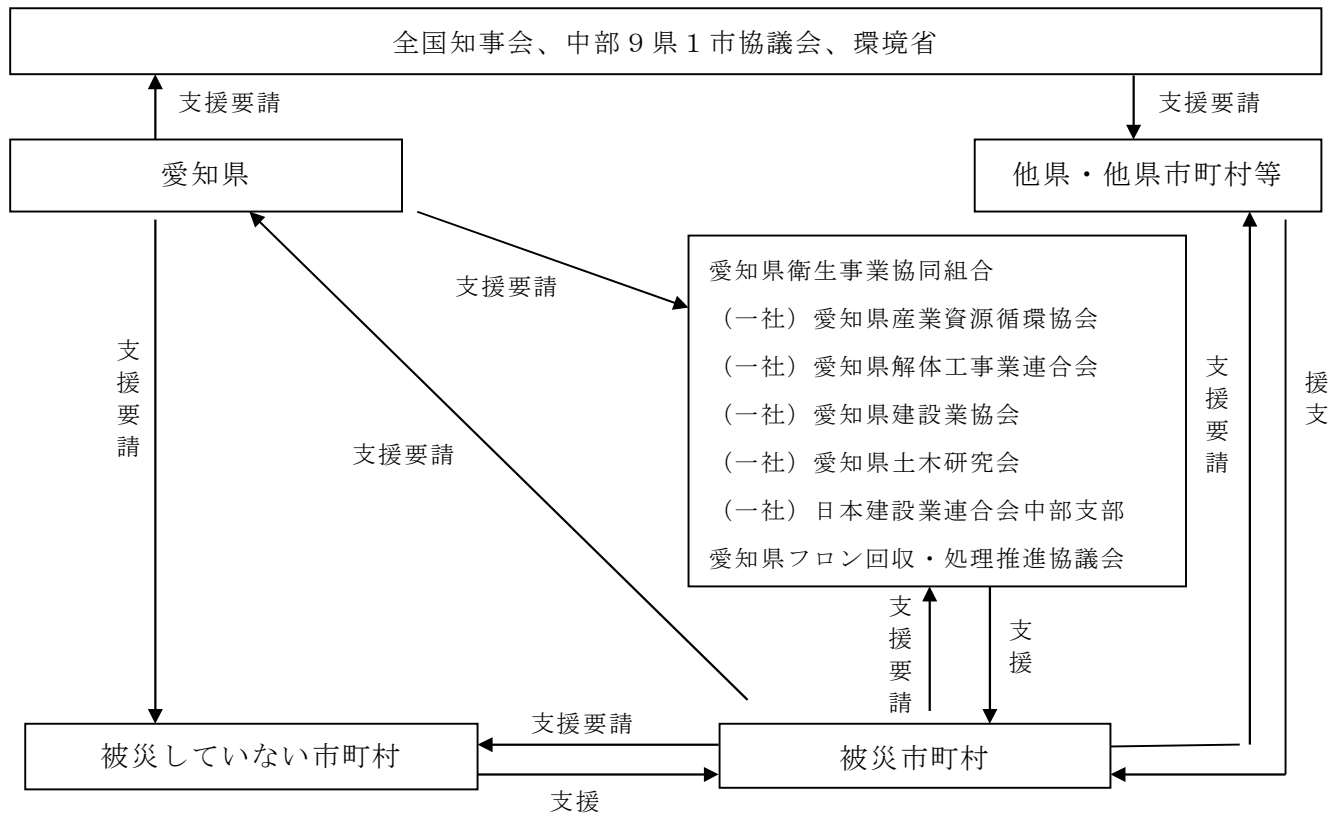
また、フロン使用機器の廃棄処理にあたっては、適切なフロン回収を行う。

(5) 周辺市町村及び県への応援要請

県及び市は、大規模災害が発生した場合に備えて、平成 26 年 1 月 1 日付けで「災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定」を締結している。

市は、自らによる処理が困難で応援等が必要な場合は、周辺市町村、一部事務組合、下水道管理者、県及び一般社団法人愛知県産業資源循環協会等に応援要請を行う。

災害時の支援体制



資 料 参 考	1 廃棄物処理施設	資料編 第 11-3 (P175)
	1 災害時における廃棄物の処理等に関する協定 (一般社団法人愛知県産業廃棄物協会)	別冊 19 (11) (別冊 P23)
	3 災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る 相互応援に関する協定 (県内自治体等)	別冊 26 (6) (別冊 P244)
	2 尾張部清掃工場連絡会議ごみ処理相互応援に 関する協定書 (周辺自治体等)	別冊 26 (8) (別冊 P250)

第４章 被災者等の再建等の支援

基本方針

- 被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。
- 被災者の住まいの確保については、自力での住宅再建（取得）を基本とし、再建（取得）への支援するとともに、住宅供給公社や民間等による住宅の供給を促進する。また、必要に応じて災害公営住宅を整備する。

第１節 罹災証明書の交付等

市における措置

(1) 罹災証明書の交付

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

(2) 被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

第２節 被災者への経済的支援等

１ 市における措置

(1) 被災者生活再建支援金の支給申請書の受付

市は、被災者生活再建支援金の支給申請書を受け付け、確認し、県へ送付する。

(2) 災害弔慰金等の支給

「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく次の措置を行う。

ア 災害弔慰金の支給

災害により死亡した者の遺族に対して、弔意のため死亡者が生計維持者の場合は５００万円以内、その他は２５０万円以内の災害弔慰金を支給する。（費用負担：国 2/4、県 1/4、市 1/4）

イ 災害障害見舞金の支給

精神又は身体に著しい障害を受けた者が生計維持者の場合は２５０万円以内、その他は１２５万円以内の災害障害見舞金を支給する。（費用負担：国 2/4、県 1/4、市 1/4）

ウ 災害援護資金の貸付

被災世帯の世帯主に対して生活の立て直しに資するために一世帯当たり３５０万円以内で被害の程度、種類に応じて災害援護資金の貸付を行う。（費用負担：国 2/3、

県 1/3)

(3) 市税等の減免等

市は、被災により経済面において従前の生活を回復できず、納税などの義務を一時に果たすことができない被災者に対し、稲沢市税条例（昭和 30 年稲沢市条例第 15 号）及び稲沢市国民健康保険税条例（昭和 35 年稲沢市条例第 3 号）の規定に基づき、市税等の期限の延長、徴収猶予及び減免等を行う。

また、稲沢市介護保険条例（平成 12 年 3 月 31 日稲沢市条例第 4 号）の規定に基づき、災害により被害を受けた介護保険料納付義務者に対して保険料の減免等を行う。

(4) 義援金の受付、支給等

ア 義援金品の募集

日本赤十字社愛知県支部、報道機関、各種団体等は、災害の状況により募集期間を定めて、市の赤十字奉仕団、新聞、ラジオ、テレビ又は街頭募金等により募集することがある。

イ 義援金品の受付

災害対策本部に義援金品の受付窓口を開設して、寄託される義援金品を受け付ける。

また、義援品を提供する場合は、被災地のニーズに応じた物資とするとともに、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努める。

ウ 義援金品の配分

(ア) 市は義援金について、支援関係団体で構成する配分委員会を組織し、義援金総額、被災状況等を考慮した配分基準を定めるとともに、報道機関等の協力を得て、適切かつ速やかに配分する。

(イ) 日本赤十字社愛知県支部に寄託された義援金は、速やかに配分委員会に送付される。

なお、配分委員会が設置されない場合は、支部と市等と協議の上配分される。

(ウ) 報道機関、各種団体等で募集した義援金品は被災者に配分される。又は、必要に応じて、市に寄託されて被災者に配分される。

2 県における措置

被災者生活再建支援金の支給

(1) 県は、被災者生活再建支援法に基づき、同法の適用となる自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、住宅の被害程度、再建方法に応じて定額の支援金を支給する。（費用負担：国 1/2、県 1/2）

(2) 県は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯のうち、被災者生活再建支援法による支援の対象とならない世帯の生活再建に資するため、市が当該世帯に被災者生活再建支援金を支給する事業に要する経費に対し、県費補助金を交付する。（費用負担：県 1/2、市 1/2）

3 日本赤十字社愛知県支部における措置

義援金の受付を行うと共に地方公共団体やその他関係団体で組織する義援金配分委員会に参加し、迅速・公正な配分に努める。なお、原則として義援物資の受付は行わず、企業から同一規格のものが相当量調達できる場合のみ、これを受け入れる。

4 県社会福祉協議会における措置

「生活福祉資金貸付制度要綱」により災害を受けた低所得世帯に対して、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営めるよう、一世帯当たり150万円を貸付上限額の目安として貸付を行う。（費用負担：国2/3、県1/3）

なお、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付けの対象となる世帯については、同法に基づく貸付を利用することを原則とし、本制度は、特に当該世帯の自立更生を促進するため必要があると認められる場合に利用する。

5 被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県センター）における措置

「被災者生活再建支援法」に基づき、同法の適用となる自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、住宅の被災程度、再建方法に応じて定額の支援金を支給する。

支援金の支給に関しては、県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が県により拠出された基金を活用して行う。

なお、支給する支援金の1/2は、国の補助となっている。

6 報道機関、各種団体等における措置

災害の状況により一定期間を定めて義援金品の受付を行い、寄託された金品を被災者に配分し、又は必要により市に寄託する。

7 農林漁業災害資金

災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対して復旧を促進し、農林漁業生産力の維持増進と経営の安定を図るため天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置法及び株式会社日本政策金融公庫法による融資をする。

(1) 天災資金

暴風雨、豪雨等の天災によって損失を受けた農林漁業者等に、農林漁業の経営等に必要な再生産資金を融資する。

なお、その災害が激甚災害として指定された場合は、貸付限度額償還年限につき有利な条件で融資する。

(2) 株式会社日本政策金融公庫資金

農林漁業者及びその組織する団体に対して、被害を受けた施設の復旧資金及び経営再建資金等を融資する。

8 中小企業復興資金

被災した中小企業に対する資金対策としては、一般金融機関、株式会社日本政策金融公庫の融資並びに中小企業近代化資金等の貸付、信用保証協会の保証による融資を行う。

9 住宅復興資金

住宅に被害を受けたものに対し、独立行政法人住宅金融支援機構法の規定により、災害復興住宅資金の融資を適用して、建設資金又は補修資金の貸付を行う。

10 激甚災害特別貸付金

被災労働者に対して、労働金庫手持資金を、労働金庫各店を通じて貸付ける。

11 災害見舞金の支給

災害により死亡（行方不明を含む）又は重傷を負った場合並びに家屋が全半壊又は床上浸水した場合に、被害程度に応じて見舞金を贈る。

参 考	1 稲沢市災害見舞金等支給条例	参考編	7 (P268)

第3節 住宅等対策

1 市における措置

(1) 災害公営住宅の建設

自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、市は、公営住宅法に基づき災害公営住宅を建設する。

(2) 相談窓口の設置

相談窓口を設置し、被災した住宅の補修・復旧方法（技術面）、住宅再建に係る支援制度、住宅再建用地の確保、被災した住宅の解体撤去方法、災害公営住宅への入居等についての相談に対応する。

参 考	1 災害時における民間賃貸住宅の情報提供に関する協定書（株式会社ブルーボックス） （株式会社ウィズコーポレーション） （株式会社ニッショー稲沢支店）（株式会社ミニミニ）	別冊 29 (1) (別冊 P289)
		別冊 29 (2) (別冊 P290)
		別冊 29 (3) (別冊 P291)
		別冊 29 (4) (別冊 P292)
	2 災害時における宿泊施設等の提供に関する協定書（OYADO 和陽館・ビジネスホテルワコー） （プリンセスコートホテル）	別冊 30 (1) (別冊 P293)
		別冊 30 (2) (別冊 P295)

2 独立行政法人住宅金融支援機構における措置

(1) 住宅復興資金

住宅に被害を受けた者に対し、独立行政法人住宅金融支援機構法の規定により、災害復興住宅資金の融資を適用し、建設資金又は補修資金の貸付を行う。

(2) 住宅相談窓口の設置

県と協議のうえ必要と判断される場合は、被災者の住宅再建や住宅ローン返済に関する相談に応じるため、住宅相談窓口を設置し、住宅の早期復興を支援する。

(3) 既存貸付者に対する救済措置

独立行政法人住宅金融支援機構融資に係る債務者について、貸付金の返済猶予等、被災者の便宜を考慮した措置を必要に応じて講ずる。

第5章 商工業・農林水産業の再建支援

基本方針

- 被災した中小企業、農林水産業者に対し、事業資金の融資等による支援を行うとともに、関係団体等の支援情報をとりまとめて提供することにより、早期の事業再開を支援する。

第1節 商工業の再建支援

市における措置

- (1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置

市は、被災中小企業等に対する援助、助成措置等支援制度に関する情報について、広く被災者に広報するとともに、必要に応じて、相談窓口を設置する。

第2節 農林水産業の再建支援

市における措置

- (1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置

市は、天災融資制度や日本政策金融公庫の融資制度（農林漁業セーフティネット資金等）等の支援制度について、被災した農林水産業従事者に提供するとともに、必要に応じて、農林水産業に関する相談窓口を設置する。

- (2) 金融支援等

市は、災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」に基づく利子補給等を実施する。

- (3) 施設復旧

第2章 公共施設等災害復旧対策 参照

第Ⅱ部 地震災害対策計画

第1編 総則

第1章 計画の目的・方針

第1節 計画の目的

この計画は、市民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある大規模な地震災害に対処するため、総合的かつ計画的な防災対策の推進を図ることにより、市民のかけがえのない生命、身体及び財産を地震災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

1 地域防災計画—地震災害対策計画—

- (1) この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、稲沢市防災会議が稲沢市の地域に係る防災計画として作成される「稲沢市地域防災計画」の「地震災害対策計画」編として、大規模な地震災害に対処すべき措置事項を中心に定めるものである。
- (2) この計画は、市民の生命、身体及び財産を守るため、各防災関係機関がとるべき基本的事項等を定めるものであり、各防災関係機関はこれに基づき細部計画等を定め、その具体的推進に努めるものとする。
- (3) この計画は、本市を取り巻く諸条件の変化及び愛知県地域防災計画の修正等により、必要に応じて修正を加えるなど、その弾力的な運用を図るものとする。

2 南海トラフ地震防災対策推進計画

本市は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条第2項に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）に指定された。

これにより、本市は、「稲沢市地域防災計画」において、

- (1) 南海トラフ地震に関し、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項
- (2) 南海トラフ地震に係る防災訓練に関する事項
- (3) 関係指定行政機関、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関その他の関係者との連携協力の確保に関する事項
- (4) 南海トラフ地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

を定めることとなっており、これらの事項について定めた部分を同法では、南海トラフ地震防災対策推進計画と呼んでいるが、本計画においては、第2編「災害予防」、第3編「災害応急対策」及び第5編「南海トラフ地震臨時情報発表時の対応」で定めるものとする。

〔南海トラフ地震防災対策推進地域〕

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項に基づき、推進地域として指定された地域は、県内の全市町村（平成26年3月28日現在）である。

3 稲沢市地域強靱化計画との関係

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第13条において、市が策定する国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本計画や愛知県地域強靱化計画と調和・連携を図りつつ、本市の強靱化の指針となるべきものとされている。

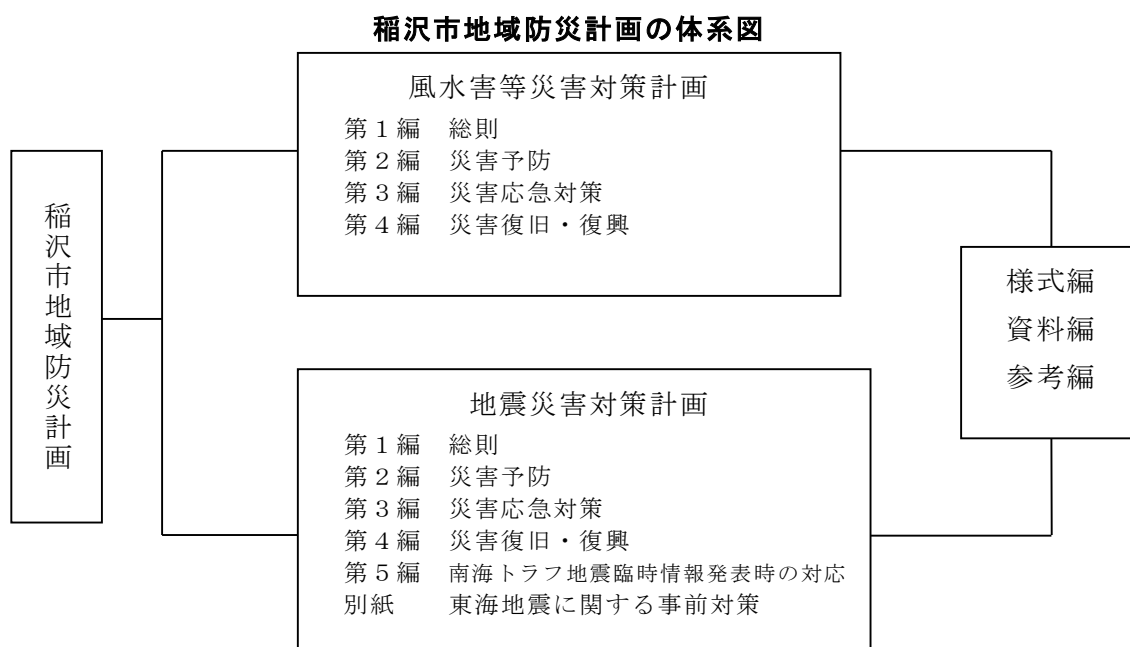
このため、この計画の国土強靱化に関する部分は、稲沢市地域強靱化計画を指針とし、同計画の基本目標である次の事項を踏まえるものとする。

- ア 市民の生命を最大限守る
- イ 地域及び社会の重要な機能を維持する
- ウ 市民の財産及び公共施設、産業・経済活動に係る被害をできる限り軽減する
- エ 迅速な復旧復興を可能とする

第3節 計画の構成

災害対策の基本は、「災害を予防し」、「事に臨んで対処し」、「事後の復旧に努める」ことで、この3本の柱で本計画を構成するものとする。

- 第1編 総則
- 第2編 災害予防
- 第3編 災害応急対策
- 第4編 災害復旧・復興
- 第5編 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応
- 別紙 東海地震に関する事前対策



第4節 地域防災計画の作成又は修正

稲沢市防災会議は、稲沢市地域防災計画を作成し、毎年同計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

同計画を作成又は修正する場合は、この計画を参考として行うものとし、特にこの計画において、計画事項に示すものについては、稲沢市で地域の実情に応じた細部を計画するものとする。

第2章 稲沢市の特質と災害要因

第1節 自然的条件

1 本市の地形・地質

(1) 市域

本市は、濃尾平野のほぼ中央、名古屋市の北西約 13 kmに位置し、面積は 79.35km²で、北は一宮市、東は清須市に、西は木曽川を挟んで岐阜県羽島市に、南は愛西市、あま市にそれぞれ接している。

(2) 地形

地形は東西約 14.6km、南北約 9.2km と東西に長い長方形状を呈している。土地の標高は南西部の平和町、目比町付近の約 0mから、北東部に位置する赤池町付近の約 7.0mの範囲にあり、北から南にかけてゆるやかに傾斜している。市域全域はほとんど起伏のない平坦地であり、自然堤防だけがわずかに高くなっている。

河川については、西端には木曽川が、東端には青木川、五条川が市域に接するように流れている。また、市内には領内川、日光川、三宅川、福田川などの河川が市域を縦断するかたちで南下している。

濃尾平野の地形を大きく扇状地地帯、氾濫平野、三角州地帯に三分すると、本市は氾濫平野に属しており、その地盤はかつての河道周辺に形成された自然堤防、自然堤防状微高地とその後背湿地により構成されている。

(3) 地質

本市の地下地質は、およそ 20mまでが砂層で、その下位に礫層が存在している。砂層の中には、ところどころ厚さ 5～10m程度のシルト層や粘土層が含まれている。

シルト層や粘土層は縄文海進期の海成粘土が主体で、上部の砂層は縄文海進期以降、木曽三川が埋め立てた氾濫平野の堆積物である。そして、下位の礫層は、氷河時代の海面低下期に運搬力の増した川が運んだ扇状地性の堆積物と考えることができる。

上部砂層は、きわめて新しいにもかかわらずしまっていて、比較的 N 値は高い。シルト層や粘土層は脆弱であるが、層厚は薄い。

※N 値とは、地盤の固さを知る為の重要な数値です。上からおもりを落下させて地盤を掘り進め、一定の深さを掘る為におもりを落下させた回数のことです。ですから、硬い地盤は、おもりの落下回数が多く、逆に軟らかい地盤はおもりの落下回数が少ないです。

資 料	1 地形・地質	資料編 第 14-1 (P201)
	2 主要河川位置図	資料編 第 4-1 (P139)

2 活断層

中部地方は活断層の分布密度が世界的にみても特に高い地域である。愛知県では平成 8 年度より活断層調査を行っているが、これによると、現在、県内には 30 の活断層の存在が推定されている。また、このほかにも未知の活断層が存在する可能性がある。

ここでは、本市周辺で推定されている活断層のうち、「愛知県活断層アトラス（平成 9 年 9 月：愛知県防災会議地震部会）」において、確実度Ⅰ（活断層であることが確実なもの）とされる「養老断層系」、確実度Ⅱ（活断層であると推定されるもの）とされる「大

藪一津島線」、「大垣－今尾線」、「弥富線」、「木曽岬線」について、その最新の調査結果を整理する。

なお、本市域は完新世の地層（濃尾平野の沖積層）に覆われていることから、このほかにも未知の伏在活断層が存在する可能性があることにも注意しておく必要がある。

また、「岐阜－一宮線」については、平成13年1月10日の地震調査研究推進本部地震調査委員会において、活断層ではないと判断されたが、注意すべき断層として掲載しておく必要がある。

(1) 養老断層系（確実度Ⅰ、活動度B^{*}）

養老断層は養老山地東麓に分布し、濃尾傾動地塊の縁辺部にあたる。養老山地の東側の濃尾平野の地下約500m付近には新生代第三紀の東海層群が分布すると考えられているが、養老山頂付近にも東海層群が断片的にみられるので、養老断層は1,000m以上の垂直変位を示すものと考えられている。推定される濃尾平野の沈下速度は1.7mm/年とされている。

なお、養老断層は、天正地震（1586年）の時に活動したという説がある。

愛知県が平成11～13年度にかけて実施した活断層に関する各種文献・資料の調査によると、地震発生の可能性が指摘された養老断層に近い濃尾平野の西方は、有効な地震防災対策を総合的に検討することが急務であると指摘されている。

(2) 大藪一津島線及び大垣－今尾線（ともに確実度Ⅱ、活動度B^{*}）

ボーリング資料解析結果から、これまで断層が存在すると指摘されている付近には、地層の不連続は認められなかった。

また、通商産業省地質調査所が平成9年度に実施した大深度反射法探査によって、大藪一津島線及び大垣－今尾線に相当する構造はないことが判明した。

(3) 弥富線及び木曽岬線（ともに確実度Ⅱ、活動度B^{*}）

長良川河口堰付近で行われた既往の大深度反射法探査結果では、弥富線は存在しない可能性が極めて高いものと考えられる。

なお、木曽岬線については、新しい知見は得られなかった。

※確実度と活動度については、「愛知県活断層アトラス（平成9年9月：愛知県防災会議地震部会）」による。

【確実度】	確実度Ⅰ	活断層であることが確実なもの
	確実度Ⅱ	活断層であると推定されるもの
	確実度Ⅲ	活断層の可能性のある形状（リニアメント）
【活動度】		千年間あたりの変位量 S(m)
	活動度 A	$10 > S \geq 1$
	活動度 B	$1 > S \geq 0.1$
	活動度 C	$0.1 > S$

資 料	1 活断層	資料編 第14-4 (P206)

(4) 活断層ではないが、注意すべき断層帯：岐阜－一宮線（確実度Ⅱ、活動度B^{*}）

大深度反射法探査結果から深さ2,000m程度までの地下地質には、上下変位を示す

累積的な構造は認められなかったため、岐阜―一宮線が大きな地震を繰り返し起こしてきた主要起震断層と想定することは困難である。

しかし、地層の小規模な不連続は認められることなどから、比較的最近に活動を始めた断層であるために活動の痕跡を検出できなかった可能性もあるため、地震に対する注意は、引き続き怠るべきではないと判断される。

3 気候

本市を含む濃尾平野は、西、北を養老山脈、伊吹山に囲まれ、南は太平洋に面しているため、変化に富んだ気象状況にあり、夏は南からの梅雨前線の停滞による高温多湿な気候で、冬は北西からの季節風（伊吹おろし）が厳しく吹き、ときには雪を降らせる。

しかし、これ以外は全般的におだやかな気候で、本市における平均気温は 16.8℃（令和 3～令和 5 年平均）、年間降水量は 1508.2mm（令和 3～令和 5 年平均）である。

風向きは、年間を通してみると北西の場合が多く、年間平均風速は 2.9m/sec である。

資 料	1 気候	資料編 第 14-2 (P203)

第2節 社会的条件

1 人口・世帯数

本市の人口は、133,697 人（令和 5 年 10 月 1 日現在：住民基本台帳に基づく人口）で、高度経済成長期以降、増加していたものの、平成 17 年から平成 22 年にかけて、初めて減少に転じた。今後、少子高齢化が進み、死亡が出生を上回ることから人口は急速に減少し、令和 9 年には 124,000 人余りになると見込まれている。

一方、世帯数は、現在に至っても増加しており、56,628 世帯（令和 5 年 10 月 1 日現在：住民基本台帳に基づく世帯数）に達している。また、1 世帯あたりの世帯人員は、昭和 33 年の 5.49 人から減少傾向にあり、2.36 人となっている。

2 産業

本市では、全国平均に比べ、第一次産業及び第二次産業就業人口の割合が高く、第三次産業の割合が低くなっているが、近年、第一次産業就業人口割合が減少するとともに、第一次、第二次産業から第三次産業へと就業構造が変化してきている。

農業については、種苗・苗木類、野菜、花木の生産が盛んで、農業経営耕地面積は愛知県尾張地方では、愛西市に次ぐ面積となっている。（令和 2 年 2 月 1 日現在）工業については、製造品出荷額等をみると近隣の小牧市に次ぐ出荷額があり、はん用機械、電子部品、プラスチック、食料品、化学などが主力を占めている。（令和 2 年度）

第3章 被害想定及び減災効果

第1節 基本的な考え方

本市に被害を及ぼすと考えられる地震は、海溝型地震と内陸型地震があるが、それらの発生危険性、予測される被害量や被害の様相、さらには地震対策の方向性について調査、研究を行い、この地域防災計画等における具体的な計画の策定・修正に際しての参考とする。

第2節 地震・津波被害の予測及び減災効果

1 南海トラフで発生する恐れのある地震・津波の被害予測及び減災効果

(1) 被害予測

ア 調査の目的

愛知県は、戦後最大の甚大な被害をもたらした東日本大震災を教訓として、これまでの地震被害予測調査を最新の知見に基づいて見直し、今後の防災・減災対策の効果的な推進に資することを目的として、被害予測調査を実施した。

イ 調査結果の概要

(ア) 調査対象とした地震・津波

南海トラフで繰り返し発生する大規模な海溝型地震は、愛知県に与える影響は極めて大きく、その発生確率や被害規模から、愛知県としてまず対策を講ずべき対象として考慮するものである。

南海トラフで発生する地震・津波には多様性があり、予測困難なものがあるが、効果的な防災・減災対策の実施に繋げていくため、南海トラフで繰り返し発生している地震・津波のうちで過去に実際に発生したものを参考に想定することとした。（「過去地震最大モデル」による想定）

a 「過去地震最大モデル」

- 南海トラフで繰り返し発生している地震・津波のうち、発生したことが明らかで規模の大きいもの（宝永、安政東海、安政南海、昭和東南海、昭和南海の5地震）を重ね合わせたモデルである。
- 市の地震・津波対策を進める上で軸となる想定として位置付けられるものであり、「理論上最大想定モデル」の対策にも資するものである。

b 【補足】「理論上最大想定モデル」

主として「命を守る」という観点で、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波についても、補足的に想定することとした。（「理論上最大想定モデル」による想定）

- 南海トラフで発生する恐れのある地震・津波のうち、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波を想定。千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いものである。

（※国が平成24年8月29日に公表した「あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波モデル」。）

- 市の地震・津波対策を検討する上で、主として「命を守る」という観点で補足的に参照するものである。

(イ) 結果（「平成 23 年度～25 年度 愛知県東海地震・東南海地震、南海地震等被害予測調査結果」平成 26 年 5 月 愛知県防災会議地震部会）

a 「過去地震最大モデル」に基づく想定

＜揺れ、液状化＞

○ 市内のほぼ全域で震度 6 弱の強い揺れが想定される。

○ 市内のほぼ全域で液状化危険度が高い。

＜浸水・津波＞

○ 本市に津波は到達しないとされたが、堤防等の被災を考慮した場合には、ゼロメートル地帯においては、浸水する可能性がある。

○ 揺れ、液状化により堤防等が被災した場合、発災後すぐに河川から浸水が始まるところがあると想定される。

＜被害量の想定結果＞

建物被害 ※ 1	揺れによる全壊	約 200 棟	生活 への 影響	避難者数 ※ 4	避難所	約 20,000 人
	液状化による全壊	約 1,800 棟			避難所外	約 20,000 人
	津波・浸水による全壊	*			合 計	約 39,000 人
	急傾斜地崩壊等による全壊	*		帰宅困難者数 ※ 5		約 9,900 人～ 約 10,000 人
	地震火災による焼失	約 10 棟		飲料水不足 ※ 6		約 557 トン
	合 計	約 2,100 棟		食料不足 ※ 6		約 1 万 4 千食
人的被害 ※ 2	建物倒壊等による死者	約 10 人	経済被害	毛布不足		0
	浸水・津波による死者	*		入院対応不足数		20
	急傾斜地崩壊等による死者	*		外来対応不足数		0
	地震火災による死者	*		直接的経済被害（県全域） （復旧に要する費用）		約 13.86 兆円
	死者数合計	約 10 人		間接的経済被害（県全域） （生産額の低下）		約 3.00 兆円
ライフライン被害 ※ 3	上水道（断水人口）	約 137,000 人				
	下水道（機能支障人口）	約 38,000 人				
	電力（停電軒数）	約 58,000 軒				
	固定電話（不通回線数）	約 19,000 回線				
	携帯電話（低波基地局率）	約 80%				
	都市ガス（復旧対象戸数）	*				
	L P ガス（機能支障世帯）	約 4,200 世帯				

* 被害わずか

- ※1 県全体の全壊・焼失棟数の合計が最大となる冬夕方18時の場合
 ※2 市全体の死者数の合計が最大となる冬深夜5時の場合
 ※3 発災1日後の想定 ※4 発災1週間後の想定 ※5 平日12時 ※6 1～3日目の計

b 【補足】「理論上最大想定モデル」に基づく想定

<揺れ、液状化>

- ほぼ全域で震度6弱から震度6強の強い揺れが想定されるほか一部では震度7の非常に強い揺れが想定される。
 ○ 市内のほぼ全域で液状化危険度が高い。

<浸水・津波>

- 本市に津波は到達しないとされたが、堤防等の被災を考慮した場合には、ゼロメートル地帯においては、浸水する可能性がある。
 ○ 揺れ、液状化により堤防等が被災した場合、発災後すぐに河川から浸水が始まるところがあると想定される。

<被害量の想定結果>

建物被害 ※1	揺れによる全壊	約 4,400 棟	人的被害 ※2	建物倒壊等による死者	約 300 人
	液状化による全壊	約 1,900 棟		浸水・津波による死者	＊
	津波・浸水による全壊	＊		急傾斜地崩壊等による死者	＊
	急傾斜地崩壊による全壊	＊		地震火災による死者	約 30 人
	地震火災による焼失	約 2,200 棟		死者数合計	約 300 人
	合 計	約 8,500 棟			

＊ 被害わずか

※1 市全体の全壊・焼失棟数の合計が最大となる冬夕方18時の場合（地震：陸側ケース）

※2 市全体の死者数の合計が最大となる冬深夜5時の場合（地震：陸側ケース）

- (ウ) 被害予測結果を踏まえた災害廃棄物発生量の推計（平成27年7月 県環境部）
 過去地震最大モデルで想定される建物被害棟数や浸水面積を基に、建物の全壊・焼失、半壊、床上・床下浸水を考慮して災害廃棄物等の発生量を推計した。

<被害量の想定結果>

廃棄物	災害廃棄物（がれき）	約 392,014 トン
	津波堆積物	約 0 トン
	合 計	約 392,014 トン

(2) 減災効果 （％は県全体）

ア 減災効果の想定で前提とした対策項目

今回の調査で、減災効果の想定で見込んだ対策は次の3点である。

- 建物の耐震化率100%の達成（現状：約85%）
 ○ 家具等の転倒・落下防止対策実施率100%の達成（現状：50%）
 ○ 全員が発災後すぐに避難開始

イ 減災効果

- 「過去地震最大モデル」の想定被害に対して、建物の耐震化や津波避難対策等により、揺れによる全壊棟数は約 6 割減少し、死者数は約 8 割減少すると想定される。
- 建物の耐震化や津波避難対策等により、直接的経済被害額は約 2 割減少すると想定される。
- 【補足】「理論上最大想定モデル」の想定被害に対して、建物の耐震化や津波避難対策等により、揺れによる全壊棟数及び死者数は約 6 割減少すると想定される。

(7) 建物被害

項 目	過去地震最大モデル		理論上最大想定モデル	
	対策前	対策後	対策前	対策後
揺れによる全壊棟数	約 200 棟	約 80 棟 (約 6 割減)	約 4,400 棟	約 1,800 棟 (約 6 割減)

* 全壊・焼失棟数のうち、減災効果を試算した揺れによる全壊棟数のみを記載している。

(イ) 人的被害

項 目	過去地震最大モデル		理論上最大想定モデル	
	対策前	対策後	対策前	対策後
死者数	約 10 人	約 2 人 (約 8 割減)	約 300 人	約 120 人 (約 6 割減)
うち建物倒壊等 による死者	約 10 人	約 2 人 (約 8 割減)	約 300 人	約 90 人 (約 7 割減)
うち浸水・津波 による死者	*	*	*	*
自力脱出困難	*	*	*	*
津波からの逃 げ遅れ	*	*	*	*

*1 端数処理のため合計が各数値の和に一致しない場合がある。

*2 対策効果を試算した項目のみを記載しているため、各内数の合計は、死者数全体の数値に一致しない。

(ウ) 経済被害額（過去地震最大モデル：県全体）

項 目	対策前	対策後
経済被害額 (直接被害額)	約 13.86 兆円	約 11.25 兆円 (約 2 割減)

第4章 基本理念及び重点を置くべき事項

第1節 防災の基本理念

「ステージアップ 稲沢」をスローガンに、市民との協働によるまちづくりの推進をめざしている本市において、地域、関係機関及び行政が一体となり、大規模災害に対し、迅速かつ的確に対応できる安全なまちを構築することも重要な施策である。

南海トラフ全域で、30年以内にマグニチュード8以上の地震が起きる確率は70%～80%程度と予測されており、この地域は、巨大地震がいつ起きてもおかしくない状況にある。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、災害に備えていかなければならない。

県、市町村を始めとする各防災関係機関は、「第3章 被害想定及び減災効果」及び過去の災害から得られた教訓を踏まえ、適切な役割分担及び相互の連携協力の下、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、市民や事業者、自主防災組織、ボランティア等と一体となって取組みを進めていかなければならない。

また、女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れるとともに、科学的知見及び災害から得られた教訓を踏まえ絶えず改善を図っていくこととする。

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があるが、それぞれの段階における基本理念は次のとおりである。

1 災害予防段階

災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせ一体的に災害対策を推進する。

2 災害応急対策段階

- (1) 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握する。また、時間の経過に応じた的確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。
- (2) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

3 災害復旧・復興段階

発災後は、速やかに施設を復旧するとともに、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。なお、大規模災害時には、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める。

第2節 重点を置くべき事項

防災基本計画及び「第3章 被害想定及び減災効果」を踏まえ、本市の地域の防災対策において、特に重点を置くべき事項は次のとおりとする。

1 揺れ対策の充実に関する事項

地震による建築物の倒壊等から市民の生命や財産を保護するため、住宅や学校施設及び不特定多数の者が利用する大規模建築物等や地震の際の避難などに必要な道路沿いの建築物、防災拠点となる建築物の耐震化を促進すること。

また、上下水道、道路、鉄道、河川、農業水利施設等の社会インフラの耐震性強化を図ること。また、道路については、広域交通ネットワークのリダンダンシーを確保する観点から整備を促進すること。

2 津波及び浸水対策の充実に関する事項

津波及び堤防等の被災によるゼロメートル地帯の浸水からの迅速かつ確実な避難を実現するため、避難場所や避難路等の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用等ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防御」による地域づくりを推進すること。

3 大規模広域災害への即応力の強化に関する事項

大規模広域災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、都道府県間・市町村間の相互支援体制を構築するとともに、実践的な訓練の実施に努めること。その際、効果的・効率的な対策を行うため、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るなど、災害対応業務のデジタル化の促進に努める。

また、県及び市町村と企業等との間で協定を締結するなど、各主体が連携した応急体制の整備に努めること。

4 被災地への物資の円滑な供給に関する事項

被災地への物資の円滑な供給のため、被災地のニーズを可能な限り把握するとともに、ニーズの把握や被災地側からの要請が困難な場合には、要請を待たずに必要な物資を送り込むなど、被災地に救援物資を確実に供給する仕組みを構築すること。

5 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項

住民等の円滑かつ安全な避難を確保するため、ハザードマップの作成、避難情報の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えての必要に応じた「緊急安全確保」の指示、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成及び活用を図ること。

6 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項

被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、

被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の発行体制の整備、積極的な被災者台帳の作成及び活用を図ること。

また、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図ること。

7 事業者や住民等との連携に関する事項

関係機関が一体となった防災対策を推進するため、市地域防災計画への地区防災計画の位置付けなどによる市町村と地区居住者等との連携強化、災害応急対策に係る事業者等との連携強化を図ること。

8 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興に関する事項

大規模災害が発生した場合に、円滑かつ迅速な復興に資するため、県と市町村は、住宅復興計画・体制の検討を進めるなど、住民の意向を尊重しつつ、計画的な復興が図られる体制を整備すること。

第5章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1節 実施責任

1 稲沢市

市は、災害対策基本法の基本理念にのっとり市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、県関係機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

2 愛知県

県は、災害対策基本法の基本理念にのっとり県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、災害が市町村の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが不相当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

また、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、災害対策基本法の基本理念にのっとり地域住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、災害対策基本法の基本理念にのっとりその業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市の防災活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

また、指定公共機関及び指定地方公共機関は、市長に対し、応急措置の実施に必要な労務、施設、設備又は物資の確保について、応援の要請を求めることができる。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、災害対策基本法の基本理念にのっとり平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害が発生した場合は、応急措置を実施する。

また、市その他防災関係機関の防災活動に協力する。

第2節 処理すべき事務又は業務の大綱

1 稲沢市

- (1) 地震に関する情報の収集伝達（南海トラフ地震に関連する情報等）を行う。
- (2) 災害による被害状況の調査及び報告を行う。

- (3) 災害広報（南海トラフ地震に関連する情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）を行う。
- (4) 避難場所、避難路、消防用施設その他地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を行う。
- (5) 地震防災応急対策を実施すべき事業所等に対し、必要に応じそのとるべき措置について指示、要請又は勧告を行う。
- (6) 避難の指示を行う。
- (7) 被災者の救助を行う。
- (8) 災害が発生した場合における清掃、防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。
- (9) 消防活動及び浸水対策活動を行う。
- (10) 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。
- (11) 公共土木施設、農地及び農業用施設等の新設、改良及び防災対策並びに災害復旧を行う。
- (12) 農作物、家畜等に対する応急措置を行う。
- (13) 消防、浸水対策、救助その他防災に関する施設・設備の整備を行う。
- (14) 危険物等施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。
- (15) 交通整理、警戒区域の設定、その他社会秩序の維持を行う。
- (16) 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備を行う。
- (17) 防災上必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及を行う。
- (18) 被災建築物・宅地の危険度判定等を行う。
- (19) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された段階から、応急復旧に必要な人員・資機材の確認を行う。

2 県関係機関

【愛知県及び愛知県尾張県民事務所】

- (1) 災害に関する情報（南海トラフ地震に関連する情報等）の収集伝達を行う。
- (2) 災害広報（南海トラフ地震に関連する情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）を行う。
- (3) 避難場所、避難路、その他地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を行う。
- (4) 地震防災応急対策について、市長に指示し、又は、他の市町村長に応援の指示を行う。
- (5) 避難の指示を代行することができる。
- (6) 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整を行う。
- (7) 災害救助法に基づく被災者の救助を行う。
- (8) 災害が発生した場合の医療・防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。
- (9) 市町村の実施する消防活動及び浸水対策活動に対する指示及び調整を行う。
- (10) 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。
- (11) 緊急車両の通行を確保するための道路啓開を行う。
- (12) 公共土木施設、農地及び農業用施設等の新設、改良及び防災対策並びに災害復旧を行う。
- (13) 農作物、家畜等に対する応急措置を行う。
- (14) 緊急通行車両等の確認及び確認証明書の交付を行う。

- (15) 消防、浸水対策、救助その他防災に関する施設・設備の整備を行う。
- (16) 救援物資、化学消火薬剤等必要資機材の供給又は調達若しくは斡旋を行う。
- (17) 危険物等施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。
- (18) 地下街等の保安確保に必要な指導、助言を行う。
- (19) 自衛隊の災害派遣要請を行う。
- (20) 有毒性ガス、危険物等の発生及び漏えい（流出）による人体、環境に及ぼす影響の調査並びにその対策等安全確保を行う。
- (21) 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備を行う。
- (22) 防災上必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及を行う。
- (23) 防災ヘリコプター、災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局を活用するとともに、調査班を編成し、被害状況の把握を行う。
- (24) 市町村の実施する被災建築物・宅地の危険度判定等に対する支援・調整を行う。また、応急仮設住宅の設置を行う。
- (25) 被災者生活再建支援法に基づき、被災世帯に対する支給金の支給を行う。
- (26) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された段階から、公共土木施設を巡視・点検し、応急復旧に必要な人員・資機材の確認を行う。
- (27) 名古屋飛行場の施設に係る防災対策を実施する。

【愛知県一宮建設事務所】

- (1) 公共土木施設に対する応急措置を行う。
- (2) 公共土木施設の新設、改良及び災害復旧を行う。
- (3) 雨量、水位及び流量の観測及び水防警報の発表、解除を行う。
- (4) 交通の制限及び規制を行う。

【愛知県一宮保健所】

- (1) 医療、助産に関する情報の収集及びその確保を行う。
- (2) 災害が発生した場合における防疫、その他保健衛生に関する応急措置を行う。

【愛知県尾張農林水産事務所一宮支所】

- (1) 農地、農業用施設等の被害状況に関する情報収集を行う。
- (2) 農地、農業用施設等の災害が発生した場合における応急措置について指導を行うとともに、これらの災害復旧事業の実施及び指導を行う。

【愛知県稲沢警察署】

- (1) 災害が発生した場合等における警備対策、交通対策等の企画、調整及び推進に関することを行う。
- (2) 災害警備に関する災害非常用物資及び装備資機材の整備を行う。
- (3) 津波に関する予警報の伝達を行う。
- (4) 被害実態の早期把握と情報（南海トラフ地震に関連する情報等）の伝達を行う。
- (5) 災害を拡大させるおそれのある設備又は物件の除去を行う。

- (6) 避難の指示又は警告及び誘導を行う。
- (7) 人命救助を行う。
- (8) 行方不明者の捜索及び遺体の検視を行う。
- (9) 災害が発生した場合等における交通秩序の保持を行う。
- (10) 警察広報を行う。
- (11) 災害が発生した場合における各種犯罪の取締りを行う。
- (12) 他の機関の行う災害応急対策又は地震防災応急対策に対する協力を行う。
- (13) 緊急輸送の確保のため、車両の通行を禁止・制限する。
- (14) 緊急通行車両等の事前審査及び確認を行う。

3 指定地方行政機関

【名古屋地方気象台】

- (1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。
- (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。
- (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。
- (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。
- (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。

【中部地方整備局】

- (1) 災害予防
 - ア 所管施設の地震に対する安全性を確保するため、緊急性の高い箇所から計画的・重点的に耐震性の確保に努める。
 - イ 災害が発生した場合における応急復旧を円滑に進めるために災害応急復旧用資機材について備蓄等を推進する。
 - ウ 防災訓練は、実践的な方法をもって実施する。
 - エ 大規模災害による被災施設の復旧等をより迅速、確実、効果的に行うため、公共土木施設等の被災状況モニター制度、ボランティアによる活動で被災状況把握及び応急対策等に対する防災協力を行う防災エキスパート制度を活用する。
 - オ 災害から港湾並びに地域住民の生命、身体及び財産を防護するため、港湾・海岸保全施設等の整備に関する計画・指導及び事業を実施する。
 - カ 震災時の緊急物資並びに人員輸送用岸壁等の整備に関する計画・指導及び事業を実施する。
 - キ 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定
- (2) 初動対応
 - ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。
 - イ 情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う。
 - ウ 緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を行う。

(3) 応急復旧

- ア 気象庁が地方整備局館内で震度 4 以上を発表した場合、自動的に職員が参集する等の災害対策体制を整え所掌業務を実施する。
- イ 災害発生後の応急対策を実施する際、防災関係機関と密接な連絡を保ち、協力を行う。
- ウ 航路啓開に関する計画に基づき、津波流出物の除去等による海上緊急輸送路の確保するため、津波流出物の除去等を実施する。
- エ 地震発生後、体制を速やかに整え、所管施設の緊急点検を実施する。
- オ 港湾・海岸保全施設等の被災に対する総合的な応急対策並びに応急復旧に関する計画・指導及び事業を実施する。
- カ 海上の排出油災害に対し、除去等必要な措置を講ずる。
- キ 要請に基づき、中部地方整備局が保有している防災ヘリコプター、災害対策用機械、油回収船、浮体式防災基地等を被災地域支援のため出動させる。

4 自衛隊

(1) 災害派遣の準備

- ア 防災関係資料（災害派遣に必要な情報）の収集を行う。
- イ 災害派遣計画を作成する。
- ウ 災害派遣計画に基づく訓練を実施し、本部訓練を含めた防災訓練等に積極的に参加する。

(2) 発災後の対処

- ア 即時救援活動
人命救助を最優先して救援活動を実施する。
- イ 応急救援活動
方面隊の命令に基づき、救援活動を実施する。
- ウ 方面隊による本格対処
方面隊の対処構想に基づき、被害の状況を把握しつつ、関係機関と密接に調整し、総力を集結して、効率的な救助活動を実施する。

5 指定公共機関

【日本赤十字社】

- (1) 南海トラフ地震に関連する情報の発表に伴い、救護班要員の確保、医療救護班の派遣準備を行うとともに、医療器材、医薬品、血液製剤の現有数の確認、救護資材の整備点検等を行う。
- (2) 避難所の設置に係る支援を行う。
- (3) 医療、助産、死体の処理（一時保存を除く。）の業務を行う。
- (4) 血液製剤の確保と供給を行う。
- (5) 日頃から備蓄してある赤十字救援物資（毛布、緊急セット等）を被災者のニーズに応じて配分する。

なお、配分にあたっては地方公共団体や防災ボランティア等の協力を得ながら行う。

- (6) 義援金等の受付及び配分を行う。

なお、配分については地方公共団体その他関係団体と配分委員会を組織して義援金の迅速公正な配分に努める。

【東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社】

- (1) 線路、ずい道、橋梁、停車場、盛土及び電気施設等その他輸送に直接関係のある施設の保守・管理を行う。
- (2) 旅客の避難、救護を実施する。
- (3) 列車の運転規制を行う。
- (4) 地震が発生した後の早期復旧を期するため、その準備体制をとる。
- (5) 災害により線路が不通となった場合は、自動車による代行輸送、連絡社線による振替輸送等を行う。
- (6) 死傷者の救護及び処置を行う。
- (7) 対策本部は、運転再開にあたり必要により抑止列車の車両の検査、乗務員の手配等を円滑に行う。

【日本郵便株式会社】

災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。

また、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施するものとする。

- (1) 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。
- (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。
- (3) 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施するものとする。
- (4) 被災地の被災者の救助を行う地方公共団体等にあてた救助用の物を内容とするゆうパックの料金免除を実施するものとする。
- (5) 被災者の救助を行う団体が被災者に配付する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。

【稲沢郵便局】

- (1) 地方公共団体又は自らが収集した被災者の避難場所開設状況及び（同意の上で作成した）避難者リスト等の情報の相互提供を行う。
- (2) 郵便局ネットワークを活用した広報活動を行う。
- (3) 郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の地方自治体等への情報提供を行う。
- (4) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置を行う。
- (5) 株式会社ゆうちょ銀行の非常時払及び株式会社かんぽ生命保険の非常時取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱いを行う。

【中部電力株式会社（※1）・株式会社J E R A、関西電力株式会社（※2）、電源開発株式会社（※3）】

- (1) 電力設備の災害予防措置を講ずるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発せられた場合には電力施設の応急安全措置等災害予防に必要な応急対策を実施する。
- (2) 発災後、被災状況を調査し、その早期復旧を図る。
- (3) 他電力会社との電力緊急融通のための対策を実施する。
（※1）中部電力パワーグリッド株式会社及び中部電力ミライズ株式会社を含む。（以降同じ。）
（※2）関西電力送配電株式会社を含む。（以降同じ。）
（※3）電源開発送変電ネットワーク株式会社を含む。（以降同じ。）

【東邦瓦斯株式会社（※）】

- (1) ガス施設の災害予防措置を講ずるとともに、地震防災応急対策に係る措置を実施する。
- (2) 災害が発生した場合には、被災施設の復旧を実施し、供給停止等の需要家に対して、早期供給再開を図る。
（※）東邦ガスネットワーク株式会社を含む。（以降同じ。）

【日本通運株式会社・福山通運株式会社・佐川急便株式会社・ヤマト運輸株式会社・西濃運輸株式会社】

国、地方公共団体等からの要請に応じて、災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の輸送を行う。

【西日本電信電話株式会社】

- (1) 災害応急措置の実施に通信が必要な場合に、通信設備を優先的に利用させる。
- (2) 地震防災応急対策を実施するために必要な公衆通信施設の整備を行う。
- (3) 災害が発生した場合に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。
- (4) 災害が発生した場合における公衆通信の確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。
- (5) 気象等警報を市へ連絡する。
- (6) 電話サービス契約約款等に基づき、災害関係電報電話料金等の免除を行う。

【エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社】

- (1) 災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。
- (2) 災害応急措置の実施に必要な通信に対し、通信設備を優先的に利用させる。
- (3) 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。
- (4) 災害時における通信の確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。
- (5) 電話サービス契約約款等に基づき、災害関係電話料金等の免除を行う。

【K D D I 株式会社】

- (1) 災害対策本部を設置し、直ちに災害応急対策を行う。
- (2) 災害時における電気通信の確保、被災施設及び設備の早期復旧を図る。
- (3) 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請により優先的に対応する。

【株式会社NTTドコモ】

- (1) 災害応急措置の実施に通信が必要な場合に、通信設備を優先的に利用させる。
- (2) 災害が発生した場合に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。
- (3) 災害が発生した場合における携帯電話の通信確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。
- (4) 携帯電話等サービス契約約款等に基づき、災害関係携帯電話料金等の免除を行う。

【ソフトバンク株式会社】

- (1) 災害時における重要通信の確保、及び被災した電気通信設備等の早期復旧を図る。
- (2) 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請により優先的に対応する。
- (3) 災害時における情報等の的確かつ迅速な収集、伝達を行う。

【楽天モバイル株式会社】

- (1) 災害時における携帯電話の通信確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。
- (2) 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請を優先的に対応する。
- (3) 災害対策本部を設置し災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。

【株式会社イトーヨーカ堂、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブンーイレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディングス】

国、地方公共団体等からの要請に応じて、災害応急対策の実施に必要な物資の調達又は供給等を行う。

6 指定地方公共機関

【愛知県尾張水害予防組合】

- (1) 水防施設、資機材の整備と管理を図る。
- (2) 水防計画の策定及びその推進を図る。

【名古屋鉄道株式会社】

東海旅客鉄道株式会社・日本貨物鉄道株式会社に準ずる。

【一般社団法人稲沢市医師会】

- (1) 医療及び助産活動に協力する。
- (2) 防疫その他保健衛生活動に協力する。

【稲沢市歯科医師会】

- (1) 歯科保健医療活動に協力する。
- (2) 身元確認活動に協力する。

【稲沢市薬剤師会】

- (1) 医薬品等の供給及び保管管理活動に協力する。
- (2) 医薬品等の適正使用に関する活動に協力する。

【愛知県 LP ガス協会西部支部】

- (1) LP ガス設備の災害予防措置を講ずる。
- (2) 災害が発生した後は、LP ガス設備の災害復旧をする。

【一般社団法人愛知県病院協会】

医療及び助産活動に協力する。

7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

【社会福祉法人稲沢市社会福祉協議会】

- (1) ボランティア活動の体制づくりに協力する。
- (2) 高齢者、障害者、傷病者、乳幼児、外国人等の災害対応能力の弱い者（以下「避難行動要支援者」という。）の救援活動に協力する。

【産業経済団体】

農業協同組合、商工会議所等は被害調査を行い、対策指導並びに必要な資機材及び融資の斡旋について協力する。

【区・自治会等】

関係区域内の被害調査及び救援物資の配布等に協力する。

【自主防災組織】

地域内の被害調査等応急対策に協力する。

【文化事業団体】

婦人会、PTA、体育協会等の文化事業団体は、応急対策について協力する。

【危険物施設の管理者・その他重要な施設の管理者】

危険物施設の管理者及びその他重要な施設の管理者は、防災管理上必要な措置を行い、防災活動について協力する。

第2編 災害予防

第1章 防災協働社会の形成推進

基本方針

- 自然災害からの安全・安心を得るためには、行政による公助はもとより、市民一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が大切であり、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」を踏まえ、社会の様々な主体が協働して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みを構築していかなければならない。
- 大規模かつ広域的な災害においては、公助による対応には限界があることから、被災地内でもできる限り助けを待つ「受援者」ではなく、自らの安全を確保した上で周囲を助ける「支援者」として協力する体制の構築に努める。
- 被害を最小限にとどめ災害の拡大を防止するには、平素から住民等による自主防災組織を設けて、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等を組織的に行うことが重要である。
- 企業は、顧客・従業員の生命、財産を守るとともに、企業にとって中核となる事業を継続あるいは早期に復旧させるための事業継続計画（Business Continuity Plan）（以下「BCP」という。）の策定に取り組むなど、予防対策を進める必要がある。

第1節 防災協働社会の形成推進

1 市における措置

(1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り

市は、「新しい公」という考え方を踏まえ、市民、事業者、自主防災組織等と一体となって、より幅広い連携による防災活動の推進や市民の防災意識の高揚を図るため、防災活動の継続的な取り組みを推進する枠組み作りに努めるとともに、あいち防災協働社会推進協議会が策定した「災害に強い地域づくりに向けた活動方針」に基づいた活動を実施する。

(2) 災害被害の軽減に向けた取り組み

市は、様々な主体を通じた防災知識の普及啓発に努める。また、各主体が連携して防災活動に参加できるよう配慮するとともに、家庭や事業所等における安全に対する備えの促進を図る。

2 市民の基本的責務

- (1) 「自らの身の安全は自ら守る」が防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、平時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害が発生した場合には自らの身の安全を守るよう行動しなければならない。
- (2) いどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減するための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進する国民運動を展開しなければならない。
- (3) 災害が発生した場合には、初期消火を行う、近隣の負傷者、避難行動要支援者を助ける、緊急避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、県、市等が

行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めなければならない。

3 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

- (1) 市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。

この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととする。

- (2) 市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携

1 市における措置

- (1) 自主防災組織の推進

ア 自主防災組織の設置・育成

市は、「稲沢市自主防災組織設置推進要綱」（昭和54年6月1日施行）に基づき、地域住民、施設及び事業所などによる自主防災組織の設置・育成に努める。

その際、女性の参画の促進にも努める。

イ 自主防災組織等の環境整備

市は、自主防災組織の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。

- (2) 防災ボランティア活動の支援

ア ボランティアコーディネーターの確保

市は、行政、市民、自主防災組織などに対応困難な大規模災害の発生した場合に、ボランティアがその力を十分に発揮するため、ボランティアと被災地からの支援要請との調整役となるボランティアコーディネーター（以下「コーディネーター」という。）の確保に努める。

イ 防災ボランティア活動の環境整備

市は、社会福祉協議会、日本赤十字社及びNPO・ボランティア等（以下「NPO・ボランティア関係団体等」という。）との連携を図り、災害においてボランティアの活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。

- (3) 連携体制の確保

ア 日頃から地域の防災関係者間の連携を取ることが重要である。そのため、市は、平常時から自主防災組織、NPO・ボランティア関係団体等との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野のNPO等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努める。

イ 市は、自主防災組織がNPO・ボランティア関係団体等、消防団、婦人（女性）消防（防火）クラブ、企業、学校、防災ボランティア団体など防災関係団体同士と顔の見える密接な関係（ネットワーク）を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施、支援及び指導に努める。

2 自主防災組織における措置

自主防災組織は、地域の実情に応じた防災計画に基づき、平常時及び災害の発生した場合において効果的に防災活動を行うよう努める。

(1) 平常時の活動

- ア 情報の収集伝達体制の確立
- イ 防災知識の普及及び防災訓練の実施
- ウ 火気使用設備器具等の点検
- エ 防災用資機材等の備蓄及び管理
- オ 地域内の要配慮者の把握

(2) 災害の発生した場合の活動

- ア 初期消火の実施
- イ 地域内の被害状況等の情報の収集
- ウ 救出・救護の実施及び協力
- エ 住民に対する避難情報の伝達
- オ 集団避難の実施
- カ 炊き出しや救援物資の配分に対する協力

なお、自主防災組織が結成されていない地域については、行政区等が上記に準じた活動を行うよう努める。

3 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進

(1) 防災リーダーの育成

市は、地域防災の中心として情報の収集や伝達・発信を行える災害に対する知識や防災活動の技術を習得した地域の実践的リーダーの養成に努める。

(2) 防災リーダーのネットワーク化の推進

防災リーダーが、各々の地域において自主防災活動を展開するのを支援するため、市は、防災リーダーの継続的な資質向上に努めるとともに、防災リーダーのネットワーク化を推進する。

また、防災リーダーが地域や企業等の自主防災活動等において円滑な活動ができるよう、市は、防災リーダーを積極的に活用する。

4 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進

(1) ボランティアの受入体制の整備

ア 市は、あらかじめ平常時において定期的に次の(ア)から(ウ)等の災害発生時の対応や連絡体制について、NPO・ボランティア関係団体等との意見交換に努める。

(ア) 市は、ボランティアの受入にに必要な机、イス及び電話等の資機材を確保し、

稲沢市社会福祉協議会と協力して、災害ボランティアセンターを設置する。

- (イ) 市は、災害時にコーディネーターを派遣することを協力するNPO・ボランティア関係団体（以下「協力団体」という。）にコーディネーターの派遣を要請する。
- (ウ) 市の災害ボランティアセンターに派遣されたコーディネーターは、ボランティアの受入れを行う。

イ 市は、防災訓練等において協力団体の協力を得て、広域ボランティア支援本部及び災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練を行う。

(2) ボランティアコーディネーター養成講座の開催

県及び市は、NPO・ボランティア関係団体等と相互に連絡して、ボランティアとして被災地の支援をしたい者と支援を求める者との調整役となるコーディネーターの確保に努める。このため、県及び市は、ボランティアコーディネーターの養成に努めるとともに、養成したボランティアコーディネーターに対して、コーディネート知識、技術の向上を図るためのレベルアップ研修等を実施する。

なお、市は、養成したボランティアコーディネーターに県が実施するレベルアップ講座等を受講させるものとする。

(3) NPO・ボランティア関係団体等との連携

県及び市は、災害時におけるボランティアの円滑な受入れ及びボランティアの効果的な活動を担保するため、平常時からNPO・ボランティア関係団体等と連携して、受援体制の構築・強化を図る。

県は、災害時にNPO・ボランティア関係団体等が効果的・効率的に活動するために開催される情報共有会議が円滑に運営できるよう、平常時から、「ボランティアの受入体制の整備とネットワーク化の推進等に関する協定」を締結した団体を構成員とした「防災のための愛知県ボランティア連絡会」及び多様な民間支援団体・組織等と一層の相互協力・連絡体制を推進する。

また、市町村においても、地域での連絡会の設置・協定の締結などにより、NPO・ボランティア関係団体等との連携に努める。

(4) 防災ボランティア活動の普及・啓発

県及び市は、ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、災害の発生した場合にボランティア活動を行いやすい環境づくりを進めるために、普及・啓発活動を行う。特に、「防災とボランティアの日」及び「防災とボランティア週間」においては、広報・啓発活動等を行うように努める。

また、若年層の活動がとりわけ期待されていることから、教育委員会や学校等と連携し、学生等が日常生活で災害について学ぶ機会を充実させるものとする。

第3節 企業防災の促進

1 企業における措置

(1) 事業継続計画の策定・運用

企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによ

るリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努める。

また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保、災害に起因する廃棄物の早期処理等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

(2) 生命の安全確保

顧客及び自社、関連会社、派遣会社、協力会社などの役員・従業員の身体・生命の安全、次に企業の従業員等業務に携わる者の安全を確保するものとする。

(3) 二次災害の防止

落下防止、火災の防止、建築物等の倒壊防止、薬液漏洩防止、危険区域の立入禁止など、自社拠点における二次災害防止のため安全対策の実施が必要である。

(4) 緊急地震速報受信装置等の活用

企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

(5) 地域との共生と貢献

緊急時における企業・組織の対応として、自社の事業継続の観点からも、地域との連携が必要であることから、地元地域社会を大切にする意識を持ち、地域との共生に配慮するよう努める。

企業の社会貢献の例としては、義援金・物資の提供、帰宅困難者等への敷地や建物の一部開放、被災地域の災害救援業務を支援するために必要とされる技術者の派遣等がある。また、被災時に救護場所や避難場所となる可能性が高い施設を企業が有する場合、当該施設の自家発電・自家水源・代替燃料などを平常時から確保することが望ましい。

2 市及び商工団体等における措置

市及び商工団体等は、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、事業継続計画（BCP）等の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により企業の防災力向上の推進を図る。

また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

(1) 事業継続計画（BCP）等の策定促進

ア 普及啓発活動

市及び商工団体等は、企業防災の重要性や事業継続計画（BCP）等の必要性について積極的な啓発に努める。また、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

イ 情報の提供

企業が事業継続計画（BCP）等を策定するためには想定リスクを考える必要があり、そのため、県及び市はそれぞれが策定している被害想定やハザードマップ等を積極的に公表する。

(2) 相談体制等の整備

市及び商工団体等は、企業が被災した場合に速やかに相談等に対応できるよう、相談窓口・相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援について、あらかじめ整理に努める。また、市は、あらかじめ商工団体等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

資 料	1 稲沢市防災ボランティアグループ	資料編 第 8-1 (P171)
	2 自主防災組織	資料編 第 8-2 (P171)

第2章 建築物等の安全化

基本方針

- 現在、建築物の構造上の安全性は、建築基準法を基盤に日本建築学会等の技術基準によってかなり高い水準が確保されているが、防災上重要な建物となる公共施設は、より強い地震を想定して、発災時の倒壊防止に加えて、十分な機能確保が図られるように努める必要がある。
- 地震が発生した場合の避難、救護、応急対策活動の本拠となる建築物の耐震性の強化を図るとともに、その他の公共建築物についても耐震性の確保を図らなければならない。
- 大規模かつ広域的な災害時に発生する膨大な業務量（救出・救助活動等の初動対応、道路啓開、がれき処理等の復旧活動、被災者の生活再建支援業務等）を軽減するためにも、住宅等を含めた建築物の耐震化・不燃化を一層推進するとともに、非構造部材の転倒・落下防止対策を推進する。
- 交通・ライフライン関係施設等は、住民の日常生活及び社会・経済活動上、欠くことのできないものであり、地震が発生した後の災害復旧の根幹となるべき使命を担っているため、事前の予防措置を日頃から講じておくことが重要かつ有効である。

第1節 建築物の耐震推進

1 市における措置

(1) 総合的な建築物の耐震性向上の推進

地震が発生した場合の避難・救護拠点となる施設を始めとする既存建築物の耐震性の向上を図るため、「耐震改修促進計画」に基づき、総合的な建築物の耐震性向上の推進を図っていく。

特に、地震で建築物が倒壊することによる避難路の閉塞を防ぐために、優先的に耐震化に取り組むべき避難路を指定し、その避難路沿道建築物の耐震診断の結果報告を義務付けることや、ブロック塀等の付属物の耐震対策を推進することで、対象建築物の耐震性向上を図る。

(2) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の適正な施行

建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物として、指定避難所等の防災上重要な建築物（昭和56年5月31日以前に着工した既存耐震不適格建築物に限る。）を指定し、耐震診断結果の報告を義務付けることとする。

2 耐震改修促進計画

(1) 既存耐震不適格建築物の耐震改修を促進するため、「耐震改修計画」の認定制度、建築物の地震に対する安全性に係る認定制度等の適正な施行に努める。

(2) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」により策定した「耐震改修促進計画」に基づき、総合的な既存建築物の耐震性の向上を推進する。

また、耐震改修促進計画において、耐震診断義務付け対象建築物として、指定避難所等の防災上重要な建築物（昭和56年5月31日以前に着工した既存耐震不適格建築物に限る。）を指定し、耐震診断結果の報告期限を定めることとする。

- (3) 学校、病院、百貨店、事務所等多数の人が利用する一定規模以上等の特定既存耐震不適格建築物の所有者・管理者に対し、耐震診断及び耐震改修の実施について、パンフレットなどにより普及・啓発する。

3 公共建築物の耐震性の確保・向上

(1) 防災上重要な建築物の耐震性の確保

市は、次の市有施設を「防災上重要な建築物」として各施設の耐震性の確保について、数値目標を設定するなど、計画的かつ効果的に実施し、災害が発生した場合の施設機能停止・低下の回避に努める。

ア 防災上重要な建築物

- (ア) 災害が発生した場合の復旧活動指示、制御等防災業務の中枢を担う市役所、市出先機関、消防施設
(イ) 被災者の緊急救護所、被災者の一時収容施設となる、病院、学校等の機関

イ 防災上重要な建築物に対する対応

- (ア) 新設建築物の耐震設計・施工の確保
(イ) 既存建築物の耐震化整備計画の策定
(ウ) 既設建築物のうち耐震性の不足する建築物の耐震改修の促進

(2) その他の市有建築物の耐震性の確保

その他の市有建築物のうち耐震性の不足するものの耐震改修

(3) 市及び民間の防災上重要な建築物の耐震性の確保

市は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に規定する、病院、学校、駅、百貨店等多数の人が利用する特定建築物や、その他の防災上重要な建築物について、耐震性の向上を図るため、民間施設関係団体等の指導・助言に努める。

特に、災害時の拠点となる市の庁舎等については、発災後に果たす機能を勘案し、建築物の構造の強度の確保や非構造部材の耐震対策等により、地震後に継続使用できるための改修を促進する。

4 一般建築物の耐震性の向上促進及び減災の推進

(1) 木造住宅の耐震診断・耐震改修等促進

ア 耐震診断費補助事業

市は、昭和56年5月以前に着工されたいわゆる旧基準木造住宅については、大規模地震により人命に関わる倒壊の危険性が高いため、旧基準木造住宅を対象に無料で愛知県木造住宅耐震診断員を派遣し、耐震診断を実施する耐震診断事業を実施している。

耐震性に不安のある住宅の所有者に耐震診断を受診していただくよう、県、建築関係団体との連携のもとに耐震診断費補助事業を誘導、支援することとし、事業の円滑な実施及び耐震診断の積極的な普及・啓発に努める。

イ 耐震改修費・除却費補助事業

耐震改修・除却については、耐震改修費・除却費補助事業の実施により、旧基準木造住宅の耐震化の促進を図る。

(2) 民間住宅の減災化施策の促進

県は、旧基準住宅（昭和 56 年 5 月以前着工）を対象に市町村の実施する減災化促進に関する補助事業に助成することにより、旧基準住宅の減災化の促進を図るものとする。

(3) 一般建築物の耐震診断・耐震改修等の促進

ア 普及・啓発

県及び市は、一般建築物所有者が、必要に応じ耐震診断及び耐震改修等を行い、その対策を講じていただくよう普及・啓発に努める。

イ 避難路沿道建築物の耐震診断費の助成

県が耐震化及び耐震改修の促進を図る必要があると認める避難路の沿道に所在する建築物に対し、耐震診断費を助成する。

ウ 耐震診断費補助事業

市は、民間の特定既存耐震不適格建築物、防災上重要な建築物に対する耐震診断費補助事業を実施することにより、耐震診断の促進を図るものとする。

エ 耐震改修費・除却費補助事業

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき耐震診断の結果報告が義務付けられている建築物に対する市町村の耐震改修費・除却費補助事業に助成することにより、耐震改修の促進を図るものとする。

オ 建築関係団体や大学等と連携した取組

県・市町村及び建築関係団体で構成する愛知県建築物地震対策推進協議会は、建築物の耐震診断や耐震改修の促進など震前対策等の推進に努める。

県内の国立 3 大学法人、県、名古屋市等で構成する愛知県建築地震災害軽減システム研究協議会は、有機的に災害軽減システムの研究を推進し、その研究成果を広く普及する。

(4) 住宅等地震対策普及啓発の推進

市は、住宅等の地震に対する知識を広めるため、建物等のわかりやすい補強方法等を記したパンフレット等を市民に配布するなど地震対策知識の普及に努める。

(5) その他の安全対策

住宅・建築物の構造強化だけでは十分とはいえず、ブロック塀の倒壊、家具の転倒、瓦屋根・窓ガラス・天井の破壊・落下やエレベーターの閉じ込め、敷地の崩壊などに対する対策を推進する。

5 都市建築物の防災対策

(1) 高層建築物の防災対策

11 階建以上又は高さ 31m を超える高層建築物については、消防機関の立入検査強化を始め、現行消防法に規定された消防用設備等の完全設置及びその維持管理についての適正な運用、防火・防災管理者制度の円滑な推進を図るとともに、消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の励行について、指導の強化に努める。

資 料	1 高層建築物	資料編 第 2-1 (P110)

6 被災建築物の応急危険度判定の体制整備

(1) 応急危険度判定士の養成等

市は、県や愛知県建築物地震対策推進協議会と協力し、建築士等を対象に判定士養成講習会に参加するよう啓発し、判定士の養成に努めるものとする。

(2) 愛知県建築物地震対策推進協議会による相互支援体制の推進

県、市及び建築関係団体は、地震が発生した場合における応急危険度判定の実施をより迅速かつ的確に行うため、愛知県建築物地震対策推進協議会において、県内市町村相互の支援・判定体制の確立に努める。

また、長周期地震動の危険性や家具等の転倒防止の重要性について広く県民や事業者にも周知し、高層階における室内安全対策を促進する。

第2節 交通関係施設等の整備

1 施設管理者等における措置

施設ごとに耐震性を必要とされる構造物については、耐震性の強化を図るとともに、その他の施設についても被害軽減のための諸施策を実施し、被害を最小限にとどめるよう予防措置を講ずる。

2 道路施設

(1) 道路・橋梁等の整備

ア 災害に強い道路ネットワークの整備

大地震等の災害発生時においても、経済活動、市民に及ぼす影響を最小化し、災害応急活動における対策活動の実施に必要な物資・資機材・要員等の緊急輸送を行うため、緊急輸送道路を事前に指定するとともに、その整備に努める。さらに、必要な代替ルートの確保に努める。

イ 橋梁等の耐震性の向上

(ア) 新設橋梁等

新たに橋梁等を建設する場合は、耐震性に配慮した建設を積極的に推進し、道路機能の確保を図る。

(イ) 既設橋梁等

緊急輸送道路等における重要な橋梁について橋梁本体の耐震補強を推進する。特にゼロメートル地帯等橋梁取付部の沈下の恐れがある地域においては、耐震補強に加えて段差対策を推進する。

ウ ライフライン共同収容施設の整備

震災時において、電気、電話、ガス、上水道等のライフラインの安全性・信頼性の向上を図り、また、道路上の工作物等をできる限り少なくして、災害応急対策の円滑な実施を図るため、ライフラインの共同収容施設である共同溝・電線共同溝の整備を推進する。

(2) 緊急輸送道路の指定

地震直後から発生する緊急輸送（救助、救急、医療、消火活動及び避難者への緊急物資の供給等に必要な人員、物資等の輸送）を円滑かつ確実に実施するために必要な

緊急輸送道路及びくしの歯ルートをあらかじめ指定し、他の道路に優先して地震防災対策を実施する。

(3) 重要物流道路の指定

平常時、災害時を問わず安定的な輸送を確保するため、物流上重要な道路輸送網を重要物流道路（代替・補完路を含む。）として国が指定を行う。指定された重要物流道路は、道路管理者が機能強化を実施する。

(4) 沿道建築物に耐震診断を義務付ける道路の指定

南海トラフ地震等の大規模地震への備えとして、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、広域的な避難、救助の観点から必要な道路を、沿道建築物に耐震診断の結果の報告を義務付ける道路として指定する。

(5) 応急復旧作業のための事前措置

地震が発生した後、早期に緊急輸送道路を確保するため、道路の被害状況を迅速に把握し、それに基づく応急復旧への早期着手及び復旧資機材の速やかな調達体制づくりに努める。

資 料	1 緊急輸送道路網	資料編 第 7-2 (P161)
参 考	1 稲沢市防災地図 図-1 防災施設及び緊急輸送・重要物流道路図	参考編 33 (P362)

3 交通安全施設等

(1) 交通管制センター及び信号機

地震に対してその機能が保持できるように耐震対策を講じる。

(2) 信号機電源付加装置

緊急交通路の主要交差点を重点として、信号機電源付加装置を整備する。

(3) 交通情報収集・提供機器

緊急交通路の機能を確保するため、交通規制情報、迂回ルート情報等を提供する道路交通情報提供機器を適切に管理し、発災時の有効活用に備える。

(4) 交通規制用資機材

緊急交通路の機能を確保するため、使用する交通規制表示板等必要な資機材を適切に管理し、発災時の有効活用に備える。

4 鉄道

(1) 東海旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社

ア 災害が発生した場合のおける業務体制の整備

(ア) 対策本部及び復旧本部体制の整備

(イ) 非常参集体制の整備

(ウ) 関係機関との連絡調整

(エ) 被災時の業務執行

イ 施設の防災対策及び気象設備等の整備

ウ 情報収集・伝達体制の整備

(ア) 情報伝達ルートの確立

- (イ) 情報伝達手段の確保
- エ 旅客公衆に対する体制の整備
 - (ア) 旅客公衆に対する避難誘導體制の整備
 - (イ) 負傷者の搬送体制等の整備
 - (ウ) 駅構内の秩序の維持
 - (エ) 交通輸送対策の策定
- オ 防災資機材の整備等
- カ 災害応急業務に従事する職員の現況把握及び活用
- キ ヘリコプターの活用
- ク 防災上必要な教育・訓練
- ケ 広報体制の整備
- コ 消防、出水及び救助に関する措置
- サ 病院等医療施設における救護対策
- シ 電力の確保
- (2) その他の鉄道事業者
 - ア 構造物の耐震性

最近の構造物は、関係基準等に定められた耐震設計を行っている。

古い構造物についても、機会あるごとに最近の耐震設計に合うよう改良に努め、耐震性の強化を図る。
 - イ 鉄道施設等の点検巡回

地震も含めた全体的な事故災害を防ぐ目的で技術係員による定期的な点検、巡回を行うとともに、災害発生後速やかに緊急点検を実施する。
 - ウ 地震計の整備充実

地震計の計画的増進を進めるとともに、列車運行の安全確保を図る。
 - エ 情報連絡体制の強化

被害状況の早期収集体制、点検体制の整備を図るとともに、情報を迅速に収集するため通信設備の計画的な増備・増強を図る。
 - オ 利用客の安全確保

地震等による異常事態が発生したときに、適切な判断に基づいた旅客の救護誘導ができるようマニュアルの作成や定期的な訓練教育を行うほか、運転規制によって災害防止に努める。
 - カ 運転規制

地震等による異常事態が発生したときは、適切な判断に基づいた旅客の救護誘導ができるよう訓練教育を行うほか、運転規制によって災害の防止に努める。

 - (ア) 列車運転中に地震等による異常を感知したときは、速やかに列車を停止させる。
 - (イ) 異状を認めた場合は、駅又は運転指令へ連絡して指示を受ける。
 - (ウ) 運転を再開する場合は、注意運転によって最寄り駅まで運転し、駅又は運転指令の指示を受ける。
 - (エ) 状況により諸施設担当責任者は、施設の点検、巡回の手配を行う。

第3節 ライフライン関係施設対策

1 施設管理者、市における措置

(1) 施設の代替性及び安全性の確保

電力施設、ガス施設、上水道、工業用水道、下水道、通信施設等の管理者は、ライフライン関係施設等について、耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

(2) 早期復旧や予防保全の迅速化に向けた相互の連携

市は、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、電気事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と早期復旧のための協力体制の整備を推進する。

2 電力施設

(1) 設備面の対策

ア 変電設備

変電設備は、地盤の強度や機器等の耐震性を考慮した設計がされているが、過去に発生した災害に伴う被害の実態等を考慮し、各設備の被害防止対策を講ずる。

イ 送・配電設備

地震による不等沈下、地すべり等を生じる可能性が高い軟弱地盤にある設備については、基礎の補強等による耐震対策を考慮するとともに、これらの地帯への設備の設置は極力避ける。

(2) 体制面の対策

ア 保安の確保

設備の巡視・点検を行い、保安の確保を図る。

イ 資機材等の確保

災害が発生した場合に備えて、日ごろから資機材等確保の体制を確立する。

(ア) 応急復旧資機材及び車両

(イ) 食料その他の物資

ウ 電力融通

災害が発生した場合に供給力が不足すること考えられるので、他電力と電力融通体制を確立する。

3 ガス施設

ガスは、生活に欠かせないエネルギーであり、これを供給する施設に被害を受け、ガス供給が円滑に行われないと日常生活に大きな影響を与えるので、地震による被害発生を軽減するとともに、万一の被害発生時には、二次災害を防止し、早期復旧を図るため、次の対策を講じる。

(1) ガス工作物の耐震性の向上

ア 製造設備

新設設備は、ガス工作物の技術上の基準、製造設備等耐震設計指針等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備については、耐震性を維持するため、設備の重

要度に応じて定期点検を行い、補強等必要に応じた対策を講ずる。

イ 供給設備

新設設備は、ガス工作物の技術上の基準、ガス導管耐震設計指針等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備は、必要に応じて補強を行う。

(2) 津波浸水対策

津波浸水が想定される設備については、その重要度に応じて、必要な対策を講ずる。

(3) 緊急操作設備の強化

ア 設備の緊急停止装置等

緊急時の保安確保を図るため、高中圧ガス製造設備への緊急停止装置の設置、液化ガス貯槽、大型の油貯槽、球型ガスホルダー、高圧導管等への緊急遮断装置の設置を行う。

イ 緊急放散設備等

製造設備及び導管の減圧を安全に行うため、必要に応じ、緊急放散設備等を設置する。

ウ 中圧 B 導管・低圧導管

迅速な地域ブロック化が可能となるよう、遮断する設備を整備する。

エ 地震計の設置

地震情報を速やかに入手し、地震の規模、被害程度を推定し、早急な応急対策を講ずるため、供給区域内主要地点に地震計を設置し、SI 値※、加速度値等を収集できるように整備する。

※ SI 値：Spectrum Intensity の略で、構造物の地震被害との相関性が高い指標として用いられており、速度の単位カイン（cm/秒）で表される。この値は、速度応答スペクトルを、固有周期が 0.1～2.5 秒の範囲で積分平均することにより求められる。

オ 通信設備

主要拠点間の情報連絡、データ伝送、遠隔操作等に必要な無線設備の整備拡充を図る。

また、緊急処理、復旧作業時の情報連絡のための移動無線等の整備拡充を図る。

(4) 応急復旧体制の整備

ア 関係官庁、一般社団法人日本ガス協会等との非常時の連絡体制の整備、強化を図る。

イ 復旧動員体制（工事会社を含む。）の整備、強化を図る。

ウ 復旧を迅速に行うための、低圧導管の地区別ブロックの維持を図る。

エ 復旧用資機材、飲料水、食料等以下に示す物品について備蓄又は調達体制の整備を図る。

非常用資機材、機工具、車両、燃料、救急医薬品、飲料水、食料、代替熱源、その他

オ 教育・訓練の充実を図る。

カ 需要家における地震が発生した場合の処置に関する広報活動を推進する。

キ 警察、消防、報道機関等との連携の強化を図る。

ク 一般社団法人日本ガス協会を通じた全国規模の救援隊受入れのため、応急復旧用

資機材置場、駐車場、仮設現場事務用地、救援隊員用の宿泊施設、食料・飲料水、その他必要物資、備品等の確保についての調査及び調達体制の整備を図る。

ケ 災害が発生した場合に早期復旧を図るための導管管理図面を整備して、さらに、迅速な対応が可能となるよう、管理図面についてコンピューターマッピングシステム化等の充実を図る。

コ 二次災害の防止や需要家の不安の解消を迅速に行い、また、復旧作業の円滑な推進を図るための広報活動マニュアルの整備を進める。

4 上水道

(1) 施設の防災性の強化

水道施設の耐震性については、施設の新設拡張、改良等の際に十分に耐震設計及び耐震施工を考慮する必要がある。また、商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する。なお、石橋第二浄水場の耐震化事業を行っており、配水池の耐震補強を順次実施している。

水道配管において、Φ400mm以上の基幹管路の耐震化を計画的に実施中である。また、給水拠点である指定避難所、医療施設などへの重要主要支線管路についても、耐震化を計画的に実施中である。

(2) 応急給水用資機材の点検補修

給水車、給水タンク、ドラム缶、ポリ容器、水袋、バケツ、ろ水機、消毒用塩素剤（次亜塩素酸ソーダ、塩素等）、水質検査用器具（残塩計、PH計）等の資機材を平素から整備して、点検補修しておく。

また、借上げ可能な資機材については、その調達先、在庫数を平素から調査しておく。

(3) 応急給水体制と防災用資機材の整備拡充

水道施設の被災により、水道の給水機能を継続できなくなった場合は、市民が必要とする最低限の飲料水を確保するため、市が中心となって応急給水活動を実施する必要がある。給水方法は、指定避難所、医療施設、配水池などの給水拠点において、水道水を原則供給する。

なお、応急給水活動に必要な給水車、給水タンク、消毒剤、ろ水機、可搬式ポンプ、可搬式発電機及び運搬車両の整備増強を図る。

(4) 防災非常時の協力体制の確立

市長は、自ら飲料水の供給又は施設の復旧が困難な場合は、近隣市町村又は県へ応援を要請し、応援の要請を受けた市町村又は県は、これらに積極的に協力する。

また、関係職員、関係業者、関係行政機関等の非常参集、連絡体制を平素から確立していくことが必要である。

資 料	1 浄水場等施設	資料編 第12-1 (P192)
	2 応急給水用資機材	資料編 第12-3 (P192)

5 下水道

下水道管理者（県（建設局）及び市町）は、下水道施設の計画、設計、施工及び維持管理にあたっては、「下水道施設の耐震対策指針と解説（公益社団法人日本下水道協会）」及び「下水道の地震対策マニュアル（公益社団法人日本下水道協会）」に適合させ、かつ、地域や地質の実状に応じて必要な対策を講ずる。

(1) 管渠施設の対策

下水道管理者は、流下機能を確保することができないと予測される管渠から順次補強する。

また、新たに下水管渠を敷設する場合には、基礎、地盤条件等、総合的な見地から検討し、計画するが、地盤の悪い箇所に敷設する場合は、人孔と管渠の接合部に可撓性伸縮継手を使用する等の工法で実施する。なお、液状化の恐れのある地盤に敷設する場合には、地盤改良等の対策を実施する。

(2) ポンプ施設、終末処理場施設の対策

下水道管理者は、最低限の下水処理機能を確保できないと予測される施設から順次補強する。

なお、液状化の恐れのある地盤に築造する場合には、構造物だけでなく、埋設配管の基礎についても地盤改良等の対策を実施する。

また、商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する。

(3) 緊急連絡体制の確立

県は、被害状況の把握や復旧のために、「愛知県下水道事業における災害時支援に関する要領」に基づき、県内関係市町との連携体制を確立する。

(4) 復旧用資機材の確保

下水道管理者は、可搬式排水ポンプその他復旧に必要な資機材の確保及び整備に努める。

また、県は、資機材について、保管リストを集計把握し、関係機関等に周知する。

(5) 復旧体制の確立

下水道管理者は、被災時には、関係職員、関係業者、手持ち機械器具、復旧用資機材だけでは対応が不十分となることが予想されるため、近隣市町村との相互支援体制の確立を推進する。

(6) 民間団体等の協力

県は、本県の管理する流域下水道幹線管渠について、公益社団法人日本下水道管路管理業協会愛知県部会と協定を締結し、処理場・ポンプ場について、日本下水道事業団及び一般社団法人日本下水道施設業協会と協定を締結し、被災後の状況調査等への支援体制を確立する。

また、下水道管理者（市）は、発災後においても下水道施設の維持又は修繕が迅速かつ円滑に行われるよう民間事業者等との協定締結などに努める。

参 考	災害時における復旧支援協力及び維持修繕に関する協定 23 (8)(別冊 P175)

6 通信施設

(1) 電気通信

ア 西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、国内電気通信事業の公共性にかんがみ、災害が発生した場合においても通信の確保ができるよう、設備の耐震・防火・防水、伝送路の多ルート化等の防災対策を推進し、被害の未然防止を図る。

(ア) 設備の耐震対策

- a 建物、鉄塔の耐震対策
- b 通信機械設備の固定・補強等

(イ) 防火・防水対策

- a 防火シャッター、防火扉・防火壁の整備
- b 防水扉・防潮板の設置
- c 下水管・ビル内のマンホール・洞道からの浸水防止
- d 爆発性危険物の保管方法、整備及び取扱方法の徹底

(ウ) 通信網の整備

- a 伝送路の多ルート化
- b 大都市における洞道網の建設促進及び整備

(エ) 各種災害対策機器の整備

- a 衛星電話機の配備
- b 可搬型無線機の配備
- c 移動電源車及び可搬型電源装置の配備
- d 防災用資機材の配備

(オ) 防災に関する訓練

- a 災害予報及び警報伝達の訓練
- b 災害時における通信の疎通訓練
- c 設備の災害応急復旧訓練
- d 社員の非常参集の訓練

(カ) 長時間商用電力供給停止による通信リソース停止対策の見直し
蓄電池、発電装置系の耐震対策を強化

資 料	1 通信施設・設備等	資料編 第 5-1 (P151)

イ KDDI 株式会社

KDDI 株式会社は、国際電気通信事業の公共性にかんがみ、災害に際しても国際通信を確保できるよう平素からその関連設備及び付帯設備の防災構造化を実施している。国際伝送路の多ルート化、代替伝送路の設定、国内伝送路の確保等については、国内外の関係機関と密接な連絡調整を行う。

激甚な大規模災害に備えて、阪神・淡路大震災を教訓に、長時間商用電力供給停止に対する自家発電機用燃料補給対策の確立及び被災地域への国際通信の疎通確保対策の検討を行う。

(ア) 設備の耐震対策

- a 建物、鉄塔の耐震対策
- b 通信機械設備の固定・補強等
- (イ) 防火対策
 - a 防火シャッター、防火扉・スプリンクラー等消火設備の整備
 - b 構内通信ケーブルの延焼防火措置の実施
- (ウ) 通信網の整備
 - a 国際伝送路の多ルート化
 - b 国内外代替伝送路の確保
- (エ) 防災に関する訓練
 - a 災害予報及び警報伝達の訓練
 - b 災害時における通信の疎通訓練
 - c 国際通信設備等の応急復旧訓練
 - d 社員の非常参集の訓練
- (オ) 被災地域への通信の疎通確保対策の検討
 - a 国際電話のオペレータによる取扱いと運用体制の検討
 - b 車載地球局、可搬型地球局の利用による国際通信疎通手段確保の検討
 - c 可搬型国際電話ブース配備の検討
- (カ) 緊急連絡手段確保対策
 - a 緊急社員呼出しシステム導入の検討
 - b アマチュア無線、防災無線、携帯電話、パソコン通信等を活用した連絡網導入の検討
- (キ) 緊急輸送対策

委託ヘリコプターによる自家発電機用燃料補給及び復旧要員輸送ルートの整備
ウ 株式会社NTTドコモ

株式会社NTTドコモは、移動通信事業の公共性のかんがみ、災害が発生した場合においても通信の確保ができるよう、設備の耐震・防火・防水、伝送路の多ルート化等の防災対策を推進し、被害の未然防止を図っている。

なお、激甚な大規模地震が発生した場合には、速やかに通信機器の機能回復を図るとともに、他の利用可能な通信施設との連携を取り、通信手段を確保するための緊急対策及び抜本対策を策定し、各種通信対策を図ることが必要である。

- (ア) 設備の耐震対策
 - a 建物、鉄塔の耐震対策
 - b 通信機械設備の固定・補強等
- (イ) 防火・防水対策
 - a 防火シャッター、防火扉、防火壁の整備
 - b 防水扉・防潮板の設置
- (ウ) 通信網の整備
 - a 伝送路の多ルート化
 - b 重要通信センタの分散化
- (エ) 各種災害対策機器の配備

- a 移動無線基地局(中継函タイプ含む)車の配備
 - b 移動電源車の配備
 - c 非常用マイクロ設備の配備
 - d 衛星携帯電話及び携帯電話の配備
 - (オ) 防災に関する訓練
 - a 災害予報及び警報伝達の訓練
 - b 災害時における通信の疎通訓練
 - c 設備の災害応急復旧訓練
 - d 社員の非常参集の訓練
 - (カ) 長時間商用電力供給停止による通信リソース停止対策
蓄電池、発電装置の長時間化
 - (キ) 被災地域への通信の疎通確保対策
 - a 災害対策機器による通信の疎通確保
 - b 非常用基地局による通信の疎通確保
- エ ソフトバンク株式会社
- ソフトバンク株式会社は、電気通信事業の公共性に鑑み、災害時においても可能な限り電気通信サービスを確保し提供できるよう、平素より通信設備等の信頼性向上に努める。
- (ア) 設備の耐震対策
 - a 建物、鉄塔の耐震対策
 - b 通信機械設備の固定・補強等
 - (イ) 防火・防潮対策
 - a 防火シャッター、防火扉、スプリンクラー等消火設備の整備
 - b 防水扉・防潮板の設置
 - (ウ) 通信網の整備
 - a 伝送路の多ルート化
 - b 主要な中継交換機の分散設置
 - c 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置
 - (エ) 防災に関する訓練
 - a 災害予報及び警報伝達
 - b 非常招集
 - c 災害時における通信疎通確保
 - d 各種災害対策用機器の操作
 - e 電気通信設備等の災害応急復旧
 - f 消防
 - g 避難と救護
 - (オ) 被災地域への通信の疎通確保対策の検討
衛星回線により基地局伝送路の検討
 - (カ) 緊急輸送対策
委託ヘリコプターによる復旧要員輸送ルートの整備

オ 楽天モバイル株式会社

楽天モバイル株式会社は、電気通信事業の公共性に鑑み、災害時に際しても可能な限り電気通信サービスを確保し提供できるよう、平素から通信設備等の信頼性向上に努める。

(ア) 設備の耐震対策

- a 建物、鉄塔の耐震対策
- b 通信機械設備の固定・補強等

(イ) 防火対策

- a 防火シャッター、防火扉、スプリンクラー等消火設備の整備

(ウ) 通信網の整備

- a 伝送路の多ルート化
- b 主要な中継交換機の分散設置
- c 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置

(エ) 防災に関する訓練

- a 災害予報及び警報伝達
- b 非常招集
- c 災害時における通信疎通確保
- d 各種災害対策用機器の操作
- e 電気通信設備等の災害応急復旧
- f 消防
- g 避難と救護

(オ) 被災地域への通信の疎通確保対策の検討

可搬型基地局等を用いた衛星回線による通信確保の検討

(カ) 緊急連絡手段確保対策

コミュニケーションツールの活用を含めた複数の通信手段の整備

(キ) 緊急輸送対策

関係機関との連携による輸送手段の確保の検討

(2) 専用通信

災害時の情報連絡手段として、無線を利用した専用通信は、極めて有効な方法である。現在、県、市町村、警察、気象庁、国土交通省、海上保安庁、東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、中日本高速道路株式会社、さらに電力・ガス会社、私鉄等防災関係機関において設置されているこれら専用通信の確保については、基本的には次のような点に特に留意していくことが重要である。

ア 耐震性の強化

局舎、装置等について、耐震性の強化に努める。

イ 伝送路の強化

通信機能を確保するために、衛星通信回線の設定、バックアップ回線の設定、ルートの二重化等を促進する。また、地域住民への災害情報の伝達手段として、同報無線局の早急な設置を促進する。

ウ 装置、器材の充実

予備電源、移動無線、可搬型無線機、携帯電話等の資機材の充実整備を図り、災害に備える。

エ 定期的な点検の実施

常時使用可能とするため、施設・装置の定期的な保守点検を実施する。

オ 防災訓練等の実施

通信の重要性を認識し、平素から関係者による休日や夜間における防災訓練を実施して、機能の確保及び通信設備の習熟に努める。

カ 移動系無線局の配備

防災関係機関は、被災地において円滑な情報の収集伝達手段を確保するため、地震に強い移動系無線局の効果的活用を努めるものとする。

(3) 各種通信対策

ア 防災相互通信用無線局

災害現場に集結する各防災関係機関が連携して有効適切な防災活動を実施するには、その情報の伝達の手段として、各防災関係機関が開設する防災相互通信用無線局を利用する。

(一般的に、同一免許人間でのみ利用が可能で、他の免許人と通信することはできないが、防災相互通信無線は、他免許人との通信ができる。)

イ 放送

放送は、非常災害時における市民への情報の伝達手段として極めて有効であるので、大規模地震の発生等に際して、その機能を確保するため次のような対策の推進に努めるものとする。

(ア) 送信所の建物、構築物の耐震力の強化を図る。

(イ) 放送設備、特に放送主系統設備、受配電設備、非常用発電設備等の耐震対策を実施する。

(ウ) 放送設備等重要な設備については、代替又は予備の設備を設ける。

(エ) 防火設備等を設け、二次災害の発生を防止する。

(オ) 建物、構築物、放送設備等の耐震性等について定期的に自主点検を実施する。

ウ 非常通信

地震が発生した場合又は発生するおそれがある場合において、無線局は、その目的、通信の相手方及び通信事項を越えて非常通信を実施することができるが、この事態に備えて、次の措置を講じる。

(ア) 非常通信協議会の拡充強化

(イ) 非常通信訓練の実施

(ウ) 非常通信訓練の総点検

エ 携帯電話の配備

各防災関係機関は、迅速かつ的確な応急対策活動を行うため、携帯電話の有効活用を図るように努める。

7 農地及び農業用施設

農地及び排水機、樋門、水路等の農業用施設の災害は、農地及び農業用施設のみにとどまらず、一般公共施設等にも広くその被害が及ぶことが予想されるため、老朽化施設等の整備を推進するとともに、激甚な大規模災害に備えて、農業用施設の耐震性をより一層向上させるよう努める。

排水機、樋門、水路等の整備

排水機、樋門、水路等については、地震に対してその機能が保持できるように耐震基準に適合した構造で新設又は改修を行う。

資 料	1 水防施設・設備等	資料編 第 4-3 (P143)

第4節 文化財の保護

1 本市の文化財の状況

本市には、往古尾張の国府、国分寺、国分尼寺が置かれた関係上、数多くの文化財が生み出された。これら先人が残した文化遺産は、所蔵者、管理者のみでなく市民が一体となって後世に伝えなければならない。

- (1) 国指定文化財 24 件
- (2) 愛知県指定文化財 35 件
- (3) 稲沢市指定文化財 132 件

2 市における措置

- (1) 防災思想の普及
文化財に対する市民の愛護精神を高め、防災思想の普及を図る。
- (2) 管理者に対する指導・助言
管理者に対する防災知識の普及を図るとともに、管理、保護について指導、助言を行う。
- (3) 連絡・協力体制の確立
災害が発生した場合に備え、管理者等は、市及び消防関係機関等との連絡・協力体制を確立する。
- (4) 適切な修理の実施
適時、適切な修理を実施して、予想される被害を未然に防止する。
- (5) 防火・消防施設等の設置
自動火災報知設備、貯水槽、防火壁、消防道路等の施設の設置を促進する。
- (6) 文化財及び周辺環境の整備
文化財及び周辺環境の整備を常に実施する。

3 平常時からの対策

- (1) 県が作成した国指定、県指定文化財の所有者ごとに「文化財レスキュー台帳」を活用し、文化財の保存（保管）状況の掌握に努める。

なお、文化財レスキュー防災台帳の内容は次のとおりとする。

ア 所有者名・所在地・連絡先・所轄消防署名・変更履歴・所有者住所

イ 所有文化財名（指定区分、種別、員数、指定年度、構造形式、時代、年代、代表者氏名、座標、解説、備考、記号及び番号、指定解除年月日、解除理由、その他）

ウ 防災関係の状況（防災組織、消火設備、通報設備、避雷設備、管理状況、警備方法、周辺の状況、周辺の環境、収蔵庫の状況、所有者の緊急連絡先、所有者以外の緊急連絡先、被災歴、無人時の警備方法、消火方法他特別な設備等、その他）

エ 所在地内の地図・周辺地図・広域地図・写真

- (2) 文化財防災台帳（非常災害時以外は非公表）を本庁に配備して、大規模災害が発生した場合に備える。
- (3) 所有者（管理者）に対する防災知識の普及を図るために県が発行した「文化財の防災の手引き」を利用し、その管理・保護対策について指導・助言をする。
- (4) 自動火災報知設備、消火栓、放水銃、貯水槽、避雷設備等の防災・防火設備の設置を促進する。
- (5) 県文化財保護指導委員及び市文化財保護審議会委員と協力し、文化財に関する定期的な点検を実施する。

4 重要文化財の耐震対策

平成30年8月9日付け文化庁文化財部参事官（建造物担当）の事務連絡「重要文化財（建造物）の耐震対策について」のとおり、下記の耐震対策を実施する。

- (1) 耐震予備診断・耐震診断及び耐震補強の実施
- (2) 対処方針の作成・提出
- (3) 耐震対策推進の周知徹底
- (4) 補助事業における耐震予備診断の必須
- (5) 耐震予備診断実施の徹底

5 応急的な対策

被害が発生した場合の現場保存や緊急的保存措置の指導を行い、火災・散逸などの二次災害防止に努める。

6 災害が発生した場合の対応

災害時には、次の対策を実施する。

- (1) 被害状況の把握と報告
- (2) 事後措置の指示・伝達

7 応急協力体制

市は、緊急避難用保管場所（収蔵庫、資料館等）の提供など文化財の安全確保に努めるとともに、県に文化財の専門知識を有する者の派遣を要請して、適切な対応が図れる

よう応急協力体制の確立を図る。

第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

1 県及び市における措置

県は、「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和55年法律第63号)」による「地震対策緊急整備事業計画」及び地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)による「地震防災緊急事業五箇年計画」を作成し、市は、これらの計画に基づき、地震防災上緊急に整備すべき施設等を整備するものとする。

また、県及び市は、地震防災対策を推進するため、単独事業等を実施する。

2 単独事業等

(1) 防災対策事業

県及び市は、災害に強く安全なまちづくりを進めるため、防災対策事業債を活用した防災対策事業を実施する。

(2) 補助事業

県は、地震防災対策事業の推進を図るため、市に対して県費補助金を交付し、市は、これを活用した地震防災対象事業を実施する。

第3章 都市の防災性の向上

基本方針

- 都市計画のマスタープラン等に基づき、適切に土地利用計画を定め、道路・公園等の防災上重要な都市施設の整備や建築物の不燃化を促進し、さらに都市基盤施設が不足する密集市街地では、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の面的整備事業を促進する。
また、これらの整備に加え、自然環境の機能を活用することなどにより地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。
- 広域かつ大規模な災害においては、応援部隊の活動拠点や仮設住宅建設、がれきの仮置場となる空地が不足することが想定されるため、予めオープンスペースの活用方法について調整しておく。

第1節 都市計画のマスタープラン等の策定

1 市における措置

(1) 都市計画のマスタープランの策定

市都市計画マスタープランにおいて、都市の防災性の向上に関する方針等を示すとともに、マスタープラン等に基づき、道路・公園等の防災上重要な都市施設等の整備を促進する。

(2) 防災街区整備方針の策定

地域の実情に基づき、必要に応じて防災街区整備方針を策定し、防災再開発促進地区等を定める。

2 関係調整事項

都市計画は都市改造、土地区画整理、公園、緑地の整備、上下水道の整備等の都市計画事業に基づき火災、風水害対策等の防災面にも重点をおいて土地や水の性状等を十分配慮し計画するよう考慮する。

第2節 防災上重要な都市施設の整備

市における措置

都市における大規模火災に対する安全確保のためには、建築物の耐震不燃化とともに、緑地、公園、街路等の防災空間（オープンスペース）を整備することが必要である。

市は、防災空間の整備として、緑地の確保、公園、街路等の都市施設の整備を推進して、都市全体の安全性の向上に努める。

(1) 防災対策に資する公園緑地の配置計画

市は、緑のマスタープラン等に基づき、都市公園等の整備を積極的に進める。

(2) 緑地の保全

市街地に残された緑地は、災害が発生した場合における遮断地帯、緩衝地帯、避難地等として、有効な機能を果たす。

また、住民の健康で安全な生活環境を確保するためにも、良好な自然的環境を有す

る緑地は、積極的に保全する。

(3) 都市公園の整備

公園は、過去の例が示すように災害が発生した場合の避難場所、避難路あるいは救済活動の拠点として、防災上重要な役割を持っており、都市公園の量的拡大そのものが、防火帯や避難場所等の防災機能の増大を果たすことになることから、その整備を積極的に推進する。

(4) 街路の整備

都市内道路の整備、拡幅により都市内に空間を与え、火災の延焼を防止して、災害が発生した場合においては、緊急輸送路及び避難路としての機能を確保する。

(5) 公園緑地の整備

主に市街地の公園緑地の規模と配置の適正化に留意しつつ拡充整備を図る。

また、施設面で外周部に植栽して緑化を行い、火災の拡大防止及び非常災害時の一時避難場所、被災者の収容地として、災害の防止並びに復旧に対処する。

第3節 建築物の不燃化の促進

市における措置

(1) 防火地域、準防火地域の指定

市は、市街地における建築物の不燃化を促進し、火災の危険を防除するため、防火地域及び準防火地域を指定して必要な規制を行う。

現在では、防火地域約 24ha、準防火地域約 123ha を指定している。

(2) 建築物の防火規制

ア 防火地域、準防火地域の指定

市は、火災が起きた場合に、その火災を極力他の建築物に及ぼさないように、地域によって集団的な防火に対する規制を行い都市防火の効果を高めることを目的として、建築物の密度が高く、火災危険度の高い市街地の区域を防火地域・準防火地域に指定し、建築物の不燃化を促進して安全な市街地の形成を図る。

(3) 建築物の火災耐力度増強策の促進

市は、建築物自体の耐火・防火について、建築基準法を中心とする各種法令により、地震が発生した場合にも、火災ができるだけ拡大しないような措置をとる。

特に、大規模建築物や不特定多数の人が使用する人命に危険性の多い建築物は、防火上、避難上の各種の措置の徹底を図る。

(建築基準法の防火規制)

ア 不特定多数の使用に供する特殊建築物等は、階数が3以上であるものあるいは規模に応じて、また、一定の数量を超える危険物の貯蔵及び処理の用に供する建築物は、耐火建築物又は準耐火建築物とする。

イ 不特定多数の使用に供する特殊建築物等は、階数が3以上である建築物、無窓建築物、延べ面積が1,000㎡を越える建築物は、避難階段を設けるなど、避難上又は消火上支障がないようにする。

ウ イに掲げる建築物、火気使用室等は、その壁、天井の室内に面する部分の仕上げを防火上支障がないものとする。

資 料	1 防火地域・準防火地域	資料編 第2-2 (P111)

第4節 市街地の面的な整備・改善

1 市における措置

(1) 土地区画整理等

土地区画整理事業等によって計画的に整備された地域においては、既存の良好な居住環境の維持を図る。既存市街地において基盤整備が十分でない地域においては、土地区画整理事業や地区計画制度等の活用により、道路、公園及び上下水道等の生活基盤となる施設を誘導し、良好な都市環境の整備を図る。

・稲沢西土地区画整理事業 41.53ha

(2) 住宅地域改良事業

住環境の整備改善をするとともに、集団的に改良宅地を建設し、都市における災害防止を図る。

(3) 市街地再開発事業

都市における災害防止を図るとともに、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る。

2 関係調整事項

防災街区の整備のみでは都市防災対策は十分目的が達せられないので、他の諸施設の防災対策と関連させ総合的な防災計画を樹立し、大きく都市計画の問題として扱うよう考慮する。

第4章 液状化対策・地盤災害等の予防

基本方針

- 液状化（クイック・サンド現象）危険地域における防災対策とし、住宅等の高層化によりオープンスペースを確保するとともに、支持杭の使用を奨励して、建築物の耐震性の強化に努める。
- 地震により発生する地割れ・液状化や地すべり等の地盤災害の予防に万全を期すものとし、特に、地震災害の予防的見地から、造成地、埋立地、軟弱地盤、活断層等を十分考慮の上、土地利用の適正な規制、指導を行う。
- 地盤沈下地域を的確に把握し、情報を提供するとともに、市地域防災計画に反映させるなど必要な防災対策を積極的に実施していくものとする。

第1節 土地利用の適正誘導

市における措置

液状化による被害や地盤災害の予防対策としては、基本的には、土地基本法の基本理念を踏まえ、国土利用計画法に基づく国土利用計画、土地利用基本計画、さらに都市計画法を始めとする各種個別法令等により、適正かつ安全な土地利用への誘導規制を図ると同時に、地盤地質を始め自然条件の実態を把握する自然環境に関するアセスメントを実施することによって、地震に伴う地盤に係る災害の予防を検討する。

第2節 液状化対策の推進

市における措置

(1) 液状化危険度の周知

あらかじめ液状化の可能性を予測した液状化マップを作成して、市民や建築物の施工主等に周知を図る。

市は、国から示されている「液状化地域ゾーニングマニュアル」等に基づき、100mメッシュ単位程度のより詳細な液状化危険度の調査を行い、その結果を防災カルテや防災マップ等により、市民等に周知徹底を図る。

(2) 建築物における対策工法の普及

液状化現象は、地盤条件により発生の危険性が大きく異なるため、市は、個々の地盤に対応した適切な対策工法の普及を行う。

資 料	1 揚水規制区域

資料編 第14-3 (P204)

第3節 被災宅地危険度判定の体制整備

市における措置

(1) 被災宅地危険度判定士の養成・登録

市は、愛知県建築物地震対策推進協議会に設置された震後対策部会被災宅地危険度判定分科会により、県と協力して土木・建築技術者等を対象に判定士養成講習会を開催し、判定士の養成・登録に努める。

(2) 相互支援体制の整備

市及び県は、地域の相互支援体制を充実し、広域的な災害に対し円滑な活動を行うため、愛知県建築物地震対策推進協議会の活動の一つとしてその体制整備を図る。

第5章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備

基本方針

- 地震・津波災害が発生した場合における救助・消火活動等を円滑に実施するためには、防災施設及び災害対策資機材の事前に整備、物資等の備蓄、業務継続計画や各対策分野における計画やマニュアルの策定、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等による体制の整備、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させるための研修の実施等の人材育成を行うよう努めるものとする。

防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備

1 市及び防災関係機関における措置

(1) 防災施設等の整備

地震・津波災害が発生した場合における救援・消火活動等を円滑に実施するための防災施設及び災害対策資機材の整備を図るとともに、これらの防災施設等の円滑な運用を図るように努める。

併せて、防災に携わる者に高度な知識・技術を修得させるよう努める。

(2) 防災用拠点施設の整備促進

市及び防災関係機関は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備する。

特に、防災上重要な施設に対しては、早期に復旧できるよう体制等を強化する。

(3) 公的機関の業務継続性の確保

ア 市及び防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

イ 市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、少なくとも次の事項について定めておくものとする。

- ① 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- ② 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- ③ 電気・水・食料等の確保
- ④ 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- ⑤ 重要な行政データのバックアップ
- ⑥ 非常時優先業務の整理

(4) 応急活動のためのマニュアルの作成等

市及び防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

また、市は、男女共同参画の視点から、地方防災会議の委員に占める女性の割合を

高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局の役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。

(5) 人材の育成等

ア 市は、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させ、応急対策全般への対応力を高めるため、研修制度・内容の充実を図るとともに、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図る。

イ 市は、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるとともに、市及びライフライン事業者等は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

ウ 市は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むとともに、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。

(6) 防災中枢機能の充実

ア 市及び防災関係機関は、保有する施設、設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車等の活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図るものとする。

イ 市は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努める。

(7) 防災関係機関相互の連携

ア 市は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努める。

イ 市及び防災関係機関は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

ウ 市及び防災関係機関は、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

(8) 浸水対策用資機材の整備強化

注意箇所等について具体的浸水対策工法を検討して、浸水対策活動に必要な、くい

木、土のう袋、スコップ、カケヤ等の防災資機材の確保並びに水防等浸水対策用倉庫の整備、改善及び点検を行う。

(9) 地震計等観測機器の維持・管理

震度観測点の減少等により、震度の分布状況の把握に支障をきたし、初動対応に遅れが生じること等がないよう、地震計等観測機器の維持・管理に努める。

(10) 緊急地震速報の伝達体制整備

市は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努める。

(11) 防災用拠点施設の屋上番号表示

市は、庁舎等の屋上に番号を標示して、ヘリコプターからの災害応急活動の効率化を図る。

2 消防機関における措置

消防ポンプ自動車、救助・救急用資機材等の消防機械、消火栓、防火水槽、耐震性貯水槽等の消防用水利、火災通報施設、その他の消防施設・設備等の整備、改善及び性能調査を実施することにより、有事の際の即応体制の確立を期する。

特に、特殊火災（危険物施設、高層ビル等）に対処するため、化学車、はしご車、化学消火薬剤等の資機材の整備を図る。

また、自主防災組織及び行政区の消防施設の強化を稲沢市消防施設等補助金交付要綱（昭和52年4月1日施行）により促進する。

資 料	1 消防施設・設備等	資料編 第6-1 (P155)
	2 化学消火薬剤の備蓄状況	資料編 第6-3 (P158)

3 情報の収集・連絡体制の整備等

(1) 情報の収集・連絡体制

市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくとともに、必要に応じ航空機、無人航空機、船、車両等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備する。

(2) 通信手段の確保

ア 通信施設の防災構造化等

県、市及び防災関係機関は、通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策及び危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、有線・無線化、地上・衛星系によるバックアップ対策など、大規模停電時も含め災害時に通信手段が確保できるよう通信施設を防災構造化するほか、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。

また、市は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

イ 通信施設の非常用発電機

万一通信施設に被害が発生した場合に備え、非常用電源設備を、耐震性があり、かつ浸水する危険性が低いなど堅固な場所（風水害においては浸水する危険性が低

い場所)に整備し、その保守点検等を実施する。

ウ 同報系防災行政無線

避難情報などの緊急情報については、同報系防災無線設備により、瞬時に放送できる設備と、放送内容の問合せに自動音声案内できる設備を整備する。

エ ヘリコプターテレビ電送システムの整備

被災現場の状況を迅速かつ、的確に収集・伝達するため、ヘリコプターテレビ電送システムを整備する。

(3) 被災者等への情報伝達

電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努める。

また、通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

資 料	1 通信施設・設備等	資料編 第 5-1 (P151)

4 救助・救急等に係る施設・設備等

人命救助に必要な救急車、救命ボート等の救助機械、担架、救命胴衣等の救助用資機材及び乾パン等の救助用食糧、生活必需品等の物資について、有事の場合にその機能等が有効適切に運用できるよう整備、改善並びに点検する。

また、市は、負傷者が多人数にのぼる場合や輸送が途絶し、又は困難な場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

資 料	1 消防活動用資機材	資料編 第 6-2 (P156)
	2 資機材等・飲料水・食料・生活必需物資の備蓄	資料編 第 9-1 (P172)

5 道路河川等の復旧等に係る施設・設備等

災害のため被災した道路河川等の損壊の復旧等に必要な土木機械等の調達について、稲沢建設協同組合との連絡体制の整備を図る。

また、特に防災活動上必要な公共施設等及び避難所に指定されている施設の防災点検を定期的実施するとともに、あらかじめ輸送ルートの確保計画を検討する。

資 料	1 建設機械の調達	資料編 第 7-6 (P168)
	2 指定避難所	資料編 第 10-2 (P181)
参 考	1 災害時における応急対策の協力に関する協定書 (稲沢建設協同組合)	別冊 23 (3) (別冊 P162)

6 非常用水源の確保

震災時における応急給水用の水源について、平常時からあらかじめ選定しておく必要があるが、非常用水源の確保につき留意しておかなければならない事項は、次のとおりである。

(1) 給水対象及び給水量

非常用水源の規模決定にあたっては、次表を参照にして給水の対象人口とその単位給水量をつかんでおかなければならない。

地震発生からの日数	目標水量 (リットル／人・日)	住民の水の運搬距離	主な給水方法
発生～3日	3	おおむね1km以内	耐震性貯水槽、 タンク車
4日～10日	20	おおむね250m以内	配水幹線等からの 仮設給水栓
11日～21日	100	おおむね100m以内	同上
22日～28日	被災前給水量 (約250)	おおむね10m以内	仮配管からの 各給水共用栓

(2) 非常用水源の確保

非常用水源としてあらかじめ次のようなものについて選定しておいて、平素から維持管理に努める。

ア 最寄利用可能水源の利用

最寄水道水源あるいは最寄水道施設から路上配管等により応急給水する。

イ 水道用貯留施設の利用

浄水池、ポンプ井戸、配水池、配水塔、圧力タンク、耐震性貯水槽

ウ 受水層の利用

公共施設、ビル、病院、アパート等の受水層を利用して応急給水する。

エ プール、ため池、沈殿槽、河川の利用

(ア) 比較的汚染の少ない水源をあらかじめ選定しておき、あらかじめ公的機関等による水質検査を受けること。

(イ) 飲料水等の清浄な水が必要とされる場合は、ろ水機等で処理したのち、塩素剤により滅菌して応急給水すること。

オ 井戸の利用

(ア) 浅井戸あるいは深井戸などは、地震により崩壊、水脈変化による水質・水量の変化等の心配があるので、使用にあたっては水質に十分注意してから使用する。

(イ) 生活用水を確保するための災害井戸の指定に努める。

7 物資等の備蓄、調達供給体制の確保

(1) 市及び県は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水（ペットボトル等）、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらか

じめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

なお、備蓄を行うに当たっては、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮する。

また、避難生活で特に重要となる仮設トイレについても、備蓄に努めるものとする。

- (2) 市及び県は、広域応援による食料の供給が開始されるまでの期間に対処するため、家庭において可能な限り7日間分以上の食料を備蓄しておくよう啓発する。
- (3) 市及び県は、災害時に迅速に食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資を調達、輸送できるよう、平常時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平常時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。

8 応急仮設住宅の設置に係る事前対策

- (1) 県は、事業者団体と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能性を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくものとする。
- (2) 市は、応急仮設住宅を迅速に供与するため、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておく。

なお、用地の選定に当たっては応急仮設住宅の用地に関し、災害に対する安全性や洪水、高潮、土砂災害の危険性に配慮する。

9 災害廃棄物処理に係る事前対策

- (1) 稲沢市災害廃棄物処理計画

市は、稲沢市災害廃棄物処理計画（令和元年8月）に基づき、災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者との連携・協力等について、具体的に示すものとする。

- (2) 広域連携、民間連携の促進

中部地方環境事務所、県（環境部）及び市は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。

また、市は、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時に整備する廃棄物処理施設の処理能力について災害廃棄物への対応として計画的に一定程度の余裕を持たせることや処理施設の能力の維持を図る。

なお、県は、次の協定を締結している。

ア 災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定

- ・内 容 一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援
- ・相手方 県内の市町村、ごみ・し尿処理関係一部事務組合及び下水道管理者（平

成 26 年 1 月 1 日)

イ 災害時における廃棄物の処理等に関する協定

・内 容 災害廃棄物等の撤去、収集・運搬、処分

・相手方 愛知県衛生事業協同組合（平成 17 年 4 月 1 日付け）

一般社団法人愛知県産業資源循環協会（平成 17 年 4 月 1 日付け）

一般社団法人愛知県解体工事業連合会（平成 21 年 3 月 25 日付け）

一般社団法人愛知県建設業協会（平成 29 年 2 月 17 日付け）

一般社団法人愛知県土木研究会（平成 29 年 2 月 17 日付け）

一般社団法人日本建設業連合会中部支部（平成 29 年 2 月 17 日付け）

ウ 災害時等におけるフロン類の回収に関する協定

・内 容 被災地で廃棄される冷凍空調機器等のフロン類回収

・相手方 愛知県フロン類排出抑制推進協議会（平成 17 年 4 月 1 日付け）

また、災害廃棄物の撤去等を円滑に進めるため、市の廃棄物担当部局、災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会及びNPO・ボランティア関係団体等が平常時から連携を図り、災害時に緊密に連携して災害廃棄物の撤去等に対応するものとする。

10 罹災証明書の発行体制の整備

(1) 市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

(2) 市は、罹災証明書の交付業務を支援するシステムを活用し、効率的な交付に努めるものとする。

(3) 県は、市町村に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の充実等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。

また、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。

第6章 避難行動の促進対策

基本方針

- 避難情報は、空振りをおそれず、住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に発令する。
- 防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供するとともに、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。
- 災害情報共有システム（Ｌアラート）の活用による報道機関等を通じた情報提供に加え、緊急速報メール機能等を活用して、気象警報や避難情報の伝達手段の多重化・多様化を図る。
- 市長は、あらかじめ緊急避難場所の指定及び整備、避難計画の作成を行うとともに、避難に関する知識の普及を図り、市民の安全の確保に努める。

第1節 津波警報や避難情報の情報伝達体制の整備

1 市における措置

市は、さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設の施設管理者等に対して気象警報や避難情報等が速やかに確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、コミュニティFM放送、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ＩＰ通信網、ケーブルテレビ網等を用いた伝達手段の多重化、多様化の確保を図る。

また、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。

2 市及びライフライン事業者における措置

市及びライフライン事業者は、災害情報共有システム（Ｌアラート）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める。

第2節 緊急避難場所の確保及び避難路の指定等

市における措置

1 緊急避難場所の指定

市は、災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所として災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定し、災害の危険が切迫した場合における住民の安全な避難先を確保する。

なお、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

また、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくとともに、必要に応じて指定緊急避難場所の中から広域避難場所や一時避難場所を選定する。

(1) 広域避難場所（避難場所）の選定

市長は、市民の生命・身体の安全を確保するため、必要に応じて次の基準により避難

場所を選定して、確保する。なお、選定した場合には、広域避難場所及び周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置し、平素から関係地域住民に周知を図る。

ア 広域避難場所は、大規模火災からの避難を中心に考え、公園、緑地、グラウンド（校庭を含む。）、公共空地等が適当と考えられる。

イ 広域避難場所における避難者 1 人あたりの必要面積は、概ね 2m^2 以上とする。

ウ 広域避難場所は、要避難地区住民（昼間人口も考慮する。）を収容できるよう配置する。

エ 広域避難場所内の木造建築物の割合は、総面積の 2%未満であり、かつ、散在していなければならない。

オ 広域避難場所は、浸水などの危険のない所、及び付近に多量の危険物等が蓄積されていない所とする。

カ 広域避難場所は、大火輻射熱を考慮する。

キ 地区分けをする場合においては、行政区単位を原則とするが主要道路、鉄道、河川等を境界として、市民がこれを横断して避難することはできるだけ避ける。

(2) 一時避難場所の確保

市は、広域避難場所へ避難する前の中継地点として、避難者が一時的に集合して様子を見る場所又は集団を形成する場所並びにボランティア等の救援活動拠点となる場所として、公園、グラウンド（校庭を含む。）、公共空地等を一時避難場所として選定し、確保する。

なお、避難者 1 人あたりの必要面積や地区分けについては広域避難場所と同様の取扱いとする。原則として市街地にある都市公園を一時避難場所とする。

資 料	1 指定緊急避難場所	資料編 第 10-1 (P178)

2 避難路の選定

緊急避難場所を指定した市は、市街地の状況に応じて次の基準により避難路を選定し、日頃から住民への周知徹底に努める。

ア 避難道路は概ね 8m～10m の幅員を有して、なるべく道路付近に延焼危険のある建物、危険物施設がないこと。

イ 地盤が堅固で、地下に危険な埋設物がないこと。

ウ 避難道路は、相互に交差しないこと。

エ 浸水等の危険のない道路であること。

オ 自動車の交通量がなるべく少ないこと。

第3節 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成

1 市における措置

(1) マニュアルの作成

市は、避難情報について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。

ア 津波災害事象の特性に留意すること

イ 収集できる情報として次の情報を踏まえること

大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報及び津波情報

ウ 「避難情報に関するガイドライン」（内閣府）を参考にすること

エ 区域の設定に当たっては、次の区域を踏まえるとともに、いざというときに市長自らが躊躇なく避難指示を発令できるよう、具体的な区域を設定すること

オ 津波は想定を上回る高さとなる可能性があることなどから、屋内での安全確保措置とはせず、立退き避難を原則とすること

カ 避難情報の発令基準等については、津波警報等が発表された場合、どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令すること

キ 我が国から遠く離れた場所で発生した地震に伴う津波のように、到達までに相当の時間があるものについては、気象庁が津波の到達予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表する場合があるが、この「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、高齢者等避難の発令を検討すること

(2) 判断基準の設定に係る助言

判断基準や発令対象区域の設定については、必要に応じて、専門的知識を有する中部地方整備局・県（水防、砂防所管）や名古屋地方気象台に助言を求めることとする。

(3) 事前準備

市は、避難情報を発令しようとする場合において、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

また、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

2 県（建設局）、名古屋地方気象台及び中部地方整備局における措置

県、名古屋地方気象台及び中部地方整備局は、市が、避難情報の判断基準や発令対象区域の設定及び見直しを行う場合について、必要な助言等を行うものとする。

第4節 避難誘導等に係る計画の策定

市及び防災上重要な施設の管理者における措置

市及び防災上重要施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるようあらかじめ避難誘導等に係る計画を作成しておくものとする。その際、水害、複数河川の氾濫、高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

(1) 市の避難計画

市の避難計画には、避難計画には、原則として次の事項を記載するものとする。

ア 避難の指示を行う基準及び伝達方法

イ 緊急避難場所、避難所等の名称、所在地、対象地区及び対象人口

なお、指定緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

ウ 緊急避難場所、避難所等への経路及び誘導方法

エ 緊急避難場所開放、避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項

(ア) 給水措置

(イ) 給食措置

(ウ) 毛布・寝具等の支給

(エ) 衣料、生活必需品の支給

(オ) 負傷者に対する応急救護

オ 緊急避難場所、避難所等の管理に関する事項

(ア) 緊急避難場所、避難所の秩序維持

(イ) 避難者に対する災害情報の伝達

(ウ) 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底

(エ) 避難者に対する各種相談業務

カ 災害が発生した場合における広報

(ア) 広報車による周知

(イ) 避難誘導員による現地広報

(ウ) 住民組織を通ずる広報

(2) 防災上重要な施設の管理者の留意事項

学校、病院、工場、その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成して、関係職員等に周知徹底を図ると同時に、訓練等を実施することにより避難の万全を期する。

ア 学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮した上で、想定される被害の状況に応じた対応できるよう、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示伝達の方法等を定める。

イ 義務教育の児童生徒を集団的に避難させる場合に備えて、学校及び教育行政機関においては、緊急避難場所及び避難所等の選定及び保健・衛生、給食等の実施方法について定める。

ウ 病院においては、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合における、他の医療機関又は避難所の確保、移送の方法、保健・衛生、入院患者等に対する実施方法等について定める。

資 料	1 指定緊急避難場所	資料編 第 10-1 (P178)
	2 指定避難所	資料編 第 10-2 (P181)

第5節 避難に関する意識啓発

市、県（防災安全局、関係局）及び名古屋地方気象台における措置

市及び県は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、緊急避難場所や避難所の周辺道路に、案内標識、誘導標識等を設置し、平素から地域住民に周知を図る

ものとする。

また、緊急避難場所・避難所・災害危険地域等を明示した防災マップ、地震発生時の津波や堤防の被災等による浸水想定区域及び浸水深を示したハザードマップ、広報誌・PR紙などを活用して広報活動を実施するものとする。

(1) 緊急避難場所等の広報

緊急避難場所や避難所の指定を行った市は、次の事項につき、地域住民に対する周知徹底に努めるものとする。

ア 緊急避難場所、避難所の名称

イ 緊急避難場所、避難所の所在位置

ウ 避難地区分け

エ 緊急避難場所、避難所への経路

オ 緊急避難場所、避難所の区分

カ その他必要な事項

- ・緊急避難場所と避難所の役割が違うこと
- ・指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること

(2) 避難のための知識の普及

市、県及び名古屋地方気象台は、必要に応じて、次の事項につき住民に対して、普及のための措置をとる。

ア 平常時における避難のための知識

イ 避難時における知識

- ・避難情報が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の自主的な避難先への立退き避難を基本とすること。あらかじめ、避難経路や自主避難先が安全かを確認しておくこと
- ・避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること（特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があること）
- ・津波については想定を上回る高さとなる可能性があることなどから、屋内での安全確保措置とはせず、できるだけ早く、できるだけ高い場所へ移動する立退き避難が原則となること

ウ 緊急避難場所、避難所滞在中の心得

(3) その他

ア 防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進をはかるよう努める。

イ 市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する際には、愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とし、指定緊急避難場所の場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。また、設置にあたっては、愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とするものとする。

ウ 市及び県は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努

める。

第7章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

基本方針

- 市長は、あらかじめ指定避難所の指定及び整備、避難所の運営体制の整備を図り、災害時における市民の生活環境の確保に努めるものとする。
- 県、市及び要配慮者が利用する社会福祉施設等の管理者は、「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」（平成6年愛知県条例第33号）の目的に従い、真に人にやさしい施設整備に努めるとともに、要配慮者に配慮した情報伝達体制の推進及び教育・広報活動などに努める。
- 市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、児童福祉施設等事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。また、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。その際には、内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」や、県が作成している「市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル」などを活用するものとする。
- 社会福祉施設等の管理者は、その施設を利用する者を適切に避難誘導するため、市、地域住民、ボランティア団体等の多様な主体と協力体制を図るものとする。
- 令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するものとする。
- 県及び市は、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という基本原則を積極的に広報することにより、帰宅困難者の集中による混乱発生の防止に努める必要がある。また、一斉帰宅を抑制するため、事業所等に対して従業員等を職場等に滞在させることができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。

第1節 避難所の指定・整備等

市における措置

(1) 避難所等の整備

市は、地域の実情に応じた避難者数を想定して、さらに市町村相互の応援協力体制のバックアップのもとに避難所等の整備を図る。

また、避難者が最寄りの避難所へ避難できるよう、必要に応じて町丁界や行政界を越えての避難を考慮して整備する。

なお、都市農地を避難場所等として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定の締結や当該農地における防災訓練の実施等に努めるものとする。

(2) 指定避難所の指定

ア 市は、避難所が被災した住民が一定期間滞在する場であることに鑑み、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、学校や公民館等の住民に身近な公共施設等を災害対策基本法施行令に定める規模条件、構造条件、立地条件、交通条件等の基準に従って指定するものとする。

イ 上記アの基準に加え、避難所として指定する施設は、耐震性、耐火性の確保、天

井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、バリアフリー化しておくことが望ましい。

ウ 避難者の避難状況に即した最小限のスペースを、次のとおり確保するとともに、避難所運営に必要な本部、会議、医療、要配慮者等に対応できるスペースを確保する。

《一人あたりの必要占有面積》

1m ² ／人	発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積
2m ² ／人	緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積
3m ² ／人	避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積

※ 介護が必要な要配慮者のスペース規模は、収容配置上の工夫を行う。また、避難者の状況に応じた必要な規模の確保に努める必要がある。

＜新型コロナウイルス感染症対応時の必要占有面積＞

一家族が、1区画を使用し、各区画（一家族）の距離は1～2m以上空ける（※人数に応じて区画の広さは調整する）。

エ 指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。

オ 必要に応じて県と連携を取り、社会福祉施設、教育機関、公共宿泊施設等の管理者との協議により、配慮を要する高齢者、障害者等が相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の選定に努める。なお、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等に係る医療機器の電源確保等に配慮するよう努めるものとする。

カ 指定にあたっては、原則として、防災関係機関、教育機関の管理諸室、病院等医療救護施設、ヘリポート、物資集配拠点などの災害対策に必要な施設を避難所として使用しない。

また、災害が発生した場合に複数の避難者がやむを得ず、指定避難所以外の施設に避難した場合は、その場所を新たに避難所として追認、登録することが必要である。

キ 市は、指定管理施設を指定避難所とする場合には、施設の設置者及び指定管理者との間で、あらかじめ避難所運営に関する役割分担等を明確にしておくものとする。

(3) 二次的避難所（福祉避難所）

二次的避難所（福祉避難所）は、災害時に必要に応じて開設される二次的避難所と位置づけて、災害発生時からは、開設をしない。

災害が発生した当初においては、学校等の避難所を中心とし、武道館、教室及び会議室等を活用し、一般避難者と要配慮者の区分けを行う。武道館等の使用については、児童及び生徒の授業を優先しつつ、教育委員会等との協議を行う。

災害が発生し、避難所生活が長期化した場合には、老人世帯については、老人福祉センター・老人憩いの家、祖父江ふれあいの郷及び特別養護老人ホーム、乳幼児世帯については、公立・私立保育園、認定こども園、幼稚園、障害者世帯については、障害者支援施設を二次的避難所（福祉避難所）として開設する。

また、二次的避難所（福祉避難所）用の資機材整備（簡易ベッド、ポータブルトイレ等）及び施設の改修等は、施設管理者等の協力を得ながら実施するものとする。

なお、資機材整備及び施設改修は、社会資本総合整備計画（防災まちづくり関連の基幹事業である都市防災総合推進事業）等の活用を推進する。

さらに、乳児については、愛知文教女子短期大学との災害協定により、施設を利用する。

(4) 避難所が備えるべき設備の整備

避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布、段ボールベッド、パーティション等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。

なお、バリアフリー化がされていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう障害者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。

また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、緊急時に有効な次の設備について、平常時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくよう努めていく。

ア 情報受発信手段の整備 : 同報系防災行政無線、半固定局、特設公衆電話、携帯電話、ファクシミリ、パソコン、拡声器、コピー機、テレビ、携帯ラジオ、ホワイトボード、コミュニケーション支援ボード・カード・文字盤等

イ 運営事務機能の整備 : コピー機、パソコン等

ウ バックアップ設備の整備 : 防災備蓄倉庫、かまどベンチ、避難誘導灯、投光器、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等

(5) 避難所の破損等への備え

市は、避難所として指定した施設等の破損に備えて、避難用テントの備蓄等を図る。

(6) 避難所の運営体制の整備

ア 市は、県が作成した「愛知県避難所運営マニュアル」や「妊産婦・乳幼児を守る災害時ガイドライン」などを参考に、各地域の実情を踏まえ、避難所ごとに運営体制の整備を図るものとする。

イ 市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。

ウ 避難所の運営にあたっては、現に避難所に滞在する住民だけでなく、在宅や車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる住民への支援も念頭に置いた運営体制を検討する。

エ 市は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討する。

オ 市は、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

カ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、市が作成した「避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防

ガイドライン」などを参考に、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。

キ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

資 料	1 指定避難所	資料編 第 10-2 (P181)

第2節 要配慮者の支援対策

市及び社会福祉施設等管理者における措置

(1) 社会福祉施設等における対策

ア 組織体制の整備

施設等管理者は、災害の予防や災害時の迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自衛防災組織等を整備して、動員計画や非常招集体制等の確立に努める。

また、市との連携のもとに、近隣施設間、地域住民やボランティア組織等の協力を得て、入所者の実態に応じた体制づくりに努める。

イ 施設の耐震対策

施設等管理者は、施設全体の耐震対策の強化を図るように努める。

ウ 緊急連絡体制の整備

市及び施設等管理者は、地震災害の発生に備えて、消防機関等への緊急通報のための情報伝達手段の整備を図る。

エ 防災教育・防災訓練の実施

市及び施設等管理者は、要配慮者が自らの災害対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

オ 防災備品等の整備

施設等管理者は、災害に備えて、食糧や生活必需品の備蓄を図るよう努める。

カ 非常用電源の確保等

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。

(2) 在宅の要配慮者対策

ア 緊急警報システム等の整備

市は、要配慮者の対応能力を考慮した緊急警報システムの整備を進めるとともに、地域ぐるみの避難誘導システムの確立を図る。

イ 応援協力体制の整備

市は、被災時の要配慮者の安全と入所施設を確保するため、医療機関、社会福祉施設、近隣住民、自主防災組織やボランティア組織、県及び他の地方公共団体等との応援協力体制の確立に努める。

ウ 防災教育・防災訓練の実施

市は、要配慮者が自ら災害対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

(3) 避難行動要支援者対策

ア 市は、要配慮者のうち、災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者の対象者を下記に該当するものとする。

- (ア) 身体障害者1・2級、療育A判定、精神障害者1級の手帳が交付されているもの。
- (イ) 介護保険要介護3以上のもの。
- (ウ) 75歳以上の高齢者のみの世帯のもの。
- (エ) 65歳以上のひとり暮らし高齢者で市に登録されているもの。
- (オ) 上記(ア)～(エ)に準ずるもの。

さらには、名簿に登載する避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための個別避難計画を作成するよう努めるものとする。ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りではない。

なお、個別避難計画の作成に当たっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努めるものとする。

※人工呼吸器や酸素供給装置、胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な「医療的ケア児」等、保護者だけでは避難が困難で支援を必要とする障害児等も対象となりうる点に留意すること。

イ 避難行動要支援者名簿の整備等

(ア) 要配慮者の把握

市は、災害時に要配慮者に対する援護が適切に行われるよう、関係部署等が保有している要介護高齢者や障害者等の情報を把握するものとする。

なお、障害児の場合、支援区分がないが、保護者のみでは避難行動が困難である可能性の高い重症心身障害児や医療的ケア児は、障害児通所支援における基本報酬や加算の情報により把握する方法もある。

(イ) 避難行動要支援者名簿の作成

市は、要配慮者の中から、要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮し、避難行動要支援者の要件を設定し、市内部組織及び県その他の関係者の協力を得て、氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等必要な事項を記載した避難行動要支援者名簿を作成する。

その際、設定した要件にあてはまらない者であっても、要配慮者自らが名簿への掲載を求めた場合には柔軟に対応できるものとする。

(ウ) 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

名簿に登載される要支援者は、転出・転入、出生・死亡、障害の発現等により絶えず変化することから、避難支援に必要となる情報を適宜更新し、関係者間で

共有する。

(エ) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

市は、対象者本人もしくは、対象者の保護者からの申請に基づき、市の関係部署、消防本部、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、個別支援者に対し、その他避難行動要支援者名簿に登載された情報を事前に提供できる。ただし、市条例に特別な定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて当該名簿情報によって識別される特定の個人の同意が得られない場合は、この限りではない。

併せて、これらの名簿情報の施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への名簿引き渡し時に誓約書の提出を求めるほか、研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置を講じるものとする。なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

また、市は、避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思確認により、平常時から、名簿情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。

ウ 個別避難計画の作成等

(ア) 個別避難計画の作成

市は、避難行動要支援者に関する氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等のほか、避難支援等実施者の氏名又は名称・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項等必要な事項を記載した個別避難計画を作成するよう努める。ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りではない。

なお、個別避難計画の作成に当たっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努めるものとする。

(イ) 避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供

市は、対象者本人もしくは、対象者の保護者からの申請に基づき、市の関係部署、消防本部、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、個別支援者に対し、個別避難計画に登載された情報を事前に提供できる。ただし、市条例に特別な定めがある場合を除き、個別避難計画情報を提供することについて当該情報によって識別される特定の個人の同意が得られない場合は、この限りではない。

併せて、これらの個別避難計画情報の施錠可能な場所での保管を徹底し、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への名簿引き渡し時に誓約書の提出を求めるほか、研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置を講じるものとする。なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

また、市は、条例の定めにより、避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思確認により、平常時から、名簿情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。

(ウ) 個別避難計画と地区防災計画の整合

市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

エ 市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

(4) 外国人等に対する対策

市及び防災関係機関は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人市民と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人旅行者は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努める。

ア 避難場所や避難所、避難路の標識等については、ピクトグラム（案内用図記号）を用いるなど簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。

イ 外国人を支援の対象としてだけでなく、地域の担い手として活躍できるよう、地域全体で災害時の体制の整備に努める。

ウ 多言語ややさしい日本語による防災知識の普及活動を推進する。

エ 外国人も対象とした防災教育や防災訓練の普及を図るよう努める。

オ 災害時に多言語情報の提供を行う愛知県災害多言語支援センターの体制整備を推進する。

第3節 帰宅困難者支援体制の整備

1 市における措置

市は、公共交通機関が運行を停止した場合、駅周辺等において、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する可能性があることから、次の対策を実施する。

(1) 帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段に係る広報

「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段の家族間等での事前確認等の必要性について、平常時から積極的に広報するものとする。

(2) 事業者による物資の備蓄等の促進

企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。

(3) 一時的に滞在する場所として利用する施設の確保

市は、旅行者や買い物客等、近くに身を寄せるあてのない帰宅困難者等が帰宅を開始するまでの間、一時的に滞在する場所として利用する施設を、公共施設や民間施設

を活用し、必要に応じて確保しておく等の対策を行うものとする。

2 支援体制の構築

帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、一時滞在施設（滞在場所）の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。

また、帰宅困難者対策は、行政のエリアを越えかつ多岐にわたる分野に課題が及ぶことから、これに関連する行政、事業所、学校、防災関係機関が相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、発災時における交通情報の提供、水や食料の提供、従業員や児童生徒等の保護などについて、支援体制の構築を図っていくものとする。

第8章 火災予防・危険性物質の防災対策

基本方針

- 市は、消防力の強化、火災予防のための指導の徹底、危険物等の安全確保に努めるとともに、危険物施設の自主保安体制充実強化を指導し、地震対策と防災教育の推進を図るものとする。

第1節 火災予防対策に関する指導

市における措置

(1) 一般家庭に対する指導

行政区等を通じて、一般家庭に対し住宅用火災警報器、消火器具及び消火用の水の確保などの普及を図るとともに、これら器具等の設置及び扱い方を指導し、初期消火活動の重要性を認識させ、地震時における初期消火活動の徹底を図る。

(2) 防火対象物の防火体制の推進

市は消防法に規定する防火対象物について防火・防災管理者を必ず選任させ、震災対策事項を加えた消防計画を作成させ、同計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施、消防用設備等の点検整備、火気の使用又は取扱いに関する指導を行うとともに、防火対象物について消防法の規定に基づく消防用設備等の設置を行って、当該対象物における防火体制の推進を図る。

(3) 立入検査の強化

消防法に規定する立入検査を強化し、防火対象物の用途、地域等に応じて計画的に実施して、常に当該区域内の防火対象物の状況を把握するとともに、火災発生危険の排除に努め、予防対策の万全な指導を行う。

(4) 建築同意制度の活用

建築物の新築、増築等に際し、計画の段階で防火の観点からその安全性を確保できるよう消防法第7条に基づく建築同意制度の効果的な運用を図る。

(5) 危険物等の保安確保の指導

市は、消防法の規制を受ける危険物施設等の所有者、管理者又は占有者に対し、自主保安体制の確立、保安要員の適正な配置、危険物取扱従事者等に対する保安教育を計画的に実施し、当該危険物等に対する保安の確保に努めるよう指導するとともに、これら施設等について必要の都度、消防法の規定による立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導をするものとする。

なお、市火災予防条例に規定されている少量危険物、指定可燃物等の管理及び取扱いについても、所有者、管理者又は占有者に対し同様の措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

(6) 震災時の出火防止対策の推進

市は、地震時における電気に起因する火災を防止するため、電力会社等と共に、感震ブレーカー等の普及や、自宅から避難する際にブレーカーを落とすことについて啓発を図るものとする。

第2節 消防力の整備強化

市における措置

(1) 消防力の整備強化

「消防力の整備指針」に適合する消防組織の拡充強化及び消防団の活性化を推進して、団員の確保に努めるとともに、広域消防体制の整備を図る。

(2) 消防施設等の整備強化

「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう、消防機械器具、消防水利施設及び火災通報施設等の整備に努めるとともに年次計画をたてて、その強化を図る。特に、災害時の初期消火活動については、耐震性貯水槽、可搬式動力ポンプの整備を進める。

資 料	1 消防施設・設備等	資料編 第 6-1 (P155)

第3節 危険物施設防災計画

1 市における措置

保安確保の指導

市は、危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取扱いの方法が、危険物関係法令に適合しているか否かについて立入検査を実施して、必要がある場合は、事業所の所有者、管理者又は占有者に対して、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

2 危険物施設の所有者、管理者、占有者における措置

(1) 施設の保全及び耐震性の強化

危険物施設の所有者、管理者又は占有者は、消防法第12条（施設の基準維持義務）、第14条の3の2（定期点検義務）等の規定を遵守し、危険物施設の保全に努めるとともに、設置地盤の状況を調査し、耐震性の強化に努める。

(2) 大規模タンクの耐震性の強化

容量1,000k1以上の特定屋外タンク貯蔵所及び容量500k1以上の準特定屋外タンク貯蔵所の所有者、管理者又は占有者は、当該タンクの基礎、地盤及びタンク本体の構造が危険物関係法令に定められた耐震性に関する基準に適合するよう、必要な改修、補修等を実施し、耐震性の強化に努める。

(3) 自主防災体制の確立

事業所の所有者、管理者又は占有者は、消防法第14条の2の規定に基づく予防規程の内容を常に見直し、操業実態に合ったものとするよう努めるとともに、毎年6月に全国的に実施される「危険物安全週間」等の機会をとらえて、従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努める。

また、隣接する事業所間の自衛消防隊の相互応援協定の促進を図るとともに、消火薬剤、排出油処理剤等の防災資機材の備蓄に努める。

第4節 高圧ガス大量貯蔵所防災計画

高圧ガス製造施設（貯蔵所を含む。以下同じ。）の所有者、管理者、占有者における措置

高圧ガス製造施設は、耐震構造を始め高圧ガス保安法の規定を遵守するほか、過去の震災例に基づき補強対策を実施する。

また、高圧ガス製造施設の緊急停止や地震が発生した場合の円滑な防災活動に必要なハード、ソフト両面の対策を実施する。

(1) 高圧ガス貯蔵施設の対策

ア 貯槽

高圧ガス保安法に基づく耐震構造とするほか、主配管との接合部には可とう性を持たせ、安全弁等の附属品には十分な補強をするよう努める。

また、緊急遮断弁は、感震器と連動させる。

イ 塔類

高圧ガス保安法に定める耐震構造とするほか、主配管との接合部には可とう性を持たせ、液面計等の付属品には十分な補強をするよう努める。

ウ 圧縮機及びポンプ

本体と駆動部は同一の基礎上に乗せ、不等沈下を防止する。

エ 配管

機器との接続部や埋設配管の地上立ち上がり部など、強い応力のかかる部分には、可とう性を持たせるよう努める。

オ 防液堤

必要な容量を確保し、耐震構造とするほか、配管貫通部が地震動により損害を受けない構造とするよう努める。

カ 防消火設備

海水の利用等による水源の分散のほか、配管のループ化を検討する。

また、遠隔操作ができる構造とする。

キ 計装関係

自動制御装置、緊急遮断装置等は、フェイル・セーフ構造とするよう努める。

また、操作パネルには、手すりを設ける等、地震時にも操作できるよう努める。

ク 通報設備

緊急時の連絡及び情報の伝達を速やかに実施するため、構内電話、構内放送、無線設備等を設置する。

(2) 高圧ガス製造設備の緊急停止対策

各事業所の高圧ガス設備と感震器とが連動して自動的に装置全体を緊急停止するよう検討する。

(3) 防災活動対策

地震による災害を防止するため、漏えい防止対策、防消火活動、除害活動等に必要な防災資機材の整備を図る。

また、緊急操作、防災行動をシステム化し、これを周知徹底するための定期的な操作訓練及び防災訓練を実施する。

第5節 毒物劇物取扱施設防災計画

市における措置

次の事項を重点として立入指導を強化する。

- (1) 毒物劇物屋外貯蔵タンクについては、事故時の流出を防止するため防液堤、貯留槽等の設置を推進する。
- (2) 毒物劇物の貯蔵施設については、可能な限り耐火構造の専用施設とし、やむを得ず同一施設内に他の物品と混在する場合は、防火区画とする。
- (3) 毒物劇物を貯蔵し、又は保管する施設の表示については、見やすい場所に「保管管理責任者氏名・電話番号等連絡方法」、「医薬用外」、「毒物」、「劇物」等の表示をする。
- (4) 毒物劇物の多量保有施設については、保有する毒物又は劇物に応じた危険防止対策の確立を図る。
- (5) 毒物劇物の保有施設については、応急措置に必要な設備器材等の配備の促進を図る。

資 料	1 危険物大量保有事業所	資料編 第 6-5 (P158)
	2 高圧ガス大量保有事業所（液化石油ガス事業所）	資料編 第 6-6 (P159)
	3 毒物・劇物大量保有事業所	資料編 第 6-7 (P159)
	4 煙火製造所	資料編 第 6-8 (P159)

第9章 広域応援・受援体制の整備

基本方針

- 市は、大規模な災害等が発生した場合において、速やかに災害応急活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図るとともに、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れるための受援体制の整備に努めるものとする。

なお、相互応援協定の締結にあたっては、大規模な地震・津波災害等による同時被災を避ける観点から、近隣の団体に加えて、遠方に所在する団体との間の協定締結も考慮するものとする。

第1節 広域応援・受援体制の整備

1 市における措置

市長は、災害応急対策に必要な職員の派遣の措置が講じられるようあらかじめ関係資料を整備しておく。

2 県及び市における措置

(1) 応援要請手続きの整備

県及び市は、国又は他の地方公共団体への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えるものとする。

(2) 応援協定の締結等

ア 相互応援協定の締結

県及び市は、災害対策基本法第49条の2に基づき、県、市町村等との相互応援に関する協定の締結に努めるものとする。

なお、県は、次の協定を締結している。

(ア) 災害時等の応援に関する協定（中部9県1市（富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県及び名古屋市）

(イ) 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定

また、市は、次の協定を締結している。

① 愛知県西尾張市町村の災害対応に関する相互協定（稲沢市、一宮市、津島市、犬山市、江南市、岩倉市、愛西市、弥富市、あま市、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛島村）

② 災害時における相互応援に関する協定（清須市、愛西市、あま市、飛島村、富山県射水市及び熊本県美里町個別の協定）

イ 技術職員の確保

県及び市は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努める。

ウ 民間団体等との協定の締結等

県及び市は、災害対策基本法第49条の3に基づき、民間団体等と応援協定を

締結するなど必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努めるものとする。民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意すること。

参 考	1 災害時における相互応援に関する協定書 (清須市)(愛西市)(あま市)(飛島村) (富山県射水市)(熊本県益城郡美里町)	別冊 26(2)～26(6) (別冊 P236～P244) 別冊 26(7)(別冊 P248) 別冊 26(10)(別冊 P256)
	2 愛知県西尾張市町村の災害対応に関する相互協定(稲沢市、一宮市、津島市、犬山市、江南市、岩倉市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛島村)	別冊 26(9)(別冊 P252)

(3) 受援体制の整備

県及び市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行うものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。

また、県及び市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

(4) 南海トラフ地震等発生時の受援計画

南海トラフ地震発生時の広域応援については、国が、緊急輸送ルートや応援部隊等の活動、物資調達、燃料調達及び電気・ガスの臨時供給並びに通信の臨時確保、防災拠点について具体的な計画を定めているところである。

県は、国の活動に対応した受援計画を策定し、県、市町村及びその他の防災関係機関が実施すべき事項について定めておくものとする。

なお、東海地震、東南海・南海地震発生時の対応についても同様とする。

(5) 訓練、検証等

県は、広域的な受援に係る計画や相互応援協定等の実効性を高めていくため、各種訓練等を通じた検証を行うとともに、検証結果や国、県、市町村、その他防災関係機関等の体制変更、施設、資機材等の整備の進捗に応じて、随時、計画等の必要な見直しを行うものとする。

3 防災関係機関における措置

防災関係機関は災害応急対策又は災害復旧の実施に際し、相互応援や民間団体等の協

力を得るため、災害対策基本法第49条の2及び同条の3の規定等により、応援協定を締結するなど必要な措置を講ずるよう努める。

第2節 応援部隊等に係る広域応援・受援体制の整備

市における措置

(1) 緊急消防援助隊

市は、大規模災害が発生した場合に、人命救助活動等の消防応援を行う緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて消防活動能力の向上及び受援体制の確立に努める。

(2) 広域航空消防応援

市は、大規模特殊災害が発生した場合において、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援が、円滑かつ迅速に実施できるよう実践的な訓練等を通じて活動体制の整備に努める。

(3) 愛知県内広域消防相互応援協定

市は、愛知県下で大規模災害等が発生した場合において、「愛知県内広域消防相互応援協定」に基づく消防応援活動が、迅速かつ的確に実施できるよう実践的な訓練等を通じて活動体制の整備に努める。

参 考	1 各種応援協定	別冊 参照

第3節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備

市における措置

(1) 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討

市は、円滑に国等からの支援物資の受入・供給を行うため、広域物資輸送拠点や地域内輸送拠点等（以下、「物資拠点」という。）の見直しを始め、物資拠点における作業体制等について検討を行うとともに、関係機関との情報の共有に努める。

また、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努める。この際、市は、災害時に物資拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資拠点を選定しておくよう努める。

(2) 訓練・検証等

市は、災害時に支援物資を円滑に搬送するため、連携して物資拠点等における訓練を行うとともに、訓練検証結果や国、県、市町村、その他防災関係機関等の体制変更、施設、資機材等の整備の進捗に応じて、随時、計画等の必要な見直しを行うものとする。

第4節 防災活動拠点の確保等

県及び市における措置

県及び市は、円滑に国等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要と

なる拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努める。

なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。

第10章 防災訓練及び防災意識の向上

基本方針

- 地震災害を最小限に食い止めるためには、市及び防災関係機関による災害対策の推進はもとより、市民の一人ひとりが日ごろから地震災害についての認識や地域の災害リスク、正常性バイアス等の必要な知識を深め、災害から自らを守るとともに、お互いに助け合うという意識と行動が必要である。このため、市は、防災訓練、教育、広報等を通じて防災意識の向上を図る。
- 市は、防災週間、水防月間、全国火災予防運動、文化財防火デー等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練を実施するものとする。
- 特に稀にしか発生しない大規模かつ広域的な災害に備え、市民・民間企業等が、防災・減災対策に自ら取り組むためには、動機付けやコスト等の障害があるため、自助・共助の必要性を適切に伝え、行動に結びつけるための取組を行う。
- 防災訓練、教育等の実施にあたっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮して、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。また、防災訓練の実施にあたっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。
- 様々な複合災害を想定した図上訓練等を行い、各種対策や計画の見直しに努める。

第1節 防災訓練の実施

1 市における措置

(1) 総合防災訓練

市は、できる限り多くの民間企業、ボランティア団体及び要配慮者を含めた住民等の協力、連携のもとに大規模な地震災害に備えて総合防災訓練を実施する。

訓練の実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、地震規模や被害の想定を明確にするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど、より実践的な内容となるように努め、次のとおり実施する。

ア 阪神・淡路大震災や東日本大震災の教訓をもとに、防災関係機関相互の緊密な連携体制づくりや地域住民と一体となった訓練とするため、現地指揮本部訓練、広域消防応援体制訓練、さらには避難所の機能確保訓練やボランティアの受入体制の訓練などを実施する。

イ 災害応援に関する協定に基づき、協定先との訓練の相互参加及び共同訓練の実施に努める。

(2) 浸水対策訓練

市は、浸水対策の一環として、水防関係機関及び一般市民と一致協力して水災の警戒及び防御にあたり、万全を期するとともに、水防思想の普及徹底を図るため、各種水防工法その他の訓練を実施する。

また、水防計画に位置づけられた水防上重要な施設のうち、管理者の自主管理に委

ねられる施設については、訓練要綱等を作成し、必要な訓練を実施するよう指導・要請する。

なお、水防訓練は、次の項目について行うものとし、実施に当たっては、特に市民の参加を得て、水防思想の高揚に努める。

- ア 観測（水位、雨量、風速）
- イ 通報（電話、無線、インターネット、電子メール、携帯電話、口頭伝達）
- ウ 動員（水防団、消防団、市民、ボランティア）
- エ 輸送（資機材、人員）
- オ 工法（水防工法）
- カ 樋門、角落し等の操作
- キ 避難（避難情報の放送・伝達、市民の避難）

(3) 動員訓練

地震災害時における災害対策の万全を期するため、職員の動員訓練を適宜実施する。

(4) 広域応援訓練

市は、市が被災し、十分な災害応急対策の実施が困難な状況に陥った場合を想定し、県や他の市町村と連携し、広域的な応援を行う防災訓練を実施する。

(5) 防災訓練の指導協力

市は、居住地、職場、学校等において、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、きめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

また、防災関係機関あるいは自主防災組織が実施する防災訓練について、計画遂行上の必要な指導助言を行うとともに、積極的に協力する。

さらに、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行うものとする。

(6) 訓練の検証

市は、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講じるとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。

(7) 図上訓練等

市は、職員の災害対応能力の向上を図るため、災害対策本部及び各部において応急対策活動に従事する要員に対して、実践的な図上訓練や実際の災害対処訓練（ロールプレイング方式）等を実施する。

2 防災関係機関における措置

防災関係機関は、地震による災害が発生した場合においては、有線設備、特に地下ケーブル、架空ケーブル等が潰滅的な被害を受けるほか、無線設備においても少なからず被害を被ることが考えられ、通信の途絶の事態が予想される。

このような事態に対処し、通信の円滑な運用を確保するためには、各機関ごとに災害が発生した場合における情報の収集及び伝達の要領、さらには内部処理の方法、通信設備の応急復旧等についての訓練を繰り返し行う必要がある。

なお、これらの訓練は、同一機関が設備する通信施設及び複数の他機関が設備する通

信施設の相互間において実施する。

3 市及び各種学校等管理者における措置

児童生徒等及び職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害が発生した場合に迅速かつ適切な行動を取り得るよう、必要な計画を樹立するとともに訓練を実施する。

(1) 計画の策定及び周知徹底

災害の種別に応じ、学校等の規模、所在地の特性、施設設備の配置状況、児童生徒等の発達段階を考慮して、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法の計画をあらかじめ定め、その周知徹底を図る。計画策定に際しては、県や市防災担当部局等の関係機関との連絡を密にして専門的立場から指導・助言を受ける。

(2) 訓練の実施

学校における訓練は、教育計画に位置づけて実施するとともに、児童会・生徒会等の活動とも相まって、十分な効果をあげるように努める。

(3) 訓練の反省

訓練実施後は、十分な反省を加えるとともに、必要に応じて計画の修正・整備を図る。

第2節 防災のための意識啓発・広報

市及び名古屋地方気象台等における措置

(1) 防災意識の啓発

市は、地震発生時等に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、民間事業者等と協力して、次の事項を中心に地震についての正しい知識、防災対応等について啓発する。

また、地震災害に関するビデオなどを学校等に貸し出して、防災教育の推進を図る。

名古屋地方気象台は、市民が地震に関する情報（緊急地震速報、南海トラフ地震に関連する情報、長周期地震動に関する観測情報含む。）を容易に理解し、適切な避難行動をとることができるよう、県、市町村及び防災関係機関と協力して、次の事項の内ア～エ、ク、セ～チについて解説に努め、正しい知識について啓発を図る。

さらに、市は、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。

ア 地震に関する基礎知識

イ 県内の活断層や活断層地震への対策に関する知識

ウ 予想される地震等に関する知識、地域の危険度に関する知識

エ 警報等や避難情報の意味と内容

オ 正確な情報の入手

カ 防災関係機関が講ずる地震防災応急対策等の内容

キ 地域の緊急避難場所、避難所に関する知識

ク 緊急地震速報等発表時や避難情報の発令時にとるべき行動

ケ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動

コ 避難生活に関する知識

サ 家庭における防災の話し合い（災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ル

ールの取決め等)について、あらかじめ決めておくこと)

シ 応急手当方法の紹介、平素から市民が実施すべき水、食料その他生活必需品の備蓄、家具等の転倒防止、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容

ス 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容

セ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

ソ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動等に関する知識

タ 南海トラフ地震に関連する情報の内容・性格並びにこれに基づきとられる措置の内容

チ 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合及び地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う避難・救助活動、初期消火及び自動車運行自粛等防災上とるべき行動に関する知識

(2) 防災に関する知識の普及

市は、防災週間、水防月間及び津波防災の日等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、地震・水防・二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。この際、愛知県防災教育センターの活用を図る。

また、市は、地域と連携を図り、地域の実情に応じた防災の教育及び普及促進を図るとともに、次の事項に留意し、市民の一人ひとりが正しい知識と判断をもって行動できるよう、防災マップ、地震防災に関する啓発用パンフレット、チラシ等を作成し、各種防災行事等を通じて配布する。

ア 平常時の心得に関する事項

イ 地震が発生した場合の心得に関する事項

ウ 緊急地震速報の利用の心得に関する事項

(3) 自動車運転者に対する広報

警戒宣言が発せられた場合又は地震が発生した場合において、運転者として適切な行動がとれるよう広報等により周知する。

(4) 家庭内備蓄等の推進

災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想され、また、警戒宣言が発せられた場合、食料その他生活必需品の入手が困難になるおそれがあるため、飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の生活必需品について、7日分以上の家庭内備蓄を推進するとともに、マスク、消毒液、体温計等の感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。さらに、自動車へのこまめな満タン給油を呼びかける。

(5) 地震保険の加入促進

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、家屋等が被災した場合、復旧に要する費用が多額にのぼるおそれがあることから、被災者が住宅再建する際の有効な手段の一つとなる。そのため、市は、被災した場合でも、一定の補償が得られるよう、その制度の普及及び市民の地震保険・共済への加入の促進に努めるものとする。

(6) 報道媒体の活用及び協力要請

災害発生時における混乱及び被害を最小限に食い止めるため、平常時から災害に関する教育、キャンペーン番組等を積極的に編成し、市民の災害についての予防、応急措置、避難等防災に関する知識の向上に努める。また、記者クラブ加盟各社等の報道機関に対して必要な資料を提供し、地震対策に係る報道の協力を要請する。

通信事業者は、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。

(7) 過去の災害教訓の伝承

市は、市民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行う。また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。

さらに、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

第3節 防災のための教育

1 市（教育委員会）及び各種学校等管理者における措置

学校等での災害を未然に防止するとともに、災害による教育活動への障害を最小限にとどめるため、平素から必要な教育を行う。

また、災害が発生した場合において、迅速かつ適切な対応を図るため、学校等では平素から災害に備えて、職員等の任務の分担及び相互の連携等について組織を整備しておく。

なお、児童生徒等が任務を分担する場合は、児童生徒等の安全の確保を最優先する。

(1) 児童生徒等に対する防災教育

児童生徒等の安全と家庭への防災思想の普及を図るため、学校等において防災上必要な防災教育を行う。災害リスクのある学校においては、避難訓練と合わせて防災教育を実施し、その他の学校においても防災教育を充実し、子供に対して「自らの命は自らが守る」意識の徹底と災害リスクや災害時にとるべき避難行動（警戒レベルとそれに対応する避難行動等）の理解を促進する。また、防災教育は、教育課程に位置づけて実施して、とりわけ学級活動（ホームルーム活動）、学校行事及び訓練等とも関連をもたせながら、効果的に行うよう配慮するとともに、消防団員等が参画した体験的・実践的な教育の推進に努めるものとする。

(2) 関係職員の専門的知識のかん養及び技能の向上

関係職員に対する防災指導資料の作成、配布、講習会及び研究会等の実施を促進して、災害及び防災に関する専門的知識のかん養及び技能の向上を図る。

(3) 防災思想の普及

PTA、青少年団体、女性団体等の研修会及び各種講座等、社会教育の機会を活用して、防災思想の普及を図る。

(4) 登下校（登降園）の安全確保

児童生徒等の登下校（登降園も含む。以下同じ）途中の安全を確保するため、あらかじめ登下校の指導計画を学校ごとに樹立して、平素から児童生徒等及び家庭等への

徹底を図る。

ア 通学路の設定

- (ア) 通学路については、稲沢警察署、一宮建設事務所、市関係機関及び地元関係者と連携を図り、学区内のさまざまな状況下における危険箇所を把握して点検を行う。
- (イ) 平常の通学路に異常が生じる場合に備えて、必要に応じた緊急時の通学路を設定するなどしておく。
- (ウ) 異常気象時における通学路の状況の把握について、その情報収集の方法を確認する。
- (エ) 児童生徒等の個々の通学路及び誘導方法等について、常に保護者と連携を取り確認する。
- (オ) 高等学校及び特別支援学校における登下校については、児童生徒等の安全が確保できるよう、学校ごとに(ア)から(エ)までに定める事項を考慮しながら、具体的な方法を点検して確認しておく。

イ 登下校の安全指導

- (ア) 異常気象時の児童生徒等の登下校について、指導計画を綿密に確認する。
- (イ) 通学路における危険場所については、児童生徒等への注意と保護者への周知徹底を図る。
- (ウ) 登下校時における危険を回避できるよう、児童生徒等に対して具体的な注意事項をあげて指導する。

2 職員における措置

職員が一丸となって積極的に地震防災対策を推進するため、また、地域における防災活動を率先して実施するため、必要な知識や心構えなど次の事項を、研修を通じて次のとおり教育する。

- (1) 地震に関する基礎知識
- (2) 予想される地震等に関する知識
- (3) 職員等が果たすべき役割
- (4) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (5) 南海トラフ地震に伴い発生すると予測される地震動等に関する知識
- (6) 南海トラフ地震に関連する情報の内容・性格並びにこれに基づきとられる措置の内容
- (7) 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合及び地震が発生した場合にとるべき行動に関する知識

3 防災関係機関における措置

防災関係機関は、それぞれ又は他と共同して、その所掌事務又は業務について、防災教育の実施に努める。

第4節 地震相談の実施

市における措置

(1) 耐震相談及び現地診断の実施

地震が発生した場合に、はたして我が家は大丈夫かという市民の不安を解消するため、無料で耐震相談を実施する。

また、住宅の現地診断についても適宜実施する。

(2) 地震に関する相談の実施

地震についての不安を持っている市民のために、相談に応じる。

第11章 震災に関する調査研究の推進

基本方針

- 様々な災害が同時に、広域的に多発する地震災害に対して、地震予知や被害想定の実施のほか、新たな知見や発想を積極的に取り入れた被害低減策の検討を継続的に実施するなど総合的な地震防災対策の実施に結び付けていくものとする。

また、地域の災害危険性を的確に把握し、それに対する効果的な対策を調査するための防災アセスメントを実施するとともに、それに基づき地域住民への防災広報活動の充実を図るものとする。

市における措置

- (1) 基本的調査（本市の自然・社会的条件に関する調査）

本市の自然的・社会的条件についての調査は、調査研究の基礎をなすものである。社会的条件については、既存の一般的な調査が利用できる部分が多い。自然条件については、平成2年から4年間かけて調査した稲沢市の地質、地盤（稲沢市地震対策基礎調査）などを基に調査研究を実施した。

- (2) 被害想定に関する調査研究

震災に関する総合的被害想定（被害の発生態様及び程度の予測）は、震災対策を適切に具体化するための目標を設定することを目的とするものであり、震災対策の総合的かつ効果的な推進を図るために重要である。

本市においては、県が平成26年5月30日に発表した東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査（平成23年～25年度）の結果を基本とし、国、県が実施した予測調査等のデータを防災マップ作成等に活用していくよう努める。

- (3) 災害の防止、都市の防災化に関する調査

被害想定に関する調査研究を基礎に、地震による被害を最小限に食い止めるための効果的な対策を調査研究する。調査項目は複雑多岐にわたるが、①大地震火災対策、②避難所等及び避難路、③自主防災組織等について重点的に実施することとする。

- (4) 防災カルテ等の整備

市においては、防災アセスメントを実施することにより、その成果を活用して、地域の災害危険性を総合的かつ科学的に把握し、コミュニティレベル（集落単位、自治会単位、学校区などの単位）でのきめ細やかな防災カルテ・防災マップの作成を積極的に推進する。防災カルテ等に記載すべき事項は、①災害危険箇所、②避難場所、③避難路、④防災関係施設、⑤土地利用の変遷、⑥災害履歴などである。

- (5) 地籍調査

市は、防災事業の推進や円滑な災害復旧に資するため、土地の最も基礎的な情報である面積や境界等を世界測地系による数値情報により正確に把握して、記録する地籍調査の推進を図る。

第3編 災害応急対策

第1章 活動態勢（組織の動員配備）

基本方針

- 市長は、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、応急対策の推進を図る中心的な組織としてそれぞれの災害対策本部を速やかに設置して、その活動態勢を確立するものとする。
- 各防災関係機関は、災害の発生を防御して、応急的救助を行う等災害の拡大を防止するための活動態勢を整備するものとする。
- 各防災関係機関は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備えるものとする。
- 要員（資機材も含む。）の配置等については、複合災害の発生も念頭において行う。

第1節 防災組織

1 稲沢市防災会議

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条の規定に基づき、防災行政を総合的かつ計画的に運営するため、市長の附属機関として稲沢市防災会議条例（昭和38年稲沢市条例第7号）に基づき組織運営されるもので、稲沢市地域防災計画の作成、及びその計画の実施の推進等を図る。

参 考	1 稲沢市防災会議条例	参考編 1 (P255)
	2 稲沢市防災会議運営要綱	参考編 2 (P257)

2 稲沢市災害対策本部

市の地域に、災害が発生した場合又は災害が発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めたときは、災害対策基本法及び稲沢市災害対策本部条例（昭和38年稲沢市条例第8号）に基づき稲沢市災害対策本部（以下、「災害対策本部」という。）を設置する。

なお、災害が発生するおそれが解消し、又は災害応急対策が概ね完了したと認めたときは、これを廃止する。

第2節 災害対策本部の設置・運営

1 市における措置

市長は、市の地域に、災害が発生した場合又は災害が発生するおそれがある場合に、応急対策の推進を図るため、速やかに災害対策本部を設置する。

(1) 災害対策本部の組織及び運営

災害対策本部の組織及び運営は、本部員会議を置き災害応急対策の基本的事項について協議決定するほか、災害対策本部の業務を処理するための本部事務局を置く。

資 料	1 組織図（第3非常配備体制）	資料編 第1-1（P93）
参 考	1 稲沢市災害対策本部条例	参考編 3 （P259）
	2 稲沢市災害対策本部要綱	参考編 4 （P260）

(2) 災害対策本部の設置及び廃止時期

ア 災害対策本部の設置基準

災害対策本部は、原則として次の基準により設置する

(ア) 愛知県西部で震度5弱以上を観測した地震が発生したとき

(イ) 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合

(ウ) 市域に、災害が発生した場合又は災害が発生するおそれがある場合で、特にその対策又は防災の推進を図る必要があると本部長が認めるとき

イ 災害対策本部の廃止基準

災害対策本部は、予想された災害が発生するおそれが解消し、又は災害応急対策が概ね完了したと本部長が認めた時に廃止する。

(3) 災害対策本部の開設場所

ア 東庁舎が使用可能な場合

(ア) 本部員会議

本部員会議の開設場所は、災害対策本部室とする。

(イ) 災害対策本部事務局

災害対策本部事務局の開設場所は、災害対策本部室又は災害対策室又は防災安全課事務室とする。

イ 東庁舎が使用できない場合

消防庁舎3階とする。

(4) 組織の所掌事務

各部課は、災害対策本部が設置された場合、部班として災害応急対策を実施する。部班の所掌事務及び運営は別に定めるほか法令等に定めるところによる。

資 料	1 所掌事務	資料編 第1-2（P94）

(5) 災害対策本部の表示

災害対策本部の表示の種別は、次のとおりとする。

ア 災害対策本部の設置を表示する標識

イ 災害対策本部の本部長、副本部長、部長、部長代理、班長、副班長及び班員の身分を表示する腕章及びヘルメット

ウ 災害応急対策に出動する車両の標識

資 料	1 標識等	資料編 第1-3（P104）

2 防災関係機関における措置

(1) 組織及び活動体制

防災関係機関は、災害発生時においてその所掌する災害応急対策を速やかに実施するとともに、他の防災関係機関が実施する災害応急対策が円滑・的確に行われるよう、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の緊密な協力体制を整える。

また、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。

(2) 勤務時間外における体制の整備

防災関係機関は、休日及び夜間の勤務時間外における災害発生に備えた情報連絡体制をあらかじめ整えておくものとする。

(3) 惨事ストレス対策

ア 捜索、救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

イ 消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

3 非常配備体制

(1) 配備区分

市は次の基準により、あらかじめ市職員の非常配備体制を定めて、迅速な動員の確保に努める。

[非常配備の基準]

種 別	配 備 時 期	配 備 内 容	摘 要
第1 非常配備	1 次の各注意報のいずれかが愛知県尾張西部若しくは稲沢市に発表されたとき。 (1) 大雨注意報 (2) 洪水注意報 (3) 木曽川中流氾濫注意情報 (4) 庄内川氾濫注意情報 (5) 新川氾濫注意情報 (6) 日光川氾濫注意情報 2 名古屋地方気象台が愛知県西部における震度を4と発表したとき。 3 その他必要により、市長が当該非常配備を指令したとき。	情報の連絡及び収集のため建設部、まちづくり部職員及び当該災害に対処する必要がある部課の所要の人員を配備する。状況により、更に高度な配備体制に円滑に移行できる体制とする。	
第2 非常配備	準備体制 1 次の各警報のいずれかが愛知県尾張西部若しくは稲沢市に発表されたとき。 (1) 大雨特別警報 (2) 暴風特別警報 (3) 大雨警報（浸水害） (4) 暴風警報 (5) 洪水警報 (6) 木曽川中流氾濫警戒情報 (7) 庄内川氾濫警戒情報 (8) 新川氾濫警戒情報 (9) 日光川氾濫警戒情報	災害応急対策に対処できる人員を配備する。事態の推移にともない、特に当該災害に関連する部課の所要の組織による災害応急対策が開始できる体制とする。	災害対策本部を設置する。
	警戒体制 2 名古屋地方気象台が愛知県西部における震度を5(弱)又は5(強)と発表したとき。 3 南海トラフ地震臨時情報（調査中）又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき。 4 その他必要により、本部長が当該配備を指令したとき。	相当規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は相当規模の災害が発生したときなどに対処できる体制（「第2 非常配備班員構成表」による当番非常配備班）とする。	
第3 非常配備	1 市域に災害が発生し、被害が特に甚大と予想されるとき、又は大規模な災害が発生したとき。 2 名古屋地方気象台が愛知県西部における震度を6(弱)以上と発表したとき。 3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。 4 その他必要により本部長が、当該配備を指令したとき。	災害応急対策に万全を期するため全職員を配備する。	災害対策本部を設置する。

資 料	1 非常配備の基準	資料編 第1-4 (P106)

(2) 伝達方法

ア 平常勤務時の伝達系統及び方法

愛知県西部で震度4以上を観測した地震が発生した場合には、指揮者（建設部長）は、必要に応じて本部長の指示により配備体制を決定し、該当する職員に対しては、庁内放送等により徹底させる。

イ 休日又は勤務時間外における伝達及び非常参集

防災安全課職員は、愛知県西部で震度4以上を観測した地震が発生した場合には、直ちに指揮者に連絡する。指揮者は、必要に応じて本部長、副本部長等に報告し、配備体制の指示を受け、市緊急情報配信システムにより、該当する職員に対して連絡する。

なお、愛知県西部で震度6弱以上を観測した地震が発生した場合又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合には、全職員は自らの判断で登庁して、所要の配備につかなければならない。

(3) 職員の非常参集

職員は、勤務時間外又は休日等において、市域に災害が発生した場合又は災害の発生するおそれがあることを知ったときは、以後の状況の推移に注意し、非常配備の基準により配備の伝達を受けて、あるいは自らの判断で登庁して、所要の配備につかなければならない。

(4) 非常配備の活動

災害に対処するための事務又は業務は、他の一般事務に優先して処理するものとして、非常配備体制下における活動は、次のとおりとする。

ア 第1非常配備

建設部及びまちづくり部の職員及び当該災害に対処する必要がある部課の所要の人員により配備する。活動は、気象情報の収集及び連絡等を実施する。

イ 第2非常配備（当番非常配備班における活動）

当番非常配備班は、建設部防災安全課が別に定める「第2非常配備員別構成表」により当番制として配備する。活動は、「稲沢市災害対策実施要領」に定める災害対策本部事務局の事務分掌により実施する。

ウ 第3非常配備（各部班別体制下での活動）

各部班は、災害対策本部の各所掌事務により当該災害で対処すべき活動を行う。部班の活動は、第2非常配備の活動に優先して処理する。

資 料	1 所掌事務	資料編 第1-2（P94）

(5) 非常配備の報告及び動員要請（第3非常配備）

ア 各部長は、非常配備体制に入った場合は、常に各班の職員の動員状況を把握するとともに、その状態を指揮者に報告する。

イ 各部長は、災害応急対策活動を実施するにあたり職員が不足して、他部の応援を必要とするときは、指揮者に動員を要請する。

第3節 職員の派遣要請

市における措置

(1) 国の職員の派遣要請（災害対策基本法第29条）

市長は、災害応急対策又は災害復旧を実施するにあたり市の職員のみでは不足する場合は、指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

(2) 他市町村の職員の派遣要請（地方自治法第252条の17）

市長は、市の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の市町村長に対して、職員の派遣を要請することができる。

(3) 職員派遣の斡旋要求（災害対策基本法第30条）

市長は、知事に対して、災害対策基本法第29条の規定による指定地方行政機関の職員の派遣について、斡旋を求めることができる。

また、市長は、知事に対して、地方自治法第252条の17の規定による他の市町村職員の派遣について、斡旋を求めることができる。

(4) 被災市町村への市職員の派遣

市は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

第4節 災害救助法の適用

1 市における措置（災害救助法第13条）

(1) 救助の実施

市長は、当該市の区域に災害救助法が適用され、知事の委任を受けた場合、災害救助法に基づく救助を行う。

(2) 県が行う救助の補助

市長は、知事から委任を受けた救助以外に県が行う救助の補助を行う。

2 県における措置

(1) 災害救助法の適用

知事は災害救助法に定める程度の災害が発生した市町村の区域（救助実施市を除く。以下この節において同じ。）について、災害救助法を適用する。なお、災害が発生するおそれがある場合、国に設置された特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部の所管区域内においても、災害救助法を適用することができる。

(2) 救助の実施

知事は、災害救助法が適用された市町村において、現に救助を必要とする者に対して応急的に必要な救助を行う。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。ただし、この基準により救助を適切に実施することが困難な場合は、知事は内閣府に協議し、その同意を得て特別基準により実施するものとする。

また、災害が発生するおそれがある場合に、当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者に対して行う主な救助の種類は、次表のとおり。

救助の種類	実施者	
	局地災害の場合	広域災害の場合
避難所の供与	市町村（県が委任）	
要配慮者の輸送	市町村（県が委任）	

(3) 市町村への委任

知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長に委任する。

なお、委任は災害救助法が適用された都度、市町村に通知することにより行うものである。事務委任により想定している各救助事務の実施者は次表のとおり。

救助の種類	実施者	
	局地災害の場合	広域災害の場合
避難所の供与	市町村（県が委任）	
要配慮者の輸送	市町村（県が委任）	
応急仮設住宅の設置	県（建築局）	
食品の給与	市町村（県が委任）	
飲料水の供給	市町村（県が委任）	
被服、寝具の給与	市町村（県が委任）	
医療、助産	市町村（県が委任）	県（福祉局、保健医療局） 日本赤十字社愛知県支部
被災者の救出	市町村（県が委任）	
住宅の応急修理	市町村（県が委任）	県（建築局）
学用品の給与		
	市町村立学校児童生徒分	市町村（県が委任）
	県立学校、私立学校等児童生徒分	県（県民文化局、教育委員会）
埋葬	市町村（県が委任）	
死体の搜索及び処理	市町村（県が委任）	
住居又はその周辺の土石等の障害物の除去	市町村（県が委任）	

(4) 救助の委任の留意点

市町村へ事務を委任した場合であっても、その救助の実施責任は県にあるので、県は常にその状況把握に努め、万一、市町村において、事務の遂行上不測の事態が生じた場合等には、県において委任元としての責任を持って市町村に対する助言を行う等、適切な事務の遂行に努めることとする。

(5) 日本赤十字社愛知県支部への委託

知事は、医療及び助産等の実施に関して必要な事項を日本赤十字社愛知県支部に委託する。ただし、必要がある場合は、知事は委任に関わらず医療及び助産等のために必要な措置を講じる。

(6) 災害救助法が適用された場合の留意事項

知事は、救助実施市を含む複数の市町村に災害救助法が適用されるような大規模災害時には、災害救助法に基づき県の広域調整の下で救助を実施するため、被災者に公平かつ迅速な救助を行えるよう、災害救助に係る愛知県資源配分計画に基づき、救助実施市の長と必要な情報を共有し、救助を行うものとする。

第2章 避難行動

基本方針

- 地震情報等の内容や伝達方法等を定め、関係機関の防災対策に資するものとする。
- 市長は、災害対策基本法等に基づき必要に応じて避難のための可能な限りの措置をとることにより、生命及び身体の安全の確保に努めるものとする。

第1節 津波警報等の伝達

1 市における措置

- (1) 市長は、情報等の受領にあたっては、関係部課に周知徹底し得るよう、あらかじめ情報等の内部伝達組織を整備する。
- (2) 市長は、情報等の伝達を受けたとき、又は市に設置した計測震度計等により地震発生を知ったときは、市地域防災計画に定めるところにより、正確かつ分りやすい情報として、速やかに市民その他関係のある公私の団体に周知徹底する。
- (3) 市は、受信した緊急地震速報を同報系防災行政無線等により市民への伝達に努める。伝達にあたっては、同報系防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

2 気象庁及び名古屋地方気象台における措置

気象庁及び名古屋地方気象台は、津波警報等及び地震に関する情報等を発表・伝達する。

(1) 津波警報等

地震発生後、津波による災害の発生が予想される場合、大津波警報、津波警報、津波注意報、津波情報を発表する。（大津波警報は特別警報に位置づけられる。）

(2) 地震に関する情報等

ア 緊急地震速報

気象庁は、震度5弱以上を予想した場合、または長周期地震動階級3以上を予想した場合に、震度4以上を予想した地域、または長周期地震動階級3以上を予想した地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上と予想される場合、または長周期地震動階級1以上を予想した場合に緊急地震速報（予報）を発表する。

なお、緊急地震速報（警報）のうち予想震度が6弱以上または長周期地震動階級4を特別警報に位置付けている。

イ 地震に関する情報

地震発生約1分半後に震度3以上の地域名等を発表する震度速報を始め、震源に関する情報、震源・震度に関する情報及び各地の震度に関する情報などを発表する。

3 県における措置

- (1) 気象庁及び名古屋地方気象台から伝達された情報を、受領し、市に通知（緊急地震速報を除く）する。
- (2) 震度情報ネットワークシステムにより計測した震度情報については、防災安全局災

害対策課において収集し、名古屋地方気象台及び市に伝達する。

なお、震度3以上を計測した場合は、県警察本部にも伝達する。

4 報道機関における措置

日本放送協会は、気象庁から大津波警報、津波警報、緊急地震速報（警報）が通知されたときは、直ちに当該情報の放送を行う。

また、報道機関は、気象庁又は名古屋地方気象台から情報等が伝達された場合は、速やかに放送等を行うように努める。

5 地震に関する情報の種類

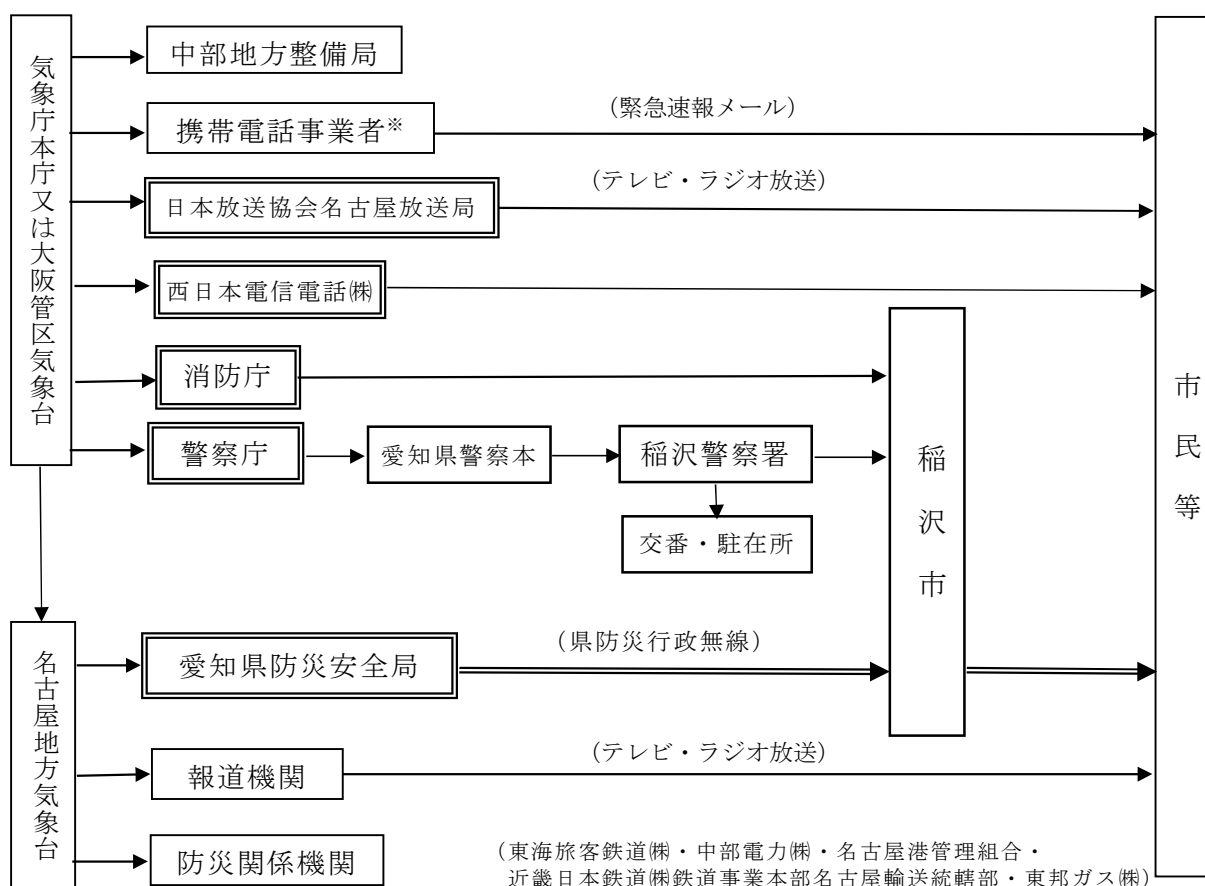
地震に関する情報の種類とその内容については、別表（資料編 第3-6）に整理する。

資 料	1 名古屋地方気象台	資料編 第3-6 (P120)

6 津波警報等情報の伝達

(1) 津波警報、地震情報等は、関係機関は次の伝達系統により迅速かつ的確に情報を伝達する。

津波警報等の伝達系統図



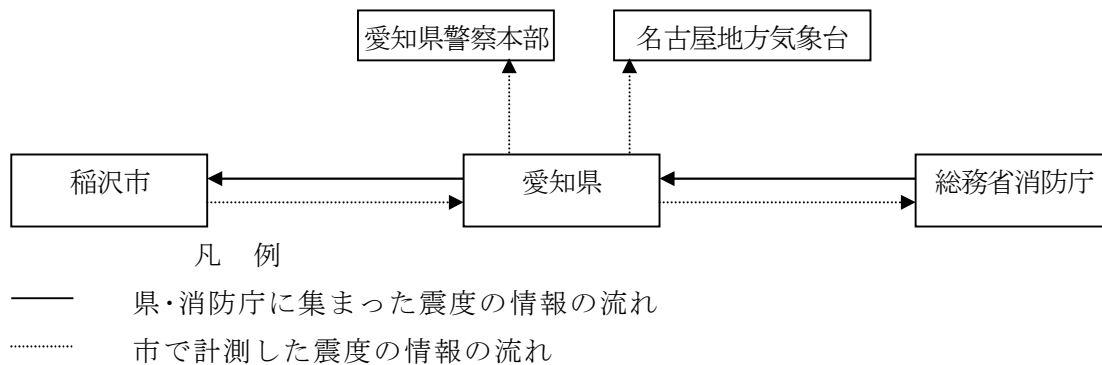
※緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。

注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

- (2) 注意報、警報の内容を全文伝達することは、相当時間を要し、災害防止に機を失うこともあるので、気象通報票により受伝達の迅速化を図る。
- また、受伝達については、送信者、受信者の氏名を確認し合う。
- (3) 県防災安全局災害対策課において震度情報ネットワークシステムにより収集した震度情報については、次の伝達系統図のとおり。

震度情報ネットワークシステム情報の伝達系統図



7 発見者の通報義務

地震に伴う災害が発生し、又は拡大するおそれのある異常な現象（以下「異常現象」という。）を発見したものは、直ちに市長又は警察官に通報する。

なお、警察官が通報を受けた場合は、その旨を速やかに市長に通報する。

第2節 避難情報

1 市における措置

(1) 避難指示等

ア 津波災害

津波警報等を覚知した場合、市長は直ちに避難指示を行うなど、速やかに的確な避難情報を発令するものとする。なお、津波警報等に応じて自動的に避難情報を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難情報の対象となる地域を住民等に伝達するものとする。

避難指示の発令対象とするすべての区域において、屋内での安全確保措置とはせず、できるだけ早く、できるだけ高い場所へ移動する立退き避難を原則として指示する。

大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なることに注意する。

イ 地震に伴うその他の災害

地震に伴うその他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを指示する。

(2) 知事等への助言の要求

市長は、避難のための立退きを指示しようとする場合において必要があると認める

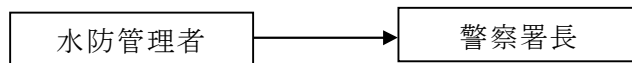
ときは、名古屋地方気象台、中部地方整備局又は知事に対し助言を求めることができる。さらに、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断するものとする。

2 水防管理者における措置

(1) 立退きの指示

洪水、津波又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、立退くことを指示する。

(2) 通知（水防法第 29 条）



3 県（知事又は知事の命を受けた職員）における措置

(1) 津波のための立退きの指示

水防管理者の指示と同様

(2) 市長の事務の代行

知事は、当該災害の発生により市が避難の指示等の事務を全部又は大部分実施できないときは、市長に代わって立退き等の指示を行う。

(3) 自衛隊、県警察に対する応援要請

県は、市からの避難者の誘導及び移送の実施又はこれに要する要員及び資機材の応援要請事項の実施が困難な場合、自衛隊、県警察へ応援を要請する。

(4) 市長への助言

知事は、市長から避難のための立退きの指示等に際し助言を求められた場合は、必要な助言を行う。

また、時機を失することなく避難情報が発令されるよう、市町村に積極的に助言するものとする。

(5) 他市町村に対する応援指示

県は、市町村の実施する避難の誘導及び移送につき、特に必要があると認めたときは、他市町村に応援するよう指示する。応援の要求を受けた機関は、これに積極的に協力する

4 警察官における措置

(1) 警察官職務執行法第 4 条による措置

災害で危険な事態が生じた場合、警察官は、その場に居合せた者、その事物の管理者、その他関係者に必要な警告を発して、及び危害を受けるおそれのある者を避難させ、又は必要な措置をとる。

(2) 災害対策基本法第 61 条による指示

市長による避難のための立退き若しくは「緊急安全確保」の措置を指示することができないと認められるとき、又は市長から要請があったときは、警察官は必要と認められる地域の居住者、滞在者その他に対して、避難のための立退き又は「緊急安全確

保」の措置を指示する。

(3) 報告・通知等

ア (1)の場合（報告・警察官職務執行法第4条第2項）

警察官⇒公安委員会

イ (2)の場合（通知及び報告・災害対策基本法第61条第3項及び第4項

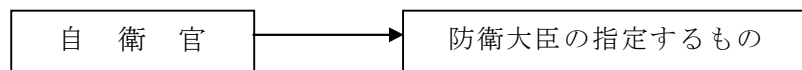
尾張方面本部

警察官⇒稲沢市⇒（尾張県民事務所）⇒知事

5 自衛官における措置

(1) 自衛隊法第83条により、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にいない場合に限り、4(1)「警察官職務執行法第4条による措置」による避難等の措置を執る。

(2) （報告・自衛隊法第94条）



6 避難の指示の内容

市長等避難の勧告・指示をする者は、次の内容を明示して実施する。

- (1) 避難対象地域
- (2) 避難先
- (3) 避難経路
- (4) 避難指示の理由
- (5) その他の必要な事項

7 避難の措置と周知

避難の指示をした者又は機関は、速やかに関係各機関に対し連絡するとともに、当該地域の住民に対してその内容の周知を図る。

(1) 住民への周知徹底

ア 広報車による伝達

広報車により、関係地区を巡回して伝達する。

イ 電話・携帯電話による伝達

電話・携帯電話を利用して伝達する。

ウ 災害情報共有システム（Lアラート）による伝達

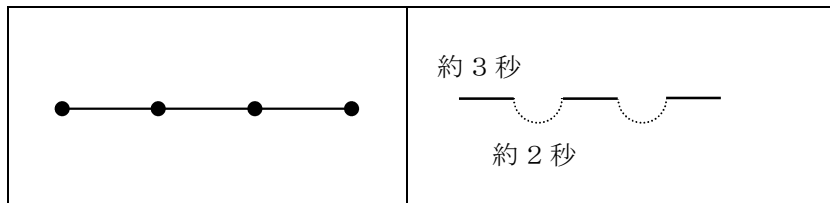
災害情報共有システム（Lアラート）に情報を提供することにより、テレビ・ラジオや携帯電話、インターネット等の多様で身近なメディアを通じて住民等が情報を入手できるよう努める。

エ 信号による伝達

警鐘信号及びサイレン信号により伝達する。

避 難 信 号

打 鐘 信 号	余いん防止つきサイレン信号



オ 戸別訪問による伝達

避難を勧告、指示したときが夜間であったり、通信途絶の場合においては、自主防災組織、消防団等を通じ家庭を戸別に訪問して、伝達の周知を図る。

カ 同報系防災行政無線による伝達

同報系防災行政無線を利用して伝達する。

(2) 関係機関の相互連絡

県、県警察、市及び自衛隊は、避難の措置を行ったときは、その内容につき相互に通報連絡する。

第3節 住民等の避難誘導等

1 住民等の避難誘導等

- (1) 市職員、警察官、消防職員その他の避難措置の実施者は、住民が、安全かつ迅速に避難できるよう避難先への誘導に努める。
- (2) 誘導にあたっては、できるだけ自主防災組織・行政区ごとの集団避難を行うものとし、避難行動要支援者の避難を優先して行う。
- (3) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導の実施にあたっては、社会福祉施設等を含め、民生委員・児童委員や自主防災組織と連携して行うものとする。
- (4) 市は、指定緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるものとする。

2 避難行動要支援者の支援

(1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導

地域住民、自主防災組織、民生委員等の避難者支援の協力を得つつ、避難行動要支援者へ情報伝達を行うとともに、安否確認・避難誘導を実施する。

(2) 避難行動要支援者の避難支援

ア 避難のための情報伝達

要配慮者のうち、災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対しては、防災無線や広報車、携帯端末の緊急速報メールなど複数の手段を組み合わせるとともに、障害者等にあってはその障害特性等に配慮した多様な手段を用いて情報伝達を行う。

イ 避難行動要支援者の避難支援

平常時から名簿情報を提供することに同意した避難行動要支援者については、名簿情報に基づいて避難支援を行う。その際、避難支援等関係者の安全の確保、名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務等の措置を講ずる。

また、平常時から名簿情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、避難支援等関係者その他の者に協力を求めるものと

する。

ウ 避難行動要支援者の安否確認

避難行動要支援者の安否確認を行う際には、避難行動要支援者名簿を有効に活用する。

エ 避難後における避難行動要支援者への対応

地域の実情や特性を踏まえつつ、名簿情報について避難場所等の責任者に引継ぐとともに、必要に応じて避難支援等関係者とともに避難場所から避難所への移送を行うこと。

第3章 災害情報の収集・伝達・広報

基本方針

- 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努める。
- 市は、災害情報を一元的に把握するとともに、関係機関を含めて災害に関する情報を共有することができる体制のもと、相互に連携して適切な災害応急対策が実施できるよう努める。
- 市及び防災関係機関は、重要通信の疎通を確保するとともに、効果的な通信の運用を図るため、有線・無線の通常の通信手段を利用するほか、携帯電話や衛星通信施設、電話・電報施設の優先利用、放送事業者への放送の依頼等を行う。
- 被災者等への確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により、住民等からの問い合わせに対応する。
- 各防災関係機関は、広聴活動を通じて災害地域住民の動向と要望事項の把握に努める。

第1節 被害状況等の収集・伝達

1 市における措置

(1) 被害情報の収集

市長は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害、火災、津波の発生状況等の情報を収集する。

特に災害発生直後においては、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関にいる負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。

なお、収集に当たっては119番通報に係る状況等の情報を積極的に収集するとともに、必要に応じ、画像情報の利用による被害規模の把握を行う。

(2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告

市長は、災害の状況（被害規模に関する概括的情報を含む）及び応急対策活動情報（応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等）について、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

報告にあたり、市長は、県防災情報システムを有効に活用する。

(3) 安否不明者・行方不明者の情報収集

捜索・救助体制の検討等に活用するため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域内で安否不明・行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ国を通じて大使館等）に連絡するものとする。

(4) 火災、災害等即報要領に基づく報告

ア 市は、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号。以下「即報要領」という。）に定める即報基準に該当する火災、災害を覚知したときは、原則として、30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、その第一報を県に報告し、以後、判明した事項のうちから逐次報告する。（第一報に際し、県に連絡がとれない場

合は、消防庁に報告して、連絡が取れ次第、県にも報告を行うことに留意する。)

また、一定規模以上の災害（即報要領「第3 直接即報基準」に該当する火災、災害等）を覚知したときは、第一報を、直接消防庁に対しても原則として、30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、報告を行う。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第一報後の報告についても、引き続き、消防庁に対しても行う。

なお、消防機関への119番通報が殺到した場合については、即報要領様式にかかわらず、最も迅速な方法により県及び国に報告する。

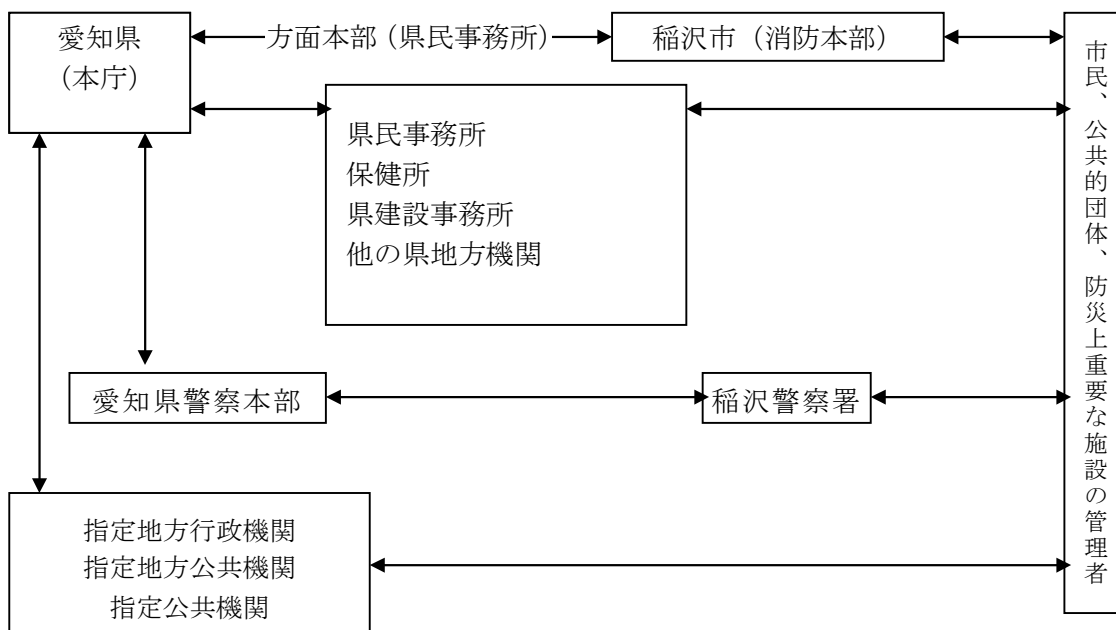
イ 確定報告にあつては、災害応急対策完了後15日以内に文書により県に報告する。

(5) 被災者台帳の作成

被災した住民に公平な支援を効率的に行い、支援漏れや、同種の支援・各種手続きの重複を避けるため、個々の被災者の被害の状況や支援の実施状況、支援における配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を整備し、その情報について関係部署間で共有・活用するよう努める。

2 被害状況等の一般的収集・伝達系統

(1) 被害状況等の一般的収集・伝達系統は次のとおりである。



(2) 各機関は、自己の所掌する事務又は業務に関し、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するのに必要な情報（画像情報を含む）及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。ただし、気象条件等を踏まえ、巡視等に当たる職員等の安全を最優先として情報収集に当たるものとする。

(3) 情報の収集伝達については、第2節「通信手段の確保」に記載した各種の方法を有効に活用するものとして、防災行政無線及び一般電話等のほか、あらかじめ災害時優先

電話を登録したうえでの非常通話や緊急通話の取扱、あるいは、携帯電話を利用する。

- (4) 同時多発的に災害が発生した場合には、電話が輻輳するので直接電話、災害時優先電話により防災関係機関相互の回線を確保する。
- (5) 通信連絡用機器の設置にあたっては、非常用電源を備えるとともに、災害時に途絶しないように設置箇所等に留意する。
- (6) 災害が発生した場合に市民へ確実に情報を提供するため、複数の情報伝達手段を利用することとし、地域性やそれぞれの手段の特性を考慮しながら整備を進める。
- (7) 報道機関と緊密な連携を図り、効率的な情報の伝達に努める。

3 重要な災害情報の収集伝達

(1) 国に対する逐次の情報伝達

関係機関は、自己の所管する事項について、当該災害の状況及びこれらに対応して執られた措置の概要を、逐次、電話等により県又は、国（内閣総理大臣）に対して速やかに伝達を行う。

(2) 災害の規模の把握のために必要な情報

市長は、非常災害であると認められるときは、災害の規模の把握のために必要な情報の収集に特に留意する。

(3) 安否情報

市は、被災した住民の生死や所在等、いわゆる安否情報について、その身を案ずる近親者、当該住民を雇用する企業、在籍する学校等からの照会に対応するため、安否情報の収集に努める。

ただし、安否情報の提供については、応急救助や施設の応急復旧等災害による被害拡大防止に直結する他の重要業務に支障を与えない範囲で行うとともに、実際の安否情報の提供にあたっては、被災住民及び第三者の権利権益を不当に侵害することのないよう配慮する。

4 その他の情報の収集伝達

各機関は、自己の所掌する事務又は業務に関し、収集した被害状況等災害に係る情報については、内容を検討して、関係機関に伝達する。

伝 達 の 対 象 と な る 被 害		伝 達 内 容
災害発生状況等	被害状況・災害対策本部の設置状況・応急対策状況（全般）	様式 3～6 によること
人、住家被害等	人的被害	様式 7 によること
	避難状況・救護所開設状況	様式 8 によること
公共施設被害	河川・貯水池・ため池等	様式 9 によること 確定報告は、被害か所数、被害額、被害地域名等について各関係機関の定める様式により行うものとする。
	道路被害	
	鉄道施設被害	
	電信電話施設被害	
	電力施設被害	
	ガス施設被害	
	水道施設被害	
	公共土木施設被害	

様 式	1	災害概況即報を始めとする被害報告様式	様式編	様式 16 (P18)
	2	災害概況即報	様式編	様式 17 (P19)
	3	避難指示等の発令状況	様式編	様式 18 (P20)
	4	災害発生状況等（速報・確定報告）	様式編	様式 19 (P21)
	5	人的被害	様式編	様式 20 (P22)
	6	避難状況・救護所開設状況	様式編	様式 21 (P23)
	7	公共施設被害	様式編	様式 22 (P24)
資 料	1	洪水予報	資料編	第 3-2 (P113)
	2	水位情報の周知	資料編	第 3-3 (P115)
	3	水防警報	資料編	第 3-4 (P117)
	4	名古屋地方気象台	資料編	第 3-6 (P120)

(2) 被害状況の判定基準

被害状況を判定するに際しての基準は、別表「被害判定基準（資料編 第 1-5）」のとおりとする。

資 料	1	被害判定基準	資料編	第 1-5 (P107)

5 報告の方法

- (1) 被害状況等報告は、最も迅速かつ確実な通信手段を活用するものとするが、県防災情報システムを有効な活用するとともに、県防災行政無線設置機関にあっては、原則、県防災行政無線により報告する。

なお、県防災行政無線未設置機関にあっては、原則、有線電話を使用する。

また、県防災行政無線が途絶した場合は、有線電話を使用する。

- (2) 県防災行政無線及び有線電話が途絶した場合は、各防災関係機関が所有する専用電話の利用や警察無線等他機関の無線通施設を利用する。
- (3) すべての通信施設が不通となった場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段を尽くして報告するように努めるものとする。

6 報告を行う基準

- (1) 人、住家、河川、道路施設等の被害が発生した場合、次に掲げる事項の一に該当したときとする。

ア 稲沢市災害対策本部を設置したとき。

イ 災害救助法適用基準に該当する程度の災害が発生したとき。

ウ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響の状況等からみて、報告の必要があると認められるとき。

エ 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に該当する程度の災害が発生したとき。

オ 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に該当する程度の災害が発生したとき。

- (2) 水道施設、鉄道施設、電信電話施設、電力施設、ガス施設等の被害の場合、稲沢市

災害対策本部を設置した場合で、重大な被害が発生した場合及び応急復旧したとき。

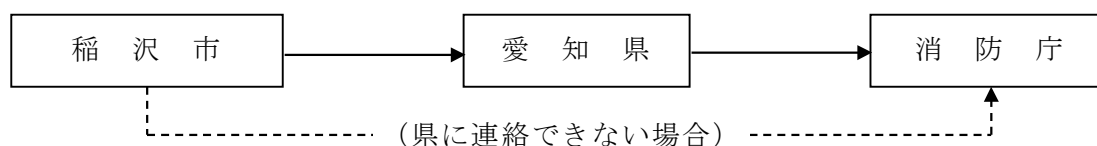
7 被害状況の照会・共有

- (1) 各機関は、他機関所管の被害状況を把握する必要があるときは、原則としてそれぞれを所管する関係機関に照会する。
- (2) 全県的な被害状況については、県防災情報システムを有効に活用して把握・共有するとともに、愛知県災害対策本部災害情報センター（河川、道路被害、水道施設被害については、関係課）へ照会する。

8 被害状況等の相互伝達

市及び各機関は、自己の所掌する業務に関し、収集した被害状況に係る情報を稲沢市地域防災計画に定める機関に報告するほか、市内防災関係機関に対して相互に伝達する。

県及び消防庁への連絡先



<県(防災安全局・災害情報センター)への連絡先>

	平常時	第1非常配備	第2非常配備 (準備体制)	第2非常配備 (準備警戒体制)	第2非常配備 (警戒体制)	第3非常配備
	本庁舎2階防災安全局内			本庁舎6階災害情報センター		

勤務時間内	NTT	052-961-2111（代表） 内線 2512（災害） 内線 2512（特殊災害） 内線 2522（火災） 内線 2522（危険物） 内線 2539（救急・救助） （直通）052-954-6193（災害、特殊災害） 052-954-6141（救急・救助） 052-954-6144（火災、危険物）	052-971-7104（広報部広報班） 052-971-7105（総括部総括班） 052-961-2111（代表） 内線 5302～5304（総括部総括班） 内線 5306～5307（総括部渉外班） 内線 5314～5316（総括部復旧班） 内線 5308～5310（広報部広報班） 内線 5311～5312（情報部整理班） 内線 5313、5320～5322（情報部局・公共機関班） 内線 5317～5319（情報部方面班） 内線 5339、5340（情報部調査班） 内線 5323～5324（運用部庶務班） 内線 5325～5327（運用部運用班） 内線 5324（運用部財務会計班）
	NTT FAX	052-954-6912（2階災害対策課内（災害・特殊災害）） 052-961-6922（6階災害対策課通信グループ） 052-954-6994（1階消防保安課内（火災・危険物）） 052-954-6913（2階消防保安課内（救急・救助））	052-971-7106 052-971-7103 052-973-4107
	防災行政無線	600-2512（災害） 600-2512（特殊災害） 600-2522（火災） 600-2522（危険物） 600-2539（救急・救助）	600-1360～1362（総括部総括班） 600-1363（総括部渉外班） 600-1376（総括部復旧班） 600-1364（広報部広報班） 600-1365（情報部局・公共機関班） 600-1366（情報部方面班） 600-1322（情報部調査班） 600-1321（県警連絡員） 600-1324（自衛隊連絡員）
	無線（FAX）	600-1510	600-1514
勤務時間外	NTT	052-954-6844（宿日直室）	上記勤務時間内の欄に同じ
	NTT FAX	052-954-6995（宿日直室）	同上
	防災行政無線	600-5250、5251、5252、5253（宿日直室）	同上
	無線（FAX）	600-4695（宿日直室）	同上
e-mail		saigaitaisaku@pref.aichi.lg.jp	
		sginfo@pref.aichi.lg.jp	
		aichi-saitaihonbu21@lion.ocn.ne.jp	
防災 web メール		kensaitai@bousai.pref.aichi.jp（高度通信ネットワークメニュー「防災 web メール」参照）	

<愛知県災害対策本部尾張方面本部連絡先>

（区 分）	平常時	第1非常配備	第2非常配備 （準備体制）	第2非常配備 （準備強化体制）	第2非常配備 （警戒体制）	第3非常配備
（設置場所）	愛知県三の丸庁舎4階 （尾張県民事務所 防災安全課内）			愛知県三の丸庁舎地下2階 （災害対策室内）		

第Ⅱ部 地震災害対策計画
第3編 災害応急対策

勤務時間内	NTT 電話	[代表]052-961-7211 [内線]2432, 2436, 2437 (防災) 2434, 2438 (消防) 2433, 2435 (保安) [直通]052-961-1474 (防災) 052-961-1464 (消防) 052-961-1519 (保安)	[代表]052-961-7211 [内線]2901, 2428 [内線]052-973-4595
	NTT FAX	052-951-9106	052-973-4596
	無線 電話	無線発信番号-602-1101, 2432, 2436, 2437 (防災) 無線発信番号-602-2434, 2438 (消防) 無線発信番号-602-2433, 2435 (保安)	無線発信番号-602-2901 (総括班) 無線発信番号-602-1101 (総務班) 無線発信番号-602-1102, 1105, 1106, 2428 (情報班) 無線発信番号-602-2271, 2313 (緊急物資チーム) 無線発信番号-602-1107, 2211, 2296 (支援班)
	無線 FAX	無線発信番号-602-1152	無線発信番号-602-1150
勤務時間外	NTT 電話	[代表]052-961-7211 [直通]052-961-1474	上記勤務時間内の欄に同じ
	NTT FAX	052-951-9106 (別室に設置の FAX のため送信時は要連絡)	
	無線 電話	無線発信番号-602-1101, 2432, 2436, 2437	
	無線 FAX	無線発信番号-602-1152	
その他	E-mail	owari@pref.aichi.lg.jp	
	ファイル 交換	次のシステムが利用可能です。 ・「愛知県防災情報システム」内のファイル交換機能。 ・愛知県高度情報ネットワークメニュー上の「防災用グループウェア」。	

- ※ 尾張方面本部は、第2非常配備(準備強化体制)でも尾張県民事務所防災安全課内に開設される場合があります。
- ※ 尾張方面本部(尾張県民事務所)と連絡が取れない場合は、県災害対策本部へ連絡してください。
- ※ 県災害対策本部は、県防災安全局の災害対策課内又は宿日直室内に開設される場合があります。

<消防庁への連絡先>

通常時(平日(祝日、年末・年始除く)9:00~17:00)(消防庁防災課応急対策室)

(NTT 回線) 03-5253-7527	(消防防災無線) 9#-92-90-xxx (無線専用電話のみ)	(地域衛星通信ネットワーク) 9-048-500-90-43xx

03-5253-7537 (FAX)	9#-92-9049033 (無線専用 FAX のみ)	(43xxx の下 3 桁は衛星電話番号簿を参照) 9-048-500-90-49033 (FAX)
夜間・休日等 (消防庁宿直室)		
(NTT 回線) 03-5253-7777 03-5253-7553 (FAX)	(消防防災無線) #-92-90-102(無線専用電話のみ) 9#-92-90-49036(無線専用 FAX のみ)	(地域衛星通信ネットワーク) 9-048-500-90-49102 9-048-500-90-49036 (FAX)

第2節 通信手段の確保

市及び防災関係機関における措置

(1) 専用通信の使用

防災関係機関は、情報連絡手段として、無線を利用した専用通信を使用することとして、災害情報の収集伝達のために設置した、稲沢市防災行政無線網を使用する。

なお、通常は、その設備を他人の通信のために使用してはならないこととなっているが、災害が発生した場合の通信連絡を行うにあたり緊急を要する場合は、所定の手続きを経て、これを他人に利用させることができる。

(2) 防災相互通信用無線局の使用

市及び防災関係機関は、防災対策に関する通信を相互に行うために設置した防災相互通信用無線局を活用して、災害現場等での円滑な情報の受伝達を図る。

(3) 衛星通信施設の使用

市及び防災関係機関は、地上系の防災行政無線網に障害、輻輳や混信が発生した場合には、地域衛星通信ネットワークを活用した衛星通信施設により、映像を含む情報の受伝達に努める。

(4) 移動系無線局の使用 (MCA無線)

各防災関係機関は、地震に強い移動系無線局を防災拠点や被災地域に重点配備するとともに、有効な運用を図り、地域の円滑な情報の受伝達を行う。

(5) 非常通信

無線局は、免許状に記載された目的又は通信の相手方、若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならないことになっている。

ただし、災害が発生した場合等において有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信（以下「非常通信」という。）については、当該無線局の目的以外にも使用することができる。

ア 非常通信の通信内容

(ア) 人命の救助に関する通信

(イ) 災害の予警報（主要河川の水位を含む。）及び災害の状況に関する通信

(ウ) 緊急を要する気象、火山等の観測資料に関する通信

(エ) 秩序維持のために必要な緊急措置に関する通信

- (オ) 遭難者救護に関する通信
- (カ) 電信電話回線の復旧のため緊急を要する通信
- (キ) 鉄道の復旧、道路の修理、被災者の輸送、救援物資の緊急輸送等のために必要な通信
- (ク) 県・市町村の防災会議及び災害対策本部相互間に発受する災害救援、その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資、資金の調達、配分、輸送等に関する通信
- (ケ) 電力設備の修理復旧に関する通信
- (コ) 知事が医療、土木、建築、工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関する通信

イ 非常通信の発受

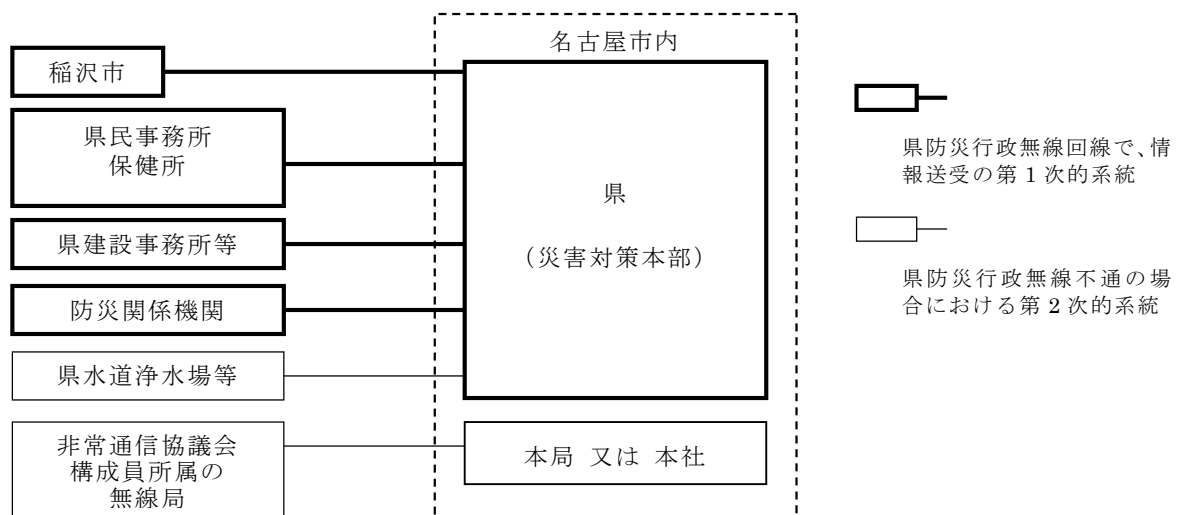
非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、災害対策関係機関からの依頼に応じて発受する。

また、無線局の免許人は、災害対策関係機関以外の者から人命の救助に関する通報及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信を実施すべきか否かを判断のうえ発信する。

ウ 非常通信の依頼

非常通信は、最寄りの無線局に依頼する。依頼する無線局の選定にあたっては、非常通信協議会構成員所属の無線局を選定することが望ましい。

なお、市が県災害対策本部へ通ずる非常通信ルートは、次のとおりとする。



(6) 電話・電報施設の優先利用

各防災関係機関は、災害が発生した場合の予警報の伝達、必要な通知又は警報等を迅速に行うため、電話若しくは電報施設を優先利用し又は他機関の専用電話を利用することができる。

ア 一般電話及び電報

(ア) 災害時優先電話

災害等で電話が混み合うと、発信規制や接続規制といった通信制限により、通

常の電話は被災地からの発信や被災地への接続を制限されるが、あらかじめ固定電話・携帯電話事業者に登録された「災害時優先電話」はこうした制限を受けずに発信や接続を行うことができる。

(イ) 非常扱いの電報

天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする電報については、非常扱いの電報として、すべての電報に優先して取り扱われる。

(ロ) 緊急扱いの電報

非常扱いの電報で発信できるものを除き、公共の利益のため通報することを要する次に掲げる事項を内容とする電報については、緊急扱いの電報とし、非常扱いの電報の次順位として取扱われる。

イ 専用電話

災害が発生した場合の通信連絡を行うにあたり緊急を要するときは、各機関の所有する専用電話を利用して行う。利用できる施設としては、警察電話、消防電話、水防電話、鉄軌道電話、電気事業電話があり、その利用方法としては、一般電話に準じて行う。

(7) 放送の依頼

知事及び市長は、緊急を要する場合で、かつ、特別の必要があるときは、あらかじめ協議して定めた手続により放送事業者（受託放送事業者を除く。）に災害に関する通知、要請、伝達、警告及び予警報等の放送を依頼（市長は、知事を通して依頼する。）することができる。

なお、放送事業者との連絡にあつては、放送局ホットラインにより、円滑な放送の依頼を確保する。

(8) 県防災情報システムの使用

各防災関係機関は、被害状況等の報告及び把握、応援等の要請などを迅速かつ的確に行うため、県防災情報システムの効果的な使用を行う。

第3節 広報

1 防災関係機関の措置

- (1) 各防災関係機関が広報活動を行うにあたっては、関係機関との連絡をできる限り密にして行うものとする。
- (2) 各防災関係機関は、できる限り相談窓口等を開設して、市民からの相談、要望、苦情等を聴取のうえ、必要な応急対策の推進に当たるものとする。

2 報道機関の措置

市は、報道機関から災害情報のための取材活動を実施するにあたり情報の提供について依頼を受けた場合、積極的に協力する。

3 各機関の措置

- (1) 各機関は、報道機関から災害報道のための取材活動を実施するに当たり情報の提供等について依頼を受けた場合、積極的に協力する。
- (2) 各機関は、次の広報手段を有効に組み合わせて、住民への災害広報を実施する。
 - ア 報道機関（テレビ・ラジオ放送局、通信社、新聞社）への情報提供
 - イ 同報系防災行政無線
 - ウ 緊急情報配信システム
 - エ 緊急速報エリアメール、緊急速報メール
 - オ ケーブルテレビ
 - カ W e b サイト掲載及びフェイスブックなどのソーシャルメディアによる情報
 - キ 広報誌等の配布
 - ク 広報車の巡回
 - ケ その他広報手段

4 広報内容

地域災害広報

市は、次の事項について広報を実施する。

- ア 災害発生状況
- イ 災害応急対策の情報
- ウ 公共交通機関の情報
- エ ごみ処理方法等に関する情報
- オ 給食・給水実施状況
- カ 衣料・生活必需品等供給状況
- キ 地域住民の取るべき措置
- ク 避難の指示
- ケ その他必要事項

5 広報活動の実施方法

- (1) 報道機関への発表
 - ア 各防災関係機関は、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に対し、情報及び必要な資料を速やかに提供し、広報活動を要望する。

特に避難情報等については、災害情報共有システム(Lアラート)を活用して迅速かつ的確に情報発信を行う。
 - イ 外国人等情報伝達については、特に配慮を要する者に対する対応として、可能な限り多言語による情報提供等も合わせて行う。
- (2) 広報車、航空機等
各防災関係機関は、他の防災関係機関、報道機関等の車両・航空機等による広報について協力を要請する。
- (3) 多様な情報手段の活用
各防災関係機関は、臨時広報紙等の配布、掲示板や緊急速報メール機能、W e b サ

イト、ソーシャルメディアの利用等あらゆる媒体を有効に活用して広報活動を行う。
特に、停電や通信障害発生時は、被災者が情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの貼り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供を行う。

(4) 災害報道

報道機関は、次の有効適切な災害関係記事又は番組を編成して報道する。

ア 災害関係記事又は番組

イ 災害関係の情報

ウ 災害対策のための解説、キャンペーン、記事又は番組

エ 関係機関の告知事項

参 考	1 災害時における災害情報等の放送に関する協書（稲沢シーエーティーヴィ株式会社）	別冊 31(2) a (別冊 P297)
	2 災害に係る情報発信等に関する協定書（ヤフー株式会社）	別冊 31(4) (別冊 P299)

第4章 応援協力・派遣要請

基本方針

- 各機関はあらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、災害時にあたっては相互に協力して、応急対策活動を円滑に実施するものとする。
- 陸上自衛隊第10師団は、知事等の要請を受けて、まず東海地方所在部隊をもって人命救助を第一義とする緊急救援活動を行い、引き続きその他の部隊を集中して、組織的救援活動を行う。状況により、中部方面対区域内諸隊の増援を受ける。航空自衛隊もこれらに準じた処置を講じるものとする。
- 被災地の速やかな自立や復興を進めるために、事前に登録されたボランティアグループなどの受入はもとより、災害時に全国から集まるボランティアについての窓口を設置して適切な受入を行うことにより、ボランティア活動が円滑に行われるよう努めるものとする。

第1節 応援協力

1 市における措置

(1) 知事に対する応援要請等（災害対策基本法第68条）

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、知事に対して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

(2) 他の市町村長に対する応援要求等（災害対策基本法第67条）

市長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対して応援を求めることができる。

なお、市長は、あらかじめ災害が発生した場合の応援に関する協定を締結して、その協定に基づき応援を求めることができる。

また、協定に基づく応援が不足する場合には、協定外の市町村に対して応援を要求する。

この場合、応援を求められた市町村は、県が行う市町村間の調整に留意するとともに必要な応援をする。

(3) 「被災市町村広域応援の実施に関する協定」に基づく応援

市長は、当協定に基づき行われる応援について、県、県市長会、県町村会及び他の市町村と調整・連携した上で実施するものとする。

2 県における措置

(1) 市町村に対する応援

ア 知事は、市からの災害応急対策を実施するために要請を求められた場合は、県の災害応援対策の実施との調整を図りながら、必要と認められる事項について最大限協力する。

イ 知事は、市の行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施の確保するため、特に必要があると認めるときは、市長に対し、災害応急対策の実施を求め、又は他の市町村長に対して、当該市の災害応急対策の実施状況を勘案しながら、市町村相互間の応援について必要な指示又は調整を行う。さらに、県と一体となった応援が効果的であると認

められるときは、県市長会及び県町村会の協力を得て、県及び他の市町村が連携した応援の実施について調整を行う。

ウ 知事は、被害状況の現地調査や災害応急対策活動を支援するため、県職員を派遣する。県職員は、被災市町村に赴いた際には、災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて、被災市町村から積極的に人的支援ニーズを把握し、関係省庁及び都道府県との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努める。

(2) 市町村の応急措置の代行（災害対策基本法第73条）

県は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、被災により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため市町村に与えられた次の権限のうち、実施すべき応急措置の全部又は一部を、当該市町村に代わって行う。

ア 警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限

イ 他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限

ウ 現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限

エ 現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限

3 災害緊急事態

内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発し、愛知県内が関係地域の全部又は一部となった場合、県、市町村をはじめ防災関係機関は、政府が定める対処基本方針に基づき、応急対策を推進し、市の経済秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に適切に対応する。

4 経費の負担

国から市に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法並びに他県、他市から市に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は所定の方法による。（災害対策基本法施行令第18条）

第2節 応援部隊等による広域応援等

1 市における措置（緊急消防援助隊）

- (1) 市長は、大規模な災害等が発生した場合は、「愛知県内広域消防相互応援協定」に基づく応援要請及び緊急消防援助隊の応援を行う。
- (2) 応援部隊の宿営場所及び活動拠点を確保する。
- (3) 消防庁舎において緊急消防援助隊指揮支援本部の設置・運営に協力する。

2 県における措置（緊急消防援助隊）

県は、県内において大規模災害が発生した場合、消防庁長官に対して、人命救助活動等にあたる他の都道府県で編成している緊急消防援助隊の応援、ヘリコプターによ

る広域航空消防応援等の要請を行うものとする。

また、愛知県消防応援活動調整本部を県庁に設置して、緊急消防援助隊及び「愛知県内広域消防相互応援協定」に基づく消防活動の調整等を実施するとともに、「愛知県緊急消防援助隊受援計画」による的確な受け入れ体制を早期に確立する。

その際、南海トラフ地震など個別の緊急消防援助隊運用方針及びアクションプランに基づく活動が進められる場合や、最大震度に応じた迅速出動が行われる場合には、地震発生直後のより早い段階から受け入れ体制の確立を図るものとする。

3 応援要員の受入体制

防災関係機関が災害応急対策を実施するにあたり、各機関が県外から必要な応援要員を導入した場合、知事及び派遣先の市町村長は、これらの要員のための宿泊施設等について、各機関の要請に応じて、可能な限り準備する。

参 考	1 愛知県消防広域応援基本計画	参考編 16 (P328)
	2 愛知県内広域消防相互応援協定（県内自治体等）	別冊 21 (1) (P112)
	3 尾張西北部地区消防相互応援協定書（周辺自治体等）	別冊 21 (2) (P116)
	4 高速道路における消防相互応援協定（周辺自治体等）	別冊 21 (3) a (P118)
	5 高速道路における消防相互応援協定に基づく覚書（周辺自治体等）	別冊 21 (3) b (P120)
	6 木曽川流域消防相互応援協定書（周辺自治体等）	別冊 21 (4) (P121)
	7 消防相互応援協定（海部東部消防組合）（愛西市）	別冊 21 (5) (P123) 別冊 21 (6) (P124)
	8 愛知県下高速道路における消防相互応援協定（県内自治体等）	別冊 21a (8) (P127)
	9 愛知県下高速道路における消防相互応援協定に基づく覚書（県内自治体等）	別冊 21b (8) (P129)
	10 災害時における宿泊施設等の提供に関する協定書（OYADO 和陽館・ビジネスホテルワコー）（プリンセスコートホテル）	別冊 30 (1) (P293) 別冊 30 (2) (P295)

第3節 自衛隊の災害派遣

1 市における措置

- (1) 市長は、自ら保有する手段では対応が困難と判断し、自衛隊の災害派遣を必要と認めるときには、速やかに災害派遣要請者に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

この場合において、市長は、必要に応じ、その旨及び災害の状況を関係自衛隊に対して通知する。

- (2) 事態が急迫し、文章によることができない場合は、口頭又は電信若しくは電話により連絡して、事後速やかに文章を提出する。
- (3) 市長は、災害対策基本法第68条の2第1項及び第2項の規定により災害の状況等

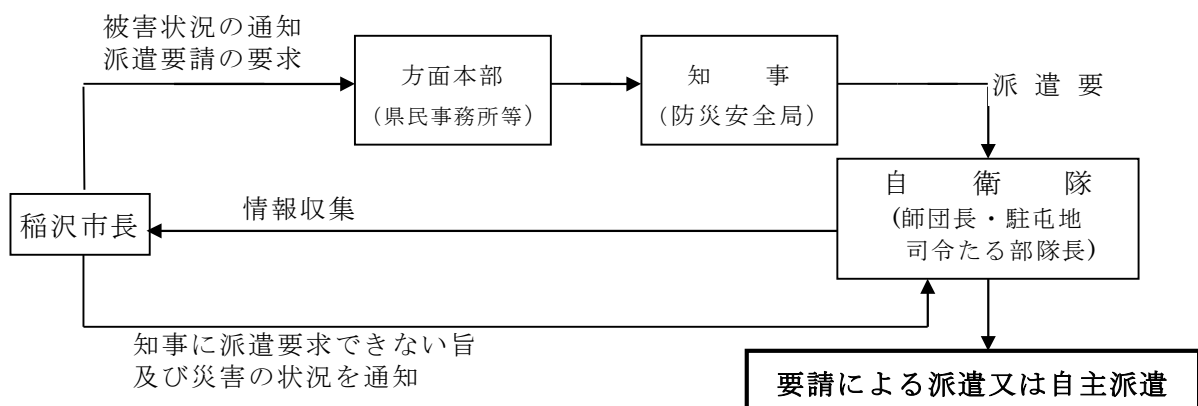
を自衛隊に通知をしたときは、速やかにその旨を知事に通知する。

- (4) 市長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したときは、速やかに災害派遣要請者に対して撤収要請を依頼する。

2 災害派遣要請者における措置

- (1) 災害派遣要請者は、市長の依頼を受けたとき、あるいは依頼がない場合でも周辺市町村の被害、通信の状況等の全般状況から判断し、明らかに要請の必要性があると認められる場合は、直ちに関係自衛隊に対して派遣要請の手続きを取る。
- (2) 事態が急迫し、文章によることができない場合は、口頭又は電信若しくは電話により連絡して、事後速やかに文章を提出する。
- (3) 災害派遣を要請した場合並びに要請が予想される場合で、特に自衛隊との連絡を密にする必要があると認めたときは、あらかじめ自衛隊連絡幹部の派遣を依頼し、情報の交換、部隊の派遣等に関して連絡調整を図る。
- (4) 災害派遣要請者は、市長の自衛隊の撤収要請依頼を受けたときは、速やかに撤退要請を行う。

3 災害派遣要請等手続系統



(注) 市は、時間にいとまがない場合等、やむを得ない場合は、直接知事（防災安全局）に派遣要請を依頼する。この場合も、できるだけ速やかに、方面本部（県民事務所等）へも連絡すること。

4 災害派遣の要請を受けることができる者及び担任地域

災害派遣の要請を受けることができる者及び担任地域は次のとおりである。

災害派遣の要請を受けることができる者		担任地域
陸上自衛隊	第10師団長	県内全域
航空自衛隊第1輸送航空隊司令（小牧基地司令）		県内全域
海上自衛隊横須賀地方総監		県内全域

※県西部（尾張北東部、尾張西部、名古屋、知多）の連絡・調整は、第35普通科連隊担任

〔派遣要請依頼書〕

		発簡番号
		年 月 日
愛知県知事 殿		稲沢市長
部隊等の派遣要請依頼書		
災害を防除するため、下記のとおり自衛隊の災害派遣要請を依頼します。		
記		
1	災害の情况及び派遣を要請する事由 災害の状況（特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。） 派遣を要請する事由	
2	派遣を希望する期間	
3	派遣を希望する区域及び活動内容 (1) 区 域 (2) 活動内容（遭難者の捜索援助、道路啓開、水防、輸送、防疫等）	
4	その他参考となるべき事項 その他の細部については、 において調整する。	

（注）2項に関しては、具体的に表現することが不可能な場合には、「救援活動終了するまでの間」等の定性的な表現

〔災害派遣部隊撤収要請依頼書〕

		発簡番号
		年 月 日
愛知県知事 殿		稲沢市長
災害派遣部隊撤収要請依頼書		
自衛隊の災害派遣を要請中のところ、派遣目的が達成されたことに伴い、 月 日をもって派遣部隊等を撤収要請されるよう依頼します。		

5 災害派遣部隊の活動範囲

災害派遣部隊の活動範囲は、概ね次のとおりである。

項 目	内 容
1) 被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
2) 避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合 で必要があるときには、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を 援助する。
3) 遭難者等の搜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合には、通常他の救援活 動に優先して搜索救助を行う。
4) 水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積みみ 等の水防活動を行う。
5) 消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具をもっ て、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、通常 関係機関の提供するものを使用する。
6) 道路又は水路の啓 開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合には、そ れらの啓開、除去にあたる。
7) 応急医療、救護及び 防疫	被災者に対して応急医療、救護及び防疫等を行うが、薬剤等 は通常関係機関の提供するものを使用する。
8) 人員及び物資の緊 急輸送	救急患者、医師その他救援活動に特に必要な人員及び救援物 資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は特に 緊急を要すると認められるものについてのみ行う。
9) 給食及び給水	被災者に対し、給食及び給水を実施する。
10) 入浴支援	被災者に対し、入浴支援を実施する。
11) 物資の無償貸付又 は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省 令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活 必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
12) 危険物の保安及び 除去	自衛隊の能力の範囲内における火薬類、爆発物等危険物の保 安措置及び除去を実施する。
13) その他	その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力で対処可能なもの については、要請によって所要の措置をとる。

〔関係自衛隊長 連絡先〕

連 絡 先	電 話 番 号
陸上自衛隊 第10師団司令部	(加入電話) 052-791-2191 課業時間内：内線531 (防衛班) 課業時間外：内線301 (当直室) (防災行政無線) 8-8230-31 (作戦室) 32 (当直) 33 (防衛班) (衛星電話) 9-同上
陸上自衛隊 第35普通科連隊	(加入電話) 052-791-2191 課業時間内：内線460 (第3科) 課業時間外：内線477 (当直室) (防災行政無線) 8-8230-34 (衛星電話) 9-同上
航空自衛隊 第1輸送航空隊司令 (小牧基地司令)	(加入電話) 0568-76-2191 課業時間内：内線4032 (防衛部) 課業時間外：内線4017 (基地当直) (防災行政無線) 8-8250-31 (作戦室) 32 (当直) (衛星電話) 9-同上
海上自衛隊 横須賀地方総監部	(加入電話) 課業時間内 046-822-3522 (第3幕僚室) 課業時間外 046-823-1009 (オペレーション直通) (衛星電話) 9-012-637-721

6 災害派遣部隊の受入れ

- (1) 災害派遣要請者は、自衛隊の災害派遣が決定(自衛隊の自主派遣を含む。)したときは、市長に受入体制を整備させ、必要に応じ職員を派遣して、派遣された部隊長及び派遣を受けた市の連絡にあたりるとともに、自らも自衛隊と緊密に連絡をとる。
- (2) 市長は、次の点に留意して、派遣部隊の活動が十分に達成されるように努めなければならない。

ア 職員の中から派遣部隊との連絡責任者を指名する。

イ 応援を求める内容、所要人員及び資機材等の確保について計画をたて、部隊到着後は速やかに作業が開始できるようあらかじめ準備する。

ウ 部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに、部隊指揮官と協議して、作業が他の機関の活動と競合重複することがないように最も効果的に作業が分担できるよう配慮する。

エ 自衛隊の宿泊施設又は野営施設及び車両等の保管場所を確保する。

オ ヘリコプターによる災害派遣を受入れる場合は、次の事項を準備する。

(ア) 事前の準備

- a ヘリポート用地として、基準を満たす地積を確保する。その際、土地所有者又は管理者との調整を確実に行う。
- b ヘリポートの位置確認のため、ヘリポート及びその周辺地域を含む地図(縮尺1万分の1程度のもの)を提供する。
- c 夜間等の災害派遣に備えて、ヘリコプターの誘導のための照明器具を配備するとともに、緯度・経度によりヘリポート位置を明らかにする。

- d 自衛隊があらかじめ行う各ヘリポートの離着陸訓練の実施に対して協力する。
- (イ) 受入時の準備
- a 着陸地点には、**ⓗ**記号を風と平行方向に向けて標示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。
- b ヘリポート内の風圧に巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。
- c 砂塵の舞い上がる時は散水、積雪時は除雪又はてん圧を実施する。
- d ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離着陸等について広報を実施する。
- e 物資を搭載する場合は、その形状と重量を把握して、事前に自衛隊と調整を行う。
- f 離着陸時のヘリポートには、関係者以外立ち入らせない。

資 料	1 ヘリポート可能箇所	資料編 第7-5 (P164)

7 災害派遣に伴う経費の負担区分

- (1) 自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市が負担するものとして、下記を基準とする。
- ア 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- イ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため通常必要とする燃料を除く。）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費含む）及び入浴料
- ウ 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資機材等の調達、借上げ、その運搬、修理費
- エ 県・市が管理する有料道路の通行料
- (2) 負担区分について、疑義が生じた場合あるいはその他の必要経費が生じた場合は、その都度協議して決める。

第4節 ボランティアの受入

1 市における措置

- (1) 市は、災害ボランティアセンターを速やかに設置して、コーディネーターの派遣を協力団体に要請する。併せて、机、椅子及び電話機等必要な資機材を確保する。
- (2) 災害ボランティアセンターに配置された市職員は、ボランティアの受入に関し、コーディネーターの自主性を尊重して、災害対策本部との間の必要な情報提供や資機材の提供等を行うなどの支援を行う。
- (3) 所掌事項
- ア 被災者ニーズ（ボランティアの派遣要望場所、人員数、種別又は内容等）の把握
- イ ボランティアの受入れ及び登録
- ウ ボランティアコーディネーターの派遣要請
- エ ボランティアの派遣要請の受付及び派遣
- オ ボランティアに関する情報提供

2 ボランティアコーディネーターの役割

- (1) 市の災害ボランティアセンターに派遣されたコーディネーターは、ボランティアの受入れ（受付、需給調整など）やボランティアへの支援要請の内容把握等を行う。
- (2) 県の広域ボランティア支援本部に派遣されたコーディネーターは、災害ボランティアセンターのボランティアの受入れが円滑に行えるように、次の支援を行う。
 - ア 市災害対策本部やNPO・ボランティア関係団体等を通じて得たボランティアへの支援要請の内容やボランティアの確保・斡旋などの情報を提供する。
 - イ ボランティアの受入れに必要な物資等の調整を行う。
 - ウ 協力団体やその他NPO・ボランティア関係団体等と連携して、コーディネーターの交替要員の確保・斡旋を行う。
 - エ NPO・ボランティア関係団体等と連携して、必要なボランティアの確保・斡旋を行う。
 - オ 必要に応じ、広報班を通じて、ボランティアの受入れに関する情報を報道機関に提供する。
- (3) コーディネーターは、行政機関、協力団体、NPO・ボランティア関係団体等と相互に連携して、ライフラインの復旧や仮設住宅への入居等の状況を踏まえ、適当な時期以降、被災地の自立をより一層進めるために、ボランティア活動から地元の自主的な相互扶助等への円滑な移行ができるように努める。
- (4) ボランティアを受け入れた場合、整理保存すべき書類は、次のとおりとする。
ボランティア等受入記録簿（様式 50）

様 式	1 ボランティア等受入記録簿	様式編 様式 77 (P88)

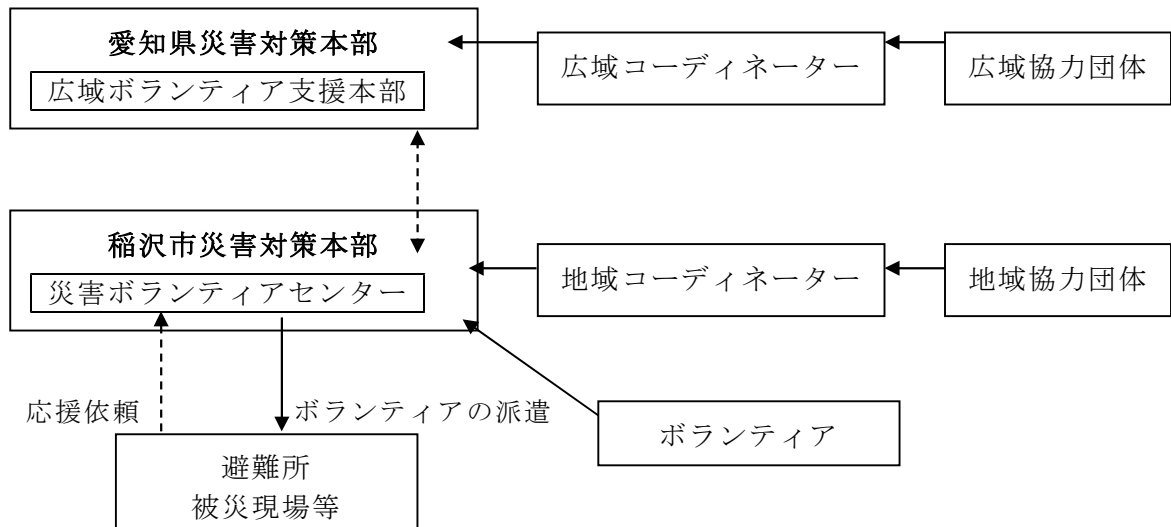
3 NPO・ボランティア関係団体等との連携

県及び市は、社会福祉協議会、県内及び県外から被災地入りしているNPO・ボランティア関係団体等と、情報を共有する場において、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。

4 協力が予測されるNPO・ボランティア関係団体等

社会福祉法人稲沢市社会福祉協議会（災害ボランティアセンター開設協力協定締結）
防災ボランティア稲沢
学校法人足立学園愛知文教女子短期大学（災害協定締結）
学校法人愛知真和学園愛知啓成高等学校（災害協定締結）
稲沢スカウト協議会（災害協定締結）
稲沢市赤十字奉仕団
一般社団法人稲沢青年会議所

ボランティア受入れの流れ



参 考	1 災害時における応急対策業務に関する協定書（稲沢スカウト協議会）	別冊 19（1）（別冊 P4）
	2 災害時におけるボランティア活動に関する協定書（社会福祉法人稲沢市社会福祉協議会）	別冊 19（3）（別冊 P8）
	3 災害時における協力体制に関する協定書（学校法人足立学園愛知文教女子短期大学）	別冊 19（4）（別冊 P9）
	4 災害時における協力体制に関する協定書（学校法人愛知真和学園愛知啓成高等学校）	別冊 19（21）（別冊 P55）

第5節 防災活動拠点の確保等

1 市における措置

- (1) 市は、大規模な災害が発生し県内外からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要な拠点について、関係機関との調整の上、確保を図るものとする。
- (2) 当該拠点は、市が応援活動を行うが必要となる場合の活動拠点としての活用を図るものとする。

2 防災活動拠点の確保等

市は、受援及び応援のための集結・集積活動拠点として、防災活動拠点の確保を図る。

物資の輸送拠点について、県及び市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

3 防災活動拠点の区分と要件等

区分	地区防災活動拠点	
災害想定規模	市町村区域内 ・風水害等	
応援規模	隣接市町村等	
役割	被災市町村内の活動拠点	
拠点数	市町村で1か所程度	
要件	面積	1ヘクタール程度以上 できればヘリコプターの離着陸が可能
	施設設備	倉庫等 できれば宿泊施設

第6節 南海トラフ地震の発生時における広域受援

1 県、市、防災関係機関における措置

南海トラフ地震の発生時においては、国が、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づき、あらかじめ定められた拠点等に対し、応援部隊等を派遣するとともに、物資の輸送等を行うこととなっている。

県、市、防災関係機関は、「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」に基づき、国が実施する災害応急対策活動に対し、次の広域的な受援活動を実施するものとする。

(1) 緊急輸送ルートの確保

被害が甚大な地域へ人員・物資・燃料等の輸送活動が迅速かつ円滑に行われるための緊急輸送ルートの確保のための活動

(2) 救助・救急、消火活動

あらかじめ定めた救助活動拠点を開設し、広域応援部隊を迅速かつ円滑に受け入れるための活動

(3) 災害医療活動

全国から派遣されたDMA T等による被災地内における医療機関への支援・調整を行う活動

(4) 物資調達

国が被災県からの具体的要請を待たず支援する避難所避難者への支援物資の受入、配分に係る活動

(5) 燃料・電気・ガスの供給

災害応急活動に必要な燃料や、重要施設の業務継続のための燃料・電気・ガスを確実に確保し、迅速かつ円滑に供給する活動

第5章 救出・救助対策

基本方針

- 市長は、災害により生命及び身体が危険となった者を早急に救出して、負傷者については医療機関に搬送する。
- 救出にあたっては、要配慮者を優先するものとする。
- 発災直後の上空からの情報収集活動、救急救助活動、災害応急活動等を、迅速かつ円滑に行うために、名古屋市消防航空隊へ要請して、防災ヘリコプターを活用するものとする。

第1節 救出・救助活動

1 市における措置

- (1) 市は、警察等と緊密な連携のもとに救出を行い、負傷者については、医療機関に搬送する。
- (2) 市は、自ら救出の実施が困難な場合、他市町村又は県へ救出の実施又はこれに要する要員及び資機材の応援を要請する。
- (3) 広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより消防相互応援を行う。
- (4) 市長は、緊急消防援助隊の派遣を受けたとき、これを指揮して、迅速に重点的に部隊の配置を行う。

2 整備書類

救出を実施した場合、整理保存すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 救助実施記録日計票（様式 68）
- (2) 救助日報（様式 69）
- (3) 物資受払状況（様式 45）
- (4) 被災者救出状況記録簿（様式 55）
- (5) 被災者救出用関係支払証拠書類

様 式	1 救助実施記録日計票	様式編 様式 68 (P72)
	2 救助日報	様式編 様式 69 (P74)
	3 物資受払状況	様式編 様式 45 (P49)
	4 被災者救出状況記録簿	様式編 様式 55 (P59)

3 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、市における措置は県が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については、市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

資 料	1 消防活動用資機材	資料編 第 6-2 (P156)
参 考	1 災害救助法施行細則	参考編 8 (P270)

第2節 愛知県防災ヘリコプターの活用

1 県（防災安全局）及び名古屋市（消防航空隊）における措置

愛知県防災ヘリコプターの活動内容及び出動要件等は、次のとおりとする。

(1) 活動内容

ヘリコプターの特性を十分に活用でき、その必要性が認められる次のような内容の活動を行うものとする。

ア 被害状況調査等の情報収集活動

イ 食糧、衣料その他の生活必需品及び復旧資機材等の救援物資並びに人員等の輸送

ウ 災害情報、警報等の広報・啓発活動

エ 火災防御活動

オ 救急救助活動

カ 臓器等輸送活動

キ その他防災ヘリコプターによる災害応急対策が有効と認められる活動

(2) 災害発生等による出動

県域内において災害等が発生し、又はそのおそれがあるときは、防災ヘリコプターを出動させる。

(3) 市町村等の要請による出動

市町村長等（消防事務に関する一部事務組合の管理者を含む。以下この節において同じ。）から防災ヘリコプターの出動要請があったときに、次の要件のいずれかに該当するときは、防災ヘリコプターの出動による応援を行うものとする。

ア 災害が隣接する市町村等に拡大し、又はそのおそれがあるとき。

イ 要請のあった市の消防力によっては、防御が著しく困難な場合

ウ その他救急救助活動等において、防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

(4) 事務委託

ア～ウの措置は、地方自治法第252条の14（事務の委託）により、名古屋市の規程等に基づき、名古屋市消防航空隊が実施する。

(5) 他の防災航空隊との連携

県は、近隣県の防災航空隊と連絡を密にし、次のような場合に、災害応急活動等に支障をきたさないように協力体制を整える。

ア 愛知県の防災ヘリコプター及び名古屋市の消防ヘリコプターが点検整備等で緊急運航できないとき。

イ 災害の規模が大きく、消防・防災ヘリコプターの応援が必要なとき。

2 市における措置

市長は、消防防災ヘリコプターの応援要請をするときは、名古屋市航空機隊支援出動要請要領に基づき、名古屋市に対して、口頭により、次の事項について通報し、かつ、FAX通信により航空機隊支援出動要請書を通報する。

ア 災害の種別

- イ 航空機隊に求める活動の内容
- ウ 災害の発生場所
- エ 災害発生場所の気象及び地形の状況
- オ 離着陸場所の所在地
- カ 現場指揮本部の無線の呼出名称
- キ その他必要な事項

参 考	名古屋市航空機隊支援出動要請要領	参考編 12 (P303)

3 緊急時応援要請連絡先

区 分	通 報 先	
8時45分から17時30分	名古屋市消防航空隊	電話：0568-54-1190 FAX：0568-28-0721
17時30分から8時45分	名古屋市防災指令センター	電話：052-961-0119 FAX：052-953-0119

資 料	1 ヘリポート可能箇所	資料編 第7-5 (P164)

第6章 消防活動・危険性物質対策

基本方針

- 大規模地震発生時には、火災の多発により極めて大きな人命危険が予想されるので、消防団はもとより、市民、事業所あけて出火防止と初期消火を行う。
- 関係機関は、消防機関と連携を保ちつつ、その全機能をあげて避難の安全を確保し、消防機関は、重要な地域、対象物の防御と救助・救急及び地震による水災の防御等にあたり、激甚な大規模災害等から市民の生命、身体及び財産を保護する。
- 地震により危険物施設等が被害を受け、又は危険物の流出その他の事故が発生した場合は、災害の拡大を防止するための適切かつ迅速な応急措置を実施し、周辺住民等に被害を及ぼさないように努めるとともに、それらの情報等を提供して、周辺住民等を早急に避難させる。

第1節 消防活動

1 市における措置

- (1) 市は、速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握するとともに、迅速に重点的な部隊の配置を行う。特に、大規模な震災の場合は、最重要防御地域等の優先順位を定め迅速に対応する。
- (2) 市は、災害事象に対応した防御活動を展開し、市民の生命、身体及び財産を保護するとともに、災害が発生した場合の被害を軽減するため、大震火災防御計画を樹立しておく。

ア 大震火災防御計画

地震による災害は、地震そのものの強さやその他の条件によって大小さまざまであるので、被害発生規模により物的被害の軽減から人命の安全確保まで、段階的に防御対象と範囲を定め、最も効率的な被害軽減を目標として計画する。

なお、激甚な大規模地震が発生した場合、消火栓の使用不能、道路寸断等により、早期に消防力が投入できないことも考えられるため、そうしたことを踏まえた防御計画とする。

- (ア) 火災が比較的少ない場合は、すべての火災に出動し、全火災を鎮圧する。
- (イ) 火災が多い場合は、重要地域及び重要対象物を優先的に防護する。
- (ウ) 火災が著しく多発し、最悪の条件下においても避難路等の確保により、人命の安全だけは確保する。

イ 大震火災防御計画の推進

(ア) 防御方針

- a 火災発生が少ないと判断したときは、積極的な防御を行い一挙鎮圧を図る。
- b 火災件数が消防力を上回るような場合は、重要かつ消防効果の大きい火災を優先的に防御する。
- c 火災が随所に発生し、消防隊個々の防御では効果を収め得ない場合は、部隊を集中して人命の確保と重要地域の確保のための防御にあたる。
- d 火災が著しく多発、市民の生命に危険を及ぼすことが予想される場合は、全力を尽くして避難者の安全確保にあたる。

- e 大量の人命救助事象が発生した場合は、火災状況により優先的にこれを実施する。
 - f 高層建築物等、その他大量の消防部隊を必要とし、他への延焼危険が少ない火災は、他の延焼火災を鎮圧した後に部隊を集中して防御にあたる。
 - g 大工場、大量危険物貯蔵施設等から出火した場合、あるいは既に延焼してしまった場合は、初期においては市街地への延焼危険のある部分のみ防御し、後に上記の要領により防御する。
 - h 火災・水災等の災害が同時に発生した場合は、原則として、火災防御を優先とする。
- (イ) 重要対象物の指定
- 消防長は、避難所、救援物資の集積場所、救護施設、応急復旧に直接必要な災害対策の中核機関、市民生活に直接影響を及ぼす公共機関の施設を地震時における重要対象物として指定する。
- (ロ) 延焼阻止線
- 延焼阻止線は、火災発生地域の延焼火災及び消火不能地域から延焼拡大した火災を延焼阻止効果のある所で集中的に防御し、阻止しようとするもので、地形地物、空地、水利の状況と動員部隊とを勘案して予定する。
- (ハ) 避難地・避難路
- 避難地は、市決定の「避難場所」とするが、他の機関が定める一時避難所についても熟知しておく。
- また、避難場所に通じる幹線道路を一応の避難路とするが防御の重点は河川に面した所は、橋梁付近、その他の地点については避難上特に障害が予測され、混乱を生じると思われる地点とする。
- (ニ) 消防活動計画図の作成
- 消防活動計画図は、部隊運用の基本をなすもので、危険地域、木造住宅の密集状況、通行可能道路、使用可能水利、延焼阻止線、避難地、避難通路などを調査し、署、本庁と、それぞれの立場において検討調整を行い作成する。
- (ホ) 部隊運用要領
- a 消防の組織
 - (a) 消防部等の設置
- 大地震の発生により火災等の災害発生が予測された場合は、平常の事務を一時停止して、消防本部に消防部又は消防班を、消防署に消防隊を設置し、災害の活動に専念する。
- (b) 消防団本部の設置
- 消防団長は、消防隊設置とともに消防団本部を設け、所属団員を指揮して所轄区域内の消防団活動にあたる。
- b 消防隊の部隊運用要領
 - (a) 重要な地域の火災を重点とした部隊運用を図る。
 - (b) 避難命令が出された場合は、人命の安全確保を最大の目的とした避難路確保に全力を挙げ、部隊運用を図る。

(キ) 計画の検討・調整

集中防御地点・避難予定路等の決定にあたっては、隣接署（本部）に重大な影響を及ぼすので、木造住宅の密集状況や航空写真などにより検討し、隣接署（本部）との調整を図る。

- (3) 広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより消防相互応援を行い、県は、消防庁長官に対して緊急消防援助隊の応援、ヘリコプターによる広域航空消防応援等の要請を行うなど、全国的な消防応援体制の充実を図る。

参 考	1 愛知県消防広域応援基本計画	参考編 16 (P328)
	2 愛知県内広域消防相互応援協定（県内自治体等）	別冊 21 (1) (P112)

2 消防団における措置

- (1) 消防団は地域に密着した防災機関として、次により出火防止をはじめとする住民指導及び現有装備を活用して、延焼火災、その他の災害の防御にあたるものとする。

ア 出火防止

発災と同時に居住地付近の住民に対し、出火防止を広報するとともに、出火した場合は、住民を督励して初期消火の徹底を図る。

イ 消火活動

消防隊出場不能若しくは困難な地域における消火活動及び主要避難路確保のための消火活動を行う。

ウ 消防隊の応援

消防隊の応援要員として消火活動に従事するとともに、道路障害の排除及び消防隊の誘導にあたる。

エ 救助救急

要救助者の救助・救出と負傷者に対する止血その他応急手当を行い、安全な場所へ搬送を行う。

オ 避難方向の指示

避難の指示等がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら火勢の状況等正しい情報に基づき、住民に安全な方向を指示する。

- (2) 激甚な大規模災害が発生した場合、指揮命令系統の途絶も考えられることから、分団又は班単位で消火・緊急援助活動が行えるよう資機材等の整備を検討する。

第2節 危険物施設対策計画

1 事業所の所有者、管理者又は占有者における措置

- (1) 情報収集及び防災要員の確保

事業所の所有者、管理者又は占有者は、地震発生後直ちに地震に関する情報を収集し、関係者に伝達するとともに、防災要員を確保する。

- (2) 応急点検、応急措置及び通報

事業所の所有者、管理者又は占有者は、危険物施設の実態に応じ、危険物の流出、

出火等のおそれのある作業を緊急に停止するとともに、施設の応急点検を行い、被害状況を把握する。

また、危険物施設が被害を受け、又は危険物の流出その他の事故が発生した場合は、災害の拡大を防止するための応急措置を講じるとともに、直ちに警察、消防機関等へ通報する。

(3) 情報の提供及び広報

事業所の所有者、管理者又は占有者は、地震による災害が発生し、事業所の周辺に被害を及ぼすおそれが生じた場合は、周辺住民に対し、災害の状況や避難の必要性等に関する正確な情報を速やかに提供するとともに、いたずらに住民の不安を増大させないための災害広報活動を積極的に行う。

2 市における措置

- (1) 市は、人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。
- (2) 市は、県に緊急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性を連絡する。

第3節 高圧ガス大量貯蔵所対策計画

1 事業所の所有者、管理者又は占有者における措置

- (1) 第2節「危険物施設対策計画」に係る措置のほか、次の(2)以降の措置を実施する。
- (2) 高圧ガス製造施設が被害を受け、ガス漏洩等異常事態が発生した場合には、高圧ガスによる被害の拡大を防止するための適切かつ迅速な緊急措置を実施し、火災、爆発などの二次災害の防止を図ることにより、周辺住民に被害を及ぼさないように努める。
- (3) 地震防災体制の確立

ア 防災組織の確立

地震発生後、地震防災本部を設置し、緊急時の指揮命令系統を確保し、地震の規模に応じて、緊急運転、保安防災、避難救護、広報などの地震防災組織を確立する。

イ 情報の収集伝達

地震防災本部は、地震発生後、事業所内の被害状況、設備の運転状況を把握するとともに、災害報道などにより、地震の規模、地震地域の全般的被害状況、道路被害状況など必要な情報を収集し、事業所内各部署に伝達する。また、高圧ガス製造施設の被害状況、災害の発生状況について、消防機関等関係機関に通報する。

- (4) 高圧ガス製造設備（貯蔵設備を含む。以下同じ。）の運転停止

大規模な地震が発生した場合又は高圧ガス製造設備の安全な運転に影響を及ぼすと判断される場合は、高圧ガス製造設備の運転を緊急停止する。

- (5) 高圧ガス製造設備の運転再開のための点検

高圧ガス製造設備の運転を停止した場合には、高圧ガス保安法に定める「定期自主検査」に準ずる詳細点検を実施した後、運転を再開する。

- (6) 高圧ガス製造施設の被害状況点検及び応急対策

ア 防災担当及び運転担当は、地震発生後直ちに人身被害、火災、爆発、高圧ガスの

大量漏えい等の災害の有無について迅速に一次点検を行い、災害が発生している場合は、災害の拡大防止と安全確保のための防災活動を実施する。

イ 一次点検の結果災害が発生していない場合においても、二次点検としてガスの漏えい点検、運転管理点検、保安設備点検等を実施する。

(7) 広報

地震により災害が発生し、周辺住民その他第三者に被害を及ぼすおそれがある場合又は不安を与えるおそれがある場合には、災害の状況や避難の必要性等について、迅速かつ正確な情報提供を実施する。

2 市における措置

- (1) 市は、人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。
- (2) 市は、県に緊急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性を連絡する。

第4節 毒物劇物取扱施設対策計画

1 事業所の所有者、管理者又は占有者における措置

- (1) 第2節「危険物施設対策計画」に係る措置のほか、次の(2)の措置を実施する。
- (2) 毒物劇物貯蔵設備が被害を受け、毒物劇物の流出事故が発生した場合には、それによる被害の拡大を防止するために、第一に当該施設の従業員及び周辺住民に対し、それらの情報等を提供し、早急に避難させることが重要である。

2 市における措置

- (1) 市は、人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。
- (2) 市は、県に緊急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性を連絡する。
- (3) 被害の状況等により事故処理剤が不足する場合、事故処理剤の確保について県に要請する。
- (4) 地震により災害が発生し、周辺住民等に被害を及ぼす場合や、不安を与えるおそれがある場合は、災害の状況や避難の必要性等について、速やかに正確な情報を提供する。

資 料	1 危険物大量保有事業所	資料編 第 6-5 (P158)
	2 高圧ガス大量保有事業所(液化石油ガス事業所)	資料編 第 6-6 (P159)
	3 毒物・劇物大量保有事業所	資料編 第 6-7 (P159)
	4 煙火製造所	資料編 第 6-8 (P159)

第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策

基本方針

- 医療救護については、災害医療コーディネーター、一般社団法人稲沢市医師会、稲沢市歯科医師会、稲沢市薬剤師会、日本赤十字社愛知県支部、災害拠点病院等広範囲な協力体制の確立に努めるものとする。
- 稲沢市災害医療対策会議において、関係機関との連携・調整を図り、地域における災害医療が円滑に実施できる体制を確保するものとする。
- 災害の発生した場合における防疫措置は、生活環境の悪化、り災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件下に行われるものであるため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）に従い迅速に実施して、感染症流行の未然防止に万全を期するものとする。

第1節 医療救護

1 市における措置

- (1) 市は、自ら公的医療機関において医療活動を行うほか、医療救護所を設置し、必要に応じて一般社団法人稲沢市医師会、稲沢市歯科医師会、稲沢市薬剤師会等に対して協力を求め、地域の医療体制確保に努めるとともに、管内の避難所等における医療ニーズの把握に努めるものとする。
- (2) 市は、保健医療調整会議に参画して、市内の医療ニーズや医療救護活動を報告するとともに、関係機関との情報の共有を図り、また、必要に応じて医療チーム等の派遣や、医薬品供給等の支援を要請する。

参 考	1 災害時の医療救護に関する協定書（社団法人稲沢市医師会）	別冊 28 (1) a (別冊 P274)
	2 災害時医療救助実施細目（社団法人稲沢市医師会）	別冊 28 (1) b (別冊 P276)
	3 覚書（社団法人稲沢市医師会）	別冊 28 (1) c (別冊 P277)
	4 災害時の医療救護活動に関する協定書（稲沢市薬剤師会）	別冊 28 (2) a (別冊 P278)
	5 災害時医療救助実施細目（稲沢市薬剤師会）	別冊 28 (2) b (別冊 P280)
	6 災害時の医療救護活動に関する覚書（稲沢市薬剤師会）	別冊 28 (2) c (別冊 P282)
	7 災害時の歯科医療救護に関する協定書（稲沢市歯科医師会）	別冊 28 (3) a (別冊 P283)
	8 災害時の歯科医療救助実施細目（稲沢市歯科医師会）	別冊 28 (3) b (別冊 P285)
	9 災害時の歯科医療救護に関する覚書（稲沢市歯科医師会）	別冊 28 (3) c (別冊 P288)

2 一般社団法人稲沢市医師会・災害拠点病院等における措置

- (1) 一般社団法人稲沢市医師会、災害拠点病院は、保健医療調整会議に参画して、情報の共有を図る。

- (2) 初期においては、一般社団法人稲沢市医師会及び付近の災害拠点病院が臨機応急な医療活動に努める。
- (3) 災害拠点病院は、一般社団法人稲沢市医師会の医療活動を支援するとともに、被災地からの重症患者等の受入拠点及び広域搬送の拠点となる。
- (4) 一般社団法人稲沢市医師会の医療救護班は、「災害時の医療救護に関する協定書」、「同災害時医療救助実施細目」に基づき活動する。

資 料	1 災害拠点病院	資料編 第 11-1 (P186)
	2 救急病院・救急診療所の認定状況	資料編 第 11-2 (P188)

3 医療救護班の編成・派遣等

- (1) 一般社団法人稲沢市医師会は、市の要請により稲沢市医師会災害対策本部を設置して、医療救護班を派遣する。
- (2) 医療救護班の編成は、1 班あたりおおむね医師 1～3 名、看護師 2～3 名、事務員等（薬剤師等を含む）1～2 名とする。
- (3) 医療救護班は、原則として中学校及び稲沢市医師会館に設けられた救護所又は避難所において業務を行う。
- (4) 医療救護班において応急手当後、医療機関での診療を必要とする者については、的確な情報に基づき最適な医療機関へ搬送する。
- (5) 避難所が設置された場合は、医療救護班による巡回診療を実施して、避難者及び市民の医療の確保に努める。
- (6) 一般社団法人稲沢市医師会の医療救護班の派遣でもなおかつ対応が不可能である場合は、知事に広域な協力体制の応援を要請する。

4 救急搬送の実施

- (1) 患者の搬送は、原則として地元（行政区・自主防災組織）及び応援消防機関の救急車両等及びヘリコプター等の航空機により実施する。
- (2) 消防の救急車両が手配できない場合は、市、医療救護班、災害拠点病院で確保した車両により搬送を実施する。
- (3) 道路や交通機関の不通時等又は遠隔地及び S C U（広域搬送拠点臨時医療施設）へ搬送する場合については、要請に基づき、県、県警察、自衛隊等がヘリコプター等により空輸する。
- (4) 重症患者の緊急空輸については、ドクターヘリを活用する。

5 医薬品その他衛生材料の確保

- (1) 医療救護活動に必要な医薬品等は、市が調達することを原則として、災害の状況等により不足する場合は、尾張西部圏域保健医療調整会議に調達の要請をする。
- (2) 稲沢市薬剤師会は、市の要請に基づき医薬品等の供給に協力する。

様 式	1 医療品等要請書 [FAX 送受信]	様式編 様式 52 (P56)
	2 医療品等要請書 [電話送受信]	様式編 様式 53 (P57)
参 考	1 災害時における医薬品等の確保に関する協定	別冊 20 (14) (別冊 P88)

書（株式会社スギ薬局）（株式会社ユタカファーマシー）（株式会社マツモトキヨシ）	別冊 20（15）（別冊 P90） 別冊 20（17）（別冊 P97）

6 血液製剤の確保

- (1) 県は、災害発生後速やかに県内血液センターをはじめとする献血ルーム等の被災状況及び必要とされる血液量を把握する。
- (2) 県は、血液センターと連携を図り、次のとおり血液製剤を確保し、供給する。
 - ア 平常時と同様に医療機関と血液センターの間で血液製剤の供給が行われている場合は、災害時にあってもそれを優先する。
 - イ 血液センターの被災等により連絡が不通の場合は保健所から県保健医療調整本部（医薬安全課）を通じて日本赤十字社愛知県支部へ要請する。
 - ウ 血液製剤の県内確保が困難な場合には、県から愛知県赤十字血液センターを通じ東海北陸ブロック血液センターへ要請し、県外からの血液製剤の導入を図る。
- (3) 県は、通常の輸送体制がとれない場合は、名古屋市消防航空隊とヘリコプターの出動を調整するとともに、県警察、自衛隊等にヘリコプター等の出動を要請して、血液製剤の空輸を行う。

7 医薬品等の適正使用に関する活動

稲沢市薬剤師会は、市、稲沢市医師会及び稲沢市歯科医師会と協力し、避難所等において、被災者に対する医薬品等の服薬指導及び医薬品等に関する相談を行う。

8 整備書類

医療又は助産を実施した場合、整理保存すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 救助実施記録日計票（様式 68）
- (2) 救助日報（様式 69）
- (3) 物資受払状況（様式 45）
- (4) 救護班活動状況（様式 50）
- (5) 病院診療所医療実施状況（様式 51）
- (6) 助産台帳（様式 54）
- (7) 医薬品衛生材料等購入関係支払証拠書類
- (8) 病院、診療所における診療報酬に関する証拠書類

様 式	1 救助実施記録日計票	様式編 様式 68（P72）
	2 救助日報	様式編 様式 69（P74）
	3 物資受払状況	様式編 様式 45（P49）
	4 救護班活動状況	様式編 様式 50（P54）
	5 病院診療所医療実施状況	様式編 様式 51（P55）
	6 助産台帳	様式編 様式 54（P58）

9 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となる。ただし、当

該災害が局地災害の場合は、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。また、当該災害が広域災害の場合は、日本赤十字社愛知県支部への救助事務の委託を想定している。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

参 考	1 災害救助法施行細則	参考編 8 (P270)

第2節 防疫・保健衛生

1 市における措置

(1) 防疫組織

市は、県に準じて、市災害対策本部の中に防疫組織を設ける。

(2) 防疫活動

ア 県の指示及び指導に基づき感染症の病原体に汚染された場所の消毒、ねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。

イ 感染症法による生活の用に供される水の供給を実施する。

ウ 避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状況の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるように努める。

(3) 臨時予防接種の実施

市は、知事から臨時予防接種の実施の指示を受けた場合には、その指示に従い確実に実施する。

2 栄養指導等

(1) 市は、避難所等における炊き出しの実施に際し、栄養指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。また、避難所等における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

(2) 市は、避難所等における被災者に対する健康対策のうち、巡回栄養相談等を必要とする場合は、「災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定」に基づき、県を通じ公益社団法人愛知県栄養士会へ支援の活動を要請するなど、避難所等における適切な食事の確保及び提供について、専門性を有した支援の協力が得られるよう努める。

3 健康管理

(1) 市は、必要に応じ、避難所等に保健師等を配置して、被災者等の健康相談を行うとともに、保健師等による巡回健康相談を行う。

(2) 要配慮者の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ、医療を確保するとともに、福祉施設等での受入れや介護職員の派遣等、保健・医療・福祉・介護関係者と協力し、健康維持に必要な支援を行う。

4 健康支援と心のケア

(1) 被災状況の把握と避難所・地域の保健活動

ア 市は、地域の被災状況を把握し、避難所等へ保健活動方針と方法を決定して、それに基づき避難所・地域での巡回健康相談及び家庭訪問を実施するなど、市民の健康状態の把握と対応を行う。

イ 県は、保健活動に必要な災害情報を収集して、市に情報提供と支援を行う。

(2) 長期避難者等への健康支援

ア 避難生活が長期にわたるとストレスが蓄積して、心身ともに様々な問題が生じやすいため、健康増進への支援、ストレスなど心の問題等を含めた健康相談体制の充実、自治活動の支援等を行う。

イ ストレス症状の長期化・悪化、あるいはPTSD・うつ病・アルコール依存症の人を適切に専門機関への橋渡しを行うなど、市民のニーズに沿った精神保健福祉相談体制を充実させる。

(3) 子供たちへの健康支援活動

ア 学校において健康診断を実施するとともに、スクールカウンセラーによる学校内でのカウンセリングや家庭訪問等で心のケアを行う。

イ 児童相談センターでの相談窓口を設置する。

(4) 職員等支援活動従事者の健康管理

支援活動従事者が過重勤務等から心身のバランスを崩すことを未然に防ぐため、定期的なミーティング等により心身の健康状態を把握して、適切な勤務体制を整える。

5 避難所の生活衛生管理

市は、避難所の生活衛生を確保するため、飲料水等の衛生指導を行う。

6 応援協力関係

(1) 市は、県の実施する臨時予防接種についての対象者の把握、対象者への連絡等必要な協力をする。

(2) 市は、自ら防疫・保健活動の実施が困難な場合、他市町村又は県へ防疫・保健活動の実施又はこれに要する要員及び資機材について応援を要請する。

(3) 応援の要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。

(4) 市は、保健活動により、心のケア対応が必要と認める場合は、県に対してDPAT（災害派遣精神医療チーム）の派遣要請を行う。

資 料	1 防疫用器具機材	資料編 第11-5 (P191)

第8章 交通の確保・緊急輸送対策

基本方針

- 災害応急対策が、的確かつ円滑に行われるようにするため、道路交通法及び災害対策基本法に基づき、応急措置及び交通規制等の措置を推進するものとする。
- 災害時においては、対策要員及び資機材の輸送を迅速に行うことが必要であり、このための交通の円滑を期するよう道路、鉄道等交通施設に対する応急復旧活動を実施するとともに、輸送機能の確保に努める。
- 緊急輸送道路等の復旧作業等を他の道路に優先して実施する。
- 市は、応急対策の実施にあたり必要な人員、物資等を迅速に輸送するため、各々が保有する車両等を動員するとともに、運送関係業者等の保有する車両等を調達して、緊急輸送体制を確保するものとする。

第1節 道路交通規制等

1 県警察における措置

県警察は、危険防止又は災害の拡大防止を図るとともに、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。

この場合において、被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には、被災地域周辺の県警察の協力により、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施するものとする。

(1) 緊急交通路の確保

ア 人命救助、災害の拡大防止、政府・自治体・インフラ関係、負傷者搬送等に要する人員及び物資の輸送を優先した交通規制を行う。

イ 緊急交通路として交通規制を実施する範囲は、道路の交通容量（復旧状況）、交通量等に応じて段階的に見直しを行う。

ウ 通行を認める車両の範囲は、交通状況、被災地のニーズ等を踏まえ、優先度を考慮しつつ段階的に見直しを行う。

(2) 緊急交通路の通行を認める車両の分類

分類	態様
緊急通行車両	・ 緊急自動車 ・ 緊急自動車のほか、災害応急対策に使用される車両
規制除外車両	・ 災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両であって特別のナンバープレートを有しているもの ・ 上記のほか、民間事業者等による社会経済活動のうち大震災発生時に優先すべきものに使用される車両

(3) 交通規制の実施

分類	態様	
初動対応	交通情報の収集	・道路の損壊状況、交通状況等の交通情報の収集に努め、特に緊急交通路に予定されている道路の状況は、通行に支障がないか優先的に確認する。 ・道路の損壊が見込まれる場所においては、警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、歩行者及び車両の安全を確保しつつ、道路管理者等と連携し、道路情報の収集を行う。
	緊急交通路の指定等に係る連絡及び調整	・ 災対法第 76 条第 1 項の規定に基づく交通規制の実施に向け、緊急交通路の指定又は検問体制に係る関係機関との連絡及び調整を行う。 なお、必要に応じて警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、被災区域への車両の流入抑制を行う。
第一局面（大震災発生直後）	・ 緊急通行車両及び規制除外車両（民間事業者等による社会経済活動に使用される車両のうち、人命救助及び輸送施設等の応急復旧に必要な車両に限る。）以外の車両については、原則として、第一局面での緊急交通路の通行を禁止する。 ・ 交通規制の方法は、災害対策基本法施行規則（昭和 37 年総理府令第 52 号）別記様式第 2 の標示を設置して行う。 なお、信号機の滅灯等がある場合は、信号機電源付加装置の活用等に配慮する。	
第二局面（交通容量は十分ではないが、第一局面で通行可能な車両以外の車両の通行も可能となった局面）	第一局面において交通規制の対象とした車両について、必要に応じた見直しを図る。	

別記様式第2の標示



備考

- 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは、1 cmとする。
- 3 図示の長さの単位は、cmとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

(4) 強制排除措置

- ア 緊急交通路を確保するため必要な場合は、緊急通行車両の通行の支障となる車両その他の物件の撤去等の措置等を行う。
- イ 緊急通行車両の通行の支障となる車両その他の物件の撤去等の措置命令に従わない場合又は当該車両その他の物件の運転者等が現場にいないことから措置命令をすることができない場合は、警察官自ら当該措置を行うことができる。この場合やむを得ない限度で当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。
- ウ 警察官の措置命令では車両等の移動ができないとき、一般社団法人日本自動車連盟中部本部愛知支部との「災害時における車両等の除去活動についての協定」に基づきレッカー車等による車両等の除去活動の協力を要請することができる。
- エ 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（本節において「道路管理者等」という。）に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動について要請することができる。

(5) 緊急通行車両の確認等

- ア 県公安委員会が災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、同法施行令第33条の規定により緊急通行車両の確認を行う。
- イ 緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用人は、「緊急通行車両等確認届出書」を、県又は県公安委員会の事務担当部局等に提出するものとする。
- ウ 緊急通行車両であると確認したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」を、標章とともに申請者に交付する。
- エ 規制除外車両に対する確認事務については、県公安委員会が行う。

(6) 大震災発生時の交通規制計画

大規模な地震が発生した際には、高速道路等に交通規制を実施し緊急交通路として災害応急対策車両等の通行を確保する。

(7) エリア交通規制

被害状況等により県内を名古屋・尾張エリア及び三河エリアに二分し、被害が集中したエリアに対してその境界及び県境において交通の状況に応じた交通の抑制、広報活動等を行う。

(8) 交通情報の収集及び提供

交通管制機器、交通情報板等を活用した交通規制及び道路の被災状況等に係る情報の収集及び提供を行う。

2 自衛官及び消防吏員の措置

派遣を命じられた自衛官及び消防吏員は、警察官がその場にいない場合に限り、それぞれの緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、緊急交通路において災害対策基本法第76条の3の規定により緊急通行車両の通行の妨害となる車両その他の物件に対して必要な措置をとることができる。その場合、措置命令・措置通知書により当該命令及び措置を行った場所を管轄する警察署長に直接又は警察本部交通規制課経由で通知しなければならない。

3 自動車運転者の措置

(1) 車両を運転中に大地震が発生したときは、一般車両の運転者は、次の措置をとることとし、原則として徒歩で避難すること。

ア 急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止すること。

イ 停止後は、カーラジオ等により継続して地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。

ウ 引き続き車を運転するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物などに十分注意すること。

エ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。

オ やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとするか運転席などの車内の分かりやすい場所に置いておくこととし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。

カ 駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

(2) 車両を運転中以外である場合には、次の要領により行動すること。

ア 津波から避難するためやむを得ない場合を除き、避難のために車両を使用しないこと。

イ 津波から避難するためやむを得ず車両を使用するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物等に十分注意しながら運転すること。

(3) 災害対策基本法に基づき緊急通行車両以外の車両の通行が禁止される交通規制が行われた場合、同法第76条の規定により、緊急交通路内の一般車両の運転者は、次の措置を行わなければならない。

ア 速やかに車両を次の場所に移動させること。

- (ア) 緊急交通路に指定された区間以外の場所
- (イ) 緊急交通路の区域に指定されたときは、道路以外の場所
- イ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。
- ウ 警察官又は道路管理者等の命令や指示を受けたときは、その命令や指示に従って車両を移動等すること。

4 相互協力

- (1) 車両の通行を禁止し、又は制限する場合には、できるだけ道路管理者等及び関係機関が相互に密接な連絡を保ち、適切な交通規制を行う。
- (2) 交通規制のため車両が滞留し、その場で長時間停止することとなった場合は、関係機関が協力して、必要な対策を講じる。

様 式	1 緊急通行車両等届出書	様式編 様式 78 (P89)
	2 緊急通行車両確認証明書	様式編 様式 79 (P90)
参 考	1 緊急通行車両等の事前届出・確認手続等要領	参考編 11 (P304)

第2節 道路施設対策

1 市における措置

- (1) 道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有
 - ア 巡視等の実施により、被害情報及び交通状況を速やかに把握する。
 - イ 道路情報システムの活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。
- (2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保
 - ア 道路、橋梁等の応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。
 - イ 管理道路における緊急輸送道路指定路線及び重要物流道路（代替路及び補完路を含む。）について、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を確保する。
 なお、津波被害発生時には、くしの歯ルートの道路啓開を他の道路に優先する。
 また、南海トラフ地震の発生時においては、「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」に定めるタイムラインに留意する。
 - ウ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として区間を指定して、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転手がない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。
 - エ 応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保について応援を要求する。
 - オ 重要物流道路（代替・補完路を含む。）において、道路啓開の実施が困難な場合、国に代行を要請する。
- (3) 情報の提供
 - 緊急輸送道路及び重要物流道路（代替・補完路を含む。）の確保状況、通行規制、迂回路等の情報について関係機関、道路利用者等に対して情報提供を行う。

資 料	1 緊急輸送道路網	資料編 第7-2 (P161)
参 考	1 稲沢市防災地図 図-1 防災施設及び緊急輸送・重要物流道路 図	参考編 33 (P362)

第3節 鉄道施設対策

1 東海旅客鉄道株式会社・日本貨物鉄道株式会社における措置

大規模地震等が発生した場合、必要に応じて以下の措置を行うこととする。

- (1) 対策本部・復旧本部の設置及び非常参集要員の参集
- (2) 被災状況、運転状況等に関する情報の収集・伝達及び手段の確保
 - ア 関係行政機関等への発災後の状況報告
 - イ 報道機関への施設被災状況及び列車運行情報の提供
 - ウ 旅客等への列車運行情報の提供
 - エ 地方防災会議、関係地方自治体への情報提供
- (3) 応急復旧活動の実施及び応急資機材の手配
- (4) 旅客の避難誘導
- (5) 自衛隊への救援要請

2 名古屋鉄道株式会社における措置

- (1) 災害対策本部の設置（鉄道事業者）

災害が発生したときは、その被害の規模に応じて災害対策本部を設けるとともに、関係箇所への連絡通報を行って、速やかに応急対策を実施する。
- (2) 緊急対応対策の実施
 - ア 乗務員関係
 - (ア) 地震等による異状を感知したときは、高い盛土区間、深い切取区間、橋りょうの上等危険と思われる箇所を避けて、速やかに列車を停止させる。
 - (イ) 異状を認めたときは、駅又は運転指令へ連絡をする。
 - (ウ) 旅客に対して乗務員の指示誘導に従うよう案内をする。
 - (エ) 沈着かつ適切な判断に基づいて旅客の救護・誘導を行う。
 - イ 駅関係
 - (ア) 地震等による異状を認めたときは、列車の停止手配をとるとともに、列車の出發を見合わせる。
 - (イ) 運転指令と連絡の上、列車の運転に必要な事項を乗務員に指示、伝達する。
 - (ウ) 駅周辺及び沿線の被害状況等の把握に努め、旅客等に周知させる。
 - (エ) 旅客等に対して、駅員の指示誘導に従うよう案内する。
 - (オ) 避難口の状況、落下物についての注意を与え、かつ、救護誘導を行って混乱の防止に努める。
 - ウ 通信連絡体制

鉄道電話を第一優先とし、ほかに西日本電信電話株式会社加入電話、作業用無線等を活用して緊急通信連絡を行う。
- (3) 応急復旧活動の実施

- ア 地震等の被害が発生したとき、又は発生したと思われるときは、マニュアルにより諸施設の担当係員が点検、巡回、警備を行う。
- イ 被害が発生したときは、速やかに応急復旧にかかるが、被害の状況によっては当該係員のほか、外注工事を行って早期復旧に努める。

参 考	1 鉄道災害時における安全対策に関する覚書 (愛知県消防長会の消防機関と鉄道事業者)	別冊 22(1)(別冊 P152)
	2 鉄道災害時における安全対策に関する覚書 (愛知県消防長会の消防機関と鉄道事業者等(上記1とは異なる事業者))	別冊 22(2)(別冊 P155)

第4節 緊急輸送手段の確保

1 市における措置

- (1) 市は、あらかじめ定める大地震が発生した場合における輸送車両等の運用計画又は調達計画により、車両等の調達先及び予定数を明確にし、人員・物資等の輸送手段を確保する。
- (2) 市が運用又は調達する輸送車両等で不足が生じた場合は、次の事項を明示して他市町村又は県に調達斡旋を要請する。
 - ア 輸送区間及び借上げ期間
 - イ 輸送人員又は輸送量
 - ウ 車両等の種類及び台数
 - エ 集結場所及び日時
 - オ その他必要事項

資 料	1 市の所有する自動車	資料編 第7-4(P163)

2 緊急輸送の対象となる人員、物資の範囲

- (1) 応急(復旧)対策作業に従事する者
- (2) 医療、通信、調達等で応急(復旧)対策に必要とされる者
- (3) 食糧、飲料水等、その他生活必需物資
- (4) 医薬品、衛生機材等
- (5) 応急(復旧)対策用資材及び機材
- (6) その他必要な人員及び物資、機材
- (7) 被災者(滞留者、要配慮者、傷病者等)及びボランティア

3 緊急通行車両等の事前届出及び確認

- (1) 緊急輸送等を行う計画のある車両にあつては、緊急通行車両等であることの確認を迅速かつ円滑に受けるため、県公安委員会(県警察本部)が別に定めるところにより、県公安委員会(県警察本部)へ緊急通行車両等の事前届出を行う。
- (2) 災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両に通行の禁止又は制限が行われた場合の、緊急通行車両であることの確認については、第1節1(5)「緊

急通行車両の確認等」P338に定めるところによる。

様 式	1 緊急通行車両等届出書	様式編 様式 78 (P89)
	2 緊急通行車両確認証明書	様式編 様式 79 (P90)
参 考	1 緊急通行車両等の事前届出・確認手続等要領	参考編 11 (P302)

4 整備書類

輸送を実施した場合、自動車等の活動状況を把握し、効果的な使用を図るものとして、整備保存すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 救助実施記録日計票（様式 68）
- (2) 救助日報（様式 69）
- (3) 物資受払状況（様式 45）
- (4) 輸送記録簿（様式 67）
- (5) 輸送関係支払証拠書類

様 式	1 救助実施記録日計票	様式編 様式 68 (P72)
	2 救助日報	様式編 様式 69 (P74)
	3 物資受払状況	様式編 様式 45 (P49)
	4 輸送記録簿	様式編 様式 67 (P71)

第9章 浸水・津波対策

基本方針

- 市及び各機関は、堤防の崩壊・き裂、水門、樋門等の決壊等による浸水のおそれがある場合又は浸水による水災に対し、水防上必要な警戒活動、広報活動、応急復旧活動を適切に実施し、氾濫水による被害の拡大防止に努める。
- 浸水対策については、「愛知県水防計画」及び「愛知県尾張水害予防組合水防計画」に準拠したうえで実施する。
- 津波遡上による被害、特に人的な被害を防止するためには、できるだけ早く情報を伝達し被害を受けるおそれのある地域から住民、観光客、漁民等あるいは漁船、漁具、ヨットなどを避難させることが重要となるため、情報伝達、避難誘導を始めとする津波遡上災害に対する応急対策を講ずる。
- 水門・陸閘の閉鎖や避難行動要支援者の避難支援などの応急対策を実施するにあたっては、消防職団員、水防団員、警察官、市職員など避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で、予想される津波遡上到達時間も考慮するものとする。

第1節 浸水対策

県（建設局、農林基盤局）、市及び関係機関における措置

(1) 点検及び応急復旧

- ア 大規模な地震が発生した場合、市は、あらかじめ定めた基準により河川、排水機場、水門等の点検を行い、被災後の降雨による二次災害の可能性が認められる箇所においては、すみやかに応急復旧を行う。
- イ 排水機場、水門等については、沈下・変形等により運転や開閉操作等が円滑に行われない場合が想定されることから、特に重要な施設について専門業者への緊急連絡体制を整え、すみやかに応急復旧できる体制をあらかじめ構築する。

(2) 浸水対策資機材

- ア 市は、その所管区域における浸水対策を十分果たせるよう水防倉庫等の資機材を整備するとともに、資機材の緊急調達の方法について、あらかじめ定めておく。
- イ 市は、市の備蓄する水防用資機材に不足を生ずるような緊急事態に際しては、県に水防資機材の応急支援を要請する。

(3) 漏、溢水防止応急復旧活動

- ア 各管理者は、堤防、水門、樋門等の状況を確認し、必要に応じて応急復旧対策を実施するほか、被害状況に応じて可搬式ポンプによる応急排水を実施する。
- イ 可搬式ポンプが不足するような場合には、市は県に可搬式ポンプの貸付けを要請することができる。

第2節 津波対策

1 市における措置

(1) 情報の伝達等

地震発生後の地震・津波情報等の関係市町村への伝達は、第3章「情報の収集・伝達・広報」に定めるところにより行われるが、市はこれらに基づき、市同報系防災行政無線、サイレン、半鐘等様々な手段を活用して、直ちに住民等への津波遡上災害に備えた情報伝達・広報を行う。

(2) 避難情報の発令、巡回等

ア 市は、市地域防災計画に定めるところにより、市災害対策本部の設置等の措置を講ずる。

イ 市は、津波警報等の伝達を受けたとき又は伝達ルートに関係なく覚知したときは、あらかじめ定められた計画に従い、市同報系防災行政無線、広報車等により避難情報を発令するとともに、避難所の開設を行う。

ウ 市は、市災害対策本部が設置された場合、堤防・護岸施設の区域などを中心に河川の監視、巡回を行い、釣人等への避難の指示、漁船の避難開始、流出防止対策の実施要請、要配慮者対策に備えた自主防災組織等への活動要請などの必要な措置を講ずる。

(3) 津波の自衛措置

津波は、場合によっては津波警報等が伝達されるよりも早く到達する場合もあるため津波による被害が想定されていない本市においても、情報伝達等がなくても強い地震（震度4程度以上）に加え、弱い地震であっても長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、次の措置をとる。

ア 市長は自らの判断で、河川付近の住民等に直ちに避難すべき地域から退避し、急いで安全な場所に避難するよう指示を行うこと。

イ 津波警報等の情報収集にあつては、放送機関からの情報にも留意し聴取する責任者を定めるなどの体制をとり、収集した情報の迅速かつ的確な伝達を行うこと。

ウ 相互応援協定を結んでいる近隣市町村からの避難者を受け入れる体制を整えること。

2 河川管理者の措置

河川管理者は、津波警報の伝達を受けたとき又は伝達ルートに関係なく覚知した場合は、水門及び閘門の閉鎖（工事中の場合は中断等）措置を講じる。

なお、施設の操作は、現場作業員の安全を優先した上で行わなければならない。

3 その他の措置

その他の津波災害に対する対策は、県、関係市町村及びその他の防災関係機関が、第1節「浸水対策」のほか、第3章「災害情報の伝達・収集・広報」、第5章「救出・救助対策」、第8章「交通の確保・緊急輸送対策」などの各計画に準拠して必要な措置を講ずる。

資 料	1 名古屋地方気象台	資料編 第3-6 (P120)

第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

基本方針

- 市長は、災害対策基本法等に基づき必要に応じて避難のための可能な限りの措置をとることにより、生命及び身体の安全の確保に努めるものとする。
- 市は、高齢者、障害者、医療的ケア児、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者への支援体制を整備するものとする。
- 帰宅困難者対策は、帰宅困難者等の発生による混乱を防止することが重要であり、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という基本原則の徹底を図るものとする。

第1節 避難所の開設・運営

1 市における措置

(1) 避難所の開設

市は、災害のため避難した居住者や滞在者等や被災した住民等を、一時的に滞在させるための施設として、避難所を必要に応じて開設する。また、避難所を開設する場合は、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

また、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努める。

(2) 多様な避難所の確保

要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。

(3) 他市町村又は県に対する応援要求

市は、自ら避難所の開設が困難な場合、他市町村又は県へ避難所の開設につき応援を要求する。

(4) 避難所の運営

市は、避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るため、避難所には職員等を配置するとともに、避難所の運営に当たっては、次の点に留意する。

ア 避難所運営マニュアルに基づく避難所運営

市が作成した避難所運営マニュアルに基づき、避難所の円滑な運営を図ること。

イ 避難者の把握

必要な物資などの数量を確実に把握するため、避難所に世帯単位での登録を求め、避難所ごとに避難している人員の把握に努めること。なお、収容能力からみて支障があると判断したときは、速やかに適切な措置を講ずること。

また、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるものとする。

ウ 避難所が危険になった場合の対応

避難所が万一危険になった場合、再避難等についての対策を把握して、混乱のないよう適切な措置を講じる。

エ 避難者のニーズ把握と生活環境、プライバシーへの配慮

避難者のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保に配慮すること。

オ 避難所運営における女性の参画等

避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

カ 避難者への情報提供

常に市災害対策本部と情報連絡を行い、災害に関する正しい情報を避難者に知らせて流言飛語の流布防止と不安の解消に努める。

特に、自宅での生活への復帰を避難者へ促す目安となるよう、ライフラインの復旧状況等、日常生活に関わる情報を避難所にも提供するように努めること。

また、目の見えない人や耳の聞こえない人、外国人等へ情報提供方法について、「稲沢市避難所運営マニュアル」の「避難所利用者の事情に配慮した広報の例」を参考に配慮すること。

キ 要配慮者へ支援

避難所内に要配慮者や負傷者がいることを認めた場合は、民生委員・児童委員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに一般の避難者と同一の場所に収容しない等適切な措置を講じること。

なお、必要に応じて、福祉施設等への入所、保健師、ホームヘルパーなどによる支援を行うこと。

ク 物資の配給等避難者への生活支援

給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給等、避難者への生活支援にあつては、公平に行うことを原則として、適切迅速な措置をとること。

なお、食物アレルギーや宗教上の理由等により食べられないものがある者について、「稲沢市避難所運営マニュアル」を参考に配慮すること。

ケ 避難所以外の場所に滞在する被災者への対応

避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、在宅や車中、テントなどでの生活を余儀なくされる要配慮者や、災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった在宅避難者に対して、その避難生活の環境整備に必要な措置を講じる。

コ 避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力による運営

避難所における情報の伝達、生活物資の配給、清掃等について、避難者、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPOやボランティア等の協力が得られるように努める。

サ ペットの取り扱い

必要に応じて、ペットの飼育場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。また、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

シ 整理保存すべき書類

避難所を開設した場合、整理保存すべき書類は、次のとおりとする。

- (ア) 救助実施記録日計票（様式 68）
- (イ) 救助日報（様式 69）
- (ウ) 物資受払状況（様式 45）
- (エ) 避難所収容台帳（様式 34）
- (オ) 避難所設置及び避難生活状況（様式 33）
- (カ) 避難所利用者登録票（様式 35）
- (キ) 避難所設置に要した支払証拠書類及び物品受払証拠書類

ス 公衆衛生の向上のための事業者団体への要請

市は、災害発生後、一定期間が経過し、避難所の被災者に対する理容及び美容の提供、被災者に対する入浴の提供、及び避難所等で被災者が使用する自治体所有の毛布、シーツ等のクリーニングの提供を必要とする場合は、「生活衛生同業組合との災害時における被災者支援に関する協定」に基づき、県を通じ生活衛生共同組合へ要請する。避難所の衛生的な環境の確保が困難となった場合は、「災害時における避難所等の清掃業務の支援に関する協定」に基づき、県を通じ一般社団法人愛知ビルメンテナンス協会へ業務の提供を要請するなど避難所の公衆衛生の向上に努めるものとする。

セ 感染症対策

市は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

参 考	1 災害時における民間賃貸住宅の情報提供に関する協定書（株式会社ブルーボックス）（株式会社ウィズコーポレーション）（株式会社ニッソー稲沢支店）（株式会社ミニミニ稲沢店）	別冊 29（1）（別冊 P289） 別冊 29（2）（別冊 P290） 別冊 29（3）（別冊 P291） 別冊 29（4）（別冊 P292）
	2 災害時における宿泊施設等の提供に関する協定書（OYADO 和陽館・ビジネスホテルワコー）（プリンセスコートホテル）	別冊 30（1）（別冊 P293） 別冊 30（2）（別冊 P295）

2 県における措置

県は、市の実施する避難所の開設につき、特に必要があると認めたときは、他市町村に応援するよう指示する。応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

3 広域一時滞在に係る協議等

(1) 市における措置

市は、災害が発生し、被災した住民の、当該市町村の区域又は県域を越えての避難が必要となる場合は、同一都道府県内の他の市町村への受入れについては、避難先市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、避難先都道府県との協議を県に要求する。

(2) 県における措置

県は、県域を越える避難について、避難先である都道府県と協議を行う。

県は、市町村から求められたときは、広域一時滞在に関する事項について助言を行う。

また、県は災害により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合であって、避難の必要があると認める場合には、市に代わって協議を行う。(県もその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合は、必要に応じて国が協議等を代行する。)

4 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、市における措置は県が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

また、県は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

様 式	1 救助実施記録日計票	様式編 様式 68 (P72)
	2 救助日報	様式編 様式 69 (P74)
	3 物資受払状況	様式編 様式 45 (P49)
	4 避難所収容台帳	様式編 様式 34 (P37)
	5 避難所設置及び収容状況	様式編 様式 33 (P36)
	6 避難所利用者登録票	様式編 様式 35 (P38)
資 料	1 指定避難所	資料編 第 10-2 (P181)
参 考	1 災害救助法施行細則	参考編 8 (P270)

第2節 要配慮者支援対策

1 市における措置

(1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導

第2章 第3節 住民等の避難誘導等 1 住民等の避難誘導等 (P305) 参照

(2) 避難行動要支援者の避難支援

第2章 第3節 住民等の避難誘導等 2 避難行動要支援者の支援 (P305) 参照

(3) 障害者に対する情報提供

障害者には災害情報や支援情報等が伝達されにくいことから、複数の手段を組み合わせるなど伝達方法を工夫して、情報の提供を行う。

(4) 避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保

市は、被災した要配慮者の生活状況と福祉ニーズを把握し、必要な専門的人材を確保し、ニーズに応じたサービスを提供する。

(5) 福祉避難所の設置等

自宅や福祉施設が被災した要配慮者については、福祉避難所への移送や、被災を免れた社会福祉施設等への緊急入院等、適切な支援を実施する。

また、施設の特性に合わせた要配慮者が避難できるよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。

前述の公示を活用しつつ、指定福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に指定福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

(6) 福祉サービスの継続支援

福祉サービス提供者等と連携を図り、福祉サービスが継続されるよう支援する。

(7) 県に対する広域的な応援要請

保健・医療・福祉等専門的人材の確保等において、広域的な応援が必要な場合は、県へ要請する。

(8) 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握

次の方法により災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必要な支援ニーズを収集する。

ア 稲沢市国際友好協会や各種ボランティア団体との連携

イ 愛知県災害多言語支援センター（大規模災害時に設置）が発信する多言語情報の活用

ウ 通訳ボランティア等の避難所等への派遣

2 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、市における措置は県が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。ただし、災害派遣福祉チーム（ＤＣＡＴ）の編成・派遣については、県が実施する。

また、県は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第3節 帰宅困難者対策

1 県（防災安全局）及び市における措置

(1) 「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報及び一時滞在施設（滞在場所）の確保等

県及び市は、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報等により、一斉帰宅を抑制し、帰宅困難者の集中による混乱の抑制を図る。

また、必要に応じて、一時滞在施設（滞在場所）の確保等の支援を行う。

(2) 災害情報、徒歩帰宅支援ステーションの情報提供

県及び市は、安全な帰宅のための災害情報を提供するほか、企業、放送事業者、防

災関係機関等との連携により、徒歩帰宅者に対して支援ルートやコンビニエンスストアなどの徒歩帰宅支援ステーションの情報提供に努める。

(3) その他帰宅困難者への広報

県及び市は、各種の手段により、徒歩帰宅に必要な装備等、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅経路の確認、事業者の責務等、必要な広報に努める。

(4) 帰宅途中で救援が必要となった人等の対策

市は、帰宅途中で救援が必要になった人、避難所での受入れが必要になった人への救助対策、避難所等対策を図る。

2 事業所等における措置

事業者や学校などは、災害が発生した場合に組織の責任において、安否確認や交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めたうえで、従業員、学生、顧客等への対応を検討し、帰宅する者の安全確保の観点に留意して、対策をとる。

第11章 水・食品・生活必需品等の供給

基本方針

- 被災住民に対して、最低限必要な水、食糧、生活必需物資を提供するものとする。
- 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達・供給に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するものとする。
- 被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮するものとする。

第1節 給水

1 市における措置

- (1) 被災者等へ飲料水、生活用水等を供給する。
- (2) 断水が生じた場合、目標水量を目安にして、必要な措置を講じる。
- (3) 応急給水は、公平に行うものであるが、医療機関や避難所等を優先的に行うよう配慮する。
- (4) 取水する水源については、最寄りの非被災水道事業者と協議して確保し、これによって不可能の場合は比較的汚染の少ない井戸水、河水等をろ水機によりろ過したのち、塩素剤により滅菌して給水する。

2 応急給水

- (1) 市は、実施主体として、給水体制の組織についてあらかじめ編成を考慮して、それぞれの分担を明確にしておく。
- (2) 給水の方法は、石橋浄水場、祖父江配水場、耐震管布設消火栓等の非常用水源からの「拠点給水」、又は給水車、給水タンク等で輸送する「搬送給水」を原則とし、その選択は、災害の程度、内容等により臨機に対応する。
- (3) 生活用水等を確保するため、避難所となる大里中学校と千代田中学校に災害時給水施設を整備する。

3 水質の確保

供給する飲料水の水質を確保するため、塩素剤で滅菌する等の措置を講じて給水する。この場合、給水時の遊離残留塩素は 0.1mg/ℓ（結合残留塩素は 0.4mg/ℓ）以上保持する。

また、水質基準に関する省令（平成 15 年度厚生労働省令第 101 号）に定める基準の内容は、概ね次のとおりである。

- (1) 病原生物に汚染され、又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を含むものでないこと。
- (2) シアン、水銀その他の有毒物質を含まないこと。
- (3) 銅、鉄、ふっ素、フェノールその他の物質をその許容量を超えて含まないこと。
- (4) 異常な酸性又はアルカリ性を呈しないこと。
- (5) 異常な臭味がないこと。ただし、消毒による臭味を除く。

(6) 外観は、ほとんど無色透明であること。

4 給水量

応急給水量は、下表に示すとおり被災後の経過日数ごとに、目標水量を定めて、確保するよう努める。

地震発生からの日数	目標水量 (リットル／人・日)	住民の水の運搬距離	主な給水方法
発生～3日	3	おおむね1km以内	耐震性貯水槽、 タンク車
4日～10日	20	おおむね250m以内	配水幹線等からの 仮設給水栓
11日～21日	100	おおむね100m以内	同上
22日～28日	被災前給水量 (約250)	おおむね10m以内	仮配管からの 各給水共用栓

5 整備書類

飲料水の供給を実施した場合、整理保存すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 救助実施記録日計票（様式68）
- (2) 救助日報（様式69）
- (3) 物資受払状況（様式45）
- (4) 飲料水の供給簿（様式42）
- (5) 飲料水供給用支払証拠書類

様式	1 救助実施記録日計票	様式編 様式68（P72）
	2 救助日報	様式編 様式69（P74）
	3 物資受払状況	様式編 様式45（P49）
	4 飲料水の供給簿	様式編 様式42（P46）

6 応援給水体制の確立

- (1) 市町村相互の応援体制については、「水道災害相互応援に関する覚書」に定める内容を基本として給水活動を実施する。
- (2) 市長は、自ら飲料水の供給の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ飲料水の供給の実施又はこれに要する要員及び給水資機材につき応援を要請する。

資料 参考	1 応急給水用資機材	資料編 第12-3（P192）
	1 災害時における支援協力に関する協定書(株式会社サカイナゴヤ)	別冊 19（7）（別冊P15）
	2 災害時における緊急支援施設等支援に関する協定書（株式会社ヨシヅヤ新稲沢店）	別冊 20（5）（別冊P74）
	3 水道災害相互応援に関する覚書（県内自治体等）	別冊 23（1）（別冊P157）

4 災害時における生活用水の供給に関する協定書（東朋テクノロジー株式会社）	別冊 27 (1) (別冊 P260)
5 災害時における生活用水の供給等に関する協定書（株式会社小菱屋）（アイコクアルファ株式会社）（本多金属工業株式会社 稲沢工場）（株式会社矢田工業所 稲沢工場）（株式会社フジミインコーポレーテッド）（有限会社尾張商事）	別冊 27 (2) (別冊 P262) 別冊 27 (3) (別冊 P264) 別冊 27 (4) (別冊 P266) 別冊 27 (5) (別冊 P268) 別冊 27 (6) (別冊 P270) 別冊 27 (7) (別冊 P272)

7 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、市における措置は県が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

また、県は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

参 考	1 災害救助法施行細則	参考編 8 (P270)

第2節 食品の供給

1 市における措置

(1) 炊き出しその他による食品の供給

市は、炊出して、その他による食品の供給を概ね次のとおり実施するものとする。

ア 備蓄物資、自ら調達した食品、(2)の応援要求等により、県、他の地方公共団体、国等によって調達され引渡された食品を、状況に応じて被災者に供給する。

イ 熱源の使用不可能時には、調理が不要な食品及び飲料水（ペットボトル等）を供給する。

ウ 熱源の使用可能時には、簡単な調理を前提としたレトルト食品、包装米飯等の食品を供給する。

エ 高齢者や乳幼児等に対しては、雑炊、おかゆ、粉ミルク等の食品を供給する。

また、食物アレルギー等にも配慮し、食品を供給する。

オ 在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

カ 給与を受ける被災者の範囲

(ア) 避難所に収容された者

(イ) 住家の被害が全焼、全壊、流失、半壊、半焼又は床上浸水等であって炊事ができない者

(ウ) 旅行者等で食品の持参又は調達ができない者

(エ) 被害を受け縁故先等へ避難する者

キ 炊出しは、避難所又はその近くの適当な場所を選んで実施する。

(2) 他市町村又は県へ応援要求

備蓄物資や自ら調達した食品では、被災者への食品の供給の実施が困難な場合は、

他市町村又は県へ応援を要求するものとする。

なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による物資輸送が開始される場合があることに留意する。

(3) 米穀の原料調達

ア 市は、炊き出しを実施する場合の米穀の原料（玄米）調達にあたっては、「愛知県応急用米穀取扱要領」に基づき実施する。

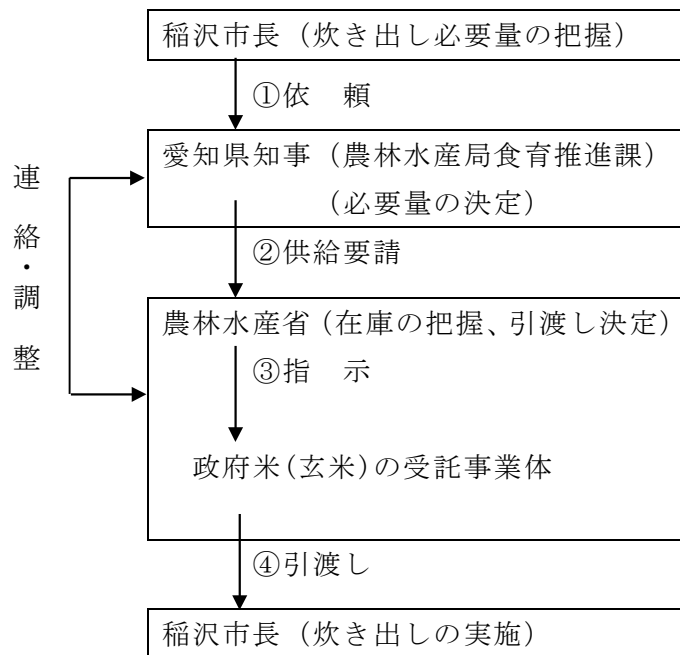
イ 市は、米穀届出事業者等から米穀の原料（玄米）調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急用米穀取扱要領」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（第4章Ⅰ第11-2に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続き）」により調達を図る。

ウ 市は、緊急に必要とする場合は、電話等により知事に依頼することができるほか、通信途絶などの場合には、農林水産省（農政局長）に要請を行う。

ただし、事後、速やかに知事に報告する。

エ 市は、活用可能な精米施設を確保する。なお、長期停電により県内に稼働施設がない場合は、他県施設の活用を申し入れる。

炊き出し用として米穀（精米）を確保する手順図



2 整備書類

炊出し等を実施する場合、整理保存すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 救助実施記録日計票（様式 68）
- (2) 救助日報（様式 69）
- (3) 物資受払状況（様式 45）
- (4) 炊出し給与状況（様式 43）
- (5) 炊出し用物品借用簿（様式 44）
- (6) 炊出しその他による食品給与のための食糧購入代金等支払証拠書類

様 式	1 救助実施記録日計票	様式編 様式 68 (P72)
	2 救助日報	様式編 様式 69 (P74)
	3 物資受払状況	様式編 様式 45 (P49)
	4 炊出し給与状況	様式編 様式 43 (P47)
	5 炊出し用物品借用簿	様式編 様式 44 (P48)

3 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、市における措置は県が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

また、県は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

資 料 参 考	1 資機材等・飲料水・食料・生活必需物資の備蓄	資料編 第 9-1 (P172)
	1 災害救助法施行細則	参考編 8 (P270)
	2 災害時に備えた支援協力に関する協定書(稲沢商工会議所)(祖父江町商工会・平和町商工会)	別冊 19 (9) (別冊 P19) 別冊 19 (10) (別冊 P21)
	3 災害時における食品・食糧・生活必需品等の確保に関する協定書(ユニー株式会社アピタ稲沢店)(愛知西農業協同組合)	別冊 20 (3) (別冊 P71) 別冊 20 (18) (別冊 P99)
	4 災害時における緊急支援施設等支援に関する協定書(株式会社ヨシヅヤ新稲沢店)	別冊 20 (5) (別冊 P74)
	5 災害時における食品・食糧・生活必需品等の確保に関する協定書 (株式会社ヨシヅヤ平和店) (株式会社平和堂) (株式会社山彦 南大通店) (株式会社フィールコーポレーション) (UDリテール株式会社)	別冊 20 (6) (別冊 P75) 別冊 20 (7) (別冊 P76) 別冊 20 (8) (別冊 P78) 別冊 20 (9) (別冊 P79) 別冊 20 (23) (別冊 P108)
	6 災害支援協力に関する協定書(生活協同組合コープあいち)	別冊 20 (10) (別冊 P80)
	7 災害時における食品・食糧の確保に関する協定書(タカラ食品株式会社)	別冊 20 (12) (別冊 P84)
	8 名古屋市近隣市町村と生活協同組合コープあいちとの災害時応急生活物資供給等の協力に関する協定(生協法人生活協同組合コープあいち)	別冊 20 (16) (別冊 P92)

第3節 生活必需物資の供給

1 市における措置

- (1) 市は、被災者に対して生活必需品の供給を行うこととする。生活必需品は、備蓄物資、自ら調達した物資、(2)の応援要求等により、県、他の地方公共団体、国等によって調達され引渡された物資から、状況に応じて被災者に供給する。
- (2) 供給することが困難な場合は、他市町村又は県に対して必要な応援を要請する。

なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による物資

輸送が開始される場合があることに留意する。

2 給与又は貸与を受ける被災者の範囲

生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼若しくは床上浸水等により生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又は破損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

3 給与又は貸与の方法

(1) 住家の被害状況、世帯の構成人員及び夏季、冬季の別によって一時的に急場をしのぐ程度の生活必需品を給与、又は貸与する。

(2) 被害の実情に応じ、次の品目の範囲内において現物をもって行う。

ア 被服（肌着等）、毛布

イ 日用品（タオル、石けん、ちり紙等）

ウ 炊事道具及び食器類

エ 光熱用品

オ 医薬品等

(3) 給与又は貸与する生活必需品の調達は、応急救助用として必要最小限の数量を備蓄するほか、関係業者との密接な連絡により調達する。

(4) 救援物資の受入れ

ア 集配拠点の確保

全国各地から送られてくる救援物資を分散して受け入れ、効率的に配分できるよう、次の施設を所有者又は管理者の協力を得て集配拠点として整備する。

(ア) 市内主要公共施設

(イ) 運輸倉庫業者等が保有する倉庫等

イ 仕分け要員の確保

集配拠点における仕分け作業については、他市町村の応援職員、各種ボランティア、行政区等の地域住民等の協力を得て実施する。

(5) 生活必需品の供給

ア 輸送車両の確保

各避難所への輸送は、公用車を優先活用して行う。輸送車両が不足する場合は、輸送事業者（宅配業者など）の協力を求めて行う。

イ 生活必需品の供給方法

(ア) 備蓄している生活必需品については、必要に応じて行政区や自主防災組織等の地域住民の協力を得て、各避難所等へ輸送する。

(イ) 緊急調達物資及び救援物資については、公用車を優先活用し、必要に応じて輸送事業者等の協力を得て、各避難所等へ輸送する。

ウ 応援協力関係

市は、自ら生活必需品等の給与又は貸与の実施が困難な場合、他市町村又は県へ生活必需品等の給与もしくは貸与の実施又はこれに要する要員及び生活必需品等につき応援を要請する。

また、応援要請があったときはこれに積極的に協力する。

4 整備書類

救助物資は、配給段階ごとに必ず受払いの記録及び受領書を徴しておかなければならない。整理保存すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 救助実施記録日計票（様式 68）
- (2) 救助日報（様式 69）
- (3) 物資受払状況（様式 45）
- (4) 物資配給簿（様式 46）
- (5) 物資受入簿（様式 47）
- (6) 被服、寝具その他生活必需品の給与状況（様式 48）
- (7) 物資購入（配分）計画表（様式 49）
- (8) 救助物資受領書
- (9) 物資購入関係支払証拠書類

様 式	1 救助実施記録日計票	様式編 様式 68 (P72)
	2 救助日報	様式編 様式 69 (P74)
	3 物資受払状況	様式編 様式 45 (P49)
	4 物資配給簿	様式編 様式 46 (P50)
	5 物資受入簿	様式編 様式 47 (P51)
	6 被服、寝具その他生活必需品の給与状況	様式編 様式 48 (P52)
	7 物資購入（配分）計画表	様式編 様式 49 (P53)

5 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、市における措置は県が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

また、県は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

資 料 参 考	1 資機材等・飲料水・食料・生活必需物資の備蓄	資料編 第 9-1 (P172)
	1 災害救助法施行細則	参考編 8 (P270)
	2 災害時に備えた支援協力に関する協定書(稲沢商工会議所)(祖父江町商工会・平和町商工会)	別冊 19 (8) (別冊 P17) 別冊 19 (9) (別冊 P19)

第12章 環境汚染防止及び地域安全対策

基本方針

- 市は、被災状況を的確に把握して適切な措置を講ずるとともに、環境調査・モニタリング等を迅速に実施する。
- 市は、被害状況を的確に把握し、被災状況に即した廃棄物の処理を迅速に実施する。
- 災害発生時には、災害現場の混乱、人身の動揺等により不測の事案の発生が予想されるので、災害現場及び避難地域を中心とした犯罪等の予防、警戒活動を推進する。

第1節 環境汚染防止対策

市における措置

工場・事業場の損壊等に伴い、有害物質が環境中に漏出して、二次的な災害及び環境汚染が発生することが予想される。

また、倒壊建築物等の解体に伴い、粉じんの飛散等による環境汚染が発生することが予想される。

市は、被災状況を的確に把握して適切な措置を講じるとともに、環境調査・モニタリング等を迅速に実施する。

(1) 大規模災害が発生した場合の対策

県及び近隣市町村と協力し、環境調査、環境汚染モニタリング等により、環境汚染状況及びその発生源の的確な把握に努める。

(2) 激甚な大規模災害が発生した場合の対策

早急に被害状況を把握し、県及び周辺市町村等との情報交換を行い、環境調査・モニタリング等を行うために必要な人員、機材等の援助について応援を依頼するとともに、事業者に対して応急対策の実施を指導する。

第2節 地域安全対策

1 市における措置

市は、警察の実施する地域安全活動に対して、積極的に協力する。

2 県警察における措置

(1) 社会秩序の維持対策

ア 被災地及びその周辺において、独自に又は自主防犯組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努めるものとする。

イ 地域防犯団体等に対して、窃盗の防止、交通整理、関係機関が行う諸活動の補助、情報の伝達に関する事項等について、協力を要請する。

ウ 災害に便乗した犯罪、生活必需物資等の欠乏に伴う悪質業者の買占め、売り惜しみ、暴利販売等については、取り締まりを強化する。

エ 災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び県民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

(2) 広報、相談活動

ア 広報活動

被災者の不安を解消して、混乱を防止するため、被害の規模、区域、避難場所、避難経路、救護所の設置場所、交通規制状況等について積極的な広報を行う。

イ 相談活動

警察本部、警察署に災害相談窓口を開設し、又は避難所等を訪問しての各種相談活動を推進する。

(3) 行方不明者発見・保護活動

行方不明者を早期に発見・保護するための活動拠点として、警察署等に行方不明者相談窓口を設置する。

第13章 遺体の取扱い

基本方針

- 周囲の状況から判断して、災害により死亡したと思われる者は、速やかに捜索・収容し、所要の処理をした後、埋葬又は火葬（以下「埋火葬」という。）する。
- 遺体の取扱いに当たっては、礼意を失わないように注意するとともに、遺族等の心身の状況、その置かれている環境等について適切な配慮を行う。

第1節 遺体の捜索

1 市における措置

(1) 遺体の捜索

市は、警察と密接な連絡をとりながら遺体の捜索を実施する。

(2) 検視（調査）

遺体を発見したときは、その現場で警察官又は海上保安官の検視（調査※）を得る。

現場での検視（調査）を得ることができない場合は、発見の日時、場所、発見者、発見時の遺体の状況、所持品等を明確にする。

※ 「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」に基づき、警察等が死因及び身元を明らかにするために行う調査（外表の調査、死体の発見された場所の調査、関係者に対する質問等）

(3) 応援要求

自ら遺体の捜索の実施が困難な場合、他市町村又は県へ遺体の捜索・収容の実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要求する。

2 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、市における措置は県が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

また、県は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第2節 遺体の処理

1 市における措置

(1) 遺体の収容及び一時保存

遺体の身元識別のため相当の期間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時日に埋火葬ができない場合等においては、総合体育館に遺体安置所を開設するとともに、棺、ドライアイス等を調達して、埋火葬等の措置をするまで遺体を一時保存する。また、必要に応じて他の施設（寺院などの施設の利用、又は寺院、学校等の敷地に仮設）を確保する。

なお、遺体安置所は、十分な広さがあり、遺体安置に適した施設をあらかじめ選定しておくよう努めるものとする。

(2) 遺体の検視（調査）及び検案

警察官の遺体の検視（調査）を得るとともに、医師による遺体（医師の診療中に死亡した者を除く）の検案（死亡の確認及び死因その他の医学的検査）を受ける。

(3) 遺体の洗浄等

検視（調査）及び検案を終了した遺体について、遺体の識別のため又は遺族への引き渡しまで相当の期間を要する場合の措置として、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。

(4) 遺体の身元確認及び引き渡し

身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡して、その調査に当たる。身元が判明して、引き取り人があるときは、速やかに遺族等へ引き渡す。

なお、被災地域以外に漂流した遺体のうち身元が判明しない者は、行旅死亡人としての取扱いとする。

(5) 応援要求

自ら遺体の処理の実施が困難な場合、他市町村又は県へ遺体の処理の実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要求する。

2 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、市における措置は県が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

また、県は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第3節 遺体の埋火葬

1 市における措置

(1) 死亡届書の受理、火葬（埋葬）許可証の交付

死亡診断書又は死体検案書が添付された死亡届書を受理するとともに、火葬（埋葬）許可証を交付する。

(2) 遺体の搬送

遺体安置所又は火葬場までの遺体の搬送を行う。

(3) 埋火葬

火葬（埋葬）許可証を確認し、遺体を埋火葬する。

(4) 棺、骨つぼ等の支給

棺、骨つぼ等を現物で遺族に支給する。

(5) 埋火葬相談窓口の設置

速やかな埋火葬等を要望する遺族のため、必要に応じ、埋火葬相談窓口を設置して、火葬場、遺体の搬送体制等に関する適切な情報を提供することにより、円滑な埋火葬の実施を支援する。

(6) 応援要求

自ら遺体の埋火葬の実施が困難な場合、「災害発生時の火葬場の相互応援協力に関する協定」に基づき、他市町村へ遺体の埋火葬の実施、又は実施に要する要員及び資機材につき応援要請する。また、必要に応じて県へ応援要請する。

2 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、市における措置は県が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

また、県は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

3 整備書類

遺体の搜索、処理及び埋火葬を実施した場合、整理保存すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 救助実施記録日計票（様式 68）
- (2) 救助日報（様式 69）
- (3) 物資受払状況（様式 45）
- (4) 死体の搜索状況記録簿（様式 64）
- (5) 死体処理台帳（様式 65）
- (6) 埋葬台帳（様式 63）
- (7) 遺体搜索用関係、処理費及び埋葬費の支出関係証拠書類

様 式	1 救助実施記録日計票	様式編 様式 68 (P72)
	2 救助日報	様式編 様式 69 (P74)
	3 物資受払状況	様式編 様式 45 (P49)
	4 死体の搜索状況記録簿	様式編 様式 64 (P68)
	5 死体処理台帳	様式編 様式 65 (P69)
	6 埋葬台帳	様式編 様式 63 (P67)
資 料	1 火葬場	資料編 第 11-4 (P190)
参 考	1 災害時における葬祭業務の協力に関する協定書（愛知県葬祭業務協同組合）	別冊 19 (5)a (別冊 P10)
	2 災害時における葬祭業務の協力に関する実施細目（愛知県葬祭業務協同組合）	別冊 19 (5)b (別冊 P12)
	3 災害発生時における火葬場の相互応援協力に関する協定（県内自治体等）	別冊 26 (11) (別冊 P258)

第14章 ライフライン施設の応急対策

基本方針

- 災害復旧対策にとって必要不可欠な条件となっている電力を円滑に供給するため、災害が発生した後は被害状況を早期的確に把握し、要員及び資機材を確保するとともに、機動力を発揮して、応急復旧を迅速に実施するものとする。
- ガス供給施設に甚大な被害を受けた場合、的確な情報の把握により災害規模を迅速に総合判断し、被災地域へのガスの供給を停止して、火災、爆発など二次災害の防止を図るとともに、早期復旧の措置を講じるものとする。
なお、都市ガスにおいては、被災地域以外へは、可能な限りガスの供給を継続するものとする。
- 水道施設の被災により、水道の供給機能を継続できなくなった場合は、住民が必要とする最小限の飲料水の応急給水を実施するとともに、被害施設を短期間に復旧するため取水、導水及び浄水施設の十分な機能を確保するものとする。
- 下水管渠、ポンプ施設、終末処理場の被害に対して、機能回復を図るための応急措置を構ずる。特に排水機能の被害については、住民生活に多大な影響を及ぼすばかりか、衛生的にも悪い状態を招くため、優先的に応急復旧させるものとする。
- 復旧にあたり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。

第1節 電力施設対策

中部電力株式会社、株式会社JERAにおける措置

(1) 非常災害対策本部の設置

大地震が発生した場合には、各電力会社は非常体制を発令して、本店等に非常災害対策本部を設置する。

(2) 情報の収集と伝達

非常災害対策本部は、通信の確保を図り、情報の収集と伝達を行う。通信方法は、社内電話・NTT加入電話、衛星通信、移動無線等の施設を利用する。

(3) 危険防止措置の実施

災害が発生した場合において、危険があると認められるときは、直ちに当該範囲に対して、送電遮断等の適切な危険防止措置を講じる。

(4) 応急復旧活動の実施

ア 優先的に復旧する施設、設備

(ア) 電力会社側

a 送変電設備

(イ) 利用者側

a 人命にかかわる病院

b 災害復旧の中核となる災害対策本部、官庁、警察、ガス、自衛隊、水道、交通、通信等の機関・民心の安定に寄与する報道関係、避難施設

イ 復旧方法

(ア) 変電設備

変電所は、重要度、被害状況等を勘案して早期復旧を図る。

(4) 送配電設備

被害を受けた線路の重要度、被害状況等を勘案し、保安上支障のない限り、仮設、他ルートからの送電、移動用発電機の利用等で順次送電区域を拡大しながら早期復旧を図る。

ウ 関係機関との連携

路上障害物により被害箇所への到着や復旧作業が困難な場合には、道路啓開について関係機関と連携、協力し、迅速な復旧に努める。

(5) 要員・資機材等の確保

ア 要員の確保

災害が発生した後、復旧要員を確保するとともに必要に応じて、請負会社等及び他の電気会社へ応援を依頼する。

イ 資機材の確保

災害が発生した後、復旧資機材が不足する場合は、他電力会社へ融通を依頼する。また、大規模な災害発生のおそれがある場合、所有する電源車、発電機等の現在時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努める。

(6) 広報活動の実施

ア 利用者に対する広報

(ア) 災害時におけるPR

電気の復旧状況、公衆感電事故防止PRを主体とした広報PRを広報車及びテレビ、ラジオ、Webサイト等の広報機関その他を通じてPRする。

(イ) 臨時電気相談窓口の設置

被災地における需要家の電気相談を実施して、公衆感電事故防止を図るため、臨時電気相談窓口の設置を検討・実施する。

イ 地域防災機関との協調

地域復旧体制への協力し、被害状況の把握のため地域防災機関へ要員を派遣して、連携の緊密化を図る。

(7) 広域運営による応援

電力広域的運営推進機関と協調すると共に、必要に応じて他電力会社へ応援を依頼する。

(8) 電源車等の配備（株式会社JERAを除く）

大規模停電発生時には直ちに、国及び県と調整を行い、電源車等を県が決定した配備先に配備するよう努める。

第2節 ガス施設対策

東邦瓦斯株式会社における措置

(1) 災害対策本部の設置

災害が発生した後、速やかに各ガス会社は災害対策本部を設置する。

緊急動員については各社において、災害対策規定等によって定める動員体制によって行う。

(2) 情報の収集

供給区域内の導管網の主要地点における供給圧力の変化、移動無線車及び各事業所からの需要家等の被害状況、漏洩通報等の情報に加え、関係諸官庁、報道機関の情報を得て、総合的に被害程度を把握する。

(3) 津波からの避難対策

ア 津波警報等が発表された場合、震度4程度以上の強い揺れを感じた場合、または弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、従業員、見学者、訪問者等に対し、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難するよう呼びかける。

また、関係事業所等の見学者、訪問者等に対しては、津波警報が発表された旨を伝達し、市町村が指定する避難場所への避難や時間的余裕があると認められる場合には、帰宅等を要請する。

イ 津波警報等が発表された場合は、着積中のLNG船等に対し港外避難を要請する。

(4) 緊急対策措置の実施

ア 地震が発生した場合、次に掲げるような大きな災害が確認されたブロックでは、即時にガス供給を停止する。

(ア) 地震計のS I値があらかじめ定めた供給停止判断基準値以上を記録した場合

(イ) 製造所又は供給所ガスホルダーの送出量の大変動、主要整圧器等の圧力の大変動により供給継続が困難な場合

イ 地震が発生した場合、地震計のS I値があらかじめ定めた供給停止判断基準値未満を記録したブロックでは、緊急巡回点検やガス漏えい通報の受付状況などにより経時的に得られる被害状況により、次に掲げるような二次災害の発生が予想される場合には、速やかにガス供給を停止する。

(ア) 道路及び建物の被害状況や主な導管の被害状況から、ガス工作物の被害が甚大であることが容易に推測できる場合

(イ) ガス漏えい通報等により発見されたガス工作物の被害状況が緊急時対応能力を超えるおそれのある場合

(5) 応援の要請

被害の程度に応じ、一般社団法人日本ガス協会に要請して他ガス事業者の応援を受ける。

(6) 応急復旧活動の実施

供給を一時停止した地域に対しては、直ちに次の順序で復旧する。

ア 需要家の閉栓の確認

イ 導管の被害箇所の調査及び修理

ウ 需要家の内管、消費機器の被害箇所の調査及び修理

エ 需要家の開栓、試点火

なお、災害対策本部、避難所、病院等の社会的優先度の高い施設については、可能な限り早急復旧に努める。

また、復旧用資機材置場や仮設用地等が必要となる場合は、関係機関と連携し、迅速な確保に努める。

(7) 広報活動の実施

ガス施設の被害状況、ガス供給停止のお知らせ、復旧の見通し、ガス使用上の注意、マイコンメーターの復帰方法等を広報車等の巡回、チラシ類の配布等により周知するほか、報道機関を通じて呼びかける。

参 考	1 災害発生時における災害復旧用オープンスペースに関する協定書（東邦ガス株式会社）	別冊 23 (2) (別冊 P160)

2 一般社団法人愛知県 LP ガス協会における措置

(1) 災害対策本部の設置

震度5以上の地震が発生した場合、速やかに一般社団法人愛知県 LP ガス協会内に災害対策本部を設置する。

必要に応じ、各支部に現地対策本部を設置し、あらかじめ定められた動員計画に基づき応援要員を召集する。

(2) 情報の収集

県内5支部のあらかじめ定められた情報ルートを通じ、災害の規模、被害程度を推察するとともに、被害通報、関係諸官庁、報道関係の情報を得て、総合的な被害状況を把握する。

(3) 緊急対策措置

愛知県 LP ガス災害対策マニュアルに基づき、被害状況の確認と二次災害の発生防止の措置を講じる。二次災害のおそれがある施設に対しては、使用停止又は容器撤去を行うとともに、安全確認が完了するまで、容器バルブを閉止してガスの使用の中止するよう消費者に要請する。

(4) 応援の要請

被害の状況により、特定の地域に被害が集中した場合は、本部長の指示により他の現地対策本部は相互支援体制に移行する。

必要に応じ、一般社団法人全国 LP ガス協会に対し、速やかに全国規模で救助隊の派遣を要請する。同時に、他地域からの応援要員がその機能を十分発揮できるよう受入体制を整備する。

(5) 応急復旧活動の実施

愛知県 LP ガス災害対策マニュアルに基づき、緊急対応措置の後、応急的な使用のための安全確認をして、可能な限り速やかに使用再開の措置を講じる。

なお、災害対策本部、避難所、病院等の社会的優先度の高い施設については、可能な限り早急復旧に努める。

(6) 広報活動の実施

使用再開に当たっての注意、設備一斉点検の実施等について、チラシ類の配布及び報道機関等を通じて呼びかける。

参 考	1 災害支援協力に関する協定 (社団法人愛知県エルピーガス協会西部支部)	別冊 20 (1)a (別冊 P61)

2	一宮市消防本部及び稲沢市消防本部と愛知県エルピーガス協会西部支部とのLPガス災害対策に関する業務協約（一宮市消防本部、愛知県エルピーガス協会西部支部）	別冊 20 (1)b（別冊 P63）
3	一宮市消防本部及び稲沢市消防本部と愛知県エルピーガス協会西部支部とのLPガス災害対策に関する業務協約に基づく協議事項（一宮市消防本部、愛知県エルピーガス協会西部支部）	別冊 20 (1)c（別冊 P64）

第3節 上水道施設対策

水道事業者における措置

被害施設を短期間に復旧するため取水、導水及び浄水施設の十分な機能を確保し、浄水場から主要給水所に至る送配水幹線を最優先として配水本管、配水支管、給水装置の順に復旧を進め、給水の再開に努める。

なお、給水拠点までの各管路も最優先管路として復旧する。

(1) 応急復旧活動の実施

ア 配管設備破損の場合

- (ア) 応急修理により給水を開始するほか、弁操作により他系統の管網からの給水を図る。
- (イ) 大規模な配水管が破損し、復旧が困難な地区に対しては、応急配管を行い、仮設給水栓を設置する。
- (ウ) 県の施設に大きな被害が発生し、受水ができない場合は、浄水場や広域調整池等を拠点とした給水と連絡管による給水を図る。

イ 水源破壊の場合

復旧が困難な水源では、河川水路の最寄の地点に応急的ポンプ設備を設けて、仮設配管によって導水路へ連絡する。

(2) 応援の要請

ア 水道事業者は、施設の復旧が困難な場合は、近隣水道事業者あるいは県へ応援を要請する。

(3) 応援・受援体制の確立

施設復旧の支援が円滑に行えるように、県外水道事業者等への応援要請を含めた広域応援体制を整える。

また、受援体制と緊急時の窓口を整え、その実効性を確保する。

参 考	1	緊急連絡管の使用に関する協定書（愛知県）	別冊 18 (1)（別冊 P1）
	2	災害時等緊急連絡管の使用に関する協定書（周辺自治体）	別冊 18 (2)（別冊 P3）
	3	水道災害相互応援に関する覚書（県内自治体等）	別冊 23 (1)（別冊 P157）
	4	災害時における水道施設の応急給水、応急復旧に関する協定（稲沢市上下水道工事指定店協同組合）	別冊 23 (2)（別冊 P160）
	5	相互応援給水に関する協定（名古屋市）	別冊 26 (1)a（別冊 P232）
	6	覚書（名古屋市）	別冊 26 (1)b（別冊 P235）

第4節 工業用水道施設対策

工業用水道事業者（県（企業庁）及び市）における措置

(1) 応急復旧活動の実施

工業用水道施設の被災に対する復旧は、二次災害の発生箇所もしくは発生可能性のある箇所を優先的に行うこととする。

多数の断水箇所を生じた場合には、ライフライン等公共性の高い事業所への給水を可能な限り早期に応急復旧させることも考慮する。

(2) 応援の要請

被災時において、県内の関係職員、関係業者（復旧作業協力者）等による対応が不十分な場合には、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県及び名古屋市の工業用水道事業者の間で締結されている「東海四県及び名古屋市との工業用水道災害相互応援に関する協定書」に基づき、他の事業体に応援の要請にあたる。また、必要に応じ関係省庁に対し、復旧のために必要な手続きの特例措置等を要請する。

(3) 受援体制の確立

他府県からの応援を迅速に受け入れられる体制とするため、緊急時の窓口を整え、その実効性を確保するものとする。

第5節 下水道施設対策

下水道管理者（県（建設局）及び市）における措置

下水道管理者は、災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、次の措置を講ずる。

(1) 応急復旧活動の実施

ア 下水管渠

管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンドによる圧送管の止水、可搬式ポンプによる下水の送水、仮水路、仮管渠の設置等を行い、排水機能の回復に努める。

イ ポンプ施設、終末処理場

各施設の被害状況に応じて、関係機関に情報伝達の上、緊急措置を講じる。

また、停電、断水等による二次的な被害に対しても速やかな対応ができるように努める。

なお、排水機能や処理機能に影響が出た場合、まず市街地から下水を排除させるため、仮設ポンプ施設や仮管渠等を設置し、排水機能の応急復旧を図る。

次に、周辺の水環境への汚濁負担を最小限にとどめるため、処理場内の使用可能な池等を沈殿池や塩素消毒池に転用する等により、簡易処理を弾力的に行うとともに、早急に現状の処理能力回復に努める。

(2) 応援の要請

応急対策要員、応急対策用機械器具及び資材の確保については、稲沢市建設協同組合、排水設備指定工事店、機器・資材納入メーカー等の民間団体等に協力を要請する。

第6節 通信施設の応急措置

1 通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置

西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有する。

(1) 災害対策本部の設置

非常参集等の緊急プログラムを発動し、復旧要員等を動員し、災害対策本部を設置する。

(2) 緊急対策措置の実施

垂れ下がった通信ケーブル等による住民等への二次災害の防止を図るとともに、被災電気通信設備の復旧計画を作成し、復旧要員、資機材及び災害対策機器について所要数を検討する。

(3) 応急復旧活動の実施

地震が発生した場合の初期段階においては、動員可能な社員を中心に支店内手持ちの資機材を活用し、防災関係機関等の加入電話の疎通確保、通信の孤立防止、緊急に復旧を要する市外電話回線の復旧等を優先して速やかに実施する。具体的な応急復旧措置は次のとおりとする。

ア 西日本電信電話株式会社

(ア) 伝送路が被災した場合

可搬型無線装置、応急復旧ケーブル等を使用して、伝送路の応急復旧を図る。

なお、可搬型無線装置の使用については、電波干渉を考慮して、総合的な判断により設置する。

(イ) 交換機が被災した場合

災害対策機器等を使用して、応急復旧を図る。

(ウ) 電力設備が被災した場合

非常用移動電源車、可搬型電源装置を使用して、応急復旧を図る。

(エ) 一般加入電話提供の通信設備が被災した場合

災害対策機器等を使用し、回線の応急復旧を図る。

なお、避難所等へ特設公衆電話等を設置し通信の確保を図る。

イ エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

(ア) 伝送路が被災した場合

応急光ケーブル等を使用し、伝送路の応急復旧を図る。

(イ) 電力設備が被災した場合

非常用移動電源車、可搬型電源装置等を使用し、復旧を図る。

(4) 災害用伝言ダイヤル及び災害用伝言板の運用

震度6弱以上の地震が発生した場合は、電話の輻輳を緩和するため、直ちに災害用伝言ダイヤルを提供するとともに、報道機関への連絡等を行う。また、インターネットを利用して安否確認を行う災害用伝言板を、災害用伝言ダイヤルの提供に準じて運用する。

(5) 応援体制の確立

激甚な大規模災害の場合は、本社を中心にグループ全体としての応援体制（広域応援体制）により効率的復旧を図る。

2 移動通信事業者（ＫＤＤＩ株式会社、株式会社ＮＴＴドコモ、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社）における措置

緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意して、速やかに応急復旧を行う。また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有する。

(1) 災害対策本部を設置

災害対策本部を設置し、通信設備の被災状況把握、早期サービス回復に努める。

(2) 応急復旧活動の実施

ア 基地局の故障により利用できなくなった地域を救済するために、周りの基地局から対象地域を補完する。

イ 周りの基地局から補完できない場合は、移動無線基地局車を出動させて救済する。

ウ 電源供給が停止した基地局へは、発動発電機又は移動電源車を出動させ、電力供給を実施する。

(3) 災害用伝言板の運用

震度6弱程度以上の地震が発生した場合には、被災地域への通信の疎通確保対策として、災害用伝言板を運用する。

(4) 応援体制の確立

本社を中心にグループ全体としての応援体制（広域応援体制）により効率的復旧を図る。

また、西日本電信電話株式会社及び関係機関と密接な連絡調整を図り、速やかに応急復旧を図る。

3 県及び市及び防災関係機関における措置

大地震の発生により、電気通信が途絶した場合の最も有力な手段は、無線を用いた専用通信である。

特に、県、市、警察、気象台、国土交通省、東海旅客鉄道株式会社、中日本高速道路株式会社、さらに電力・ガス会社、鉄道会社等の防災関係機関の情報連絡網として極めて重要な役割を持っているので、適切な応急措置が要求される。各機関においては、あらかじめ具体的な応急対策計画を作成しておく必要があるが、中でも次のような点に格別留意して有効、適切な対応が図れるようにすべきである。

また、携帯インフラが広範囲に被害を受け、携帯電話やスマートフォンが利用できない状態が想定される。その際に避難場所等を兼ねる県有施設に整備された無料公衆無線LANサービス（フリーWi-Fi）を活用し、避難者が被災情報の収集等を行える状態にすることは有効である。

(1) 要員の確保

専用通信施設の点検、応急復旧に必要な要員の確保を図る。

(2) 応急用資機材の確保

非常用電源（自家発電用施設、電池等）、移動無線、可搬型無線機等の仮回線用資機材など

(3) 訓練の実施

各機関は、定期的又は随時に通信訓練を実施し、発災時に備えるよう努力する。

(4) 無料公衆無線 LAN サービス（フリーWi-Fi）の活用

ア 県（総務局）の連絡

県は大地震の発生により無料公衆無線 LAN を認証フリーとすべきであると判断した場合は、SSID「Aichi_Free_Wi-Fi」について、通信事業者（株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス）に災害時モードへの切替えを指示する。

イ 通信事業者（株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス）の災害時モードへの切替え
通信事業者（株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス）は、県との事前の取り決めに従って指示内容を確認後、SSID「Aichi_Free_Wi-Fi」の災害時モードへの切替えを行い、認証フリーでインターネットに接続できるよう設定情報を変更する。

第7節 郵便業務の応急措置

日本郵便株式会社の措置

(1) 郵便物の送達の確保

ア 被災地における郵便物の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様及び規模に応じて、運送又は集配の経路若しくは方法の変更、郵便物の区分方法の変更、臨時運送便又は臨時集配便の開設等機宜の応急措置を講じる。

イ 災害が発生した場合、重要な郵便物の送達の確保又は交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合は、災害の規模及び郵便事業施設の被災状況に応じて、地域及び期間を限って郵便物の運送若しくは集配便を減便し又は運送業務若しくは集配業務を休止する。

(2) 郵便局の窓口業務の維持

災害が発生した場合、被災地における郵便局の窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった店舗について、仮店舗による窓口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講じる。

なお、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じて、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱を実施する。

ア 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

ウ 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。

第8節 ライフライン施設の応急復旧

県、市及びライフライン事業者等における措置

(1) 現地作業調整会議の開催

ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、関係する省庁、県、市、ライフライン事業者等は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催する。

(2) ライフラインの復旧現場等へのアクセスルート上の道路啓開

合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、道路管理者は、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開を実施する。

第15章 住宅対策

基本方針

- あらかじめ登録された各種調査の判定士を現地に派遣し、技術的な危険度判定をして、その危険性を周知することにより、二次災害を未然に防止して、市民の生命の保護を図るものとする。
- 災害により、自らの資力では住宅を確保することが困難な被災者のために、短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空き家を提供するものとする。
- 市は平常時から、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。また、災害時には適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。
- 家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保することが困難な被災者のため、応急仮設住宅の設置や被災住宅の応急修理、障害物の除去を実施して、住生活の安定に努めるものとする。
- 応急仮設住宅の設置については、民間賃貸住宅等の空き家・空室が存在する地域においては、民間賃貸住宅等の借上げによる方法を積極的に活用する。
- 判定活動の実施にあたっては、各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

第1節 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定

市における措置

- (1) 被災建築物応急危険度判定実施本部及び被災宅地危険度判定実施本部の設置
判定を実施するにあたり、市災害対策本部の中に被災建築物応急危険度判定実施本部及び被災宅地危険度判定実施本部（以下「実施本部」という。）を設置する。
実施本部は、判定実施計画を作成し、必要に応じて県の支援本部へ支援要請を行う。
- (2) 判定活動の実施
実施本部は、判定士、資機材等の確保をし、判定活動を実施する。判定活動の実施にあたっては、被災建築物応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

第2節 被災住宅等の調査

市における措置

地震災害のため住宅に被害が生じた場合、罹災証明書の交付、公共賃貸住宅等への入居、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理、障害物の除去及び被災者生活再建支援金の給付等に必要な次の事項を実施する。

- (1) 住家の被害状況
- (2) 被災地における住民の動向

- (3) 応急仮設住宅建設現地活動上の支障事項等
- (4) その他住宅の応急対策実施上の必要事項

第3節 公共賃貸住宅等への一時入居

県（建築局）、市、地方住宅供給公社及び都市再生機構における措置

県、市及び地方住宅供給公社は、家屋に被害を受けた被災者の短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空き家を提供する。

また、都市再生機構は、県からの要請に応じて、提供可能な空家を選定・確保し、空家の提供に協力する。

(1) 提供する住宅の選定・確保

提供する住宅の選定にあたっては、地域の被災状況をできるだけ考慮して、利用可能な空き家を確保する。

(2) 相談窓口の開設

入居相談窓口は被災地域の状況により適宜開設する。

(3) 一時入居の終了

この被災者対策は、応急措置として被災者の一時的な居住場所を提供するものであるので、一定期間をもって終了とする。

なお、終了に際しては被災者個々の状況を考慮して適宜対応するものであること。

(4) 使用料等の軽減措置

被災者が被災による多額の経費負担を伴うことを考慮し、一時入居する住宅の使用料等については、できる限り軽減措置を図るものとする。

(5) 他の市町村への応援協力の要請

被災者数が多く、市内で用意した戸数では対応が難しい場合は、県を通じて他の市町村に被災者の受入れについて協力依頼を行い、必要な戸数の確保に努める。

参 考	1 災害時における民間賃貸住宅の情報提供に関する協定書（株式会社ブルーボックス） （株式会社ウィズコーポレーション） （株式会社ニッショー稲沢支店）（株式会社ミニミニ）	別冊 29 (1) (別冊 P289)
		別冊 29 (2) (別冊 P290)
		別冊 29 (3) (別冊 P291)
		別冊 29 (4) (別冊 P292)
	2 災害時における宿泊施設等の提供に関する協定書（OYADO 和陽館・ビジネスホテルワコー） （プリンセスコートホテル）	別冊 30 (1) (別冊 P293)
		別冊 30 (2) (別冊 P295)

第4節 応急仮設住宅の設置及び管理運営

1 県（建築局）及び市における措置

県は、災害救助法に基づき、家屋に被害を受けた被災者の一時的な居住の安定を図るため、応急仮設住宅を設置する。

応急仮設住宅の設置は、建設又は賃貸住宅の借り上げによるものとし、災害の特性等に応じて供与方法を選択する。

(1) 応援協力の要請

市は、住宅の被災状況等から応急仮設住宅の設置が必要な場合は、県に対して、設置を要請する。

県は、応急仮設住宅の設置に当たっては、協定締結団体に協力を要請する。

(2) 建設用地の確保

市は、応急仮設住宅の建設用地を、災害時の状況により、原則として事前に予定した建設用地の中から、①公有地、②国有地、③企業等の民有地の順に選定し、県へ報告する。

なお、企業等の民有地については、公租公課等の免除を前提とし、原則として無償で提供を受けられる土地とする。また、二次災害に充分配慮する。

(3) 応急仮設住宅の建設

県は、応急仮設住宅を次のとおり建設する。

ア 建物の規模及び費用

(ア) 一戸当たりの建物面積及び費用は、災害救助法施行細則（昭和40年愛知県規則第60号）に定める基準とする。

ただし、世帯の構成人数、資材の調達状況等により、基準運用が困難な場合は、市町村ごとに基準内において調整し、その規模及び費用の追加ができるものとする。

(イ) 建設資材の県外調達により、限度額での施工が困難な場合は、内閣総理大臣の承認を受けて当該輸送費を別枠とする。

イ 建設の時期

災害が発生した日から原則として20日以内に着工するものとする。

ただし、大災害等の事由により期間内に着工できない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて、必要最小限度の期間を延長するものとする。

ウ 建設方法

所定の基準により直接建設業者に依頼し、原則としてリース又は買取りにより設置する。

ただし、状況に応じて、知事の事務の一部を行うこととされた市町村長が当該事務を行うことができる。

(4) 賃貸住宅の借上げ

県は、「災害時における民間賃貸住宅の活用についての手引」（平成24年12月国土交通省・厚生労働省）を参考に賃貸住宅の借上げを行う。

(5) 被災者の入居及び管理運営

市は、応急仮設住宅への入居対象者の選定とその管理運営を次のとおり行う。

ア 入居対象者

地震災害により被災し、原則として次のいずれにも該当する者とする。

(ア) 住家が全壊、全焼又は流失した者であること。

(イ) 居住する住家がない者であること。

(ウ) 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができないものであること。

イ 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、市にあっては県が行う救助の補助として県から受託して、これを行う。

なお、入居者の選定にあたっては要配慮者に十分配慮する。

ウ 管理運営

(ア) 応急仮設住宅の管理運営については、市にあっては県が行う救助の補助として県から受託して、これを行う。

(イ) 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死やひきこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入に配慮するものとする。

エ 供与の期間

入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から2年以内とする。なお、供用期間終了後は、県が譲渡又は解体撤去の処分を速やかに行う。

2 災害救助法の適用

- (1) 災害救助法が適用された場合に県が行う救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。
- (2) 災害救助法が適用されない場合の応急仮設住宅の設置及び管理運営は、市が行う。

第5節 住宅の応急修理

1 県（建築局）における措置

県は、災害救助法に基づき被災住宅の応急修理を行う。応急修理は、居住のために必要な最小限度の部分を応急的に補修するものであり、次のとおり実施する。

(1) 応急修理の実施

ア 応急修理を受ける者の範囲

(ア) 住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者

(イ) 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

イ 修理の範囲

居室、炊事場、トイレなどの当面の日常生活を営むことができない状態にある住家とする。

ウ 修理の費用

応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定められた範囲内とする。

エ 修理の期間

災害が発生してから3か月以内に完了するものとする。（災害対策基本法に規定す

る災害対策本部が設置された場合は、6か月以内)

ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。

オ 修理の方法

住宅の応急修理は、現物給付を持って実施する。

(2) 応援協力の要請

県は、被災住宅の応急修理に当たっては、協定締結団体に協力を要請する。

2 市における措置

住宅の応急修理に係る申請の受付、修理業者の指定と斡旋等の業務、請求書のとりまとめ並びに県への各種情報提供等を行う。

3 災害救助法の適用

- (1) 災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となる。ただし、当該災害が局地災害の場合は、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、当該市が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

- (2) 災害救助法が適用されない場合の住宅の応急修理は、市が行う。

第6節 障害物の除去

1 市における措置

被災住宅の障害物の除去は、日常生活に欠くことができない部分等に運び込まれた土石、竹木等の除去を行う。

(1) 障害物除去の実施

ア 障害物除去の対象住家

土石、竹木等が居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことができない部分又は玄関等に運び込まれているため、居住者が現実に当面の日常生活を営むことができない状態にある住家とする。

イ 除去の範囲

居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことができない部分とする。

ウ 除去の費用

障害物の除去に要する費用は、災害救助法施行細則に定められた範囲内とする。

エ 除去の期間

災害が発生してから10日以内に完了する。

ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に除去ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長する。

オ 除去の方法

障害物の除去は、直接又は建築業者、土木業者に請負わせて実施する。

カ 給付対象者の範囲

住宅に土石、竹木等が運び込まれる被害を受けた者で、自らの資力では障害物の

除去を行うことができない者とする。

(2) 他市町村又は県に対する応援要求

自ら応急仮設住宅の設置、住宅の応急修理及び障害物の除去をすることが困難な場合には、他市町村又は県へ応急仮設住宅の設置、住宅の応急修理並びに障害物の除去の実施又はこれに要する要員及び建築資機材につき応援を要求する。

2 災害救助法の適用

害救助法が適用された場合、市における措置は県が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

3 整備書類

(1) 応急仮設住宅の設置、入居させた場合

- ア 救助実施記録日計票（様式 68）
- イ 救助日報（様式 69）
- ウ 応急仮設住宅入居申請書（様式 36）
- エ 応急仮設住宅台帳（様式 37）
- オ 応急仮設住宅入居予定者名簿（様式 38）
- カ 応急仮設住宅入居者選定調書（様式 39）
- キ 決定通知書（応急仮設住宅入居用）（様式 40）
- ク 応急仮設住宅用敷地賃貸借契約書及び使用貸借契約書
- ケ 誓約書（応急仮設住宅入居用）（様式 41）
- コ 建築のための原材料購入契約書、工事契約書その他設計書、仕様書等
- サ 建築のための工事代金等支払証拠書類

様 式	1	救助実施記録日計票	様式編	様式 68 (P72)
	2	救助日報	様式編	様式 69 (P74)
	3	応急仮設住宅入居申請書	様式編	様式 36 (P40)
	4	応急仮設住宅台帳	様式編	様式 37 (P41)
	5	応急仮設住宅入居予定者名簿	様式編	様式 38 (P42)
	6	応急仮設住宅入居者選定調書	様式編	様式 39 (P43)
	7	決定通知書（応急仮設住宅入居用）	様式編	様式 40 (P44)
	8	誓約書（応急仮設住宅入居用）	様式編	様式 41 (P45)

(2) 住宅の応急修理の実施をした場合

- ア 救助実施記録日計票（様式 68）
- イ 救助日報（様式 69）
- ウ 物資受払状況（様式 45）
- エ 住宅応急修理申請書（様式 56）
- オ 住宅応急修理申請者名簿（様式 57）
- カ 住宅応急修理対象者選定調書（様式 58）

- キ 決定通知書（住宅応急修理用）（様式 59）
- ク 住宅応急修理記録簿（様式 60）
- ケ 住宅応急修理のための契約書、仕様書、設計書等
- コ 住宅の応急修理関係支払証拠書類

様 式	1	救助実施記録日計票	様式編	様式 68 (P72)
	2	救助日報	様式編	様式 69 (P74)
	3	物資受払状況	様式編	様式 45 (P49)
	4	住宅応急修理申請書	様式編	様式 56 (P60)
	5	住宅応急修理申請者名簿	様式編	様式 57 (P61)
	6	住宅応急修理対象者選定調書	様式編	様式 58 (P62)
	7	決定通知書（住宅応急修理用）	様式編	様式 59 (P63)
	8	住宅応急修理記録簿	様式編	様式 60 (P64)

(3) 障害物の除去を実施した場合

- ア 救助実施記録日計票（様式 68）
- イ 救助日報（様式 69）
- ウ 物資受払状況（様式 45）
- エ 障害物除去の状況記録簿（様式 66）
- オ 障害物除去支払関係証拠書類

様 式	1	救助実施記録日計票	様式編	様式 68 (P72)
	2	救助日報	様式編	様式 69 (P74)
	3	物資受払状況	様式編	様式 45 (P49)
	4	障害物除去の状況記録簿	様式編	様式 66 (P70)

第16章 学校における対策

基本方針

- 災害により教育施設が被災し、平常の学校教育を実施することが困難となった場合は、教育施設及び教職員の確保については、県、市教員委員会等が、教科書、学用品等については、市長（災害救助法が適用される場合は、知事及び知事から委任された市長）が応急措置を講じて、応急教育を実施するものとする。

第1節 津波警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置

県（教育委員会）、市及び私立学校設置者（管理者）における措置

(1) 津波警報等の把握・伝達

学校に対して特定の対策等を伝達する必要がある場合は、次の区分により行う。また、幼稚園、学校にあっては、家庭（保護者）への連絡方法をあらかじめ定めておく。

ア 県立学校

県教育委員会が、あらかじめ定められた伝達系統により行う。

イ 市立学校

津波警報等は、第3章「災害情報の伝達・収集・広報」に基づき市町村に対して伝達されるので、市教育委員会が、各学校等に対して伝達する。

ウ 私立学校

各学校長は、関係機関と連絡を密にし、災害予防の適正を期する。

(2) 臨時休業等の措置

授業を継続実施することにより、児童生徒等の安全の確保が困難であると思われる場合には、次により臨時休業等の措置をとる。

ア 県立学校

学校の置かれている地域の津波警報等に留意し、あらかじめ定めた基準により学校教育法施行規則に基づき校長が行う。休業措置を実施した場合は速やかに県教育委員会に報告する。

イ 市立学校

災害の発生が予想される場合は、市教育委員会又は各学校長が行うものとする。

ただし、各学校長が決定し行う場合は、市教育委員会と協議し、市教育委員会があらかじめ定めた基準によるものとする。

ウ 私立学校

学校の置かれている地域の津波警報等に留意し、各学校が定めた基準により、各学校の校長が行うものとする。

(3) 避難等

学校等において災害が発生し、又はそのおそれがある場合には、事態に即応して各学校等であらかじめ定めた計画により避難する。

市から、避難所等の開設の要請を受けた学校等にあっては、市と緊密な連絡をとるとともに、これに積極的に協力する。

第2節 教育施設及び教職員の確保

1 市及び私立学校設置者（管理者）における措置

(1) 応急な教育施設の確保及び応急な教育の実施

ア 校舎等の被害が軽微な場合

速やかに応急修理を行い、授業等を実施する。

イ 被害が相当に大きいが校舎等の一部の使用可能な場合

使用可能な校舎において安全を確保して、授業等を実施する。

なお、一斉に授業が実施できない場合は、二部授業又は地域の公共施設利用による分散授業を実施するなどの措置を講じる。

ウ 校舎等が被災により全面的に使用困難な場合

市内の公共施設あるいは近隣の学校の校舎等を借用して、授業等を実施する。

エ 特定地域内の教育施設の確保が困難な場合

他地域の公共施設あるいは校舎等を借用して、授業等を実施する。

オ 校舎等が集団避難施設となる場合

授業実施のための校舎等の確保は、イからエの場合に準ずる。

また、校舎等での避難生活が長期にわたる場合は、応急教育活動と避難活動との調整について市と協議を行い、授業の早期再開を図る。

なお、利用できる施設の確保が困難な場合は、応急に設置された仮校舎で授業等を実施する。

(2) 教職員の確保

校舎が全面的な被害を受け、復旧に長期間を要するため、児童生徒等を集団的に避難させた場合は、原則として当該校の教職員がそれに付添って行くものとするが、教職員の人的被害が大きく、応急教育の実施に支障があるときは、他の教育機関の了承を得て他校の教職員の援助を求める等、必要教職員の確保の万全を期する。

2 市（教育委員会）における措置

自ら学校教育の実施が困難な場合、他教育委員会又は県教育委員会へ教育施設及び教職員の確保につき応援を要求する。

第3節 応急な教育活動についての広報

市及び私立学校設置者（管理者）における措置

応急な教育活動の開始にあたっては、開始時期、方法等について児童生徒、保護者等へ周知を図る。

第4節 教科書・学用品等の給与

1 市における措置

(1) 児童・生徒に対する教科書・学用品等の給与

市は、災害により教科書・学用品等を損失又はき損し、就学上支障を来した市立学校の児童・生徒に対して、教科書・学用品等を給与する。

ただし、教科書については、給与するために必要な冊数等を「事故発生等の報告に

について（平成22年3月26日付け21教総第947号教育長通知）」様式6により、速やかに（7日以内）に県教育委員会に報告する。

(2) 他市町村又は県に対する応援要請

市は、自ら教科書・学用品等の給与の実施が困難な場合、他市町村又は県へ教科書・学用品等の給与の実施調達につき、応援を求める。

(3) 整備書類

学用品の給与を実施した場合、整理保存すべき書類は、次のとおりとする。

- ア 救助実施記録日計票（様式68）
- イ 救助日報（様式69）
- ウ 物資受払状況（様式45）
- エ 学用品購入（配分）計画表（様式61）
- オ 学用品の給与状況（様式62）
- カ 学用品購入関係支払証拠書類

様 式	1 救助実施記録日計票	様式編 様式 68 (P72)
	2 救助日報	様式編 様式 69 (P74)
	3 物資受払状況	様式編 様式 45 (P49)
	4 学用品購入（配分）計画表	様式編 様式 61 (P65)
	5 学用品の給与状況	様式編 様式 62 (P66)

2 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、市における措置は県が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

また、県は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

参 考	1 災害救助法施行細則	参考編 8 (P270)

第4編 災害復旧・復興

第1章 復興体制

基本方針

- 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興を図るため、復興体制を整備する。
- 大規模災害により被災した地域の再建を可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、計画的に復興を進める。
- 市は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国や他の地方公共団体等に対し、職員の派遣等の協力を求める。
- 被災地の復旧・復興に当たっては、復旧・復興のあらゆる場・組織に、障害者や高齢者、女性等の参画を促進する。

第1節 復興計画等の策定

市における措置

市復興計画の策定

特定大規模災害（災害対策基本法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害）によって土地利用の状況が相当程度変化した地域や多数の住民が避難等を余儀なくされた地域など、「大規模災害から復興に関する法律（平成25年法律第55号。以下「復興法」という。）」に定める要件に該当する地域をその区域とする市は、国の復興基本方針及び県復興方針に則して、市復興計画を策定し、これを着実に実施することにより、被災地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

第2節 職員の派遣要請

市における措置

(1) 国の職員の派遣要請（復興法第53条）

市長は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

(2) 他の普通地方公共団体の職員の派遣要請（地方自治法第252条の17）

市長は、市の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の普通地方公共団体の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

(3) 職員派遣のあっせん要求（復興法第54条）

市長は、知事に対し復興法第53条の規定による指定地方行政機関の職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

また、市長は、知事に対し地方自治法第252条の17の規定による他の普通地方公共団体職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

第2章 公共施設等災害復旧対策

基本方針

- 公共施設等の復旧にあたっては、原形復旧を基本とするが、再度の災害防止等の観点から必要な場合は、改良復旧や関連事業を取り入れて実施するものとする。
- 大規模な災害が発生した場合において、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受ける場合の手続き及び指定を受けた場合の手続き等を行うものとする。
- 暴力団等による復旧・復興事業への参入・介入等を防止するため、県警察と関係機関が連携して暴力団排除活動に努めるものとする。

第1節 公共施設災害復旧事業

1 各施設管理者における措置

各施設管理者は、災害の原因を詳細に調査して適切な復旧計画を策定し、被害の程度や経済的、社会的影響を踏まえて、緊急度の高いものから速やかに復旧事業を実施する。

2 災害復旧事業の種類

- (1) 公共土木施設災害復旧事業
 - ア 河川災害復旧事業
 - イ 道路災害復旧事業
 - ウ 下水道災害復旧事業
 - エ 公園災害復旧事業
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業
- (3) 都市災害復旧事業
- (4) 水道災害復旧事業
- (5) 住宅災害復旧事業
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業
- (7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業
- (8) 学校教育施設災害復旧事業
- (9) 社会教育施設災害復旧事業
- (10) その他の災害復旧事業

3 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査の結果等に基づいて決定されるものであるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業並びに激甚法に基づき援助される事業は、次のとおりである。

- (1) 法律
 - ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和 26 年法律第 97 号)
 - イ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法(昭和 28 年法律第 247 号)
 - ウ 公営住宅法(昭和 26 年法律第 193 号)

- エ 土地区画整理法(昭和 29 年法律第 119 号)
- オ 感染症法(平成 10 年法律第 114 号)
- カ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)
- キ 予防接種法(昭和 23 年法律第 68 号)
- ク 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和 25 年法律第 169 号)
- ケ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法(昭和 30 年法律第 136 号)

(2) 要綱等

- ア 公立諸学校建物その他災害復旧費に対し、公立諸学校建物其他災害復旧費補助金交付要綱に基づき予算の範囲内で事業費の 2/3 又は 4/5 を国庫補助とする。
- イ 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき予算の範囲内で事業費の 3 分の 2 又は 2 分の 1 を国庫補助とする。
- エ 水道施設の災害復旧費に対し、予算の範囲内で、災害復旧事業費の 2 分の 1 を国庫補助とする。

4 重要物流道路（代替・補完路を含む。）の指定に伴う災害復旧事業の代行

重要物流道路（代替・補完路を含む。）に指定された道路で、災害復旧に関する工事に高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるものについては、県又は市からの要請により国が代行して実施することができる。

第2節 激甚災害の指定

1 市における措置

- (1) 激甚災害の指定に係る県調査等への協力
県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について、協力する。
- (2) 指定後の関係調書等の提出
激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成して、県関係各局に提出する。

2 激甚災害に係る財政援助措置

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
 - ア 公共土木施設災害復旧事業
 - イ 公共土木施設災害関連事業
 - ウ 公立学校施設災害復旧事業
 - エ 公営住宅等災害復旧事業
 - オ 生活保護施設災害復旧事業
 - カ 児童福祉施設災害復旧事業
 - キ 老人福祉施設災害復旧事業
 - ク 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
 - ケ 障害者支援施設等災害復旧事業

- コ 婦人保護施設災害復旧事業
- サ 感染症指定医療機関災害復旧事業
- シ 感染症予防事業
- ス 堆積土砂排除事業(公共的施設区域内)(公共的施設区域外)
- セ 湛水排除事業
- (2) 農林水産業に関する特別の助成
 - ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
 - イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
 - ウ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
 - エ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- (3) 中小企業に関する特別の助成
 - ア 中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)による災害関係保証の特例
 - イ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例
 - ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (4) その他の財政援助及び助成
 - ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
 - イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
 - ウ 市が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
 - エ 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例
 - オ 水防資機材費の補助の特例
 - カ り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
 - キ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
 - ク 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第3節 暴力団等への対策

1 県警察における措置

- (1) 暴力団等の動向把握の徹底

災害発生時には、暴力団等が復旧・復興事業に介入するなどの資金獲得活動を展開することが予想されるため、暴力団等の動向把握を徹底する。
- (2) 暴力団等の取締り、復旧・復興事業からの暴力団排除

暴力団等による不法行為の取締りを徹底するとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等との連携を強化し、暴力団等による復旧・復興事業への参入・介入を防止するための取組を推進するなど、暴力団排除活動を徹底する。
- (3) 暴力団排除に関する広報活動等

暴力団等による復旧・復興事業への参入・介入状況等に関する広報を積極的に行うとともに、暴力団員の不当要求行為等に関する情報提供、相談に対して的確な対応を行う。

2 市における措置

- (1) 復旧・復興事業からの暴力団排除

復旧・復興事業については、暴力団等の参入・介入を防止するために、暴力団排除条項を積極的に活用するなど暴力団排除活動を徹底する。

(2) 公の施設からの暴力団排除

被災者支援施策として市が行う公営住宅、公営施設の提供から暴力団員を排除するために、契約書等に暴力団排除条項を整備するなど必要な措置を講ずる。

第3章 災害廃棄物処理対策

基本方針

- 市は、被災状況を的確に把握して適切な措置を講ずるとともに、環境調査・モニタリング等を迅速に実施する。
- 市は、被害状況を的確に把握し、被災状況に即した廃棄物の処理を迅速に実施する。
- 市は、被災状況に即した災害廃棄物の処理を迅速に実施する。

災害廃棄物処理計画

市における措置

(1) 災害廃棄物処理実行計画の策定

市は、被災状況を調査し、発生した災害廃棄物の種類、性状等を勘案し、その発生量を推計した上で推定するとともに、災害廃棄物処理実行計画を策定する。

(2) 災害廃棄物の迅速かつ適正な処理

ア 市は、災害廃棄物の処理を迅速かつ適正に実施するため、収集運搬機材、十分な大きさの仮置場、中間処理施設及び最終処分場を確保するとともに、県及び周辺市町村と密接な連絡の下に処理体制を確立し、災害廃棄物の計画的な収集・運搬、処分を行う。

イ 倒壊家屋等災害廃棄物処理に当たっては、作業現場においてできる限り分別を実施し、仮置場及びリサイクル施設への分別搬入を行い、仮置場等でも選別を行うことにより、可能な限り再生利用と減量化を図りつつ、適正な処理を行う。また、フロン使用機器の廃棄処理にあたっては、適切なフロン回収を行う。

ウ 環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。

エ ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

(3) し尿・ごみの収集・運搬、処分

し尿・ごみの収集は、被災地の状況を考慮し、避難所や緊急を要する地域から実施して、収集したし尿は、し尿処理施設等に投入して、処分する。また、収集・運搬したごみは、焼却処分を原則とするが、不燃性又は焼却できないものについては、できる限り分別、資源化を行い、破碎処理や埋立処分を行う。なお、これらの収集・運搬、処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に定める基準に従って行い、フロン使用機器の廃棄処理にあたっては、適切なフロン回収を行う。

(4) 有害な廃棄物等の処理

アスベスト等有害な廃棄物による環境汚染の未然防止に努めるとともに、市民及び作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮する。

また、フロン使用機器の廃棄処理にあたっては、適切なフロン回収を行う。

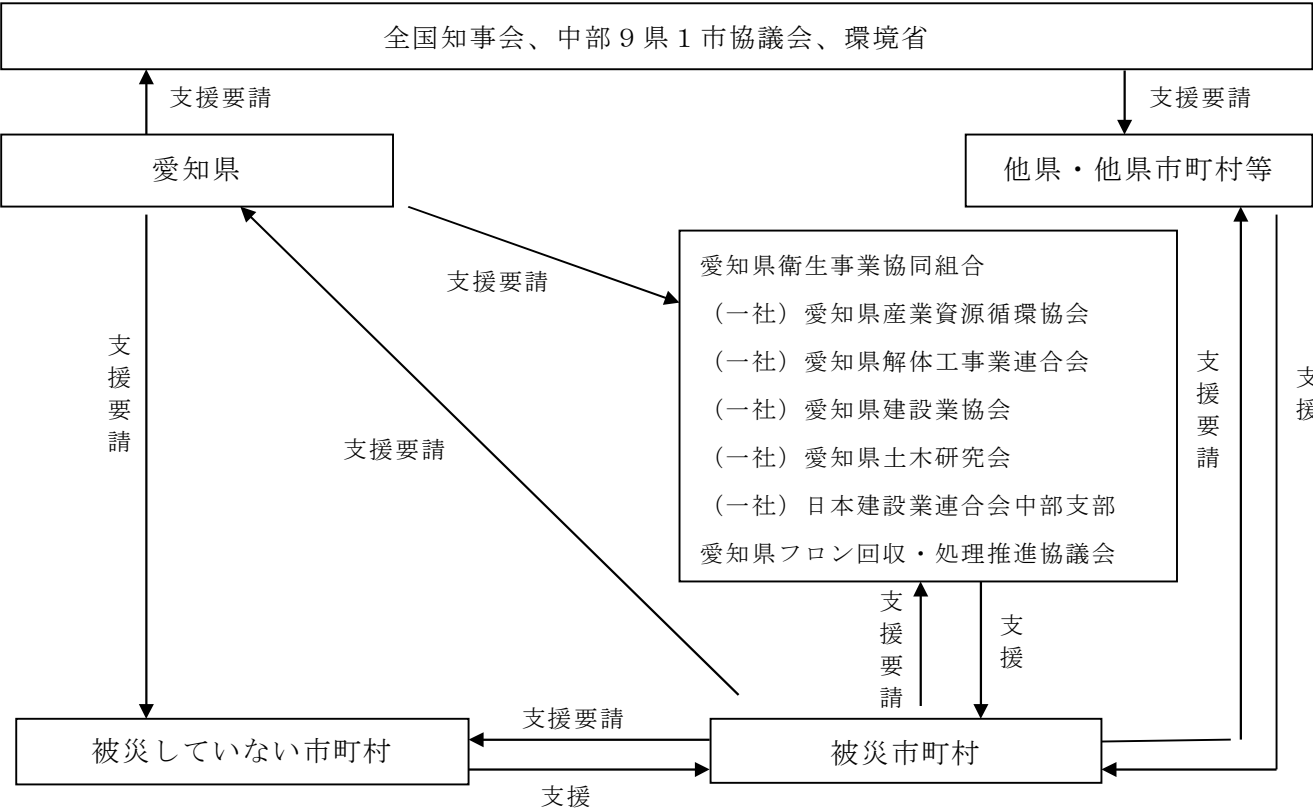
(5) 周辺市町村及び県への応援要請

県及び市は、大規模災害が発生した場合に備えて、平成26年1月1日付けで「災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定」を締結している。

市は、自らによる処理が困難で応援等が必要な場合は、周辺市町村又は県に応援要

請を行う。

災害時の支援体制



資 料	1 廃棄物処理施設	資料編 第11-3 (P188)
参 考	1 災害時における廃棄物の処理等に関する協定 (一般社団法人愛知県産業廃棄物協会)	別冊 19 (11) (別冊 P23)
	2 尾張部清掃工場連絡会議ごみ処理相互応援に 関する協定書 (周辺自治体等)	別冊 26 (8) (別冊 P250)
	3 災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る 相互応援に関する協定書 (県内自治体等)	別冊 26 (6) (別冊 P244)

第4章 震災復興都市計画の決定手続き

基本方針

- 市は、地震の発生により都市基盤が脆弱な市街地が大規模に被災した場合などに、緊急かつ円滑に市街地を復興するため、建築基準法、被災市街地復興特別措置法、都市計画法に基づく建築制限を行いながら、地域住民との合意形成を図り、計画的な市街地の整備事業を進める。（手続きの詳細は、「愛知県震災復興都市計画の手引き」を参照する。）

第1節 第一次建築制限

1 市における措置

- (1) 市街地の被災状況を把握する。
- (2) 被災状況を踏まえ、建築基準法第84条の区域の案を作成し、発災後10日以内に県（建築指導課）に申出を行う。
- (3) 市は、発災後14日以内に、第一次建築制限の設定方針を踏まえ、都市復興の理念や目標等、都市の復興に当たっての大まかな方向性を示した基本方針を策定する。

2 指定基準

次の各号に該当する市街地について必要と認めるときは、特定行政庁は、建築基準法第84条の区域（災害が発生した日から一月以内の期間を限り、その区域内において、期間を延長することができる。）を定める。

- (1) 大規模な火災、震災その他の災害により当該区域内において相当数の建築建物が滅失したこと。
- (2) 公共の用に供する施設の整備状況、土地利用の動向等からみて不良な街区の環境が形成されるおそれがあること。
- (3) 当該区域の緊急かつ健全な復興を図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業その他建築物若しくは建築敷地の整備又はこれらと併せて整備されるべき公共の用に供する施設の整備に関する事業を実施する必要があること。

第2節 第二次建築制限

1 都市復興基本計画（骨子案）の策定と公表

県及び市は、基本方針を踏まえた上で発災後2ヶ月以内に、都市復興の骨格部分の考え方を示した基本計画（骨子案）を策定する。県都市復興基本計画（骨子案）は、市都市復興基本計画（骨子案）に先立ち、策定と公表をする。

基本計画（骨子案）は、発災後2ヶ月で地域住民と行政の都市復興に関する合意形成を推進させ、後の都市計画事業決定の手続き等を円滑にし、被災地の迅速な復興を推進するために策定する。

2 被災市街地復興推進地域の都市計画決定

建築基準法第84条の区域指定の後、市は、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第5号第1項の規定による被災市街地復興推進地域を、都市計画に定める。

復興推進地域が決定されると、無秩序な建築等による防災上及び環境上、不良な市街

地の再生を防止するため、一定期間（災害の発生した日から最長2年以内の日まで）、建築行為等の制限が行われる。

第3節 復興都市計画事業の都市計画決定

1 都市復興基本計画の策定と公表

県及び市は、復興都市計画事業等の都市計画決定に先立ち、都市復興基本計画（都市復興マスタープラン）を策定・公表する。

市は都市復興基本計画（骨子案）の内容を基本として、各地区の復興都市計画事業等の検討状況、見通しスケジュール等を反映して都市復興基本計画を策定する。

策定にあたっては、復興に関する市基本方針、都市計画マスタープラン、総合計画等を踏まえるものとする。

2 復興都市計画事業の都市計画決定

市は、被災市街地復興推進地域を都市計画決定した後、復興都市計画事業の都市計画決定や市街地開発事業の施行等必要な措置を講ずる責務がかされている。その計画策定にあたっては、被災者の生活再建に十分配慮し、できるだけ速やか（被災後6ヶ月を目途）に行うこととする。

第5章 被災者等の再建等の支援

基本方針

- 被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。
- 被災者の住まいの確保については、自力での住宅再建（取得）を基本とし、再建（取得）を支援するとともに、住宅供給公社や民間等による住宅の供給を促進する。また、必要に応じて災害公営住宅を整備する。

第1節 罹災証明書の交付等

市における措置

(1) 罹災証明書の交付

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努める。

(2) 被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

第2節 被災者への経済的支援等

1 市における措置

(1) 被災者生活再建支援金の支給申請書の受付

市は、被災者生活再建支援金の支給申請書を受け付け、確認し、県へ送付する。

(2) 義援金の受付、支給

ア 義援金品の募集

日本赤十字社愛知県支部、報道機関、各種団体等は、災害の状況により募集期間を定めて、市の赤十字奉仕団、新聞、ラジオ、テレビ又は街頭募金等により募集することがある。

イ 義援金品の受付

災害対策本部に義援金品の受付窓口を開設して、寄託される義援金品を受け付ける。

また、義援品を提供する場合は、被災地のニーズに応じた物資とするとともに、

品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努める。

ウ 義援金品の配分

(7) 市は義援金について、支援関係団体で構成する配分委員会を組織し、義援金総額、被災状況等を考慮した配分基準を定めるとともに、報道機関等の協力を得て、適切かつ速やかに配分する。

(4) 日本赤十字社愛知県支部に寄託された義援金は、速やかに配分委員会に送付される。

なお、配分委員会が設置されない場合は、支部と市等と協議の上配分される。

(7) 報道機関、各種団体等で募集した義援金品は被災者に配分される。又は、必要に応じて、市に寄託されて被災者に配分される。

(3) 災害弔慰金等の支給

「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく次の措置を行う。

ア 災害弔慰金の支給

災害により死亡した者の遺族に対して、弔意のため死亡者が生計維持者の場合は500万円以内、その他は250万円以内の災害弔慰金を支給する。(費用負担：国2/4、県1/4、市1/4)

イ 災害障害見舞金の支給

精神又は身体に著しい障害を受けた者が生計維持者の場合は250万円以内、その他は125万円以内の災害障害見舞金を支給する。(費用負担：国2/4、県1/4、市1/4)

ウ 災害援護資金の貸付

被災世帯の世帯主に対して生活の立て直しに資するために一世帯当たり350万円以内で被害の程度、種類に応じて災害援護資金の貸付を行う。(費用負担：国2/3、県1/3)

2 県における措置

被災者生活再建支援金の支給

(1) 県は、被災者生活再建支援法に基づき、同法の適用となる自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、住宅の被害程度、再建方法に応じて定額の支援金を支給する。(費用負担：国1/2、県1/2)

(2) 県は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯のうち、被災者生活再建支援法による支援の対象とならない世帯の生活再建に資するため、市が当該世帯に被災者生活再建支援金を支給する事業に要する経費に対し、県費補助金を交付する。(費用負担：県1/2、市1/2)

3 日本赤十字社愛知県支部における措置

義援金の受付を行うと共に、地方公共団体やその他関係団体で組織する義援金配分委員会に参加し、迅速・公正な配分に努める。

なお、原則として義援物資の受付は行わず、企業から同一規格のものが相当量調達できる場合のみ、これを受け入れる。

4 県社会福祉協議会における措置

「生活福祉資金貸付制度要綱」により災害を受けた低所得世帯に対して、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営めるよう、一世帯当たり150万円を貸付上限額の目安として貸付を行う。(費用負担：国 2/3、県 1/3)

なお、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付けの対象となる世帯については、同法に基づく貸付を利用することを原則とし、本制度は、特に当該世帯の自立更生を促進するため必要があると認められる場合に利用する。

5 被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県センター）における措置

「被災者生活再建支援法」に基づき、同法の適用となる自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、住宅の被災程度、再建方法に応じて定額の支援金を支給する。

支援金の支給に関しては、県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が県により拠出された基金を活用して行う。

なお、支給する支援金の1/2は、国の補助となっている。

6 報道機関、各種団体等における措置

災害の状況により一定期間を定めて義援金品の受付を行い、寄託された金品を被災者に配分し、又は必要により市に寄託する。

7 農林漁業災害資金

災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対して復旧を促進し、農林漁業生産力の維持増進と経営の安定を図るため天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置法及び株式会社日本政策金融公庫法による融資をする。

(1) 天災資金

暴風雨、豪雨等の天災によって損失を受けた農林漁業者等に、農林漁業の経営等に必要な再生産資金を融資する。

なお、その災害が激甚災害として指定された場合は、貸付限度額償還年限につき有利な条件で融資する。

(2) 株式会社日本政策金融公庫資金

農林漁業者及びその組織する団体に対して、被害を受けた施設の復旧資金及び経営再建資金等を融資する。

8 中小企業復興資金

被災した中小企業に対する資金対策としては、一般金融機関、株式会社日本政策金融

公庫の融資並びに中小企業近代化資金の貸付、信用保証協会の保証による融資を行う。

9 住宅復興資金

住宅に被害を受けたものに対し、独立行政法人住宅金融支援機構法の規定により、災害復興住宅資金の融資を適用して、建設資金又は補修資金の貸付を行う。

10 激甚災害特別貸付金

被災労働者に対して、労働金庫手持資金を、労働金庫各店を通じて貸付ける。

11 災害見舞金の支給

災害により死亡（行方不明を含む）又は重傷を負った場合並びに家屋が全半壊又は床上浸水した場合に、被害程度に応じて見舞金を贈る。

参 考	1 稲沢市災害見舞金等支給条例	参考編 7 (P268)

12 市税等減免

市は、被災により経済面において、従前の生活を回復できず、納税などの義務を一時に果たすことができない被災者に対し、必要に応じ、稲沢市税条例（昭和 30 年稲沢市条例第 15 号）及び稲沢市国民健康保険税条例（昭和 35 年稲沢市条例第 3 号）の規定に基づき、災害により被害を受けた個人の市民税、固定資産税、都市計画税及び国民健康保険税の納税義務者に対して市税の減免及び期限の延長、納税猶予等を行う。

また、稲沢市介護保険条例（平成 12 年 3 月 31 日稲沢市条例第 4 号）の規定に基づき、災害により被害を受けた介護保険料納付義務者に対して保険料の減免等を行う。

第3節 住宅等対策

1 市における措置

(1) 災害公営住宅の建設

自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、市は、公営住宅法に基づき災害公営住宅を建設する。

(2) 相談窓口の設置

相談窓口を設置し、被災した住宅の補修・復旧方法（技術面）、住宅再建に係る支援制度、住宅再建用地の確保、被災した住宅の解体撤去方法、災害公営住宅への入居等についての相談に対応する。

参 考	1 災害時における民間賃貸住宅の情報提供に関する協定書（株式会社ブルーボックス）	別冊 29 (1) (別冊 P289)
	（株式会社ウィズコーポレーション）	別冊 29 (2) (別冊 P290)
	（株式会社ニッショー稲沢支店）（株式会社ミニミニ）	別冊 29 (3) (別冊 P291)
		別冊 29 (4) (別冊 P292)
	2 災害時における宿泊施設等の提供に関する協定書（OYADO 和陽館・ビジネスホテルワコー）	別冊 30 (1) (別冊 P293)
	（プリンセスコートホテル）	別冊 30 (2) (別冊 P295)

2 独立行政法人住宅金融支援機構おける措置

(1) 住宅復興資金

住宅に被害を受けた者に対し、独立行政法人住宅金融支援機構法の規定により、災害復興住宅資金の融資を適用し、建設資金又は補修資金の貸付けを行う。

(2) 住宅相談窓口の設置

県と協議のうえ必要と判断される場合は、被災者の住宅再建や住宅ローン返済に関する相談に応じるため、住宅相談窓口を設置し、住宅の早期復興を支援する。

(3) 既存貸付者に対する救済措置

独立行政法人住宅金融支援機構融資に係る債務者について、貸付金の返済猶予等、被災者の便宜を考慮した措置を必要に応じて講ずる。

第4節 住民意見の反映

市における措置

復旧・復興の検討やまちづくりのプロセスにおいて住民の意見を十分反映させるものとする。特に、女性の参画を進めるとともに、女性、子供、障害者等を含めた多様な住民の意見、地域での生活者の声を反映するものとする。

第6章 商工業・農林水産業の再建支援

基本方針

- 被災した中小企業、農林水産業者に対し、事業資金の融資等による支援を行うとともに、関係団体等の支援情報をとりまとめて提供することにより、早期の事業再開を支援する。

第1節 商工業の再建支援

市における措置

支援情報の提供及び相談窓口の設置

市は、被災中小企業等に対する援助、助成措置等支援制度に関する情報について、広く被災者に広報するとともに、必要に応じて、相談窓口を設置する。

第2節 農林水産業の再建支援

市における措置

(1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置

市は、天災融資制度や日本政策金融公庫の融資制度（農林漁業セーフティネット資金等）等の支援制度について、被災した農林水産業従事者に提供するとともに、必要に応じて、農林水産業に関する相談窓口を設置する。

(2) 金融支援等

市は、災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」に基づく利子補給等を実施する。

(3) 施設復旧

第2章 公共施設等災害復旧対策 参照

第5編 南海トラフ臨時情報発表時の対応

基本方針

- 南海トラフ地震臨時情報の発表の有無に関わらず、従前から実施している突発地震の備えを実施することを基本とし、さらなる被害の軽減を目指す観点で、南海トラフ地震臨時情報を有効に活用することが重要である。
- 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応を、県、市、防災関係機関等が地域の実情に応じてあらかじめ検討し、連携協力して防災対応がとれる体制を確保する。

1. 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応

情報収集・連絡体制の整備

市は、南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合は、稲沢市災害対策本部条例に定めるところにより市災害対策本部（第2非常配備体制）を設置する。また、防災関係機関は、あらかじめ定められた必要な体制をとる。（南海トラフ地震臨時情報の伝達方法は、第3編第2章「避難行動」第1節「津波警報等の伝達」6「津波警報等情報の伝達」を参照。）

2. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応

1 情報収集・連絡体制の整備

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容その他これらに関連する情報（以下「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等」という。）が発表された場合は、稲沢市災害対策本部条例に定めるところにより市災害対策本部（第3非常配備体制）を設置し、必要に応じてその体制を拡張した体制をとる。また、防災関係機関は、あらかじめ定められた必要な体制をとる。（南海トラフ地震臨時情報の伝達方法は、第3編第2章「避難行動」第1節「津波警報等の伝達」6「津波警報等情報の伝達」を参照。）

2 後発地震に対して警戒・注意する体制を確保すべき期間

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（規模は最大クラス（M9）を想定）に対して、警戒する体制を確保するものとする。また、当該期間の経過後1週間、後発地震に対して注意する体制を確保するものとする。

3 住民への周知・呼びかけ

市は、放送事業者等と連携し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係がある事項について周知するものとする。また、国からの指示に基づき地域住民等に対して避難の継続（事前避難）等のあらかじめ定められた措置、及び家具の固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄の確認など、日頃からの地震への備えを再確認する等の防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。（参考：第2編第10章「防災訓練及び防災意識の向上」第2節「防災のた

めの意識啓発・広報」及び第3編第3章「災害情報の収集・伝達・広報」第3節「広報」)

4 消防機関等の活動

- (1) 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、情報の的確な収集及び伝達を重点として、その対策を定めるものとする。また、県は市が実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう支援するものとする。
- (2) 水防管理者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に、次の事項を重点としてその対策を定め、後発地震に備えた必要な体制を確保するものとする。
 - ア 所管区域内の監視及び警戒
 - イ 水門等の操作
 - ウ 水防作業に必要な資機材の点検、整備、配備等

5 水道、電気、ガス、通信、放送関係

- (1) 水道
水道事業者等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要な飲料水を供給する体制を確保するものとする。
- (2) 電気
電力事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要な電力を供給する体制を確保するものとする。
- (3) ガス
ガス事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要なガスを供給する体制を確保するものとする。
- (4) 通信
通信事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要な体制を確保するものとする。
- (5) 放送
放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要な体制を確保するものとする。

6 交通

鉄道

- (1) 鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合は安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を行うものとする。
- (2) 鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表される前の段

階から、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報について、情報提供に努めるものとする。

7 滞留旅客等に対する措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定めるものとする。県においては、市が実施する対策等の結果生じる滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあっせん、市が実施する活動との連携体制等、必要な措置を行うものとする。

3. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応

1 情報収集・連絡体制の整備

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容その他これらに関連する情報（以下「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等」という。）が発表された場合は、稲沢市災害対策本部条例に定めるところにより市災害対策本部（第2非常配備）を設置する。また、防災関係機関は、あらかじめ定められた必要な体制をとる。（南海トラフ地震臨時情報の伝達方法は、第3編第2章「避難行動」第1節「津波警報等の伝達」6「津波警報等情報の伝達」を参照。）

2 後発地震に対して注意する体制を確保すべき期間

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する体制を確保するものとする。

3 住民への周知・呼びかけ

市は、放送事業者等と連携し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民に密接に関係ある事項について周知するものとする。また、地域住民等に対し、家具の固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄の確認など、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。（参考：第2編第10章「防災訓練及び防災意識の向上」第2節「防災のための意識啓発・広報」及び第3編第3章「災害情報の収集・伝達・広報」第3節「広報」）

（参考 南海トラフ地震に関連する情報）

- 南海トラフ地震に関連する情報は、「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」の情報名称で発表される。

- 「南海トラフ地震臨時情報」には、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるよう、防災対応等を示すキーワードが情報名に付記される。
- 「南海トラフ地震関連解説情報」では、「南海トラフ地震臨時情報」発表後の地震活動や地殻変動の状況等が発表される。また、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における評価結果もこの情報で発表される。

「南海トラフ地震に関連する情報」の名称及び発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	○ 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合 ○ 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	○ 観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○ 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし、南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。

「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から5～30分後	調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○ 監視領域内^{※1}でマグニチュード6.8以上^{※2}の地震^{※3}が発生 ○ 1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○ その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等から最短で2時間後	巨大地震警戒	○ 想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード ^{※4} 8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	○ 監視領域内 ^{※1} において、モーメントマグニチュード ^{※4}

		7.0以上の地震※ ³ が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

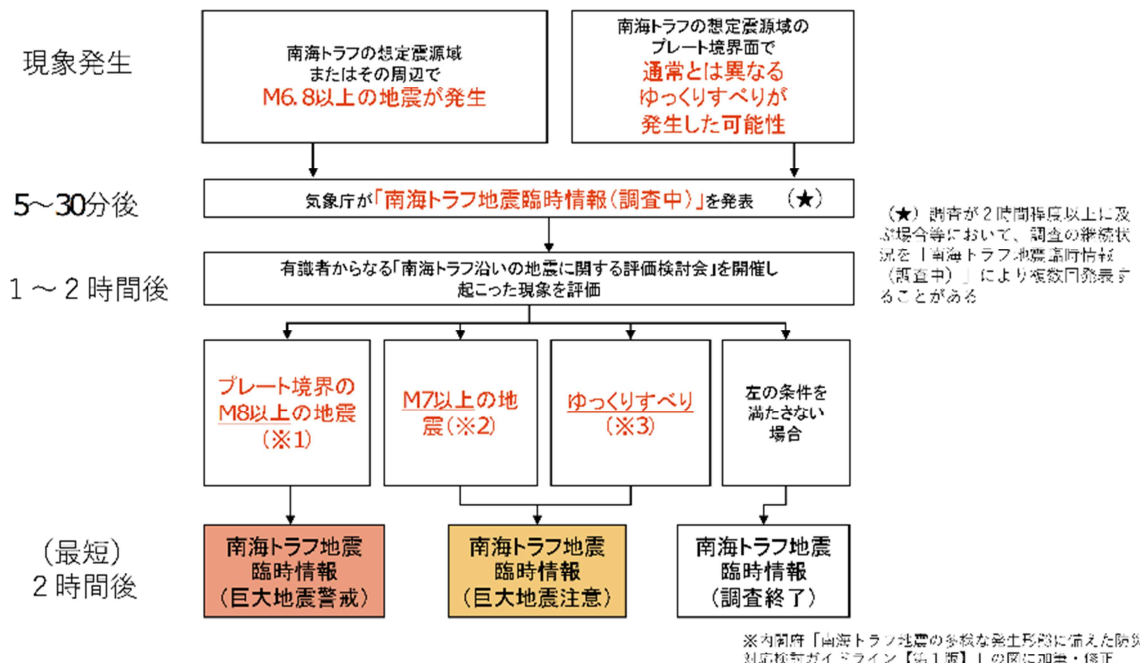
※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲

※2 モーメントマグニチュード 7.0 の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードで M6.8 以上の地震から調査を開始する

※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く

※4 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには詳細な解析が必要で、その値が得られるまで若干時間を要する。そのため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている

南海トラフ地震臨時情報の情報発表までの流れ



※大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災強化計画として定める「地震防災応急対策に係る措置に関する事項」は、別紙「東海地震に関する事前対策」のとおり。

別紙 東海地震に関する事前対策

(現在、気象庁による「東海地震に関連する情報」の発表は行われていない。)

第1章 対策の意義及び東海地震に関連する情報

第1節 東海地震に関する事前対策の意義

東海地震の発生が予知され、東海地震に関する警戒宣言（以下「警戒宣言」という。）が発せられた場合に、地震発生に備えて地震防災上実施すべき応急の対策（地震防災応急対策）を混乱なく迅速に実施することにより、また、東海地震注意情報が発表された場合に、実施すべき地震防災応急対策の準備的行動を行うことにより、地震被害の軽減を図ろうとするものである。

大規模地震対策特別措置法第6条第2項に基づく地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）については、愛知県内では、従来からの新城市のほか、平成14年4月には、新たに県下57の市町村が強化地域として指定されたところである（昭和54年8月7日：新城市指定、平成14年4月24日：58市町村に指定拡大、平成18年4月1日：市町村合併に伴い改めて47市町村を指定、平成24年1月4日：39市町村指定）。

本市においては、強化地域に指定されていないが、東海地震注意情報、又は東海地震予知情報が発表された場合、社会的混乱の防止及び地震発生に伴う被害を最小限にとどめるために、市及び市民がとるべき地震防災強化計画に即した地震防災応急対策について定め、市域における地震防災体制の確立を図ることを目的とするものとする。

地震防災強化計画には、地震防災応急対策のほか、東海地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、東海地震に係る防災訓練に関する事項、及び東海地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項について定めることとされているが、これらの事項については、次のとおりとする。

1 東海地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項

第2編「災害予防」第2章「建築物等の安全化」第5節「地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備」で定めるとおり。

2 東海地震に係る防災訓練に関する事項

第2編「災害予防」第10章「防災訓練及び防災意識の向上」第1節「防災訓練の実施」で定めるとおり。

3 東海地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

第2編「災害予防」第10章「防災訓練及び防災意識の向上」第2節「防災のための意識啓発・広報」及び第3節「防災のための教育」で定めるとおり。

加えて、次の措置を実施するものとする。

〔教育に関する事項〕

中部運輸局における措置

警戒宣言が発せられた場合に、自動車運送事業に従事する運転者として適切な行動がとれるよう、次により事前に自動車運送事業に従事する者に対する教育を徹底するものとする。

る。

- (1) 講習会を媒体とした教育
運行管理者講習
- (2) 広報誌を媒体とした教育
交通関係団体の広報誌

〔広報に関する事項〕

市、警察官及び名古屋地方気象台等における措置

(1) 防災意識の啓発

名古屋地方気象台は、第3編第10章第2節で定める事項に加え、次の事項について解説に努め、正しい知識について啓発を図る。

ア 東海地震の予知に関する知識

イ 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の内容・性格並びにこれに基づく措置の内容

ウ 警戒宣言が発せられた場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う避難・救助活動、初期消火及び自動車運行自粛等防災上とるべき行動に関する知識

(2) 防災に関する知識の普及

市は、第3編第10章第2節で定める事項に加え、警戒宣言発令時の心得に関する事項に留意する。

(3) 自動車運転者に対する広報

市及び警察官は、警戒宣言が発せられた場合において、運転者として適切な行動がとれるよう事前に必要な広報等を行うこととする。

(4) 家庭内備蓄等の推進

市は、警戒宣言が発せられた場合、食料その他生活必需品の入手が困難になるおそれがあるため、第3編第10章第2節で定めるとおり家庭内備蓄等を推進する。

また、警戒宣言が発せられた場合、発災による断水に備えて、緊急に貯水するよう呼びかける。

第2節 東海地震に関連する情報

1 情報の種類

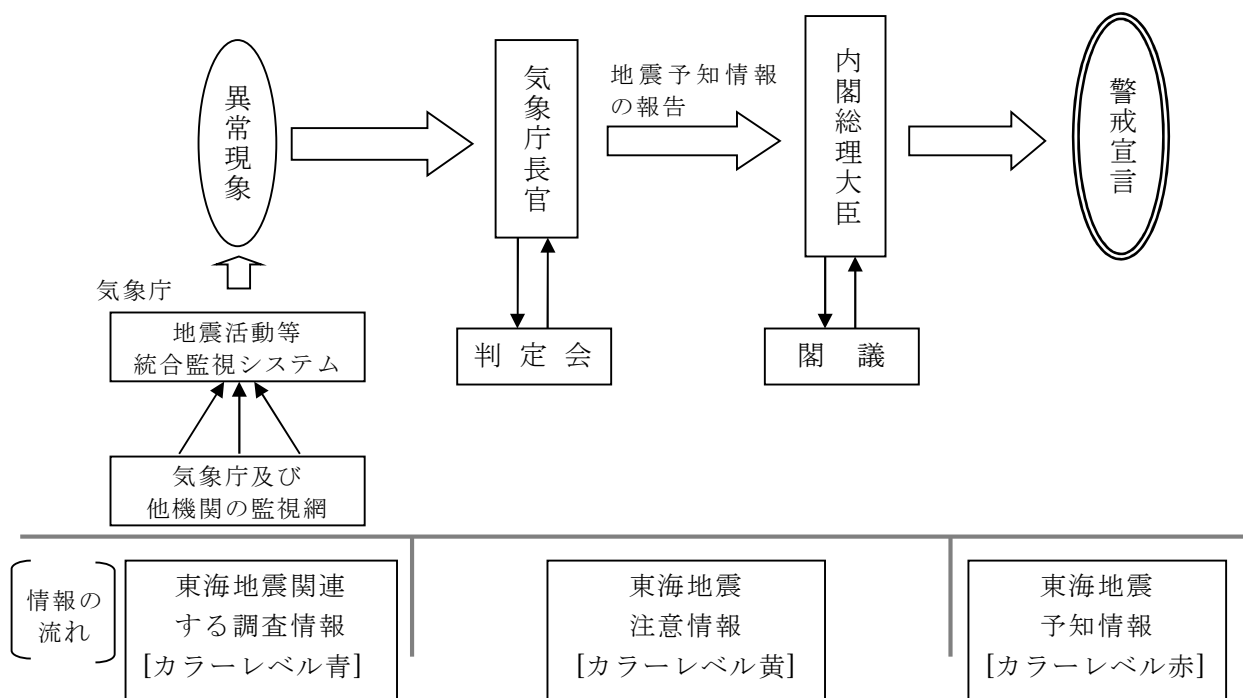
東海地域に関する観測データに有意な変化を観測した場合、気象庁がその原因等の評価を行い、以下のような「東海地震に関連する情報」を発表する。

なお、「東海地震に関する情報」は、各情報が意味する状況の危険度を表わす指標として赤・黄・青の「カラーレベル」で示される。

種 類	内 容 等	防災対応
東海地震 予知情報 カラーレベル赤	東海地震が発生する恐れがあると認められた場合に発表される。また、東海地震発生のおそれなくなったと認められた場合には、その旨が本情報で発表される。	警戒宣言 地震防災応急対策
東海地震 注意情報 カラーレベル黄	東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表される。「判定会」の開催については、この情報の中で伝えられる。また、東海地震発生のおそれなくなったと	準備行動の実施 市民への広報

	認められた場合には、その旨が本情報で発表される。	
東海地震 に関連する調査 情報 カラーレベル青	臨時：観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、 その変化の原因についての調査の状況が発表される。 定期：毎月の定例の判定会で評価した調査結果がされる。	情報収集連絡体制

2 警戒宣言発令までの流れ



第2章 災害対策本部等の設置等

基本方針

- 気象庁により東海地震注意情報が発表された場合、東海地震の地震災害に関する警戒宣言（以下「警戒宣言」という。）時に実施する地震防災応急対策を円滑に講じるため、担当職員の緊急参集等、地震防災応急対策の準備的な対応を講じるものとする。
- 内閣総理大臣により警戒宣言が発せられた場合、市は、災害対策本部あるいは地震災害警戒本部に準じた組織を、それぞれ速やかに設置して、地震防災応急対策を実施するものとする。
- 警戒態勢をとるべき旨の公示、地震防災応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、東海地震に関連する情報（東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報、東海地震予知情報）の内容、その他これらに関連する情報（以下「東海地震に関連する情報等」という。）あるいは、避難状況等に関する情報の伝達については、防災関係機関相互間及び各機関内部において、確実に情報伝達するものとする。
- 東海地震に関連する情報等に伴う混乱の発生を未然に防止し、地震防災応急対策が迅速かつ的確に行われ、被害の軽減に資するよう、各防災関係機関は、地震に関する情報等に対応する広報計画を作成して、これに基づき強化地域内外において広報活動を実施するものとする。

第1節 災害対策本部の設置等

1 市における措置

(1) 災害対策本部の設置

市長は、東海地震注意情報が発表された場合、災害対策本部を設置する。

(2) 災害対策本部の組織及び運営

災害対策本部の組織及び運営は、稲沢市災害対策本部条例、稲沢市災害対策本部要綱に定めるところによる。

(3) 職員の参集

市長は、次のとおり市職員の参集を命ずるものとする。

ア 東海地震注意情報が発表された時 …………… 第2 非常配備

イ 東海地震予知情報が発表された時、
又は警戒宣言が発せられた時 …………… 第3 非常配備

2 その他の防災関係機関における措置

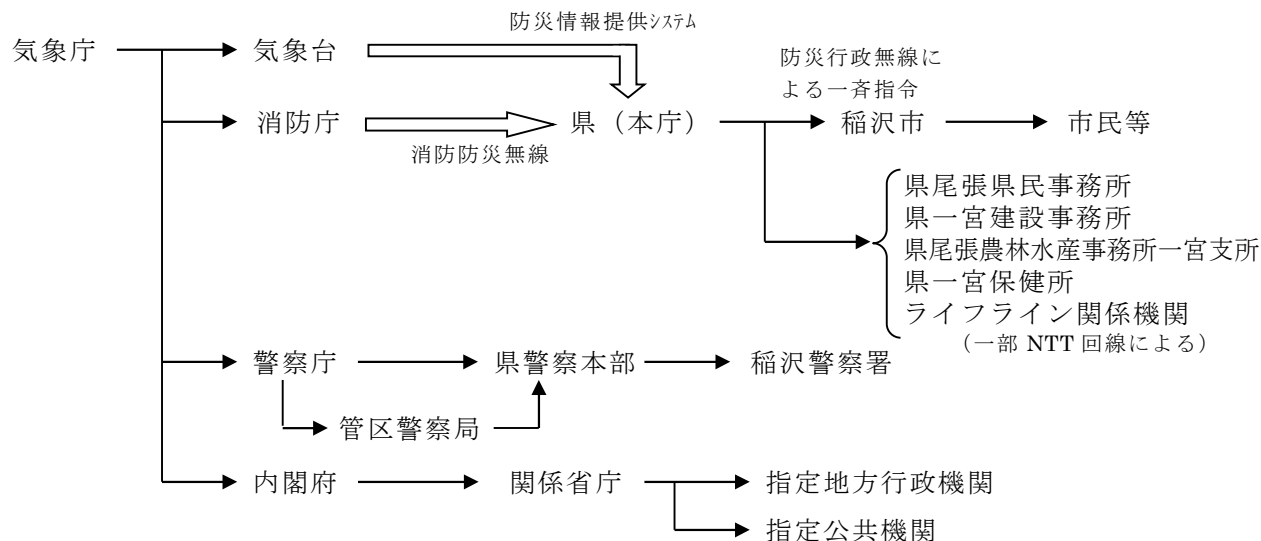
- (1) 東海地震注意情報が発表された場合、必要な職員の参集や連絡体制の確保を行う。
- (2) 警戒宣言が発せられた場合、地震防災応急対策を実施するため、市内の指定地方行政機関、指定公共機関等の防災関係機関は、地震災害警戒本部に準じた組織を設置するものとし、その組織内容等必要な事項を定めておく。

第2節 警戒宣言発令時等の情報伝達

1 警戒宣言等の伝達系統

- (1) 東海地震に関連する情報（東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連

する調査情報（臨時）



〔東海地震注意情報が発表されたときの県民に対する呼びかけ例文〕

県民の皆さま、本日、○時○分に、気象庁から東海地震注意情報が発表されました。これは、東海地域で観測している地殻変動データに変化が現れており、この変化が、想定される東海地震の前兆現象である可能性が高まっているというものです。

これに伴い、県においては、地震発生に備えた準備行動に取り組んで参ります。県民の皆さまにあっては、今後の情報に十分注意しつつ、県や市町村からの呼びかけに基づいて、落ち着いて行動して下さい。

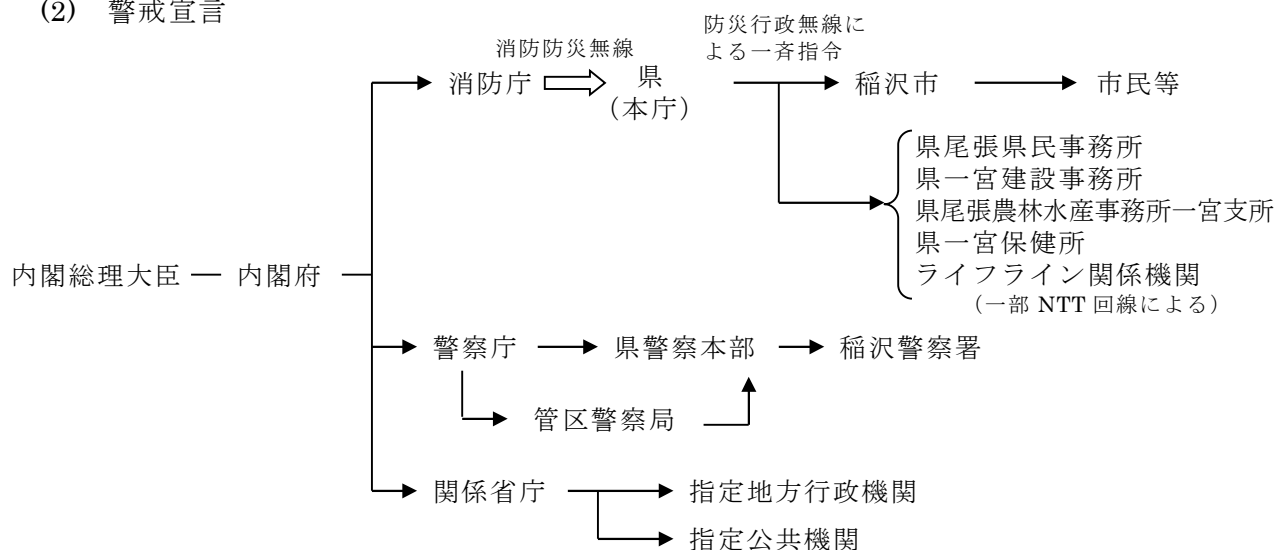
当面、鉄道、バス等の公共交通機関は通常どおり運行し、道路についても平常どおりとなります。また、金融機関や小売店舗についてもほぼ平常どおりの営業となりますので、あわせて対応していただきますようお願いいたします。

また、不要不急の旅行を控えていただきますようご協力をお願いします。

今後の地殻変動の状況によっては、東海地震の予知情報及び警戒宣言が発せられることがあります。警戒宣言が発せられた場合には、強化地域内の鉄道・バス等公共交通機関は運行を停止することになりますので、注意情報の間に、お早めの帰宅に心がけていただきますようお願いいたします。

また、警戒宣言が発せられると、強化地域の市町村では、津波、がけ崩れなどの恐れのある危険地域からの避難や、耐震性を有するもの以外の小売店舗の営業停止が実施されますので、テレビ・ラジオ等の情報に十分注意していただきますよう、くれぐれもお願いします。

(2) 警戒宣言



〔内閣総理大臣の東海地震警戒宣言及び国民に対する呼びかけ例文〕

大規模地震対策特別措置法に基づき、地震災害に関する警戒宣言を発します。

本日、気象庁長官から、東海地震の地震観測データ等に異常が発見され、2、3日以内に駿河湾及びその南方沖を震源域とする大規模な地震が発生する恐れがあるとの報告を受けました。

この地震が発生すると、東海地震の地震防災対策強化地域内では震度6弱以上、その隣接地域では震度5強程度の地震になると予想されます。また、伊豆半島南部から駿河湾沿岸に大津波の恐れがあります。

地震防災対策強化地域内の公的機関及び地震防災応急計画作成事務所は、速やかに地震防災応急対策を実施してください。

地震防災対策強化地域内の居住者、滞在者及び事業所等は、警戒態勢をとり、防災関係機関の指示に従って、落ち着いて行動してください。

なお、地震防災対策強化地域内への旅行や電話は、差し控えてください。

地震予知情報の詳しい内容については、気象庁長官に説明させますので、テレビ、ラジオに注意してください。

平成 年 月 日

内閣総理大臣 ○ ○ ○ ○

2 代替伝達系統

何らかの事情により通信が困難な場合、県から市への代替伝達系統は、第3編3章第2節「通信手段の確保」で定める非常通信による。

3 市の内部伝達、市民等への伝達

- (1) 市の内部における伝達は、勤務時間内においては、庁内放送、稲沢市緊急情報配信システム及び電話等によるものとして、勤務時間外は、稲沢市緊急情報配信システムにより行う。
- また、市民に対しても速やかに伝達する。

4 その他の防災関係機関の情報伝達

指定地方行政機関又は指定公共機関等の防災関係機関は、法令又は防災計画に定めるところにより、関係機関及び関係者等に伝達する。

第3節 警戒宣言発令時等の広報**1 市における措置**

市は、市民等からの問い合わせに対応できるよう、問い合わせ窓口等の体制を整える。

2 広報内容

広報を行う必要がある項目は、概ね次のとおりとする。

- (1) 東海地震に関連する情報の内容、特に市内の震度等の予想
- (2) 東海地震注意情報が発表された場合及び警戒宣言が発せられた場合の社会的混乱を防止するための適切な対応の呼びかけ
- (3) 東海地震注意情報が発表された場合の防災関係機関の準備行動に関する情報
- (4) 市長から市民への呼びかけ
- (5) 交通規制等の状況、公共交通機関の運行状況
- (6) ライフラインに関する情報

- (7) 避難対象地区外の小規模小売店に対する営業の確保の呼びかけ
- (8) 応急計画を作成すべき事業所に対する計画実施の勧告
- (9) 住民、応急計画を作成すべき事業所に対する計画実施の勧告
- (10) 車両運転の自粛と運転者のとるべき措置
- (11) 金融機関が講じた措置に関する情報
- (12) その他状況に応じて事業所又は市民に周知すべき事項

[市長から市民への呼びかけ例文]

市民の皆さん、内閣総理大臣は、本日午前(午後)〇時〇分、東海地震の警戒宣言を発しました。
この地震が発生しますと、稲沢市内では、震度 5 強程度のかかなり強い揺れが予想されますので十分注意してください。

既に、市をはじめ防災関係機関では、職員が非常配備につき防災対策に全力をあげておりますが、市民の皆さんも次の点に十分注意して、いざという時に備えていただきたいと思います。

まず、火の使用、自動車の使用、危険な作業などは極力自粛してください。

次に、消火の準備や飲料水の汲み置きなど、できる限りやっておいてください。

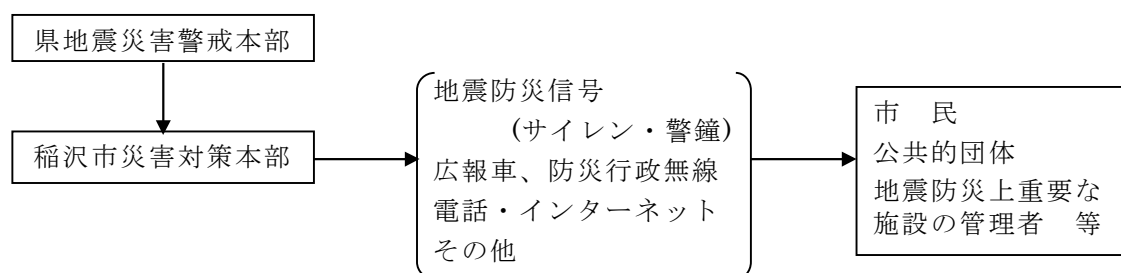
それ以上に大切なことは、皆さんの落ち着いた行動です。デマなどに惑わされず、放送や市の広報など正確な情報に耳を傾け、避難などで外出する場合も、市、警察、消防などの職員の指示に従って秩序正しく行動していただきたいと思います。

3 広報手段等

広報は、テレビ、ラジオ等報道機関の協力を得て行うほか、地震防災信号、広報車、インターネット又は自主防災組織等を通じる次の伝達系統により行うものとする。

なお、外国人等情報伝達について特に配慮を要する者に対する対応については、愛知県災害多言語支援センターによる多言語ややさしい日本語による情報提供、表示、冊子又は外国語放送など様々な広報手段を活用して行う。

(1) 伝達系統



(2) 地震防災信号

警 鐘		サ イ レ ン	
(5 点)		(45 秒) (約 15 秒)	
備考		1 警鐘又はサイレンは、適宜の時間継続とする。 2 必要があれば警鐘及びサイレンを併用する。	

(3) 広報車による広報

広報車による広報活動は、公用車及び消防車両等で無線により、災害対策本部と緊密な連絡をとりながら実施する。

〔広報文例〕

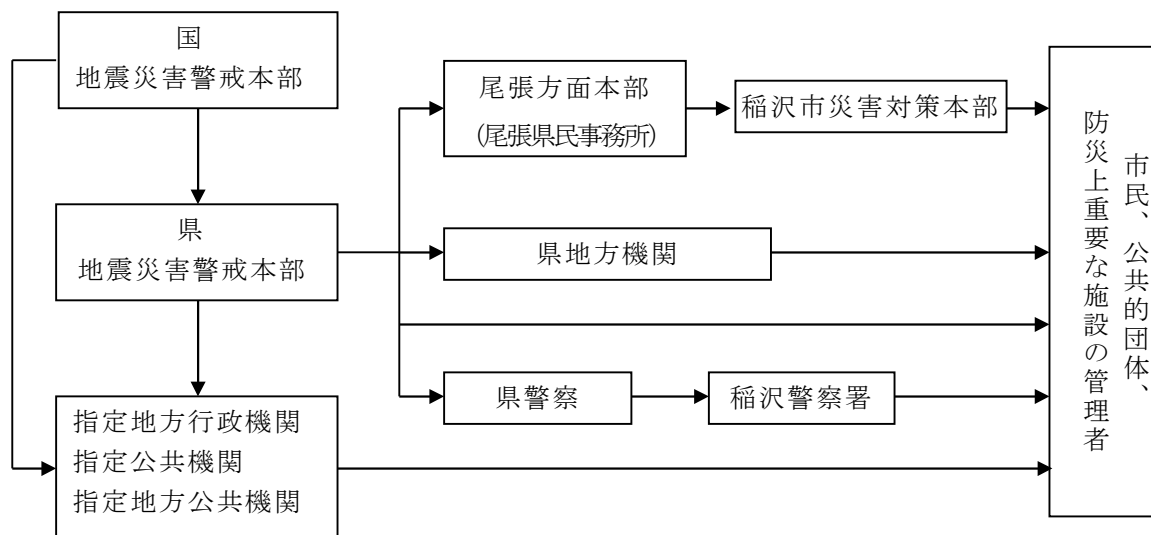
稲沢市災害対策本部からお知らせします。本日〇時〇分、東海地震の警戒宣言が発令されました。情報によると、2、3日（数時間）以内に〇〇を震源域とする大規模な地震が発生する恐れがあり、稲沢市内では、震度5強程度のかなり強い揺れが予想されますので、火の元に十分注意し、警戒態勢をとってください。なお、今後の情報については、テレビ、ラジオ等で正確な情報収集に努め、落ち着いて行動してください。

(4) 報道機関との応援協力関係

市は、各報道機関に対して、地震防災応急対策についての必要事項を市民に伝達するよう要請するとともに、収集し得た諸情報を提供する。

第4節 警戒宣言後の避難状況等に関する情報の収集、伝達等

1 収集・伝達系統



2 報告事項・時期

- (1) 市は、警戒宣言発令後1時間以内に、「避難・地震防災応急対策の実施状況報告（速報用）（様式80）」により県に報告する。

ア 報告事項は、次の事項とする。

- (ア) 東海地震予知情報の伝達（選択：1完了、2半数以上、3半数未満）
- (イ) 地域住民の避難状況（選択：1必要なし、2必要あり（ア完了、イ実施中、ウ未実施））
- (ウ) 消防・浸水対策活動（選択：1必要なし、2必要あり（ア完了、イ実施中、ウ未実施））
- (エ) 応急の救護を要すると認められるものの救護・保護（選択：1必要なし、2必要あり（ア完了、イ実施中、ウ未実施））

- (イ) 施設・設備の整備及び点検（選択：1 必要なし、2 必要あり（ア完了、イ実施中、ウ未実施））
 - (ロ) 犯罪の予防、交通の規制、その他社会秩序の維持（選択：1 必要なし、2 必要あり（ア完了、イ実施中、ウ未実施））
 - (ハ) 食糧、生活必需品、医薬品等の確保（選択：1 必要なし、2 必要あり（ア完了、イ実施中、ウ未実施））
 - (ニ) 緊急輸送の確保（選択：1 必要なし、2 必要あり（ア完了、イ実施中、ウ未実施））
 - (ホ) 地震災害警戒本部（災害本部）の設置（選択：1 設置、2 準備中、3 未設置）
 - (ヘ) 対策要員の確保（選択：1 完了、2 半数以上、3 半数未満）
- (2) それ以降は、「避難・地震防災応急対策の実施状況報告（様式 53）」により報告することとし、報告事項及び報告時期は、次のとおりとする。

ア 報告事項は、次の事項とする。

- (ア) 避難の経過（「危険事態、異常事態の発生状況」及び「措置事項」）
- (イ) 避難の完了（「避難場所名」、「避難人数、要援護人数」及び「救護・保護に必要な措置等」）
- (ロ) 東海地震予知情報の伝達、避難指示
- (ハ) 消防、水防その他応急措置
- (ニ) 応急の救護を要すると認められるものの救護・保護
- (ホ) 施設・設備の整備及び点検
- (ヘ) 犯罪の予防、交通の規制、その他社会秩序の維持
- (セ) 緊急輸送の確保
- (ソ) 食糧、医薬品等の確保、清掃・防疫の体制設備
- (タ) その他災害の発生防止・軽減を図るための措置

イ 報告時期

(ア)は、危険な事態、その他の異常な事態が発生した後直ちに。

(イ)は、避難に係る措置が完了した後速やかに。

(ロ)から(タ)は、それぞれの措置を実施するため必要な体制を整備したとき、その他経過に応じて逐次。

- (3) ライフライン関係機関は、必要に応じて、別に定める「愛知県ライフライン情報マニュアル」に従い、防災体制の状況を県に報告する。

様 式	1 避難・地震防災応急対策の実施状況報告 (速報用)	様式編 様式 80 (P91)
	2 避難・地震防災応急対策の実施状況報告	様式編 様式 81 (P92)

第3章 発災に備えた資機材、人員等の配備手配

基本方針

- 市及び県並びに防災関係機関は、地震発生後に災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、警戒宣言が発せられた場合には、主要食糧や毛布等の生活必需品、応急復旧用資機材等の発災後の災害応急対策に必要な物資を調達するための手配手続き、災害応急対策に係る措置を実施する人員の事前配備を行うものとする。

なお、東海地震注意情報が発表された場合には、これらの準備的な対応を実施するものとする。

第1節 主要食糧、医薬品、住宅等の確保

1 市における措置

(1) 主要食糧の確保

ア 米穀

警戒宣言が発せられた場合、市は県及び関係機関と密接な連絡をとり、米穀の確保を行う。

イ パン、副食品等

市は、主食の確保とともに、パン、副食品等についても、関係機関の協力を求め、その確保を行う。

ウ 応急的な食料品の確保

市は、災害救助法に基づく応急的な食料品を確保するための体制をとる。

(2) 医薬品等の確保

市は、東海地震注意情報の発表に伴い、発災に備えた医薬品その他衛生材料の確保を行う。

(3) 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理の確保

市は、東海地震注意情報が発表された段階から、発災後に備えて事前に応急仮設住宅の建設及び被災住宅の応急修理のため、関係団体に協力要請を行う。

第2節 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備

1 市における措置

(1) 緊急輸送確保用の資機材・人員の配備

市は、東海地震注意情報が発表された段階から、発災後における緊急輸送道路を確保するため、応急復旧用の資機材の確認、人員の確保等の措置を行う。

(2) 給水確保用の資機材・人員の配備

市は、東海地震注意情報が発表された段階から、発災後の給水確保のため、給水用資機材、水道施設の応急復旧用資機材の整備点検を行う。

また、警戒宣言が発せられた場合、給水用資機材、水道施設の応急復旧用資機材及び人員の配備等を実施するとともに、水道の工事業者及び「災害時における水道の応急給水、応急復旧の応援に関する協定書」を締結している稲沢市指定給水装置工事事業者等と連絡を密にして、災害時の緊急体制を整える。

(3) 通信確保用の資機材・人材の配備

市は、東海地震注意情報が発表された場合において、発災後の災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、あらかじめ配備している防災行政無線の確認を行い、連絡調整を図る。

(4) 浸水対策用の資機材・人員の配備

市は、浸水対策用資機材に不足が生ずるような緊急事態に際し、これらの資機材を整備する。

また、市は、水害の防止及び軽減についての活動が他の防災活動と一体となって、迅速かつ強力に推進できるよう、非常配備などの体制を整える。

(5) 廃棄物処理及び清掃活動確保用の資機材・人員の配備

ア 一般廃棄物処理施設

市は、地震等災害が発生した場合に備えて、速やかに一般廃棄物処理施設を復旧、稼働できるよう、警戒宣言発令時の体制の確保を図る。

イ ごみ処理

市は、倒壊家屋及び家具等の可燃物並びに瓦等不燃物が発生した場合に備えて、これらの廃棄物の収集、運搬、処分が速やかに行えるよう、警戒宣言発令時には人員体制及び資機材の確保を図る。

ウ し尿処理

市は、家屋の倒壊、水道の断水等により、トイレが使用不可能になった場合に備えて、必要な箇所に仮設トイレを設置できるよう、警戒宣言発令時には人員体制及び資機材の確保を図る。

(6) 防疫活動確保用の資機材・人員配備

市は、地震発生後に速やかに感染症まん延防止対策として防疫活動が実施できるよう、警戒宣言発令時には必要な配備体制をとる。

(7) 医療救護用の資機材・人員の配備

市は、東海地震注意情報が発表された段階から、応急的な医療救護活動の実施のための準備を行う。

2 水道事業者等における措置

(1) 水道事業者

水道事業者は、東海地震注意情報が発表された段階から、災害が発生した後の給水確保のため、給水用資機材、水道施設の応急復旧用資機材の整備点検を行う。

また、警戒宣言が発せられた場合、給水用資機材、水道施設の応急復旧用資機材及び人員の配備等を実施するとともに、水道の工事業者及び「水道災害相互応援に関する覚書」を締結している市内の水道業者と連絡を密にして、災害時の緊急体制を整える。

(2) 下水道管理者

下水道管理者（県（建設局）及び市）は、東海地震注意情報が発表された段階から、所用人員の配備、発災後の応急復旧に備えた資機材の点検・確保等に努める。

ア 「愛知県流域下水道地震時対応マニュアル」に基づき、必要な体制を整える。

イ 発災後の応急復旧に備えて資機材の点検、確保及び要員の確保に努める。

3 鉄道事業者における措置

東海旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社並びに名古屋鉄道株式会社は、警戒宣言が発せられた場合、発災後における応急復旧に備えるため、概ね次のような措置を講じる。

- (1) 応急復旧用資機材・機器の所在を確認するとともに、関係者の手持ち資料、機器についてもその所在を確認する。
- (2) 必要によりあらかじめ定めてある要員により応急復旧体制をとる。

4 中部電力株式会社、株式会社 J E R A における措置

中部電力株式会社、株式会社 J E R A は、東海地震注意情報、又は警戒宣言が発表された場合、社内に非常体制を発令し、非常災害対策本部を設置して、次の措置を講ずる。

- (1) 車両等を整備・確保して応急出動に備えるとともに、手持資機材の数量確認及び緊急確保に努める。
- (2) あらかじめ定めた連絡ルートにより、対策要員を動員し確保に努める。

5 ガス事業会社における措置

東邦瓦斯株式会社及びその他のガス事業会社は、東海地震注意情報が発表された場合、社内に警戒体制を発令し、災害対策本部を設置して、次の措置を講じる。

- (1) 車両等を整備・確保して応急出動に備えるとともに、備蓄資機材の数量確認及び緊急確保に努める。
- (2) あらかじめ定めた連絡ルートにより、対策要員の確保に努める。

6 通信事業者及び移動通信事業者における措置

- (1) 西日本電信電話株式会社、K D D I 株式会社、株式会社 N T T ドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社は、東海地震注意情報を受けた場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、あらかじめ配備してある復旧用資機材、車両等の所在及び数量等の確認、広域応援計画に基づく必要な手配を実施するものとする。

- (2) あらかじめ定めている要員により応急復旧体制をとる。

第4章 発災に備えた直前対策

基本方針

- 警戒宣言が発せられた場合、地震被害の軽減を図るため、防災関係機関及び地域住民等は一体となって冷静かつ迅速に、発災に備えた直前対策をとるものとする。

なお、東海地震注意情報が発表された場合、これらの準備的な対応を実施するものとする。

第1節 避難対策

1 市における措置

(1) 避難対策地区の周知

市は、警戒宣言が発せられた場合において避難情報の対象となるべき危険地域等の範囲を、あらかじめ市地域防災計画において、警戒宣言発令時の避難情報の対象地区の範囲、想定される危険の種類、避難場所、避難ルート、その他避難に関する注意事項を、関係地区住民に対して周知するものとする。

(2) 避難の指示等

市長は、警戒宣言が発せられた場合において、住民等の生命及び身体の保護するため必要があると認めるときは、あらかじめ定めた避難対象地区について、避難の指示を行い、あるいは警戒区域の設定を行う。

(3) 避難生活に必須である物資の支給に係る周知

市は、避難生活に必須の食糧、飲料水、生活必需品等の物資を災害が発生した場合の救援用物資として確保すべき観点から、警戒宣言時においては、これらの避難者に支給しないことを原則にする。

(4) 屋外における避難生活の運営

避難場所で運営する避難生活は、原則として屋外とする。ただし、要配慮者の保護のため、安全性を勘案のうえ、必要に応じて屋内における避難生活を運営する。

(5) 徒歩による避難の誘導

地域住民等が避難するための方法については、徒歩によるものとする。ただし、徒歩による避難が著しく困難な地区及び住民等については、地域ごとの実情に応じて必要最小限の車両の活用 of 適否を検討するなど、避難行動の実効性を確保するように努めるものとする。

(6) 要配慮者に対する支援・配慮

市は、避難行動要支援者の人数及び介護者の有無等の把握に努めるとともに、必要な支援を行う。

なお、避難にあたり他人の介護を必要とする者を受け入れる施設のうち市が管理する施設については、避難者の救護のために必要な措置を講じる。

また、外国人に対する情報伝達においては、多言語ややさしい日本語、ピクトグラム（案内用図記号）による伝達ができるように配慮する。

(7) 出張者、旅行者等の対応

市は、出張者及び旅行者等について、関係事業者と連携しつつ、避難誘導等適切な対応を実施する。特に、帰宅困難者、滞留旅客の避難対策については、事前に鉄道事

業者と十分調整しておくものとする。

2 警察官における措置

(1) 避難の際における警告、指示等

警戒宣言が発せられた場合において、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する恐れがあると認めるときは、当該危険な事態の発生を防止するため、危険を生じさせ、又は危害を受ける恐れのある者その他関係者に対し、必要な警告又は指示を行う。

この場合において、特に必要があると認めるときは、危険な場所への立入りを禁止し、若しくはその場所から退去させ、又は当該危険を生ずる恐れのある道路上の車両の撤去その他必要な措置を行う。

(2) 避難の指示

警戒宣言が発せられた場合、市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、警察官は、必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者に対し、避難のための立退きを指示する。

警察官が避難のための立退きを指示したときは、直ちにその旨を市長に通知する。

3 学校における措置

(1) 児童生徒等の安全対策

児童生徒等の安全を確保するため、東海地震注意情報が発表された場合、原則として、次のとおり取り扱う。

ア 児童生徒等が在校中の場合には、授業、部活動等中止し、あらかじめ定められた方法に基づき速やかに下校させる。

イ 児童生徒等が登下校中の場合には、あらかじめ定められた方法に基づき速やかに帰宅するよう指導する。

ウ 児童生徒等が在宅中の場合には、休校として、児童生徒等は登校させない。

(2) 実態に即した具体的な対応方法

各学校においては、上記を踏まえて、通学方法、通学距離、通学時間、通学路、交通機関の状況等を勘案し、あらかじめ保護者等の意見を聞いた上で、実態に即した具体的な対応方法を定めておく。

(3) 児童生徒及び保護者に対する対応方法

東海地震注意情報が発表された場合の対応方法については、あらかじめ児童生徒及び保護者、その他関係者に周知する。

(4) 施設設備に対する安全点検

施設設備について、日頃から安全点検を行い、災害の発生を防止するため必要な措置をとる。

第2節 消防、浸水等対策

1 市における措置

市は、警戒宣言が発せられた場合、稲沢市消防本部及び消防団が出火及び混乱の防止等に講じる措置として、市地域防災計画及び消防計画に基づいて、次の事項を重点とし

て推進するものとし、東海地震注意情報が発表された場合においても、資機材の点検・整備等準備行動を行う。

また、発災後の迅速な消火、救急救助活動を確保するため、東海地震注意情報が発表された段階から、消防本部における準備等必要な体制をとる。

- (1) 正確な情報の収集及び伝達
- (2) 火災、水災等の防除のための警戒
- (3) 危険地域における避難のための立退きの指示、避難誘導、避難路の確保
- (4) 火災発生の防止、初期消火についての市民への広報
- (5) 自主防災組織等の防災活動に対する指導
- (6) 地震防災応急計画の実施の指導
- (7) 迅速な救急救助のための体制確保
- (8) 監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
- (9) 水防資機材の点検、整備、配備

2 その他の管理者における措置

愛知県水防計画に位置づけられた水防上重要な施設の管理者は、東海地震注意情報が発表された段階から、地震が発生した場合の安全な避難及び二次災害防止を図るため、巡回監視、土のうの準備などの必要な対策を講じる。

第3節 社会秩序の維持対策

1 警察における措置

警察は、警戒宣言が発せられた場合等における混乱の防止並びに犯罪の予防及び取締りのため社会秩序の維持対策を推進する。

(1) 混乱防止の措置

ア 警戒宣言が発せられた場合に、主要駅、繁華街、銀行、百貨店、大型スーパー等不特定多数の人が集まる施設・場所の管理者と緊密に連携し、広報、整理誘導等の混乱防止措置を行う。

イ 正しい情報の積極的な広報及び混乱発生時における迅速な対処により流言飛語による混乱の防止を図る。

(2) 不正事案に対する措置

ア 窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力事犯等生活に密着した犯罪の予防及び取締りを行う。

イ その他混乱等に乗じた各種不正事案の予防及び取締りを行う。

(3) 避難に伴う措置

避難先及び避難対象地区に対する警戒活動を行う。

(4) 自主防災活動に対する支援

自治会、自主防災組織等の住民等による防災活動に対する支援を行う。

第4節 道路交通対策

1 県公安委員会における措置

警戒宣言が発せられた場合、車両等が滞留して一般道路の交通が著しく混雑することが予想されるため、県公安委員会は、道路管理者及び関係機関と緊密に連絡し適切な交通規制を実施し、交通混乱の防止、緊急物資の輸送、警察・消防活動等が行えるよう道路交通の確保を図る。

(1) 道路交通規制の基本方針

ア 一般道については、一般車両の強化地域への流入を極力制限し、強化地域からの流出は交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。

イ 高速自動車国道及び自動車専用道路については、一般車両の強化地域内のインターチェンジ等からの流入を制限するとともに、強化地域への流入を制限し、強化地域からの流出は制限しない。

ウ 避難路、緊急交通路については、優先的にその機能の確保を図る。

(2) 交通規制の内容

警戒宣言が発せられた場合は、県公安委員会は道路管理者及び関係機関と緊密に連携し、大規模地震対策特別措置法及び道路交通法の定めるところにより、地震防災応急対策に従事する者又は必要な物資の緊急輸送、その他地震防災応急対策に係る措置を実施するための緊急輸送を確保するため、歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限する。

ア 緊急交通路の確保

(ア) 強化地域周辺規制

強化地域内への流入を極力制限するために、一般車両に対し、次の主要箇所において必要な規制等を行う。

交差点名	路線名	住所	規制方向
一色下方	国道 155 号	稲沢市一色下方町	南進
梅須賀	(主) 一宮蟹江線	稲沢市梅須賀町	南進・東進
《参考》			
中之郷南	国道 22 号	北名古屋市中之郷南	南進

イ 広域交通規制

交通の混乱を防止し、かつ緊急輸送を確保するために、交通の状況に応じて、警察庁の指定する「広域交通規制道路」又は「広域交通検問所」のうちから区間又は地点を指定し、一般車両を対象とした必要な交通規制を行う。

広域交通規制道路	広域交通検問所	規制内容
名神高速道路	一宮インターチェンジ (一宮市丹陽町九日市場地内)	東進車両の流入を極力制限

ウ 広域的な避難場所の周辺道路

避難場所としての機能を確保するため、駐車禁止、指定方向外進行禁止規制等の

必要な交通規制を行う。

(3) 交通規制の方法

警戒宣言発令時の交通規制は、大規模地震対策特別措置法第24条並びに道路交通法第5条及び第6条により行うこととし、大規模地震対策特別措置法による場合は、同法施行令第11条に基づく交通規制標示の設置、道路管理者及び関係公安委員会への通知を行う。

(4) 交通規制を行う地域、路線及び区間における車両等の措置

ア 通行の禁止又は制限を行った路線上の車両については、直ちにこれを同路線以外の道路へ誘導撤去させるとともに、その走行を極力抑制する。

イ 強化地域内へ入ろうとする車両にあつては、その流入を極力抑制する。

ウ 通行の禁止又は制限を行った路線上の駐車車両については、直ちに移動の広報、指導を行い、状況により必要な措置を講じる。

(5) 交通規制の結果生ずる滞留車両の措置

交通規制区域内にある車両に対しては、通行の禁止又は制限をされた路線以外の路線についても、現場広報及び指導により、走行を極力制限し、交通規制により車両が長時間滞留することとなった場合には、関係機関と協力し必要な対策を講じる。

(6) 緊急輸送車両の確認

大規模地震対策特別措置法第24条の規定に基づき、県公安委員会において、緊急輸送車両以外の車両の通行の禁止又は制限が行われた場合には、市は、所有の車両について「緊急通行車両等届出書」を知事又は県公安委員会の事務担当部局等に提出する。

2 市、県公安委員会及び道路管理者における措置

市、県公安委員会及び道路管理者は、東海地震注意情報が発表された段階から、警戒宣言時の交通規制等の情報についてあらかじめ情報提供するとともに、以下に示す運転者のとるべき措置について周知徹底を図るものとする。

(1) 車両の運転中に警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて直ちに低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報や交通情報を聞き、その情報に応じて行動すること。

(2) 車両を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとし、窓は閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策・災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

(3) 車両を運転中以外の場合に警戒宣言が発せられたとき津波から避難するためやむを得ない場合を除き、避難のために車両を使用しないこと。

第5節 鉄道

警戒宣言に伴う強化地域内の運行停止による旅客の混乱を軽減するため、各鉄道事業者は、警戒宣言前の段階から、警戒宣言時の運行規制等についてあらかじめ情報提供すると

ともに、不要不急の旅行や出張等を控えるよう要請するものとする。また、警戒宣言までは、需要に応えるため極力運行を継続する。なお、強化地域内で震度 6 弱未満かつ津波等の被害の恐れがない地域について、安全に運行可能と判断した場合は、警戒宣言が発せられた場合においても運行を継続できるものとする。

1 中部運輸局における措置

中部運輸局は、鉄道について、次の措置をとる。

- (1) 東海地震注意情報が発表された段階から、各事業者がとる準備行動を支援する。
- (2) 警戒宣言発令時において、基本的に強化地域内へ進入する予定の列車は進入を禁止し、同地域内を運行中の列車は、最寄の安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停車し待機させる。ただし震度 6 弱未満かつ津波等の被害のおそれがない地域における対応については、各事業者の策定した運行とする。

2 東海旅客鉄道株式会社における措置

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時における列車、旅客等の安全を確保するため、次の措置を講じる。

(1) 東海地震注意情報発表時

ア 列車の運転取扱

- (ア) 旅客列車については、運行を継続する。ただし、長距離夜行列車については、強化地域への進入を禁止する。
- (イ) 貨物列車については、強化地域への進入を禁止する。

イ 旅客への対応

- (ア) 東海地震注意情報が発表されたとき及び政府から準備行動等を行う旨の公表があったときには、旅客等に対してその内容を伝達するとともに、列車の運行状況、警戒宣言が発令された場合の列車の運行計画を案内する。

(2) 警戒宣言発令時

ア 列車の運転取扱

警戒宣言発令後、次の各号に掲げる列車の運転取扱いを実施することとする。

(ア) 新幹線

- a 想定震度が 6 弱以上の地域への進入を禁止する。
- b 想定震度が 6 弱以上の地域内を運行中の列車は、最寄りの駅まで安全な速度で運転して停車する。
- c 想定震度が 6 弱未満の地域において、名古屋・新大阪駅間については運行を継続する。この場合、強化地域内については、安全な速度で運転する。

(イ) 在来線

- a 強化地域への進入を禁止する。
- b 強化地域内を運行中の列車は最寄りの安全な駅その他の場所まで、安全な速度で運転して停車する。
- c 強化地域外においては、折り返し設備等を勘案し区間を定め、必要に応じ速度を制限して運行を継続する。

イ 旅客への対応

- (ア) 警戒宣言が発せられたときには、その情報を伝達するとともに、あらかじめ定めた方法及び内容により、列車の運転状況について案内する。
- (イ) 滞留旅客が発生した場合は、自らの判断において行動する者を除き、関係地方自治体の定める避難地へ避難させる等の必要な措置をとる。

3 日本貨物鉄道株式会社における措置

東海地震注意情報が発表された段階から、強化地域内を運転中、又は強化地域内へ進入する予定の貨物列車については、原則として最寄りの貨物駅に抑止の手配を行う。

4 名古屋鉄道株式会社における措置

(1) 東海地震注意情報発表時

ア 列車の運行

- (ア) 東海地震注意情報を受領した時点では、通常通り運行する。
- (イ) 情報の受領時期にもよるが、基本的には旅客ができるだけ早く帰宅できるように状況に応じて輸送力を増強する。

イ 旅客への対応

- (ア) 旅客に対して、警戒宣言が発せられた場合には、列車の運転を中止する旨を伝え、速やかな帰宅を促す案内を実施する。
- (イ) 東海地震注意情報の内容を旅客に説明し、落ち着いて行動するよう呼びかける。
- (ウ) 国府宮駅は混雑が予想されるため、旅客の誘導を行うとともに、必要に応じ警察官等の増備を依頼することもある。

(2) 警戒宣言発令時

ア 列車の運行

- (ア) 強化地域内の列車は、強化地域外へ直ちに脱出し、強化地域外へ脱出できない列車は、あらかじめ定めた最寄りの駅に停車し、旅客を安全な場所に案内する。
- (イ) 強化地域外の列車は、強化地域内へ進入せず、あらかじめ定めた駅での折り返し運転を行う。

イ 旅客への対応

- (ア) 東海地震に関連する情報及び列車の運行情報等を、駅又は車内での案内放送、急告板の掲出等により、旅客に案内する。
- (イ) 強化地域内の駅構内及び列車内の旅客に対しては、最寄りの避難場所へ避難するよう案内するとともに、強化地域外での列車折り返し駅までの案内を実施する。

第6節 飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係

1 市及び水道事業者における措置

市は、警戒宣言が発せられた場合、震災に備えた緊急貯水を地域住民等に強力に呼びかけるとともに、次の措置をとる。

- (1) 地域住民等の飲料水等の緊急貯水によって水量不足が生じないよう、配水池の水位確保等配水操作に十分留意する。

- (2) 需要水量を確保するため、自己水源を最大限に活用した送水に努めるものとする。
- (3) 市は、自己水源による供給水の確保が困難な場合、直ちに県（企業庁）に緊急増量の要請を行うものとする。

2 中部電力株式会社、株式会社 J E R A における措置

中部電力株式会社、株式会社 J E R A は、地震災害予防及び災害復旧にとって必要不可欠な条件となつて

いる電力を円滑に供給するため、警戒宣言が発せられた場合等の地震防災応急対策として次の措置を講じる。

(1) 電力施設の予防措置

南海トラフ地震関連情報又は、警戒宣言に基づき、電力施設に関する次の予防措置を講じる。この場合において、地震発生の危険に鑑み、作業上の安全に十分配慮する。

ア 特別巡視、特別点検

給電制御所、変電所等において、構内特別巡視、非常電源設備の点検、燃料・冷却水等の補充、消火設備の点検を実施する。

イ 応急安全措施

仕掛け工事及び作業中の電力施設は、状況に応じて、設備保全及び人身安全上の応急措置を実施する。

(2) 電力の緊急融通

各電力会社とあらかじめ定めた電力融通に関する契約等に基づき、電力の緊急融通体制について確認する。

(3) 安全広報

ラジオ、テレビ等の報道機関及び Web サイトを通じて、地震が発生した場合の具体的な電気の安全措置に関する広報を行う。

3 都市ガス事業会社における措置

東邦瓦斯株式会社は、都市ガスを円滑に供給するため、警戒宣言等が発せられた場合、地震防災応急対策として、次の措置を講じる。

(1) 供給の継続

警戒宣言が発せられた場合においても、ガスの供給を継続する。

(2) 安全広報

警戒宣言発令等があった場合、ガス利用者に対し、不使用中のガス栓が閉止されていることの確認、地震発生時におけるガス栓の即時停止等を要請する。

また、テレビ、ラジオ等の報道機関に対して、この広報内容を報道するよう要請する。

(3) 帰宅等の要請

東海地震注意情報が発表された場合、事業所等の見学者、訪問者等に対して、注意情報が発表された旨を伝達し、帰宅等を要請する。

(4) ガス工作物の巡視・点検

警戒宣言発令等があった場合、点検が必要な設備については、あらかじめ定める点

検要領に従い巡視・点検を行う。

(5) 工事等の中断

警戒宣言発令等があった場合、緊急でない工事・作業等は、工事中・作業中のガス工作物の危険を防止する措置を施した後、これを中断する。

4 一般社団法人愛知県 LP ガス協会における措置

警戒宣言が発せられた場合、一般社団法人愛知県 LP ガス協会は、ラジオ、テレビ等の報道機関を通じて、あらかじめ連絡してある広報内容により、LP ガスの具体的な安全装置に関する広報を依頼する。

5 通信会社における措置

西日本電信電話株式会社は、警戒宣言が発せられた場合、通信の疎通が著しく困難となる事態が予想されるため、地震防災応急対策実施上の重要通信を確保するため次の措置を行う。

また、他の通信会社は、これに準じた措置をとる。

(1) 地震防災応急対策等に関する広報

東海地震注意情報もしくは警戒宣言が発せられた場合、強化地域内の組織及びその他の地域で必要とする組織においては、利用者の利便に関する次の事項について、ホームページ等に掲示するとともに、テレビ・ラジオ等を通じて情報提供及び必要な広報を行う。

ア 通信の疎通状況及び利用制限等の措置状況

イ 電報の受付、配達状況

ウ 加入電話等の開通、移転等の工事、故障修理等の実施状況

エ 営業窓口における業務実施状況

オ 災害用伝言ダイヤルの利用方法

カ その他必要とする事項

(2) 通信の利用制限等の措置

各情報及び災害等により通話が著しく困難となった場合は、重要通信を確保するため、契約約款の定めるところにより、通話の利用制限等の措置をとる。

(3) 災害用伝言ダイヤル及び災害用伝言板の運用

東海地震注意情報等発令後、状況に応じて災害用伝言ダイヤル及び災害用伝言板等を提供するとともに、報道機関への連絡等を行う。なお、必要に応じてこれらの措置を東海地震注意情報等発令前から実施する。

(4) 建物、施設等の巡視と点検

東海地震注意情報、又は警戒宣言が発せられた場合、建物及び重要通信施設を巡視し、必要な点検を実施する。

(5) 工事中の施設に対する安全措置

東海地震注意情報、又は警戒宣言が発せられた場合、工事中の電気通信設備、建築物等については、原則として工事を中断する。中断に際しては、電気通信設備等に支障を与えないよう、必要により補強及び落下、転倒防止等の安全措置を講じる。

なお、この場合、付近住民及び作業員の安全に十分配慮する。

6 日本放送協会名古屋放送局における措置

(1) 防災組織の整備及び市への協力

日本放送協会名古屋放送局は、警戒宣言が発せられた場合、防災業務計画により防災組織を整備して、自ら活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるようその業務について協力する。

(2) 地震災害及び社会的混乱の防止を目的とした緊急警報放送等

地震予知情報等の放送にあたっては、地震災害及び社会的混乱の防止を目的として、居住者等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、交通・ライフライン・生活関連情報等の正確・迅速な情報の提供に努めることを基本とし、緊急警報放送、臨時ニュースを編成する等、各メディアを有効に活用して対処する。

(3) 外国人、視聴覚障害者等への配慮

放送にあたっては、外国人、視聴覚障害者等にも配慮を行うよう努める。

第7節 生活必需品の確保

1 市における措置

(1) 食料等の生活必需品の売り惜しみ、買占め等の防止に係る要請

市は、警戒宣言が発せられた場合、食料等の生活必需品の売り惜しみ、買占めによる物価高騰が生じないように関係する生産団体、流通団体等に対して、安定して供給するよう要請する。

(2) 生活必需品を扱う小売店舗の営業に係る要請

生活必需品を扱うコンビニにストア等小売店舗に対して、警戒宣言が発せられた場合にも極力営業を行うよう関係団体を通じて要請し、特にユニー株式会社アピタ稲沢店、愛知西農業協同組合及び株式会社ヨシヅヤ新稲沢店に対して、必要となる物資の輸送についての対策を講じる。

(3) 市民への生活必需品備蓄の周知

各家庭においては、警戒宣言発令時には市から食料等生活必需品は、原則として支給されない恐れがあること、また、地震発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されることを考慮し、7日分以上の飲料水、食料を始めとする生活必需品を、常時家庭内に備蓄しておかなければならない。

なお、市は、平常時からこれらの対応についての周知徹底に努める。

第8節 金融対策

1 東海財務局及び日本銀行名古屋支店における措置

東海財務局及び日本銀行名古屋支店は、警戒宣言が発せられた場合は、金融機関の現金保有状況の把握に努め、金融機関の所要現金の確保について必要な援助を行うなど、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講じるほか、必要に応じて、適当と認められる機関又は団体と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関等に対し、その業務の円滑な遂行を確保するため、次に掲げる民間金融機関等における措置を適切に講じるよう要請する。

(1) 預金取扱金融機関への措置

ア 強化地域外に営業所を置く民間金融機関の警戒宣言時の対応

(ア) 強化地域内にある民間金融機関の本店・支店向け手形交換業務の停止

営業時間中に警戒宣言が発せられた場合には、強化地域内にある民間金融機関の本店・支店等向けの手形交換業務については停止し、併せて当該業務停止を店頭に掲示し、顧客の協力を求める。

(イ) 平常営業

強化地域内の本店及び支店等が営業停止の措置をとった場合であっても、強化地域外の市内の支店等は、平常どおり営業する。

(2) 保険会社及び少額短期保険業者への措置

ア 強化地域外に営業所を置く保険会社及び少額短期保険業者の警戒宣言時の対応

強化地域内の本店及び支店等が営業停止の措置をとった場合であっても、強化地域外の市内の支店等は、平常どおり営業する。

(3) 証券会社等への措置

ア 強化地域外に営業所又は事務所を置く証券会社等の警戒宣言時の対応

強化地域内の営業所又は事務所が営業停止の措置をとった場合であっても、強化地域外の市内の営業所又は事務所は、平常どおり業務を行う。

(4) 電子債権記録機関への措置

ア 強化地域外に営業所を置く電子債権記録機関の警戒宣言時の対応

強化地域内の本店その他の営業所が営業停止の措置をとった場合であっても、強化地域外の本店その他の営業所については、平常どおり営業を行う。

第9節 郵政事業対策

日本郵便株式会社における措置

(1) 強化地域内の郵便局の措置

ア 警戒宣言が発せられた場合は、その時点から郵便局における業務の取扱いを停止するものとする。

イ 上記アにより業務を停止し、又は事務の一部を取り扱う時は、強化地域内に所在する郵便局において、窓口取扱いを行う事務の種類及び取扱時間並びにその他必要な事項を局前等に掲示するものとする。

ウ 警戒宣言が発せられた場合は、屋外で業務に従事している者は、原則として速やかに郵便局に戻るものとする。

エ 警戒宣言が発せられて、地方公共団体との防災に関する協定に基づき、郵便局が一時的避難場所として使用される場合には、避難者の安全確保に万全を期するものとし、その際、要配慮者に十分配慮する。

(2) 強化地域外の郵便局の措置

原則として、平常どおり窓口業務を行う。

第 10 節 病院、診療所

病院、診療所における措置

- (1) 病院、診療所は、東海地震注意情報が発表された段階から、院内放送等により、医師等の職員、入院患者及び外来患者等に対し情報を伝達するとともに、被害の発生防止、医療機能の維持に努める。
- (2) 災害拠点病院については、地震が発生した後の医療救護活動を確保するため、警戒宣言時の救急外来、投薬外来（簡単な問診等での投薬外来）を除き、外来診療を原則縮小する。

第 11 節 百貨店等

百貨店等における措置

警戒宣言が発せられた場合、強化地域内の百貨店等は、原則として営業を中止するが、耐震性を有するなど安全性が確保されている場合は、食料品及び日用雑貨等の生活必需品に対する地域の需要に応えるため、営業を継続することができる。

第 12 節 緊急輸送

1 市及び関係機関における措置

- (1) 市及び関係機関は、地震防災応急対策のため緊急輸送あるは地震発生後の緊急輸送等に備えて、緊急輸送用車両及びヘリポート等の確保を図る。
- (2) 確保すべき車両の数量、及び確保先との連絡手段をあらかじめ定めておく。

2 緊急輸送の対象となる人員、物資等の範囲

警戒宣言が発せられた場合、発災に備え、その応急救助対策に関する業務を遂行するため必要とされる人員、物資の輸送範囲は、概ね次のとおりとする。

- (1) 応急対策作業に従事する者
- (2) 医療、通信、調査等で応急対策に必要とされる者
- (3) 食料、飲料水、その他生活必需品
- (4) 医薬品、衛生材料等
- (5) 救援物資等
- (6) 応急対策用資材及び機材
- (7) その他必要な人員及び物資、機材

3 緊急輸送の方針

- (1) 緊急輸送は、市及び関係機関が保有する車両等の輸送力により、必要最小限の範囲で実施するものとし、実施にあたって輸送手段の競合が生じないように、緊急輸送関係機関及び実施機関は、あらかじめ相互の連携協力体制を十分整備する。
- (2) 警戒宣言後の緊急輸送の実施にあたり具体的に調整すべき問題が生じた場合は、市災害対策本部等において調整を行う。

4 緊急輸送道路等

警戒宣言発令時においての円滑な地震防災応急対策の実施のため確保する道路を緊急輸送道路等とする。

資 料	1 緊急輸送道路網	資料編 第 7-2 (P161)
参 考	1 稲沢市防災地図 図-1 防災施設及び緊急輸送・重要物流道路 図	参考編 33 (P362)

5 緊急輸送車両の事前届出及び確認

- (1) 緊急輸送を行う計画のある車両を保有する指定行政機関等にあつては、緊急輸送車両であることの確認を迅速かつ円滑に受けるため、県公安委員会が別に定めるところにより、県公安委員会（県警察本部）へ緊急輸送車両の事前届出を行う。
- (2) 大規模地震対策特別措置法第 24 条の規定により、緊急輸送を行う車両以外の車両について通行禁止又は制限が行われた場合の、緊急輸送車両であることの確認については、第 4 節 1(6)に定める

6 緊急輸送車両確認の効力

大規模地震対策特別措置法施行令第 12 条第 1 項の規定に基づき、緊急輸送車両であることの確認を受け、現に緊急輸送に従事している際に警戒宣言に係る地震が発生した場合には、災害対策基本法施行令第 33 条第 4 項の規定に基づき、同条第 1 項による確認を受けるまでもなく、当該緊急輸送に従事することができる。

第 1 3 節 警戒宣言発令時の帰宅困難者対策

市及び関係機関における措置

警戒宣言が発せられ、交通機関の運行停止等の措置をとった場合、本市においては、通勤・通学者、買物客等には、帰宅が困難となることが見込まれることから、市は、帰宅困難者、滞留旅客の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を講じる。

- (1) 交通機関の運行停止等により帰宅が困難になった人に対しては、原則として徒歩による帰宅を促す。
- (2) 事業所等は、従業員、学生、顧客等に対し、東海地震注意情報が発表された段階から正確な情報を提供することとし、警戒宣言発令時には交通機関が運行停止する旨の情報を提供して事前の帰宅困難者発生抑制に努める。

第5章 市が管理又は運営する施設に関する対策

基本方針

- 市は、警戒宣言が発せられた場合、自ら管理・運営する道路、河川、用排水路、不特定かつ多数の者が出入りする施設、あるいは地震防災応急対策の実施上重要な建物に関して、地震発生に備えた対策を速やかに実施するものとする。

なお、東海地震注意情報が発表された場合は、これらの対策の準備的な対応を実施するものとする。

第1節 道路

1 市における措置

予想される道路の被害は、法面の崩落、高盛土箇所の崩落、路面のき裂、沈下、橋梁の損壊等が想定される。

このため、市は、東海地震注意情報が発表された段階から、次のとおり所管道路における管理上の措置をとる。

- (1) 広報車を活用して、東海地震注意情報、東海地震予知情報、警戒宣言その他地震に関する情報及び運転手のとるべき措置を道路利用者に伝達する。
- (2) 広報車により、巡視を実施して、交通状況、工事中箇所、通行止め箇所を把握する。
- (3) 必要な安全対策を講じたうえで、原則として工事中の道路における工事の中断等の措置をとる。
- (4) 応急復旧資機材の保有状況について、情報収集・把握を行う。
- (5) 道路巡視及び応急復旧作業の担当者へ事前配備について連絡・確認を行う。
- (6) 稲沢警察署、その他関係機関と連携協力し、必要な措置を講じる。

資 料	1 緊急輸送道路網	資料編 第 7-2 (P161)
参 考	1 稲沢市防災地図 図-1 防災施設及び緊急輸送・重要物流道路図	参考編 33 (P362)

第2節 河川

1 市における措置

市は、東海地震注意情報が発表された段階から、堤防、排水機場、水門等のうち、特に重要な施設では、直後の点検、応急復旧が実施できる準備をあらかじめ定める。

資 料	1 主要河川位置図	資料編 第 4-1 (P139)

第3節 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市における措置

市が管理する庁舎、市民が利用する施設、学校、病院、社会福祉施設等の管理上の措置は、概ね次のとおりとする。

1 一般的事項

- (1) 警戒宣言等の情報伝達及び退避等の措置

ア 東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合

庁舎、市民が利用する施設においては、庁舎への来訪者、施設利用者に対して、東海地震に関連する調査情報（臨時）の伝達に努める。

イ 東海地震注意情報が発表された場合

(ア) 庁舎

庁舎への来訪者に対して、東海地震注意情報が発表された旨及び警戒宣言が発せられた場合には強化地域内の交通機関が運行停止等の措置をとる旨を、的確、簡潔に伝達するとともに、原則として、庁舎からの退避を促す。

(イ) 市民が利用する施設

施設利用者に対して、東海地震注意情報が発表された旨及び警戒宣言が発せられた場合には強化地域内の交通機関が運行停止等の措置をとる旨を、的確、簡潔に伝達するとともに、退避を誘導し、原則として、施設等を閉館する。

ウ 警戒宣言が発せられた場合（東海地震注意情報等が発表されることなく突発的に発せられた場合を含む）

(ア) 庁舎

来訪者に対して、警戒宣言が発せられた旨を的確、簡潔に伝達するとともに、庁舎からの退避を誘導し、原則として、窓口業務を停止する。

(イ) 市民が利用する施設

施設利用者に対して、警戒宣言が発せられた旨を、的確、簡潔に伝達するとともに、施設からの退避を誘導し、原則として、施設等を閉館する。

(2) その他の措置

庁舎、施設において、警戒宣言が発せられた場合、次の措置をとるなど、発災に備えるとともに、東海地震注意情報が発表された場合には、その準備的な対応を行い、必要な体制を整える。

ア 施設の防火点検及び応急補修、設備備品等の転倒・落下防止措置

イ 出火防止措置

ウ 受水槽等への緊急貯水

エ 消防用設備の点検、整備と事前配備

オ 非常用発電装置の準備、水の緊急配備、コンピューター・システムなど重要資機材の点検等の体制

2 学校

- (1) 小中学校においては、本編第4章第1節3(1)児童生徒等の安全対策に定める。
- (2) 当該学校に保護を必要とする児童生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置を講じる。

3 病院

市民病院においては、警戒宣言が発せられた場合、診療等に関して次の措置をとる。

(1) 東海地震注意情報が発表された場合

注意情報が発表された旨及び警戒宣言が発せられた場合には交通機関の運行が規制

されている旨を、病院の利用者に的確、簡潔に伝達し、帰宅等を促す。

(2) 警戒宣言が発せられた場合

ア 原則、診療を継続する。

イ 手術は緊急やむを得ない場合を除き原則として中止する。

ウ 医療救護班を編成し、派遣の準備を行い、災害発生に備える。

医療救護班は、原則として、医師 1 人、看護師 2 人、事務員 1 人で編成し、各医療救護班の編成に伴い、使用する医薬品、衛生材料等を準備する。

エ 災害対策本部、稲沢市医師会及び各医療機関との連絡を密にして災害発生に備える。

4 社会福祉施設

社会福祉施設においては、情報の伝達や避難等にあって特に配慮を必要とする者が入所又は利用している場合が多いことから、これらの者の保護及び保護者への引き継ぎの方法については、施設の種類や性格及び施設の耐震性を十分に考慮し、各施設において警戒宣言が発せられた場合の避難等の安全確保のための具体的な措置を定める。

第4節 工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他工作物又は施設については、東海地震注意情報が発表された段階で、安全対策を講じた上で、原則として工事を中止する。

第6章 他機関に対する応援要請

基本方針

- 防災関係機関は、地震防災応急対策を実施するうえで、他機関の応援等を求める必要がある場合に備えて、事前に協定その他の手続き上の措置を定めるものとする。
なお、各防災関係機関が他機関の応援要請について、その具体的な内容を定める場合には、他の機関との競合に留意するとともに、調整を行うものとする。

第1節 防災関係機関に対する応援要請等

1 市における措置

市は、警戒宣言が発せられた場合において、地震防災応急対策を実施するため大規模地震対策特別措置法第26条第1項の規定により、他の市町村に対して応援を求めるときは、あらかじめ相互に応援協定を締結しておく。

2 費用の負担

他の市町村から、市に応援がなされた場合の応援に要した費用の負担方法は、大規模地震対策特別措置法第31条の規定による。

第2節 自衛隊の地震防災派遣

1 市における措置

(1) 自衛隊の派遣要請

市長は、警戒宣言が発せられた場合において、地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するため自衛隊の支援が必要と認めるときは、県警戒本部長に対して、次の事項を明らかにして、自衛隊の地震防災派遣を要請する。

- ア 派遣を要請する事由
- イ 派遣を要請する期間
- ウ 派遣を希望する区域
- エ その他参考となるべき事項

(2) 関係部隊等との連絡調整

市長は、県警戒本部長からの要請により自衛隊の地震防災派遣が実施された場合には、支援活動の細部に関し、関係部隊等との連絡調整する。

2 部隊受入及び経費負担

地震防災派遣が実施された場合の部隊の受入及び経費の負担区分については、第3編第4章第3節6「災害派遣部隊の受入」7「災害派遣に伴う経費の負担区分」に準じる。

第7章 市民のとりべき措置

基本方針

- 警戒宣言が発せられた場合、市民は、それぞれの家庭及び職場において、人命の安全対策を第一として、混乱の防止に留意しつつ、個人又は共同で、地震被害を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとする。

また、東海地震観測情報（臨時）及び東海地震注意情報が発表された場合においても、今後の情報に注意するものとする。

第1節 家庭においてとりべき措置

- (1) テレビやラジオのスイッチは常に入れ、正確な情報をつかむこと。また、市役所、消防署及び警察署などからの情報に注意する。
- (2) 警戒宣言が発せられた場合、居住者等は、避難場所、耐震性が確保された自宅や庭、自宅付近の広場、空き地等での待機等安全な場所で行動する。
また、このため、あらかじめ自宅の耐震点検等を行い、その耐震性を十分把握しておくこと。
なお、各家庭で食料、生活用品や、屋外での避難・待機等に備えた防寒具、雨具等を準備する。
- (3) 警戒宣言が発せられたとき、家にいる人で家庭の防災会議を開き、仕事の分担と段取りを決めて、すぐに取りかかる。
- (4) とりあえず、身の安全を確保することができる場所を確保し、家具等の転倒防止やガラスの飛散防止措置を確認する。
- (5) 火の使用は自粛する（やむを得ず使用するときは、火のそばから離れないこと）。
- (6) 灯油等危険物やプロパンガスの安全措置をとる。
- (7) 消火器やバケツ等の消火用具の準備、確認を行うとともに、緊急用の水をバケツや風呂桶等に貯めておく。
- (8) 身軽で安全な服装（長袖、長ズボン）に着替えること（底の厚い靴も用意すること）。
- (9) 水、食糧、携帯ラジオ、懐中電灯、医薬品、着替え等の非常持出用品及び救助用具の用意を確認する。
- (10) 万一のときの脱出口を確保すること。また、災害が大きかった場合に備えて避難場所や避難路等を確認し、家族全員が知っておく。
- (11) 自主防災組織は情報収集伝達体制を確保する。
- (12) 自動車や電話の使用は自粛する。

第2節 職場においてとりべき措置

- (1) 防火管理者、保安責任者などを中心に、職場の防災会議を開き、分担に従い、できる限りの措置をとる。
- (2) とりあえず、身の安全を確保することのできる場所を確保し、ロッカー等の転倒防止措置やガラスの飛散防止措置を確認する。
- (3) 火の使用は自粛する。
- (4) 消防計画、予防規程などにに基づき、危険物の保安に注意し、危険箇所を点検する。

- (5) 職場の自衛消防組織の出動体制を整備する。
- (6) 重要書類等の非常持出品を確認する。
- (7) 職場の条件と状況に応じ、安全な場所で待機する。
- (8) 不特定多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考える。
- (9) 正確な情報をつかむとともに、その情報を職場にいる者全員にすばやく伝達する。
- (10) 近くの職場同士で協力し合う。
- (11) マイカーによる出勤、帰宅等は自粛すること。また、危険物車両等の運行は自粛する。

稲 沢 市 地 域 防 災 計 画

－風 水 害 等 災 害 対 策 計 画－

－地 震 災 害 対 策 計 画－

(令和 5 年度修正)

編 集 稲 沢 市 防 災 会 議

発 行 稲 沢 市
